

令和3年度
包括外部監査結果報告書

テーマ

農林水産事業に関する
事務の執行について

令和4年3月
富山市包括外部監査人
高畠 亮一

目次

第1章：包括外部監査の概要.....	1
第1部．包括外部監査の概要.....	2
1. 外部監査の種類.....	2
2. 選定した特定の事件.....	2
3. 特定の事件を選定した理由.....	2
4. 外部監査の対象部署.....	2
5. 外部監査の対象期間.....	2
6. 外部監査の実施期間.....	3
7. 外部監査の方法.....	3
8. 包括外部監査人及び補助者.....	3
9. 利害関係.....	3
10. 語句の説明.....	4
11. その他.....	4
第2章：監査結果の要約.....	5
第1部：農林水産部の外部環境・内部環境.....	6
1. 富山市の農林水産業の概要.....	6
2. 富山市の行財政改革の概要.....	8
3. 農林水産部の概要.....	11
第2部：監査結果の要約.....	15
1. 発見事項の要約.....	15
2. 個別検討により識別された発見事項.....	15
3. 本庁での対応が必要と考えられる発見事項.....	26
第3章：直営施設の検討.....	35
第1部：直営施設の監査方針.....	36
1. 直営施設の監査方針.....	36
第2部：直営施設（往査）の監査結果.....	39
1. 営農サポートセンター.....	39
2. 大山農村環境改善センター.....	52
3. 八尾農村環境改善センター.....	60
4. 林産物展示販売施設（道の駅細入 飛越ふれあい物産センター林林）.....	68
5. 地域資源活用促進施設.....	72
6. 山田交流促進センター.....	77
7. 大長谷交流センター.....	84
8. 黒瀬谷交流センター.....	91
第3部：直営施設（非往査）の監査結果.....	99

1. 住吉小太郎農園	99
2. 農村公園（10 か所）	101
3. 林業総合センター	104
4. 山田ふれあい森林公園	105
5. 山田自然休養村	107
6. 牛岳オートキャンプ場	108
7. 山田米乾燥調製育苗施設	110
8. 八尾市民農園	112
9. 山田農林産物処理加工直販施設	113
第4章：指定管理施設の検討	117
第1部：指定管理施設の監査方針	118
1. 指定管理施設の監査方針	118
第2部：指定管理施設（往査）の監査結果	122
1. 古洞の森自然活用村	122
2. 猿倉山森林公園	139
3. 割山森林公園	153
4. 八尾パインパーク・八尾サンパーク	167
5. 八尾ゆめの森交流施設	179
6. 白木峰山麓交流施設	203
7. 大山農山村交流センター	213
第3部：指定管理施設（非往査）の監査結果	226
1. とやまスローライフ市民農園	226
2. 水橋フィッシュアリーナ	228
3. 水橋東部集落農園	232
4. 水橋東部農村地域交流センター	235
5. 21世紀の森杉ヶ平キャンプ場	238
6. 婦中ふるさと創生館	241
7. ほたるの里農村公園	245
8. 白木峰山麓クラインガルテン	249
第5章：施設管理以外の事務事業の検討	253
第1部：施設管理以外の事務事業の監査方針	254
1. 施設管理以外の事務事業の監査方針	254
第2部：施設管理以外の事務事業の監査結果	268
1. 地場もん屋運営事業費	268
2. 大区画貸付農地管理事業	271
3. 農業団体経営安定対策事業	275
4. 6次産業化等支援事業	276

5.	「目指せ担い手」農地集積促進事業.....	279
6.	企業等農業参入対策事業.....	281
7.	地域農産物生産支援事業.....	285
8.	薬用植物振興対策事業.....	291
9.	エゴマ安定栽培実証調査・生産普及拡大事業.....	293
10.	沿岸漁業振興対策事業.....	296
11.	漁港管理費.....	301
12.	地域材活用促進事業.....	305
13.	代替エネルギー用材等活用促進事業.....	308
14.	森のちから再生事業.....	310
15.	自然環境保全対策事業費.....	314
16.	鳥獣対策事業.....	318
17.	市管理農道区画線補修事業費.....	323
18.	環境対策事業.....	326
19.	林道等維持管理事業費.....	329
20.	とやま棚田保全事業.....	331

第6章：その他の行政財産・普通財産の検討.....333

第1部：その他の行政財産・普通財産の監査方針.....334

1.	その他の行政財産・普通財産の監査方針.....	334
----	-------------------------	-----

第2部：その他の行政財産・普通財産の監査結果.....336

1.	市道上千俵牧田線残地.....	336
2.	神通川左岸排水第3土地改良区農業用施設.....	337
3.	熊野北部企業団地用排水路.....	338
4.	八尾町採土跡地(無償分).....	340
5.	八尾町採土跡地(有償分).....	341
6.	土地改良事業記念碑.....	343
7.	県立自然公園.....	344
8.	中山間地総合整備事業用地.....	345
9.	古里中区配水場跡地.....	346
10.	安田排水機場.....	347
11.	砂子田道路.....	348
12.	フォレストアメニティ展望台.....	350
13.	猿倉山森林公園先行取得.....	351
14.	立山山麓林業センター敷地.....	352
15.	三田地区工業用地.....	354
16.	山田りんご体験農園管理施設.....	355
17.	大庄東部集落センター敷地.....	356
18.	瀬戸集落センター.....	357

19. いちじく圃場.....	359
第7章：外郭団体の検討.....	361
第1部：外郭団体の監査方針.....	362
1. 指定管理施設の監査方針.....	362
第2部：外郭団体の監査結果.....	363
1. 株式会社八尾サービス.....	363
2. 株式会社ほそいり.....	376
第8章：特別会計の検討.....	388
第1部：特別会計の監査方針.....	389
1. 特別会計の監査方針.....	389
第2部：特別会計の監査結果.....	390
1. 農業集落排水事業.....	390
2. 公設地方卸売市場事業.....	400

第 1 章：包括外部監査の概要

第1部. 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項の規定による包括外部監査

2. 選定した特定の事件

農林水産事業に関する事務の執行について

3. 特定の事件を選定した理由

富山市の農林水産業は、これまで日本有数のコメの生産地として、また、富山湾で獲れる多種多様な水産物の供給元として、国民の食生活に多大なる貢献をしてきた。しかし、昨今では、コロナ禍により国民のライフスタイルが大きく変化した結果、主食用米や水産物の需給が大幅に緩むなど、富山市の農林水産業をめぐる環境にも急激な変化が認められる。

なお、富山市は、第2次富山市総合計画基本構想に定める都市像「人・まち・自然が調和する活力都市とやま」を実現するため、平成29年度～令和3年度を対象として前期基本計画を策定している。本計画では、総額1,446億円の予算を投じて51の施策が立案されているが、その中で「暮らしの安全を守り安らぎを与える森づくり」、「中山間地域の振興」及び「強い農林水産業の振興」の目標を実現するため、六次産業化の推進、担い手への農地集積促進と農業生産基盤の整備等の複数の農業関連事業が予定されている。本計画期間の最終年度である現時点において、農林水産事業の達成状況等を監査することは、富山市が後期基本計画を策定する上でも有益な気付きを与え得るものとする。

また、令和3年度の当初予算案に含まれる農林水産業費は46億円と、一般会計歳出予算額1,727億円の2.7%を占める。当該予算規模は、商工費40億円、消防費44億円よりも多額であり、1つの部局の支出としては相応の重要性が認められる。加えて、富山市は平成17年に市町村合併を行っており、農林水産部は旧町村部を中心に多数の直営施設、指定管理施設、施設以外の行政財産や普通財産、外郭団体、特別会計を所管している。そのため、農林水産部の監査を通じてこれらのテーマを横断的に検討することで、富山市に存在する課題を幅広く識別することができるものとする。

以上により、農林水産事業に関する事務の執行を監査することに意義があると判断した。

4. 外部監査の対象部署

農林水産部の各課及び出先機関。

なお、必要に応じて、農林水産部が所管する公の施設の管理を行わせるもの（出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものに限る）及び農林水産部が所管する外郭団体を追加で監査の対象とした。

5. 外部監査の対象期間

原則として令和2年度を対象として、必要に応じて他の年度も対象とした。

6. 外部監査の実施期間

令和3年6月1日から令和4年3月31日まで

なお、令和3年4月から令和3年5月までは特定の事件の選定、監査補助者の選任及び予備調査等を実施した。

7. 外部監査の方法

(1) 主な監査要点

主に以下の監査要点について監査を実施した。なお、詳細な監査要点は各章で記載しているため、そちらを参照のこと。

- ア. 農林水産部における財務に関する事務の執行等が、法令、条例、富山市の規則、要綱等に準拠して行われているか
- イ. 農林水産部が所管する直営施設が、経済性、効率性、有効性の観点から適切に管理運営されているか
- ウ. 農林水産部が所管する指定管理施設が、経済性、効率性、有効性の観点から適切に管理運営されているか
- エ. 農林水産部が所管する施設管理以外の事務事業が、経済性、効率性、有効性の観点から適切に実施されているか
- オ. 農林水産部が所管する直営施設、指定管理施設以外の行政財産及び普通財産が、適正に管理され有効に活用されているか
- カ. 農林水産部が所管する外郭団体が、経済性、効率性、有効性の観点から適切に運営されているか
- キ. 農林水産部が所管する特別会計が、経済性、効率性、有効性の観点から適切に運営されているか

(2) 主な監査手続

担当課への確認、関連資料の閲覧や証憑突合、推移分析等の分析的手続、現地視察を中心として実施した。なお、監査要点毎の詳細な監査手続は各章で記載しているため、そちらを参照のこと。

8. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	高畠 亮一	公認会計士
補助者	布目 剛	公認会計士
補助者	細見 孝次	弁護士、公認会計士
補助者	茶木 梨津子	公認会計士

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定に記載すべき利害関係はない。

10. 語句の説明

当報告書に記載する「指摘事項」及び「意見」の定義は、次のとおりである。

「指摘事項」とは、一連の事務手続等の中で、法令、条例、規則等に違反している場合（形式的な誤りを含む。）、或いは違法ではないが社会通念上著しく適当でないと考えられる場合に該当する事項を記載している。

「意見」とは、一連の事務手続等の中で、組織及び運営の面で合理化に役立つものとして専門的見地から改善を提言する事項を記載している。

11. その他

- 本報告書における数値は、原則として千円単位で表示し、単位未満を切り捨て表示した。
- 本報告書における表は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合等がある。
- 本報告書における比率（％）は、原則として小数点第2位を四捨五入した。
- 本報告書に掲記している図、表等の資料は、特に明記の無い限り、農林水産部等富山市が作成した資料、農林水産部の所管する公の施設の管理を行わせているものが作成した資料、農林水産部の所管する外郭団体が作成した資料及びこれらの資料を基に監査人が加工したものである。

第 2 章：監査結果の要約

第1部：農林水産部の外部環境・内部環境

1. 富山市の農林水産業の概要

(1) 富山市の農業の概況

ア. 農業従事者等の概要

少子高齢化により総人口の減少以上に農業人口が減少しているが、農業の組織化、農地の集約化が進み、農家1戸当たりの耕地面積は増加傾向にある。

	H17	H22	H27	R2
総人口	421,239人	421,953人	418,686人	414,171人
総農家数	8,370戸	7,958戸	6,570戸	4,962戸
基幹的農業従事者	4,747人	4,453人	4,267人	3,377人
総人口に占める基幹的農業従事者の割合	1.1%	1.1%	1.0%	0.8%
耕地面積	13,700ha	13,500ha	13,300ha	13,100ha
1戸当たり耕地面積	1.5ha	1.7ha	2.0ha	2.6ha

出典：2021年農林水産業の動き（富山市農林水産部）

イ. 農業産出額の推移

富山県は伝統的に稲作が盛んであり、富山市においても農業産出額の70%以上を米が占めている。米は、主にコシヒカリが生産されている。野菜は、ニンジン、キャベツ、白ネギ、トマト、小松菜の生産が多くなっている。果実は、呉羽地区で生産されている梨が特産品となっている。

単位：億円

	H27	H28	H29	H30	R1	割合
米	86.8	94.6	96.5	96.0	95.7	75%
野菜	13.2	15.0	15.2	15.1	13.4	11%
果実	10.0	11.9	12.0	12.0	13.4	11%
その他	8.1	7.2	6.8	6.2	5.9	3%
合計	118.1	128.7	130.5	129.3	128.4	100%

出典：2021年農林水産業の動き（富山市農林水産部）

また、富山市は、新産業の創出や地域活性化等のためにエゴマや薬用作物の栽培を促進している。

単位：a

	H28	H29	H30	R1	R2	割合
エゴマ	1,535.1	1,906.4	3,006.4	2,290.9	2,093.8	90%
薬用シャクヤク	161.8	177.6	182.2	173.7	108.2	5%
黒ゴマ	134.1	130.7	88.6	81.9	40.3	2%
トウガラシ	56.8	55.4	74.0	54.0	55.7	2%
トウキ	19.3	18.5	21.0	6.3	23.6	1%
合計	1,907.1	2,288.6	3,372.2	2,606.8	2,321.6	100%

出典：2021年農林水産業の動き（富山市農林水産部）

(2) 富山市の林業の概況

ア. 森林面積の概要

富山市は、平成 17 年の市町村合併を経て全国 11 位の市域面積を有しており、特に旧町村部に広大な森林を有している。

単位：ha

地域		総土地面積	森林面積				森林率
			計	国有林	民有林		
					計	うち人工林	
地域別	旧富山市		699	14	684	63	
	旧大沢野町		4,204	149	4,056	1,880	
	旧大山町		53,699	23,276	30,422	4,205	
	旧八尾町		19,117	3,723	15,394	5,321	
	旧婦中町		1,884	1	1,883	607	
	旧山田村		2,979	7	2,972	1,114	
	旧細入村		3,734	1,030	2,704	764	
富山市合計		124,177	86,316	28,200	58,115	13,954	70%
富山県		424,761	285,300	105,512	179,788	51,205	67%

出典：2021 年農林水産業の動き（富山市農林水産部）

(3) 富山市の水産業の概況

ア. 漁獲高の概要

富山市は、水橋と四方に漁港を、岩瀬に港湾を有しており、それぞれホタルイカ、白エビ、ブリ等の特産品を水揚げしている。

	H30		R1		R2	
	数量(t)	金額(千円)	数量(t)	金額(千円)	数量(t)	金額(千円)
ほたるいか	195	324,966	155	391,341	697	391,253
白エビ	356	558,849	420	731,282	323	392,743
アジ類	314	84,104	216	53,088	237	68,538
ブリ					59	56,484
その他	1,952	595,629	1,036	461,249	946	407,145
合計	2,817	1,563,548	1,827	1,636,960	2,262	1,316,163

出典：2021 年農林水産業の動き（富山市農林水産部）

イ. 漁船保有状況の概要

富山市に所在する漁船は、総トン数は大きく変化していないが小規模の漁船が減少しており、漁船の大型化が進んでいる。

単位：t

	H27	H28	H29	H30	R1
無動力漁船	90.1	98.9	96.5	96.5	96.5
10t 未満の漁船	260.1	242.8	240.5	224.4	220.0

	H27	H28	H29	H30	R1
10t以上の漁船	168.1	182.1	182.1	182.1	196.2
合計	518.3	523.8	519.1	503.0	512.7

出典：2021年農林水産業の動き（富山市農林水産部）

2. 富山市の行財政改革の概要

(1) 富山市の総合計画の概要

ア. 富山市における総合計画の位置づけ

総合計画は、富山市の最上位に位置づけられる計画であり、まちづくりにおける長期的かつ基本的な方針を示すものである。

総合計画は、10年間の基本構想をベースとして、当初5年間の前期基本計画、残り5年間の後期基本計画、各年度単位で策定される実施計画で構成されている。

基本構想は、長期的な展望のもと、富山市が目指す都市像とまちづくりの目標を定め、その目標を達成するための施策の基本的な方向を定めるものである。

基本計画は、基本構想を具体化するための基本的な施策の体系を明らかにするものである。

実施計画は、基本計画で定める施策を計画的に実施するため、必要な事業を明らかにするものであり、社会・経済情勢等の変化に応じながら、施策の実効性の確保を図るために毎年度策定するものである。

策定期間	計画名称
平成19年	第1次富山市総合計画 基本構想（平成19年～平成28年） 第1次富山市総合計画 前期基本計画（平成19年～平成23年）
平成24年	第1次富山市総合計画 後期基本計画（平成24年～平成28年）
平成29年	第2次富山市総合計画 基本構想（平成29年～令和8年） 第2次富山市総合計画 前期基本計画（平成29年～令和3年）
令和4年	第2次富山市総合計画 後期基本計画（令和4年～令和8年）

イ. 第2次富山市総合計画前期基本計画の概要

監査対象である令和2年度は、第2次富山市総合計画前期基本計画の対象期間となっている。当該計画では、4つのまちづくり目標を設定し、14の政策、51の施策、151の総合計画事業を設定している。このうち、総合計画事業は、施策を実現するための事業のうち、特に計画的・積極的に推進する事業であり、「第5章 施設管理以外の事務事業の検討」で事務事業のサンプルを抽出する際に、抽出目線の一つとして活用する。

(2) 富山市の行政改革計画の概要

ア. 富山市の行政改革の推移

富山市は、平成17年12月に富山市行政改革大綱を策定し、以下の7つの基本目標を定めている。

- ① 簡素で効率的な行政運営
- ② 健全な財政運営の確保

- ③ 時代に対応した行政サービスの提供
- ④ 人事管理及び給与の適正化
- ⑤ 職員の意識改革と組織の活性化
- ⑥ 行政の公正の確保と透明性の向上
- ⑦ 市民との協働の推進

それ以来、国の行政改革の取り組み状況を踏まえながら、大綱に基づき実施計画を策定し、行財政改革を着実に進めている。

策定期間	計画名称
平成 17 年 12 月	富山市行政改革大綱
平成 18 年 3 月	第 1 期富山市行政改革実施計画（平成 18 年～平成 22 年）
平成 23 年 3 月	第 2 期富山市行政改革実施計画（平成 23 年～平成 27 年）
平成 28 年 3 月	第 3 期富山市行政改革実施計画（平成 28 年～令和 2 年）
令和 3 年 3 月	第 4 期富山市行政改革実施計画（令和 3 年～令和 7 年）

イ. 第 4 期富山市行政改革計画の概要

監査対象である令和 2 年度は、第 3 期富山市行政改革実施計画の対象期間となっており、また、令和 2 年度中に第 4 期富山市行政改革実施計画が策定・公表されている。第 4 期富山市行政改革実施計画の概要は以下のとおりである。

基本理念	将来にわたる都市経営の視点をもった行財政運営への転換	
基本方針	コロナ禍を契機として、これまで進捗が遅れていた行政手続きのオンライン化などについて迅速かつ集中的に取り組むとともに、事務事業の見直しを始め、PPP の推進や公共施設マネジメントなどの残された課題について丁寧かつ着実に取り組む	
構成	4 つの重点事項と、それに付帯する 55 の取組項目から構成される	
重点事項	スマート自治体の推進 【15 項目】	デジタル技術を最大限活用し、事務効率を高めるとともに、今までの慣行や考え方の見直しを行い、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進に努める。また、電子申請の導入等、次世代型行政サービスの提供を推し進める一方で、対面で行うサービスとのバランスを意識した「やさしいデジタル化」を目指す
	行政資源の最適化 【24 項目】	限られた財源、人材や施設等の行政資源について最大限有効活用すると同時に、その維持・管理に係るコストの縮減に努めることで、効率的かつ効果的な行政運営を行う
	多様な主体との共創・協働 【9 項目】	地方自治体の役割・ニーズが多様化するなか、行政の力だけでは対応できない諸課題について、市民からのアイデアや民間事業者の活力・ノウハウ等を取り入れながら解決を図る
	適正かつ柔軟な働き方と組	組織や外郭団体等のあり方や運営について、不断の効率化・適正化に取り組むとともに、柔軟かつ多様な働き方や

	織の実現 【7項目】	職員の育成方針を検討し、個々の能力を十分発揮できる環境づくりに努める
位置づけ	当計画は、富山市の総合計画や「まち・ひと・しごと総合戦略」の推進を downstream するための計画と位置づける	
計画期間	令和3年度～令和7年度の5年間	
評価体制	中間評価（＝ローリング）の体制を新たに設け、行政改革推進委員会等、有識者による第三者的な視点からの意見を取り入れながら、計画の中間年度（令和5年度）に、必要に応じて計画全体の見直しや新たな取組項目の追加等を行う	
数値目標	基礎的財政収支： 計画期間において黒字を継続 実質公債費比率： 計画期間において12.0%以内とする 将来負担比率： 令和7年度までに概ね126%以内とする 職員数の適正化： 全部門を対象に現状4,035人の職員数を維持する	

ウ. 第4期富山市行政改革計画の取組項目の概要

第4期富山市行政改革計画は55の取組項目から構成されているが、そのうち以下の項目は農林水産部の監査にも関連性が高いと考えられるため、適宜所管課に取組状況等を確認しながら監査手続を実施する。

No	取組項目名	所管課	概要
16	補助金等の見直し	行政経営課	令和1年度に策定した「富山市補助金等の適正化に向けたガイドライン」に基づき補助金等の見直しを行い、その進捗状況等を補助金等交付適正化審議会で評価する
17	公の施設の使用料の適正化	行政経営課	サービスの提供に要するコストや公共性に基づく負担割合、類似施設の市場価格などをもとに使用料の算定根拠を明確化し、受益者負担の公平性を確保する
19	公共施設マネジメントの推進（関連計画の改訂等）	行政経営課	平成28年度に策定された「富山市公共施設等総合管理計画」と平成29年度に策定された「富山市公共施設マネジメントアクションプラン戦略編及び第1次実行編」について、令和3年度に総合計画の改訂及び第2次実行編の策定が必要となる
20	公共施設マネジメントの推進（地域別実行計画の着実な実行）	行政経営課	平成29年度に策定された「富山市公共施設マネジメントアクションプラン戦略編及び第1次実行編」を着実に実行するため、住民参加のワークショップを開催し、その意見を反映させた「地域別実行計画」を策定・遂行する
21	事務事業の見直し	財政課	予算要求にあたり、新規事業を除いた全ての政策的経費の事業について「必要性」、「補完性」、「効率性」、「有効性」を評価し、「廃止・休止」、「縮小」、「継続」などの事業の方向性を明確にする
22	行政財産使用料の	管財課	行政財産の目的外使用料について、全庁的な減免基準を

No	取組項目名	所管課	概要
	減免基準の適正化		策定し、実務上での運用を開始する
23	固定資産台帳の利用による活用可能な公有財産の検討	管財課	固定資産台帳の整備により把握された「活用方針未検証物件」について活用可能性を検証するとともに、市外部からの需要喚起のため固定資産台帳の公表内容や方法を検討する
24	未利用資産の活用の推進	管財課/ 行政経営課	行政目的を終えた財産や施設等の管理・活用体制を整備するとともに、他都市の事例を調査し資産の管理と活用の方針を策定する
28	農業集落排水施設の維持管理の一元化	農村整備課	維持管理費の軽減・抑制のため、「富山県全県域下水道ビジョン 2018」に則って公共下水道等への接続を進める
42	指定管理者制度の見直しとモニタリングを通じたサービス向上	行政経営課	所管課による指定管理業務のモニタリングの実効性を高めるため、所管課及び指定管理者双方で自己評価を行うモニタリングレポートを導入するとともに、外部専門家による評価制度の導入可能性について検討する
46	PPP 手法による公設地方卸売市場の再整備	地方卸売市場	公設地方卸売市場を PPP 手法で再整備することとし、市場施設のコンパクト化とそれにより生じた余剰地への民間収益施設の誘致を行う
49	外郭団体の見直し	行政経営課	「富山市外郭団体の見直しに関する指針」に基づき各団体に第 2 期経営改善計画を策定させるとともに、第 1 期経営改善計画の達成状況に応じて各団体の今後のあり方や方向性を再検討する
50	内部統制の適正かつ効率的な運用	行政経営課	令和 4 年度から本格導入する内部統制制度を適切に運用するとともに、それを通じて行政事務におけるリスクへの対応策の整備を促進し、リスクの通減を図る

3. 農林水産部の概要

(1) 農林水産部の概要

ア. 農林水産部の組織の概要

農林水産部は以下の課、係で構成されており、それぞれ以下の業務を実施している。

課	係	主な業務
農政企画課	企画係	農政の総合的な企画及び調整、農林漁業の振興計画の推進、中山間地の振興、農業振興地域の整備、農地利用の円滑化推進、農業経営相談や担い手育成、農業金融対策、農地転用の許可など
	農地利用係	
	経営支援係	
農業水産課	水田営農係	農業、畜産業及び水産業の振興、米穀等の計画的生産及び消費の推進、家畜伝染病の防疫及び畜産の環境改善、漁港及び漁港海岸の維
	園芸畜産係	

	水産漁港係	持管理など
森林政策課	林政係	林業の振興、市有林及び市行造林の管理経営、治山及び林道の整備、自然環境の保全など
	森林整備係	
農村整備課	整備指導係	土地改良事業の調査、計画、指導及び助成、農地の整備、農業用排水路の整備、農道の整備、農業集落排水事業の管理運営、地籍調査など
	農地整備係	
	農村下水道係	
	国営ほ場整備対策班	
農林事務所 農地林務課	農地係	大沢野行政サービスセンターに所在し、旧町村部を対象に森林政策課と農村整備課の業務を実施
	林務係	
農林事務所 農業振興課	管理係	大沢野行政サービスセンターに所在し、旧町村部を対象に農政企画課と農業水産課の業務を実施
	振興係	
営農サポートセンター	活動支援係	施設の管理及び使用許可、農業に係る研修及び講座の開催、農業者の支援など
	研修係	
地方卸売市場	業務管理係	市場施設の運営管理及び市場業務等の許認可、市場における売買取引の監督、富山市公設地方卸売市場取引運営協議会に関する事務など

イ. 富山市の一般会計（歳出）に占める農林水産業費の割合

令和2年度の一般会計当初予算（歳出）は165,568,489千円であり、そのうち4,645,873千円（2.8%）が農林水産業費となっている。当該歳出の中には、農林水産部が所管する直営施設や指定管理施設の施設管理費、特別会計への繰出金等が含まれている。

単位：千円

款	R1		R2		対前年度比較	
	当初予算 A	構成比	当初予算 B	構成比	B-A	B/A
民生費	60,220,372	36.7%	63,465,067	38.3%	3,244,695	105.4%
土木費	24,276,712	14.8%	23,859,883	14.4%	▲416,829	98.3%
公債費	22,102,044	13.4%	21,597,681	13.0%	▲504,363	97.7%
総務費	16,977,177	10.3%	16,822,901	10.2%	▲154,276	99.1%
教育費	13,718,688	8.3%	16,125,307	9.7%	2,406,619	117.5%
衛生費	9,458,210	5.8%	8,701,455	5.3%	▲756,755	92.0%
消防費	5,694,308	3.5%	5,207,994	3.1%	▲486,314	91.5%
農林水産業費	4,616,214	2.8%	4,645,873	2.8%	29,659	100.6%
商工費	5,660,970	3.4%	3,586,860	2.2%	▲2,074,110	63.4%
議会費	795,051	0.5%	764,969	0.5%	▲30,082	96.2%
労働費	595,504	0.4%	618,499	0.4%	22,995	103.9%
予備費	100,000	0.1%	100,000	0.1%	-	100.0%
災害復旧費	23,500	0.0%	72,000	0.0%	48,500	306.4%

合計	164,238,750	100.0%	165,568,489	100.0%	1,329,739	100.8%
----	-------------	--------	-------------	--------	-----------	--------

ウ. 農林水産部が所管する特別会計

富山市は、16の特別会計を有するが、そのうち2つ（農業集落排水事業、公設地方卸売市場事業）は農林水産部が所管している。

単位：千円

特別会計名	R1	R2	対前年度比較
公債管理	27,727,384	24,040,161	▲3,687,223
駐車場事業	378,597	360,914	▲17,683
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	72,125	81,610	9,485
後期高齢者医療事業	10,540,820	10,924,570	383,750
まちなか診療所事業	125,993	142,094	16,101
介護保険事業	42,491,557	43,913,244	1,421,687
国民健康保険事業	35,368,236	33,602,331	▲1,765,905
企業団地造成事業	483,988	1,221,869	737,881
白樺ハイツ事業	33,283	33,473	190
牛岳温泉健康センター事業	43,351	46,164	2,813
牛岳温泉スキー場事業	160,240	156,525	▲3,715
競輪事業	11,734,869	13,332,243	1,597,374
農業集落排水事業	1,469,680	1,476,539	6,859
公設地方卸売市場事業	293,157	363,124	69,967
軌道整備事業	21,029	27,698	6,669
賃貸住宅・店舗事業	145,378	160,632	15,254
合計	131,089,687	129,883,191	▲1,206,496

エ. 農林水産部が所管する指定管理施設

富山市は、323の指定管理施設を有するが、そのうち以下の16施設は農林水産部が所管している。

所管課	施設名称	指定管理者名	管理者属性
農政企画課	とやまスローライフ市民農園	NPO 法人里山倶楽部	民間
農業水産課	古洞の森自然活用村	NPO 法人ワーカーズコープ	民間
	水橋フィッシャリーナ	NPO 法人浦島倶楽部	民間
農村整備課	水橋東部集落農園	水橋東部地区集落環境施設管理組合	民間
	水橋東部農村地域交流センター	水橋堅田町内会	民間
農林事務所 農地林務課	猿倉山森林公園	富山市大沢野健康文化推進財団	外郭団体
	21世紀の森 杉ヶ平キャンプ場	NPO 法人大長谷村づくり協議会	民間
	割山森林公園	(株)ほそいり	外郭団体
	婦中ふるさと創生館	富山市婦中公園緑地管理公社	外郭団体
農林事務所	八尾パインパーク	(株)八尾サービス	外郭団体
農業振興課	八尾サンパーク	(株)八尾サービス	外郭団体

所管課	施設名称	指定管理者名	管理者属性
	八尾ゆめの森交流施設	㈱八尾サービス	外郭団体
	白木峰山麓交流施設	NPO 法人大長谷村づくり協議会	民間
	ほたるの里農村公園	仁歩地区自治振興会	民間
	大山農山村交流センター	㈱大山観光開発	外郭団体
	白木峰山麓ラインガルデン	NPO 法人大長谷村づくり協議会	民間

オ. 農林水産部が所管する外郭団体

外郭団体とは、地方自治法の規定に基づき富山市が経営状況等に一定程度関与することができる団体（富山市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの25%以上を出資又は出捐している団体）である。

富山市は、21の外郭団体を有するが、そのうち2社（㈱八尾サービス、㈱ほそいり）は農林水産部が所管している。

外郭団体名	所管課
富山市土地開発公社	用地課
（社福）富山市社会福祉事業団	福祉政策課
（公社）富山市シルバー人材センター	長寿福祉課
（公財）富山市生活環境サービス	環境政策課
（公財）富山市ファミリーパーク公社	公園緑地課
（公財）富山市学校給食会	学校保健課
（一財）富山市大沢野健康文化推進財団	大沢野行政サービスセンター地域福祉課
（一財）富山市婦中公園緑地管理公社	土木事務所管理課
㈱八尾サービス	農林事務所農業振興課
（一財）岩瀬カナル会館	薬業物産課
（一財）富山市ガラス工芸センター	企画調整課
㈱ほそいり	農林事務所農地林務課
（公財）富山市勤労者福祉サービスセンター	商業労政課
大山観光開発㈱	観光政策課
（公財）富山市民文化事業団	文化国際課
（社福）富山市社会福祉協議会	福祉政策課
富山大手町コンベンション㈱	観光政策課
㈱富山市民プラザ	企画調整課
（公財）富山市体育協会	スポーツ健康課
（一財）富山勤労総合福祉センター	商業労政課
富山ウエスト開発㈱	工業政策課

第2部：監査結果の要約

1. 発見事項の要約

(1) 発見事項の要約

当監査では、農林水産部が所管する「直営施設（第3章）」、「指定管理施設（第4章）」、「施設管理以外の事務事業（第5章）」、「その他の行政財産・普通財産（第6章）」、「外郭団体（第7章）」、「特別会計（第8章）」を対象に個別検討を実施した。

個別検討により識別された発見事項は、指摘事項が22個、意見が60個である（複数の施設で発見された同じ内容の指摘事項・意見は、1個とカウントしている）。全指摘事項のうち18個（81%）は直営施設及び指定管理施設で発見されている。また、全指摘事項のうち7個（31%）は直営施設及び指定管理施設における備品管理に関するものである。指摘事項及び意見の詳細は、下記2. 及び第3章～第8章の各検討結果を参照のこと。

その他、下記3. では、類似の発見事項が頻発していることにより本庁での追加対応が必要と考えられる論点について、全庁的な目線で指摘事項又は意見を記載している。当該発見事項については、指摘事項が1個となっている。また、下記3. では、それ以外で個別検討により識別された発見事項のうち主に本庁が対応すべき事項についても担当部署を明確にするため要約、再掲している。これらの記載内容は、個別検討により識別された発見事項と同じであるため、指摘事項や意見としてカウントしない。

この結果、今回の包括外部監査全体で発見された指摘事項は23個、意見は60個となった。

ア. 監査対象区分ごとの発見事項数

監査区分	論点	指摘事項	意見
第3章： 直営施設の検討	施設のあり方や存在意義	1	13
	富山市の歳入・歳出	2	16
	指定管理者の選定過程及び指定管理料の計算方法	1	6
第4章： 指定管理施設の検討	指定管理業務	3	3
	公有財産管理	2	2
	備品管理	7	4
	現金管理	2	-
第3章～第4章 施設の検討 小計		18	44
第5章：施設管理以外の事務事業の検討		1	7
第6章：その他の行政財産・普通財産の検討		3	2
第7章：外郭団体の検討		-	2
第8章：特別会計の検討		-	5
個別検討により識別された発見事項 計		22	60
本庁での追加対応が必要と考えられる発見事項		1	-
発見事項 合計		23	60

2. 個別検討により識別された発見事項

(1) 「第3章 直営施設の検討」における発見事項一覧

農林水産部は、事務事業として予算化されている複数の直営施設を有する。

第3章では、直営施設について往査サンプルを抽出し、第2部で往査施設について、第3部で非往査施設についてそれぞれ以下の監査目線で監査手続を実施した（往査サンプルの抽出目線や各監査目線に係る詳細な監査手続は第3章 第1部を参照）。

ア. 往査施設（第2部）の監査目線

- ① 施設のあり方や存在意義の検討
- ② 富山市の歳入・歳出の検討
- ③ 公有財産管理の検討
- ④ 備品管理の検討
- ⑤ 現金管理の検討

イ. 非往査施設（第3部）の監査目線

- ① 施設のあり方や存在意義の検討
- ② 富山市の歳入・歳出の検討

その結果、以下の発見事項が識別された。

<下記発見事項一覧に関する補足>

- 下記一覧の「項目番号」は、各直営施設における発見事項の番号に対応している。
- 下記一覧の「監査目線」は、上記の監査目線に対応している。
- 本庁の部署が対応すべき論点や、類似の指摘・意見が頻発している論点は、下記一覧の「本庁対応」欄でグルーピングしたうえで、「3. 本庁での対応が必要と考えられる発見事項」に内容を記載する。

通番	監査目線	指摘意見 No	発見事項	本庁対応
第2部：1. 営農サポートセンター				
1	①存在意義	意見1	楽農学園事業の講座内容の見直し	
2	①存在意義	意見2	会議棟の利用促進策の検討	
3	②歳入歳出	意見3	庭園や花壇の維持管理費の見直し	
4	②歳入歳出	意見4	電力契約の見直し	
5	②歳入歳出	意見5	楽農学園事業の講座受講料の見直し	
6	②歳入歳出	意見6	楽農学園事業の歳入予算の精緻化	
7	②歳入歳出	意見7	講座受講料の決定や見直しに係る事務手続	
8	③公有財産	意見8	遊休財産の活用方針の整理	
9	④備品管理	指摘事項3	標示票の貼付漏れ及び記載不備	ア. 備品管理体制
10	④備品管理	指摘事項4	遊休備品の処分漏れ	ア. 備品管理体制
第2部：2. 大山農村環境改善センター				
11	②歳入歳出	意見9	施設廃止を見据えた経費の最小化	
12	②歳入歳出	意見10	類似施設における使用料や実費負担の整合性確保	イ. 施設使用料等
13	③公有財産	指摘事項8	富山市公有財産管理規則の見直し	ウ. 公有財産
14	③公有財産	意見11	多目的ホールのメンテナンス	
15	④備品管理	指摘事項1	備品台帳への単価記載漏れ	ア. 備品管理体制
16	④備品管理	指摘事項2	備品台帳の数量と現物数量との不一致	ア. 備品管理体制

通番	監査目線	指摘意見 No	発見事項	本庁対応
17	④備品管理	指摘事項 3	標示票の貼付漏れ及び記載不備	ア. 備品管理体制
18	④備品管理	指摘事項 5	備品要件を満たさない物品の備品台帳からの削除漏れ	ア. 備品管理体制
第 2 部： 3. 八尾農村環境改善センター				
19	①存在意義	意見 12	施設廃止に向けた関係部署間での連携	
20	②歳入歳出	意見 10	類似施設における使用料や実費負担の整合性確保	イ. 施設使用料等
21	③公有財産	指摘事項 8	富山市公有財産管理規則の見直し	ウ. 公有財産
22	④備品管理	指摘事項 1	備品台帳への単価記載漏れ	ア. 備品管理体制
23	④備品管理	指摘事項 2	備品台帳の数量と現物数量との不一致	ア. 備品管理体制
24	④備品管理	指摘事項 3	標示票の貼付漏れ及び記載不備	ア. 備品管理体制
25	④備品管理	指摘事項 4	遊休備品の処分漏れ	ア. 備品管理体制
26	④備品管理	指摘事項 5	備品要件を満たさない物品の備品台帳からの削除漏れ	ア. 備品管理体制
27	④備品管理	意見 13	富山市の備品と施設利用者の備品の区分管理	ア. 備品管理体制
28	④備品管理	意見 14	開錠不能になっている金庫の処分	
第 2 部： 4. 林産物展示販売施設（飛越ふれあい物産センター林林）				
29	②歳入歳出	意見 15	目的外使用料の見直し	イ. 施設使用料等
第 2 部： 5. 地域資源活用促進施設				
			発見事項無し	
第 2 部： 6. 山田交流促進センター				
30	②歳入歳出	意見 9	施設廃止を見据えた経費の最小化	
31	④備品管理	指摘事項 1	備品台帳への単価記載漏れ	ア. 備品管理体制
32	④備品管理	指摘事項 2	備品台帳の数量と現物数量との不一致	ア. 備品管理体制
33	④備品管理	指摘事項 3	標示票の貼付漏れ及び記載不備	ア. 備品管理体制
34	④備品管理	指摘事項 4	遊休備品の処分漏れ	ア. 備品管理体制
35	④備品管理	指摘事項 6	寄付により受入れた備品の管理	ア. 備品管理体制
第 2 部： 7. 大長谷交流センター				
36	①存在意義	意見 16	複合施設における管理主体の明確化	エ. 施設管理主体
37	②歳入歳出	意見 17	施設使用料及び実費負担の考え方の整理	イ. 施設使用料等
38	③公有財産	指摘事項 8	富山市公有財産管理規則の見直し	ウ. 公有財産
39	④備品管理	指摘事項 1	備品台帳への単価記載漏れ	ア. 備品管理体制
40	④備品管理	指摘事項 2	備品台帳の数量と現物数量との不一致	ア. 備品管理体制
41	④備品管理	指摘事項 3	標示票の貼付漏れ及び記載不備	ア. 備品管理体制
42	④備品管理	指摘事項 4	備品要件を満たさない物品の備品台帳からの削除漏れ	ア. 備品管理体制
43	④備品管理	意見 18	富山市の備品と施設利用者の備品の区分管理	ア. 備品管理体制
44	⑤現金管理	指摘事項 9	富山市職員による業務外での現金管理行為の解消	
第 2 部： 8. 黒瀬谷交流センター				
45	②歳入歳出	指摘事項 10	行政財産の使用許可漏れ及び目的外使用料の徴収漏れ	

通番	監査目線	指摘意見 No	発見事項	本庁対応
46	②歳入歳出	意見 17	施設使用料及び実費負担の考え方の整理	イ. 施設使用料等
47	③公有財産	指摘事項 8	富山市公有財産管理規則の見直し	ウ. 公有財産
48	④備品管理	指摘事項 1	備品台帳への単価記載漏れ	ア. 備品管理体制
49	④備品管理	指摘事項 2	備品台帳の数量と現物数量との不一致	ア. 備品管理体制
50	④備品管理	指摘事項 3	標示票の貼付漏れ及び記載不備	ア. 備品管理体制
51	④備品管理	指摘事項 4	遊休備品の処分漏れ	ア. 備品管理体制
52	④備品管理	指摘事項 5	備品要件を満たさない物品の備品台帳からの削除漏れ	ア. 備品管理体制
53	④備品管理	意見 18	富山市の備品と施設利用者の備品の区分管理	ア. 備品管理体制
第 3 部： 1. 住吉小太郎農園				
54	①存在意義	意見 19	施設の利用促進策の検討	
第 3 部： 2. 農村公園(10 か所)				
55	①存在意義	意見 20	卯花水辺公園の存廃方針の検討	
56	②歳入歳出	意見 21	管理費負担の公平性確保	イ. 施設使用料等
第 3 部： 3. 林業総合センター				
57	①存在意義	意見 22	施設廃止スケジュールの慎重な検討	
第 3 部： 4. 山田ふれあい森林公園				
			発見事項無し	
第 3 部： 5. 山田自然休養村				
58	②歳入歳出	意見 23	電気料金の削減施策の検討	
第 3 部： 6. 牛岳オートキャンプ場				
			発見事項無し	
第 3 部： 7. 山田米乾燥調製育苗施設				
			発見事項無し	
第 3 部： 8. 八尾市民農園				
			発見事項無し	
第 3 部： 9. 山田農林産物処理加工直販施設				
59	①存在意義	指摘事項 11	行政財産全体を貸し付けることの是非	
60	②歳入歳出	意見 10	類似施設における使用料や実費負担の整合性確保	イ. 施設使用料等

(2) 「第 4 章 指定管理施設の検討」における発見事項一覧

農林水産部は、事務事業として予算化されている複数の指定管理施設を有する。

第 4 章では、指定管理施設について往査サンプルを抽出し、第 2 部で往査施設について、第 3 部で非往査施設についてそれぞれ以下の監査目線で監査手続を実施した（往査サンプルの抽出目線や各監査目線に係る詳細な監査手続は第 4 章 第 1 部を参照）。

ア. 往査施設（第 2 部）の監査目線

- ① 施設のあり方や存在意義の検討
- ② 富山市の歳入・歳出の検討

- ③ 指定管理者の選定過程及び指定管理料の計算方法の検討
- ④ 指定管理業務の検討
- ⑤ 公有財産管理の検討
- ⑥ 備品管理の検討
- ⑦ 現金管理の検討

イ. 非往査施設（第3部）の監査目線

- ① 施設のあり方や存在意義の検討
- ② 富山市の歳入・歳出の検討
- ③ 指定管理者の選定過程及び指定管理料の計算方法の検討
- ④ 指定管理業務の検討

その結果、以下の発見事項が識別された。

<下記発見事項一覧に関する補足>

- 下記一覧の「項目番号」は、各指定管理施設における発見事項の番号に対応している。
- 下記一覧の「監査目線」は、上記の監査目線に対応している。
- 本庁の部署が対応すべき論点や、類似の指摘・意見が頻発している論点は、下記一覧の「本庁対応」欄でグルーピングしたうえで、「3. 本庁での対応が必要と考えられる発見事項」に内容を記載する。

通番	監査目線	指摘意見 No	発見事項	本庁対応
第2部：1. 古洞の森自然活用村				
61	①存在意義	意見 24	施設廃止スケジュールの具体化と段階的な規模縮小	
62	②歳入歳出	意見 25	借地の必要性の検討	
63	③選定・計算	意見 26	指定管理者が途中辞任の意思を表明した場合の対応	オ. 管理者辞任
64	③選定・計算	意見 27	休業に伴う指定管理料追加支払額の計算方法	
65	④管理業務	指摘事項 12	施設利用料の割引に係る事務処理	
66	④管理業務	意見 28	指定管理報告書の内容精査	カ. 報告書精査
67	⑤公有財産	指摘事項 8	富山市公有財産管理規則の見直し	ウ. 公有財産
68	⑥備品管理	指摘事項 1	備品台帳への単価記載漏れ	ア. 備品管理体制
69	⑥備品管理	指摘事項 3	標示票の貼付漏れ及び記載不備	ア. 備品管理体制
70	⑥備品管理	指摘事項 4	遊休備品の処分漏れ	ア. 備品管理体制
71	⑥備品管理	指摘事項 5	備品要件を満たさない物品の備品台帳からの削除漏れ	ア. 備品管理体制
72	⑥備品管理	指摘事項 7	備品の保管状況の見直し	ア. 備品管理体制
第2部：2. 猿倉山森林公園				
73	①存在意義	意見 29	施設の今後のあり方と改善の方向性	
74	③選定・計算	意見 30	指定管理料返金制度の見直し	キ. 返金制度
75	③選定・計算	意見 31	指定管理料と人件費補助金の運用方針の整理	ク. 補助金運用方針
76	⑤公有財産	指摘事項 8	富山市公有財産管理規則の見直し	ウ. 公有財産
77	⑤公有財産	指摘事項 13	遊休財産や破損財産の存廃方針の整理	
78	⑥備品管理	指摘事項 1	備品台帳への単価記載漏れ	ア. 備品管理体制
79	⑥備品管理	指摘事項 3	標示票の貼付漏れ及び記載不備	ア. 備品管理体制

通番	監査目線	指摘意見 No	発見事項	本庁対応
80	⑥備品管理	指摘事項 4	遊休備品の処分漏れ	ア. 備品管理体制
81	⑥備品管理	指摘事項 5	備品要件を満たさない物品の備品台帳からの削除漏れ	ア. 備品管理体制
第 2 部 : 3. 割山森林公園				
82	①存在意義	意見 32	高齢者再任用時の人件費補助金の支給基準	ケ. 補助金支給基準
83	③選定・計算	意見 27	休業に伴う指定管理料追加支払額の計算方法	
84	⑤公有財産	指摘事項 8	富山市公有財産管理規則の見直し	ウ. 公有財産
85	⑥備品管理	指摘事項 1	備品台帳への単価記載漏れ	ア. 備品管理体制
86	⑥備品管理	指摘事項 3	標示票の貼付漏れ及び記載不備	ア. 備品管理体制
87	⑥備品管理	指摘事項 5	備品要件を満たさない物品の備品台帳からの削除漏れ	ア. 備品管理体制
第 2 部 : 4. 八尾パインパーク・八尾サンパーク				
88	①存在意義	意見 33	サンパークの存在意義	
89	③選定・計算	意見 30	指定管理料返金制度の見直し	キ. 返金制度
90	⑤公有財産	指摘事項 8	富山市公有財産管理規則の見直し	ウ. 公有財産
91	⑥備品管理	指摘事項 1	備品台帳への単価記載漏れ	ア. 備品管理体制
92	⑥備品管理	指摘事項 2	備品台帳の数量と現物数量との不一致	ア. 備品管理体制
93	⑥備品管理	指摘事項 3	標示票の貼付漏れ及び記載不備	ア. 備品管理体制
94	⑥備品管理	指摘事項 4	遊休備品の処分漏れ	ア. 備品管理体制
95	⑥備品管理	指摘事項 5	備品要件を満たさない物品の備品台帳からの削除漏れ	ア. 備品管理体制
96	⑥備品管理	意見 34	本来あるべき場所での備品の保管	ア. 備品管理体制
第 2 部 : 5. 八尾ゆめの森交流施設				
97	①存在意義	意見 29	施設の今後のあり方や改善の方向性	
98	②歳入歳出	意見 35	マッサージチェアに係る目的外使用料の徴収	
99	②歳入歳出	意見 36	金銭消費貸借契約書のひな形の作成	コ. 貸付契約書
100	③選定・計算	意見 30	指定管理料返金制度の見直し	キ. 返金制度
101	③選定・計算	意見 31	指定管理料と人件費補助金の運用方針の整理	ク. 補助金運用方針
102	③選定・計算	意見 27	休業に伴う指定管理料追加支払額の計算方法	
103	④管理業務	指摘事項 12	施設利用料の割引に係る事務処理	
104	⑤公有財産	指摘事項 8	富山市公有財産管理規則の見直し	ウ. 公有財産
105	⑥備品管理	指摘事項 1	備品台帳への単価記載漏れ	ア. 備品管理体制
106	⑥備品管理	指摘事項 2	備品台帳の数量と現物数量との不一致	ア. 備品管理体制
107	⑥備品管理	指摘事項 3	標示票の貼付漏れ及び記載不備	ア. 備品管理体制
108	⑥備品管理	指摘事項 5	備品要件を満たさない物品の備品台帳からの削除漏れ	ア. 備品管理体制
109	⑥備品管理	意見 18	富山市の備品と指定管理者の備品の区分	ア. 備品管理体制
第 2 部 : 6. 白木峰山麓交流施設				
110	④管理業務	意見 37	利用者の要望、苦情等の収集	
111	④管理業務	意見 38	施設管理費の削減	

通番	監査目線	指摘意見 No	発見事項	本庁対応
112	⑤公有財産	指摘事項 8	富山市公有財産管理規則の見直し	ウ. 公有財産
113	⑥備品管理	指摘事項 1	備品台帳への単価記載漏れ	ア. 備品管理体制
114	⑥備品管理	指摘事項 2	備品台帳の数量と現物数量との不一致	ア. 備品管理体制
115	⑥備品管理	指摘事項 3	標示票の貼付漏れ及び記載不備	ア. 備品管理体制
116	⑥備品管理	指摘事項 4	遊休備品の処分漏れ	ア. 備品管理体制
117	⑥備品管理	指摘事項 5	備品要件を満たさない物品の備品台帳からの削除漏れ	ア. 備品管理体制
118	⑦現金管理	指摘事項 14	現金残高の帳簿と現物の不一致	
第 2 部： 7. 大山農山村交流センター				
119	①存在意義	意見 39	施設所管部署の再検討	
120	②歳入歳出	指摘事項 15	自販機設置料及び目的外使用料の徴収	
121	②歳入歳出	意見 40	直営部分の使用許可期間	
122	②歳入歳出	意見 41	直営部分の施設管理費の負担関係	
123	③選定・計算	指摘事項 16	指定管理料の再検討	
124	③選定・計算	意見 30	指定管理料返金制度の見直し	キ. 返金制度
125	③選定・計算	意見 31	指定管理料と人件費補助金の運用方針の整理	ク. 補助金運用方針
126	④管理業務	指摘事項 17	指定管理区域に係る施設管理費の正確な計算	カ. 報告書精査
127	④管理業務	指摘事項 18	指定管理区域の本来用途での使用	
128	④管理業務	意見 37	利用者の要望、苦情等の収集	
129	⑥備品管理	指摘事項 1	備品台帳への単価記載漏れ	ア. 備品管理体制
130	⑥備品管理	指摘事項 2	備品台帳の数量と現物数量との不一致	ア. 備品管理体制
131	⑥備品管理	指摘事項 3	標示票の貼付漏れ及び記載不備	ア. 備品管理体制
132	⑥備品管理	指摘事項 4	遊休備品の処分漏れ	ア. 備品管理体制
133	⑥備品管理	指摘事項 5	備品要件を満たさない物品の備品台帳からの削除漏れ	ア. 備品管理体制
第 3 部： 1. とやまスローライフ市民農園				
			発見事項無し	
第 3 部： 2. 水橋フィッシャリーナ				
134	①存在意義	意見 19	施設の利用促進策の検討	
第 3 部： 3. 水橋東部集落農園				
			発見事項無し	
第 3 部： 4. 水橋東部農村地域交流センター				
			発見事項無し	
第 3 部： 5. 21 世紀の森杉ヶ平キャンプ場				
			発見事項無し	
第 3 部： 6. 婦中ふるさと創生館				
135	③選定・計算	意見 42	指定管理施設とすべきかどうかの再検討	
第 3 部： 7. ほたるの里農村公園				

通番	監査目線	指摘意見 No	発見事項	本庁対応
136	①存在意義	意見 43	施設の存在意義と利用促進策の再検討	
137	②歳入歳出	指摘事項 15	自販機設置料及び目的外使用料の徴収	
138	③選定・計算	意見 44	閉館期間中の管理業務の再検討	
第3部：8. 白木峰山麓クライנגルテン				
			発見事項無し	

(3) 「第5章 施設管理以外の事務事業の検討」における発見事項一覧

監査人は、農林水産部から令和2年度の事務事業概要書を入手し、予算化されている全事務事業の概要を所管課に確認した。そのうえで、令和2年度に実施された富山市の単独事業をサンプル母集団として、その中で金額的重要性が高く、かつ、総合計画の対象となっている事務事業を中心にサンプルを抽出した。その際、他章で検討済みである直営施設や指定管理施設の管理費及び特別会計繰出金は、サンプル母集団から除外した。

抽出した事務事業サンプルに対しては、合规性と3E（有効性、経済性、効率性）の目線で監査を実施した。

その結果、以下の発見事項が識別された。

<下記発見事項一覧に関する補足>

- 下記一覧の「項目番号」は、各事務事業サンプルにおける発見事項の番号に対応している。
- 下記一覧の「監査目線」は、事業の有効性、経済性、効率性、合规性としている。
- 本庁の部署が対応すべき論点や、類似の指摘・意見が頻発している論点は、下記一覧の「本庁対応」欄でグルーピングしたうえで、「3. 本庁での対応が必要と考えられる発見事項」に内容を記載する。

通番	監査目線	指摘意見 No	発見事項	本庁対応
1. 地場もん屋運営事業費				
			発見事項無し	
2. 大区画貸付農地管理事業				
			発見事項無し	
3. 農業団体経営安定対策事業				
			発見事項無し	
4. 6次産業化等支援事業				
139	有効性	意見 45	セミナーの題材や開講形式	
5. 「目指せ担い手」農地集積促進事業				
			発見事項無し	
6. 企業等農業参入対策事業				
140	有効性	意見 46	事業内容の見直し	
141	合规性	指摘事項 19	事業計画の内容精査及び補助金交付後のモニタリング	
7. 地域農産物生産支援事業				
142	有効性	意見 47	実際の事務負担を反映した補助金算定式の策定	
8. 薬用植物振興対策事業				

通番	監査目線	指摘意見 No	発見事項	本庁対応
			発見事項無し	
9. エゴマ安定栽培実証調査・生産普及拡大事業				
			発見事項無し	
10. 沿岸漁業振興対策事業				
143	有効性	意見 48	事業計画書及び事業実績書の「目的及び効果」の記載	
11. 漁港管理費				
144	経済性	意見 49	漁港施設の使用料減免の再検討	
12. 地域材活用促進事業				
145	有効性	意見 50	制度の利用促進策の検討	
13. 代替エネルギー用材等活用促進事業				
			発見事項無し	
14. 森のちから再生事業				
			発見事項無し	
15. 自然環境保全対策事業費				
			発見事項無し	
16. 鳥獣対策事業				
146	経済性	意見 51	各猟友会に対する委託料の公平性確保	
17. 市管理農道区画線補修事業費				
			発見事項無し	
18. 環境対策事業				
			発見事項無し	
19. 林道等維持管理事業費				
			発見事項無し	
20. とやま棚田保全事業				
			発見事項無し	

(4) 「第6章 その他の行政財産・普通財産の検討」における発見事項一覧

農林水産部は、事務事業として予算化されていない複数の行政財産・普通財産を保有している。

第6章では、それらの行政財産・普通財産が有効利用されていることを検討するため、現地を視察するとともに、担当課に過去の取得の経緯、現在の利用状況、維持管理事務とコスト、今後の利用方針を確認し、必要に応じて関連資料を査閲した。

その結果、以下の発見事項が識別された。

<下記発見事項一覧に関する補足>

- 下記一覧の「項目番号」は、各財産における発見事項の番号に対応している。
- 下記一覧の「監査目線」は、「財産の有効利用」をベースとしつつ、発見事項の特性に応じて適宜記載を変更している。
- 本庁の部署が対応すべき論点や、類似の指摘・意見が頻発している論点は、下記一覧の「本庁対応」

欄でグルーピングしたうえで、「3. 本庁での対応が必要と考えられる発見事項」に内容を記載する。

通番	監査目録	指摘意見 No	発見事項	本庁対応
1. 市道上千俵牧田線残地				
147	有効利用	指摘事項 20	財産の所管換え	サ. 財産有効利用
2. 神通川左岸排水第3土地改良区農業用施設				
			発見事項無し	
3. 熊野北部企業団地用排水路				
			発見事項無し	
4. 八尾町採土跡地(無償分)				
			発見事項無し	
5. 八尾町採土跡地(有償分)				
			発見事項無し	
6. 土地改良事業記念碑				
148	有効利用	指摘事項 21	財産の用途廃止及び譲渡等の方針整理	サ. 財産有効利用
7. 県立自然公園				
			発見事項無し	
8. 中山間地総合整備事業用地				
			発見事項無し	
9. 古里中区配水場跡地				
			発見事項無し	
10. 安田排水機場				
149	書類不備	指摘事項 22	財産表の記載不備	
11. 砂子田道路				
150	有効利用	指摘事項 20	財産の所管換え	サ. 財産有効利用
12. フォレストアメニティ展望台				
151	有効利用	指摘事項 21	財産の用途廃止及び所管換え	サ. 財産有効利用
13. 猿倉山森林公園先行取得				
152	有効利用	意見 52	財産の用途見直し	
14. 立山山麓林業センター敷地				
153	歳入	意見 53	無償貸付の再検討	
15. 三田地区工業用地				
			発見事項無し	
16. 山田りんご体験農園管理施設				
			発見事項無し	
17. 大庄東部集落センター敷地				
154	有効利用	指摘事項 21	財産の用途廃止及び所管換え	サ. 財産有効利用
18. 瀬戸集落センター				

通番	監査目線	指摘意見 No	発見事項	本庁対応
155	有効利用	指摘事項 20	財産の所管換え	サ. 財産有効利用
19. いちじく圃場				
156	有効利用	指摘事項 20	財産の所管換え	サ. 財産有効利用

(5) 「第7章 外郭団体の検討」における発見事項一覧

外郭団体とは、地方自治法の規定に基づき富山市が経営状況等に一定程度関与することができる団体（富山市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの25%以上を出資又は出捐している団体）である。

農林水産部は、外郭団体として(株)八尾サービスと(株)ほそいりを所管している。

なお、外郭団体は平成28年度に包括外部監査のテーマとなっているが、これらの外郭団体は、往査対象先（直接的な検討対象）になっていない。そのため、第7章では、(株)八尾サービスと(株)ほそいりに往査して、以下の監査目線で監査手続を実施した（各監査目線に係る詳細な監査手続は第7章第1部を参照）。

ア. 外郭団体の監査目線

- ① 外郭団体の財政状態の検討
- ② 外郭団体の経営成績の検討
- ③ 外郭団体の存在意義と存続可能性の検討

その結果、以下の発見事項が識別された。

<下記発見事項一覧に関する補足>

- 下記一覧の「項目番号」は、各社における発見事項の番号に対応している。
- 下記一覧の「監査目線」は、上記の監査目線に対応している。
- 本庁の部署が対応すべき論点や、類似の指摘・意見が頻発している論点は、下記一覧の「本庁対応」欄でグルーピングしたうえで、「3. 本庁での対応が必要と考えられる発見事項」に内容を記載する。

通番	監査目線	指摘意見 No	発見事項	本庁対応
1. (株)八尾サービス				
157	③存在意義	意見 54	外郭団体の存在意義の明確化と富山市の支援強化	シ. 外郭団体強化
2. (株)ほそいり				
158	③存在意義	意見 54	外郭団体の存在意義の明確化と富山市の支援強化	シ. 外郭団体強化
159	③存在意義	意見 55	顧問税理士が監査役を兼務することの是非	

(6) 「第8章 特別会計の検討」における発見事項一覧

農林水産部は、特別会計として農業集落排水事業と公設地方卸売市場事業を所管している。

なお、農業集落排水事業は平成17年度に、公設地方卸売市場事業は平成30年度に包括外部監査のテーマとなっている。そのため、第8章では、過去の包括外部監査での発見事項をフォローするとともに、重要論点に絞って監査を実施した。具体的には、農業集落排水事業は、令和6年4月1日に法適用を予定しているため、現行経営戦略の計画と実績の乖離理由を把握し、法適用版経営戦略を策定するうえでの課題の有無を検討した。また、公設地方卸売市場事業は、施設の老朽化や取扱高の減少等を踏まえてPPPによる市場再整備事業が進行中であるため、市場再整備事業の経緯や市場関係者との協議状況を把握し、大規模再開発案件を遂行するうえでの課題の有無を検討した。

その結果、以下の発見事項が識別された。

<下記発見事項一覧に関する補足>

- 下記一覧の「項目番号」欄は、各特別会計における発見事項の番号に対応している。
- 下記一覧の「監査目線」欄は、発見事項の概要を記載している。
- 本庁の部署が対応すべき論点や、類似の指摘・意見が頻発している論点は、下記一覧の「本庁対応」欄でグルーピングしたうえで、「3. 本庁での対応が必要と考えられる発見事項」に内容を記載する。

通番	監査目線	指摘意見 No	発見事項	本庁対応
1. 農業集落排水事業				
160	見積り精緻化	意見 56	経営戦略の見積り精緻化とモニタリング体制の構築	
161	消費税計算	意見 57	消費税計算の正確性の担保	
2. 公設地方卸売市場事業				
162	体制整備	意見 58	大規模再開発案件における十分な体制整備	ス. 再開発体制
163	市場使用料	意見 59	適正な市場使用料の設定	
164	使用料減免	意見 60	市場使用料の減免条件の整理	

3. 本庁での対応が必要と考えられる発見事項

(1) 概要

個別検討の結果、類似の発見事項が頻発している等により本庁での追加対応が必要と考えられる論点について、下記(2)ア. で全庁的な目線で指摘事項を識別した。

なお、下記(2)イ. ～ス. は、個別検討により識別された発見事項のうち主に本庁が対応すべき事項について、担当課を明確にするため要約、再掲している。これらの記載内容は、個別検討により識別された発見事項と同じであるため、指摘事項や意見としてカウントしない。

(2) 本庁での対応が必要と考えられる発見事項

ア. 備品管理の実効性向上のための体制見直し

① 個別発見事項の概要

個別検討により識別された指摘事項：7 個（指摘 No1～7）
個別検討により識別された意見：4 個（意見 No13、14、18、34）
直営施設及び指定管理施設に往査し、備品の管理状況を検討した結果、ほぼ全ての往査施設で備品管理に関する以下のような指摘事項及び意見が発見された。
<ul style="list-style-type: none"> ● 備品台帳への単価記載漏れ ● 備品台帳の数量と現物数量の不一致 ● 標示票の貼付漏れ及び記載不備 ● 遊休備品の処分漏れ ● 備品要件を満たさない物品の備品台帳からの削除漏れ

② 本庁での対応が必要と考えられる発見事項

165【指摘 No23】	備品管理の実効性向上のための体制見直し
--------------	---------------------

本庁担当課	管財課など
<p>これらの指摘事項及び意見は、備品の現物実査を実施することで大部分が改善されるが、現状ではマンパワー不足で現物実査が実施できておらず、不備が長期間放置されてしまっている。例えば、古洞の森自然活用村（第4章第2部1）では、所管課は令和1年度まで備品の現物実査を実施していなかった。令和2年12月に現物実査を実施したが、台帳と現物の紐づけに苦慮し完了するまで2ヶ月を要している。当該実例を踏まえると、富山市の他の施設でもマンパワー不足により現物実査を実施できておらず、同様の不備が発生しているものと推察される。</p> <p>現状の人員を前提として、所管課が定期的に現物実査を実施できるようにするため、管財課が中心となって備品の管理体制を見直す必要がある。なお、見直しにあたっては以下のような点を検討することが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現物実査の定期的な実施 <p>富山市は、物品管理規則第16条で「物品出納員等は、保管の物品を随時点検し、常に良好な状態において保管しなければならない」と規定しているが、備品の現物実査自体は規程化されていない。そのため、長期間備品の現物実査が行われず、台帳と現物との不一致が常態化し、備品管理がおろそかになっている。</p> <p>当該現状に鑑みると、まずは備品の現物実査を制度化する必要があると考える。その際、事務負担を勘案し、全ての施設の備品を毎年実査するのではなく、複数年でローテーションすることも考えられる。また、現物実査は年度内で余裕のある時期に実施できることとし、そのかわり、確実な実施を担保するため、所管課から実査結果報告を入手することが考えられる。その他、下記のとおり備品の定義の見直しを通じた実査対象の絞り込み等により、現場の事務負担と備品管理の高度化のバランスをとっていくことが大切と考えられる。</p> ● 物品管理規則における備品の定義等の見直し <p>富山市は、物品管理規則第3条で「取得価格又は評価価格が2万円以上のもの」を備品と定義し、備品台帳への記載を求めている。一方で、同規則第18条では、「取得価格又は評価価格が5万円以上の備品に標示票をはらなければならない」と規定しており、また、第26条では「取得価格又は評価価格が80万円以上の備品について「重要備品台帳を作成すること」を規定している。加えて、公会計の固定資産台帳では、50万円以上の備品を固定資産台帳に登録することになっている。</p> <p>このように、複数の金額基準があることで物品管理に混乱が生じる可能性があるため、備品に係る金額基準を統一することが考えられる。特に、標示票の貼付漏れを防止し、現物実査を効果的・効率的に行うため、備品については全て標示票を貼付するように金額基準を統一することが考えられる。</p> <p>また、備品の数が多すぎて現物実査が困難になっている実態に鑑みると、2万円以上という備品の金額基準についても引上げの方向で見直すことが考えられる。例えば、一般企業は法人税法に従って取得価額10万円未満のものは消耗品としているケースが多く、他団体（例：和光市）でも事務効率化のため備品の金額基準を10万円に変更しているケー</p> 	

スが見受けられる。他団体の情報を収集しつつ、備品の範囲を見直すことで、現物実査の確実な実行を目指していくことが考えられる。

● 備品要件を満たさない物品の備品台帳からの削除の徹底

監査の結果、明らかに少額な物品が多数備品台帳に登録されていた。備品の数の増加は管理負担の増加につながり、所管課が現物実査を行えない一因になっていると思われる。管財課は、備品の定義等を見直しと並行して、明らかに備品要件を満たさない少額物品を備品台帳から速やかに削除するよう所管課に指導することが考えられる。

● 備品台帳の様式の見直しや備品管理のシステム化

富山市は、物品管理規則第 16 条第 2 項で、「物品出納員等は、保管の物品を随時点検する」と規定している。しかし、備品台帳に具体的な品目名や配置場所の記載が無く、現物の特定が困難になっていた。備品の日常点検や現物実査を効果的、効率的に実施するため、備品台帳に品目名や配置場所を記載できるよう様式を見直すことが考えられる。

また、中長期的には備品台帳をシステム化し、配置場所などの情報を容易に確認、更新できるようにすることが考えられる。

● 標示票に関する事務手続きの周知徹底

富山市は、物品管理規則第 18 条で「取得価格又は評価価格が 5 万円以上の備品に標示票をはらなければならない」と規定している。しかし、現場では当該規程の存在や標示票の発行事務手続きが認知されておらず、全ての往査施設において標示票の貼付漏れが発見された。

標示票は、備品を効果的、効率的に現物実査するために必要不可欠なものである。

そのため、管財課は、標示票に関する事務手続きを各課に周知する必要がある。なお、中長期的には備品管理をシステム化し、標示票も各課がシステムから出力できるようにするなど、事務効率化に向けた取り組みを行うことが望まれる。

イ. 【要約再掲】 公の施設の使用料等の適正化

① 【要約再掲】 個別発見事項の概要

個別検討により識別された指摘事項：-

個別検討により識別された意見 : 4 個 (意見 No10、15、17、21)

以下のように旧町村部の類似施設において、使用料の水準や実費負担の考え方が異なっているケースが散見された。

- 旧大山町に所在する大山農村環境改善センター (第 3 章第 2 部 2) と旧八尾町に所在する八尾農村環境改善センター (第 3 章第 2 部 3) は、それぞれ同じ機能を有するが以下のように使用料や実費負担の考え方が異なっていた。

	大山農村環境改善センター	八尾農村環境改善センター
多目的ホールの使用料	3,300 円～7,700 円	無料
施設の一部を占有している団体の実費負担範囲	電気料、上下水道料	電気料、上下水道料、消防設備保守点検費用、自動ドア保守点検費用、NHK 受信料、防犯警備費用、共用部の電気

		料、火災警備用の FAX 使用料
●	上記施設と同じ機能を有する旧八尾町の大長谷交流センター(第3章第2部7) や黒瀬谷交流センター(第3章第2部8) は、施設全体の使用料が無料となっていた。	
●	旧婦中町と旧八尾町に所在する農村公園(第3章第3部2) については、所在する旧町村によって管理費の負担関係が異なっていた。	
●	林産物展示販売施設(第3章第2部4) は、富山市の外郭団体に対して行政財産の一部使用を許可し、行政財産使用料条例の計算式で目的外使用料を徴収している。一方で、山田農林産物処理加工直販施設(第3章第3部9) は、民間のNPO 法人に対して行政財産の全体を貸付けており、貸付契約書の計算式で貸付料を収受している。その結果、前者のほうが売上や利益が大きいかにも関わらず、使用料(貸付料) は後者のほうが多くなっている。	

② 【要約再掲】 本庁での対応が必要と考えられる発見事項

表題	公の施設の使用料等の適正化
本庁担当課	行政経営課など
<p>旧町村部の類似施設において使用料や費用負担に大きな差が出ていることは、負担の公平性の観点から問題があると考えます。</p> <p>富山市は第4期富山市行政改革実施計画において公の施設の使用料を見直す予定になっているため、その際には、特に旧町村部の類似施設について使用料や費用負担が公平に設定されているかどうかを再確認するとともに、それらの計算方法を体系的に整理することが望まれる。特に、行政財産の一部を他団体に占用させる場合には、施設管理費の発生状況も考慮しながら使用許可とするか貸付けとするか、貸付とする場合には貸付料をどのように設定するかを検討することが望まれる。</p>	

ウ. 【要約再掲】 公有財産管理規則の見直しと全庁周知

① 【要約再掲】 個別発見事項の概要

個別検討により識別された指摘事項：1 個(指摘 No8)
個別検討により識別された意見：-
<p>土地について公有財産台帳(様式第3号)を備え付けていない施設が散見された。</p> <p>富山市は、公有財産管理規則第53条で「財務部長は、公有財産台帳(様式第3号)を調整し、常に公有財産の状況を明らかにしておかなければならない」と規定しており、所管課は公有財産台帳の副本を備え付けることが求められている。この点、管財課に確認したところ、「現在は公有財産を公会計管理台帳システムで一元管理しており、公有財産管理規則に規定されている様式での保管は求めている」との回答があった。</p>

② 【要約再掲】 本庁での対応が必要と考えられる発見事項

表題	公有財産管理規則の見直しと全庁周知
本庁担当課	管財課など
<p>上記のとおり、公有財産台帳の運用実態と関連規程が乖離していることから、管財課は公有財産管理規則を実態に合わせて見直し、その結果を各課に通知する必要がある。</p>	

エ. 【要約再掲】 複合施設における管理主体の明確化

① 【要約再掲】 個別発見事項の概要

個別検討により識別された指摘事項：-
個別検討により識別された意見：1個（意見No16）
大長谷交流センター（第3章第2部7）は、農業振興、市立公民館、地区センターの3つの機能を有する複合施設であるが、施設のハード面の管理は農業振興課が、業務運営は市立公民館の所管課である教育委員会（職員1名）と地区センターの所管課である市民生活相談課（職員1名）が担っている。複合施設を少人数で運営していると、業務の管轄を画一的に線引きできない場合が多く、その結果、備品の購入や修繕の負担関係について各所管課で意見が異なり、意思決定に時間がかかるという声が聞かれた。

② 【要約再掲】本庁での対応が必要と考えられる発見事項

表題	複合施設における管理主体の明確化
本庁担当課	行政経営課など
<p>富山市は、富山市公共施設マネジメントアクションプラン等で複合施設への再編を進めているため、今後他の複合施設でも同様の問題が生じる可能性がある。</p> <p>そのため、複数の機能を有する複合施設については、最も重要な機能を特定したうえで、その機能を担う部署に施設管理の権限と責任を与えるなど、本庁主導で施設を効果的、効率的に運営するための仕組みを構築することが望まれる。</p>	

オ. 【要約再掲】指定管理者が途中辞任の意思を表明した場合の対応方針の整理と全庁周知

① 【要約再掲】個別発見事項の概要

個別検討により識別された指摘事項：-
個別検討により識別された意見：1個（意見No26）
古洞の森自然活用村（第4章第2部1）は、前指定管理者が途中辞任したため代替の指定管理者を選定したが、指定管理者を急遽選定したため指定管理料が割高になっている可能性がある。なお、富山市は、令和2年度～令和3年度に前指定管理者に支払う予定であった指定管理料と、現指定管理者に支払っている指定管理料との差額を、前指定管理者に損害賠償請求している。

② 【要約再掲】本庁での対応が必要と考えられる発見事項

表題	指定管理者が途中辞任の意思を表明した場合の対応方針の整理と全庁周知
本庁担当課	行政経営課など
<p>コロナ禍で民間企業の業績が不安定になっており、今後も指定管理者の途中辞任が発生する可能性がある。</p> <p>指定管理者の途中辞任により富山市に予想外の負担が発生しないようにするため、例えば下記のように対応方針を整理し、各課に周知することが望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 指定管理者が途中辞任の意向を伝えてきた際には、指定管理者に対し基本協定の遵守を求め途中辞任は認めないことを明確に伝える ● それでもなお、指定管理者が途中辞任の意向を強固に示した場合は、後任の指定管理者を急に探さなければならない事態に陥ることを回避するため、余裕をもった入札手続等により後任が決定するまでは指定管理業務を続けるように強く求める ● それでもなお、指定管理者が途中辞任を強行する場合は、損害賠償請求等を行う意思があ 	

<p>る旨を内容証明郵便等で明確に示す</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 上記対応結果も含め、指定管理の取消しに至る経緯や富山市の意思を明確に残しておくため、指定管理者との面談記録を作成し保管する

カ. 【要約再掲】指定管理報告書の内容精査体制の整備

① 【要約再掲】個別発見事項の概要

個別検討により識別された指摘事項：1 個（指摘 No17）
個別検討により識別された意見：1 個（意見 No28）
<p>古洞の森自然活用村（第4章第2部1）では、指定管理年次報告書に集計誤りや人件費の配賦漏れが発見された。</p> <p>また、大山農山村交流センター（第4章第2部7）では、指定管理者は、指定管理区域に係る施設管理費の計算を行っておらず、従来とほぼ同額として富山市に報告していた。</p>

② 【要約再掲】本庁での対応が必要と考えられる発見事項

表題	指定管理報告書の内容精査体制の整備
本庁担当課	行政経営課など
<p>指定管理年次報告書の収支実績は、適正な指定管理料の水準を決定するうえで重要な要素となる。</p> <p>そのため、所管課は、指定管理者と意見交換しながら年次報告書の計算チェックを行うとともに、金額的に多額で内容や必要性が曖昧になりやすい人件費、修繕費、委託費、消費税等の内容を精査することが望まれる。特に、人件費は、金額的に重要であるにも関わらず実態が見えにくい科目であるため、人員数、作業時間、時間単価、本社管理費や共同人件費の配賦方法等を精査することが望まれる。</p> <p>また、所管課がこれらの検討を一定の水準で継続的に行えるようにするため、本庁主導で上記のような論点を整理した決算チェックリストを整備運用することが考えられる。所管課だけではマンパワーや知見が足りない場合は、外部専門家に調査を依頼することも考えられる。</p>	

キ. 【要約再掲】指定管理料返金制度の見直し

① 【要約再掲】個別発見事項の概要

個別検討により識別された指摘事項：-
個別検討により識別された意見：1 個（意見 No30）
<p>富山市は、外郭団体を指定管理者とする場合は、基本協定書に指定管理料返還条項を設定している。当該条項は、指定管理料合計額が指定管理期間の施設管理費合計額（利用料金制の場合は施設管理費合計額から使用料収入合計額を控除した金額）を上回る場合は、当該差額を富山市に返還するものである。</p> <p>一方で、当該条項があると、指定管理者は経営努力で施設の採算性を改善しても差額を返金しないといけなくなるため、経営改善のモチベーションが低下してしまう恐れがある。また、指定管理料が余りそうな場合は施設管理費を過大支出する誘因にもなりかねないという問題がある。</p>

② 【要約再掲】本庁での対応が必要と考えられる発見事項

表題	指定管理料返金制度の見直し
----	---------------

本庁担当課	行政経営課など
<p>指定管理料返還条項は、指定管理制度が始まったときに外郭団体の無駄な支出を抑える目的で導入されたものであり、一定の成果があったものと思慮する。一方で、上記のような副作用が存在することや健全な外郭団体を育成する必要があることから、条項の必要性や計算式（差額の1/2だけ返金する等）を再検討することが望まれる。</p>	

ク. 【要約再掲】指定管理料と人件費補助金の運用方針の整理

① 【要約再掲】個別発見事項の概要

<p>個別検討により識別された指摘事項：-</p> <p>個別検討により識別された意見：1個（意見 No31）</p>
<p>富山市は、外郭団体である(株)八尾サービスが指定管理を担当している八尾ゆめの森交流施設（第4章第2部5）について、人件費相当を含めた施設管理費全額を指定管理料として支払っている。一方で、富山市は、(株)八尾サービスが指定管理業務を担当する他の施設では、施設管理費に含まれる人件費相当を補助金で支出し、他の施設管理費を指定管理料として支払っている。</p> <p>また、富山市は、外郭団体である（一財）富山市大沢野健康文化推進財団が指定管理を担当している猿倉山森林公園（第4章第2部2）について、施設管理費に含まれる人件費相当は補助金で支出し、他の施設管理費を指定管理料として支払っている。一方で、富山市は、当該団体が指定管理業務を担当する他の施設では、施設管理費に含まれる人件費の一部のみを補助金で支払っている（例えば、大沢野ウェルネスリゾート ウィンディでは、正規職員と富山市からの派遣職員の人件費のみ補助金で支出し、非正規職員等の給与は指定管理料で支払っている）。</p>

② 【要約再掲】本庁での対応が必要と考えられる発見事項

表題	指定管理料と人件費補助金の運用方針の整理
本庁担当課	行政経営課、財政課など
<p>現状では、指定管理料と人件費補助金の運用方法が統一されていない。</p> <p>本庁所管課は、富山市の指定管理施設の実態や他自治体の運用状況を調査したうえで、指定管理料と補助金の運用方法を整理することが望まれる。</p>	

ケ. 【要約再掲】高齢者再任用時の人件費補助金の支給基準

① 【要約再掲】個別発見事項の概要

<p>個別検討により識別された指摘事項：-</p> <p>個別検討により識別された意見：1個（意見 No32）</p>
<p>富山市は、地方公務員法及び富山市職員の再任用に関する条例に基づき、定年退職者又はそれに準ずる者について再任用制度を運用している。当該制度で再任用された者が外郭団体で勤務する場合は、一般的に外郭団体の財政状態や経営成績を勘案して人件費補助金を交付するケースが多いが、外郭団体によっては補助金を交付しないケースもあり、補助金交付の判断基準が明確化されていない。</p>

② 【要約再掲】本庁での対応が必要と考えられる発見事項

表題	高齢者再任用時の人件費補助金の支給基準
----	---------------------

本庁担当課	財政課など
再任用者が外郭団体で勤務する場合に、補助金の支給要否を判断するための考え方を内規等で明確化することが望まれる。	

コ. 【要約再掲】金銭消費貸借契約書のひな形の作成

① 【要約再掲】個別発見事項の概要

個別検討により識別された指摘事項：-
個別検討により識別された意見：1個（意見 No36）
富山市は、契約課で工事、物品購入、委託等に係る契約書のひな形を作成し全庁的に共有しているが、貸し付けに係る金銭消費貸借契約書のひな形は作成・共有されていない。

② 【要約再掲】本庁での対応が必要と考えられる発見事項

表題	金銭消費貸借契約書のひな形の作成
本庁担当課	契約課など
貸付契約に係る事後のトラブルを防止するため、契約課において金銭消費貸借契約書のひな形を作成し、全庁的に共有することが望まれる。	

サ. 【要約再掲】財産の所管換えや有効利用

① 【要約再掲】個別発見事項の概要

個別検討により識別された指摘事項：2個（指摘 No20、21）
個別検討により識別された意見：-
富山市は、事務事業として予算化されていない複数の行政財産・普通財産を保有している。監査の結果、農林水産部の事業で利用する可能性が無く、用途廃止や所管換えが必要な以下のような財産が識別された。
<ul style="list-style-type: none"> ● 市道上千俣牧田線残地（第6章第2部1） ● 土地改良事業記念碑（第6章第2部6） ● 砂子田道路（第6章第2部11） ● フォレストアメニティ展望台（第6章第2部12） ● 大庄東部集落センター敷地（第6章第2部17） ● 瀬戸集落センター（第6章第2部18） ● いちじく圃場（第6章第2部19）

② 【要約再掲】本庁での対応が必要と考えられる発見事項

表題	財産の所管換えや有効利用
本庁担当課	管財課など
農林水産部の事業に供用されない行政財産・普通財産については、適宜用途廃止や所管換え等の対応が必要となる。	
なお、農林水産部以外でも同様の財産が存在する可能性があるため、本庁主導で各部の財産の用途を再確認し、事業の用に供する可能性が無いものについては、用途廃止や所管換え等の指導を行うことが望まれる。	

シ. 【要約再掲】外郭団体の位置付けの明確化と適切な支援

① 【要約再掲】個別発見事項の概要

個別検討により識別された指摘事項：-
個別検討により識別された意見：1個（意見 No54）
富山市は、平成30年に「外郭団体の見直しに関する指針」を策定し、外郭団体のモニタリングを実施しているが、旧町村部の外郭団体については、依然としてその位置づけ（存在意義、将来性、期待役割等の評価結果）が定まっていない。その結果、各団体で正規職員の採用が長期間認められておらず、事業を継続・拡大していくための人的余裕が乏しくなっている。また、(株)八尾サービスについては、コロナ禍による売上減少に加え、八尾B&G海洋センターの指定管理業務が無くなったことで自主事業収益を失っており、富山市のより一層の支援が無ければ事業の継続が困難になる可能性がある。

② 【要約再掲】本庁での対応が必要と考えられる発見事項

表題	外郭団体の位置付けの明確化と適切な支援
本庁担当課	行政経営課など
<p>外郭団体は、公益性の高い業務を相応の費用で円滑に担うことができるため、富山市や民間企業が代替できない貴重な存在であり、健全な外郭団体を育成することは、地域の雇用確保や富山市の財政負担軽減の観点からも非常に重要となる。そのため、外部環境の変化や経営改善の実績等を踏まえて各団体の位置づけを明確にし、存在意義を認める団体については、中長期目線で経営を安定させるために人員面・事業面で十分な支援を行うことが望まれる。具体的には、以下のような支援策が考えられる。</p> <p>人員面： 組織運営を安定化させるための中長期目線での採用許可 優秀な人材を確保するための魅力ある人事・評価・報酬制度の構築支援</p> <p>事業面： 団体が安定的に利益を生み出せる業務や財産の割当て（例：自主事業で相応の利益が獲得できる施設の指定管理業務の割当て、立地が良く物販等で相応の利益を獲得できる施設の使用許可や貸し付け等）</p>	

ス. 【要約再掲】大規模再開発案件における十分な体制整備

① 【要約再掲】個別発見事項の概要

個別検討により識別された指摘事項：-
個別検討により識別された意見：1個（意見 No58）
特別会計である公設地方卸売市場事業（第8章第2部2）では、施設の老朽化や取扱高の減少等を踏まえて市場再整備事業が進行中である。市場再整備事業については、主に市場職員が業務を行っているが、市場側の人員にも限りがあるため、利害関係者への丁寧な説明を含め十分な対応が難しいとも考えられる。

② 【要約再掲】本庁での対応が必要と考えられる発見事項

表題	大規模再開発案件における十分な体制整備
本庁担当課	行政経営課など
<p>今後、大規模な再開発案件を実施する場合は、専門的に業務を行う準備室を立ち上げるなど十分な体制を整備したうえで、利害関係者に対して丁寧な説明を行うことが望まれる。</p>	

第3章：直営施設の検討

第1部：直営施設の監査方針

1. 直営施設の監査方針

(1) 往査サンプルの抽出方針及び抽出結果

農林水産部は、事務事業として予算化されている以下の直営施設を有する。

直営施設については、以下の目線を総合的に勘案してサンプルを抽出し往査する。往査施設の監査手続の内容は下記(2)を参照のこと。

なお、非往査施設については、相対的に重要性が乏しいため簡便な監査手続を実施した。非往査施設の監査手続の内容は下記(3)を参照のこと。

ア. 往査サンプルの抽出目線

① 金額的重要性

令和2年度予算の歳入歳出差額が相応に多額（概ね2,000千円以上）であるか

② 往査の効率性

他の往査施設の近隣にあるなど、往査負担が相対的に軽いか

イ. 往査サンプルの抽出結果

単位：千円

所管課	施設名称	事務事業名	令和2年度予算			監査方針
			歳入	歳出	歳入歳出差額	
営農サポートセンター	営農サポートセンター	営農サポートセンター管理運営費	13	90,369	▲90,356	往査 1
		楽農学園事業費	2,723	15,288	▲12,565	
	住吉小太郎農園	住吉小太郎農園管理費	100	100	-	簡易 1
農地林務課	農村公園(10か所)	農村公園管理費	-	349	▲349	簡易 2
	大山農村環境改善センター管理費	大山農村環境改善センター管理費	181	3,156	▲2,975	往査 2
	八尾農村環境改善センター	八尾農村環境改善センター管理費	472	1,710	▲1,238	往査 3
	林業総合センター	林業総合センター管理運営費	57	90	▲33	簡易 3
	林産物展示販売施設	林産物展示販売施設管理費	6,567	6,600	▲33	往査 4
	ふれあい森林公園	ふれあい森林公園管理費	-	1,714	▲1,714	簡易 4
農業振興課	地域資源活用促進施設	地域資源活用促進施設管理費	11,883	55,499	▲43,616	往査 5

所管課	施設名称	事務事業名	令和2年度予算			監査方針
			歳入	歳出	歳入歳出差額	
	山田自然休養村	山田自然休養村管理費	-	1,337	▲1,337	簡易 5
	牛岳オートキャンプ場	牛岳オートキャンプ場管理費	3,822	5,799	▲1,977	簡易 6
	山田交流促進センター	山田交流促進センター管理費	1,248	5,689	▲4,441	往査 6
	山田米乾燥調製育苗施設	カントリーエレベーター運営費	1,266	1,266	-	簡易 7
	八尾市民農園	八尾市民農園管理費	142	171	▲29	簡易 8
	大長谷交流センター	大長谷交流センター管理費	-	3,877	▲3,877	往査 7
	黒瀬谷交流センター	黒瀬谷交流センター管理費	217	4,183	▲3,966	往査 8
	山田農林産物処理加工直販施設	山田農林産物加工直販施設管理費	1,155	2,079	▲924	簡易 9

(2) 往査施設の監査手続

往査施設では、以下の監査手続を実施する。

ア. 施設のあり方や存在意義の検討

- ① 施設の運営や利用が設立目的に即していることを検討するため、施設の設置条例を査閲するとともに、担当課に施設の利用状況や将来の利用計画（施設の統廃合方針を含む）を確認する。
- ② 著しい利用者の低迷等、行政サービスとしての有効性が損なわれていないか、また利用者数に対して過度な財政負担となっていないかを検討するため、条例で定める施設の使用料や過去5年間の利用者数の推移を把握し、担当課に増減理由等を確認する。
- ③ 利用者数に重大な誤りが無いことを確認するため、任意でサンプルを抽出し、利用申込書等と突合する。

イ. 富山市の歳入・歳出の検討

- ① 施設運営が富山市の財政に与える影響を検討するため、過去5年間の歳入・歳出推移を把握し、必要に応じて担当課に主要取引の内容や増減理由等を確認する。
- ② 歳入（主に使用料）の適切性を検討するため、必要に応じて金額的に多額の取引からサンプルを抽出し、関連資料を査閲する。
- ③ 使用料減免の適切性を検討するため、減免関連資料を査閲する。
- ④ 歳出の適切性を検討するため、必要に応じて金額的に多額の取引からサンプルを抽出し、関連資料を査閲する。

ウ. 公有財産管理の検討

- ① 公有財産台帳に登録されている土地面積の正確性を検討するため、公会計管理台帳システムの敷地面積と国土地理院地図情報システムの地積面積とを比較する。
- ② 公有財産台帳に登録されている建物面積の正確性を検討するため、公会計管理台帳システムの面積を踏まえて現場視察を実施する。
- ③ 緊急性を有する修繕箇所や重要な遊休箇所の有無を検討するため、担当課に施設の利用状況を確認するとともに、現場視察を実施する。

エ. 備品管理の検討

- ① 備品台帳の正確性を検討するため、備品台帳からサンプルを抽出し、現物実査する。
- ② 備品台帳の網羅性を検討するため、現物からサンプルを抽出し、備品台帳と突合する。
- ③ 重要な遊休備品の有無を検討するため、担当課に備品の利用状況を確認するとともに、現物を確認する。

オ. 現金管理の検討

- ① 現金の管理体制を検討するため、担当課に日々の入出金事務や現金管理事務を確認するとともに、関連資料を査閲する。
- ② 現金の実在性を検討するため、往査日時時点で施設に存在する富山市の現金を実査する。

(3) 非往査施設の監査手続

相対的に重要性が乏しい施設であるため、特に重要な論点に絞って簡易な監査手続を実施する。

ア. 施設のあり方や存在意義の検討

- ① 施設の運営や利用が設立目的に即していることを検討するため、施設の設置条例を査閲するとともに、担当課に施設の利用状況や将来の利用計画（施設の統廃合方針を含む）を確認する。
- ② 著しい利用者の低迷等、行政サービスとしての有効性が損なわれていないか、また利用者数に対して過度な財政負担となっていないかを検討するため、条例で定める施設の使用料や過去5年間の利用者数の推移を把握し、担当課に増減理由等を確認する。

イ. 富山市の歳入・歳出の検討

- ① 施設運営が富山市の財政に与える影響を検討するため、過去5年間の歳入・歳出推移を把握し、必要に応じて担当課に主要取引の内容や増減理由等を確認する。
- ② 使用料の減免の適正性や減免事務の正確性を検討するため、減免関連資料を査閲する。

第2部：直営施設（往査）の監査結果

1. 営農サポートセンター

(1) 概要

ア. 施設の概要

施設名称	営農サポートセンター								
事務事業名	営農サポートセンター管理運営費及び楽農学園事業費								
運営方式	直営施設（行政財産の公共用財産）								
所管部署	営農サポートセンター								
所在地	富山市月岡町三丁目 101 番地								
関連条例等	富山市営農サポートセンター条例及び同条例施行規則								
条例に定める施設の設置目的	市民の農業への理解を深め、農業の新たな担い手の育成を推進し、もって本市の農業の発展に資する								
条例に定める施設の事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業に係る研修及び講座の開催に関すること ● 農業者の支援に関すること ● 上記に掲げるもののほか、施設設置目的の達成に必要な事業 								
施設の内容	会議室、資料室、講義・研修室、研修圃場								
土地の面積	80,445.66 m ²								
建物の建築年	<p><当施設の主な建物></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">旧本館</td> <td>昭和 49 年</td> </tr> <tr> <td>会議棟</td> <td>昭和 56 年</td> </tr> <tr> <td>管理棟</td> <td>平成 4 年</td> </tr> <tr> <td>農機具・資材格納庫</td> <td>平成 8 年</td> </tr> </table>	旧本館	昭和 49 年	会議棟	昭和 56 年	管理棟	平成 4 年	農機具・資材格納庫	平成 8 年
旧本館	昭和 49 年								
会議棟	昭和 56 年								
管理棟	平成 4 年								
農機具・資材格納庫	平成 8 年								
建物の構造	<p><当施設の主な建物></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">旧本館</td> <td>鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>会議棟</td> <td>鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>管理棟</td> <td>鉄骨造</td> </tr> <tr> <td>農機具・資材格納庫</td> <td>鉄骨造</td> </tr> </table>	旧本館	鉄筋コンクリート	会議棟	鉄筋コンクリート	管理棟	鉄骨造	農機具・資材格納庫	鉄骨造
旧本館	鉄筋コンクリート								
会議棟	鉄筋コンクリート								
管理棟	鉄骨造								
農機具・資材格納庫	鉄骨造								
建物の耐用年数	<p><当施設の主な建物></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">旧本館</td> <td>50 年(令和 2 年度末で残存耐用年数 4 年)</td> </tr> <tr> <td>会議棟</td> <td>50 年(令和 2 年度末で残存耐用年数 11 年)</td> </tr> <tr> <td>管理棟</td> <td>38 年(令和 2 年度末で残存耐用年数 10 年)</td> </tr> <tr> <td>農機具・資材格納庫</td> <td>31 年(令和 2 年度末で残存耐用年数 7 年)</td> </tr> </table>	旧本館	50 年(令和 2 年度末で残存耐用年数 4 年)	会議棟	50 年(令和 2 年度末で残存耐用年数 11 年)	管理棟	38 年(令和 2 年度末で残存耐用年数 10 年)	農機具・資材格納庫	31 年(令和 2 年度末で残存耐用年数 7 年)
旧本館	50 年(令和 2 年度末で残存耐用年数 4 年)								
会議棟	50 年(令和 2 年度末で残存耐用年数 11 年)								
管理棟	38 年(令和 2 年度末で残存耐用年数 10 年)								
農機具・資材格納庫	31 年(令和 2 年度末で残存耐用年数 7 年)								
建物の延床面積	<p><当施設の主な建物></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">旧本館</td> <td>609.60 m²</td> </tr> <tr> <td>会議棟</td> <td>532.63 m²</td> </tr> <tr> <td>管理棟</td> <td>335.57 m²</td> </tr> <tr> <td>農機具・資材格納庫</td> <td>259.68 m²</td> </tr> </table>	旧本館	609.60 m ²	会議棟	532.63 m ²	管理棟	335.57 m ²	農機具・資材格納庫	259.68 m ²
旧本館	609.60 m ²								
会議棟	532.63 m ²								
管理棟	335.57 m ²								
農機具・資材格納庫	259.68 m ²								
建物の建設事業費	599,096 千円								

補助金情報	補助金名	交付年度	当初補助金額
	フラワーセンター設置事業	昭和 49 年	28,219 千円
	第 2 次農業構造改善事業	昭和 56 年	41,849 千円
	先進的農業生産対策事業	平成 4 年	43,136 千円
耐震基準	旧本館は昭和 56 年 6 月より前に建設されており旧耐震基準に適合		
避難所指定	旧本館、会議棟、管理棟が富山市のその他避難所に指定		
公共施設マネジメントの方針	敷地内の施設の集約化を図り、改修や更新を行い、不要となる施設は取り壊す ※「第 1 次富山市公共施設マネジメントアクションプラン（実行編）2018～2021」及びそれに基づく「地域別実行計画」より		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>営農サポートセンターの事務事業について</u> 営農サポートセンターは、営農サポートセンター管理運営事業と楽農学園事業を営んでいるため、以下では事務事業毎に歳入・歳出の状況等を検討する。 ● <u>楽農学園事業について</u> 富山市は、農業の持続性を高めるため、担い手不足や高齢化などで問題を抱える農家に農業に係りたい非営農者を農業サポーターとして結びつける仕組みとして、「農業サポート」制度を創設・運営している。その拠点として平成 20 年に富山市営農サポートセンターを設立し、意欲ある非営農者や高齢者に農業技術を身に付けてもらうため、「とやま楽農学園」での講義や実践研修を通じ、農業サポーターの養成を行っている。 楽農学園事業では、とやま楽農学園での研修を運営し、研修修了者を農業サポーターとして認定するとともに、農家からの派遣要請を受けて農業サポーターを農家に派遣している。市民への農業研修を実施している市は多いが、資格認定と農家への派遣まで行っているケースは全国的にも珍しい。 		

イ. 施設の使用料及び利用者数の状況

① 営農サポートセンター施設の利用状況（営農サポートセンター管理運営事業）

単位：人

種別	条例に定める使用料上限	※	H28	H29	H30	R1	R2
会議室	条例に使用料の定めなし	1	3,827	2,944	1,332	659	302

<補足コメント>

※1 会議室の利用について

主に農林水産部の各課や旧本館に入居していた富山市農業再生協議会が使用していた。しかし、平成 29 年に富山市農業再生協議会が外部に移転したため、利用人数が大きく減少している。また、会議棟の存在が民間に認知されていないため、平成 29 年 7 月以降、民間の利用はゼロとなっている。

令和2年度は、コロナ禍で会議等が控えられたため、利用は低水準となっている。

② 楽農学園の修了者数（楽農学園事業）

単位：人

種別	講座名	※	受講料	研修 期間	定員	H28 修了	H29 修了	H30 修了	R1 修了	R2 修了
営農サポ ーター養 成コース	野菜	2	5,200円	2年	40	31	29	36	29	33
	果樹	2	4,700円	2年	20	16	16	16	16	19
	花き	1.2	6,800円	1年	20	31	19	17	20	-
	水稻	1.2	2,100円	1年	20	10	10	5	11	-
	小計					88	74	74	76	52
就農チャ レンジコ ース	梨専科	3	5,200円	駄3年	15	6	3	3	4	6
	野菜専科	3	15,700円	駄3年	30	1	3	3	4	3
	小計					7	6	6	8	9
家庭菜園 コース	基礎	1.4	2,000円	1年	40	36	58	40	31	-
	ステップアップ	1.4	5,120円	1年	40	15	26	29	19	-
	小計					51	84	69	50	-
企業等農業参入講座	5	2,100円	1日	10	0	2	2	1	2	

<補足コメント>

※1 修了者数の全体的な傾向について

令和2年度は、コロナ禍で農業サポーター養成コースの新規開催が中止になり、令和1年度以前に募集した同コース2年目及び就農チャレンジコースのみを実施した。そのため、営農サポーターコースの花き講座、水稻講座及び家庭菜園コースの修了者数がゼロになっている。

※2 営農サポーター養成コースの修了者数の推移について

野菜、果樹、花き講座の人気が高く、毎年応募者が定員を超えるため抽選している。一方で、水稻講座は水田の新規取得が難しいことに加え、JA子会社等が手厚く営農支援をしており、研修ニーズが乏しいため修了者数が少なくなっている。

その他、毎年、定員より修了者数が少なくなっているが、これは、転勤等のため受講できなくなる受講生が一定数存在するためである。

※3 就農チャレンジコースの修了者数の推移について

就農チャレンジコースは、営農サポーター養成コースの野菜講座又は果樹講座を2年間受講したうえで、さらに就農意欲のある受講生が目指すコースであり、対象者が非常に限られることから、全体的に修了者数が少なくなっている。

※4 家庭菜園コースの修了者数の推移について

NPO法人里山倶楽部に運営委託を行っているが、修了者数は安定的に推移している。

※5 企業等農業参入講座の修了者数の推移について

当研修については、一般の認知度が低いこと、企業等において農業参入研修のニーズが高くないことから、修了者数は非常に少なくなっている。

③ 農業サポーター数及び農家への派遣人数（楽農学園事業）

単位：人

	専門分野	※	H28	H29	H30	R1	R2
農業サポーター		1	678	735	766	811	733
農家への派遣人数（累計）	野菜	2	1,098	1,037	1,004	1,192	970
	果樹	2	895	1,094	1,107	1,245	1,137
	花き	2	788	937	505	562	819
	水稲	2	28	108	17	6	7
	派遣人数合計	2	2,809	3,176	2,633	3,005	2,933

<補足コメント>

※1 農業サポーター数の推移

昨今の農業人気の高まりにより農業サポーター数は順調に増加している。なお、令和2年度は、コロナ禍で営農サポーター養成コースの新規講座が中止になったため、退会者が新規登録者を上回り、農業サポーター数が減少した。

※2 農家への派遣人数の推移

平成30年度は、大口農家との派遣契約が解約されたため派遣人数が減少した。

令和1年度は、大口農家との新規契約があったこと、農業サポーター数が増加したこと等により、派遣人数は回復した。

令和2年度は、上記※1の理由で農業サポーターが減少したこともあり、派遣人数が減少した。

その他、専門分野別では水稲の派遣実績が非常に少なくなっているが、これは、JA子会社等が手厚く営農支援を行っており、農業サポーターに業務を委託する必要性が乏しいためと考えられる。

ウ. 富山市の歳入・歳出の状況

① 営農サポートセンター管理運営事業費

単位：千円

	※	H28	H29	H30	R1	R2
施設使用料	1	63	33	-	-	-
自販機設置料	2	25	38	38	39	-
市有不動産貸付料		1	1	1	1	1
電柱占用料		4	4	4	4	4
その他目的外使用料	3	797	146	141	-	-
目的外使用の実費負担		11	10	28	11	-
雇用保険料戻入金		20	7	17	16	30
事業債	4	-	-	10,300	-	-
a. 歳入実績合計		925	243	10,533	73	36
職員報酬	5	-	-	-	-	6,438
給料	5	35,928	36,031	32,185	36,911	35,875

	※	H28	H29	H30	R1	R2
職員手当等	5	17,800	18,431	17,312	19,651	18,951
共済費	5	10,650	11,151	10,263	11,686	11,230
嘱託・臨時職員	5	8,013	7,997	9,028	8,175	-
職員費用弁償	5	-	-	-	-	104
消耗品費		2,045	1,098	1,217	1,015	1,005
燃料費	6	1,490	2,394	1,701	1,929	2,400
光熱水費	7	2,837	2,410	2,076	1,671	1,592
修繕費	8	6,125	2,772	2,637	2,645	2,481
その他		280	329	279	262	279
通信運搬費		303	305	273	270	290
手数料		131	128	462	185	202
委託料	9	3,195	3,053	14,597	18,374	2,592
使用料		14	21	21	21	21
借上料		12	3	3	2	3
工事請負費		6,242	-	-	-	-
庁用器具費		51	-	-	153	39
図書購入費		19	17	-	-	-
負担金		220	234	235	235	235
b. 歳出実績合計		95,363	86,381	92,296	103,193	83,746
c. 歳入歳出差額(a-b)		▲94,438	▲86,138	▲81,763	▲103,120	▲83,710

d. 予算額(歳入-歳出)		▲87,924	▲85,329	▲77,927	▲82,180	▲90,356
e. 予実差異(c-d)		▲6,514	▲809	▲3,836	▲20,940	6,646

<補足コメント>

※1 施設使用料について

当施設には、平成29年度まで低温処理庫がありその施設使用料が発生していたが、平成30年度に当該設備を除却したため、それ以降は施設使用料が発生していない。

※2 自販機設置料について

当施設には、令和1年度まで自動販売機があったが、令和2年度の契約更新時に公募への応募が無く撤去されたため、それ以降は自販機設置料が発生していない。

※3 その他目的外使用料について

平成28年度は、富山市農業再生協議会による図書室の使用料と、大山研修所の使用料が計上されている。

平成29年度、平成30年度は、大山研修所の使用料が計上されている。

富山市農業再生協議会は、旧本館の2階の図書室を事務所として使用していたが、施設の老朽化により事務所を移転したため、平成29年度以降は使用料が発生していない。

大山研修所は、当時2棟のガラス温室があり、花苗生産などに利用されていたが、施

設の老朽化により令和1年度に解体されたため、それ以降は使用料が発生していない。

※4 事業債について

平成30年度は、老朽化した高圧受電設備の更新と集約化（3か所→2か所）の工事を行うため起債している。

※5 職員報酬等について

当施設では、過去5年にわたり7～9名の職員が勤務しており、施設・園内の維持管理や楽農学園事業の運営管理を行っている。

なお、地方公務員法の改正に伴い、令和2年度から非常勤職員が「会計年度任用職員」となったため、職員報酬等の計上科目が変更されている。

※6 燃料費について

令和2年度の主な内訳は、「ビニールハウス等の温室暖房用灯油 2,011千円」である。なお、令和2年度は記録的な大雪となったため、灯油代が増加している。

※7 光熱水費について

令和2年度の主な内訳は、「北陸電力に対する高圧電気料 1,508千円」である。冬に温室・ハウスの暖房器具類を使用する関係で50kw以上の高圧電流が必要になる場合があるため、北陸電力と「業務用季節別・時間帯別電力契約」を締結している。なお、平成30年度に老朽化した高圧受電設備の更新と集約化（3か所→2か所）、太陽光発電の導入、旧本館から管理棟への管理機能の移転があったため、それ以降、電力使用量や電気料金が減少傾向にある。

その他、高圧電力を使用しているが新電力との比較（相見積もりの取得）は行っていない。

※8 修繕費について

令和2年度の主な内訳は、「破損フェンス修繕 495千円」、「駐車場外灯修繕 457千円」、「農機具格納庫外壁修繕 490千円」等である。古い施設であるため破損が生じやすく、予算と緊急度に応じて每期修繕を行っている。

※9 委託料について

平成30年度は、老朽化した高圧受電設備の更新と集約化（3か所→2か所）を行っており、「高圧受電設備更新委託料 10,260千円」、「高圧機器設置委託料 1,259千円」が発生している。当該工事は営農サポートセンター事業債を財源として実施している。

令和1年度は、「大山ガラス温室等撤去工事 15,290千円」が発生している。ガラス温室は、令和1年度中にガラスの破損など大きな毀損が生じたが、利用実績が殆ど無かったことから、補正予算を組んで撤去工事を実施している。

令和2年度の主な内訳は、「立木伐採及び折枝等処分業務委託 392千円」、「機械警備業務委託 602千円」、「冷暖房設備保守点検業務委託 495千円」、「施設清掃業務委託 403千円」である。

② 楽農学園事業費

単位：千円

	※	H28	H29	H30	R1	R2
講座受講料	1	1,559	1,834	1,196	1,107	488
農産物売払収入	2	755	752	641	910	836
楽農学園事業債		-	-	39,200	-	-
a. 歳入合計		2,314	2,586	41,038	2,018	1,325
職員報酬	3	-	-	-	-	860
その他期末手当	3	-	-	-	-	100
その他社会保険料	3	58	56	180	169	161
報償金	3	2,235	2,070	2,150	2,120	1,420
嘱託・臨時職員	3	890	670	1,157	1,084	-
職員費用弁償	3	-	-	-	-	82
消耗品費		619	715	675	485	663
印刷製本費		198	198	204	209	226
修繕費		-	65	46	107	58
その他		296	353	392	556	401
通信運搬費		78	48	56	84	84
手数料		28	-	-	1	-
保険料		134	131	128	112	53
委託料	4	7,017	16,079	12,711	7,389	7,007
使用料		-	25	25	45	36
借上料	5	2,452	2,425	2,462	1,925	1,568
原材料費		-	149	-	-	101
工事請負費	6	-	-	41,688	-	-
庁用器具費			-	59	-	122
機械器具費		59	-	29	616	362
負担金		23	28	24	18	19
b. 歳出合計		14,094	23,019	61,994	14,927	13,329
c. 歳入歳出差額(a-b)		▲11,780	▲20,433	▲20,956	▲12,909	▲12,004
d. 予算額(歳入-歳出)		▲11,554	▲20,300	▲20,957	▲12,506	▲12,565
e. 予実差異(c-d)		▲226	▲133	1	▲403	561

<補足コメント>

※1 講座受講料について

講座受講料は、とやま楽農学園運営実施要領に基づき、各コースで発生する種苗代及び紙資料代の実費相当を徴収している。なお、当該科目には農業者等試作栽培自主研修受講料（平成29年度まで開催）及び受講生傷害保険の精算による保険料返還額を含んで

いる。

令和 2 年度は、コロナ禍で農業サポーター養成コースの新規講座が中止になり、令和 1 年度以前に募集した同コース 2 年目及び就農チャレンジコースのみを実施したため、講座受講料が減少している。

※2 農産物売払収入について

講座の過程で生産された野菜や果樹を受講生や地場もん屋（富山市の外郭団体が運営する野菜等の直売施設）に販売したことによる収入である。販売単価は、その年の生産物の出来不出来や市場の価格を参考にしながら起案決定している。

※3 職員報酬・報償金等について

報償金は、楽農学園の講師に対する謝金である。また、職員報酬は、臨時職員 1 名分の賃金であり、当該職員が圃場の整備等を実施している。

令和 2 年度は、コロナ禍で農業サポーター養成コースの新規講座が中止になり、令和 1 年度以前に募集した同コース 2 年目及び就農チャレンジコースのみを実施したため、報償金が減少している。

その他、地方公務員法の改正に伴い、令和 2 年度から非常勤職員が「会計年度任用職員」となったため、職員報酬等の計上科目が変更されている。

※4 委託料について

平成 29 年度の主な内訳は、「組織培養棟改修実施設計業務委託 2,214 千円」、「消防設備長寿命化対策業務委託 1,664 千円」、「温風暖房機更新業務委託 1,998 千円」、「風被害フェンス復旧業務委託 2,096 千円」等であり、管理棟の移転に関する委託費や設備の維持更新に関する委託費が多く発生している。

平成 30 年度の主な内訳は、「組織培養棟改修工事監理業務委託 1,923 千円」、「試薬等収集運搬処理業務委託 800 千円」等であり、引き続き管理棟の移転に関連する委託費が発生している。

令和 2 年度の主な内訳は、継続的に発生している「園内管理業務委託 3,773 千円」、「農業サポーター活動支援業務委託 2,546 千円」である。前者は、営農サポートセンター敷地内にある庭園の維持管理業務である。後者は、営農サポーター養成コースの修了生を農業サポーターとして登録し農家に派遣する業務であり、富山市の指定管理施設である「とやまスローライフ市民農園」の指定管理者（NPO 法人里山倶楽部）に業務委託している。

※5 借上料について

令和 2 年度の主な内訳は、「軽トラック 1 台リース料 240 千円」、「ミニホイールローダーリース料 800 千円」、「果樹教室用の借地料 527 千円」である。

※6 工事請負費について

平成 30 年度の主な内訳は、管理棟の改修に係るものである。

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 施設のあり方や存在意義の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第3章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した当施設の概要や利用者数の状況等については、上記「(1) ア. 施設の概要」及び「(1) イ. 施設の使用料及び利用者数の状況」を参照のこと。

富山市は、農業の持続性を高めるため、担い手不足や高齢化などで問題を抱える農家に農業に関わりたい非営農者を農業サポーターとして結びつける仕組みとして、「農業サポート」制度を創設・運営している。その拠点として平成20年に当施設を設立し、意欲ある非営農者や高齢者に農業技術を身に付けてもらうため、「とやま楽農学園」での講義や実践研修を通じ、農業サポーターの養成を行っている。

楽農学園事業では、とやま楽農学園での研修を運営し、研修修了者を農業サポーターとして認定するとともに、農家からの派遣要請を受けて農業サポーターを農家に派遣している。市民への農業研修を実施している市は多いが、資格登録と農家への派遣まで行っているケースは全国的にも珍しく、また、農業サポーター数や農家への派遣人数は順調に推移しており、当該事業の存在意義は十分に認められる。一方で、楽農学園が実施している個々の講座単位で見ると、市民のニーズに対応できておらず、受講者数や農家への派遣者数が低迷しているものも見受けられる。

その他、富山市は、限られた財源の中で公共施設を適切に維持管理するため、公共施設マネジメントの取り組みを進めており、当施設についても、「敷地内の施設の集約化を図り、不要となる施設は取り壊す」という方針が明確になっている。当施設は、昭和50年に農業関係の研究施設として設立され、その後、平成20年に楽農学園の運営主体として施設の目的を変更しているため、施設の設置目的や現在の利用実態に比して過大な敷地や施設を有している可能性がある。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、施設のあり方や存在意義について、以下の発見事項が識別された。

② 発見事項

1【意見 No1】	楽農学園事業の講座内容の見直し
本庁対応	該当なし
<p>楽農学園が運営する講座のうち、野菜、果樹、花き講座は人気が高く、毎年応募者が定員を超えるため書類選考が行われている。一方で、水稻講座は受講生が少なく、農業サポーターの農家派遣も殆ど行われていない。これは、水田の新規取得が難しいことに加え、稲作はJA子会社等の営農組織がサポートしており、知識習得やサポーター派遣のニーズが乏しいためと考えられる。</p> <p>また、就農チャレンジコースや企業等農業参入講座についても、受講期間が長かったり講座のニーズが乏しかったりして、受講生が少なくなっている。</p> <p>上記の実態を踏まえ、市民のニーズに対応しつつ富山市の人的・財務的リソースを最有効活用するため、不人気講座は開催の可否を検討するとともに、人気講座は定員枠を拡充するなど、柔軟な運営を行うことが望まれる。</p>	
2【意見 No2】	会議棟の利用促進策の検討
本庁対応	該当なし
<p>会議棟の利用人数が年々大きく減少している。会議棟は、主に農林水産部の各課や旧本館に</p>	

入居していた富山市農業再生協議会が使用していたが、平成 29 年に富山市農業再生協議会が外部に移転したため、それ以降利用人数が大きく減少した。また、会議棟の存在が市民に認知されていないため、平成 29 年 7 月以降、市民の利用はゼロとなっている。なお、営農サポートセンター職員に試算してもらった結果、令和 2 年度は、機械警備委託料や清掃委託料、修繕料等により会議棟の維持に年間 700 千円程度の支出が発生している模様である。

会議棟については、市民にとっての必要性、今後の利用見込み、施設の維持管理費、施設廃止に伴う追加支出（補助金返還額を含む）等を勘案したうえで、早期に存廃の方針を整理することが望まれる。

イ. 富山市の歳入・歳出の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第 3 章 第 1 部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した当施設の収支の推移や内容等については、上記「(1)ウ. 富山市の歳入・歳出の状況」を参照のこと。

当施設は、「営農サポートセンター管理運営事業」と「楽農学園事業」を営んでいる。これらの歳出のうち 70%以上は施設運営に係る人件費であり、それ以外は、施設の維持管理や修繕に係る委託料、修繕費である。また、楽農学園事業では、受講生からの受講料収入や農産物売払収入が計上されている。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、富山市の歳入・歳出について、以下の発見事項が識別された。

② 発見事項

3【意見 No3】	庭園や花壇の維持管理費の見直し
本庁対応	該当なし



当施設は、敷地面積の 1/2 程度を占める広大な庭園を有するが、当該庭園の維持管理業務委託費として毎年 3,500 千円～4,000 千円程度の支出が発生している（楽農学園事業費の※4 委託料を参照）。また、当施設の空き地では、職員が観賞用の大きな花壇を作っているが、当該花壇の製作・管理に係る所要時間（人件費）や経費は把握できていない。これらの庭園や花壇は、条例に定める施設の設置目的と直接的な関係はないものと思われる。また、当施設は、原則として関係者以外立入り禁止であるため、これらの庭園や花壇を市民が利用する機会も非常に限られている。

庭園や花壇の整備に係る歳出は、当施設の設置目的や利用の実態に見合っていない可能性があるため、その必要性を再検討するとともに、必要と判断する場合でも、市民の利用増加や歳出削減のための施策を検討することが望まれる。

【全体図(左が庭園、右上が花壇)】

【施設内の庭園 1】



【施設内の庭園 2】	【施設奥の花壇スペース】
	
4【意見 No4】	電力契約の見直し
本庁対応	該当なし
<p>当施設は、温室・ハウスの暖房器具類を使用する関係で冬場の電力消費量が 50kw を超えることが多かったため高圧電力を使用している。しかし、旧本館の利用停止、業務内容の変化、老朽化した高圧受電機器の更新と集約化、太陽光発電の導入等により、昨今では高圧電力の目安である 50kw を超えることは殆ど無くなっている。</p> <p>このような環境変化を踏まえ、コスト削減の観点から、電気料金に関する各種プランを調査したうえで、高圧電力の継続要否等を検討することが望まれる。</p>	
5【意見 No5】	楽農学園事業の講座受講料の見直し
本庁対応	該当なし
<p>とやま楽農学園運営実施要領は、講座受講料を「各コースで発生する種苗代及び紙資料代の実費相当」と規定している。しかし、講座受講料は、消費税増税時以外は見直されておらず、現在の講座受講料の計算根拠は不明となっている。</p> <p>過去に講座受講料が設定されてから、定員の削減や諸経費の値上がり等の環境変化が生じているため、講座受講料の水準が妥当なものかどうか再検討することが望まれる。なお、再検討にあたっては、講座受講料により賄うべき経費の範囲を再整理するとともに、現在の受講者数や経費の発生状況、他団体が実施している類似講座の受講料等を総合的に勘案することが望まれる。</p>	
6【意見 No6】	楽農学園事業の歳入予算の精緻化
本庁対応	該当なし
<p>営農サポートセンターでは、楽農学園事業費の歳入予算を策定する際に定員ベースで講座受講料の計算を行っている。しかし、実際には定員に満たない講座があることから、毎年の歳入決算額は歳入予算額の 70%水準となっている。</p> <p>予算管理の精緻化のため、歳入予算を策定する際は、現実的な受講者数を見積もって講座受講料を計算することが望まれる。</p>	
7【意見 No7】	講座受講料の決定や見直しに係る事務手続
本庁対応	該当なし
<p>令和 2 年度は、コロナ禍で講座回数が減ったため楽農学園受講料を減額しているが、とやま楽農学園運営実施要領には講座受講料の決定や見直しに関する手続きが明記されておらず、意思決定にあたって農林水産部長に口頭で承認を得るのみとなっている。</p>	

講座受講料の決定や見直しに係る事務フローを明確にするとともに、特に講座受講料の見直しがあった場合は、その意思決定過程を文書で残すことが望まれる。

ウ. 公有財産の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第3章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。

当施設を視察した結果、遊休状態になっている複数の財産が識別された。

また、財産管理の事務手続面においては、公有財産管理規則に則って土地台帳及び建物台帳が整備されており、問題は識別されなかった。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、富山市の公有財産管理について、以下の発見事項が識別された。

② 発見事項

8【意見 No8】	遊休財産の活用方針の整理		
本庁対応	該当なし		
<p>視察の結果、以下の財産が遊休状態となっていた。</p> <p>これらについては、市民にとっての必要性、今後の利用見込み、施設の維持管理費、施設廃止に伴う追加支出（補助金返還額を含む）等を勘案したうえで、早期に存廃や利活用の方針を整理することが望まれる。</p>			
建物名	面積	令和2年度の維持管理費	維持管理費の主な内容
旧本館	609.60 m ²	277 千円	機械警備業務委託料
休憩所（四阿）	27.15 m ²	-	-
作業所工作室（旧保冷库）	217.68 m ²	85 千円	漏水等の修繕費
集中管理棟	50.68 m ²	2 千円	消防設備保守点検委託料
資材庫（旧シカ舎）	19.44 m ²	-	-
温室（旧 B 棟、C 棟）	191.22 m ²	123 千円	温室暖房用灯油
【旧本館】	【休憩所（四阿）】		
			
【集中管理棟】	【資材庫（旧シカ舎）】		



エ. 備品管理の検討結果

③ 監査手続実施結果の総括

「第3章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。

監査手続を実施した結果、ほぼ全ての往査施設で備品管理に関する類似の不備が発見された。当該不備は、主として関連規程の認識不足や備品管理のためのマンパワー不足により生じているものと考えられ、富山市全体として関連規程や備品管理体制を抜本的に見直す必要があると感じた。この点、富山市全体の課題は「第2章 監査結果の要約」に記載することとし、以下では、現状の規程等に照らして識別された当施設固有の発見事項のみを記載することとする。

当施設で監査を実施した結果、具体的に以下の発見事項が識別された。

④ 発見事項

9【指摘 No3】	標示票の貼付漏れ及び記載不備
本庁対応	多くの往査施設で類似の不備が発見された。そのため、「第2章 第2部 3. (2)ア. 備品管理の実効性向上のための体制見直し」で別途本庁部署(管財課)が対応すべき備品管理に係る指摘事項を識別する。
<p>現物実査の結果、標示票の貼付のない備品が散見された。また、標示票が貼付されている備品についても、改正前物品取扱要領に基づく類別番号・品目番号が記載されており、現行の類別番号・品目番号が記載されていないものが散見された。</p> <p>富山市は、物品管理規則第18条で「取得価格又は評価価格が5万円以上の備品には標示票をはらなければならない」と規定している。</p> <p>所管課は、物品管理規則に従って、現行の物品取扱要領に基づく類別番号・品目番号を記載した標示票を備品に貼付する必要がある。</p>	
10【指摘 No4】	遊休備品の処分漏れ
本庁対応	多くの往査施設で類似の不備が発見された。そのため、「第2章 第2部 3. (2)ア. 備品管理の実効性向上のための体制見直し」で別途本庁部署(管財課)が対応すべき備品管理に係る指摘事項を識別する。
<p>現物実査の結果、小型貫流式土壌消毒機1台が長期不使用となっていた。</p> <p>富山市は、物品管理規則第22条で「物品管理者は、その管理に属する物品のうち使用することができないもの又は使用の必要がなくなったものについて、不用の決定をしなければならない」と規定するとともに、物品管理規則第23条又は第24条で不用決定処理を実施した後の売却又は棄焼却手続を規定している。</p> <p>所管課は、当該備品を使用する可能性が無いのであれば、物品管理規則に従って当該備品を</p>	

必要とする部署へ管理換えを行うか、もしくは不用決定処理を行ったうえで売却処分又は棄焼却処分を行う必要がある。

オ. 現金管理の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第3章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。

当施設では、主に楽農学園事業を運営する過程で生じる農産物売払収入を現金で収受している。なお、楽農学園事業の講座受講料は、受講生に納付書を交付し初回の講座を開始する前に富山市の口座に振込ませているため、現金の取扱いは無い。

農産物売払収入は、レジで売却代金を管理し、売却時に顧客にレシートを交付するとともに、日々、レシート控と売上現金とを照合している。当該現金は、翌日に富山市の口座に振り込んでいる。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、現金管理について、発見事項は識別されなかった。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった

2. 大山農村環境改善センター

(1) 概要

ア. 施設の概要

施設名称	大山農村環境改善センター
事務事業名	大山農村環境改善センター管理費
運営方式	直営施設（行政財産の公共用財産）
所管部署	農地林務課
所在地	富山市東福沢 1818 番地
関連条例等	富山市農村環境改善センター等条例及び同条例施行規則
条例に定める施設の設置目的	地域農業の構造改善、農業生産の中核的担い手の育成及び農村環境の整備を図る。
条例に定める施設の事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 中核的な担い手などの農業者の研修及び営農相談に関すること ● 農業についての情報の収集及び伝達に関すること ● 農業者の体力づくり及び健康増進に関すること ● 市民の交流の場の提供および施設の供用に関すること ● 上記に掲げるもののほか、施設設置目的の達成に必要な事業
施設の内容	婦人研修室、調理実習室、農事研修室、会議室（和室）、会議室、多目的ホール
土地の面積	5,893.82 m ²
建物の建築年	昭和 55 年
建物の構造	鉄筋コンクリート

建物の耐用年数	47年（令和2年度末時点で残存耐用年数は7年）		
建物の延床面積	1,016.02㎡		
建物の建設事業費	173,310千円		
補助金情報	補助金名	交付年度	当初補助金額
	農村総合整備モデル事業	昭和55年	125,000千円
耐震基準	昭和56年6月より前に建設されており旧耐震基準に適合		
避難所指定	富山市のその他避難所に指定		
公共施設マネジメントの方針	利用状況を見ながら将来的に廃止の方向で検討する ※「第1次富山市公共施設マネジメントアクションプラン（実行編）2018～2021」及びそれに基づく「地域別実行計画」より		
その他	特記事項なし		

イ. 施設の使用料及び利用者数の状況

単位：人

種別	条例に定める使用料上限	※	H28	H29	H30	R1	R2
婦人研修室	9:00～12:30 770円	1	※1	※1	※1	※1	※1
	12:30～17:00 1,100円						
	17:00～22:00 1,650円						
調理実習室	9:00～12:30 1,100円	4	183	289	193	275	-
	12:30～17:00 1,650円						
	17:00～22:00 2,200円						
農事研修室	9:00～12:30 770円	4	179	183	158	194	153
	12:30～17:00 1,100円						
	17:00～22:00 1,650円						
会議室（和室）	9:00～12:30 770円	2.4	142	-	205	197	117
	12:30～17:00 1,100円						
	17:00～22:00 1,650円						
会議室	9:00～12:30 1,100円	1	※1	※1	※1	※1	※1
	12:30～17:00 1,650円						
	17:00～22:00 2,200円						
多目的ホール	9:00～12:30 3,300円	3.4	110	-	29	-	-
	12:30～17:00 5,500円						
	17:00～22:00 7,700円						
合計			614	472	585	666	270

<補足コメント>

※1 会議室と婦人研修室の利用について

会議室は、福沢土地改良区と大庄土地改良区が事務所として占用（目的外使用）している。婦人研修室は、会議室と一体で土地改良区が占用している。

※2 会議室（和室）の利用について

平成 29 年度のみ、会議室（和室）と調理実習室を同時に使用した場合に調理実習室の利用者に集計していたため、会議室（和室）の利用人数が少なくなっている。

※3 多目的ホールの利用について

多目的ホールは、体育館としての機能を有するが、部分的な使用は認められておらず、全面使用のみ可能となっている。なお、近隣の富山市大山社会体育館は、個人が部分使用できるようになっており、使用料も「1 人 2 時間 110 円」と廉価であるため、当施設の多目的ホールは殆ど使用されていない。

※4 令和 2 年度の利用者について

コロナ禍で会合や研修が控えられたため、利用者が大幅に減少している。

ウ. 富山市の歳入・歳出の状況

単位：千円

	※	H28	H29	H30	R1	R2
施設使用料		14	8	15	23	8
自販機設置料		-	-	-	-	-
電柱占用料		3	3	3	3	3
その他目的外使用料	1	305	301	130	131	132
目的外使用の実費負担	2	31	28	26	25	23
雇用保険料戻入金		18	9	-	-	22
a. 歳入実績合計		371	349	174	182	188
職員報酬	3	-	-	-	-	911
職員手当等	3	-	-	-	-	133
共済費	3	237	217	168	66	12
賃金（嘱託・臨時職員）	3	1,442	1,447	985	640	-
職員費用弁償	3	-	-	-	-	58
消耗品費		48	11	14	19	16
燃料費		58	50	41	42	37
光熱水費	4	785	803	774	749	722
修繕料	5	21	204	42	22	518
通信運搬費		66	66	66	66	67
委託料	6	198	241	1,174	442	442
庁用器具費		-	108	-	-	-
使用料		14	-	-	-	-
工事請負費		2,484	-	-	-	-
b. 歳出実績合計		5,355	3,149	3,264	2,050	2,919
c. 歳入歳出差額(a-b)		▲4,984	▲2,800	▲3,090	▲1,868	▲2,731

d. 予算額（歳入-歳出）		▲5,301	▲2,915	▲3,182	▲2,655	▲2,975
----------------------	--	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------

	※	H28	H29	H30	R1	R2
e. 予実差異(c-d)		317	115	92	787	244

<補足コメント>

※1 その他目的外使用料について

その他目的外使用料は、福沢土地改良区と大庄土地改良区が事務所として占有（目的外使用）している会議室及び婦人研修室に係るものである。使用にあたっては、富山県行政財産使用料条例第5条に基づき、その他公共団体が自らのために直接使用するもの（公用）として目的外使用料の50%を減免している。

なお、平成29年度以前は当該減免を実施していなかったが、類似の状況にある八尾農村環境改善センターの減免判断と平仄を合わせるため、平成30年度以降に減免措置を実施している。

※2 目的外使用の実費負担について

主な内訳は、会議室及び婦人研修室を占有している福沢土地改良区と大庄土地改良区に対する電気代と上下水道代の実費徴収額である。実費徴収にあたっては、施設全体の支出額を占有部分の面積比で按分計算している。

なお、類似の状況にある八尾農村環境改善センターでは、会議室を占有している井田川水系土地改良区に対して、以下の施設管理費を実費徴収している。

- ・電気料 ・上下水道料 ・消防設備保守点検費用 ・自動ドア保守点検費用
- ・NHK受信料 ・防犯警備費用 ・共用部の電気料 ・火災警備用のFAX使用料

※3 人件費について

当施設では、過去5年にわたり非正規職員1名が常駐して受付業務や施設管理業務を実施している。なお、類似施設である八尾農村環境改善センターは非正規職員が常駐しておらず、農地林務課職員が受付業務や施設管理業務を実施している。これは、以下のように施設の運営方法に違いがあるためである。

	大山農村環境改善センター	八尾農村環境改善センター
金銭出納員の常駐	多目的ホールの使用料が有料であるため、受付担当者や金銭出納員を配置している	多目的ホールの使用料が無料であり、受付業務は農地林務課職員が実施しているため、受付担当者や金銭出納員は常駐不要である
施設の清掃管理	会計年度任用職員が実施しており外部委託は無い	外部業者に委託している
鍵の管理	休日や夜間に使用される場合は、農地林務課職員が休日出勤で対応している	休日や夜間に使用される場合は、予約者が農地林務課に出向いて鍵を預り、使用後に農地林務課まで返却している

なお、令和1年度は、応募者が見つからず一時的に非正規職員がいなかったため、人件費が少なくなっている。また、令和1年度までは週5日勤務（火～土）としていたが、施設の稼働状況を踏まえて令和2年度から週4日勤務（火～金）に変更している。

その他、地方公務員法の改正に伴い、令和 2 年度から非正規職員が「会計年度任用職員」となったため、人件費の計上科目が変更されている。

※4 光熱水費について

主な内訳は、「北陸電力に対する低圧電気料 697 千円」である。

※5 修繕費について

令和 2 年度の主な内訳は、数年に一度行われる「非常用照明等の修繕 469 千円」である。

※6 委託料について

令和 2 年度の主な内訳は、「樹木伐採委託 198 千円」と「草刈り等委託 171 千円」である。後者は、富山市の外郭団体である富山市シルバー人材センターに委託している。

なお、館内清掃業務や草刈り業務は、会計年度任用職員も日々実施している。

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 施設のあり方や存在意義の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第 3 章 第 1 部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した当施設の概要や利用者数の状況等については、上記「(1) ア. 施設の概要」及び「(1) イ. 施設の使用料及び利用者数の状況」を参照のこと。

当施設は、昭和 55 年に旧大山町が「地域農業の構造改善、農業生産の中核的担い手の育成及び農村環境の整備を図る」目的で建設し、平成 17 年の市町村合併で富山市が引き継いだものである。

富山市は限られた財源の中で公共施設を適切に維持管理するため、公共施設マネジメントの取り組みを進めており、当施設についても将来的な廃止の方針が明確になっている。また、当施設は、近隣に安価な富山市の体育館があること、土地改良区が会議室等を占有していること等により、使用実績が非常に少なくなっており、存在意義が乏しくなっている。

このように、当施設は既に廃止の方向性が明確になっており、利用実績も非常に少なくなっていることから、施設のあり方や存在意義について、発見事項は識別されなかった。

その他、当施設は公の施設であるが、条例で使用料金が決められている会議室及び婦人会修室を土地改良区が占有しており、市民の公平な利用が妨げられている。しかし、当該論点は過去の富山市監査委員監査で所管課に指摘済みであり、現在、施設廃止方針を踏まえて所管課と土地改良区が移転の協議を進めていることから、指摘や意見とはしないものとする。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

イ. 富山市の歳入・歳出の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第 3 章 第 1 部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した当施設の収支の推移や内容等については、上記「(1) ウ. 富山市の歳入・歳出の状況」を参照のこと。

当施設は、上記のとおり廃止の方針が明確になっており、使用実績も非常に少なくなっている。

一方で、令和2年度の歳入歳出差額は2,731千円となっており、類似施設である八尾農村環境改善センターの1,113千円を大きく上回っている。そのため、当施設においては、施設廃止までの歳出を極力削減することが重要になると考える。

また、旧町村部の類似施設と比較した場合、使用料や実費負担の考え方に相違が認められたため、富山市第4期行政改革実施計画で使用料の見直しを進める際に注意が必要である。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、富山市の歳入・歳出について、以下の発見事項が識別された。

② 発見事項

11【意見 No9】	施設廃止を見据えた経費の最小化
本庁対応	該当なし
<p>当施設は、富山市公共施設マネジメントアクションプラン等で将来的な廃止の方針が明確になっている。また、当施設は、近隣に安価な富山市の体育館があること、土地改良区が会議室等を占有していること等により、市民の使用実績が非常に少なくなっている。</p> <p>そのため、当施設においては、施設廃止までの歳出を最小化することが望まれる。具体的には、類似施設である「八尾農村環境改善センター」の管理方法等を参考にしつつ、非正規職員1名の常駐を取りやめることが考えられる。</p>	
12【意見 No10】	類似施設における使用料や実費負担の整合性確保
本庁対応	当該論点は、公の施設の使用料の適正化を推進している本庁部署（行政経営課など）において留意が必要である。そのため、「第2章 第2部 3.(2)イ.公の施設の使用料等の適正化」で再掲する。
<p>当施設は、条例で多目的ホールの使用料を3,300円～7,700円に設定しているが、類似施設である八尾農村環境改善センターでは、多目的ホールの使用料が無料となっている。また、当施設は、会議室等を占有している土地改良区から、占有部分の面積比で按分した電気料と上下水道代を実費徴収しているが、類似施設である八尾農村環境改善センターでは、同様に会議室を占有している土地改良区に対して、以下の施設管理費を実費徴収している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気料 ・上下水道料 ・消防設備保守点検費用 ・自動ドア保守点検費用 ・NHK受信料 ・防犯警備費用 ・共用部の電気料 ・火災警備用のFAX使用料 <p>このように、旧町村部の類似施設において使用料や実費負担に大きな差が出ていることは、負担の公平性の観点から問題があると考えられる。なお、両施設は廃止の方向性が明確になっているため、今から使用料や実費負担の考え方を見直す必要性は乏しい。一方で、富山市第4期行政改革実施計画において公の施設の使用料を見直す予定になっているため、その際には、特に旧町村部の類似施設について使用料や実費負担が公平に設定されているかどうかを再確認するとともに、それらの計算方法を体系的に整理することが望まれる。</p>	

ウ. 公有財産の検討結果



① 監査手続実施結果の総括

「第3章 第1部 1.(2)」に記載の監査手続を実施した。

当施設を視察した結果、多目的ホールの床のワックスが部分的に剥げており、運動等を行う際に危険な状態となっていた。

また、財産管理の事務手続面において、以下の発見事項が識別された。

② 発見事項

13【指摘 No8】	富山市公有財産管理規則の見直し
本庁対応	当該論点は、富山市の公有財産管理を担当している本庁部署（管財課など）が対応すべき事項である。そのため、「第2章 第2部 3. (2)ウ. 公有財産管規則の見直しと全庁周知」で本庁部署に対する指摘事項として別途記載する。
<p>所管課に確認したところ、土地について公有財産台帳(様式第3号)を備え付けていなかった。</p> <p>富山市は、公有財産管理規則第53条で「財務部長は、公有財産台帳(様式第3号)を調整し、常に公有財産の状況を明らかにしておかなければならない」と規定しており、所管課は公有財産台帳の副本を備え付けることが求められている。この点、管財課に確認したところ、「現在は公有財産を公会計管理台帳システムで一元管理しており、公有財産管理規則に規定されている様式での保管は求めている」との回答があった。</p> <p>このように、公有財産台帳の運用実態と関連規程が乖離していることから、公有財産管理規則を実態に合わせて見直す必要がある。</p>	
14【意見 No11】	多目的ホールのメンテナンス
本庁対応	該当なし
<p>視察の結果、多目的ホールの床のワックスが部分的に剥げており、運動等をする際に危険な状態となっていた。当施設は、廃止の方向性が決定しており、かつ、市民の利用実績が殆ど無くなっているが、実際に閉鎖するまでは依然として市民の利用が想定されている。</p> <p>市民が安全に施設を利用できるようにするため、適切にメンテナンスを行うことが望まれる。</p>	
<p>【多目的ホール 1】</p> 	<p>【多目的ホール 2】</p> 

エ. 備品管理の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第3章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。

監査手続を実施した結果、ほぼ全ての往査施設で備品管理に関する類似の不備が発見された。当該不備は、主として関連規程の認識不足や備品管理のためのマンパワー不足により生じているものと考えられ、富山市全体として関連規程や備品管理体制を抜本的に見直す必要があると感じた。この点、富山市全体の課題は「第2章 監査結果の要約」に記載することとし、以下では、

現状の規程等に照らして識別された当施設固有の発見事項のみを記載することとする。

当施設で監査を実施した結果、具体的に以下の発見事項が識別された。

② 発見事項

15【指摘 No1】	備品台帳への単価記載漏れ
本庁対応	多くの往査施設で類似の不備が発見された。そのため、「第2章 第2部 3.(2)ア. 備品管理の実効性向上のための体制見直し」で別途本庁部署(管財課)が対応すべき備品管理に係る指摘事項を識別する。
<p>現物実査の結果、備品台帳の単価欄に金額の記載がないものが散見された。所管課に確認したところ、「市町村合併で備品台帳を引き継いだ際に単価の引継ぎ漏れがあった」との回答を得た。</p> <p>所管課は、富山市物品管理規則第3条に基づき、取得価格が判明するものについては当該価格を、それ以外は評価価格を備品台帳に記載する必要がある。</p>	
16【指摘 No2】	備品台帳の数量と現物数量との不一致
本庁対応	多くの往査施設で類似の不備が発見された。そのため、「第2章 第2部 3.(2)ア. 備品管理の実効性向上のための体制見直し」で別途本庁部署(管財課)が対応すべき備品管理に係る指摘事項を識別する。
<p>現物実査の結果、台帳数量と現物数量とが一致していない備品が3件発見された。また、現物が存在するが台帳に計上されていない備品が複数発見された。所管課に確認したところ、「市町村合併時に旧町村の備品台帳を現物実査することなく引き継ぎ、それ以降は年度中の受払いのみを反映して備品台帳及び物品現在高調書を作成している」との回答を得た。</p> <p>富山市は、物品管理規則第27条で「毎会計年度末における備品の現在高等について物品現在高調書を作成すること」と規定している。</p> <p>受払いの反映のみでは備品の現在高を正確に把握できないと考えられるため、所管課は、每期備品の現物実査を実施し、備品台帳や物品現在高調書を実態と整合させる必要がある。</p>	
17【指摘 No3】	標示票の貼付漏れ及び記載不備
本庁対応	多くの往査施設で類似の不備が発見された。そのため、「第2章 第2部 3.(2)ア. 備品管理の実効性向上のための体制見直し」で別途本庁部署(管財課)が対応すべき備品管理に係る指摘事項を識別する。
<p>現物実査の結果、標示票の貼付のない備品が散見された。また、標示票が貼付されている備品についても、改正前物品取扱要領に基づく類別番号・品目番号が記載されており、現行の類別番号・品目番号が記載されていないものが散見された。</p> <p>富山市は、物品管理規則第18条で「取得価格又は評価価格が5万円以上の備品には標示票をはらなければならない」と規定している。</p> <p>所管課は、物品管理規則に従って、現行の物品取扱要領に基づく類別番号・品目番号を記載した標示票を備品に貼付する必要がある。</p>	
18【指摘 No5】	備品要件を満たさない物品の備品台帳からの削除漏れ
本庁対応	多くの往査施設で類似の不備が発見された。そのため、「第2章 第2部 3.(2)ア. 備品管理の実効性向上のための体制見直し」で別途本庁部署(管財課)が対応すべき備品管理に係る指摘事項を識別する。

	財課) が対応すべき備品管理に係る指摘事項を識別する。
<p>現物実査の結果、取得価格や評価価格が明らかに少額であると考えられる物品が備品台帳に計上されていた。</p> <p>富山市は、物品管理規則第3条で「その性質及び計上を変えることなく2年以上にわたり使用できる物品で取得価格又は評価価格が2万円以上のもの並びに美術・工芸品及び標本」を備品として定義している。</p> <p>所管課は、現物実査を実施したうえで備品要件を満たさない物品を備品台帳から削除する必要がある。</p>	

オ. 現金管理の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

当施設は、利用が極端に少なくなっており往査時に富山市の現金の取り扱いが無かったため、「第3章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続の実施は省略した。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

3. 八尾農村環境改善センター

(1) 概要

ア. 施設の概要

施設名称	八尾農村環境改善センター
事務事業名	八尾農村環境改善センター管理費
運営方式	直営施設 (行政財産の公共用財産)
所管部署	農地林務課
所在地	富山市八尾町梅苑町一丁目95番地1
関連条例等	富山市農村環境改善センター等条例及び同条例施行規則
条例に定める施設の設置目的	地域農業の構造改善、農業生産の中核的担い手の育成及び農村環境の整備を図る。
条例に定める施設の事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 中核的な担い手などの農業者の研修及び営農相談に関すること ● 農業についての情報の収集及び伝達に関すること ● 農業者の体力づくり及び健康増進に関すること ● 市民の交流の場の提供および施設の供用に関すること ● 上記に掲げるもののほか、施設設置目的の達成に必要な事業
施設の内容	農事研修室、和室 (A)、和室 (B)、健康増進室、多目的ホール
土地の面積	5,574.16 m ²
建物の建築年	昭和60年
建物の構造	鉄骨鉄筋コンクリート
建物の耐用年数	50年 (令和2年度末時点で残存耐用年数は15年)
建物の延床面積	1,489.58 m ²

建物の建設事業費	470,520千円		
補助金情報	補助金名	交付年度	当初補助金額
	農村総合整備モデル事業	昭和60年	224,876千円
耐震基準	昭和56年6月施行の新耐震基準に適合		
避難所指定	富山市のその他避難所に指定		
公共施設マネジメントの方針	機能を卯花公民館に集約化し、当施設は廃止する ※「第1次富山市公共施設マネジメントアクションプラン（実行編）2018～2021」及びそれに基づく「地域別実行計画」より		
その他	特記事項なし		

イ. 施設の使用料及び利用者数の状況

単位：人

種別	条例に定める使用料上限	※	H28	H29	H30	R1	R2
農事研修室	9:00～12:30 1,100円	1	※1	※1	※1	※1	※1
	12:30～17:00 1,650円						
	17:00～22:00 2,200円						
和室(A)	9:00～12:30 1,100円	2.5	500	230	251	217	235
	12:30～17:00 1,650円						
	17:00～22:00 2,200円						
和室(B)	9:00～12:30 770円	1	※1	※1	※1	※1	※1
	12:30～17:00 1,100円						
	17:00～22:00 1,650円						
健康増進室	9:00～12:30 770円	3.5	-	-	-	-	-
	12:30～17:00 1,100円						
	17:00～22:00 1,650円						
多目的ホール	条例に使用料の定めなし	4.5	3,204	2,684	2,565	3,303	2,851
合計			3,704	2,914	2,816	3,520	3,086

<補足コメント>

※1 農事研修室と和室(B)の利用について

農事研修室と和室(B)は、井田川水系土地改良区が事務所として占用(目的外使用)している。

※2 和室Aの利用について

和室(A)は、「井田川水系土地改良区」のみが会議等で使用している。なお、使用にあたっては、使用料を令和2年度までは100%減免している。令和3年度からは50%減免としている。

※3 健康増進室の利用について

健康増進室は過去5年間で一度も利用が無く、現在は空き部屋になっている。なお、机と椅子を搬入すれば10人程度の会議は可能になっている。

※4 多目的ホールの利用について

多目的ホールは、体育館としての機能を有するが、条例で使用料を無料としているため使用者数が非常に多くなっている。

※5 令和2年度の利用者について

多目的ホールの使用料が無料であること、農事研修室等を井田川水系土地改良区が占有していること等から、コロナ禍であるにも関わらず使用者数の大幅な落ち込みは認められない。

ウ. 富山市の歳入・歳出の状況

単位：千円

	※	H28	H29	H30	R1	R2
施設使用料	1	-	-	-	-	-
自販機設置料		69	69	69	103	103
電柱占用料		-	-	-	-	-
その他目的外使用料	2	234	234	151	222	225
目的外使用の実費負担	3	212	214	213	129	131
a. 歳入実績合計		515	517	433	454	459
消耗品費		43	29	16	26	26
光熱水費	4	896	905	889	851	809
修繕料	5	509	419	18	63	22
委託料	6	723	723	723	692	700
使用料		14	14	14	14	14
b. 歳出実績合計		2,187	2,092	1,662	1,648	1,572
c. 歳入歳出差額(a-b)		▲1,672	▲1,575	▲1,229	▲1,194	▲1,113

d. 予算額(歳入-歳出)		▲1,835	▲1,637	▲1,205	▲1,310	▲1,238
e. 予実差異(c-d)		163	62	▲24	116	125

<補足コメント>

※1 施設使用料について

当施設のうち、条例で使用料が発生する農事研修室と和室(B)は「井田川水系土地改良区」が占有しており、当該使用に係る使用料は「その他目的外使用料」に計上している。また、和室(A)は井田川水系土地改良区のみが会議等で利用しているが、令和2年度まで使用料を100%減免していたため、施設使用料は発生していない。

健康増進室は、過去5年間一度も使用実績が無く、施設使用料は発生していない。

※2 その他目的外使用料について

井田川水系土地改良区が事務所として占有(目的外使用)している農事研修室と和室(B)に係るものである。使用にあたっては、富山市行政財産使用料条例第5条に基づき、その他公共団体が自らのために直接使用するもの(公用)として目的外使用料の50%を減免している。

※3 目的外使用時の実費負担について

主な内訳は、農事研修室と和室（B）を占有している井田川水系土地改良区に対して以下の施設管理費を面積比率等で按分請求しているものである。

- ・消防設備保守点検費用 ・自動ドア保守点検費用 ・電気料 ・上下水道料
- ・NHK 受信料 ・防犯警備費用 ・電気料（共用部） ・火災警備用 FAX 使用料

また、当施設では自販機を設置しており、自販機に係る電気代も実費徴収している。

その他、当施設には、平成 30 年度まで富山市の外郭団体である「公益社団法人 富山市シルバー人材センター八尾支所」が入居しており、当該団体が使用した経費の実費請求が発生していた（当該団体に対する目的外使用料は 100%減免していた）。

※4 光熱水費について

令和 2 年度の主な内訳は、「北陸電力に対する低圧電気料 747 千円」である。

※5 修繕費について

平成 30 年度以降は、富山市公共施設マネジメントアクションプラン等で施設の廃止方針が打ち出されたことを受けて、修繕費予算が大幅に削減されている。

※6 委託料について

令和 2 年度の主な内訳は、「ガラスクリーニング委託 170 千円」と「施設管理業務委託（館内清掃業務委託） 353 千円」である。後者は、富山市の外郭団体である富山市シルバー人材センターに委託している。なお、当施設では近隣からの要望を受けて年 2 回ほど農地林務課の職員が敷地法面の草刈りを実施している。

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 施設のあり方や存在意義の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第 3 章 第 1 部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した当施設の概要や利用者数の状況等については、上記「(1) ア. 施設の概要」及び「(1) イ. 施設の使用料及び利用者数の状況」を参照のこと。

当施設は、昭和 60 年に旧八尾町が「地域農業の構造改善、農業生産の中核的担い手の育成及び農村環境の整備を図る」目的で建設し、平成 17 年の市町村合併で富山市が引き継いだものである。

富山市は限られた財源の中で公共施設を適切に維持管理するため、公共施設マネジメントの取り組みを進めており、当施設についても将来的な廃止の方針が明確になっている。なお、当施設は、多目的ホールの使用料が無料であるため近隣住民が活発に使用しており、施設廃止にあたっては他の施設への振替可否が問題となる。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、施設のあり方や存在意義について、以下の発見事項が識別された。

その他、当施設は公の施設であるが、条例で使用料金が決められている農事研修室と和室（B）を土地改良区が占有しており、市民の公平な利用が妨げられている。しかし、当該論点は過去の富山市監査委員監査で所管課に指摘済みであり、現在、施設廃止方針を踏まえて所管課と土地改良区が移転の協議を進めていることから、指摘や意見とはしないものとする。

② 発見事項

19【意見 No12】	施設廃止に向けた関係部署間での連携
本庁対応	該当なし
<p>当施設は、富山市公共施設マネジメントアクションプラン等で将来的な廃止の方針が明確になっている。一方で、当施設は、多目的ホールの使用料が無料であるため近隣住民が活発に使用しており、代替施設の案内が問題となる。これについては、市民生活相談課が主体となって卯花公民館等への案内等を検討しているとのことである。</p> <p>このように、当施設は依然として近隣住民の使用が多いため、廃止にあたっては相応の準備期間を確保し、関係各課と連携しながら混乱が生じないように対応することが望まれる。</p>	

イ. 富山市の歳入・歳出の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第3章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した当施設の収支の推移や内容等については、上記「(1)ウ. 富山市の歳入・歳出の状況」を参照のこと。

当施設は、上記のとおり廃止の方針が明確になっているが、使用実績は非常に多くなっている。なお、当施設の令和2年度の歳入歳出差額は1,113千円と、類似施設である大山農村環境改善センターの2,731千円を大きく下回っており、相応の低予算で運営できているものとする。

また、旧町村部の類似施設と比較した場合、使用料や実費負担の考え方に相違が認められたため、富山市第4期行政改革実施計画で使用料の見直しを進める際に注意が必要である。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、富山市の歳入・歳出について、以下の発見事項が識別された。

その他、当施設の和室(A)は井田川水系土地改良区のみが会議等で使用しているが、令和2年度まで施設使用料を100%減免していた。これについては、当該土地改良区が農事研修室と和室(B)を使用する際の減免率が50%であることと平仄が取れていなかったが、令和3年度以降は減免率を50%に変更しているため、指摘や意見とはしないものとする。

② 発見事項

20【意見 No10】	類似施設における使用料や実費負担の整合性確保
本庁対応	当該論点は、公の施設の使用料の適正化を推進している本庁部署（行政経営課など）において留意が必要である。そのため、「第2章 第2部 3. (2)イ. 公の施設の使用料等の適正化」で再掲する。
<p>当施設は、条例で多目的ホールの使用料を無料としているが、類似施設である大山農村環境改善センターでは、多目的ホールの使用料が3,300円～7,700円となっている。また、当施設は、会議室等を占有している土地改良区から以下の施設管理費を実費徴収しているが、類似施設である大山農村環境改善センターでは、同様に会議室を占有している土地改良区に対して占有部分の面積比で按分した電気代と上下水道代のみを実費徴収している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気料 ・上下水道料 ・消防設備保守点検費用 ・自動ドア保守点検費用 ・NHK受信料 ・防犯警備費用 ・共用部の電気料 ・火災警備用のFAX使用料 <p>このように、旧町村部の類似施設において使用料や実費負担に大きな差が出ていることは、負担の公平性の観点から問題があるものとする。なお、両施設は廃止の方向性が明確になってい</p>	

るため、今から使用料や実費負担の考え方を見直す必要性は乏しい。一方で、富山市第4期行政改革実施計画において公の施設の使用料を見直す予定になっているため、その際には、特に旧町村部の類似施設について使用料や実費負担が公平に設定されているかどうかを再確認するとともに、それらの計算方法を体系的に整理することが望まれる。

ウ. 公有財産の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第3章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。

当施設を視察した結果、緊急性を要する修繕箇所や重要な遊休部分は識別されず、施設の利用状況について重大な問題は識別されなかった。

一方で、財産管理の事務手続面においては、以下の発見事項が識別された。

② 発見事項

21【指摘 No8】	富山市公有財産管理規則の見直し
本庁対応	当該論点は、富山市の公有財産管理を担当している本庁部署（管財課など）が対応すべき事項である。そのため、「第2章 第2部 3. (2)ウ. 公有財産管理規則の見直しと全庁周知」で再掲する。
<p>所管課に確認したところ、土地について公有財産台帳(様式第3号)を備え付けていなかった。</p> <p>富山市は、公有財産管理規則第53条で「財務部長は、公有財産台帳(様式第3号)を調整し、常に公有財産の状況を明らかにしておかなければならない」と規定しており、所管課は公有財産台帳の副本を備え付けることが求められている。この点、管財課に確認したところ、「現在は公有財産を公会計管理台帳システムで一元管理しており、公有財産管理規則に規定されている様式での保管は求めている」との回答があった。</p> <p>このように、公有財産台帳の運用実態と関連規程が乖離していることから、公有財産管理規則を実態に合わせて見直す必要がある。</p>	

エ. 備品管理の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第3章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。

監査手続を実施した結果、ほぼ全ての往査施設で備品管理に関する類似の不備が発見された。当該不備は、主として関連規程の認識不足や備品管理のためのマンパワー不足により生じているものと考えられ、富山市全体として関連規程や備品管理体制を抜本的に見直す必要があると感じた。この点、富山市全体の課題は「第2章 監査結果の要約」で記載することとし、以下では、現状の規程等に照らして識別された当施設固有の発見事項のみを記載することとする。

当施設で監査を実施した結果、具体的に以下の発見事項が識別された。

② 発見事項

22【指摘 No1】	備品台帳への単価記載漏れ
本庁対応	多くの往査施設で類似の不備が発見された。そのため、「第2章 第2部 3. (2)ア. 備品管理の実効性向上のための体制見直し」で別途本庁部署（管財課）が対応すべき備品管理に係る指摘事項を識別する。

<p>現物実査の結果、備品台帳の単価欄に金額の記載がないものが散見された。所管課に確認したところ、「市町村合併で備品台帳を引き継いだ際に単価の引継ぎ漏れがあった」との回答を得た。</p> <p>所管課は、富山市物品管理規則第3条に基づき、取得価格が判明するものについては当該価格を、それ以外は評価価格を備品台帳に記載する必要がある。</p>	
23【指摘 No2】	備品台帳の数量と現物数量との不一致
本庁対応	多くの往査施設で類似の不備が発見された。そのため、「第2章 第2部 3.(2)ア. 備品管理の実効性向上のための体制見直し」で別途本庁部署(管財課)が対応すべき備品管理に係る指摘事項を識別する。
<p>現物実査の結果、台帳数量と現物数量とが一致していない備品が8件発見された。また、現物が存在するが台帳に計上されていない備品が複数発見された。所管課に確認したところ、「市町村合併時に旧町村の備品台帳を現物実査することなく引き継ぎ、それ以降は年度中の受払いのみを反映して備品台帳及び物品現在高調書を作成している」との回答を得た。</p> <p>富山市は、物品管理規則第27条で「毎会計年度末における備品の現在高等について物品現在高調書を作成すること」と規定している。</p> <p>受払いの反映のみでは備品の現在高を正確に把握できないため、所管課は、每期備品の現物実査を実施し、備品台帳や物品現在高調書を実態と整合させる必要がある。</p>	
24【指摘 No3】	標示票の貼付漏れ及び記載不備
本庁対応	多くの往査施設で類似の不備が発見された。そのため、「第2章 第2部 3.(2)ア. 備品管理の実効性向上のための体制見直し」で別途本庁部署(管財課)が対応すべき備品管理に係る指摘事項を識別する。
<p>現物実査の結果、標示票の貼付のない備品が散見された。また、標示票が貼付されている備品についても、改正前物品取扱要領に基づく類別番号・品目番号が記載されており、現行の類別番号・品目番号が記載されていないものが散見された。</p> <p>富山市は、物品管理規則第18条で「取得価格又は評価価格が5万円以上の備品には標示票をはらなければならない」と規定している。</p> <p>所管課は、物品管理規則に従って、現行の物品取扱要領に基づく類別番号・品目番号を記載した標示票を備品に貼付する必要がある。</p>	
25【指摘 No4】	遊休備品の処分漏れ
本庁対応	多くの往査施設で類似の不備が発見された。そのため、「第2章 第2部 3.(2)ア. 備品管理の実効性向上のための体制見直し」で別途本庁部署(管財課)が対応すべき備品管理に係る指摘事項を識別する。
<p>現物実査の結果、冷蔵庫やアナログテレビ等、遊休状態で今後の利用見込みもない備品が確認された。</p> <p>富山市は、物品管理規則第22条で「物品管理者は、その管理に属する物品のうち使用することができないもの又は使用の必要なくなったものについて、不用の決定をしなければならない」と規定するとともに、物品管理規則第23条又は第24条で不用決定処理を実施した後の売却又は棄焼却手続を規定している。</p>	

<p>所管課は、当該備品を使用する可能性が無いのであれば、物品管理規則に従って当該備品を必要とする部署へ管理換えを行うか、もしくは不用決定処理を行ったうえで売却処分又は棄焼却処分を行う必要がある。</p>	
26【指摘 No5】	備品要件を満たさない物品の備品台帳からの削除漏れ
本庁対応	多くの往査施設で類似の不備が発見された。そのため、「第2章 第2部 3.(2)ア. 備品管理の実効性向上のための体制見直し」で別途本庁部署(管財課)が対応すべき備品管理に係る指摘事項を識別する。
<p>現物実査の結果、取得価格や評価価格が明らかに少額であると考えられる物品が備品台帳に計上されていた。</p> <p>富山市は、物品管理規則第3条で「その性質及び計上を変えることなく2年以上にわたり使用できる物品で取得価格又は評価価格が2万円以上のもの並びに美術・工芸品及び標本」を備品として定義している。</p> <p>所管課は、現物実査を実施したうえで備品要件を満たさない物品を備品台帳から削除する必要がある。</p>	
27【意見 13】	富山市の備品と施設利用者の備品の区分管理
本庁対応	多くの往査施設で類似の不備が発見された。そのため、「第2章 第2部 3.(2)ア. 備品管理の実効性向上のための体制見直し」で別途本庁部署(管財課)が対応すべき備品管理に係る指摘事項を識別する。
<p>現物実査の結果、多目的ホール更衣室のロッカーや会議室に、用途や所有者が不明な機材等が確認された。</p> <p>公の施設内に富山市所有以外の備品が保管されていると、その管理責任が曖昧になるとともに、処分時に富山市に歳出負担が生じる可能性がある。</p> <p>所管課は、実際の所有者を特定し、これらの備品を引取ってもらうべく交渉することが望ましい。</p>	
28【意見 14】	開錠不能になっている金庫の処分
本庁対応	該当なし
<p>現物実査の結果、未使用の管理人休憩室に開錠不能な金庫が存在した。</p> <p>金庫内に情報資産が保管されている可能性も否定できないことから、所管課は、開錠のうね内部を確認するとともに、開錠方法や鍵の管理方法を適切に管理することが望ましい。</p>	

オ. 現金管理の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

当施設は、土地改良区や自販機メーカーからの使用料の徴収は納付書で行っている。また、市民が活発に使用している多目的ホールは使用料が無料である。そのため、往査時に富山市の現金の取り扱いが無く、「第3章 第1部 1.(2)」に記載の監査手続の実施は省略した。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

4. 林産物展示販売施設（道の駅細入 飛越ふれあい物産センター林林）

(1) 概要

ア. 施設の概要

施設名称	林産物展示販売施設（道の駅細入 飛越ふれあい物産センター林林）		
事務事業名	林産物展示販売施設管理費		
運営方式	直営施設（行政財産の公用財産）		
所管部署	農地林務課		
所在地	富山市片掛字宮の前3番地の5		
関連条例等	公の施設ではないため条例は設定していない。 なお、当施設の運営管理に関する事項は別途「富山市林産物等展示販売施設の設置及び管理に関する規約」及び「富山市林産物等展示販売施設管理運営規則」で規定している。		
条例に定める施設の設置目的	公の施設ではないため条例は設定していない。 なお、「富山市林産物等展示販売施設の設置及び管理に関する規約」及び「富山市林産物等展示販売施設管理運営規則」に定める設置目的は以下のとおりである。 ● 林産物及び地域特産品等需要拡大、開発を推進するとともに、地域活性化の担い手である若者の定着と地域住民の交流による地域の発展と振興を図る		
条例に定める施設の事業	公の施設ではないため条例は設定していない。 なお、「富山市林産物等展示販売施設の設置及び管理に関する規約」及び「富山市林産物等展示販売施設管理運営規則」に定める施設の事業は以下のとおりである。 ● 林産物及び地域特産品等の需要拡大及び開発、宣伝事業 ● 地域活性化の拠点としての都市住民との交流促進事業 ● 上記に掲げるもののほか、施設設置目的の達成に必要な事業		
施設の内容	林産物等展示販売施設の建物		
土地の面積	456.30 m ² （施設部分を借地）		
建物の建築年	平成5年		
建物の構造	木造平屋建		
建物の耐用年数	24年（令和2年度末時点で残存耐用年数は0年）		
建物の延床面積	456.30 m ²		
建物の建設事業費	119,892千円		
補助金情報	補助金名	交付年度	当初補助金額
	林業山村活性化林業構造改善事業	平成5年	63,000千円
耐震基準	昭和56年6月施行の新耐震基準に適合		
避難所指定	避難所には指定されていない		
公共施設マネジメント	特記事項なし		

トの方針	※「第1次富山市公共施設マネジメントアクションプラン（実行編）2018～2021」及びそれに基づく「地域別実行計画」より
その他	当施設は農林水産省の補助金で建設されているため農地林務課が所管しているが、敷地は建設部が民間から借地しており、借地料の支払いと施設使用者からの土地貸付料の収入は建設部が実施している。そのため、土地関連の歳入・歳出は、林産物展示販売施設管理費には含まれていない。

イ. 施設の使用料及び利用者数の状況

単位：回

種別	条例に定める使用料上限	※	H28	H29	H30	R1	R2
レジ打刻回数	公の施設ではないため条例がなく該当なし	1	74,402	76,606	81,885	82,240	46,506

<補足コメント>

※1 利用者について

当施設で、利用者数を直接集計していないため、施設の一部を占有している(株)ほそいりのレジ打刻回数で利用状況を把握する。

当施設は、安定的に利用者数が増加していたが、令和2年度は、コロナ禍で不要不急の外出が控えられたため、利用者数が大幅に減少している。

ウ. 富山市の歳入・歳出の状況

単位：千円

	※	H28	H29	H30	R1	R2
施設使用料		-	-	-	-	-
自販機設置料		-	-	-	-	-
電柱占用料		-	-	-	-	-
その他目的外使用料	1	557	605	563	562	572
目的外使用の実費負担	2	-	-	-	-	-
過疎対策事業債	3	-	9,800	-	-	2,700
補助金収入(国)		-	-	-	-	1,082
a. 歳入実績合計		557	10,405	563	562	4,354
光熱水費	4	478	530	614	631	553
修繕費		-	600	-	455	
委託料	5	-	-	110	350	1,082
工事請負費	6	-	9,895	-	-	2,763
b. 歳出実績合計		478	11,025	724	1,436	4,398
c. 歳入歳出差額(a-b)		79	▲620	▲161	▲874	▲44
d. 予算額(歳入-歳出)		77	▲503	▲93	▲328	▲33
e. 予実差異(c-d)		2	▲117	▲68	▲546	▲11

<補足コメント>

※1 その他目的外使用料について

当施設は、行政財産だが条例が設置されておらず、公用財産とされている。

当施設の一部は、富山市の外郭団体である(株)ほそいりが占用（目的外使用）しており、その使用料が計上されている。

※2 目的外使用の実費負担について

当施設に係る光熱水費などの経費は、当施設を占有している(株)ほそいりが直接負担しているため、実費収入は生じていない。

※3 過疎対策事業債について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年3月末までは過疎地域自立促進特別措置法）に基づいて発行される地方債であり、同法で定められた過疎地域に該当する市町村に限り発行が認められる。富山市においては、旧山田村地区と旧細入村地区が対象となる。過疎対策事業債の元利償還金の70%は国からの地方交付税で補填される。

当施設では、多額の施設修繕が必要なときに過疎対策事業債を活用している。

※4 光熱水費について

主な内訳は、「電気自動車用の急速充電器に係る電気料」である。当該設備は富山市の施策として設置されたため、それに係る電気料も富山市が負担している。

※5 委託料について

令和2年度の主な内訳は、コロナ禍を受けて実施した「サーマルカメラ設置業務委託1,082千円」である。

※6 工事請負費について

平成29年度の主な内訳は、「空調設備の改良工事9,895千円」であり、過疎対策事業債で財源措置している。

令和2年度の主な内訳は、「老朽化で破損した外壁の改修工事2,763千円」である。

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 施設のあり方や存在意義の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第3章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した当施設の概要や利用者数の状況等については、上記「(1) ア. 施設の概要」及び「(1) イ. 施設の使用料及び利用者数の状況」を参照のこと。

当施設は、平成4年に旧細入村が「林産物の需要拡大、開発を推進するとともに、展示及び販売を通じて地域林業の振興と山村の活性化を進める」目的で建設し、平成17年の市町村合併で富山市が引き継いだものである。当施設は、国道41号線沿いの「道の駅細入（飛越ふれあいの里）」に併設されており、多くの利用者で賑わっている。道の駅細入は、平成5年に建設大臣より道の駅として認定を受け、国土交通省と旧細入村が一体型施設として合同で整備を進めてきた。そのため、道の駅細入の全敷地（民間からの借地）は建設部が所管し、敷地上の当施設のみ農地

林務課が所管している。

富山市は、平成 17 年に当施設を引き継いだ際、住民の共同利用に供されるものではないと整理し、公用財産に分類している。なお、公用財産は、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項で「その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる」とされている。当施設の一部は、富山市の外郭団体である(株)ほそいりが占用し地元の特産品等を販売しているが、これについては、トイレ等の共用部分や林業・観光等の紹介スペースが富山市の直営となっていることから、依然として施設の目的に沿った使用がなされているものと考えられる。

このように、当施設は施設の目的どおりに使用されており、かつ使用実績が非常に多いことから、存在意義やあり方について、発見事項は識別されなかった。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

イ. 富山市の歳入・歳出の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第 3 章 第 1 部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した当施設の収支の推移や内容等については、上記「(1)ウ. 富山市の歳入・歳出の状況」を参照のこと。

当施設は、その一部を富山市の外郭団体である(株)ほそいりが占用しているが、同社はコロナ禍前の令和 1 年度に当施設で売上 111,754 千円、当期利益 18,823 千円を獲得している。富山市においても、歳出の大部分を(株)ほそいりからの目的外使用料で賄っているが、一方で、修繕費や将来の大規模修繕の可能性等を考えると、目的外使用料が十分であるかどうか議論の余地がある。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、富山市の歳入・歳出について、以下の発見事項が識別された。

② 発見事項

29【意見 No15】	目的外使用料の見直し
本庁対応	当該論点は、公の施設の使用料の適正化を推進している本庁部署（行政経営課など）において留意が必要である。そのため、「第 2 章 第 2 部 3. (2) イ. 公の施設の使用料等の適正化」で再掲する。
<p>当施設は、その一部を富山市の外郭団体である(株)ほそいりが占用している。(株)ほそいりは、行政財産使用料条例別表 1 に則って建物及び底地の固定資産税評価額に基づき計算された目的外使用料を支払っているが、当施設が山間部に立地しており固定資産税評価額が低いことから、令和 2 年度の目的外使用料は 572 千円となっている。一方で、当施設は幹線道路沿いに存在し利用者が多いことから、(株)ほそいりはコロナ禍前の令和 1 年度に当施設で売上 111,754 千円、当期利益 18,823 千円を計上している。</p> <p>当施設の借地料や光熱水費等は(株)ほそいりが負担しているが、建物の修繕費や大規模修繕は富山市が負担していることを勘案すると、収益獲得力の高い当施設について富山市が収受している目的外使用料は過少である可能性がある。</p> <p>富山市の歳出負担を軽減するため、収益獲得力の高い施設については、使用者の利益水準等に応じた柔軟な計算式を適用することが望まれる。なお、行政財産の使用許可の場合は、行政財産使用料条例第 3 条で目的外使用料の計算式が決まっており、他の計算式を採用する余地が</p>	

無い。一方で、行政財産の一部貸付の場合は、行政財産貸付要領第4条2項である程度柔軟な計算式を適用することが可能である。そのため、当施設についても一部貸付へと変更したうえで、将来の修繕費や大規模修繕の発生見込額をカバーできるよう、行政財産使用料条例第3条により計算した金額を下限としつつ当期利益等に一定の料率を乗じた金額を貸付料として設定することが考えられる。

ウ. 公有財産の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第3章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。

当施設の底地は借地になっている。

当施設を視察した結果、緊急性を要する修繕箇所や重要な遊休部分は識別されず、施設の利用状況について重大な問題は識別されなかった。

また、財産管理の事務手続面においては、公有財産管理規則に則って建物台帳が整備されており、問題は識別されなかった。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

エ. 備品管理の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

当施設は、富山市の備品の取り扱いが無く、「第3章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続の実施は省略した。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

オ. 現金管理の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

当施設は、富山市の現金の取り扱いが無く、「第3章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続の実施は省略した。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

5. 地域資源活用促進施設

(1) 概要

ア. 施設の概要

施設名称	地域資源活用促進施設
事務事業名	地域資源活用促進施設管理費
運営方式	直営施設（行政財産の公用財産）
所管部署	農業振興課
所在地	富山市八尾町三田字梅尾5番18
関連条例等	公の施設ではないため条例は設定していない。

	<p>なお、当施設の運営管理に関する事項は別途「富山市八尾地域資源活用促進施設管理運営要領」で規定していたが、施設売却に伴って令和2年12月25日付で廃止している。</p>
<p>条例に定める施設の設置目的</p>	<p>公の施設ではないため条例は設定していない。</p> <p>なお、「富山市八尾地域資源活用促進施設管理運営要領」に定めていた設置目的は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 家畜糞尿その他の地域資源を堆肥化处理し、耕種農家が必要とする有機質堆肥を製造及び供給することにより、持続的農業が可能な土づくりを行い、安心して安全な農産物を生産し地域の環境保全を図る
<p>条例に定める施設の事業</p>	<p>公の施設ではないため条例は設定していない。</p> <p>なお「富山市八尾地域資源活用促進施設管理運営要領」に定めていた施設の事業は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 家畜糞尿等を堆肥化处理する業務 ● 木質資源等を炭化处理する業務 ● 生産した堆肥の販売に関する業務 ● その他施設の管理、運営に関する業務
<p>条例に定める施設の内容</p>	<p>公の施設ではないため条例は設定していない。</p> <p>なお「富山市八尾地域資源活用促進施設管理運営要領」に定めていた施設の内容は以下のとおりである</p> <p>堆肥舎、木材粉碎棟</p>
<p>土地の面積</p>	<p>令和2年度に施設を民間に売却済み</p> <p>※参考：売却時の土地の面積</p> <p>58,146.02 m²</p>
<p>建物の建築年</p>	<p>令和2年度に施設を民間に売却済み</p> <p>※参考情報：売却時の建物の築年数</p> <p>堆肥化施設 平成16年</p> <p>木材粉碎施設 平成16年</p>
<p>建物の構造</p>	<p>令和2年度に施設を民間に売却済み</p> <p>※参考情報：売却時の建物の構造</p> <p>堆肥化施設 鉄骨造</p> <p>木材粉碎施設 鉄骨造</p>
<p>建物の耐用年数</p>	<p>令和2年度に施設を民間に売却済み</p> <p>※参考情報：売却時の建物の耐用年数</p> <p>堆肥化施設 31年(令和2年度末時点で残存耐用年数15年)</p> <p>木材粉碎施設 31年(令和2年度末時点で残存耐用年数15年)</p>
<p>建物の延床面積</p>	<p>令和2年度に施設を民間に売却済み</p> <p>※参考情報：売却時の建物の延床面積</p>

	堆肥化施設 5,906.64 m ² 木材粉碎施設 600.00 m ²						
建物の建設事業費	令和2年度に施設を民間に売却済み ※参考情報：売却時の建物の建設事業費 411,968千円						
補助金情報	令和2年度に施設を民間に売却済み ※参考情報：売却時の補助金情報 <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助金名</th> <th>交付年度</th> <th>当初補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バイオマス利活用フロンティア推進事業補助金等</td> <td>平成15年～平成17年</td> <td>624,070千円</td> </tr> </tbody> </table>	補助金名	交付年度	当初補助金額	バイオマス利活用フロンティア推進事業補助金等	平成15年～平成17年	624,070千円
補助金名	交付年度	当初補助金額					
バイオマス利活用フロンティア推進事業補助金等	平成15年～平成17年	624,070千円					
耐震基準	令和2年度に施設を民間に売却済み ※参考情報：売却時の耐震基準 昭和56年6月施行の新耐震基準に適合						
避難所指定	令和2年度に施設を民間に売却済み ※参考情報：売却時の避難所指定 該当なし						
その他特記事項	<p>当施設は、家畜糞尿その他の地域資源を堆肥化し、耕種農家が必要とする有機質堆肥を製造及び供給することにより、持続的農業が可能な土づくりを行い、安心して安全な農産物を生産し、地域の環境保全を図るために建設された。当施設は、平成17年の開業以降歳出が歳入を大きく上回る状態が続いており、加えて、平成30年度に実施した施設劣化診断の結果、建屋の著しい劣化が認められたため、令和1年度をもって家畜糞の受け入れを終了した。その後、当施設の最有効使用、施設存続時・解体時のコスト、当該施設の時価（不動産鑑定評価額）等を踏まえて売却の方針を決定し、令和3年2月に一般競争入札を実施、複数社の応札を経て売却されている。</p> <p>なお、令和3年度に、敷地や建物の取得に係る当初補助金の一部（208,081千円）を国と富山県に返還している。</p>						

イ. 施設の使用料及び利用者数の状況

当施設は売却済みであり、記載は省略する。

ウ. 富山市の歳入・歳出の状況

単位：千円

	※	H28	H29	H30	R1	R2
堆肥販売料収入	1	18,117	15,791	18,540	14,714	6,313
a. 歳入実績合計		18,117	15,791	18,540	14,714	6,313
消耗品費		699	829	814	931	9
燃料費		893	742	1,140	863	343
印刷製本費		53	-	58	91	-

	※	H28	H29	H30	R1	R2
光熱水費		4,597	4,777	5,525	5,527	2,240
修繕費		5,403	5,059	4,056	4,199	3,256
通信運搬費		42	32	33	78	29
手数料		199	144	111	67	538
保険料		-	26	-	-	-
委託料	2	15,648	15,081	24,329	15,810	11,507
使用料		-	-	15	15	15
借上料		945	1,367	1,958	1,407	760
補助金	3	-	-	-	-	1,449
賠償金	4	-	-	-	-	1,858
b. 歳出実績合計		28,479	28,057	38,039	28,988	22,004
c. 歳入歳出差額(a-b)		▲10,362	▲12,266	▲19,499	▲14,274	▲15,691

d. 予算額(歳入-歳出)		▲11,296	▲10,726	▲16,604	▲7,773	▲43,616
e. 予実差異(c-d)		934	▲1,540	▲2,895	▲6,501	27,925

<補足コメント>

※1 堆肥販売料収入について

当施設は、平成30年度に実施した施設劣化診断の結果に基づき、令和1年度をもって家畜糞尿の受け入れを終了したため、令和2年度の堆肥販売料収入が大幅に減少している。なお、当施設は令和3年2月に一般競争入札で民間業者に売却済みである。

※2 委託料について

令和2年度の主な内訳は、「施設管理運営業務委託 7,792千円」、「堆肥散布業務委託 1,917千円」である。

※3 補助金について

令和2年度は、施設廃止に伴う畜産農家への激変緩和措置として、他の施設に搬入することで増加した諸経費の1/2を補助金として交付している。なお、予算段階では、以下の計算式により31,024千円の補助金支出を見込んでいたが、実際の取扱量が少なかったこと及び牛糞を近場で処理できる施設が見つかり運送単価が大幅に下がったことから、決算額は1,449千円にとどまった。

令和3年度は、令和2年度の実績を踏まえて取扱量や単価の計算を精緻化し、4,199千円の予算を設定している。

● 補助金額＝想定取扱量×(処理経費単価＋運送単価)×0.5

● 令和2年度予算：31,024千円（＝2,160t×28,726円×0.5）

● 令和3年度予算：4,200千円

うち牛糞：1,300千円（＝862.6t×3,014円×0.5）

うち鶏糞：2,900千円（＝201.9t×28,726円×0.5）

※4 賠償金について

令和 2 年度の内訳は、当施設を民間に売却したことで不要になった「堆肥散布機リース」の解約損害金である。

(2) 監査手続

当施設は、令和 2 年度に一般競争入札で民間に売却済みである。そのため、施設往査で実施する監査手続の代わりに以下の監査手続を実施した。

ア. 施設廃止の意思決定及び売却に至る経緯の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

当施設は、平成 17 年に旧八尾町が「家畜糞尿その他の地域資源を堆肥化し、耕種農家が必要とする有機質堆肥を製造及び供給することにより、持続的農業が可能な土づくりを行い、安心して安全な農産物を生産し、地域の環境保全を図る」目的で建設し、同年の市町村合併で富山市が引き継いだものである。

当施設は、市の直営施設であるが、平成 17 年の設立以降歳出が歳入を大きく上回る状態が続いており、加えて、平成 30 年度に実施した施設劣化診断の結果、建屋の著しい劣化が認められたため、令和 1 年度をもって家畜糞の受け入れを終了した。その後、当該施設の最有効使用、施設存続時・解体時のコスト、当該施設の時価（不動産鑑定評価額）等を踏まえて売却の方針を決定し、令和 3 年 2 月に一般競争入札を実施、複数社の応募を経て売却されている。

一般競争入札にあたっては、不動産鑑定士から施設の鑑定評価書を取得し、当該評価額を参考にしながら予定価格を決定した。複数社の応募があり、最終的には公表済みの予定価格 36,900 千円（税込）を大きく上回る 88,000 千円（税込）で民間事業者に落札された。

施設廃止の意思決定及び売却に至る経緯の妥当性を検証するため、担当課への確認及び関連資料の閲覧を実施したが、発見事項は識別されなかった。

閲覧資料： 財産管理委員会議事録、不動産鑑定評価書、入札関連調書一式、市有財産売買契約書等

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

イ. 国・富山県への補助金返還額の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

当施設は、国や富山県の補助金を活用して設立されたため、施設売却後の令和 3 年度に、土地の取得に係る補助金は全額、建物の取得に係る補助金は「残存耐用年数÷耐用年数」の比率分だけ国と富山県に返還している。補助金返還額は合計で 208,081 千円となった。

補助金返還額は、耐用年数の経過に伴って毎年 12,235 千円ずつ減少していたが、一方で、当施設は毎年 15,000 千円程度の歳出超過状態にあった。また、堆肥施設の特性上建物の浸食劣化が著しく、近いうちに大規模修繕が必要な状態であったため、継続時と廃止時の歳出を比較検討したうえで施設廃止に踏み切っている。

施設廃止に伴う補助金返還額の妥当性を検証するため、担当課への確認及び関連資料の閲覧を実施したが、発見事項は識別されなかった。

閲覧資料： 建物の減価償却計算書、補助金返還額の計算資料、富山県向け財産処分承認申請

書、富山県からの財産処分承認書、これら一連のプロセスに係る市役所内の意思決定資料等

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

ウ. 畜産農家への激変緩和措置補助金の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

施設廃止に伴う畜産農家の負担増を緩和するため、令和2年度から令和4年度まで外部処理経費の増嵩分に対して補助金を支出する予定である。令和2年度は、31,024千円という多額の予算を見積もっていたが、実際の取扱量が少なかったこと、牛糞を近場で処理できる施設が見つかり運送単価が大幅に下がったこと等から、決算額は1,449千円にとどまった。令和3年度は、令和2年度の実績を踏まえて取扱量や単価の計算を精緻化し、4,199千円の予算を設定している。

補助金の必要性や補助金額の妥当性を検証するため、担当課への確認及び関連資料の閲覧を実施したが、発見事項は識別されなかった。

閲覧資料： 補助金交付要領、補助金申請書、補助金決定通知、家畜排せつ物外部処理実施報告書、外部処理経費に係る請求書、これら一連のプロセスに係る市役所内の意思決定資料等

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

6. 山田交流促進センター

(1) 概要

ア. 施設の概要

施設名称	山田交流促進センター
事務事業名	山田交流促進センター管理費
運営方式	直営施設（行政財産の公共用財産）
所管部署	農業振興課
所在地	富山市山田赤目谷 145 番地
関連条例等	富山市山田自然休養村条例及び同条例施行規則
条例に定める施設の設置目的	自然環境の保全及び活用を図りながら農林業を育成し、都市と農山村の交流を促進し、地域産業の振興と農林業者等に就業機会を与え、農家経済の安定向上を図る
条例に定める施設の事業	条例に記載なし
施設の内容	ホール、研修室
土地の面積	4,406 m ² （全て借地）
建物の建築年	平成7年
建物の構造	鉄筋コンクリート

建物の耐用年数	47年（令和2年度末時点で残存耐用年数は21年）		
建物の延床面積	1,506.00㎡		
建物の建設事業費	640,603千円		
補助金情報	補助金名	交付年度	当初補助金額
	新山村振興農林漁業特別対策事業補助金	平成7年	350,498千円
耐震基準	昭和56年6月施行の新耐震基準に適合		
避難所指定	富山市の第1次避難所に指定		
公共施設マネジメントの方針	山田交流促進センターの集会機能を山田公民館に複合化する ※「第1次富山市公共施設マネジメントアクションプラン（実行編）2018～2021」及びそれに基づく「地域別実行計画」より		
その他	特記事項なし		

イ. 施設の使用料及び利用者数の状況

単位：人

種別	条例に定める使用料上限	※	H28	H29	H30	R1	R2
ホール	9:00～12:00	10,470円					
	13:00～17:00	14,660円					
	18:00～22:00	19,900円					
	9:00～17:00	15,720円	1	840	805	144	305
	13:00～22:00	28,280円					
	9:00～22:00	36,660円					
	冷暖房料(1H)	2,090円					
研修室	9:00～12:00	1,050円					
	13:00～17:00	1,570円					
	18:00～22:00	2,090円					
	9:00～17:00	2,090円	1	616	556	94	60
	13:00～22:00	3,150円					
	9:00～22:00	3,770円					
	冷暖房料(1H)	210円					
3階スペース	条例に使用料の定めなし	1.2	623	160	1,014	341	9
合計			2,079	1,521	1,252	706	9

<補足コメント>

※1 全体的な施設の利用状況について

当施設は、隣に商工労働部が所管する宿泊施設「ささみね」が存在する。かつては、「ささみね」の宿泊者が研修等の目的で当施設を使用していたが、平成30年度に「ささみね」は、指定管理施設から公募による貸付施設に変更され、施設使用者も変更になった。その後、コロナ禍の影響で「ささみね」の宿泊者が大きく減少したことから当施設

の使用人数も激減した。

令和2年度は、コロナ禍により「ささみね」の施設使用者が撤退し「ささみね」の営業が休止したため、当施設の使用者数がほぼゼロになっている。

なお、当施設は旧山田村の集落から離れた高台にあり、集落には別途集会機能を有する公民館等があることから、地元住民の利用は殆ど無い。

※2 3階スペースについて

当施設の3階部分は、レストラン等を行う目的で設置されたため、条例で使用料は設定されていなかった。現在、レストランは撤退し使用されることがなくなったことから、簡単な会議等を行う場所として利用されている。

ウ. 富山市の歳入・歳出の状況

単位：千円

	※	H28	H29	H30	R1	R2
施設使用料		105	97	1	14	-
自販機設置料		6	-	-	-	-
電柱占用料		-	-	-	-	-
その他目的外使用料	1	-	-	100	343	-
目的外使用の実費負担	1	95	60	112	935	-
a. 歳入実績合計		206	157	213	1,292	-
消耗品費		11	-	-	41	3
燃料費	2	29	32	72	47	234
光熱水費	3	1,591	1,993	1,856	2,531	1,412
修繕料	4	76	660	473	36	408
通信運搬費		40	40	41	41	41
委託料	4	977	977	1,219	3,001	3,115
借上料	5	365	365	365	365	367
庁用器具費	6	-	-	-	-	169
b. 歳出実績合計		3,089	4,067	4,026	6,062	5,749
c. 歳入歳出差額(a-b)		▲2,883	▲3,910	▲3,813	▲4,770	▲5,749
d. 予算額(歳入-歳出)		▲2,990	▲2,794	▲2,990	▲4,929	▲4,441
e. 予実差異(c-d)		107	▲1,116	▲823	159	▲1,308

<補足コメント>

※1 その他目的外使用料について

平成30年度と令和1年度は、当施設に隣接する宿泊施設「ささみね」の施設使用者が、「ささみね」宿泊者のために当施設の厨房を借りて食事を作っていたため。厨房の目的外使用料と電気、上下水道料の実費相当分を徴収していた。

令和2年度は、コロナ禍で「ささみね」の施設使用者が撤退し「ささみね」の営業が休止したため、当該歳入が無くなっている。

※2 燃料費について

令和2年度は、コロナ禍で当施設がほぼ使用されず、燃料費を含む需用費の予算に余裕があったため、不足気味であった灯油を3月に172千円購入している。

※3 光熱水費について

令和2年度の主な内訳は、「北陸電力に対する高圧電気料1,377千円」である。当施設は、1階ホールの電動イスを稼働させるために高圧電力で契約しているが、高圧電力の基本料金は、直近12か月の使用電力量のうち最も高い月の数値(kw)が設定されるため、一度でも多くの電力を使うと電気料が高止まりしてしまう。

なお、電気料については、新電力との相見積もりは取っていない。

※4 委託料と修繕費について

令和2年度の主な内訳は、数年に一度行われる「ホールの非常灯及び照明取替業務1,230千円」、突発的な修繕工事の「玄関前舗装修繕業務372千円」及び「センターロータリー部分舗装補修業務474千円」、定期的な維持管理業務の「冷暖房設備保守点検業務471千円」及び「清掃等施設管理業務187千円」である。

「玄関前舗装修繕業務」及び「センターロータリー部分舗装補修業務」は、玄関前の階段舗装部分に亀裂が入ったためその補修のみを行う予定であったが、亀裂の入ったアスファルトを剥がし掘削してみたところ内部が洗掘されていたため、別途コンクリートを流し込む作業が発生したものである。

※5 借上料について

令和2年度の主な内訳は、「施設の敷地の一部に係る借地料264千円」、「除湿器レンタル料101千円」である。

※6 庁用器具費について

令和2年度の主な内訳は、「AED機器の購入費」である。

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 施設のあり方や存在意義の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第3章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した当施設の概要や利用者数の状況等については、上記「(1) ア. 施設の概要」及び「(1) イ. 施設の使用料及び利用者数の状況」を参照のこと。

当施設は、平成7年に旧山田村が「自然環境の保全及び活用を図りながら農林業を育成し、都市と農山村の交流を促進し、地域産業の振興と農林業者等に就業機会を与え、農家経済の安定向上を図る」目的で建設し、平成17年の市町村合併で富山市が引き継いだものである。

富山市は限られた財源の中で公共施設を適切に維持管理するため、公共施設マネジメントの取り組みを進めており、当施設についても将来的な廃止の方針が明確になっている。また、当施設は、隣接する宿泊施設「ささみね」が営業を休止したこと、旧山田村の集落から離れた高台にあり、地元住民が殆ど利用しないこと等により、使用実績が非常に少なくなっており、存在意義が乏しくなっている。なお、当施設は富山市の一次避難所に指定されているため、一次避難所とし

ての必要最低限の機能を残す可能性がある。

このように、当施設は既に廃止の方向性が明確になっており、利用実績も非常に少なくなっていることから、施設のあり方や存在意義について、発見事項は識別されなかった。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

イ. 富山市の歳入・歳出の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第3章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した当施設の収支の推移や内容等については、上記「(1)ウ. 富山市の歳入・歳出の状況」を参照のこと。

当施設は、上記のとおり廃止の方針が明確になっており、使用実績も非常に少なくなっている。一方で、令和2年度の歳入歳出差額は5,749千円となっており、同様に廃止の方針が決まっている大山農村環境改善センターの2,731千円、八尾農村環境改善センターの1,113千円を大きく上回っている。そのため、当施設においては、施設廃止までの歳出を極力削減することが重要になると考えられる。なお、当施設は富山市の一次避難所に指定されており、将来的に避難所としての機能を残す可能性もあるため、歳出の削減を検討する際には、その点を考慮する必要がある。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、富山市の歳入・歳出について、以下の発見事項が識別された。

② 発見事項

30【意見 No9】	施設廃止を見据えた経費の最小化
本庁対応	該当なし
<p>当施設は、富山市公共施設マネジメントアクションプラン等で将来的な廃止の方針が明確になっている。また、当施設は、隣接する宿泊施設「ささみね」が営業を休止したこと、旧山田村の集落から離れた高台にあり、地元住民が殆ど利用しないこと等により、使用実績が非常に少なくなっている。</p> <p>一方で、当施設の令和2年度の歳入歳出差額は5,749千円となっており、同様に廃止の方針が決まっている大山農村環境改善センターの2,731千円、八尾農村環境改善センターの1,113千円を大きく上回っている。特に、令和2年度においては、歳出の必要性に疑義のある以下の取引が発見された。そのため、当施設については、関係各課で施設廃止に向けたスケジュール、一次避難所としての継続利用の可能性、現在の使用実績、必要な経費等の認識を共有しながら、必要性の乏しい歳出を極力削減していくことが望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none">● 燃料費について 上記(1)ウの※2に記載したとおり、令和2年度は利用者が殆どいなかったにも関わらず、3月に例年以上の灯油を購入している。所管課に確認したところ、「当施設の給油タンクの総容量は3,000ℓ、推奨される最低張込量は1,000ℓ以上であり、従来は予算上の制限から750ℓしか張込みできていなかったため、予算に余裕がある令和2年度に購入した」との回答を得た。施設廃止の方針が明確になっており、かつ利用実績がほぼ無くなっている実態に鑑みると、支出の必要性に疑問が残る。● 光熱水費について	

上記(1)ウの※3に記載したとおり、当施設は、1階ホールの電動イスを動かすために高压電力契約としている。施設廃止の方針が明確になっており、かつ利用実績がほぼ無くなっている実態に鑑みると、当該電動イスを廃止し低圧電力契約に変更することを検討することが望まれる。

● 委託料と修繕費について

当施設は他の廃止予定施設と比べて特に委託料と修繕費が多額に発生している。関係各課で認識を共有しながら、必要性の乏しい委託料や修繕費を減らすことが望まれる。

ウ. 公有財産の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第3章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。

当施設の底地は借地になっている。

当施設は、上述のとおり将来的には廃止の方向性のため、一次避難所としての利用の観点で視察を行った結果、緊急性を要する修繕箇所は識別されず、施設の利用状況について重大な問題は識別されなかった。

また、財産管理の事務手続面においては、公有財産管理規則に則って建物台帳が整備されており、問題は識別されなかった。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

エ. 備品管理の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第3章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。

監査手続を実施した結果、ほぼ全ての往査施設で備品管理に関する類似の不備が発見された。当該不備は、主として関連規程の認識不足や備品管理のためのマンパワー不足により生じているものと考えられ、富山市全体として関連規程や備品管理体制を抜本的に見直す必要があると感じた。この点、富山市全体の課題は「第2章 監査結果の要約」に記載することとし、以下では、現状の規程等に照らして識別された当施設固有の発見事項のみを記載することとする。

当施設で監査を実施した結果、具体的に以下の発見事項が識別された。

② 発見事項

31【指摘 No1】	備品台帳への単価記載漏れ
本庁対応	多くの往査施設で類似の不備が発見された。そのため、「第2章 第2部 3. (2)ア. 備品管理の実効性向上のための体制見直し」で別途本庁部署(管財課)が対応すべき備品管理に係る指摘事項を識別する。
	<p>現物実査の結果、備品台帳の単価欄に金額の記載がないものが散見された。所管課に確認したところ、「市町村合併で備品台帳を引き継いだ際に単価の引継ぎ漏れがあった」との回答を得た。</p> <p>所管課は、富山市物品管理規則第3条に基づき、取得価格が判明するものについては当該価格を、それ以外は評価価格を備品台帳に記載する必要がある。</p>
32【指摘 No2】	備品台帳の数量と現物数量との不一致

本庁対応	多くの往査施設で類似の不備が発見された。そのため、「第2章 第2部 3.(2)ア. 備品管理の実効性向上のための体制見直し」で別途本庁部署(管財課)が対応すべき備品管理に係る指摘事項を識別する。
<p>現物実査の結果、台帳数量と現物数量とが一致していない備品が多数発見された。また、現物が存在するが台帳に計上されていない備品が12件発見された。所管課に確認したところ、「市町村合併時に旧町村の備品台帳を現物実査することなく引き継ぎ、それ以降は年度中の受払いのみを反映して備品台帳及び物品現在高調書を作成している」との回答を得た。</p> <p>富山市は、物品管理規則第27条で「毎会計年度末における備品の現在高等について物品現在高調書を作成すること」と規定している。</p> <p>受払いの反映のみでは備品の現在高を正確に把握できないため、所管課は、每期備品の現物実査を実施し、備品台帳や物品現在高調書を実態と整合させる必要がある。</p>	
33【指摘 No3】	標示票の貼付漏れ及び記載不備
本庁対応	多くの往査施設で類似の不備が発見された。そのため、「第2章 第2部 3.(2)ア. 備品管理の実効性向上のための体制見直し」で別途本庁部署(管財課)が対応すべき備品管理に係る指摘事項を識別する。
<p>現物実査の結果、標示票の貼付のない備品が散見された。また、標示票が貼付されている備品についても、改正前物品取扱要領に基づく類別番号・品目番号が記載されており、現行の類別番号・品目番号が記載されていないものが散見された。</p> <p>富山市は、物品管理規則第18条で「取得価格又は評価価格が5万円以上の備品には標示票をはらなければならない」と規定している。</p> <p>所管課は、物品管理規則に従って、現行の物品取扱要領に基づく類別番号・品目番号を記載した標示票を備品に貼付する必要がある。</p>	
34【指摘 No4】	遊休備品の処分漏れ
本庁対応	多くの往査施設で類似の不備が発見された。そのため、「第2章 第2部 3.(2)ア. 備品管理の実効性向上のための体制見直し」で別途本庁部署(管財課)が対応すべき備品管理に係る指摘事項を識別する。
<p>現物実査の結果、アナログテレビやOHP等、遊休状態で今後の利用見込みもない備品が確認された。</p> <p>富山市は、物品管理規則第22条で「物品管理者は、その管理に属する物品のうち使用することができないもの又は使用の必要なくなったものについて、不用の決定をしなければならない」と規定するとともに、物品管理規則第23条又は第24条で不用決定処理を実施した後の売却又は棄焼却手続を規定している。</p> <p>所管課は、当該備品を使用する可能性が無いのであれば、物品管理規則に従って当該備品を必要とする部署へ管理換えを行うか、もしくは不用決定処理を行ったうえで売却処分又は棄焼却処分を行う必要がある。</p>	
35【指摘 No6】	寄付により受入れた備品の管理
本庁対応	多くの往査施設で類似の不備が発見された。そのため、「第2章 第2部 3.(2)ア. 備品管理の実効性向上のための体制見直し」で別途本庁部署(管財課)が対応すべき備品管理に係る指摘事項を識別する。

財課) に対応すべき備品管理に係る指摘事項を識別する。
<p>現物実査の結果、寄付により受け入れた木造のオブジェが備品台帳に計上されていなかった。</p> <p>富山市は、物品管理規則第3条で「その性質及び計上を変えることなく2年以上にわたり使用できる物品で取得価格又は評価価格が2万円以上のもの並びに美術・工芸品及び標本」を備品として定義している。</p> <p>当該物品も、寄付による受け入れかどうかに関わらず、美術・工芸品として物品管理規則第3条に規定されている備品に該当すると考えられるため、備品台帳に登録するとともに標示票を貼付して適切に管理する必要がある。</p> <p>【寄付受領したオブジェ】</p> 

オ. 現金管理の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

当施設は、利用が極端に少なくなっており往査時に富山市の現金の取り扱いが無く、「第3章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続の実施は省略した。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

7. 大長谷交流センター

(1) 概要

ア. 施設の概要

施設名称	大長谷交流センター
事務事業名	大長谷交流センター管理費
運営方式	直営施設 (行政財産の公共用財産)
所管部署	農業振興課
所在地	富山市八尾町内名 88 番地

関連条例等	富山市農村環境改善センター等条例及び同条例施行規則		
条例に定める施設の設置目的	地域農業の構造改善、農業生産の中核的担い手の育成及び農村環境の整備を図る		
条例に定める施設の事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 中核的な担い手などの農業者の研修及び営農相談に関すること ● 農業についての情報の収集及び伝達に関すること ● 農業者の体力づくり及び健康増進に関すること ● 市民の交流の場の提供および施設の供用に関すること ● 上記に掲げるもののほか、施設設置目的の達成に必要な事業 		
施設の内容	ふるさと体験交流室、総合案内展示コーナー、研修室、交流広場		
土地の面積	3,360.91 m ²		
建物の建築年	平成10年		
建物の構造	鉄骨造		
建物の耐用年数	34年（令和2年度末時点で残存耐用年数は12年）		
建物の延床面積	792.21 m ²		
建物の建設事業費	144,180千円		
補助金情報	補助金名	交付年度	当初補助金額
	山村振興等農林漁業特別対策事業	平成10年	147,600千円
耐震基準	昭和56年6月施行の新耐震基準に適合		
避難所指定	富山市の第1次避難所に指定		
公共施設マネジメントの方針	継続使用が想定されている ※「第1次富山市公共施設マネジメントアクションプラン（実行編）2018～2021」及びそれに基づく「地域別実行計画」より		
その他	当施設には、富山市立大長谷公民館および大長谷地区センターが併設されている		

イ. 施設の使用料及び利用者数の状況

単位：人

種別	条例に定める使用料上限	※	H28	H29	H30	R1	R2
ふるさと体験交流室	条例に使用料の定めなし	1.4	1,679	1,445	1,343	1,259	339
研修室	条例に使用料の定めなし	2.4	1,338	1,038	954	859	579
その他	条例に使用料の定めなし	3.4	2,930	3,169	2,757	3,266	2,655
合計			5,947	5,652	5,054	5,384	3,573

<補足コメント>

※1 ふるさと体験交流室の利用について

体育館としての機能を有しており、老人クラブがゲートボール等で利用するほか、地元のNPO団体によりそば祭り(11月)が開催されている。

※2 研修室の利用について

主に地元の団体の教養講座(詩吟、手芸等)に利用されている。

※3 その他の利用について

大長谷地区の歴史についての写真が展示されている板の間、地域住民が生産した農作物及び制作した工芸品が販売されている総合案内展示コーナー、無医地区につき平成30年11月から月に2回実施されている富山西総合病院の巡回診療の利用が含まれている。また、当施設で毎年5月に開催される山菜祭りは、全館を利用しているため「その他」に集計されている。

※4 令和2年度の利用者について

コロナ禍で各種イベントや研修が控えられたため、利用者が大幅に減少している。

ウ. 富山市の歳入・歳出の状況

単位：千円

	※	H28	H29	H30	R1	R2
施設使用料	1	-	-	-	-	-
自販機設置料		-	-	-	-	-
電柱占用料		-	-	-	-	-
その他目的外使用料		-	-	-	-	-
目的外使用の実費負担		-	-	-	-	-
a. 歳入実績合計		-	-	-	-	-
消耗品費		40	39	39	40	84
燃料費	2	234	242	198	103	115
光熱水費	3	707	747	622	603	597
修繕費	4	1,206	1,878	1,129	163	459
通信運搬費		94	93	95	91	86
手数料		8	8	8	8	8
委託料	4	1,578	1,653	2,053	3,842	2,093
使用料		28	16	15	15	15
b. 歳出実績合計		3,895	4,676	4,159	4,865	3,457
c. 歳入歳出差額(a-b)		▲3,895	▲4,676	▲4,159	▲4,865	▲3,457
d. 予算額(歳入-歳出)		▲3,026	▲3,293	▲4,107	▲5,251	▲3,877
e. 予実差異(c-d)		▲869	▲1,383	▲52	386	420

<補足コメント>

※1 施設使用料について

当施設は、全てのスペースの使用料が無料であるため、施設使用料は発生していない。

※2 燃料費について

施設のエアコンにかかるガス代と灯油代が含まれており、夏場と冬場の気候状況により大きく変動する。全体として減少傾向にあるが、職員がエアコン使用を控えるよう心掛けていることと、令和1年度は記録的な暖冬により冬場の使用料が減少したことにより、前年度比で減少している。

また、令和 2 年度はコロナ禍で各種イベントが控えられたことにより、記録的な暖冬であった前年度と同様の低い水準となっている。

※3 光熱水費について

令和 2 年度の主な内訳は、「北陸電力に対する低圧電気料 597 千円」である。

※4 委託料と修繕費について

委託料は、施設の修繕業務に係るものが含まれることが多く、修繕費と一体で見ると概ね 3,000～4,000 千円程度で推移している。当施設は、山間地に所在するため雪害や凍害が多く、瓦の破損等の定期修繕や突発的な大規模修繕が発生しやすい傾向にある。

令和 1 年度は「体験交流室及び展示室の照明取替工事 1,762 千円」を実施したため、委託料の発生額が増加している。

令和 2 年度の委託料の主な内訳は、特定非営利法人大長谷村づくり協議会への「大長谷交流センター管理業務委託料 1,222 千円」及び「大長谷交流センター交流広場管理業務委託 407 千円」である。

大長谷交流センター管理業務は、当施設の土日の窓口業務や除雪を月 10 日間委託している(就業時間は午前 8 時 30 分～午後 4 時 45 分で休憩は 1 時間)。

また、大長谷交流センター交流広場管理業務は、富山県から使用許可を受けている隣地(10,524 m²)に設置した「雪つばきの里農村公園」及び駐車場の除雪、清掃、緑地管理等を委託している。

なお、大長谷交流センター交流広場管理業務は、平成 29 年度までは八尾地区山村振興施設管理費として歳出されていたが、平成 30 年度から当施設管理費として歳出されており、平成 30 年度以降の委託料は、令和 1 年度の修繕費を除けば例年 200 千円程度となっている。

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 施設のあり方や存在意義の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第 3 章 第 1 部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した当施設の概要や利用者数の状況等については、上記「(1) ア. 施設の概要」及び「(1) イ. 施設の使用料及び利用者数の状況」を参照のこと。

当施設は、平成 10 年に旧八尾町が「地域農業の構造改善、農業生産の中核的担い手の育成及び農村環境の整備を図る」目的で建設し、平成 17 年の市町村合併で富山市が引き継いだものである。

富山市は、限られた財源の中で公共施設を適切に維持管理するため、公共施設マネジメントの取り組みを進めているが、当施設については、継続使用を予定している。当施設が所在する大長谷地区は、令和 2 年 3 月末時点で 34 世帯しか居住しておらず、かつ、地区住民の大半が単身の高齢者であり集落機能が低下している。そのため、集落活性化と生活サポートの面からも当施設の役割は大きいものと考えられる。実際に、当施設の利用者数は、コロナ要因を除くと大きな問題は認められなかった。

なお、当施設は、大長谷地区の公共サービスの拠点として以下の3つの機能を有する複合施設となっており、施設管理主体が曖昧になりやすい特徴がある。

- 遊休農地の有効活用による農業振興を図ることでUターンや新たな定住者の掘り起こしを行うことを目的とする大長谷交流センター
- 地域における教養の向上・健康増進・社会福祉の増進への寄与等を目的とする大長谷公民館（市立公民館）
- 行政サービスを提供する大長谷地区センター

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、施設のあり方や存在意義について、以下の発見事項が識別された。

② 発見事項

36【意見 No16】	複合施設における管理主体の明確化
本庁対応	当該論点は、公共施設マネジメントを推進している本庁部署（行政経営課など）において留意が必要である。そのため、「第2章 第2部 3.(2)エ. 複合施設における管理主体の明確化」で再掲する。
<p>当施設は、3つの機能を有する複合施設であるが、施設のハード面の管理は農業振興課が、業務運営は市立公民館の所管課である教育委員会（職員1名）と地区センターの所管課である市民生活相談課（職員1名）が担っている。複合施設を少人数で運営していると、業務の管轄を画一的に線引きできない場合が多く、その結果、備品の購入や修繕の負担関係について各所管課で意見が異なり、意思決定に時間がかかるという声が聞かれた。この点、富山市は、富山市公共施設マネジメントアクションプラン等で複合施設への再編を進めているため、今後他の複合施設でも同様の問題が生じる可能性がある。</p> <p>そのため、複数の機能を有する複合施設については、最も重要な機能を特定したうえで、その機能を担う部署に施設管理の権限と責任を与えるなど、施設を効果的、効率的に運営するための仕組みを構築することが望まれる。</p>	

イ. 富山市の歳入・歳出の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第3章 第1部 1.(2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した当施設の収支の推移や内容等については、上記「(1)ウ. 富山市の歳入・歳出の状況」を参照のこと。

当施設は、条例で施設使用料が設定されておらず、イベント時の光熱水費等の実費相当も徴収していない。また、自販機等も設置されていないため、歳入はない。

歳出は、年間約4,000千円程度発生しているが、その大部分は施設の維持管理に係る修繕費や委託料である。当施設は、建設から約20年が経過しており、軽微な修繕が定期的に発生する状況にあるため、緊急度を勘案して適宜予算措置を行っている。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、富山市の歳入・歳出について、以下の発見事項が識別された。

② 発見事項

37【意見 No17】	施設使用料及び実費負担の考え方の整理
本庁対応	当該論点は、公の施設の使用料の適正化を推進している本庁部署（行政

	経営課など)において留意が必要である。そのため、「第2章 第2部 3.(2)イ. 公の施設の使用料等の適正化」で再掲する。
<p>当施設では、地元のNPO団体が山菜祭り(5月)やそば祭り(11月)を開催している。当該イベントでは、当施設の調理室を使用して地元の特産品等を調理・販売しているが、使用者に電気・ガス・水道代等の実費を請求していない。</p> <p>これについては、当施設は、条例で施設使用料が無料になっているため、使用者に電気・ガス・水道代等の実費相当額を別途請求することは合理的ではないと考える。一方で、富山市第4期行政改革実施計画において公の施設の使用料を見直す予定になっているため、その際には、特に旧町村部の施設について使用料や実費負担が公平に設定されているかどうかを再確認し、使用料や実費負担の計算方法を体系的・合理的に整理することが望まれる。</p>	

ウ. 公有財産の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第3章 第1部 1.(2)」に記載の監査手続を実施した。

当施設を視察した結果、緊急性を要する修繕箇所や重要な遊休部分は識別されず、施設の利用状況について重大な問題は識別されなかった。

一方で、財産管理の事務手続面においては、以下の発見事項が識別された。

② 発見事項

38【指摘 No8】	富山市公有財産管理規則の見直し
本庁対応	当該論点は、富山市の公有財産管理を担当している本庁部署(管財課など)が対応すべき事項である。そのため、「第2章 第2部 3.(2)ウ. 公有財産管理規則の見直しと全庁周知」で再掲する。
<p>所管課に確認したところ、土地について公有財産台帳(様式第3号)を備え付けていなかった。</p> <p>富山市は、公有財産管理規則第53条で「財務部長は、公有財産台帳(様式第3号)を調整し、常に公有財産の状況を明らかにしておかなければならない」と規定しており、所管課は公有財産台帳の副本を備え付けることが求められている。この点、管財課に確認したところ、「現在は公有財産を公会計管理台帳システムで一元管理しており、公有財産管理規則に規定されている様式での保管は求めている」との回答があった。</p> <p>このように、公有財産台帳の運用実態と関連規程が乖離していることから、公有財産管理規則を実態に合わせて見直す必要がある。</p>	

エ. 備品管理の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第3章 第1部 1.(2)」に記載の監査手続を実施した。

監査手続を実施した結果、ほぼ全ての往査施設で備品管理に関する類似の不備が発見された。当該不備は、主として関連規程の認識不足や備品管理のためのマンパワー不足により生じているものと考えられ、富山市全体として関連規程や備品管理体制を抜本的に見直す必要があると感じた。この点、富山市全体の課題は「第2章 監査結果の要約」に記載することとし、以下では、現状の規程等に照らして識別された当施設固有の発見事項のみを記載することとする。

当施設で監査を実施した結果、具体的に以下の発見事項が識別された。

② 発見事項

39【指摘 No1】	備品台帳への単価記載漏れ
本庁対応	多くの往査施設で類似の不備が発見された。そのため、「第2章 第2部 3.(2)ア. 備品管理の実効性向上のための体制見直し」で別途本庁部署(管財課)が対応すべき備品管理に係る指摘事項を識別する。
<p>現物実査の結果、備品台帳の単価欄に金額の記載がないものが散見された。所管課に確認したところ、「市町村合併で備品台帳を引き継いだ際に単価の引継ぎ漏れがあった」との回答を得た。</p> <p>所管課は、富山市物品管理規則第3条に基づき、取得価格が判明するものについては当該価格を、それ以外は評価価格を備品台帳に記載する必要がある。</p>	
40【指摘 No2】	備品台帳の数量と現物数量との不一致
本庁対応	多くの往査施設で類似の不備が発見された。そのため、「第2章 第2部 3.(2)ア. 備品管理の実効性向上のための体制見直し」で別途本庁部署(管財課)が対応すべき備品管理に係る指摘事項を識別する。
<p>現物実査の結果、台帳数量と現物数量とが一致していない備品が4件発見された。また、現物が存在するが台帳に計上されていない備品が複数発見された。所管課に確認したところ、「市町村合併時に旧町村の備品台帳を現物実査することなく引き継ぎ、それ以降は年度中の受払いのみを反映して備品台帳及び物品現在高調書を作成している」との回答を得た。</p> <p>富山市は、物品管理規則第27条で「毎会計年度末における備品の現在高等について物品現在高調書を作成すること」と規定している。</p> <p>受払いの反映のみでは備品の現在高を正確に把握できないため、所管課は、每期備品の現物実査を実施し、備品台帳や物品現在高調書を実態と整合させる必要がある。</p>	
41【指摘 No3】	標示票の貼付漏れ及び記載不備
本庁対応	多くの往査施設で類似の不備が発見された。そのため、「第2章 第2部 3.(2)ア. 備品管理の実効性向上のための体制見直し」で別途本庁部署(管財課)が対応すべき備品管理に係る指摘事項を識別する。
<p>現物実査の結果、標示票の貼付のない備品が散見された。また、標示票が貼付されている備品についても、改正前物品取扱要領に基づく類別番号・品目番号が記載されており、現行の類別番号・品目番号が記載されていないものが散見された。</p> <p>富山市は、物品管理規則第18条で「取得価格又は評価価格が5万円以上の備品には標示票をはらなければならない」と規定している。</p> <p>所管課は、物品管理規則に従って、現行の物品取扱要領に基づく類別番号・品目番号を記載した標示票を備品に貼付する必要がある。</p>	
42【指摘 No4】	備品要件を満たさない物品の備品台帳からの削除漏れ
本庁対応	多くの往査施設で類似の不備が発見された。そのため、「第2章 第2部 3.(2)ア. 備品管理の実効性向上のための体制見直し」で別途本庁部署(管財課)が対応すべき備品管理に係る指摘事項を識別する。

<p>現物実査の結果、取得価格や評価価格が明らかに少額であると考えられる物品が備品台帳に計上されていた。</p> <p>富山市は、物品管理規則第3条で「その性質及び計上を変えることなく2年以上にわたり使用できる物品で取得価格又は評価価格が2万円以上のもの並びに美術・工芸品及び標本」を備品として定義している。</p> <p>所管課は、現物実査を実施したうえで備品要件を満たさない物品を備品台帳から削除する必要がある。</p>	
43【意見 No18】	富山市の備品と施設利用者の備品の区分管理
本庁対応	多くの往査施設で類似の不備が発見された。そのため、「第2章 第2部 3.(2)ア. 備品管理の実効性向上のための体制見直し」で別途本庁部署(管財課)が対応すべき備品管理に係る指摘事項を識別する。
<p>現物実査の結果、当施設内に富山市以外の個人、団体の所有物が複数確認された。</p> <p>公の施設内に富山市所有以外の備品が保管されていると、その管理責任が曖昧になるとともに、処分時に富山市に歳出負担が生じる可能性がある。</p> <p>所管課は、前述の標示票の貼付と合わせて、所有者にも備品持ち込み時には名称を記載することを周知徹底し、各々の所有物の範囲や管理責任を明確化することが望ましい。</p>	

オ. 現金管理の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

当施設は、施設使用料が無料であり富山市の現金の取り扱いがなく、「第3章 第1部 1.(2)」に記載の監査手続の実施は省略した。

ただし、担当課への確認や現場視察の結果、当施設では、富山市の職員が地域住民の農産物等の売却代金を善意で管理していることが判明した。

そのため、現金管理について、以下の発見事項が識別された。

② 発見事項

44【指摘 No9】	富山市職員による業務外での現金管理行為の解消
本庁対応	該当なし
<p>大長谷地区センターの職員(市民生活相談課)は、大長谷自治振興会の構成員でもあるため、善意で地域住民が持ち込んだ農作物等の販売や売上代金の管理を請け負っていた。</p> <p>地区センターの職員は、行政と地域とのパイプ役が期待されているため、地域住民の相談に積極的に応えることが期待されるが、一方で、本件のような本来の業務範囲を超えた業務を請け負うことは、行政サービスの公平性を欠くだけでなく、現金管理を巡るトラブルの原因になりかねない。</p> <p>そのため、本件のような販売業務は、速やかに解消する必要がある。</p>	

8. 黒瀬谷交流センター

(1) 概要

ア. 施設の概要

施設名称	黒瀬谷交流センター		
事務事業名	黒瀬谷交流センター管理費		
運営方式	直営施設（行政財産の公共用財産）		
所管部署	農業振興課		
所在地	富山市八尾町小長谷 352 番地		
関連条例等	富山市農村環境改善センター等条例及び同条例施行規則		
条例に定める施設の設置目的	地域農業の構造改善、農業生産の中核的担い手の育成及び農村環境の整備を図る。		
条例に定める施設の事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 中核的な担い手などの農業者の研修及び営農相談に関すること ● 農業についての情報の収集及び伝達に関すること ● 農業者の体力づくり及び健康増進に関すること ● 市民の交流の場の提供および施設の供用に関すること ● 上記に掲げるもののほか、施設設置目的の達成に必要な事業 		
施設の内容	多目的活動室、調理実習室、会議室、交流広場		
土地の面積	9,146.27 m ²		
建物の建築年	平成 11 年		
建物の構造	鉄骨造		
建物の耐用年数	34 年（令和 2 年度末時点で残存耐用年数は 12 年）		
建物の延床面積	873.00 m ²		
建物の建設事業費	189,714 千円		
補助金情報	補助金名	交付年度	当初補助金額
	山村振興等農林漁業特別対策事業	平成 11 年	120,000 千円
耐震基準	昭和 56 年 6 月施行の新耐震基準に適合		
避難所指定	富山市の第 1 次避難所に指定		
公共施設マネジメントの方針	将来的に近隣の黒瀬谷公民館を廃止し、機能を黒瀬谷交流センターに集約する。 ※「第 1 次富山市公共施設マネジメントアクションプラン（実行編）2018～2021」及びそれに基づく「地域別実行計画」より		
その他	特記事項なし		

イ. 施設の使用料及び利用者数の状況

単位：人

種別	条例に定める使用料上限	※	H28	H29	H30	R1	R2
多目的活動室	条例に使用料の定めなし	1.6	3,138	3,232	2,561	2,750	1,907
調理実習室	条例に使用料の定めなし	2.6	175	158	269	253	151
会議室	条例に使用料の定めなし	3.6	1,959	1,678	1,480	2,121	1,068
交流広場	条例に使用料の定めなし	4.6	968	289	490	221	160
全館イベント		5.6	5,056	5,143	4,708	4,730	3,247

種別	条例に定める使用料上限	※	H28	H29	H30	R1	R2
合計			11,296	10,500	9,508	10,075	6,533

<補足コメント>

※1 多目的活動室の利用について

体育館としての機能を有しており、地元のスポーツ団体などが頻繁に利用している。

※2 調理実習室の利用について

主に地元の団体が毎月開催している「菜菜こられ市」で販売する飲食物の調理に利用されている。

※3 会議室の利用について

主に地元の団体の教養講座（水墨画、詩吟、琴など）に利用されている。

※4 交流広場の利用について

主に隣接する小学校の体育の授業等で利用されている（当該小学校にはグラウンドが無いため）。

なお、令和2年度までは小学校の利用者数を集計していなかったが、令和3年度から集計するようになった。

※5 全館イベントでの利用について

主に地元の団体が毎月開催している「菜菜こられ市」の利用客である。

※6 令和2年度の利用者について

コロナ禍で各種イベントや研修が控えられたため、利用者が大幅に減少している。

ウ. 富山市の歳入・歳出の状況

単位：千円

	※	H28	H29	H30	R1	R2
施設使用料	1	-	-	-	-	-
自販機設置料	2	166	166	166	92	92
電柱占用料		3	3	5	6	6
その他目的外使用料		3	2	3	2	2
目的外使用の実費負担	3	49	50	61	53	57
a. 歳入実績合計		221	221	235	153	157
消耗品費		18	18	4	14	14
燃料費		32	30	37	48	19
光熱水費	4	887	917	928	910	893
修繕料	5	464	679	19	17	869
通信運搬費		40	36	37	39	36
委託料	6	1,817	1,810	2,294	2,946	2,901
使用料		28	28	28	21	15
負担金		-	6	-	-	-
b. 歳出実績合計		3,286	3,524	3,347	3,995	4,747
c. 歳入歳出差額(a-b)		▲3,065	▲3,303	▲3,112	▲3,842	▲4,590

	※	H28	H29	H30	R1	R2
--	---	-----	-----	-----	----	----

d. 予算額(歳入-歳出)		▲2,897	▲3,184	▲3,237	▲3,844	▲3,966
e. 予実差異(c-d)		▲168	▲119	125	2	▲624

<補足コメント>

※1 施設使用料について

当施設は、全てのスペースの使用料が無料であるため、施設使用料は発生していない。

※2 自販機設置料について

令和1年度以降は、契約更新(3年毎に入札を実施)に伴って貸付料が減少している。

※3 目的外使用の実費負担について

主な内訳は、「自販機に係る電気代の実費徴収額」である。

※4 光熱水費について

令和2年度の主な内訳は、「北陸電力に対する低圧電気料792千円」である。

※5 修繕費について

令和2年度の主な内訳は、「漏水に伴う水道給水バルブ修繕260千円」と「地下水道管修繕499千円」である。当該修繕は、大規模な漏水のため緊急性が高く、所定の庁内決裁を経たうえで特命随意契約により業務を委託している。修繕工事が2件に分かれているのは、破損箇所が2か所あり1回目の修繕工事で漏水が止まらなかったためである。

※6 委託料について

令和2年度の主な内訳は、数年に一度行われる「多目的活動室の自動火災報知機取換委託料627千円」と「施設の受付等管理業務委託1,641千円」である。後者は、富山市の外郭団体である富山市シルバー人材センターに対して毎週5日間(8:30~16:45)、受付業務、館内清掃業務、備品貸出業務等を委託している。

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 施設のあり方や存在意義の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第3章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した当施設の概要や利用者数の状況等については、上記「(1) ア. 施設の概要」及び「(1) イ. 施設の使用料及び利用者数の状況」を参照のこと。

当施設は、平成11年に旧八尾町が「地域農業の構造改善、農業生産の中核的担い手の育成及び農村環境の整備を図る」目的で建設し、平成17年の市町村合併で富山市が引き継いだものである。

富山市は限られた財源の中で公共施設を適切に維持管理するため、公共施設マネジメントの取り組みを進めているが、当施設については、近隣の黒瀬谷公民館を廃止して当施設に機能を集約し、地域の拠点とする方針が明確になっている。なお、当施設は、施設使用料が無料であるため近隣住民を中心に地元特産品の加工販売イベント(菜菜こられ市)やサークル活動等で活発に利用されている。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、施設のあり方や存在意義について、発見事項は識別されなかった。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

イ. 富山市の歳入・歳出の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第3章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した当施設の収支の推移や内容等については、上記「(1)ウ. 富山市の歳入・歳出の状況」を参照のこと。

当施設は、条例で施設使用料が設定されておらず、イベント時の光熱水費等の実費相当も徴収していない。なお、敷地内に自販機や電柱が設置されているため、少額の歳入が発生している。

また、歳出は、年間約4,000千円程度発生しているが、その大部分は施設の維持管理に係る修繕費や委託料である。当施設は、建設から約20年が経過しており、軽微な修繕が定期的発生する状況にあるため、緊急度を勘案して適宜予算措置を行っている。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、富山市の歳入・歳出について、以下の発見事項が識別された。

② 発見事項

45【指摘 No10】	行政財産の使用許可漏れ及び目的外使用料の徴収漏れ
本庁対応	該当なし
<p>当施設では、黒瀬谷地区の住民組織である「黒瀬谷交流センター運営委員会」が富山市所有の倉庫を占有しているが、行政財産の使用許可申請が出ておらず、所管課は目的外使用料を徴収していない。</p> <p>富山市は、行政財産使用料条例第2条で「行政財産の目的外使用につき、その使用の許可を受けた者から使用料を徴収する」と規定している。</p> <p>所管課は、使用実態を整理したうえで行政財産の使用許可手続きを進めるとともに、行政財産使用料条例に従って適切な使用料を徴収する必要がある。</p>	
46【意見 No17】	施設使用料及び実費負担の考え方の整理
本庁対応	当該論点は、公の施設の使用料の適正化を推進している本庁部署（行政経営課など）において留意が必要である。そのため、「第2章 第2部 3. (2)イ. 公の施設の使用料等の適正化」で本庁部署に対する意見として別途記載する。
<p>当施設は、黒瀬谷地区の住民組織である「黒瀬谷交流センター運営委員会」が4月～12月の毎月第3日曜日に特産品直売イベント（菜菜こられ市）を開催している。当該イベントでは、当施設の調理室を使用して地元の特産品等を調理・販売しているが、使用者に電気・ガス・水道代等の実費を請求していない。</p> <p>これについては、当施設は、条例で施設使用料が無料になっているため、使用者に電気・ガス・水道代等の実費相当額を別途請求することは合理的ではないと考える。一方で、富山市第4期行政改革実施計画において公の施設の使用料を見直す予定になっているため、その際には、特に旧町村部の施設について使用料や実費負担が公平に設定されているかどうかを再確認</p>	

し、使用料や実費負担の計算方法を体系的・合理的に整理することが望まれる。

ウ. 公有財産の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第3章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。

当施設を視察した結果、緊急性を要する修繕箇所や重要な遊休部分は識別されず、施設の利用状況について重大な問題は識別されなかった。

一方で、財産管理の事務手続面においては、以下の発見事項が識別された。

② 発見事項

47【指摘 No8】	富山市公有財産管理規則の見直し
本庁対応	当該論点は、富山市の公有財産管理を担当している本庁部署（管財課など）が対応すべき事項である。そのため、「第2章 第2部 3. (2)ウ. 公有財産管理規則の見直しと全庁周知」で再掲する。
<p>所管課に確認したところ、土地について公有財産台帳(様式第3号)を備え付けていなかった。</p> <p>富山市は、公有財産管理規則第53条で「財務部長は、公有財産台帳(様式第3号)を調整し、常に公有財産の状況を明らかにしておかなければならない」と規定しており、所管課は公有財産台帳の副本を備え付けることが求められている。この点、管財課に確認したところ、「現在は公有財産を公会計管理台帳システムで一元管理しており、公有財産管理規則に規定されている様式での保管は求めている」との回答があった。</p> <p>このように、公有財産台帳の運用実態と関連規程が乖離していることから、公有財産管理規則を実態に合わせて見直す必要がある。</p>	

エ. 備品管理の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第3章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。

監査手続を実施した結果、ほぼ全ての往査施設で備品管理に関する類似の不備が発見された。当該不備は、主として関連規程の認識不足や備品管理のためのマンパワー不足により生じているものと考えられ、富山市全体として関連規程や備品管理体制を抜本的に見直す必要があると感じた。この点、富山市全体の課題は「第2章 監査結果の要約」に記載することとし、以下では、現状の規程等に照らして識別された当施設固有の発見事項のみを記載することとする。

当施設で監査を実施した結果、具体的に以下の発見事項が識別された。

② 発見事項

48【指摘 No1】	備品台帳への単価記載漏れ
本庁対応	多くの往査施設で類似の不備が発見された。そのため、「第2章 第2部 3. (2)ア. 備品管理の実効性向上のための体制見直し」で別途本庁部署（管財課）が対応すべき備品管理に係る指摘事項を識別する。
<p>現物実査の結果、備品台帳の単価欄に金額の記載がないものが散見された。所管課に確認したところ、「市町村合併で備品台帳を引き継いだ際に単価の引継ぎ漏れがあった」との回答を得た。</p>	

<p>所管課は、富山市物品管理規則第3条に基づき、取得価格が判明するものについては当該価格を、それ以外は評価価格を備品台帳に記載する必要がある。</p>	
49【指摘 No2】	備品台帳の数量と現物数量との不一致
本庁対応	多くの往査施設で類似の不備が発見された。そのため、「第2章 第2部 3.(2)ア. 備品管理の実効性向上のための体制見直し」で別途本庁部署(管財課)が対応すべき備品管理に係る指摘事項を識別する。
<p>現物実査の結果、台帳数量と現物数量とが一致していない備品が3件発見された。また、現物が存在するが台帳に計上されていない備品が複数発見された。所管課に確認したところ、「市町村合併時に旧町村の備品台帳を現物実査することなく引き継ぎ、それ以降は年度中の受払いのみを反映して備品台帳及び物品現在高調書を作成している」との回答を得た。</p> <p>富山市は、物品管理規則第27条で「毎会計年度末における備品の現在高等について物品現在高調書を作成すること」と規定している。</p> <p>受払いの反映のみでは備品の現在高を正確に把握できないため、所管課は、每期備品の現物実査を実施し、備品台帳や物品現在高調書を実態と整合させる必要がある。</p>	
50【指摘 No3】	標示票の貼付漏れ及び記載不備
本庁対応	多くの往査施設で類似の不備が発見された。そのため、「第2章 第2部 3.(2)ア. 備品管理の実効性向上のための体制見直し」で別途本庁部署(管財課)が対応すべき備品管理に係る指摘事項を識別する。
<p>現物実査の結果、標示票の貼付のない備品が散見された。また、標示票が貼付されている備品についても、改正前物品取扱要領に基づく類別番号・品目番号が記載されており、現行の類別番号・品目番号が記載されていないものが散見された。</p> <p>富山市は、物品管理規則第18条で「取得価格又は評価価格が5万円以上の備品には標示票をはらなければならない」と規定している。</p> <p>所管課は、物品管理規則に従って、現行の物品取扱要領に基づく類別番号・品目番号を記載した標示票を備品に貼付する必要がある。</p>	
51【指摘 No4】	遊休備品の処分漏れ
本庁対応	多くの往査施設で類似の不備が発見された。そのため、「第2章 第2部 3.(2)ア. 備品管理の実効性向上のための体制見直し」で別途本庁部署(管財課)が対応すべき備品管理に係る指摘事項を識別する。
<p>現物実査の結果、アナログテレビ等遊休状態で今後の利用見込みもない備品が確認された。</p> <p>富山市は、物品管理規則第22条で「物品管理者は、その管理に属する物品のうち使用することができないもの又は使用の必要なくなったものについて、不用の決定をしなければならない」と規定するとともに、物品管理規則第23条又は第24条で不用決定処理を実施した後の売却又は棄焼却手続を規定している。</p> <p>所管課は、当該備品を使用する可能性が無いのであれば、物品管理規則に従って当該備品を必要とする部署へ管理換えを行うか、もしくは不用決定処理を行ったうえで売却処分又は棄焼却処分を行う必要がある。</p>	
52【指摘 No5】	備品要件を満たさない物品の備品台帳からの削除漏れ

本庁対応	多くの往査施設で類似の不備が発見された。そのため、「第2章 第2部 3. (2)ア. 備品管理の実効性向上のための体制見直し」で別途本庁部署(管財課)が対応すべき備品管理に係る指摘事項を識別する。
<p>現物実査の結果、取得価格や評価価格が明らかに少額であると考えられる物品が備品台帳に計上されていた。</p> <p>富山市は、物品管理規則第3条で「その性質及び計上を変えることなく2年以上にわたり使用できる物品で取得価格又は評価価格が2万円以上のもの並びに美術・工芸品及び標本」を備品として定義している。</p> <p>所管課は、現物実査を実施したうえで備品要件を満たさない物品を備品台帳から削除する必要がある。</p>	
53【意見 No18】	富山市の備品と施設利用者の備品の区分管理
本庁対応	多くの往査施設で類似の不備が発見された。そのため、「第2章 第2部 3. (2)ア. 備品管理の実効性向上のための体制見直し」で別途本庁部署(管財課)が対応すべき備品管理に係る指摘事項を識別する。
<p>現物実査の結果、調理実習室等に菜菜こられ市等を運営している黒瀬谷交流センター運営委員会の私物が多数確認された。</p> <p>公の施設内に富山市所有以外の備品が保管されていると、その管理責任が曖昧になるとともに、処分時に富山市に歳出負担が生じる可能性がある。</p> <p>所管課は、前述の標示票の貼付と合わせて、運営委員会側にも備品持ち込み時には団体名を記載することを周知徹底し、各々の所有物の範囲や管理責任を明確化することが望ましい。</p>	

オ. 現金管理の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

当施設は、施設使用料が無料であり富山市の現金の取り扱いが無く、「第3章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続の実施は省略した。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

第3部：直営施設（非往査）の監査結果

1. 住吉小太郎農園

(1) 概要

ア. 施設の概要

施設名称	住吉小太郎農園
事務事業名	住吉小太郎農園管理費
運営方式	普通財産
所管部署	営農サポートセンター

イ. 施設の使用料及び利用者数の状況

単位：区画数

種別	条例に定める使用料上限	※	H28	H29	H30	R1	R2
利用区画	普通財産であり条例がなく 該当なし	1	16	16	16	16	15

<補足コメント>

※1 利用状況について

当施設は20区画あり、継続利用者が多いため70～80%の利用率を維持できている。なお、未利用の3～4区画部分については、除草後の草などが置かれており、整頓しないと利用できない状態となっている。

ウ. 富山市の歳入・歳出の状況

単位：千円

	※	H28	H29	H30	R1	R2
a. 歳入実績合計	1	80	80	80	80	75
b. 歳出実績合計	2	100	100	100	99	99
c. 歳入歳出差額(a-b)		▲20	▲20	▲20	▲19	▲24

<補足コメント>

※1 歳入について

当施設は、平成16年度に富山市住吉地内において寄付を受けた土地を簡易な市民農園に整備し、平成21年度から維持管理を実施しているものである。20区画あり、希望者に1区画5,000円/年で貸付けている。

令和2年度は、貸付区画が1区画減少したが、令和3年度は貸付区画が2区画増加しており、17区画に対して85千円/年の歳入が見込まれている。

※2 委託料について

地元の町内会に草刈り業務を委託している。町内会は、委託料を使って除草剤や農作業用品を購入したり草刈り作業員に人件費を支払ったりしている。

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 施設のあり方や存在意義の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第3章 第1部 1. (3)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した当施設の概要や利用者数の状況等については、上記「(1) ア. 施設の概要」及び「(1) イ. 施設の使用料及び利用者数の状況」を参照のこと。



当施設は、平成16年度に富山市住吉地内において寄付を受けた土地を簡易な市民農園に整備し、呉羽地区の住民を対象として貸出しているものである。当施設は、呉羽地区(及び隣接地区)の利用に限定した施設であり、広く一般市民のため福祉の増進に寄与するものではないため、普通財産に分類して管理している。

なお、農林水産部が所管する市民農園の令和3年10月1日時点での利用状況は以下のとおりである。当施設は、使用料や利用率の面で特段問題は認められない。

施設名称	区画面積	区画数	募集区画数	利用率	年間使用料
とやまスローライフ市民農園	50 m ²	241	19	92%	12,570 円
古洞の森自然活用村体験農園	50 m ²	45	11	75%	5,500 円
水橋東部集落農園	50 m ²	72	22	69%	5,500 円
八尾市民農園	75 m ²	30	6	80%	4,180 円～7,840 円
白木峰山麓ラインガルテン	280 m ²	6	1	83%	260,340 円～266,090 円

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、施設のあり方や存在意義について、以下の発見事項が識別された。

② 発見事項

54【意見 No19】	施設の利用促進策の検討
本庁対応	該当なし
<p>当施設は、前所有者が呉羽地区の住民に利用してもらう目的で富山市に寄附したものであるが、富山市のホームページ「市民農園の開設状況」に添付されている「市民農園利用状況一覧」には記載されていない。また、当施設には継続的な空き区画が存在するが、当該区画には除草後の草などが置かれており、整頓しないと利用できなくなっている。</p> <p>富山市のホームページ「市民農園の開設状況」に農園情報や募集要件を掲載するとともに、空き区画部分を整頓し、応募があった際に貸し出せるようにすることが望まれる。</p> <p>【小太郎農園入口】</p>  <p>【小太郎農園の未利用区画】</p> 	

イ. 富山市の歳入・歳出の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第3章 第1部 1. (3)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した当施設の収支の推

移や内容等については、上記「(1)ウ. 富山市の歳入・歳出の状況」を参照のこと。

歳入は農園使用料のみであるが、農園使用料の水準は他の市民農園と概ね同等である

歳出は草刈り業務の委託料のみであるが、業務実施報告書を閲覧したところ、業務委託先は受け取った委託料と同額の支出を行っていた（人件費 37 千円、農作業用品代 25 千円、農業除草剤等 34 千円、混合燃料代 2 千円）。当該支出が税込か税抜かは実施報告書に記載されていないが、おそらく税込と考えられる。また、所管課は業務委託先から免税事業者の申告書を入手していないが、業務委託先は地元町内会であり免税事業者であると考えられる。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、富山市の歳入・歳出について、発見事項は識別されなかった。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

2. 農村公園（10 か所）

(1) 概要

ア. 施設の概要

施設名称	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>旧八尾町の農村公園（4 か所）</u> 黒田農村公園、下新田農村公園、三田農村公園、卯花水辺公園 ● <u>旧婦中町の農村公園（6 か所）</u> 富崎農村公園、千里農村公園、上井沢農村公園、余川農村公園、上吉川農村公園、富川農村公園、
事務事業名	農村公園管理費
運営方式	直営施設（行政財産の公共用財産）
所管部署	農地林務課

イ. 施設の使用料及び利用者数の状況

施設使用料は無料である。また、出入り自由な農村公園であり、富山市は利用者数の状況を把握していない。

ウ. 富山市の歳入・歳出の状況

単位：千円

	※	H28	H29	H30	R1	R2
a. 歳入実績合計		-	-	-	-	-
b. 歳出実績合計	1	283	286	344	359	448
c. 歳入歳出差額(a-b)		▲283	▲286	▲344	▲359	▲448

<補足コメント>

※1 歳出について

令和2年度の主な内訳は、「旧婦中町の農村公園6か所に係る地元町内会等に対する管理報償金194千円（草刈り業務等の対価）」、「旧婦中町の農村公園6か所に係る光熱水費45千円」、「農村公園の施設修繕費147千円」、「卯花水辺公園の管理委託料62千円」で

ある。

管理報償金は、基本額 12 千円＋面積×単価で計算されており、町内会はそれを使って除草剤や農作業用品を購入したり草刈り作業員に人件費を支払ったりしている。なお、旧八尾町内の 3 つの農村公園（黒田、下新田、三田）は地元で管理委託し、維持費は地元負担としているが、旧婦中町内の 6 つの農村公園（富崎、千里、上井沢、余川、上吉川、富川）は、旧婦中町が報償金や光熱水費を負担していたため、市町村合併後も当該取扱いを引き継いでいる。

また、旧八尾町の卯花水辺公園は、平成 10 年に隣接道路の整備に合わせて旧八尾町が取得し、地元要望により公園に整備した。当初は卯花地区自治振興会に管理業務を委託し維持費も地元負担としていたが、平成 30 年から管理委託料として年間 62 千円を支出するようになった。

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 施設のあり方や存在意義の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第 3 章 第 1 部 1. (3)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した当施設の概要や利用者数の状況等については、上記「(1) ア. 施設の概要」及び「(1) イ. 施設の使用料及び利用者数の状況」を参照のこと。

当施設は、旧八尾町と旧婦中町で、周辺農地の圃場整備事業による換地計画に基づき、地元の要望に沿って位置を設定し公園敷地に換地して取得したものである（黒田＝昭和 51 年、下新田＝昭和 55 年、三田＝昭和 57 年、富崎＝平成 6 年、千里＝平成 15 年、上井沢＝平成 15 年、余川＝平成 16 年、上吉川＝平成 19 年、富川＝平成 21 年）。なお、三田農村公園と下新田農村公園は土地改良区の所有地内に存在する。

所管課は、平成 29 年度に公園緑地課に対して所管換えを相談した。その際、「現状のような広場としてではなく都市公園として整備するならば引き継ぐ」との回答があったため、都市公園の要件を充足するべく整備予算 2,300 千円を申請したが、現状維持でも特に支障が無いとの判断から、財政課に否認された経緯がある。

農村公園を地元で譲渡する場合は、地元で固定資産税等の負担が生じることから、議論は進んでいない。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、施設のあり方や存在意義について、以下の発見事項が識別された。

② 発見事項

55【意見 No20】	卯花水辺公園の存廃方針の検討
本庁対応	該当なし
現地視察の結果、農村公園の多くは公民館の横等に立地し、適切に維持管理が行われていた。一方で、卯花水辺公園だけは、集落から離れた道路脇に存在し、水路に水が流れておらず荒廃した雰囲気であった。	
卯花水辺公園は、地元で管理委託し維持費も地元負担としていたが、平成 29 年度に富山市	

が実態調査したところ、水路の泥上げ負担が大きい等の理由で管理できていない実態が明らかになった。その際、地元からは公園維持の希望があったため、植栽の管理業務のみを地元団体（卯花地区自治振興会）に52千円/年で委託することになったが、最近では過疎化が進み植栽管理も十分できなくなっているようであった。

当施設は、管理や使用の実態から存在意義に疑義が生じているため、施設の存廃を慎重に検討することが望まれる。

【公園入口（道路右側）】



【公園内部】



イ. 富山市の歳入・歳出の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第3章 第1部 1. (3)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した当施設の収支の推移や内容等については、上記「(1)ウ. 富山市の歳入・歳出の状況」を参照のこと。

当施設は、農村公園であり歳入は無い

歳出は、主に旧婦中町の農村公園6か所に係る地元町内会等に対する管理報償金と卯花水辺公園近辺の地元団体への草刈業務委託料である。いずれも、取引先から免税事業者の申告書を入手したうえで、税抜で支払額を計算している。

なお、旧八尾町内の3つの農村公園（黒田、下新田、三田）は地元管理委託し、維持費は地元負担としているが、旧婦中町内の6つの農村公園（富崎、千里、上井沢、余川、上吉川、富川）は、旧婦中町が報償金や光熱水費を負担していたため、市町村合併後も当該取扱いを引き継いでいる。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、富山市の歳入・歳出について、以下の発見事項が識別された。

② 発見事項

56【意見 No21】	管理費負担の公平性確保
本庁対応	当該論点は、公の施設の使用料の適正化を推進している本庁部署（行政経営課など）において留意が必要である。そのため、「第2章 第2部 3. (2)イ. 公の施設の使用料等の適正化」で再掲する。
<p>旧八尾町内の3つの農村公園は地元負担で管理が行われているが、旧婦中町内の6農村公園と卯花水辺公園は、従前の取扱いを継続して富山市が管理報償金、光熱水費又は管理委託料を負担している。</p> <p>現状では地域間で不公平が生じているため、公平性の観点から農村公園管理費の負担関係を整理することが望まれる。</p>	

3. 林業総合センター

(1) 概要

ア. 施設の概要

施設名称	林業総合センター
事務事業名	林業総合センター管理運営費
運営方式	直営施設（行政財産の公用財産）
所管部署	農地林務課

イ. 施設の使用料及び利用者数の状況

施設使用料は無料である。なお、当施設のうち富山市が区分所有する部分は長期間利用されていない。

ウ. 富山市の歳入・歳出の状況

単位：千円

	※	H28	H29	H30	R1	R2
a. 歳入実績合計	1	643	45	45	45	46
b. 歳出実績合計	2	681	77	77	78	106
c. 歳入歳出差額(a-b)		▲38	▲32	▲32	▲33	▲60

<補足コメント>

※1 歳入について

当施設を区分所有している婦負森林組合からの施設管理費の実費収入である。

※2 歳出について

令和2年度の主な内訳は、「火災警備業務委託料 32 千円」、「消防設備保守点検委託料 46 千円」等である。

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 施設のあり方や存在意義の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第3章 第1部 1. (3)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した当施設の概要や利用者数の状況等については、上記「(1) ア. 施設の概要」及び「(1)イ. 施設の使用料及び利用者数の状況」を参照のこと。

当施設は、旧八尾町の林業振興のために建設し、平成17年の市町村合併で富山市が引き継いだものである。

富山市は限られた財源の中で公共施設を適切に維持管理するため、公共施設マネジメントの取り組みを進めており、当施設についても将来的な廃止の方針が明確になっている。一方で、当施設の一部は婦負森林組合が区分所有しており、富山市の一存で施設の取壊しを決定できなくなっている。また、当施設の富山市所有部分は、長期間未利用の状態になっている。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、施設のあり方や存在意義について、以下の発

見事項が識別された。

② 発見事項

57【意見 No22】	施設廃止スケジュールの慎重な検討
本庁対応	該当なし
<p>当施設は、富山市公共施設マネジメントアクションプラン等で廃止の方針が明確になっている。一方で、当施設の一部は婦負森林組合が区分所有しており、当該組合が合意しないと施設の閉鎖や解体はできなくなっている。また、当施設の建設には国や県の補助金が活用されており、令和3年度末で施設を廃止した場合は、18,000千円程度の補助金返還が必要になる可能性がある。</p> <p>既に決定されている富山市公共施設マネジメントアクションプラン等を否定するものではないが、当施設は維持管理コストが少額に抑えられている一方で、区分所有や補助金返還など施設廃止に伴う複数の課題が存在する。そのため、施設の廃止スケジュールを具体化する際には、関係者と協議の上、トラブルや予想外の歳出が生じないように慎重に対応することが望まれる。</p>	

イ. 富山市の歳入・歳出の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第3章 第1部 1. (3)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した当施設の収支の推移や内容等については、上記「(1)ウ. 富山市の歳入・歳出の状況」を参照のこと。

当施設は、歳入は当施設を区分所有している婦負森林組合からの電気料等の実費収入のみである。

歳出は施設の維持管理業務委託料のみである、歳出超過額は少額になっている。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、富山市の歳入・歳出について、発見事項は識別されなかった。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

4. 山田ふれあい森林公園

(1) 概要

ア. 施設の概要

施設名称	山田ふれあい森林公園
事務事業名	ふれあい森林公園管理費
運営方式	直営施設（行政財産の公共用財産）
所管部署	農地林務課

イ. 施設の使用料及び利用者数の状況

施設使用料は無料である。また、出入り自由な森林公園であり、富山市は利用者数の状況を把握していない。

ウ. 富山市の歳入・歳出の状況

単位：千円

	※	H28	H29	H30	R1	R2
a. 歳入実績合計		-	9	9	9	9
b. 歳出実績合計	1	589	582	1,662	1,661	1,703
c. 歳入歳出差額(a-b)		▲589	▲573	▲1,653	▲1,652	▲1,694

<補足コメント>

※1 歳出について

令和2年度の主な内訳は、「森林公園等草刈芝管理委託 1,659 千円」等である。

なお、平成29年度以前は森林公園の草刈芝管理業務のみを538千円で委託していたが、近隣でクマの出没が多発したため、平成30年度から森林公園内の緩衝帯の草刈業務も900千円で委託しており、歳出が増加している。

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 施設のあり方や存在意義の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第3章 第1部 1. (3)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した当施設の概要や利用者数の状況等については、上記「(1) ア. 施設の概要」及び「(1) イ. 施設の使用料及び利用者数の状況」を参照のこと。

当施設は、かつて土砂採取地であったが、里山林を取り戻すため行政と市民が協力し、平成17年より森林公園の整備を進め、現在に至っている。

当施設は、富山市教育委員会が小学生の教育活動のため森林公園敷地内を用いて植樹活動をしているほか、市民団体やボランティア団体も植樹活動を行っている。なお、当施設は、森林保全活動の一環として整備を進めており、教育委員会は目的に応じて当施設を利用しているだけであるため、農地林務課が所管している。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、施設のあり方や存在意義について、発見事項は識別されなかった。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

イ. 富山市の歳入・歳出の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第3章 第1部 1. (3)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した当施設の収支の推移や内容等については、上記「(1) ウ. 富山市の歳入・歳出の状況」を参照のこと。

当施設は、歳入は無く、歳出は除草業務等の委託料のみであり、歳出超過額は少額になっている。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、富山市の歳入・歳出について、発見事項は識別されなかった。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

5. 山田自然休養村

(1) 概要

ア. 施設の概要

施設名称	山田自然休養村
事務事業名	山田自然休養村管理費
運営方式	直営施設（行政財産の公共用財産）
所管部署	農業振興課

イ. 施設の使用料及び利用者数の状況

施設使用料は無料である。また、廃止済みの施設でありトイレの利用のみ許可しているため、利用者の集計は行っていない。

ウ. 富山市の歳入・歳出の状況

単位：千円

	※	H28	H29	H30	R1	R2
a. 歳入実績合計		114	58	21	70	91
b. 歳出実績合計	1	1,112	1,230	1,486	1,014	1,288
c. 歳入歳出差額(a-b)		▲998	▲1,172	▲1,465	▲944	▲1,197

<補足コメント>

※1 歳出について

令和2年度の主な内訳は、「北陸電力への低圧電気料 600 千円」、「施設管理委託料（浄化槽保守点検）370 千円」等である。

なお、電気料については新電力との相見積もりは入手していない。

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 施設のあり方や存在意義の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第3章 第1部 1. (3)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した当施設の概要や利用者数の状況等については、上記「(1) ア. 施設の概要」及び「(1) イ. 施設の使用料及び利用者数の状況」を参照のこと。

当施設は、牛岳スキー場の頂上にあつた旧牛岳ハイツと旧てんころの館である。当施設は、第1次富山市公共施設マネジメントアクションプラン実行編で当面の使用を休止する方針が決定された。一方で、当施設は牛岳スキー場の山頂に存在し防風壁としても機能しているため、当面の間は、最小限の維持管理活動のみを実施し、夏場は公衆トイレとして、冬場はスキー場利用客のために公衆トイレ及び無料休憩所として活用している。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、施設のあり方や存在意義について、発見事項は識別されなかった。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

イ. 富山市の歳入・歳出の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第3章 第1部 1. (3)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した当施設の収支の推移や内容等については、上記「(1)ウ. 富山市の歳入・歳出の状況」を参照のこと。

当施設は、第1次富山市公共施設マネジメントアクションプラン実行編で当面の使用を休止しているため歳入は無い。

また、歳出は、施設を最低限維持するための電気料や浄化槽保守点検業務委託費であり、歳出の大部分は電気料になっている。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、富山市の歳入・歳出について、以下の発見事項が識別された。

② 発見事項

58【意見 No23】	電気料金の削減施策の検討
本庁対応	該当なし
<p>当施設は、第1次富山市公共施設マネジメントアクションプラン実行編に基づき、必要最小限の機能と維持管理費で運営していくことになっている。</p> <p>なお、当施設の歳出の大部分は電気料だが、施設の利用が極めて限定的であることを考えると、当該電気料を節減するため、新電力との相見積もりや LED 化等を検討することが望まれる。</p>	

6. 牛岳オートキャンプ場

(1) 概要

ア. 施設の概要

施設名称	牛岳オートキャンプ場
事務事業名	牛岳オートキャンプ場管理費
運営方式	直営施設（行政財産の公共用財産）
所管部署	農業振興課

イ. 施設の使用料及び利用者数の状況

単位：人

種別	条例に定める使用料上限	※	H28	H29	H30	R1	R2
バンガロー (4人用)	宿泊 5,240円	1	2,495	2,803	2,502	3,174	2,682
	日帰り 4,190円						
キャンプ場	※上記に加え利用者1人当たり1,050円を加算する	1					
	宿泊 4,720円						
	日帰り 2,090円						

<補足コメント>

※1 利用者数及び使用料について

昨今のキャンプブームで利用者数は順調に推移していたが、令和2年度はコロナ禍の影響で利用者が減少している。

使用料は、民間が運営するバンガローやオートキャンプ場の使用料と比べて遜色ない水準となっている。

ウ. 富山市の歳入・歳出の状況

単位：千円

	※	H28	H29	H30	R1	R2
a. 歳入実績合計	1	3,233	3,768	3,849	4,412	4,165
b. 歳出実績合計	2	5,475	5,557	4,888	5,160	5,961
c. 歳入歳出差額(a-b)		▲2,242	▲1,789	▲1,039	▲748	▲1,796

<補足コメント>

※1 歳入について

昨今のキャンプブームで使用料収入は順調に推移していたが、令和2年度はコロナ禍の影響で利用者が減少し、使用料収入が減少している。

※2 歳出について

令和2年度の主な内訳は、「施設管理に係る業務委託料 2,454千円」、「浄化槽保守点検委託料 409千円」、「備品（AED、軽トラック）購入費 1,029千円」等である。このうち、備品購入費は一過性の支出である。

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 施設のあり方や存在意義の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第3章 第1部 1. (3)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した当施設の概要や利用者数の状況等については、上記「(1) ア. 施設の概要」及び「(1) イ. 施設の使用料及び利用者数の状況」を参照のこと。

当施設は、牛岳温泉スキー場の近隣にあるオートキャンプ場である。昨今のキャンプブームで利用者は堅調に推移している。

富山市内に存在し、農林水産部が所管するキャンプ場やバーベキュー場の利用状況等は以下のとおりである。当施設は、使用料や利用者数の面で特段問題は認められない。

施設名称	設備名	使用料	施設利用者数	
			R1	R2
猿倉山森林公園	キャンプ場	100円	554	454
	バーベキュー場	100円	265	223
割山森林公園	キャンプ場	2,530円	1,335	1,094
	バーベキュー場	3,090円	6,130	2,910
古洞の森自然活用村	バーベキュー場	2,200円	10,340	2,507
八尾ゆめの森交流施設	バーベキュー場	1,050円	774	158

施設名称	設備名	使用料	施設利用者数	
			R1	R2
牛岳オートキャンプ場	オートキャンプ場	4,720 円	3,174	2,682
21 世紀の森 杉ヶ平キャンプ場	キャンプ場	880 円	860	1,105

※：牛岳オートキャンプ場の利用者数は、バンガローとキャンプ場の合計である

※：杉ヶ平キャンプ場の利用者数は、コテージ、バンガロー、キャンプ場の合計である

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、施設のあり方や存在意義について、発見事項は識別されなかった。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

イ. 富山市の歳入・歳出の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第3章 第1部 1. (3)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した当施設の収支の推移や内容等については、上記「(1)ウ. 富山市の歳入・歳出の状況」を参照のこと。

当施設は、歳入はキャンプ場の使用料である。昨今のキャンプブームで利用者は堅調に推移しており、また、民間のオートキャンプ場を参考にしながら使用料設定を行っているため、相応の歳入を確保できている。歳出は、施設管理に関する業務委託料等である。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、富山市の歳入・歳出について、発見事項は識別されなかった。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

7. 山田米乾燥調製育苗施設

(1) 概要

ア. 施設の概要

施設名称	山田米乾燥調製育苗施設
事務事業名	カントリーエレベーター運営費
運営方式	普通財産
所管部署	農業振興課

イ. 施設の使用料及び利用者数の状況

JA 山田村が継続的にカントリーエレベーターや育苗施設として使用している

ウ. 富山市の歳入・歳出の状況

単位：千円

	※	H28	H29	H30	R1	R2
a. 歳入実績合計	1	421	1,266	1,266	1,266	1,266
b. 歳出実績合計	2	1,321	1,266	1,266	1,266	1,266
c. 歳入歳出差額(a-b)		▲900	-	-	-	-

<補足コメント>

※1 歳入について

当施設は、平成 29 年から 5 年間、JA 山田村に無償貸付しているため、貸付料は収受していない。なお、平成 28 年度までは借地料の 1/3 を JA 山田村から収受していたが、29 年以降は、借地料全額を収受している。

※2 歳出について

建物底地の借地料である。

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 施設のあり方や存在意義の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第 3 章 第 1 部 1. (3)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した当施設の概要や利用者数の状況等については、上記「(1) ア. 施設の概要」及び「(1) イ. 施設の使用料及び利用者数の状況」を参照のこと。

当施設は、旧山田村が「農業者の育苗・乾燥調製にかかる労働時間の削減や均一で高品質良食味米を生産する」目的で建設し、平成 17 年の市町村合併で富山市が引き継いだものである。合併当初は、起債償還が終わる平成 24 年度末を目処に業務委託先である JA 山田村に無償譲渡する方針で協議が進められてきたが、無償であっても譲渡に伴う税負担が大きいことを理由に断られてきた。しかし、富山市が当該施設を保有する意義が乏しかったことから継続的に JA 山田村と協議を続け、最終的に「補助金返還義務が無くなる令和 13 年以降に JA 山田村に無償譲渡する」、「大規模修繕を含む維持管理経費はすべて JA 山田村が負担する」という条件で「無償譲渡」から「無償貸付」に変更した経緯がある。現在は、平成 29 年～令和 4 年の 5 年間について無償貸付契約を締結しているが、当該無償貸付は富山市議会の議決案件となっており、平成 29 年 3 月議会で承認されている。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、施設のあり方や存在意義について、発見事項は識別されなかった。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

イ. 富山市の歳入・歳出の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第 3 章 第 1 部 1. (3)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した当施設の収支の推移や内容等については、上記「(1) ウ. 富山市の歳入・歳出の状況」を参照のこと。

当施設は、JA 山田村に無償貸付されているが、別途底地部分の借地料と同額を JA 山田村から収受している。また、大規模修繕を含む維持管理経費は全て JA 山田村の負担となっており、実質的に富山市の歳出は発生しなくなっている。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、富山市の歳入・歳出について、発見事項は識別されなかった。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

8. 八尾市民農園

(1) 概要

ア. 施設の概要

施設名称	八尾市民農園
事務事業名	八尾市民農園管理費
運営方式	直営施設（行政財産の公共用財産）
所管部署	農業振興課

イ. 施設の使用料及び利用者数の状況

単位：区画数

種別	条例に定める使用料上限		※	H28	H29	H30	R1	R2
利用区画	1 平方メートル	104.5 円	1	23	21	21	29	26

<補足コメント>

※1 利用状況について

当施設は 30 区画あるが継続利用者が多く、70～80%の利用率を維持できている。

ウ. 富山市の歳入・歳出の状況

単位：千円

	※	H28	H29	H30	R1	R2
a. 歳入実績合計	1	151	142	145	184	172
b. 歳出実績合計	2	164	159	156	189	187
c. 歳入歳出差額(a-b)		▲13	▲17	▲11	▲5	▲15

<補足コメント>

※1 歳入について

令和 2 年度の主な内訳は、「農園使用料 122 千円」である。

※2 歳出について

令和 2 年度の主な内訳は、「浄化槽維持管理業務委託料 70 千円」である。

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 施設のあり方や存在意義の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第 3 章 第 1 部 1. (3)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した当施設の概要や利用者数の状況等については、上記「(1) ア. 施設の概要」及び「(1) イ. 施設の使用料及び利用者数の状況」を参照のこと。

当施設は、「農業者以外の者が野菜や花等を栽培し、自然にふれあい、収穫の喜びを味わうことのできる農園を整備し、ゆとりある市民生活の実現を推進する」ために設立された。

なお、農林水産部が所管する市民農園の令和3年10月1日時点での利用状況は以下のとおりである。当施設は、使用料や利用率の面で特段問題は認められない。

施設名称	区画面積	区画数	募集区画数	利用率	年間使用料
とやまスローライフ市民農園	50 m ²	241	19	92%	12,570 円
古洞の森自然活用村体験農園	50 m ²	45	11	75%	5,500 円
水橋東部集落農園	50 m ²	72	22	69%	5,500 円
八尾市民農園	75 m ²	30	6	80%	4,180 円～7,840 円
白木峰山麓ラインガルテン	280 m ²	6	1	83%	260,340 円～266,090 円

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、施設のあり方や存在意義について、発見事項は識別されなかった。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

イ. 富山市の歳入・歳出の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第3章 第1部 1. (3)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した当施設の収支の推移や内容等については、上記「(1)ウ. 富山市の歳入・歳出の状況」を参照のこと。

当施設の歳入は、農園使用料や自販機設置料等であるが、農園使用料の水準は他の市民農園と概ね同等である。

また、歳出は浄化槽維持管理業務委託料等であり、歳出超過額は少額になっている。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、富山市の歳入・歳出について、発見事項は識別されなかった。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

9. 山田農林産物処理加工直販施設

(1) 概要

ア. 施設の概要

施設名称	山田農林産物処理加工直販施設
事務事業名	山田農林産物加工直販施設管理費
運営方式	直営施設（行政財産の公用財産）
所管部署	農業振興課

イ. 施設の使用料及び利用者数の状況

単位：人

種別	条例に定める使用料上限	※	H28	H29	H30	R1	R2
利用人数	公の施設ではないため条例がなく該当なし	1	32,023	31,303	31,324	30,889	24,449

単位：千円

種別	条例に定める使用料上限	※	H28	H29	H30	R1	R2
施設売上高	公の施設ではないため条例がなく該当なし	1	37,759	37,285	38,502	41,312	33,999

<補足コメント>

※1 利用状況について

令和2年度はコロナ禍の影響で利用人数や売上が減少しているが、それ以外の年度は、地域の食の拠点として安定的に利用されている。

ウ. 富山市の歳入・歳出の状況

単位：千円

	※	H28	H29	H30	R1	R2
a. 歳入実績合計	1	1,332	1,318	1,155	1,239	1,019
b. 歳出実績合計	2	7,360	5,334	2,091	2,153	1,954
c. 歳入歳出差額(a-b)		▲6,028	▲4,016	▲936	▲914	▲935

<補足コメント>

※1 歳入について

令和2年度の主な内訳は、施設貸付料である。当施設は行政財産（公用財産）だが、富山市は地元のNPO法人「山田の案山子」との間で「建物・機械・設備等貸付契約書」を締結し、当施設の全体を貸与している。なお、貸付料は山田の案山子の売上高×3%としている。

※2 歳出について

令和2年度の主な内訳は、「北陸電力に対する低圧電気料 1,167千円」、「上下水道料 439千円」等である。

なお、「建物・機械・設備等貸付契約書」第11条では、貸付期間中の貸付物件の維持保全経費は富山市が負担し、貸付物件に係る修繕等の必要費や改良費等の有益費は山田の案山子が負担することになっている。

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 施設のあり方や存在意義の検討

① 監査手続実施結果の総括

「第3章 第1部 1. (3)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した当施設の概要や利用者数の状況等については、上記「(1) ア. 施設の概要」及び「(1) イ. 施設の使用料及び利用者数の状況」を参照のこと。

当施設は、旧山田村が地元で生産される農産物の加工・販売を通じて、都市住民との交流と地域農業の活性化を図る拠点施設として建設し、平成17年の市町村合併で富山市が引き継いだものである。当施設は、旧山田村地域の食の拠点として、多くの利用者で賑わっている。

なお、富山市は、平成17年に当施設を引き継いだ際、住民の一般的な共同利用に供されるものではないと整理し公用財産に分類している。一方で、当施設は、地元のNPO法人「山田の案山子」が運営している。

子」にその全体が貸与されている。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、施設のあり方や存在意義について、以下の発見事項が識別された。

② 発見事項

59【指摘 No11】	行政財産全体を貸し付けることの是非
本庁対応	該当なし
<p>当施設は、行政財産（公用財産）に分類されるが、所管課は地元の NPO 法人「山田の案山子」との間で「建物・機械・設備等貸付契約書」を締結し、施設全体を貸し付けている。</p> <p>地方自治法第 238 条の 4 第 1 項は、「行政財産は、次項から第 4 項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲渡し、出資の目的とし、もしくは信託し、又はこれに私権を設定することができない」としている。また、地方自治法第 238 条の 4 第 2 項から第 4 項では、その床面積又は敷地に余裕がある場合等に貸し付けを認めているが、行政財産（公用財産）全体を民間に貸し付けることは想定されていないと考えられる。</p> <p>当施設の現状は、地方自治法に違反している可能性があるため、顧問弁護士等と協議のうえ今後の対応策を整理する必要がある。</p>	

イ. 富山市の歳入・歳出の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第 3 章 第 1 部 1. (3)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した当施設の収支の推移や内容等については、上記「(1)ウ. 富山市の歳入・歳出の状況」を参照のこと。

当施設の歳入は、施設の貸付料である。当施設は、その全体を地元の NPO 法人「山田の案山子」に貸与しており、「建物・機械・設備等貸付契約書」に基づいて、山田の案山子の売上高の 3%を貸付料として収受している。

また、歳出は、電気料や上下水道料であり、歳出超過額は少額になっている。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、富山市の歳入・歳出について、以下の発見事項が識別された。

② 発見事項

60【意見 No10】	類似施設における使用料や実費負担の整合性確保
本庁対応	当該論点は、公の施設の使用料の適正化を推進している本庁部署（行政経営課など）において留意が必要である。そのため、「第 2 章 第 2 部 3. (2)イ. 公の施設の使用料等の適正化」で再掲する。
<p>当施設は、その全体を地元の NPO 法人「山田の案山子」に貸与しており、「建物・機械・設備等貸付契約書」に基づいて山田の案山子の売上高の 3%を貸付料として徴収している。具体的には、令和 2 年度は、売上高 33,999 千円に対して 1,019 千円を徴収している。</p> <p>一方で、富山市は、類似の機能を有する林産物展示販売施設（第 3 章 第 2 部 4.）を富山市の外郭団体に対して使用許可しており、行政財産使用料条例別表 1 に基づいて目的外使用料を徴収している。目的外使用料は、建物及び底地の固定資産税評価額に基づき計算されるため、令和 2 年度の当該施設の売上高が 111,754 千円、当期利益が 18,823 千円であるにも関わらず、目的外使用料は 572 千円に留まっている。</p>	

このように、目的外使用料は、行政財産使用料条例別表 1 でその計算方法が決められているが、貸付料は比較的自由に設定することができるため、施設の規模や売上高等に比して目的外使用料（貸付料）の水準に不均衡が生じている。そのため、施設間の負担の公平性や建物の大規模修繕に係る将来負担等も加味して、目的外使用料（貸付料）が妥当な水準になっているかどうか検討することが望まれる。

第 4 章：指定管理施設の検討

第1部：指定管理施設の監査方針

1. 指定管理施設の監査方針

(1) 往査サンプルの抽出方針及び抽出結果

農林水産部は、事務事業として予算化されている以下の指定管理施設を有する。

指定管理施設については、以下の目線を総合的に勘案してサンプルを抽出し往査する。往査施設の監査手続の内容は下記(2)を参照のこと。

なお、非往査施設については、相対的に重要性が乏しいため簡便な監査手続を実施する。非往査施設の監査手続の内容は下記(3)を参照のこと。

ア. 往査サンプルの抽出目線

① 金額的重要性

令和2年度予算の歳入歳出差額が相応に多額（概ね2,000千円以上）であるか

② 指定管理者の属性

指定管理者が富山市の外郭団体（※）であるか

※： 外郭団体とは、地方自治法の規定に基づき富山市が経営状況等に一定程度関与することができる団体（富山市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの25%以上を出資又は出捐している団体）である

③ 指定管理者の選定方法

指定管理者の選定方法が非公募であるか

イ. 往査サンプルの抽出結果

単位：千円

所管課	施設名称	事務事業名	管理者属性	選定方法※	令和2年度予算			監査方針
					歳入	歳出	歳入歳出差額	
農政企画課	とやまスローライフ市民農園	とやまスローライフ・フィールド推進事業	民間	非公募	1	559	▲558	簡易 1
農業水産課	古洞の森自然活用村	古洞の森自然活用村管理運営費	民間	非公募	1	42,373	▲42,372	往査 1
	水橋フィッシャリーナ	歳出が無く該当なし	民間	公募(1)	-	-	-	簡易 2
農村整備課	水橋東部集落農園	歳出が無く該当なし	民間	非公募	-	-	-	簡易 3
	水橋東部農村地域交流センター	歳出が無く該当なし	民間	非公募	-	-	-	簡易 4
農地林務課	猿倉山森林公園	猿倉山森林公園管理運営費	外郭団体	非公募	133	12,036	▲11,903	往査 2
	21世紀の森 杉ヶ平キャンプ場	林業関連施設管理運営費(杉ヶ	民間	非公募	962	2,445	▲1,483	簡易 5

所管課	施設名称	事務事業名	管理者属性	選定方法※	令和2年度予算			監査
					歳入	歳出	歳入歳出差額	方針
		平キャンプ場)						
	割山森林公園	割山森林公園天湖森施設管理費	外郭団体	非公募	58,000	60,271	▲2,271	往査3
	婦中ふるさと創生館	自然環境保全対策事業費	外郭団体	公募(1)	-	1,251	▲1,251	簡易6
農業 振興 課	八尾パインパーク・八尾サンパーク	山村振興広場管理費(パイン・サン)	外郭団体	公募(2)	94	7,219	▲7,125	往査4
	八尾ゆめの森交流施設	八尾ゆめの森管理費	外郭団体	非公募	43	34,322	▲34,279	往査5
	白木峰山麓交流施設	白木峰山麓交流施設管理費	民間	非公募	2,286	8,556	▲6,270	往査6
	ほたるの里農村公園	ほたるの里農村公園管理費	民間	非公募	-	3,362	▲3,362	簡易7
	大山農山村交流センター	大山農山村交流センター管理運営費	外郭団体	公募(1)	-	6,931	▲6,931	往査7
	白木峰山麓クラインガルデン	白木峰山麓クラインガルデン管理費	民間	非公募	1,574	1,409	165	簡易8

※：()書きは公募時の応募社数である

(2) 往査施設の監査手続

往査施設では、以下の監査手続を実施する。

ア. 施設のあり方や存在意義の検討

- ① 施設の運営や利用が設立目的に即していることを検討するため、施設の設置条例を査閲するとともに、担当課及び指定管理者に施設の利用状況や将来の利用計画(施設の統廃合方針を含む)を確認する。
- ② 著しい利用者の低迷等、行政サービスとしての有効性が損なわれていないか、また利用者数に対して過度な財政負担となっていないかを検討するため、条例で定める施設の使用料や過去5年間の利用者数の推移を把握し、担当課及び指定管理者に増減理由等を確認する。
- ③ 利用者数に重大な誤りが無いことを確認するため、任意でサンプルを抽出し、利用申込書等と突合する。

イ. 富山市の歳入・歳出の検討

- ① 施設運営が富山市の財政に与える影響を検討するため、過去5年間の歳入・歳出推移を把握し、

必要に応じて担当課に主要取引の内容や増減理由等を確認する。

- ② 歳入（主に使用料）の適切性を検討するため、必要に応じて金額的に多額の取引からサンプルを抽出し、関連資料を査閲する。
- ③ 使用料減免の適切性を検討するため、減免関連資料を査閲する。
- ④ 歳出の適切性を検討するため、必要に応じて金額的に多額の取引からサンプルを抽出し、関連資料を査閲する。

ウ. 指定管理者の選定過程及び指定管理料の計算方法の検討

- ① 指定管理者を選定する過程で以下の論点が慎重に協議されているかを検討するため、担当課に確認するとともに、指定管理候補者選定委員会の議事録や指定管理者の提出資料（事業計画等）を査閲する。
 - 当該施設が指定管理制度に適しているか
 - 公募・非公募の判断理由は妥当か
 - 使用料が相応に見込める施設では利用料金制が導入されているか
 - 富山市と指定管理者との間のリスク分担の内容は適切か
 - 指定管理料が必要十分な水準で決定されているか

エ. 指定管理業務の検討

- ① 指定管理者が、基本協定書に則って適切に施設管理業務を遂行していることを検討するため、年次報告書を査閲し、管理業務の実施状況を把握するとともに、必要に応じて担当課及び指定管理者に業務内容等を確認する。
- ② 指定管理者が、基本協定書に則って適切に利用者増進策を立案・遂行していることを検討するため、年次報告書を査閲し、過去5年間の利用者数の推移や収入推移を把握するとともに、必要に応じて担当課及び指定管理者に主要取引の内容や増減理由等を確認する。
- ③ 施設の収入の適切性を検討するため、必要に応じて金額的に多額の取引からサンプルを抽出し、関連資料を査閲する。
- ④ 指定管理者が、基本協定書に則って施設運営に必要な費用のみ支出していることを検討するため、年次報告書を査閲し、過去5年間の支出推移を把握するとともに、必要に応じて担当課及び指定管理者に主要取引の内容や増減理由等を確認する。
- ⑤ 施設の支出の適切性を検討するため、必要に応じて金額的に多額の取引からサンプルを抽出し、関連資料を査閲する。

オ. 公有財産管理の検討

- ① 公有財産台帳に登録されている土地面積の正確性を検討するため、公会計管理台帳システムの敷地面積と国土地理院地図情報システムの地積面積とを比較する。
- ② 公有財産台帳に登録されている建物面積の正確性を検討するため、公会計管理台帳システムの面積を踏まえて現場視察を実施する。
- ③ 緊急性を有する修繕箇所や重要な遊休箇所の有無を検討するため、担当課及び指定管理者に施設の利用状況を確認するとともに、現場視察を実施する。

カ. 備品管理の検討

- ① 備品台帳の正確性を検討するため、備品台帳からサンプルを抽出し、現物実査する。

- ② 備品台帳の網羅性を検討するため、現物からサンプルを抽出し、備品台帳と突合する。
- ③ 重要な遊休備品の有無を検討するため、担当課及び指定管理者に備品の利用状況を確認するとともに、現物を確認する。

キ. 現金管理の検討

- ① 現金の管理体制を検討するため、指定管理者に日々の入出金事務や現金管理事務を確認するとともに、関連資料を査閲する。
- ② 現金の実在性を検討するため、往査日時点で施設に存在する富山市の現金を実査する。

(3) 非往査施設の監査手続

相対的に重要性が乏しい施設であるため、特に重要な論点に絞って簡易な監査手続を実施する。

ア. 施設のあり方や存在意義の検討

- ① 施設の運営や利用が設立目的に即していることを検討するため、施設の設置条例を査閲するとともに、担当課及び指定管理者に施設の利用状況や将来の利用計画（施設の統廃合方針を含む）を確認する。
- ② 著しい利用者の低迷等、行政サービスとしての有効性が損なわれていないか、また利用者数に対して過度な財政負担となっていないかを検討するため、条例で定める施設の使用料や過去5年間の利用者数の推移を把握し、担当課及び指定管理者に増減理由等を確認する。

イ. 富山市の歳入・歳出の検討

- ① 施設運営が富山市の財政に与える影響を検討するため、過去5年間の歳入・歳出推移を把握し、必要に応じて担当課に主要取引の内容や増減理由等を確認する。
- ② 使用料減免の適切性を検討するため、減免関連資料を査閲する。

ウ. 指定管理者の選定過程及び指定管理料の計算方法の検討

- ① 指定管理者を選定する過程で以下の論点が慎重に協議されているかを検討するため、担当課に確認するとともに、指定管理候補者選定委員会の議事録や指定管理者の提出資料（事業計画等）を査閲する。
 - 当該施設が指定管理制度に適しているか
 - 公募・非公募の判断理由は妥当か
 - 使用料が相応に見込める施設では利用料金制が導入されているか
 - 富山市と指定管理者との間のリスク分担の内容は適切か
 - 指定管理料が必要十分な水準で決定されているか

エ. 指定管理業務の検討

- ① 指定管理業務の実施状況に重大な問題が無いことを検討するため、年次報告書を査閲し、過去5年間の利用者数の推移や収入・支出推移を把握するとともに、必要に応じて担当課及び指定管理者に主要取引の内容や増減理由等を確認する。

第2部：指定管理施設（往査）の監査結果

1. 古洞の森自然活用村

(1) 概要

ア. 施設の概要

施設名称	古洞の森自然活用村
事務事業名	古洞の森自然活用村管理運営費
運営方式	指定管理施設（行政財産の公共用財産）
所管部署	農業水産課
所在地	富山市池多 1044 番地
関連条例等	富山市古洞の森自然活用村条例及び同条例施行規則
条例に定める施設の設置目的	水と緑の調和がとれた豊かな自然環境の活用を通じて、市民の農業への理解を深め、地域農業の活性化を図るとともに、市民の健全な余暇活動に資する
条例に定める施設の事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 農林資源の有効活用に関すること ● 市民の農業体験に関すること ● レクリエーション、スポーツ等のための施設の供用に関すること ● 上記に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業
施設の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● ふれあいセンター（研修室、食事コーナー、特産コーナー） ● 健康拠点施設（浴室、大休養室、小休養室、健康養生室） ● ケビン ● バーベキューガーデン ● 体験農園 ● 農畜産物処理加工施設 ● その他、設置目的を達成するために必要な施設
土地の面積	78,705.37 m ²
建物の建築年	<当施設の主な建物> ふれあいセンター 平成 2 年 健康拠点施設 平成 11 年
建物の構造	<当施設の主な建物> ふれあいセンター 木造 健康拠点施設 鉄筋コンクリート
建物の耐用年数	<当施設の主な建物> ふれあいセンター 24 年(令和 2 年度末時点で残存耐用年数 0 年) 健康拠点施設 47 年(令和 2 年度末時点で残存耐用年数 25 年)
建物の延床面積	<当施設の主な建物> ふれあいセンター 987.71 m ² 健康拠点施設 1,047.65 m ²
建物の建設事業費	<当施設の主な建物>

	ふれあいセンター 518,429 千円 健康拠点施設 539,270 千円
補助金情報	補助金名 交付年度 当初補助金額
	農村地域農業構造改善事業 平成 2 年 180,174 千円
	地域農業基盤確立農業構造改善事業 平成 10 年 291,500 千円
耐震基準	昭和 56 年 6 月施行の新耐震基準に適合
避難所指定	避難所には指定されていない
公共施設マネジメントの方針	当施設は、指定管理者による施設運営の推移を見ながら施設を存続する。ただし、中長期的には機能を停止し、施設は解体する。 ※「第 1 次富山市公共施設マネジメントアクションプラン(実行編) 2018～2021」及びそれに基づく「地域別実行計画」より
その他	当施設は、令和 2 年度中に前指定管理者が指定管理期間の途中で辞任したため、富山市に発生した損害について損害賠償請求訴訟を提起している。

イ. 施設の利用料及び利用者数の状況

単位：人

種別	条例に定める利用料上限	※	H28	H29	H30	R1	R2
ふれあいセンター	<大研修室>						
	9:00～12:00 1,650 円						
	13:00～17:00 2,200 円						
	18:00～21:00 1,650 円						
	冷暖房料 料金の 20%						
	<小研修室>						
	9:00～12:00 1,650 円						
	13:00～17:00 2,200 円						
	18:00～21:00 1,650 円						
	冷暖房料 料金の 20%						
<レストラン> 無料		1	14,938	12,219	4,693	883	-
健康拠点施設	<浴室> 1 人 1 回 730 円	2.5	57,253	55,063	53,321	52,665	32,866
	<小休養室>						
	10:00～15:00 2,200 円						
	16:00～21:00 2,200 円						
	超過時間 1 時間 550 円	3.5	※3	※3	※3	※3	※3
	<健康養生室>						
10:00～15:00 4,400 円							
16:00～21:00 4,400 円							

種別	条例に定める利用料上限	※	H28	H29	H30	R1	R2
	超過時間1時間 1,100円						
ケビン	6人用 1泊 16,500円	5	1,882	2,565	3,470	3,545	1,079
	6人用 日帰り 6,600円						
	4人用 1泊 11,000円						
	4人用 日帰り 4,400円						
	冷暖房料 料金の10%						
バーベキューガーデン	3時間 2,200円	5	10,215	10,883	10,354	10,340	2,507
	超過時間1時間 770円						
体験農園	1区画 5,500円	4.5	1,237	1,397	1,104	19	16
農畜産物加工施設	1人1回 330円	5	399	303	337	360	154
	5人以上1回 1,650円						
合計			88,762	85,816	75,751	69,853	36,744

<補足コメント>

※1 レストランの利用者数について

当施設は、平成29年度に指定管理者が(株)石橋から前指定管理者(株)セオリーへと変更になったが、前指定管理者(株)セオリーは、平成30年度からバイキング形式を廃止し通常の形式に変更したため、レストラン利用者が大幅に減少した。

また、令和2年度は、コロナ禍による影響を踏まえて現指定管理者(NPO法人ワークーズコープ)と富山市が協議し、レストランの影響を通年休止したため、利用者がいなくなっている。

※2 入浴料について

条例の入浴料は上限730円であるが、富山市と現指定管理者は、富山市古洞の森自然活用村条例9条に基づき、現指定管理者の申請により市が承認した大人650円、子供320円を利用料としている。なお、高齢者は、富山市福祉保健部長寿福祉課が浴場利用に関する契約書に基づき発行する「入浴助成券」を提出すると1人1回160円で利用できる。承認した利用料である650円との差額(490円)のうち390円は、後日纏めて長寿福祉課から現指定管理者に補填され、残りの100円は、減免として取り扱っている。

その他、現指定管理者は、上記利用料とは別に「ふろの日(毎月26日に大人のみ200円割引)」などの入浴イベントを実施しており、それらは現指定管理者の自主事業として富山市から承認を受けている。

※3 小休養室と健康養生室の利用人数について

指定管理報告書は、小休養室と健康養生室の利用人数を集計しておらず、利用金額のみ集計して報告している。小休養室と健康養生室の利用金額は以下のとおりである。

単位：千円

	H28	H29	H30	R1	R2
利用金額	431	385	276	208	41

※4 体験農園の利用者数について

令和1年度に、長年実施されていた地元保育園児のサツマイモ掘り体験等のイベントが無くなってしまい、それ以降利用者数が大幅減少している。

※5 令和2年度の利用者について

コロナ禍で外出が控えられたため、全体的に利用者数が減少している。

ウ. 富山市の歳入・歳出の状況

単位：千円

	※	H28	H29	H30	R1	R2
施設利用料	1	-	-	-	-	-
自販機設置料		16	16	15	15	15
電柱占用料		-	-	-	-	-
その他目的外使用料	2	19	19	26	54	46
目的外使用の実費負担		-	-	-	-	-
a. 歳入実績合計		37	37	42	71	63
報償費	3	-	-	-	-	1,623
消耗品費		-	99	23	34	11
修繕料	4	918	1,168	1,861	1,014	1,614
委託料	5	28,328	26,116	22,457	21,741	47,797
借上料	6	2,388	2,315	2,588	2,588	2,575
庁用器具費		-	162	-	-	-
機械器具費		-	573	-	-	-
負担金		23	23	23	23	23
b. 歳出実績合計		31,657	30,456	26,952	25,400	53,643
c. 歳入歳出差額(a-b)		▲31,620	▲30,419	▲26,910	▲25,329	▲53,580

d. 予算額(歳入-歳出)		▲30,804	▲29,272	▲26,039	▲23,181	▲42,372
e. 予実差異(c-d)		▲816	▲1,147	▲871	▲2,148	▲11,208

<補足コメント>

※1 施設利用料について

当施設は、利用料金制の指定管理施設であり、富山市の施設利用料収入は無い。

※2 その他目的外使用料について

携帯電話の基地局が設置されている部分及び現指定管理者が廊下で物販をしている部分について、富山市行政財産使用料条例に基づき目的外使用料を徴収している。

※3 報償費について

令和2年度の主な内訳は、前指定管理者との訴訟に係る弁護士報酬である。

※4 修繕料について

基本協定書に基づき、年間累計 50 万円以上の修繕及び施設の大規模修繕は原則として富山市が負担する。なお、当施設は、令和 1 年度に温泉ポンプの交換目安期間（12 年）が到来しており、近い将来に交換が必要となるが、その場合は 10,000 千円～30,000 千円程度の歳出が発生する可能性がある。

また、排水ポンプやエネルギー棟貯水槽のポンプユニットが故障を繰り返しており、近い将来に交換が必要となるが、その場合は 5,000 千円～10,000 千円程度の歳出が発生する可能性がある。

※5 委託料について

主な内訳は、指定管理料である。

当施設は、平成 29 年度に指定管理者が(株)石橋から前指定管理者（株）セオリーへと変更になったが、前指定管理者（株）セオリーは指定管理期間 3 年目の令和 1 年度に自社の業績悪化等を理由として辞任した。そのため、急遽非公募で現指定管理者を選任した結果、令和 2 年度以降の指定管理料が大幅に増加している。

なお、富山市は、令和 2 年度～令和 3 年度に前指定管理者（株）セオリーに支払う予定であった指定管理料と、現指定管理者に支払っている指定管理料との差額を、前指定管理者（株）セオリーに損害賠償請求している。

その他、令和 2 年度は、コロナ禍をうけて富山市の要請により 4 月 15 日～5 月 31 日まで当施設を休業したため、基本協定書の一部変更協定書を締結し、休業期間に対応する減益見込額（前年同期比で休業期間に減少した売上高－減少した変動経費）だけ指定管理料を追加支出している。

※6 借上料について

当施設は、従来から市民農園拡張予定地と広場拡張予定地を借地しているが、いずれも拡張の目途は立っておらず現在は遊休地になっている。また、広場拡張予定地については、借地の境界が不明確であり、そもそも広場として使用困難なエリア（急斜面の雑木林）を借地している可能性がある。

エ. 指定管理者及び指定管理業務の概要

<p>指定管理者</p>	<p>特定非営利活動法人 ワーカーズコープ 所在地： 東京都豊島区東池袋一丁目 44 番 3 号 池袋 ISP タマビル 代表者： 理事長 田嶋 羊子 事業概要： 介護サービス、地域づくり、労働者派遣、指定管理制度に基づく施設の管理運営 など 富山市との関係： 特記事項なし</p>
<p>指定管理業務の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康拠点施設（古洞の湯）の利用、サービスの提供業務 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 常時清掃し清潔を維持するとともに毎日浴槽の湯を交換 ➢ 入湯税を徴収し富山市に納付 ➢ 利用者に対しマイクロバスを運航し交通の便を図る ➢ 臨時休館時の利用者への周知

	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 軽食コーナーの設置 など ● 研修室の運営業務 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 利用申込の受付、貸出 ➤ 良好な状態の維持 ● ケビン（10棟）の運営業務 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 利用申込の受付、貸出 ➤ 利用者に対する防火防犯の周知 ➤ 清掃、ごみ掃除、寝具のシーツ替え ➤ 5日以上継続利用するものに対する市との事前協議 ➤ 使用不可の2棟について月1回の室内清掃と周囲の草刈り ● バーベキューガーデン（20卓）の運営業務 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 利用申込の受付、必要な道具類の貸出 ➤ 清潔な状態の維持と食中毒に対する万全の予防 ➤ 希望者への新鮮な食材の提供 ● 飲食の提供業務 <ul style="list-style-type: none"> ➤ ふれあいセンター内にレストランを開設 ➤ 清潔な状態の維持と食中毒に対する万全の予防 ➤ 地域の食材使用の努力 ➤ 特産品コーナーの設置と地域農産物の販売 ➤ 宿泊者への朝食、宴会、会食料理の提供等のサービス向上 ● 農畜産物処理加工施設（1棟）の運営業務 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 利用申込の受付、貸出 ➤ 清潔な状態の維持 ➤ 下記の取り扱いや衛生管理棟の利用者への周知 ➤ 利用促進 ● 体験農園（45区画）の運営業務 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 利用申込の受付、使用許可証の発行、使用台帳の記載 ➤ 貸出前の農園の耕起 ➤ 利用者に対する野菜栽培管理講習会の実施 ● 地元朝市グループの協力業務 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 地元農家で組織する直売グループが主催する朝市の開催の協力 ● 広報・PR・送迎サービス業務 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 施設の利用促進のためのPR ➤ 市広報などに掲載するための情報提供 ➤ 利用者の送迎 ● 利用料等の徴収業務 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 条例に定める各施設の利用料の徴収
--	---

	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 利用料の還付、減免の手続 ● 施設、設備、駐車場、水公園、山林等の活用村全体の管理業務 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 常時の見回りと、利用者に不便や不快感を与えないような適正管理 ➤ 危険個所への柵や案内板の設置、復旧 ➤ 焚火、ゴルフ練習等の危険行為を行わないよう周知 ➤ すずめ蜂など危険生物の駆除 ➤ 活動村内の動植物の無許可での捕獲、採取の禁止と周知 ● その他業務 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 条例及び施行規則の順守 ➤ 業務遂行に必要な人員の確保と応接研修等による資質向上 ➤ 必要に応じたパンフレットの作成 ➤ 必要な修繕の計画的な実施 ➤ 富山市への報告書及び報告資料の作成 ➤ 地元及び関係団体との適正な関係の維持 ➤ 防犯防災の徹底と緊急時における避難誘導體制の整備 ➤ 機械保守など専門的な技術や知識を要する業務に関する外部委託 												
指定期間	3年間（令和2年度～令和4年度）												
指定管理料	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和2年に締結された基本協定書では、各年度の管理業務委託料は下記金額を限度とし、各年度の開始前に富山市と指定管理者が協議の上定める。 ● 令和2年度は、コロナ禍をうけて富山市の要請により4月15日～5月31日まで当施設を休業したため、令和2年10月22日に基本協定書の一部変更協定書を締結し、休業期間に対応する減益見込額（前年同期比で休業期間に減少した売上高－減少した変動経費）だけ指定管理料を追加支出している。 <p style="text-align: center;">単位：千円</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初</td> <td>37,510</td> <td>37,510</td> <td>37,510</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>45,977</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table>		R2	R3	R4	当初	37,510	37,510	37,510	変更後	45,977	/	/
	R2	R3	R4										
当初	37,510	37,510	37,510										
変更後	45,977	/	/										
選定方法	非公募												
施設利用料の帰属先	指定管理者（利用料金制。なお、施設管理費が施設利用料を超過する部分については、別途指定管理料を支出）												
施設、設備、備品等の維持修繕に係る費用の負担関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 経年劣化によるもの、又は相手方が特定できない第三者の行為によるもののうち、原状回復に要する経費の年度合計額が以下の金額以下の場合は、指定管理者がこれを負担する。 ● これを超えることが見込まれるときは、富山市と事前協議する。 												

	単位：千円		
	R2	R3	R4
	500	500	500
協定書における途中解約時の違約金条項	無し		
協定書における指定管理期間終了後の返金条項	無し		
自主事業の内容	名称	目的	収入増加見込
	弁当の製造販売と高齢者への配食サービス	<ul style="list-style-type: none"> ● 食事コーナーの活用 ● 配食による売上増加 ● 地場産食材のPR 	50千円
	バーベキュー利用者への鉄板清掃と炭火利用サービス	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者要望への対応（鉄板清掃、炭への着火補助） 	6,679千円
	ケビン・バーベキュー利用者への入浴料値引き	<ul style="list-style-type: none"> ● セット販売による施設全体の売上増加 	489千円
	曜日・日別温泉入浴割引サービス	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種割引イベントによる売上増加 	23千円

オ. 指定管理施設の収入・支出の状況

単位：千円

	※	H28	H29	H30	R1	R2
施設利用料等収入	1	81,753	86,104	87,386	74,322	32,277
指定管理料(富山市)	2	28,328	26,116	22,457	19,489	45,977
a. 収入合計		110,081	112,220	109,843	93,811	78,254
商品仕入・材料費	3	26,044	21,112	20,485	13,695	4,746
人件費	4	37,178	34,395	32,579	29,527	32,024
業務委託費	5			7,318	5,958	4,292
光熱水費	6	27,634	24,073	27,957	28,954	21,869
公租公課	7			7,957	9,037	4,961
消耗品費		3,478	5,684	3,679	2,037	2,203
修繕費		443	943	1,694	421	692
広告宣伝費	8	926	1,097	424	766	70
その他事務管理費		14,678	11,518	3,323	1,453	7,135
b. 支出合計		110,380	98,820	105,416	91,846	77,992

	※	H28	H29	H30	R1	R2
c. 収支差額 (a-b)		▲300	13,400	4,427	1,965	262
(富山市からの収入を除いた収支差額)		▲28,628	▲12,716	▲18,030	▲17,524	▲45,715

d. 予算額 (収入-支出)		1,270	9,856	152	9,240	2,809
e. 予実差異 (c-d)		▲1,570	3,544	4,275	▲7,275	▲2,547

<補足コメント>

※1 施設利用料等収入について

当施設は、平成29年度に指定管理者が(株)石橋から前指定管理者(株)セオリーへと変更になったが、前指定管理者(株)セオリーは平成30年度からレストランのバイキング形式を廃止し通常の形式に変更したため、平成30年度以降、レストラン売上が大幅に減少した(平成29年度18,777千円→平成30年度6,084千円→令和1年度1,126千円)。なお、前指定管理者(株)セオリーは物販に力を入れており、平成30年度はレストラン売上の減少を売店売上の増加で賄っていたが、令和1年度は、(株)セオリーが辞任を申し出た関係で売店売上も減少し全体の施設利用料等収入が減少している。

令和2年度は、コロナ禍で4月15日～5月31日まで当施設を休業したことに加え、再開後も利用者数が大きく減少したため、施設利用料等収入が大きく減少している。

その他、現指定管理者は、通常の利用料とは別に「ふろの日(毎月26日に大人のみ200円割引)」などの入浴イベントを実施しており、それらは現指定管理者の自主事業として富山市から承認を受けている。

※2 指定管理料(富山市)について

内容は、上記「(1)ウ. 富山市の歳入・歳出の状況」の※5及び「(1)エ. 指定管理者及び指定管理業務の概要」を参照のこと。

※3 商品仕入・材料費について

主な内訳は、レストラン等で提供する飲食物の材料費及び売店で販売する商品の仕入原価である。平成30年度は、上記※1のとおりレストラン売上高が大きく減少したが売店売上高は増加したため、発生額に大きな変動はなかった。一方、令和1年度以降はレストラン売上高も売店売上高も減少しており、発生額は大きく減少した。

※4 令和2年度の人件費について

現指定管理者は、指定管理施設で勤務する従業員等の直接人件費に加えて、施設の収入に対し12.5%の法人管理費(地方本部管理費5%、全国本部管理費7.5%)を配賦する方針であり、令和2年度は3,751千円を配賦している。また、令和2年度は、それとは別に共通人件費として2,640千円(220千円×12か月)を配賦している。

なお、当施設は、コロナ禍で4月15日～5月31日まで休業していたが、現指定管理者はパート職員に対して休業期間中も一定額の給与を支給していた。また、現指定管理者は全国組織であり、雇用調整助成金の支給対象ともならなかった。そのため、休業日があったにも関わらず人件費は減少していない。

※5 業務委託費について

主な内訳は、基本協定書に明記されている施設の保守管理（冷暖房保守点検、温泉ポンプ設備保守点検、ごみ定期収集等）にかかる委託料である。

※6 光熱水費について

令和2年度は、コロナ禍による休業期間があったことに加えて、現指定管理者の施設運営のノウハウ（ボイラーの24時間稼働の見直し等）により光熱水費が減少した。

なお、電気料については、新電力との相見積もりは取っていない。

※7 公租公課について

主な内訳は、富山市に支払う入湯税である。入湯税は、施設利用料収入と両建て計上されている。

※8 広告宣伝費について

令和2年度は、コロナ禍により広告宣伝を控えたため大きく減少している。

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 施設のあり方や存在意義の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した当施設の概要や利用者数の状況等については、上記「(1) ア. 施設の概要」及び「(1) イ. 施設の利用料及び利用者数の状況」を参照のこと。

当施設は、平成2年に「水と緑の調和がとれた豊かな自然環境の活用を通じて、市民の農業への理解を深め、地域農業の活性化を図るとともに、市民の健全な余暇活動に資する」目的でふれあいセンター（研修室、食事コーナー、特産コーナー）が建設され、その後、平成11年に健康拠点施設（浴室、大休養室、小休養室、健康養生室）が建設されている。

一方で、富山市は限られた財源の中で公共施設を適切に維持管理するため、公共施設マネジメントの取り組みを進めており、当施設についても、指定管理者の施設運営を見守りつつ、中長期的には機能を停止し施設を解体する方針が明確になっている。

当施設は、市街地から離れた中山間地に存在するため富山市の他の温泉施設と比較して利用者数が少なかったが、近年はレストランのバイキング形式廃止や近隣施設（富山市天文台）の廃止等の影響で利用者数が減少傾向にある。また、当施設は、前指定管理者（株セオリー）の途中辞任を受けて急遽指定管理者を選定したため、他の温泉施設と比べて相対的に指定管理料が高くなっている。加えて、当施設は、温泉ポンプや排水ポンプ等の交換時期が迫っており、近い将来に数千万円単位の大規模修繕が必要になる可能性がある。

<富山市の温泉施設（いずれも利用料金制の指定管理施設）の比較>

施設名称	施設利用者数 (人)		指定管理料 (千円)		利用料収入 (千円)		指定管理料を除く 収支差額(千円)	
	R1	R2	R1	R2	R1	R2	R1	R2
古洞の森	69,853	36,744	19,489	45,977	74,322	32,277	▲17,524	▲45,715
八尾ゆめ	136,848	67,556	25,577	43,907	214,313	91,967	▲25,744	▲77,435



施設名称	施設利用者数 (人)		指定管理料 (千円)		利用料収入 (千円)		指定管理料を除く 収支差額(千円)	
	R1	R2	R1	R2	R1	R2	R1	R2
の森								
楽今日館	116,146	79,172	7,408	28,395	210,633	117,115	6,330	▲27,710

※：古洞の森と八尾ゆめの森の利用者数は、温泉施設以外の利用者数も含む

その他、当施設は広大な敷地を有するが、その中には管理状況や利用実績に問題がある施設がある。例えば、ふれあい農園は、日当たりや獣害の問題に加えて、長年実施されていた地元保育園児のサツマイモ掘り体験イベントが無くなったため、利用者数が大きく減少している。また、敷地の入口近辺にある水環境ふれあいゾーンは、本館から離れていて管理が行き届いておらず、荒れた雰囲気になっている。施設内の研修室は、修繕が行き届いておらず雨漏りが生じている。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、施設のあり方や存在意義について、以下の発見事項が識別された。

② 発見事項

61【意見 No24】	施設廃止スケジュールの具体化と段階的な規模縮小
本庁対応	該当なし
<p>当施設は、富山市公共施設マネジメントアクションプラン等で将来的な廃止の方針が明確になっている。また、当施設は、利用者数の長期減少傾向、コロナ禍による大幅赤字、指定管理料の高止まり、施設の老朽化、大規模修繕の必要性など、その存在意義に疑義が生じている。</p> <p>そのため、所管課は、富山市公共施設マネジメントアクションプラン等に則って、当施設の廃止に向けたスケジュールを具体化することが望まれる。なお、当施設は広大な敷地を有するため、将来の廃止に先立って利用頻度の低いエリア（例；水環境ふれあいゾーン、ふれあい農園など）を段階的に閉鎖し、施設管理費を削減することが望まれる。</p> <p>また、所管課は、富山市の他の温泉施設での経費削減事例を収集し、指定管理者と協議しながら削減可能な費用は積極的に削減していくことが望まれる。具体的には、当施設では以下のような点で経費を削減できる可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 次亜塩素酸の機械への投入業務委託の見直し ● 浴場の消耗品の見直し（ボディソープ、シャンプー、コンディショナー） ● 館内の観葉植物の削減 ● 高圧契約の場合、新電力への変更 <p>【水環境ふれあいゾーン 1】</p>  <p>【水環境ふれあいゾーン 2】</p> 	



イ. 富山市の歳入・歳出の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した富山市の歳入・歳出の推移や内容等については、上記「(1)ウ. 富山市の歳入・歳出の状況」を参照のこと。

当施設は、上記のとおり将来の廃止の方針が明確になっており、利用実績も減少傾向にある。そのため、当施設においては、施設の利用状況に応じて必要性の乏しい歳出を順次削減していくことが重要になると考えられる。

当施設は利用料金制の指定管理施設であり、富山市の歳入は少額の目的外使用料のみである。

富山市の歳出は、大部分が指定管理料である。指定管理料は「(2)ウ. 指定管理者の選定過程及び指定管理料の計算方法の検討結果」で検討する。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、富山市の歳入・歳出について、以下の発見事項が識別された。

その他、当施設は、現指定管理者がマッサージチェアを設置し利用料金を収受しているが、富山市はマッサージチェアの設置に係る目的外使用料を徴収していなかった。しかし、富山市は令和3年度からマッサージチェア設置に係る目的外使用料を徴収しているため、指摘や意見とはしないものとする。

② 発見事項

62【意見 No25】	借地の必要性の検討
本庁対応	該当なし
<p>当施設は、従来から市民農園拡張予定地と広場拡張予定地を借地しているが、いずれも拡張の目途は立っておらず現在は遊休地になっている。また、広場拡張予定地は、境界標が設置されておらず借地区画を特定できていないほか、地図を見る限り、広場として使用困難な場所(急斜面の雑木林)を借地している可能性がある。</p> <p>当施設は、上記のとおり将来の廃止の方針が明確になっており、利用実績も減少傾向にある。そのため、必要性に疑義がある借地については、対象区画を特定して契約を解約し借地料を削減することが望まれる。</p> <p>【広場予定の借地 (写真左の藪部分)】 【農園予定の借地 (写真奥のススキ野部分)】</p>	



ウ. 指定管理者の選定過程及び指定管理料の計算方法の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した指定管理者の概要や指定管理料の計算方法等については、上記「(1)エ. 指定管理者及び指定管理業務の概要」を参照のこと。

当施設は、平成29年度に指定管理者が㈱石橋から前指定管理者（㈱セオリー）へと変更になったが、前指定管理者（㈱セオリー）は指定管理期間3年目（令和1年度）に自社の業績悪化等を理由として辞任した。そのため、急遽非公募で指定管理者を選定した結果、令和2年度以降の指定管理料が大幅に増加している。なお、富山市は、令和2年度～令和3年度に前指定管理者（㈱セオリー）に支払う予定であった指定管理料と、現指定管理者に支払っている指定管理料との差額を、前指定管理者（㈱セオリー）に損害賠償請求している。

現指定管理者が選定された際の指定管理候補者選定委員会資料を査閲したが、選定にあたっては「公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」や「富山市公の施設の指定管理者制度運用に関する指針」に則った事務手続き及び判断が行われていた。なお、所管課は、かつて当施設の指定管理者であった㈱石橋に口頭ベースで指定管理料の水準を確認し、現指定管理者の指定管理料が㈱石橋の回答額よりも安いことを確認していた。一方で、緊急的に指定管理者を選定した結果、指定管理料が多額になってしまった可能性は否定できない。

また、令和2年度は、コロナ禍をうけて富山市の要請により4月15日～5月31日まで当施設を休業したため、基本協定書の一部変更協定書を締結し、休業期間に対応する減益見込額（前年同期比で休業期間に減少した売上高－減少した変動経費）だけ指定管理料を追加支出している。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、指定管理者の選定過程及び指定管理料の計算方法について、以下の発見事項が識別された。

その他、従来の指定管理基本協定書には、途中辞任時の違約金条項が明記されていなかった。しかし、富山市は、当施設での訴訟を踏まえて、令和3年度以降に締結する基本協定書には一定の計算式に基づく違約金条項を追加するようにしているため、指摘や意見とはしないものとする。

また、前指定管理者（㈱セオリー）に対する損害賠償請求訴訟に関しては、訴訟の進行に影響を与えることを回避するため、その詳細及び監査人の見解の記述は割愛する。

② 発見事項

63【意見 No26】	指定管理者が途中辞任の意思を表明した場合の対応
本庁対応	当該論点は、指定管理制度の見直し等を推進している本庁部署（行政経営課など）において留意が必要である。そのため、「第2章 第2部 3. (2)

	オ. 指定管理者が途中辞任の意思を表明した場合の対応方針の整理と全庁周知」で再掲する。
<p>所管課は、当施設のように指定管理者が途中辞任の意向を伝えてきた際には、顧問弁護士等と相談しながら以下のような対応をとることが望まれる。なお、下記対応結果も含め、指定管理の取消しに至る経緯や富山市の意思を明確に残しておくため、指定管理者との面談記録を作成し保管することが望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 指定管理者が途中辞任の意向を伝えてきた際には、指定管理者に対し基本協定の遵守を求め途中辞任は認めないことを明確に伝える ● それでもなお、指定管理者が途中辞任の意向を強固に示した場合は、後任の指定管理者を急に探さなければならない事態に陥ることを回避するため、余裕をもった入札手続等により後任が決定するまでは指定管理業務を続けるように強く求める ● それでもなお、指定管理者が途中辞任を強行する場合は、損害賠償請求等を行う意思がある旨を内容証明郵便等で明確に示す 	
64【意見 No27】	休業に伴う指定管理料追加支払額の計算方法について
本庁対応	該当なし
<p>富山市は、指定管理者に対して休業に伴う減益見込額を指定管理料として追加支払している。当該支払額は、「前年同期比で休業期間に減少した売上高」から、「前年同期比で休業期間に減少した変動経費」を控除して計算しているが、その際、控除すべき変動経費として入湯税と水道光熱費のみを対象としており、食材原価等の変動性のある費用を含んでいない。</p> <p>今後、もしも同様の支払が生じる場合は、減益見込額を補填するという制度趣旨に鑑み、控除する変動費用の範囲を慎重に検討することが望まれる。</p>	

エ. 指定管理業務の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した指定管理施設の収入・支出の推移や内容等については、上記「(1)オ. 指定管理施設の収入・支出の状況」を参照のこと。

令和2年度はコロナ禍で利用者が大幅減少しており、指定管理料を除く施設収支差額は大幅な赤字になっている。現指定管理者は、経費削減を意識しながら施設を運営しているが、今後は最低賃金が引き上げられ人件費の増加が見込まれることから、もう一段利用料収入の増加や施設管理費削減の工夫が必要になると考える。これらの論点に関する発見事項は「(2)ア. 施設のあり方や存在意義の検討結果」に記載する。

また、現指定管理者は、富山市から承認された利用料とは別に「ふろの日（毎月26日に大人のみ200円割引）」などの入浴イベントを実施しているが、利用料の減免申請等は実施していない。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、指定管理業務について、以下の発見事項が識別された。

② 発見事項

65【指摘 No12】	施設利用料の割引に係る事務処理
-------------	-----------------

本庁対応	該当なし
<p>指定管理者は、利用料金承認通知書で承認された利用料を適用する一方で、販促活動として「ふろの日割引」、「ナイト割引」、「キッズ割引」などの入浴イベントを実施している。このような販促活動は、古洞の森自然活用村条例第 10 条に定める利用料の減免に該当するため、原則的には、施設利用者は、同条例施行規則第 6 条に従って施設利用の都度指定管理者に利用料金減免申請書を提出する必要がある。しかし、所管課は、当該対応が実務上困難であるとして、これらの販促活動を自主事業と位置付け、指定管理者から自主事業申請書を受領し自主事業承認通知書を交付している。当該販促活動は、条例で定める施設利用料の減免に係る行為であり、自主事業と位置付けることは難しいと考える。</p> <p>これについては、古洞の森自然活用村条例施行規則第 6 条 2 項は「ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない」と規定している。実際に、富山市の他の温泉施設では、当該条項を適用し、指定管理者が富山市に年 1 回報告を上げることで対応している例も見受けられる。</p> <p>所管課は、条例が定める減免手続を順守するため、指定管理者に対して同条但書による富山市への報告書を提出するよう指導する必要がある。</p>	
66【意見 No28】	指定管理報告書の内容精査
本庁対応	当該論点は、指定管理制度の見直し等を推進している本庁部署（行政経営課など）において留意が必要である。そのため、「第 2 章 第 2 部 3. (2) カ. 指定管理報告書の内容精査体制の整備」で再掲する。
<p>令和 2 年度の指定管理年次報告書を閲覧した結果、複数の誤りが発見された。具体的には、エクセル計算式の誤りによる施設管理費の集計漏れがあったほか、共通人件費（2,640 千円）の配賦漏れがあり、結果として当初は 6,995 千円であった事業活動利益が最終的に 262 千円に修正された。</p> <p>指定管理年次報告書の収支実績は、適正な指定管理料の水準を決定するうえで重要な要素となる。</p> <p>そのため、所管課は、指定管理者と意見交換しながら年次報告書の計算チェックを行うとともに、金額的に多額で内容や必要性が曖昧になりやすい人件費、修繕費、委託費、消費税等の内容を精査することが望まれる。特に、人件費は、金額的に重要であるにも関わらず実態が見えにくい科目であるため、人員数、作業時間、時間単価、本社管理費や共通人件費の配賦方法等を精査することが望まれる。</p> <p>また、所管課がこれらの検討を一定の水準で継続的に行えるようにするため、本庁主導で上記のような論点を整理した決算チェックリストを整備運用することが考えられる。所管課だけではマンパワーや知見が足りない場合は、外部専門家に調査を依頼することも考えられる。</p>	

オ. 公有財産の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第 4 章 第 1 部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。

当施設は、将来的に廃止の方向性が明確となっているため、施設の利用状況および施設管理の状況については、存在意義と合わせて議論される所であり、「ア. 施設のあり方や存在意義の検討結果」の記載を参照されたい。

一方で、財産管理の事務手続面においては、以下の発見事項が識別された。

② 発見事項

67【指摘 No8】	富山市公有財産管理規則の見直し
本庁対応	当該論点は、富山市の公有財産管理を担当している本庁部署（管財課など）が対応すべき事項である。そのため、「第2章 第2部 3. (2)ウ. 公有財産管理規則の見直しと全庁周知」で再掲する。
<p>所管課に確認したところ、土地について公有財産台帳(様式第3号)を備え付けていなかった。</p> <p>富山市は、公有財産管理規則第53条で「財務部長は、公有財産台帳(様式第3号)を調整し、常に公有財産の状況を明らかにしておかなければならない」と規定しており、所管課は公有財産台帳の副本を備え付けることが求められている。この点、管財課に確認したところ、「現在は公有財産を公会計管理台帳システムで一元管理しており、公有財産管理規則に規定されている様式での保管は求めている」との回答があった。</p> <p>このように、公有財産台帳の運用実態と関連規程が乖離していることから、公有財産管理規則を実態に合わせて見直す必要がある。</p>	

カ. 備品管理の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。

監査手続を実施した結果、ほぼ全ての往査施設で備品管理に関する類似の不備が発見された。当該不備は、主として関連規程の認識不足や備品管理のためのマンパワー不足により生じているものと考えられ、富山市全体として関連規程や備品管理体制を抜本的に見直す必要があると感じた。この点、富山市全体の課題は「第2章 監査結果の要約」に記載することとし、以下では、現状の規程等に照らして識別された当施設固有の発見事項のみを記載することとする。

当施設で監査を実施した結果、具体的に以下の発見事項が識別された。

② 発見事項

68【指摘 No1】	備品台帳への単価記載漏れ
本庁対応	多くの往査施設で類似の不備が発見された。そのため、「第2章 第2部 3. (2)ア. 備品管理の実効性向上のための体制見直し」で別途本庁部署（管財課）が対応すべき備品管理に係る指摘事項を識別する。
<p>現物実査の結果、備品台帳の単価欄に金額の記載がないものが散見された。所管課に確認したところ、「平成17年まで当施設の管理を、なのはな農業協同組合に委託していたが、平成17年4月1日に同組合から備品を一括で譲り受けた際に、単価の引継ぎ漏れがあった」との回答を得た。</p> <p>所管課は、富山市物品管理規則第3条に基づき、取得価格が判明するものについては当該価格を、それ以外は評価価格を備品台帳に記載する必要がある。</p>	
69【指摘 No3】	標示票の貼付漏れ及び記載不備
本庁対応	多くの往査施設で類似の不備が発見された。そのため、「第2章 第2部 3. (2)ア. 備品管理の実効性向上のための体制見直し」で別途本庁部署（管

	財課) が対応すべき備品管理に係る指摘事項を識別する。
	<p>現物実査の結果、標示票の貼付のない備品が散見された。また、標示票が貼付されている備品についても、改正前物品取扱要領に基づく類別番号・品目番号が記載されており、現行の類別番号・品目番号が記載されていないものが散見された。</p> <p>富山市は、物品管理規則第 18 条で「取得価格又は評価価格が 5 万円以上の備品には標示票をはらなければならない」と規定している。</p> <p>所管課は、物品管理規則に従って、現行の物品取扱要領に基づく類別番号・品目番号を記載した標示票を備品に貼付する必要がある。</p>
70 【指摘 No4】	遊休備品の処分漏れ
本庁対応	<p>多くの往査施設で類似の不備が発見された。そのため、「第 2 章 第 2 部 3. (2) ア. 備品管理の実効性向上のための体制見直し」で別途本庁部署(管財課) が対応すべき備品管理に係る指摘事項を識別する。</p>
	<p>現物実査の結果、マッサージ器や映写用機器等、遊休状態で今後の利用見込みもない備品が確認された。</p> <p>富山市は、物品管理規則第 22 条で「物品管理者は、その管理に属する物品のうち使用することができないもの又は使用の必要がなくなったものについて、不用の決定をしなければならない」と規定するとともに、物品管理規則第 23 条又は第 24 条で不用決定処理を実施した後の売却又は棄焼却手続を規定している。</p> <p>所管課は、当該備品を使用する可能性が無いのであれば、物品管理規則に従って当該備品を必要とする部署へ管理換えを行うか、もしくは不用決定処理を行ったうえで売却処分又は棄焼却処分を行う必要がある。</p>
71 【指摘 No5】	備品要件を満たさない物品の備品台帳からの削除漏れ
本庁対応	<p>多くの往査施設で類似の不備が発見された。そのため、「第 2 章 第 2 部 3. (2) ア. 備品管理の実効性向上のための体制見直し」で別途本庁部署(管財課) が対応すべき備品管理に係る指摘事項を識別する。</p>
	<p>現物実査の結果、取得価格や評価価格が明らかに少額であると考えられる物品が備品台帳に計上されていた。</p> <p>富山市は、物品管理規則第 3 条で「その性質及び計上を変えなく 2 年以上にわたり使用できる物品で取得価格又は評価価格が 2 万円以上のもの並びに美術・工芸品及び標本」を備品として定義している。</p> <p>所管課は、現物実査を実施したうえで備品要件を満たさない物品を備品台帳から削除する必要がある。</p>
72 【指摘 No7】	備品の保管状況の見直し
本庁対応	<p>多くの往査施設で類似の不備が発見された。そのため、「第 2 章 第 2 部 3. (2) ア. 備品管理の実効性向上のための体制見直し」で別途本庁部署(管財課) が対応すべき備品管理に係る指摘事項を識別する。</p>
	<p>現物実査の結果、当施設内に指定管理者が指定管理業務を行うために持ち込んだ備品が多数保管されており、それらと富山市の備品が混在して区分が曖昧になっていた。特に、当施設の</p>

ふれあいセンター1階事務所内に備品が乱雑に配置されており、部屋の奥に到達することが困難な状況となっていた。

富山市は、物品管理規則第16条第2項で「物品出納員等は、保管する物品を随時点検し、常に良好な状態において保管しなければならない」と規定している。また、指定管理基本協定書では、「指定管理者は、当施設を常に良好な状態において管理し、施設の効用を最大限発揮できるように管理業務を行わなければならない」と規定している。

現在の保管状況は、備品の実査や有効利用の妨げとなると考えられることから、所管課は指定管理者に整理整頓を指導する必要がある。

【ふれあい館1階事務所内1】



【ふれあい館1階事務所内2】



キ. 現金管理の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

当施設は利用料金制の指定管理施設であり、富山市の現金の取り扱いが無く、「第4章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続の実施は省略した。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

2. 猿倉山森林公園

(1) 概要

ア. 施設の概要

施設名称	猿倉山森林公園
事務事業名	猿倉山森林公園管理運営費
運営方式	指定管理施設（行政財産の公共用財産）

所管部署	農地林務課		
所在地	富山市舟倉 46 番地		
関連条例等	富山市猿倉山森林公園条例及び同条例施行規則		
条例に定める施設の設置目的	森林の有する保健休養機能を確認し、及び増進するとともに、市民の健康増進と情操の純化を図る		
条例に定める施設の事業	条例に記載なし		
施設の内容	キャンプ場、施設の設置目的を達成するために必要な施設		
土地の面積	203, 770. 95 m ²		
建物の建築年	<当施設の主な建物> 猿倉コミュニティセンター 昭和 62 年 猿倉山森林公園管理棟 昭和 55 年 風の城 平成 2 年 猿倉展望台 昭和 42 年		
建物の構造	<当施設の主な建物> 猿倉コミュニティセンター 木造 猿倉山森林公園管理棟 鉄筋コンクリート 風の城 鉄骨造 猿倉展望台 鉄筋コンクリート		
建物の耐用年数	<当施設の主な建物> 猿倉コミュニティセンター 24 年（令和 2 年度末時点で残存耐用年数は 0 年） 猿倉山森林公園管理棟 50 年（令和 2 年度末時点で残存耐用年数は 10 年） 風の城 38 年（令和 2 年度末時点で残存耐用年数は 8 年） 猿倉展望台 50 年（令和 2 年度末時点で残存耐用年数は 0 年）		
建物の延床面積	<当施設の主な建物> 猿倉コミュニティセンター 502. 20 m ² 猿倉山森林公園管理棟 90. 63 m ² 風の城 41. 00 m ² 猿倉展望台 58. 20 m ²		
建物の建設事業費	253, 724 千円		
補助金情報	補助金名	交付年度	当初補助金額
	林業地域総合整備事業他	昭和 55 年～平成 10 年	360, 237 千円
耐震基準	猿倉山森林公園管理棟と猿倉展望台は昭和 56 年 6 月より前に建設されており旧耐震基準に適合。それ以外の建物は昭和 56 年 6 月施行の新耐		

	震基準に適合
避難所指定	猿倉コミュニティセンターのみ富山市のその他避難所に指定
公共施設マネジメントの方針	特記事項なし ※「第1次富山市公共施設マネジメントアクションプラン(実行編)2018～2021」及びそれに基づく「地域別実行計画」より
その他	特記事項なし

イ. 施設の使用料及び利用者数の状況

単位：人

種別	条例に定める使用料上限	※	H28	H29	H30	R1	R2
キャンプ場	1人1日100円	1.2	587	437	525	554	454
バーベキュー場	1人1日100円	1.2	265	179	203	265	223
合計			852	616	728	819	677

<補足コメント>

※1 使用料について

キャンプ場は概ね1泊2日で利用されるため、平均的な使用料は1人当たり200円前後となる。

※2 令和2年度の利用者について

コロナ禍の影響で密にならないキャンプやバーベキューが人気になったため、利用者数の大きな減少は無かった。

ウ. 富山市の歳入・歳出の状況

単位：千円

	※	H28	H29	H30	R1	R2
施設使用料	1	150	116	133	142	117
自販機設置料	2	-	-	-	-	-
電柱占用料	3	55	55	54	54	55
その他目的外使用料	4	15	15	15	15	28
目的外使用の実費負担		-	-	-	-	-
a. 歳入実績合計		220	186	202	211	200
燃料費	5	7	19	-	-	-
修繕料	5	57	43	43	44	754
保険料	5	22	22	22	22	22
委託料	6	5,977	5,977	6,277	6,015	6,266
借上料	7	23	23	23	23	23
補助金	8	6,614	6,619	5,641	5,570	5,854
b. 歳出実績合計		12,700	12,703	12,006	11,674	12,919
c. 歳入歳出差額(a-b)		▲12,480	▲12,517	▲11,804	▲11,463	▲12,719
d. 予算額(歳入-歳出)		▲12,623	▲12,625	▲12,613	▲11,569	▲11,903

	※	H28	H29	H30	R1	R2
e. 予実差異(c-d)		143	108	809	106	816

<補足コメント>

※1 施設使用料について

キャンプ場とバーベキュー場の使用料である。利用日や使用料は条例のとおりであり、割引や営業日の変更は実施していない。もともと利用者が少なかったことに加え、コロナ禍でも密にならないキャンプはそれほど影響を受けなかったため、利用者数の大幅な減少は無かった。

※2 自販機設置料について

当施設の指定管理者は富山市の外郭団体だが、当該団体が管理している大沢野地区の全施設では、従来から自販機設置料を最も大きな指定管理施設（大沢野ウェルネスリゾート ウィンディ）の歳入に一括計上しているため、当施設では自販機設置料が計上されていない。なお、当該処理によりウィンディ以外の指定管理料は多くなるが、ウィンディの指定管理料が少なくなるため、富山市の歳出全体には影響を与えない。

※3 電柱使用料について

敷地内にある電柱について目的外使用料を徴収している。

※4 その他目的外使用料について

当施設を利用した地元のイベントとしては、「猿倉フェスティバル」と「花火大会」がある。主催は富山南商工会であり、富山市は当該イベントに対して別途補助金を交付している。施設の目的に沿った利用として使用料は徴収していない。

※5 燃料費、修繕料、保険料について

富山市が所有し、当施設で使用していた圧雪車に関するものである。当施設の前身である猿倉山スキー場が廃止された後も地元サービスの一環で圧雪作業を行っていた。しかし、令和2年度に圧雪作業を終了し、圧雪車は別の施設で使用することになったため、これらの歳出は発生しなくなった。

※6 委託料について

主な内訳は、指定管理者に対する指定管理料である。当施設では、人件費以外の施設維持管理経費を指定管理料で、人件費を補助金で支払っている。指定管理料は、消費税増税分だけ令和1年以降に増加している。

令和2年度は、コロナ禍が当施設の稼働に大きな影響を与えなかったため、休業補償は行っていない。

その他、令和2年度の委託料には「ふるさと歩道草刈り委託 372 千円」が含まれている。これは、富山県と旧大沢野町が共同で整備し昭和51年に完成した「ふるさと歩道」について、その後の維持管理を旧大沢野町が実施していたため、当該扱いを引き継いでいるものである。

※7 借上料について

管理棟の裏手の散策路近辺に借地部分があり、当該部分の借地料である。

※8 補助金について

当施設では、施設管理に係る人件費（概ね1名分）を指定管理料ではなく補助金で支払っている。

エ. 指定管理者及び指定管理業務の概要

指定管理者	<p>(一財) 富山市大沢野健康文化推進財団</p> <p>所在地： 富山市春日 96 番地 1</p> <p>代表者： 理事長 森江 茂</p> <p>事業概要： 身体的健康の保持増進のための実践的活動事業、精神面での健康づくりの支援事業、大沢野健康福祉センターの管理運営 など</p> <p>富山市との関係： 外郭団体（大沢野行政サービスセンター 地域福祉課 所管）</p>
指定管理業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般運営業務 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 委託者との定期協議・報告 ➢ 施設使用受付 ➢ 施設使用料の徴収及び納付 ➢ 利用者の安全利用の指導・管理 ➢ 物品・機材・用具等の整備 ➢ 車両管理業務 ➢ 個人情報の保護 ➢ 環境保護 ● 植栽の維持管理業務 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 芝生地管理 ➢ 植込地及び草地管理 ➢ 樹木管理 など ● 施設管理業務 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 建築法、消防法に係る保守管理 ➢ 危険物の保守管理 ➢ 電気設備の保守管理 ➢ 給排水設備の保守管理 ➢ 日常清掃管理 ➢ 遊具保守点検 ➢ 施設の警備業務
指定管理期間	5 年間（平成 28 年度～令和 2 年度）
指定管理料	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成 28 年に締結された基本協定書では、各年度の管理業務委託料は下記金額を限度とし、各年度の開始前に富山市と指定管理者が協議の上定める。 ● 消費税増税に伴って平成 31 年 4 月 1 日に「基本協定書の一部を変更する協定書」が締結され、令和 1 年度～令和 2 年度の指定管

	<p>料が増額されている。</p> <p style="text-align: right;">単位：千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初</td> <td>5,554</td> <td>5,554</td> <td>5,554</td> <td>5,554</td> <td>5,554</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5,591</td> <td>5,644</td> </tr> </tbody> </table>		H28	H29	H30	R1	R2	当初	5,554	5,554	5,554	5,554	5,554	変更後				5,591	5,644
	H28	H29	H30	R1	R2														
当初	5,554	5,554	5,554	5,554	5,554														
変更後				5,591	5,644														
選定方法	公募（公募数1社）																		
施設使用料の帰属先	富山市（使用料制）																		
施設、設備、備品等の維持修繕に係る費用の負担関係	<ul style="list-style-type: none"> 経年劣化によるもの、又は相手方が特定できない第三者の行為によるもののうち、原状回復に要する経費の年度合計額が以下の金額以下の場合、指定管理者がこれを負担する。 これを超えることが見込まれるときは、富山市と事前協議する。 <p style="text-align: right;">単位：千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>600</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>600</td> </tr> </tbody> </table>	H28	H29	H30	R1	R2	600	600	600	600	600								
H28	H29	H30	R1	R2															
600	600	600	600	600															
協定書における途中解約時の違約金条項	<p>無し</p> <p>※令和3年度に締結された新たな基本協定書には、指定解除違約金条項が記載されている</p>																		
協定書における指定管理期間終了後の返金条項	<p>有り（指定管理期間の各年度に要した管理運営経費の合計額が、指定管理期間の各年度分として支払った管理業務委託料の合計額を下回った場合は、指定管理者はその差額を富山市に返還する）</p>																		
自主事業の内容	<p>自動販売機の設置、イベント参加、花木案内板、風雨カーテン、簡易双眼鏡、カタクリ草保全等、広場の圧雪</p> <p>※自動販売機の設置以外は、施設の設置目的の範囲内での自主事業であり、目的外使用料を徴収していない。</p>																		

オ. 指定管理施設の収入・支出の状況

単位：千円

	※	H28	H29	H30	R1	R2
指定管理料(富山市)	1	5,554	5,554	5,554	5,591	5,644
受取補助金(富山市)	1	6,614	6,619	5,641	5,570	5,854
a. 収入合計		12,168	12,173	11,195	11,161	11,498
給与手当	2	1,897	1,946	167	130	139
賃金	2	4,088	4,254	4,937	4,739	4,985
退職金	2	148	558	-	-	-
法定福利費	2	857	891	744	708	725
厚生費		155	133	-	-	52
通勤費		131	127	125	119	121
福利厚生費		0	19	32	29	21

	※	H28	H29	H30	R1	R2
通信運搬費		121	97	132	160	167
消耗品費		145	207	239	95	193
修繕費	3	561	187	303	774	635
印刷製本費		0	17	-	18	-
燃料費		76	100	120	122	88
光熱水費	4	973	992	1,007	963	978
医薬材料費	5	499	460	453	429	241
使用賃借料		28	28	28	28	0
保険料		104	94	85	122	26
広告宣伝費		-	-	-	11	13
公租公課		33	65	22	32	63
委託料	6	2,518	2,244	2,816	2,630	2,646
手数料		3	2	25	24	26
b. 支出合計		12,338	12,423	11,234	11,131	11,119
c. 収支差額 (a-b)		▲170	▲250	▲39	30	379
(富山市からの収入を除いた収支差額)		▲12,338	▲12,423	▲11,234	▲11,131	▲11,119

d. 予算額 (収入-支出)		0	0	0	0	0
e. 予実差異 (c-d)		▲170	▲250	▲39	30	379

<補足コメント>

※1 指定管理料(富山市)及び受取補助金(富山市)について

内容は、上記「(1)ウ. 富山市の歳入・歳出の状況」の※6、※8及び「(1)エ. 指定管理者及び指定管理業務の概要」を参照のこと。

※2 人件費について

キャンプ場とバーベキュー場は4月29日～11月第2日曜日まで営業しており、営業期間中は指定管理者の従業員1名が週4日、シルバー人材センターの派遣社員が週3日常駐している(派遣社員の派遣料は委託料としている)。これらの常駐者は、キャンプ場とバーベキュー場の受付、使用料の徴収、施設の警備や清掃等の業務を行っている。また、冬場は、指定管理者が管理している他のスポーツ施設が休館になるため、指定管理者の従業員が交代で1名常駐し、施設の警備や清掃等を実施している。

※3 令和2年度の修繕費について

主な内訳は、「倒壊したバーベキュー場の柱の修繕費160千円」、「消防設備の修繕費50千円」、「給水配管の修繕費50千円」、「熊対策の放送設備の修繕費170千円」であり、いずれも施設の維持修繕に必要な支出である。

※4 令和2年度の光熱水費について

主な内訳は、「北陸電力に対する低圧電気料850千円」、「水道代100千円」等である。

電気料については、過去に北陸電力と新電力とで相見積りを取って価格を引き下げたうえで北陸電力を利用している。

※5 医薬材料費について

主な内訳は、芝生管理のための除草剤費用である。

※6 委託料について

主な内訳は、「シルバー人材センター派遣社員 1 名分の派遣料 930 千円」、「障害者雇用の一環での夏場の草刈り委託 780 千円」、「花火大会前の草刈り業務委託 330 千円」などである。

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 施設のあり方や存在意義の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第 4 章 第 1 部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した当施設の概要や利用者数の状況等については、上記「(1) ア. 施設の概要」及び「(1) イ. 施設の使用料及び利用者数の状況」を参照のこと。

当施設は、昭和 55 年に「森林の有する保健休養機能を確保し増進するとともに、市民の健康増進と情操の純化を図る」目的で建設され、その後施設が拡張されて現在に至っている。

富山市は限られた財源の中で公共施設を適切に維持管理するため、公共施設マネジメントの取り組みを進めているが、当施設については明確な方針は出ていない。

当施設は、過去に猿倉山スキー場であった部分も含め非常に広大な敷地を有している。主な設備は猿倉山のふもとにある芝生広場、中腹にあるキャンプ場、山頂付近にあるバーベキュー場から構成されているが、いずれも距離が離れているため、施設としての一体性は高いとは言えない。また、バーベキュー場の設備は老朽化しており、利用のためには継続的な修繕が必要な状態になっている。このように、設備間の移動負担が大きいことや設備が老朽化していることから、農林水産部が所管する他のキャンプ場、バーベキュー場と比べても利用者数は低水準となっている。

富山市内に存在し、農林水産部が所管するキャンプ場の利用状況等は以下のとおりである。

施設名称	設備名	使用料	施設利用者数(人)	
			R1	R2
猿倉山森林公園	キャンプ場	100 円	554	454
	バーベキュー場	100 円	265	223
割山森林公園	キャンプ場	2,530 円	1,335	1,094
	バーベキュー場	3,090 円	6,130	2,910
古洞の森自然活用村	バーベキュー場	2,200 円	10,340	2,507
八尾ゆめの森交流施設	バーベキュー場	1,050 円	774	158
牛岳オートキャンプ場	オートキャンプ場	4,720 円	3,174	2,682
21 世紀の森 杉ヶ平キャンプ場	キャンプ場	880 円	860	1,105

※：牛岳オートキャンプ場の利用者数は、バンガローとキャンプ場の合計である

※：杉ヶ平キャンプ場の利用者数は、コテージ、バンガロー、キャンプ場の合計である

その他、当施設は非常に広大な敷地を有するが、その中には飛地になっており利用実態があいまいなものが認められた。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、施設のあり方や存在意義について、以下の発見事項が識別された。

② 発見事項

73【意見 No29】	施設の今後のあり方と改善の方向性
本庁対応	該当なし

富山市は限られた財源の中で公共施設を適切に維持管理するため、公共施設マネジメントの取り組みを進めているが、当施設については明確な方針は出ていない。なお、当施設は神通川沿いの小高い山に存在し、頂上にある風の城からは素晴らしい景色を楽しめる。また、当施設の芝生広場では、大沢野地区の一大イベントである「猿倉フェスティバル」と「花火大会」が開かれており、このようなイベントを開催できる代替地が無いことから、当施設には一定の存在意義が認められる。

一方で、これらのイベントと直接的な関係のないキャンプ場やバーベキュー場については、設備の老朽化等により利用者数は非常に低水準となっている。また、当施設は、非常に広大な敷地を有しており、施設の維持管理に多額のコストがかかっている。

富山市の厳しい財政状態を勘案すると、利用者数が少ない当施設を存続させるためには、市民の利用促進、使用料収入の増加及び歳出の削減が不可欠と考える。そのため、施設の存在意義を再検討し、その結果を踏まえて施設の規模、設備投資、使用料、維持管理コスト等を見直すことが望まれる。その際には、例えば以下の点を検討することが考えられる。

- 利用者数を増やすための設備投資（老朽化したキャンプ場とバーベキュー場の芝生広場への移転、冬場の有効利用方法の模索、風の城の展望のPR等）
- 富山市の類似施設と比較して著しく低廉な使用料の見直し
- 施設の規模や冬場の管理方針の見直し等を通じた施設管理費の削減
- 遊休地（特に住宅地の飛地になっている旧駐車場跡地）の普通財産化を通じた有効活用

【当財産の地図】



【当財産のイメージ図】





イ. 富山市の歳入・歳出の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した富山市の歳入・歳出の推移や内容等については、上記「(1)ウ. 富山市の歳入・歳出の状況」を参照のこと。

当施設は、利用者数が少なく使用料も非常に安いため、歳入が少なくなっている。

また、歳出の大部分は指定管理料及び指定管理者に対する人件費相当の補助金であるが、最近では設備の老朽化等により、修繕費も散発的に発生している。

使用料については、施設の存在意義と関連して検討すべき論点であり、上記「(2)ア. 施設のあり方や存在意義の検討結果」で検討する。また、指定管理者への指定管理料や補助金は、「(2)ウ. 指定管理者の選定過程及び指定管理料の計算方法の検討結果」で検討する。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、富山市の歳入・歳出について、発見事項は識別されなかった。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

ウ. 指定管理者の選定過程及び指定管理料の計算方法の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した指定管理者の概要や指定管理料の計算方法等については、上記「(1)エ. 指定管理者及び指定管理業務の概要」を参照のこと。

当施設は、旧大沢野町が設立し、平成17年の市町村合併後に富山市の外郭団体となった（一財）大沢野健康文化推進財団が、非公募で指定管理者に選定されている。

当施設は、使用料がほとんど見込めず、経費削減の余地も限られることから、公募によったとしても活発な応募があるとは考えにくい。実際に、富山市は、いったん公募を行ったが応募者がいなかったため、大沢野健康文化推進財団を指定管理者として選定している。

現指定管理者が選定された際の指定管理候補者選定委員会資料を査閲したが、選定にあたっては「公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」や「富山市公の施設の指定管理者制度運用に関する指針」に則った事務手続き及び判断が行われていた。

一方で、富山市は、外郭団体を指定管理者とする場合に指定管理基本協定書で指定管理料返金条項を設けているが、これは指定管理者の改善意欲を削ぐ可能性が認識された。

また、外郭団体を指定管理者とする場合に施設管理の person 費相当を指定管理料で支払うか補助金で支払うかについて、施設ごとのばらつきが認められた。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、指定管理者の選定過程及び指定管理料の計算方法について、以下の発見事項が識別された。

② 発見事項

74 【意見 No30】	指定管理料返金制度の見直し
本庁対応	当該論点は、指定管理制度の見直し等を推進している本庁部署（行政経営課など）において留意が必要である。そのため、「第2章 第2部 3. (2) キ. 指定管理料返金制度の見直し」で再掲する。
<p>富山市は、外郭団体を指定管理者とする場合は、基本協定書に指定管理料返還条項（指定管理料合計額が指定管理期間の施設管理費合計額を上回る場合は、当該差額を返還する条項）を設定している。一方で、当該条項があると、指定管理者は経営努力で施設管理費を削減しても差額を返金しないといけなくなるため、経費削減のモチベーションが低下してしまう恐れがある。また、指定管理料が余りそうな場合は施設管理費を過大支出する誘因にもなりかねない。</p> <p>当該条項は、指定管理制度が始まったときに外郭団体の無駄な支出を抑える目的で導入されたものであり、一定の成果があったものと思慮するが、一方で、上記のような副作用もあるため、条項の必要性や計算式（差額の1/2だけ返金する等）を再検討することが望まれる。</p> <p>なお、指定管理料を削減するためには、所管課が施設管理費の内容を継続的にモニタリングし、指定管理者と協議しながら施設管理費を必要十分な水準まで削減する必要がある。具体的には、所管課は、指定管理者と意見交換しながら年次報告書の計算チェックを行うとともに、金額的に多額で内容や必要性が曖昧になりやすい人件費、修繕費、委託費、消費税等の内容を精査することが望まれる。特に、人件費は、金額的に重要であるにも関わらず実態が見えにくい科目であるため、人員数、作業時間、時間単価、本社管理費や共通人件費の配賦方法等を精</p>	

<p>査することが望まれる。</p> <p>また、所管課がこれらの検討を一定の水準で継続的に行えるようにするため、本庁主導で上記のような論点を整理した決算チェックリストを整備運用することが考えられる。所管課だけではマンパワーや知見が足りない場合は、外部専門家に調査を依頼することも考えられる。</p>	
75【意見 No31】	指定管理料と人件費補助金の運用方針の整理
本庁対応	当該論点は、指定管理制度の見直し等を推進している本庁部署（行政経営課、財政課など）において留意が必要である。そのため、「第2章 第2部 3.(2)ク. 指定管理料と人件費補助金の運用方針の整理」で再掲する。
<p>富山市は、当施設の施設管理費に含まれる人件費相当は補助金で支出し、他の施設管理費を指定管理料として支払っている。一方で、富山市は、（一財）富山市大沢野健康文化推進財団が指定管理業務を担当する他の施設では、施設管理費に含まれる人件費の一部のみを補助金で支払っている（例えば、大沢野ウェルネスリゾート ウィンディでは、正規職員と富山市職員の再任用に関する条例に基づき富山市の職員の人件費のみ補助金で支出し、非正規職員等の給与は指定管理料で支払っている）。</p> <p>このように、現状では指定管理料と補助金の運用方法が統一されていないため、本庁所管課は、富山市の指定管理施設の実態や他自治体の運用状況を調査したうえで、指定管理料と補助金の運用方法を整理することが望まれる。</p>	

エ. 指定管理業務の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1.(2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した指定管理施設の収入・支出の推移や内容等については、上記「(1)オ. 指定管理施設の収入・支出の状況」を参照のこと。

当施設は広大な敷地を有しており、指定管理者はそれを通年管理しているため、使用料に比して多額の支出が発生している。人件費や経費の支出については、電気料の相見積もりの取得を通じた引下げなど一定の努力をしており、明らかに過大な支出は認められなかった。

なお、当施設のキャンプ場とバーベキュー場は4月29日～11月第2日曜日まで営業しており、営業期間中は指定管理者の従業員1名が週4日、シルバー人材センターの派遣社員が週3日常駐している（派遣社員の派遣料は委託料としている）。これらの常駐者は、キャンプ場とバーベキュー場の受付、使用料の徴収、施設の警備や清掃等の業務を行っている。また、冬場は、指定管理者が管理している他のスポーツ施設が休館になるため、指定管理者の従業員が交代で1名常駐し、施設の警備や清掃等を実施している。施設が実質的に稼働していない冬場に管理者を常駐させることの是非については、施設の存在意義と関連して検討すべき論点であり、上記「(2)ア. 施設のあり方や存在意義の検討結果」で検討する。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、指定管理業務について、発見事項は識別されなかった。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

オ. 公有財産の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。

当施設は広大な敷地を有しており、視察した結果、破損し遊休状態になっている財産が識別された。

また、財産管理の事務手続面においては、以下の発見事項が識別された。

76【指摘 No8】	富山市公有財産管理規則の見直し			
本庁対応	当該論点は、富山市の公有財産管理を担当している本庁部署（管財課など）が対応すべき事項である。そのため、「第2章 第2部 3. (2)ウ. 公有財産管理規則の見直しと全庁周知」で再掲する。			
<p>所管課に確認したところ、土地について公有財産台帳(様式第3号)を備え付けていなかった。</p> <p>富山市は、公有財産管理規則第53条で「財務部長は、公有財産台帳(様式第3号)を調整し、常に公有財産の状況を明らかにしておかなければならない」と規定しており、所管課は公有財産台帳の副本を備え付けることが求められている。この点、管財課に確認したところ、「現在は公有財産を公会計管理台帳システムで一元管理しており、公有財産管理規則に規定されている様式での保管は求めている」との回答があった。</p> <p>このように、公有財産台帳の運用実態と関連規程が乖離していることから、公有財産管理規則を実態に合わせて見直す必要がある。</p>				
77【指摘 No13】	遊休財産や破損財産の存廃方針の整理			
本庁対応	該当なし			
<p>視察の結果、以下の財産について利用度が著しく低下しているか破損状態となっていた。</p> <p>これらについては、市民にとっての必要性、今後の利用見込み、施設の維持管理費、施設廃止に伴う追加支出（補助金返還額を含む）等を勘案したうえで、早期に存廃や利活用の方針を整理することが望まれる。</p> <p>特に、風の城便所は破損して使用できない状態が続いているため、上記検討結果を踏まえて市民が利用できるよう修繕を行うか、公有財産管理規則第27条に従って用途廃止の処理を行う必要がある。</p>				
	建物名	面積	令和2年度の維持管理費	維持管理費の主な内容
	風の城	41.00 m ²	-	-
	風の城便所	17.20 m ²	-	-
【利用度が低くなっている風の城】		【破損している風の城便所】		



② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

カ. 備品管理の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。

監査手続を実施した結果、ほぼ全ての往査施設で備品管理に関する類似の不備が発見された。当該不備は、主として関連規程の認識不足や備品管理のためのマンパワー不足により生じているものと考えられ、富山市全体として関連規程や備品管理体制を抜本的に見直す必要があると感じた。この点、富山市全体の課題は「第2章 監査結果の要約」に記載することとし、以下では、現状の規程等に照らして識別された当施設固有の発見事項のみを記載することとする。

当施設で監査を実施した結果、具体的に以下の発見事項が識別された。

② 発見事項

78【指摘 No1】	備品台帳への単価記載漏れ
本庁対応	多くの往査施設で類似の不備が発見された。そのため、「第2章 第2部 3. (2)ア. 備品管理の実効性向上のための体制見直し」で別途本庁部署(管財課)が対応すべき備品管理に係る指摘事項を識別する。
<p>現物実査の結果、備品台帳の単価欄に金額の記載がないものが散見された。所管課に確認したところ、「市町村合併で備品台帳を引き継いだ際に単価の引継ぎ漏れがあった」との回答を得た。</p> <p>所管課は、富山市物品管理規則第3条に基づき、取得価格が判明するものについては当該価格を、それ以外は評価価格を備品台帳に記載する必要がある。</p>	
79【指摘 No3】	標示票の貼付漏れ及び記載不備
本庁対応	多くの往査施設で類似の不備が発見された。そのため、「第2章 第2部 3. (2)ア. 備品管理の実効性向上のための体制見直し」で別途本庁部署(管財課)が対応すべき備品管理に係る指摘事項を識別する。
<p>現物実査の結果、標示票の貼付のない備品が散見された。また、標示票が貼付されている備品についても、旧大沢野町の標示票が貼付されたままになっているものが散見された。</p> <p>富山市は、物品管理規則第18条で「取得価格又は評価価格が5万円以上の備品には標示票をはらなければならない」と規定している。</p> <p>所管課は、物品管理規則に従って、現行の物品取扱要領に基づく類別番号・品目番号を記載した標示票を備品に貼付する必要がある。</p>	

80【指摘 No4】	遊休備品の処分漏れ
本庁対応	多くの往査施設で類似の不備が発見された。そのため、「第2章 第2部 3.(2)ア. 備品管理の実効性向上のための体制見直し」で別途本庁部署(管財課)が対応すべき備品管理に係る指摘事項を識別する。
<p>現物実査の結果、ブラウン管テレビやブルーヒーター等、遊休状態で今後の利用見込みもない備品が確認された。</p> <p>富山市は、物品管理規則第22条で「物品管理者は、その管理に属する物品のうち使用することができないもの又は使用の必要がなくなったものについて、不用の決定をしなければならない」と規定するとともに、物品管理規則第23条又は第24条で不用決定処理を実施した後の売却又は棄焼却処分を規定している。</p> <p>所管課は、当該物品を使用する可能性が無いのであれば、物品管理規則に従って当該備品を必要とする部署へ管理換えを行うか、もしくは不用決定処理を行ったうえで売却処分又は棄焼却処分を行う必要がある。</p>	
81【指摘 No5】	備品要件を満たさない物品の備品台帳からの削除漏れ
本庁対応	多くの往査施設で類似の不備が発見された。そのため、「第2章 第2部 3.(2)ア. 備品管理の実効性向上のための体制見直し」で別途本庁部署(管財課)が対応すべき備品管理に係る指摘事項を識別する。
<p>現物実査の結果、取得価格や評価価格が明らかに少額であると考えられる物品が備品台帳に計上されていた。</p> <p>富山市は、物品管理規則第3条で「その性質及び計上を変えることなく2年以上にわたり使用できる物品で取得価格又は評価価格が2万円以上のもの並びに美術・工芸品及び標本」を備品として定義している。</p> <p>所管課は、現物実査を実施したうえで備品要件を満たさない物品を備品台帳から削除する必要がある。</p>	

キ. 現金管理の検討

① 監査手続実施結果の総括

当施設は、利用が少なくなっており往査時に富山市の現金の取り扱いが無く、「第4章 第1部 1.(2)」に記載の監査手続の実施は省略した。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

3. 割山森林公園

(1) 概要

ア. 施設の概要

施設名称	割山森林公園
事務事業名	割山森林公園天湖森施設管理費
運営方式	指定管理施設(行政財産の公共用財産)

所管部署	農地林務課										
所在地	富山市割山9番地1										
関連条例等	富山市割山森林公園条例及び同条例施行規則										
条例に定める施設の設置目的	豊かな自然と森林を休暇の有効利用空間として提供し、市民の生活改善、保健休養及び勤労意欲の増進に資するとともに、地域活性化の担い手である若者の定着と都市住民との交流による地域の発展と振興を図る										
条例に定める施設の事業	条例に記載なし										
施設の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● オートキャンプ場 ● キャンプ場 ● コテージ ● ログハウス ● バーベキュー棟 ● 天体観測棟 ● 展望塔 ● 水辺植物園 ● 広場 ● スポーツ・レクリエーション施設 ● その他、設置目的を達成するために必要な施設 										
土地の面積	92,514.05 m ²										
建物の建築年	<p><当施設の主な建物></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">管理棟</td> <td>平成9年度</td> </tr> <tr> <td>コテージ</td> <td>平成10年度</td> </tr> <tr> <td>天体観測棟</td> <td>平成10年度</td> </tr> <tr> <td>バーベキュー棟</td> <td>平成10年度、平成27年度</td> </tr> <tr> <td>ログハウス</td> <td>平成13年度～平成18年度</td> </tr> </table>	管理棟	平成9年度	コテージ	平成10年度	天体観測棟	平成10年度	バーベキュー棟	平成10年度、平成27年度	ログハウス	平成13年度～平成18年度
管理棟	平成9年度										
コテージ	平成10年度										
天体観測棟	平成10年度										
バーベキュー棟	平成10年度、平成27年度										
ログハウス	平成13年度～平成18年度										
建物の構造	<p><当施設の主な建物></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">管理棟</td> <td>木造</td> </tr> <tr> <td>コテージ</td> <td>木造</td> </tr> <tr> <td>天体観測棟</td> <td>鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>バーベキュー棟</td> <td>木造</td> </tr> <tr> <td>ログハウス</td> <td>木造</td> </tr> </table>	管理棟	木造	コテージ	木造	天体観測棟	鉄筋コンクリート	バーベキュー棟	木造	ログハウス	木造
管理棟	木造										
コテージ	木造										
天体観測棟	鉄筋コンクリート										
バーベキュー棟	木造										
ログハウス	木造										
建物の耐用年数	<p><当施設の主な建物></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">管理棟</td> <td>24年(令和2年度末時点で残存耐用年数は0年)</td> </tr> <tr> <td>コテージ</td> <td>22年(令和2年度末時点で残存耐用年数は0年)</td> </tr> <tr> <td>天体観測棟</td> <td>50年(令和2年度末時点で残存耐用年数は28年)</td> </tr> <tr> <td>バーベキュー棟</td> <td>15年(令和2年度末時点で残存耐用年数は0年)</td> </tr> </table>	管理棟	24年(令和2年度末時点で残存耐用年数は0年)	コテージ	22年(令和2年度末時点で残存耐用年数は0年)	天体観測棟	50年(令和2年度末時点で残存耐用年数は28年)	バーベキュー棟	15年(令和2年度末時点で残存耐用年数は0年)		
管理棟	24年(令和2年度末時点で残存耐用年数は0年)										
コテージ	22年(令和2年度末時点で残存耐用年数は0年)										
天体観測棟	50年(令和2年度末時点で残存耐用年数は28年)										
バーベキュー棟	15年(令和2年度末時点で残存耐用年数は0年)										

	ログハウス	22年(令和2年度末時点で残存耐用年数は3～8年)		
建物の延床面積	<当施設の主な建物>			
	管理棟	294.00 m ²		
	コテージ	182.00 m ²		
	天体観測棟	16.00 m ²		
	バーベキュー棟	104.00 m ²		
	ログハウス	299.40 m ²		
建物の建設事業費	364,825 千円			
補助金情報	補助金名	交付年度	当初補助金額	
	林業地域総合整備事業	平成7年～平成13年	275,710 千円	
	集落周辺森林整備事業	平成6年～平成8年	25,820 千円	
	過疎地域滞在施設整備モデル事業	平成7年～平成8年	67,949 千円	
耐震基準	昭和56年6月施行の新耐震基準に適合			
避難所指定	避難所には指定されていない			
公共施設マネジメントの方針	旧細入村の観光施設は、地域の活性化や防災機能の強化につながる機能の導入について検討する。また、積極的なPR、更なるサービスの充実、民間ノウハウの活用等を通じて利用者増を図っていく。 ※「第1次富山市公共施設マネジメントアクションプラン(実行編)2018～2021」及びそれに基づく「地域別実行計画」より			
その他	特記事項なし			

イ. 施設の利用率及び利用者数の状況

単位：人

種別	条例に定める利用率上限	※	H28	H29	H30	R1	R2	
オートキャンプサイト	<専用流し台付き>							
	宿泊	5,830 円						
	日帰り	3,630 円						
	<専用流し台無し>							
	宿泊	4,730 円	1.2	3,171	3,051	3,124	3,767	3,492
	日帰り	2,530 円						
	※付属設備は規則で定める額							
	※土曜日、休日の前日、4/29～5/5、7/25～8/31の宿泊は上記金額の30%を加算する							
キャンプ場	1張宿泊	2,530 円						
	1張日帰り	1,430 円						
	※付属設備は規則で定める額							
	※土曜日、休日の前日、4/29～							
			1.2	1,262	1,103	1,343	1,335	1,094

種別	条例に定める利用料上限	※	H28	H29	H30	R1	R2
	5/5、7/25～8/31 の宿泊は上記金額の 30%を加算する						
コテージ (4人用)	宿泊 13,530 円 日帰り 6,930 円 ※付属設備は規則で定める額 ※土曜日、休日の前日、4/29～5/5、7/25～8/31 の宿泊は上記金額の 30%を加算する	1.2	2,205	2,268	2,387	2,547	2,262
ログハウス (8人用)	宿泊 27,830 円 日帰り 14,110 円 ※付属設備は規則で定める額 ※土曜日、休日の前日、4/29～5/5、7/25～8/31 の宿泊は、上記金額の 30%を加算する	1.2	1,990	2,461	2,629	2,659	1,795
バーベキュー棟	1卓2時間 3,090 円 延長1時間当り 1,100 円 ※付属設備は規則で定める額	1.2	6,555	6,577	5,804	6,130	2,910
天体観測棟	小学生以上1回 100 円	1.2	90	91	155	104	-
スポーツ・レクリエーション施設	<釣り場> ルアー1日 1,050 円 餌釣り1日 530 円 1ヵ月間1日券 2,090 円	1.2	4,274	4,158	3,626	3,767	3,588
	<テニスコート> 1面2時間 530 円	1.2	1,006	939	881	623	359
	<パークゴルフ場> 中学生以上1日 320 円 小学生以下1日 150 円	1.2	2,554	2,662	2,048	1,750	1,410
合計			23,107	23,310	21,997	22,682	16,910

<補足コメント>

※1 利用料について

当施設は、条例で定めた利用料の上限を適用している。利用料は、民間のオートキャンプ場と比較しても大きな乖離は無い。

※2 令和2年度の利用者について

コロナ禍の影響で、ログハウスなど感染リスクが高い施設の利用が減少したため、利用者数が減少した。

ウ. 富山市の歳入・歳出の状況

単位：千円

	※	H28	H29	H30	R1	R2
施設利用料	1	-	-	-	-	-
自販機設置料		0	0	0	0	0
電柱占用料		-	-	-	-	-
その他目的外使用料	2	-	10	12	12	12
目的外使用の実費負担		-	-	-	-	-
過疎対策事業債	3	-	6,600	-	-	-
a. 歳入実績合計		0	6,610	12	12	12
報償費		-	-	-	-	47
食料費		-	-	-	-	2
修繕費	4	1,031	532	754	435	1,332
委託料	5	410	0	486	350	24,520
使用料		-	60	60	60	60
借上料		574	514	514	514	514
工事請負費	6	8,856	6,696	-	-	-
補助金	7	-	-	-	-	5,537
b. 歳出実績合計		10,871	7,802	1,814	1,359	32,012
c. 歳入歳出差額(a-b)		▲10,871	▲1,192	▲1,802	▲1,347	▲32,000
d. 予算額(歳入-歳出)		▲1,181	▲1,181	▲1,114	▲1,464	▲2,271
e. 予実差異(c-d)		▲9,690	▲11	▲688	117	▲29,729

<補足コメント>

※1 施設利用料について

当施設は、利用料金制の指定管理施設であり、富山市の施設利用料収入は無い。

※2 その他目的外使用料について

平成29年度以降のその他目的外使用料は、NTTの基地局設置に係るものである。

※3 過疎対策事業債について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年3月末までは「過疎地域自立促進特別措置法」）に基づいて発行される地方債であり、同法で定められた過疎地域に該当する市町村に限り発行が認められる（富山市においては、旧山田村地区と旧細入村地区が対象となる）。過疎対策事業債の元利償還金の70%は国からの地方交付税で補填される。

当施設では、多額の施設修繕が必要なときに過疎対策事業債を活用している。

※4 修繕費について

令和2年度の主な内訳は、「管理棟柱修繕工事 421千円」、「コテージ斜柱保護修繕工事 470千円」等である。

※5 委託料について

令和 2 年度の主な内訳は、「割山森林公園天湖森再整備基本構想策定業務委託 16,434 千円」と「指定管理料 6,270 千円」である。

前者は、令和 3 年度以降に割山森林公園を再整備するため、外部のコンサルタントに当施設の現状整理と今後の機能拡充のための調査を依頼したものである。

後者は、コロナ禍をうけて富山市の要請により 4 月 15 日～5 月 31 日まで当施設を休業したため、基本協定書の一部変更協定書を締結し、休業期間に対応する減益見込額（前年同期比で休業期間に減少した売上高－減少した変動経費）だけ指定管理料を追加支出したものである。

※6 工事請負費について

平成 28 年度の工事請負費は、ログハウス復旧工事に係るものである。また、平成 29 年度の工事請負費は、遊具設置工事に係るものである。

※7 補助金について

令和 2 年度の補助金は、富山市職員の再任用に関する条例に基づき富山市の職員が(株)ほそいりに再任用されたため、その人件費相当を補助金として支出したものである。なお、(株)ほそいりは農地林務課が所管する外郭団体であるため、補助金も農地林務課が所管する割山森林公園天湖森施設管理費として支出されている。一方で、当該職員は、割山森林公園以外の本社業務（書類の作成、チェック、富山市や地元団体との各種調整等）にも広く関与しているため、(株)ほそいりの決算書上は、当該補助金は本社勘定の営業外収益に計上されている。そのため、割山森林公園の指定管理年次報告書（下記「(1)オ. 指定管理施設の収入・支出の状況」）には当該補助金収入は記載されていない。

エ. 指定管理者及び指定管理業務の概要

<p>指定管理者</p>	<p>株式会社ほそいり</p> <p>所在地： 富山市楡原 1176</p> <p>代表者： 代表取締役社長 谷井 政人</p> <p>事業概要： 温泉利用施設・宿泊施設・リゾート施設・スポーツ施設・公営施設の運営管理、飲食店の経営、観光用土産物の開発販売、農産物の加工販売など</p> <p>富山市との関係： 外郭団体（農地林務課 所管）</p>
<p>指定管理業務の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● キャンプ場、コテージ等の利用及びサービスの提供に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 施設とそれに付随する備品の利用申込の受付と貸出し ➢ 利用者が円滑に利用できるよう利用方法、注意事項の周知 ➢ 電話等の問い合わせへの対応 ➢ 貸出施設の清掃、ごみの後始末、寝具の取替等 ➢ 宿泊施設の常時の清掃 ● 飲食の提供業務 <ul style="list-style-type: none"> ➢ バーベキュー等での新鮮な食材の用意 ➢ 施設、設備の清掃と食中毒の予防

	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 食材、飲食メニューの充実と価格の明示 ➤ 地域食材の使用 ➤ 火気の取扱いや衛生面の注意 ● 売店商品の提供業務 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 賞味期限等への注意 ➤ 施設、設備の常時の清掃 ➤ 火気の取扱いや衛生面の注意 ● 施設の運営に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 利用者への臨時休業日、利用マナー、防犯防災等の周知 ➤ 施設、設備の常時の清掃 ● 施設、設備、駐車場の管理に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 常時の見回りを通じた適正な管理 ➤ 危険個所の利用者への周知や速やかな復旧 ➤ 敷地の除草、冬季における除雪 ➤ 各種設備の適正な管理 ● 利用料等の徴収に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 利用料の徴収、還付、減免の手続き ● 広報・PR 活動に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 施設の利用促進のための PR ➤ 市広報に掲載するための情報提供 ● その他業務 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 委託業務遂行に必要な人員の確保 ➤ 応接研修等による資質向上 ➤ パンフレットの作成、必要な修繕等の適宜実施 ➤ 富山市への報告書及び必要資料の作成 ➤ 地元、関係団体等との適正な関係の維持 ➤ 防犯防災の徹底と緊急時の避難誘導體制の整備 ➤ 条例にない料金について市との協議のうえ料金表を設定 ➤ 業務遂行における関係法令、条例等の順守 ➤ 機械の保守など専門的知見を要する業務の外部委託 ➤ 年度当初に年間事業計画を作成 ➤ 富山市と定期的な打ち合わせ会議の開催
指定管理期間	3 年間（平成 30 年度～令和 2 年度）
指定管理料	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用料金制であり、かつ利用料だけで施設管理費を賄っていたため、従来は指定管理料の支払いはなかった。 ● 令和 2 年度は、コロナ禍をうけて富山市の要請により 4 月 15 日～5 月 31 日まで当施設を休業したため、令和 2 年 10 月 22 日に基本協定書の一部変更協定書を締結し、休業期間に対応する減益

	見込額（前年同期比で休業期間に減少した売上高－減少した変動経費）だけ指定管理料を追加支出している。 単位：千円												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>変更後（税込）</td> <td></td> <td></td> <td>6,270</td> </tr> </tbody> </table>		H30	R1	R2	当初	-	-	-	変更後（税込）			6,270
	H30	R1	R2										
当初	-	-	-										
変更後（税込）			6,270										
選定方法	非公募												
施設利用料の帰属先	指定管理者（利用料金制）												
施設、設備、備品等の維持修繕に係る費用の負担関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 経年劣化によるもの、又は相手方が特定できない第三者の行為によるもののうち、原状回復に要する経費が以下の金額以下の場合、指定管理者がこれを負担する。 ● これを超えることが見込まれるときは、富山市と事前協議する。 単位：千円 <table border="1"> <thead> <tr> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500</td> <td>500</td> <td>500</td> </tr> </tbody> </table>	H30	R1	R2	500	500	500						
H30	R1	R2											
500	500	500											
協定書における途中解約時の違約金条項	無し ※令和3年度に締結された新たな基本協定書には、指定解除違約金条項が記載されている												
協定書における指定管理期間終了後の返金条項	指定管理料の支払いが無いため該当なし												
自主事業の内容	天湖森エリアトーナメント(ルアーフィッシング虹鱒釣り大会)、ハイシーズン料金、冬季料金の導入、こみこみプランの導入、冷凍串、海鮮串の販売												

オ. 指定管理施設の収入・支出の状況

単位：千円

	※	H28	H29	H30	R1	R2
施設利用料等収入	1	28,820	29,890	31,033	34,125	29,128
除雪委託料(富山市)	2	-	-	326	114	1,326
指定管理料(富山市)	3	-	-	-	-	5,700
a. 収入合計		28,820	29,890	31,359	34,239	36,154
売上原価	4	3,720	3,408	3,583	3,973	2,568
給与手当	5	6,941	6,669	6,900	6,684	6,907
賞与	5	2,037	2,138	2,182	2,341	1,580
雑給	5	4,440	5,456	4,784	5,264	5,936
法定福利費	5	1,645	1,866	1,798	1,745	1,706
福利厚生費		-	54	56	46	28

	※	H28	H29	H30	R1	R2
退職金共済掛金		428	445	474	480	480
減価償却費		358	191	368	102	100
リース料		1,065	1,389	-	-	-
修繕費		364	275	449	205	108
事務用品費		73	60	36	79	30
消耗品費		539	816	170	630	494
水道光熱費	6	1,964	2,158	2,360	2,325	1,982
旅費交通費		352	341	325	289	305
支払手数料		120	175	170	205	426
租税公課		14	20	11	13	10
広告宣伝費		410	505	292	337	200
保険料		51	75	13	13	13
通信費		271	246	234	172	133
諸会費		63	50	54	54	54
車両費		731	292	199	253	428
新聞図書費		34	34	34	34	34
保守契約料		231	204	204	203	200
施設作業外注費	7	926	892	2,542	2,657	2,287
雑費		13	5	66	2	21
b. 支出合計		26,856	27,773	27,311	28,116	26,039
c. 収支差額(a-b)		1,963	2,116	4,046	6,122	10,114
(富山市からの収入を除いた収支差額)		1,963	2,116	3,720	6,008	3,088

d. 予算額(収入-支出)		0	0	0	0	0
e. 予実差異(c-d)		1,963	2,116	4,046	6,122	10,114

<補足コメント>

※1 施設利用料等収入について

指定管理者は SNS を通じた PR 等に力をいれており、特に単価の高いキャンプ場やコテージ等の利用者が増えていたため、施設利用料等収入は増加傾向にあった。

なお、令和 2 年度は、コロナ禍で施設の利用者数が減少したため、施設利用料等収入も減少している。

※2 除雪委託料(富山市)について

割山森林公園に続く市道の除雪業務を受託しているものである。

令和 2 年度は記録的な大雪のため、委託料が増加している。

※3 指定管理料(富山市)について

当施設は、指定管理者の経営努力により施設利用料等収入で施設管理費が賄っていた

ため、指定管理料が発生していなかった。

なお、令和2年度は、コロナ禍をうけて富山市の要請により4月15日～5月31日まで当施設を休業したため、基本協定書の一部変更協定書を締結し、休業期間に対応する減益見込額（前年同期比で休業期間に減少した売上高－減少した変動経費）だけ指定管理料を追加受領している。

※4 売上原価について

令和2年度は、コロナ禍で施設の利用者数が減少したため、食材や商品の仕入れを抑えた結果、減少している。

※5 人件費について

指定管理者の従業員は、担当する施設ごとに紐付けで管理されており、当施設に紐づけられた従業員の人件費のみを計上している。なお、指定管理者は、本社人件費（本社業務を行う役員、従業員の人件費）や本社経費を当施設に配賦していない。

※6 水道光熱費について

令和2年度は、コロナ禍で4月15日～5月31日まで当施設を休業したため、発生額が減少している。

なお、当施設では高圧電力を使用しているが、令和1年度に北陸電力から高圧電力の値上げ通知が来た際に新電力に変更している。

※7 施設作業外注費について

令和2年度の主な内訳は、「寝具レンタル料1,500千円」である。令和2年度は、コロナ禍で4月15日～5月31日まで施設を休業したため、発生額が減少している。

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 施設のあり方や存在意義の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した当施設の概要や利用者数の状況等については、上記「(1) ア. 施設の概要」及び「(1) イ. 施設の利用料及び利用者数の状況」を参照のこと。

当施設は、平成9年に「豊かな自然と森林を休暇の有効利用空間として提供し、市民の生活改善、保健休養及び勤労意欲の増進に資するとともに、地域活性化の担い手である若者の定着と都市住民との交流による地域の発展と振興を図る」目的で建設されている。

なお、富山市は限られた財源の中で公共施設を適切に維持管理するため、公共施設マネジメントの取り組みを進めているが、当施設を含む旧細入村の観光施設については、積極的なPR、更なるサービスの充実、民間ノウハウの活用等を通じて利用者増を図っていく方針が明確になっている。特に、当施設は、令和3年度以降に大規模な再整備が予定されており、令和2年度において再整備基本構想の策定業務が外部委託されている。

また、当施設は、幹線道路近くにある広大なキャンプ施設であり、設立当初から富山市民に広く親しまれてきた。そのため、コロナ禍の影響を除くと利用者数は安定的に推移しており、指定管理者の経費削減努力も相まって、指定管理料収入無しで利益を計上できるようになっている。

富山市内に存在し、農林水産部が所管するキャンプ場やバーベキュー場の利用状況等は以下のとおりである。当施設は、利用料や利用者数の面で特段問題は認められない。

施設名称	設備名	使用料	施設利用者数(人)	
			R1	R2
猿倉山森林公園	キャンプ場	100 円	554	454
	バーベキュー場	100 円	265	223
割山森林公園	キャンプ場	2,530 円	1,335	1,094
	バーベキュー場	3,090 円	6,130	2,910
古洞の森自然活用村	バーベキュー場	2,200 円	10,340	2,507
八尾ゆめの森交流施設	バーベキュー場	1,050 円	774	158
牛岳オートキャンプ場	オートキャンプ場	4,720 円	3,174	2,682
21 世紀の森 杉ヶ平キャンプ場	キャンプ場	880 円	860	1,105

※：牛岳オートキャンプ場の利用者数は、バンガローとキャンプ場の合計である

※：杉ヶ平キャンプ場の利用者数は、コテージ、バンガロー、キャンプ場の合計である

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、施設のあり方や存在意義について、発見事項は識別されなかった。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

イ. 富山市の歳入・歳出の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した富山市の歳入・歳出の推移や内容等については、上記「(1)ウ. 富山市の歳入・歳出の状況」を参照のこと。

当施設は、利用料金制の指定管理施設であるが、指定管理者の経費削減努力等により、指定管理料無しで利益を計上できるようになっている。そのため、富山市の歳出は、修繕費や借上料など限定的なものとなっている。

なお、令和2年度は、割山森林公園天湖森再整備基本構想策定業務委託 16,434 千円を支出している。これは、令和3年度以降の割山森林公園再整備事業に係る基本構想策定のための調査費用であるが、入札の過程や業務結果の資料等を査閲した結果、重大な問題は認められなかった。

また、令和2年度は、コロナ禍を受けて指定管理料を追加支出しているが、指定管理料は「(2)ウ. 指定管理者の選定過程及び指定管理料の計算方法の検討結果」で検討する。

その他、令和2年度は、富山市職員の再任用に関する条例に基づき富山市の職員が(株)ほそいりに再任用されたため、その人件費相当を補助金として支出している。当該職員は、割山森林公園業務以外の本社業務（書類の作成、チェック、富山市や地元団体との各種調整等）にも広く関与しており、その稼働状況等に問題は認められなかった。一方で、従来から(株)ほそいりには富山市のOBが勤務していたが、これまで人件費相当の補助金を受領したことはない。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、富山市の歳入・歳出について、以下の発見事項が識別された。

② 発見事項

82【意見 No32】	高齢者再任用時の人件費補助金の支給基準
本庁対応	当該論点は、補助金支給の可否を最終的に判断する本庁部署（財政課など）において留意が必要である。そのため、「第2章 第2部 3. (2)ケ. 高齢者再任用時の人件費補助金の支給基準」で再掲する。
<p>富山市は、地方公務員法及び富山市職員の再任用に関する条例に基づき、定年退職者又はそれに準ずる者について再任用制度を運用している。当該制度で再任用された者が外郭団体で勤務する場合は、一般的に外郭団体の財政状態や経営成績を勘案して人件費補助金を交付するケースが多いが、外郭団体によっては補助金を交付しないケースもあり、補助金交付の判断基準が明確化されていない。</p> <p>再任用者が外郭団体で勤務する場合に、補助金の支給可否を判断するための考え方を内規等で明確化することが望まれる。</p>	

ウ. 指定管理者の選定過程及び指定管理料の計算方法の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した指定管理者の概要や指定管理料の計算方法等については、上記「(1)エ. 指定管理者及び指定管理業務の概要」を参照のこと。

現指定管理者が選定された際の指定管理候補者選定委員会資料を査閲したが、選定にあたっては「公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」や「富山市公の施設の指定管理者制度運用に関する指針」に則った事務手続き及び判断が行われていた。

当施設は、旧細入村が設立し、平成17年の市町村合併後に富山市の外郭団体となった(株)ほそいりが非公募で指定管理者に選定されている。

(株)ほそいりは、平成17年の市町村合併で細入村が無くなることを踏まえ、先人たちが築き上げた村の歴史を未来につなぐ目的で、旧細入村に存在する「楽今日館」、「割山森林公園天湖森」、「林林」を住民主体で運営するべく設立された。そのため、(株)ほそいりには、旧細入村の住民327人が27%程度出資しており、また、旧細入村の住民を正規職員や非正規職員として多く雇用している。このように、(株)ほそいりは、地域住民の強い公益意識によって設立され、施設の採算性や満足度向上を意識した管理運営を行っているため、結果として当施設は、指定管理料無しで利益を計上できるようになっている。そのため、当施設の指定管理者をあえて公募で選定すべき特段の理由は無いと考える。

その他、令和2年度は、コロナ禍をうけて富山市の要請により4月15日～5月31日まで当施設を休業したため、基本協定書の一部変更協定書を締結し、休業期間に対応する減益見込額（前年同期比で休業期間に減少した売上高－減少した変動経費）だけ指定管理料を追加支出している。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、指定管理者の選定過程及び指定管理料の計算方法について、以下の発見事項が識別された。

② 発見事項

83【意見 No27】	休業に伴う指定管理料追加支払額の計算方法
本庁対応	該当なし
富山市は、指定管理者に対して休業に伴う減益見込額を指定管理料として追加支払している	

る。当該支払額は、「前年同期比で休業期間に減少した売上高」から、「前年同期比で休業期間に減少した変動経費」を控除して計算しているが、その際、控除すべき変動経費として給与、施設外注費、水道光熱費のみを対象としており、食材売上原価等の変動性のある費用を含んでいない。

今後、もしも同様の支払が生じる場合は、減益見込額を補填するという制度趣旨に鑑み、控除する変動費用の範囲を慎重に検討することが望まれる。

エ. 指定管理者の業務結果の検討

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した指定管理施設の収入・支出の推移や内容等については、上記「(1)オ. 指定管理施設の収入・支出の状況」を参照のこと。

当施設の指定管理者である株ほそいりは、地域住民の強い公益意識によって設立され、施設の採算性や満足度向上を意識した管理運営を行っているため、結果として当施設は、指定管理料無しで利益を計上できるようになっている。また、経費の支出については、高圧電気料の削減（新電力への変更）など他の指定管理者の参考になるような事例も見受けられ、特段問題は認められなかった。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、指定管理業務について、発見事項は識別されなかった。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

オ. 公有財産の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。

当施設を視察した結果、緊急性を要する修繕箇所や重要な遊休部分は識別されず、施設の利用状況について重大な問題は識別されなかった。

一方で、財産管理の事務手続面においては、以下の発見事項が識別された。

② 発見事項

84 【指摘 No8】	富山市公有財産管理規則の見直し
本庁対応	当該論点は、富山市の公有財産管理を担当している本庁部署（管財課など）が対応すべき事項である。そのため、「第2章 第2部 3. (2)ウ. 公有財産管理規則の見直しと全庁周知」で再掲する。
<p>所管課に確認したところ、土地について公有財産台帳(様式第3号)を備え付けていなかった。</p> <p>富山市は、公有財産管理規則第53条で「財務部長は、公有財産台帳(様式第3号)を調整し、常に公有財産の状況を明らかにしておかなければならない」と規定しており、所管課は公有財産台帳の副本を備え付けることが求められている。この点、管財課に確認したところ、「現在は公有財産を公会計管理台帳システムで一元管理しており、公有財産管理規則に規定されている様式での保管は求めている」との回答があった。</p>	

このように、公有財産台帳の運用実態と関連規程が乖離していることから、公有財産管理規則を実態に合わせて見直す必要がある。

カ. 備品管理の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。

監査手続を実施した結果、ほぼ全ての往査施設で備品管理に関する類似の不備が発見された。当該不備は、主として関連規程の認識不足や備品管理のためのマンパワー不足により生じているものと考えられ、富山市全体として関連規程や備品管理体制を抜本的に見直す必要があると感じた。この点、富山市全体の課題は「第2章 監査結果の要約」に記載することとし、以下では、現状の規程等に照らして識別された当施設固有の発見事項のみを記載することとする。

当施設で監査を実施した結果、具体的に以下の発見事項が識別された。

② 発見事項

85【指摘 No1】	備品台帳への単価記載漏れ
本庁対応	多くの往査施設で類似の不備が発見された。そのため、「第2章 第2部 3. (2)ア. 備品管理の実効性向上のための体制見直し」で別途本庁部署(管財課)が対応すべき備品管理に係る指摘事項を識別する。
<p>現物実査の結果、備品台帳の単価欄に金額の記載がないものが散見された。所管課に確認したところ、「市町村合併で備品台帳を引き継いだ際に単価の引継ぎ漏れがあった」との回答を得た。</p> <p>所管課は、富山市物品管理規則第3条に基づき、取得価格が判明するものについては当該価格を、それ以外は評価価格を備品台帳に記載する必要がある。</p>	
86【指摘 No3】	標示票の貼付漏れ及び記載不備
本庁対応	多くの往査施設で類似の不備が発見された。そのため、「第2章 第2部 3. (2)ア. 備品管理の実効性向上のための体制見直し」で別途本庁部署(管財課)が対応すべき備品管理に係る指摘事項を識別する。
<p>現物実査の結果、標示票の貼付のない備品が散見された。また、標示票が貼付されている備品についても、旧細入村の標示票が貼付されたままになっているものが散見された。</p> <p>富山市は、物品管理規則第18条で「取得価格又は評価価格が5万円以上の備品には標示票をはらなければならない」と規定している。</p> <p>所管課は、物品管理規則に従って、現行の物品取扱要領に基づく類別番号・品目番号を記載した標示票を備品に貼付する必要がある。</p>	
87【指摘 No5】	備品要件を満たさない物品の備品台帳からの削除漏れ
本庁対応	多くの往査施設で類似の不備が発見された。そのため、「第2章 第2部 3. (2)ア. 備品管理の実効性向上のための体制見直し」で別途本庁部署(管財課)が対応すべき備品管理に係る指摘事項を識別する。
<p>現物実査の結果、取得価格や評価価格が明らかに少額であると考えられる物品が備品台帳に計上されていた。</p> <p>富山市は、物品管理規則第3条で「その性質及び計上を変えることなく2年以上にわたり使</p>	

用できる物品で取得価格又は評価価格が2万円以上のもの並びに美術・工芸品及び標本」を備品として定義している。

所管課は、現物実査を実施したうえで備品要件を満たさない物品を備品台帳から削除する必要がある。

キ. 現金管理の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

当施設は利用料金制の指定管理施設であり、富山市の現金の取り扱いが無く、「第4章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続の実施は省略した。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

4. 八尾パインパーク・八尾サンパーク

(1) 概要

ア. 施設の概要

施設名称	八尾パインパーク・八尾サンパーク	
事務事業名	山村振興広場管理費（パイン・サン）	
運営方式	指定管理施設（行政財産の公共用財産）	
所管部署	農業振興課	
所在地	<ul style="list-style-type: none"> ● パインパーク：富山市八尾町井田10番地2 ● サンパーク：富山市八尾町下乗嶺10番地1 	
関連条例等	富山市農村環境改善センター条例及び同条例施行規則	
条例に定める施設の設置目的	地域農業の構造改善、農業生産の中核的担い手育成及び農村環境の整備を図る	
条例に定める施設の事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 中核的担い手などの農業者の研修及び営農相談に関すること ● 農業について位の情報の収集及び伝達に関すること ● 農業者の体力づくり及び健康増進に関すること ● 市民の交流の場の提供及び施設の供用に関すること ● 上記に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業 	
施設の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● パインパーク（野球グラウンド、テニス場） ● サンパーク 	
土地の面積	<ul style="list-style-type: none"> ● パインパーク：77,396.00㎡ ● サンパーク：12,208.89㎡ 	
建物の建築年	パインパーク管理棟	昭和58年
	サンパーク管理棟	平成4年
	サンパークトイレ	平成12年
建物の構造	パインパーク管理棟	鉄筋コンクリート
	サンパーク管理棟	鉄骨造

	サンパークトイレ	鉄筋コンクリート	
建物の耐用年数	パインパーク管理棟	50年(令和2年度末で残存耐用年数13年)	
	サンパーク管理棟	38年(令和2年度末で残存耐用年数10年)	
	サンパークトイレ	38年(令和2年度末で残存耐用年数18年)	
建物の延床面積	パインパーク管理棟	109.75 m ²	
	サンパーク管理棟	66.60 m ²	
	サンパークトイレ	55.00 m ²	
建物の建設事業費	パインパーク管理棟	22,440千円	
	サンパーク管理棟	13,660千円	
	サンパークトイレ	23,814千円	
補助金情報	補助金名	交付年度	当初補助金額
	第3期山村振興等農林漁業対策事業補助金(パインパーク)	昭和58年	163,152千円
	第3期山村振興等農林漁業対策事業補助金(サンパーク)	平成4年	59,469千円
耐震基準	昭和56年6月施行の新耐震基準に適合		
避難所指定	富山市の避難所には指定されていない		
公共施設マネジメントの方針	利用者の意見に配慮しつつ、夜間使用の中止など運営方法の改善を行う ※「第1次富山市公共施設マネジメントアクションプラン(実行編)2018～2021」及びそれに基づく「地域別実行計画」より		
その他	特記事項なし		

イ. 施設の使用料及び利用者数の状況

単位：人

種別	条例に定める使用料上限	※	H28	H29	H30	R1	R2
パインパーク	夜間照明 5,240円	1.2	8,081	9,564	8,182	7,590	5,871
	全点灯3時間						
	夜間照明 2,620円						
サンパーク	減光点灯3時間	1.2	1,952	1,926	2,065	1,473	429
	夜間照明 2,090円						
	全点灯3時間						

<補足コメント>

※1 全体的な利用者数の推移について

パインパークは、グラウンドとテニスコートを有する広大な施設であり、設備も適宜更新されているため利用者が多い。一方で、サンパークはグラウンドだけで設備も十分更新されていないため、利用は近隣集落の運動会やゲートボール大会に限られている。

※2 令和2年度の利用者について

コロナ禍で運動会やイベントが控えられたため、全体的に利用者が減少している。

ウ. 富山市の歳入・歳出の状況

単位：千円

	※	H28	H29	H30	R1	R2
施設使用料	1	161	163	94	84	55
自販機設置料		-	-	-	-	-
電柱占用料		-	-	-	-	-
その他目的外使用料		-	-	-	3	3
目的外使用の実費負担		-	-	-	-	-
a. 歳入実績合計		161	163	94	87	58
委託料	2	6,315	6,315	6,315	6,374	6,432
補助金	3	787	787	787	787	787
b. 歳出実績合計		7,102	7,102	7,102	7,161	7,219
c. 歳入歳出差額(a-b)		▲6,941	▲6,939	▲7,008	▲7,074	▲7,161

d. 予算額(歳入-歳出)		▲6,897	▲6,995	▲6,942	▲6,998	▲7,125
e. 予実差異(c-d)		▲44	56	▲66	▲76	▲36

<補足コメント>

※1 施設使用料について

パインパークとサンパークは原則として使用料無料であるが、夜間に使用する場合のみ夜間照明使用料を徴収している。

※2 委託料について

指定管理者に対する指定管理料である。指定管理料は、消費税増税分だけ令和1年以降に増加している。

※3 補助金について

当施設では、施設管理に係る人件費（概ね1名分）を指定管理料ではなく補助金で支払っている。

エ. 指定管理者及び指定管理業務の概要

指定管理者	<p>株式会社 八尾サービス</p> <p>所在地： 富山市八尾町保内一丁目30番地の10</p> <p>代表者： 代表取締役社長 今本 雅祥</p> <p>事業概要： 公園緑地及び庭園の維持管理、スポーツ施設の維持管理 など</p> <p>富山市との関係： 富山市の外郭団体</p>
指定管理業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 夜間照明点灯、消灯業務 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 利用者より利用申込がある日の夜間照明の点灯、消灯 ● 芝生管理業務 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 芝刈り、施肥、除草剤散布、目土掛け ● 植樹帯除草業務施設の利用に関する窓口業務 ● 樹木管理業務

	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 生垣の刈り込み、施肥、除草、病虫害防除 ➤ 高木の剪定、枯木伐採、病虫害防除 ● 施設清掃業務 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 排水設備の集水桝と側溝の清掃 ➤ 便所の清掃と紙の補充 ➤ 敷地内巡視清掃 ● 夜間照明施設管理業務 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 夜間照明施設の調整点検、不要機器の交換 ➤ 電気事業法に基づく電気工作物の定期点検 ➤ 夜間照明施設の電気料の支払い ● 浄化槽管理業務 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 定期的な汲み取り ● 管理棟管理業務 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 適切な管理と電気料、水道料、電話料の支払い ● 施設補修修繕業務 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 公園灯ランプ等の日常管理で必要になる消耗品の交換 ➤ 1件当たり20万円以内の保守修繕 ➤ 市との協議で実施される緊急対応経費の執行 																																				
指定期間	5年間（平成28年度～令和2年度）																																				
指定管理料	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成28年に締結された基本協定書では、各年度の管理業務委託料は下記金額を限度とし、各年度の開始前に富山市と指定管理者が協議の上定める。 ● 消費税増税に伴って平成31年4月1日に「基本協定書の一部を変更する協定書」が締結され、令和1年度～令和2年度の指定管理料が増額されている。 <p style="text-align: center;">＜パインパーク＞ 単位：千円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初</td> <td>4,411</td> <td>4,411</td> <td>4,411</td> <td>4,411</td> <td>4,411</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> <td>4,451</td> <td>4,492</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">＜サンパーク＞ 単位：千円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初</td> <td>1,904</td> <td>1,904</td> <td>1,904</td> <td>1,904</td> <td>1,904</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> <td>1,921</td> <td>1,939</td> </tr> </tbody> </table>		H28	H29	H30	R1	R2	当初	4,411	4,411	4,411	4,411	4,411	変更後				4,451	4,492		H28	H29	H30	R1	R2	当初	1,904	1,904	1,904	1,904	1,904	変更後				1,921	1,939
	H28	H29	H30	R1	R2																																
当初	4,411	4,411	4,411	4,411	4,411																																
変更後				4,451	4,492																																
	H28	H29	H30	R1	R2																																
当初	1,904	1,904	1,904	1,904	1,904																																
変更後				1,921	1,939																																
選定方法	公募（公募数2社）																																				
施設使用料の帰属先	富山市（使用料制）																																				
施設、設備、備品等の維持修繕に係る費用の負担関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 経年劣化によるもの、又は相手方が特定できない第三者の行為によるもののうち、原状回復に要する経費が1件当たり20万円以下で、かつ、年度合計額が以下の金額以下の場合、指定管理者 																																				

	<p>がこれを負担する。</p> <ul style="list-style-type: none"> これを超えることが見込まれるときは、富山市と事前協議する。 <p><パインパーク> 単位：千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table> <p><サンパーク> 単位：千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table>	H28	H29	H30	R1	R2	200	200	200	200	200	H28	H29	H30	R1	R2	200	200	200	200	200
H28	H29	H30	R1	R2																	
200	200	200	200	200																	
H28	H29	H30	R1	R2																	
200	200	200	200	200																	
協定書における途中解約時の違約金条項	<p>無し</p> <p>※令和3年度に締結された新たな基本協定書には、指定解除違約金条項が記載されている</p>																				
協定書における指定管理期間終了後の返金条項	有り																				
自主事業の内容	自主事業無し																				

オ. 指定管理施設の収入・支出の状況

① パインパーク

単位：千円

	※	H28	H29	H30	R1	R2
指定管理料(富山市)	1	4,411	4,411	4,411	4,451	4,492
受取補助金(富山市)	1	362	362	362	362	362
a. 収入合計		4,773	4,773	4,773	4,813	4,854
人件費	2	362	362	362	362	362
消耗品費		35	59	13	82	79
燃料費		6	6	7	13	22
水道光熱費	3	2,379	2,680	2,322	1,722	816
修繕費	4	447	186	427	307	1,100
通信運搬費		28	27	27	27	27
支払手数料		9	0	25	0	2
委託費	5	1,121	1,086	1,009	1,028	1,016
賃借料	6	-	-	-	577	822
原材料費		-	0	28	32	31
公課費		1	0	0	0	-
備品		84	53	-	264	435
消費税		330	328	308	365	435
b. 支出合計		4,804	4,792	4,532	4,785	5,152
c. 収支差額(a-b)		▲31	▲19	241	28	▲297

	※	H28	H29	H30	R1	R2
(富山市からの収入を除いた収支差額)		▲4,804	▲4,792	▲4,532	▲4,785	▲5,152

d. 予算額(収入-支出)		▲40	▲48	▲68	▲309	▲297
e. 予実差異(c-d)		9	29	309	337	0

<補足コメント>

※1 指定管理料(富山市)及び受取補助金(富山市)について

内容は、上記「(1)ウ. 富山市の歳入・歳出の状況」の※2、※3及び「(1)エ. 指定管理者及び指定管理業務の概要」を参照のこと。

※2 人件費について

令和2年度の主な内訳は、総務人件費179千円(=15千円×12月)、1名分の賃金96千円/年及び法定福利費12千円/年、2名分の夜間照明対応のための報償費73千円である。

※3 水道光熱費について

大部分を占める高圧電気料について、令和1年度から相見積もりを取得し新電力に変更した結果、電気料が減少している。なお、令和2年度はコロナ禍で施設の利用が減少したことも相まって、電気料がより一層減少している。

※4 修繕費について

令和2年度の主な内訳は、「キュービクル式高圧受電設備修繕876千円」である。

※5 委託料について

令和2年度の主な内訳は、「電気保安委託業務123千円」、富山市シルバー人材センターに対する「公園整備委託業務457千円」である。

※6 賃借料について

作業員の高齢化が進み斜面の草刈り作業に危険があるため、令和1年度以降、ラジコン草刈機(120千円)、ブームスプレーヤ(504千円/年)等のリースを実施している。また、冬場の除雪のためタイヤショベルのリース(198千円/年)も実施した。

② サンパーク

単位：千円

	※	H28	H29	H30	R1	R2
指定管理料(富山市)	1	1,904	1,904	1,904	1,921	1,939
受取補助金(富山市)	1	425	425	425	425	425
電気料等実費収入	2	60	60	-	-	-
a. 収入合計		2,389	2,389	2,329	2,346	2,364
人件費	3	425	425	425	425	425
消耗品費		3	-	0	99	12
燃料費		-	-	-	-	7
水道光熱費	4	258	232	264	289	225

	※	H28	H29	H30	R1	R2
修繕費	5	523	782	95	322	261
通信運搬費		28	28	28	28	28
支払手数料		8	8	8	8	8
委託費	6	878	703	829	944	1,065
賃借料		-	-	466	111	-
原材料費		-	-	-	4	-
公課費		1	0	0	-	-
備品		84	53	-	53	171
消費税		142	144	135	158	178
b. 支出合計		2,353	2,378	2,255	2,446	2,384
c. 収支差額 (a-b)		36	11	74	▲100	▲20
(富山市からの収入を除いた収支差額)		▲2,293	▲2,318	▲2,255	▲2,446	▲2,384

d. 予算額 (収入-支出)		0	▲35	▲170	▲180	▲20
e. 予実差異 (c-d)		36	46	244	80	0

<補足コメント>

※1 指定管理料(富山市)及び受取補助金(富山市)について

内容は、上記「(1)ウ. 富山市の歳入・歳出の状況」の※2、※3及び「(1)エ. 指定管理者及び指定管理業務の概要」を参照のこと。

※2 電気料等実費収入について

平成30年以降は、利用者減少により自販機を撤去したため収入が無くなっている。

※3 人件費について

令和2年度の主な内訳は、総務人件費179千円(=15千円×12月)、1名分の賃金187千円/年及び法定福利費25千円/年、1名分の夜間照明対応のための報償費33千円である。

総務人件費はパインパークと同額だが、賃金は、職員が現地に管理に行く頻度が多いことから、パインパークの2倍になっている。

※4 水道光熱費について

当施設の電気料はパインパークと比較すると少額になっている。これは、パインパークは夜間利用者が多く高圧電力契約であるのに対して、当施設は夜間利用者が少なく低圧電力契約になっていること、また、年間の電力使用量がパインパーク9,004kwhに対して当施設4,088kwhと半分程度であることによる。

※5 修繕費について

令和2年度の主な内訳は、「漏水修理80千円」、「外灯照明取替55千円」、「トイレ換気扇修理38千円」等である。

※6 委託料について



イ. 富山市の歳入・歳出の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した富山市の歳入・歳出の推移や内容等については、上記「(1)ウ. 富山市の歳入・歳出の状況」を参照のこと。

当施設の歳入は、夜間電灯の使用料のみである

富山市の歳出は、指定管理料と指定管理者の人件費に係る補助金のみである。指定管理料や補助金は、下記「(2)ウ. 指定管理者の選定過程及び指定管理料の計算方法の検討結果」で検討する。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、富山市の歳入・歳出について、発見事項は識別されなかった。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

ウ. 指定管理者の選定過程及び指定管理料の計算方法の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した指定管理者の概要や指定管理料の計算方法等については、上記「(1)エ. 指定管理者及び指定管理業務の概要」を参照のこと。

当施設は、旧八尾町が設立し、平成17年の市町村合併後に富山市の外郭団体となった㈱八尾サービスが指定管理者に選定されている。指定管理者の選定にあたっては公募を実施し、2社が応募したが、施設管理コストや過去の業務実績等を踏まえて㈱八尾サービスが選定されている。

現指定管理者が選定された際の指定管理候補者選定委員会資料を査閲したが、選定にあたっては「公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」や「富山市公の施設の指定管理者制度運用に関する指針」に則った事務手続き及び判断が行われていた。

一方で、富山市は、外郭団体を指定管理者とする場合に指定管理基本協定書で指定管理料返金条項を設けてしているが、これは指定管理者の改善意欲を削ぐ可能性が認識された。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、指定管理者の選定過程及び指定管理料の計算方法について、以下の発見事項が識別された。

② 発見事項

89【意見 No30】	指定管理料返金制度の見直し
本庁対応	当該論点は、指定管理制度の見直し等を推進している本庁部署（行政経営課など）において留意が必要である。そのため、「第2章 第2部 3. (2) キ. 指定管理料返金制度の見直し」で再掲する。
<p>富山市は、外郭団体を指定管理者とする場合は、基本協定書に指定管理料返還条項（指定管理料合計額が指定管理期間の施設管理費合計額を上回る場合は、当該差額を返還する条項）を設定している。一方で、当該条項があると、指定管理者は経営努力で施設管理費を削減しても差額を返金しないといけなくなるため、経費削減のモチベーションが低下してしまう恐れがある。また、指定管理料が余りそうな場合は施設管理費を過大支出する誘因にもなりかねない。</p> <p>当該条項は、指定管理制度が始まったときに外郭団体の無駄な支出を抑える目的で導入されたものであり、一定の成果があったものと思慮するが、一方で、上記のような副作用もあるため、条項の必要性や計算式（差額の1/2だけ返金する等）を再検討することが望まれる。</p> <p>なお、指定管理料を削減するためには、所管課が施設管理費の内容を継続的にモニタリングし、指定管理者と協議しながら施設管理費を必要十分な水準まで削減する必要がある。具体的には、所管課は、指定管理者と意見交換しながら年次報告書の計算チェックを行うとともに、金額的に多額で内容や必要性が曖昧になりやすい人件費、修繕費、委託費、消費税等の内容を精査することが望まれる。特に、人件費は、金額的に重要であるにも関わらず実態が見えにくい科目であるため、人員数、作業時間、時間単価、本社管理費や共通人件費の配賦方法等を精査することが望まれる。</p> <p>また、所管課がこれらの検討を一定の水準で継続的に行えるようにするため、本庁主導で上記のような論点を整理した決算チェックリストを整備運用することが考えられる。所管課だけではマンパワーや知見が足りない場合は、外部専門家に調査を依頼することも考えられる。</p>	

エ. 指定管理業務の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した指定管理施設の収入・支出の推移や内容等については、上記「(1)オ. 指定管理施設の収入・支出の状況」を参照のこと。

指定管理者は、指定管理基本協定書に則って管理業務を実施している。また、指定管理者は、施設の主要な経費である電力料を新電力に変更することで削減するなど、経費削減努力も続けており、明らかに過大な支出は認められなかった。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、指定管理業務について、発見事項は識別されなかった。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

オ. 公有財産の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。

サンパークについて利用状況の観点から識別された問題点については、「(2)ア. 施設のあり方や存在意義の検討結果」の記載を参照されたい。パインパークについては、緊急性を要する修繕箇所や重要な遊休部分は識別されず、施設の利用状況について重大な問題は識別されなかった。

一方で、財産管理の事務手続面においては、以下の発見事項が識別された。

② 発見事項

90【指摘 No8】	富山市公有財産管理規則の見直し
本庁対応	当該論点は、富山市の公有財産管理を担当している本庁部署（管財課など）が対応すべき事項である。そのため、「第2章 第2部 3. (2)ウ. 公有財産管理規則の見直しと全庁周知」で再掲する。
<p>所管課に確認したところ、土地について公有財産台帳(様式第3号)を備え付けていなかった。</p> <p>富山市は、公有財産管理規則第53条で「財務部長は、公有財産台帳(様式第3号)を調整し、常に公有財産の状況を明らかにしておかなければならない」と規定しており、所管課は公有財産台帳の副本を備え付けることが求められている。この点、管財課に確認したところ、「現在は公有財産を公会計管理台帳システムで一元管理しており、公有財産管理規則に規定されている様式での保管は求めている」との回答があった。</p> <p>このように、公有財産台帳の運用実態と関連規程が乖離していることから、公有財産管理規則を実態に合わせて見直す必要がある。</p>	

カ. 備品管理の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。

監査手続を実施した結果、ほぼ全ての往査施設で備品管理に関する類似の不備が発見された。当該不備は、主として関連規程の認識不足や備品管理のためのマンパワー不足により生じているものと考えられ、富山市全体として関連規程や備品管理体制を抜本的に見直す必要があると感じた。この点、富山市全体の課題は「第2章 監査結果の要約」に記載することとし、以下では、現状の規程等に照らして識別された当施設固有の発見事項のみを記載することとする。

当施設で監査を実施した結果、具体的に以下の発見事項が識別された。

② 発見事項

91【指摘 No1】	備品台帳への単価記載漏れ
本庁対応	多くの往査施設で類似の不備が発見された。そのため、「第2章 第2部 3. (2)ア. 備品管理の実効性向上のための体制見直し」で別途本庁部署（管財課）が対応すべき備品管理に係る指摘事項を識別する。
<p>現物実査の結果、備品台帳の単価欄に金額の記載がないものが散見された。所管課に確認したところ、「市町村合併で備品台帳を引き継いだ際に単価の引継ぎ漏れがあった」との回答を得た。</p> <p>所管課は、富山市物品管理規則第3条に基づき、取得価格が判明するものについては当該価格を、それ以外は評価価格を備品台帳に記載する必要がある。</p>	
92【指摘 No2】	備品台帳の数量と現物数量との不一致

本庁対応	多くの往査施設で類似の不備が発見された。そのため、「第2章 第2部 3.(2)ア. 備品管理の実効性向上のための体制見直し」で別途本庁部署(管財課)が対応すべき備品管理に係る指摘事項を識別する。
<p>現物実査の結果、台帳数量と現物数量とが一致していない備品が複数発見された。また、現物が存在するが台帳に計上されていない備品が2件発見された。所管課に確認したところ、「市町村合併時に旧町村の備品台帳を現物実査することなく引き継ぎ、それ以降は年度中の受払いのみを反映して備品台帳及び物品現在高調書を作成している」との回答を得た。</p> <p>富山市は、物品管理規則第27条で「毎会計年度末における備品の現在高等について物品現在高調書を作成すること」と規定している。</p> <p>受払いの反映のみでは備品の現在高を正確に把握できないため、所管課は、每期備品の現物実査を実施し、備品台帳や物品現在高調書を実態と整合させる必要がある。</p>	
93【指摘 No3】	標示票の貼付漏れ及び記載不備
本庁対応	多くの往査施設で類似の不備が発見された。そのため、「第2章 第2部 3.(2)ア. 備品管理の実効性向上のための体制見直し」で別途本庁部署(管財課)が対応すべき備品管理に係る指摘事項を識別する。
<p>現物実査の結果、標示票の貼付のない備品が散見された。また、標示票が貼付されている備品についても、改正前物品取扱要領に基づく類別番号・品目番号が記載されており、現行の類別番号・品目番号が記載されていないものが散見された。</p> <p>富山市は、物品管理規則第18条で「取得価格又は評価価格が5万円以上の備品には標示票をはらなければならない」と規定している。</p> <p>所管課は、物品管理規則に従って、現行の物品取扱要領に基づく類別番号・品目番号を記載した標示票を備品に貼付する必要がある。</p>	
94【指摘 No4】	遊休備品の処分漏れ
本庁対応	多くの往査施設で類似の不備が発見された。そのため、「第2章 第2部 3.(2)ア. 備品管理の実効性向上のための体制見直し」で別途本庁部署(管財課)が対応すべき備品管理に係る指摘事項を識別する。
<p>現物実査の結果、電話機(サンパーク)やベンチ(パインパーク)等遊休状態で今後の利用見込みもない備品が確認された。</p> <p>富山市は、物品管理規則第22条で「物品管理者は、その管理に属する物品のうち使用することができないもの又は使用の必要なくなったものについて、不用の決定をしなければならない」と規定するとともに、物品管理規則第23条又は第24条で不用決定処理を実施した後の売却又は棄焼却手続を規定している。</p> <p>所管課は、当該備品を使用する可能性が無いのであれば、物品管理規則に従って当該備品を必要とする部署へ管理換えを行うか、もしくは不用決定処理を行ったうえで売却処分又は棄焼却処分を行う必要がある。</p>	
95【指摘 No5】	備品要件を満たさない物品の備品台帳からの削除漏れ
本庁対応	多くの往査施設で類似の不備が発見された。そのため、「第2章 第2部 3.(2)ア. 備品管理の実効性向上のための体制見直し」で別途本庁部署(管財課)が対応すべき備品管理に係る指摘事項を識別する。

	財課) に対応すべき備品管理に係る指摘事項を識別する。
	<p>現物実査の結果、取得価格や評価価格が明らかに少額であると考えられる物品が備品台帳に計上されていた。</p> <p>富山市は、物品管理規則第3条で「その性質及び計上を変えることなく2年以上にわたり使用できる物品で取得価格又は評価価格が2万円以上のもの並びに美術・工芸品及び標本」を備品として定義している。</p> <p>所管課は、現物実査を実施したうえで備品要件を満たさない物品を備品台帳から削除する必要がある。</p>
96【意見 No34】	本来あるべき場所での備品の保管
本庁対応	多くの往査施設で類似の不備が発見された。そのため、「第2章 第2部 3.(2)ア. 備品管理の実効性向上のための体制見直し」で別途本庁部署(管財課) に対応すべき備品管理に係る指摘事項を識別する。
	<p>現物実査の結果、サンパーク管理棟内に、農業振興課の備品ではないが、旧八尾町の標示票が貼付けられている放送設備が確認された。農業振興課によれば、住民運動会時に公民館から持ち出されたままとなっている教育委員会所管の備品ではないかとのことであった。</p> <p>富山市は、物品管理規則第16条で「物品出納員等は、物品を随時点検し、常に良好な状態において保管しなければならない」と規定している。</p> <p>物品出納員等が備品を随時点検できるようにするため、当該備品の所管課を確認し、備品を本来あるべき場所に戻すことが望まれる。</p>

キ. 現金管理の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

当施設は、富山市の現金の取り扱いが無く、「第4章 第1部 1.(2)」に記載の監査手続の実施は省略した。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

5. 八尾ゆめの森交流施設

(1) 概要

ア. 施設の概要

施設名称	八尾ゆめの森交流施設
事務事業名	八尾ゆめの森管理費
運営方式	指定管理施設(行政財産の公共用財産)
所管部署	農業振興課
所在地	富山市八尾町下笹原 678 番地 1
関連条例等	富山市八尾ゆめの森交流施設条例及び同条例施行規則
条例に定める施設の設置目的	都市と農村の交流を推進することにより、特産物の販路拡大及び就業所得機会の創出を図り、もって地域農業の振興と地域の活性化に寄与する

<p>条例に定める施設の事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市と農村の交流の場の提供に関する事 ● グリーンツーリズムの推進に関する事 ● 地域資源及び特産物の情報の提供に関する事 ● 自然、文化、歴史探訪等の情報の提供に関する事 ● 地域住民の健康増進、交流促進の場の提供に関する事 ● 農業体験の場の提供に関する事 ● 自然環境知識の習得に関する事 ● 上記に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業 								
<p>施設の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 八尾ゆめの森ゆうゆう館 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 総合交流促進施設（宿泊室、食堂、ふれあい交流室、特産物販売コーナー） ➤ 健康増進施設（浴室、休憩室、リラックスルーム） ➤ 中山間地活性化施設（多目的ホール、会議室、体験実習室） ● 八尾ゆめの森体験農園 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 野菜農園 ➤ 温室ハウス ➤ 休憩棟 ● 八尾ゆめの森こども元気村 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 体験工房 ➤ 子供交流広場 ➤ わんぱくグレンデ ➤ バーベキュー広場 ➤ 成長の森 ➤ 果樹の森 ➤ モグラの道 								
<p>土地の面積</p>	<p>85,867.77 m²</p>								
<p>建物の建築年</p>	<p><当施設の主な建物></p> <table border="0"> <tr> <td>総合交流促進施設及び健康増進施設</td> <td>平成 11 年</td> </tr> <tr> <td>中山間地域活性化施設</td> <td>平成 11 年</td> </tr> <tr> <td>体験農園休憩所</td> <td>平成 11 年</td> </tr> <tr> <td>こども元気村体験工房</td> <td>平成 12 年</td> </tr> </table>	総合交流促進施設及び健康増進施設	平成 11 年	中山間地域活性化施設	平成 11 年	体験農園休憩所	平成 11 年	こども元気村体験工房	平成 12 年
総合交流促進施設及び健康増進施設	平成 11 年								
中山間地域活性化施設	平成 11 年								
体験農園休憩所	平成 11 年								
こども元気村体験工房	平成 12 年								
<p>建物の構造</p>	<p><当施設の主な建物></p> <table border="0"> <tr> <td>総合交流促進施設及び健康増進施設</td> <td>鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>中山間地域活性化施設</td> <td>鉄筋コンクリート</td> </tr> <tr> <td>体験農園休憩所</td> <td>木造</td> </tr> <tr> <td>こども元気村体験工房</td> <td>木造</td> </tr> </table>	総合交流促進施設及び健康増進施設	鉄筋コンクリート	中山間地域活性化施設	鉄筋コンクリート	体験農園休憩所	木造	こども元気村体験工房	木造
総合交流促進施設及び健康増進施設	鉄筋コンクリート								
中山間地域活性化施設	鉄筋コンクリート								
体験農園休憩所	木造								
こども元気村体験工房	木造								

建物の耐用年数	<当施設の主な建物> 総合交流促進施設及び健康増進施設 47年(令和2年度末で残存耐用年数26年) 中山間地域活性化施設 38年(令和2年度末で残存耐用年数17年) 体験農園休憩所 24年(令和2年度末で残存耐用年数3年) こども元気村体験工房 15年(令和2年度末で残存耐用年数0年)		
建物の延床面積	<当施設の主な建物> 総合交流促進施設及び健康増進施設 3,188.68㎡ 中山間地域活性化施設 603.75㎡ 体験農園休憩所 109.30㎡ こども元気村体験工房 178.93㎡		
建物の建設事業費	<当施設の主な建物> 総合交流促進施設及び健康増進施設 990,800千円 中山間地域活性化施設 262,500千円 体験農園休憩所 70,000千円 こども元気村体験工房 344,000千円		
補助金情報	補助金名	交付年度	当初補助金額
	山村振興等農林漁業特別対策事業補助金	平成11年	240,000千円
耐震基準	昭和56年6月施行の新耐震基準に適合		
避難所指定	中山間地活性化施設が富山市の第1次避難所に指定されている		
公共施設マネジメントの方針	経営改善に努め、改善が見込まれない場合は、廃止や民間事業者への譲渡を検討する ※「第1次富山市公共施設マネジメントアクションプラン(実行編)2018~2021」及びそれに基づく「地域別実行計画」より		
その他	特記事項なし		

イ. 施設の利用率及び利用者数の状況

単位：人

種別	条例に定める利用料上限	※	H28	H29	H30	R1	R2
ゆうゆう館総合交流促進施設	<宿泊>						
	1人1泊(和室)	6,600円					
	1人1泊(洋室)	7,700円					
	日帰り(和・洋)	6,600円	2	9,231	8,920	9,919	8,812
	※8月20日~9月3日は上記料金の100%相当を加算する						
	※土曜日、休日の前日、8月10日						

種別	条例に定める利用料上限	※	H28	H29	H30	R1	R2	
	～15日、12月28日～1月3日は 上記料金の30%相当を加算する							
	<個室> 条例に利用料の定めなし	2	304	296	367	398	124	
	<食堂> 条例に利用料の定めなし	2	12,749	12,482	14,280	13,067	6,426	
	<ふれあい交流室> 条例に利用料の定めなし	2	5,984	5,446	5,571	5,702	606	
	<特産物販売コーナー> 条例に利用料の定めなし	2	5,411	4,864	5,580	5,478	1,970	
ゆうゆう館 健康増進施設	<浴室> 1人1回 730円 (入湯税除く)	1.2	90,031	85,913	87,058	84,848	47,903	
	<物販スペース> 条例に利用料の定めなし	2	8,889	8,183	8,672	9,031	2,609	
中山間 地活性化施設	<多目的ホール> 9:00～12:00 3,300円 13:00～17:00 4,940円 18:00～22:00 6,600円 9:00～17:00 8,800円 13:00～22:00 12,050円 9:00～22:00 15,400円	2	2,075	1,606	1,470	1,413	358	
	<会議室> 9:00～12:00 1,100円 13:00～17:00 1,640円 18:00～22:00 2,200円 9:00～17:00 3,300円 13:00～22:00 4,400円 9:00～22:00 5,500円	2	1,345	835	1,028	847	39	
	<体験実習室> 9:00～12:00 1,100円 13:00～17:00 1,640円 18:00～22:00 2,200円 9:00～17:00 3,300円 13:00～22:00 4,400円 9:00～22:00 5,500円	2	2,772	3,004	2,820	3,380	1,396	
	体験農	条例に利用料の定めなし	2	1,947	1,019	1,444	1,456	508

種別	条例に定める利用料上限	※	H28	H29	H30	R1	R2
園							
こども 元気村	<体験工房> 条例に利用料の定めなし	2	569	595	257	268	196
	<野外体験教室> 条例に利用料の定めなし	2	489	477	485	542	388
	<バーベキュー施設> 一式1回 1,050円	2	1,029	1,220	937	774	158
	<わんぱくグレンデ> 条例に利用料の定めなし	2	1,538	1,308	1,084	832	505
合計			144,363	136,168	140,972	136,848	67,556

<補足コメント>

※1 入浴料について

条例の入浴料は上限 730 円であるが、富山市と指定管理者は、富山市八尾ゆめの森交流施設条例第 9 条に基づき、指定管理者の申請により市が承認した大人 650 円、子供 330 円を利用料としている。

なお、高齢者は、富山市福祉保健部長寿福祉課が浴場利用に関する契約書に基づき発行する「入浴助成券」を提出すると 1 人 1 回 160 円で利用できる。通常の利用料との差額は、後日纏めて長寿福祉課から指定管理者に補填される。

その他、指定管理者は、上記利用料とは別に「820 企画（毎月 8 と 2 と 0 のつく日に回数券を購入した場合、1 枚無料券を進呈）」などの入浴イベントを実施しているが、利用料の減免申請等は実施していない。

※2 利用者数の推移について

一般消費者向けの娯楽施設であり、民間の類似施設と同様に経年で集客力が弱まっていく傾向にある。

なお、令和 2 年度は、コロナ禍で外出が控えられたため、全体的に利用者が減少している。

ウ. 富山市の歳入・歳出の状況

単位：千円

	※	H28	H29	H30	R1	R2
施設利用料	1	-	-	-	-	-
自販機設置料		-	-	-	-	-
電柱占用料		5	5	5	5	6
その他目的外使用料		33	33	38	38	35
目的外使用の実費負担		-	-	-	-	-
a. 歳入実績合計		38	38	43	43	41
委託料	2	28,574	28,322	28,617	26,629	52,873
機械器具費	3	2,398	2,268	-	2,862	-

	※	H28	H29	H30	R1	R2
補助金	4	990	990	990	990	990
貸付金	5			-	-	55,000
b. 歳出実績合計		31,962	31,580	29,607	30,481	108,863
c. 歳入歳出差額(a-b)		▲31,924	▲31,542	▲29,564	▲30,438	▲108,822
(貸付金を除く歳入歳 出差額)		▲31,924	▲31,542	▲29,564	▲30,438	▲53,822

d. 予算額(歳入-歳出)		▲31,929	▲34,466	▲28,996	▲31,018	▲34,279
e. 予実差異(c-d)		5	2,924	▲568	580	▲74,543

<補足コメント>

※1 施設利用料について

当施設は、利用料金制の指定管理施設であり、富山市の施設利用料収入は無い。

※2 委託料について

主な内訳は、指定管理料である。

令和2年度は、コロナ禍をうけて富山市の要請により4月16日～5月31日まで当施設を休業したため、基本協定書の一部変更協定書を締結し、休業期間に対応する減益見込額（前年同期比で休業期間に減少した売上高－減少した変動経費）だけ指定管理料を追加支出している。

※3 機械器具費について

主な内訳は、温泉ポンプの修繕費である。開業後、相応の期間が経過しているため、温泉ポンプの故障が定期的発生している。なお、基本協定書では修繕費は年度累計6,000千円まで指定管理者が負担することになっているが、温泉ポンプは温泉施設を運営するうえで最も重要な機械であることから、その修繕も富山市が実施している。

※4 補助金について

当施設は、顧客満足度向上や経費削減のため外部のコンサルタントに指導を受けているが、コンサルタント料相当額を補助金として交付している。なお、当該指導の効果もあり、当施設は公共の宿としては顧客満足度が高くなっている。

※5 貸付金について

令和2年度は、コロナ禍により施設利用者が急減したため、指定管理者の資金繰り不安を解消するべく以下の内容で貸し付けを実行している。なお、当該貸付金は令和3年3月31日にいったん回収し、令和3年4月30日に期間1年間で再度実行している。

貸付金額：55,000千円 貸付期間：令和3年2月18日～3月31日

金利：0.1% 担保保証：無し

エ. 指定管理者及び指定管理業務の概要

指定管理者	株式会社 八尾サービス 所在地： 富山市八尾町保内一丁目30番地の10 代表者： 代表取締役社長 今本 雅祥
-------	--

	<p>事業概要： 公園緑地及び庭園の維持管理、スポーツ施設の維持管理 など</p> <p>富山市との関係： 富山市の外郭団体</p>
<p>指定管理業務の概要</p>	<p><八尾ゆめの森交流施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 施設の利用許可、受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 宿泊、入浴、食事、体験教室の受付 ➢ 回数券の発行 ● 料金設定及び収受に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 利用料の徴収 ➢ 条例に基づき市長の承認を得て利用料を設定するとともに利用者に周知 ● 施設の利用に関する窓口業務 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 窓口対応、館内案内、八尾地域内の施設の案内 ➢ 各種問い合わせへの対応 ➢ 要望や苦情、トラブル等への対応 ● 宿泊提供に関する業務 ● 入浴提供に関する業務 ● 特産物等販売管理に関する業務 ● 食事提供に関する業務 ● 体験教室等運営に関する業務 ● 広報に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 施設利用促進のための宣伝活動 ● 温泉水水質検査及び温泉水薬品投入業務 ● 給湯設備保守点検業務 ● 給水設備保守点検業務 ● 空調設備保守点検業務 ● 消防設備保守点検業務 ● 地下タンク保守点検業務 ● 遠隔監視設備保守点検業務 ● エレベーター保守点検業務 ● 自動扉保守点検業務 ● 受変電設備保守点検業務 ● 排煙装置保守点検業務 ● 排水設備保守点検業務 ● 館内パブリック部分の掃除業務 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 毎日の清掃と月 1 回のワックスがけ ● 浴室清掃業務 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 毎日の浴室清掃、週 1 回の浴槽清掃

	<ul style="list-style-type: none"> ● 宿泊室清掃 ● 施設周辺の除草、施肥、剪定、病虫害防除業務 ● 駐車場管理業務 ● 源泉井戸管理業務 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 源泉ポンプ管理、記録用紙の点検等 ➢ 源泉ポンプ保守点検業務の専門業者への委託 ● 夜間警備業務 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 夜間は宿直者を配し周辺の警備を実施 ● 施設補修修繕業務 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 室内電球等の日常管理で必要になる消耗品の交換 ➢ 1件当たり50万円以内の保守修繕 ➢ 市との協議で実施される緊急対応経費の執行 <p><中山間地活性化施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 施設の利用許可、受付に関する業務 ● 料金設定及び収受に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 利用料の徴収 ➢ 条例に基づき市長の承認を得て利用料を設定するとともに利用者に周知 ● 施設の利用に関する窓口業務 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 窓口対応、館内案内、八尾地域内の施設の案内 ➢ 各種問い合わせへの対応 ➢ 要望や苦情、トラブル等への対応 ● 冷温水発生器保守点検業務 ● エアハンドリングユニット保守点検業務 ● ファンコイルユニット保守点検業務 ● 消防設備保守点検業務 ● 自動扉保守点検業務 ● 受変電設備保守点検業務 ● 館内掃除業務 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 定期的な清掃とワックスがけ ● 施設周辺の除草、施肥、剪定、病虫害防除業務 ● 施設補修修繕業務 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 室内電球等の日常管理で必要になる消耗品の交換 ➢ 1件当たり50万円以内の保守修繕 ➢ 市との協議で実施される緊急対応経費の執行 <p><八尾ゆめの森体験農園></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 施設の利用許可、受付に関する業務 ● 施設の利用に関する窓口業務
--	--

	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 窓口対応、館内案内、八尾地域内の施設の案内 ➤ 各種問い合わせへの対応 ➤ 要望や苦情、トラブル等への対応 ● 農業体験教室の運営に関する業務 ● 広報に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 施設利用促進のための宣伝活動 ● 受変電設備保守点検業務 ● 農業体験用農産物の栽培（播種・除草・施肥・収穫等） ● 施設内清掃及び除草業務 ● 施設周辺の除草、施肥、剪定、病害虫防除業務 ● 施設補修修繕業務 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 室内電球等の日常管理で必要になる消耗品の交換 ➤ 1件当たり50万円以内の保守修繕 ➤ 市との協議で実施される緊急対応経費の執行 <p><八尾ゆめの森こども元気村></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 施設の利用許可、受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ➤ バーベキュー施設の利用受付 ● 料金設定及び収受に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 利用料の徴収 ➤ 条例に基づき市長の承認を得て利用料を設定するとともに利用者に周知 ● 施設の利用に関する窓口業務 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 窓口対応、館内案内、八尾地域内の施設の案内 ➤ 各種問い合わせへの対応 ➤ 要望や苦情、トラブル等への対応 ● 体験教室等運営に関する業務 ● 広報に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 施設利用促進のための宣伝活動 ● 受変電設備保守点検業務 ● 施設内清掃業務 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 定期的に施設及びバーベキュー施設を清掃 ● 施設周辺の除草、施肥、剪定、病害虫防除業務 ● 遊具管理業務 <ul style="list-style-type: none"> ➤ わんぱくゲレンデ、ターザンロープ等の遊具の安全対策 ● 施設補修修繕業務 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 室内電球等の日常管理で必要になる消耗品の交換 ➤ 1件当たり50万円以内の保守修繕 ➤ 市との協議で実施される緊急対応経費の執行
--	--

指定期間	3年間（平成30年度～令和2年度）												
指定管理料	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年に締結された基本協定書では、各年度の管理業務委託料は下記金額を限度とし、各年度の開始前に富山市と指定管理者が協議の上定める。 消費税増税に伴って平成31年4月1日に「基本協定書の一部を変更する協定書」が締結され、令和1年度～令和2年度の指定管理料が増額されている。 令和2年度は、コロナ禍をうけて富山市の要請により4月16日～5月31日まで当施設を休業したため、令和2年10月26日に基本協定書の一部変更協定書を締結し、休業期間に対応する減益見込額（前年同期比で休業期間に減少した売上高－減少した変動経費）だけ指定管理料を追加支出している。 <p style="text-align: right;">単位：千円</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初</td> <td>27,252</td> <td>25,325</td> <td>23,398</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>25,577</td> <td>43,907</td> </tr> </tbody> </table>		H30	R1	R2	当初	27,252	25,325	23,398	変更後	/	25,577	43,907
	H30	R1	R2										
当初	27,252	25,325	23,398										
変更後	/	25,577	43,907										
選定方法	非公募												
施設利用料の帰属先	指定管理者（利用料金制。なお、施設管理費が施設利用料を超過する部分については、別途指定管理料を支出）												
施設、設備、備品等の維持修繕に係る費用の負担関係	<ul style="list-style-type: none"> 経年劣化によるもの、又は相手方が特定できない第三者の行為によるもののうち、原状回復に要する経費が1件当たり50万円以下で、かつ、年度合計額が以下の金額以下の場合は、指定管理者がこれを負担する。 これを超えることが見込まれるときは、富山市と事前協議する。 <p style="text-align: right;">単位：千円</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6,000</td> <td>6,000</td> <td>6,000</td> </tr> </tbody> </table>	H30	R1	R2	6,000	6,000	6,000						
H30	R1	R2											
6,000	6,000	6,000											
協定書における途中解約時の違約金条項	無し ※令和3年度に締結された新たな基本協定書には、指定解除違約金条項が記載されている												
協定書における指定管理期間終了後の返金条項	有り												
自主事業の内容	該当なし												

オ. 指定管理施設の収入・支出の状況

単位：千円

	※	H28	H29	H30	R1	R2
施設利用料等収入	1	197,255	191,295	210,616	214,313	91,967

	※	H28	H29	H30	R1	R2
指定管理料(富山市)	2	28,196	28,196	27,252	25,577	43,907
a. 収入合計		225,451	219,491	237,868	239,890	135,874
原材料費	3	31,590	31,638	33,459	32,944	12,452
人件費	4	96,496	95,382	97,022	102,497	89,826
業務委託費	5	12,741	12,855	12,514	13,563	10,993
燃料費	6	6,349	7,066	8,745	8,628	4,473
水道光熱費	6	18,685	19,722	21,941	21,348	13,926
下水道使用料	6	7,145	6,914	6,675	6,592	4,472
租税公課	7	116	216	209	263	191
賃借料	8	3,394	3,747	4,626	4,273	2,396
販売促進費	9	3,117	2,722	3,254	3,701	1,378
消耗品費	10	6,023	5,443	7,871	6,577	3,841
修繕費	11	15,422	9,362	7,469	9,864	3,263
広告宣伝費	12	2,792	3,152	3,188	3,488	2,164
減価償却費	13	409	405	387	428	1,948
支払手数料	14	5,145	5,472	7,632	7,358	5,302
体験農園・元気村管理費	15	3,257	2,893	3,243	3,077	2,845
その他事務管理費		12,945	12,673	13,182	15,456	9,932
b. 支出合計		225,624	219,661	231,416	240,057	169,402
c. 収支差額 (a-b)		▲173	▲170	6,452	▲167	▲33,528
(富山市からの収入を除いた収支差額)		▲28,369	▲28,366	▲20,800	▲25,744	▲77,435

d. 予算額(収入-支出)		0	0	0	0	0
e. 予実差異(c-d)		▲173	▲170	6,452	▲167	▲33,528

<補足コメント>

※1 施設利用料等収入について

当施設は、顧客満足度向上や経費削減のため外部のコンサルタントに指導を受けているが、当該指導の効果もあって顧客満足度が高くなっており、施設利用料等収入も安定的に推移していた。しかし、令和2年度はコロナ禍で施設の利用が大幅に減少し、施設利用料等収入が急減している。

その他、指定管理者は、通常の利用料とは別に「820企画（毎月8と2と0のつく日に回数券を購入した場合、1枚無料券進呈）」などの入浴イベントを実施しているが、利用料の減免申請等は実施していない。

※2 指定管理料(富山市)について

内容は、上記「(1)ウ. 富山市の歳入・歳出の状況」の※2及び「(1)エ. 指定管理者及び指定管理業務の概要」を参照のこと。

※3 原材料費について

主な内訳は、食材、飲料及び販売品である。

令和2年度はコロナ禍でレストラン利用者が急減し、発生額は大きく減少した。

※4 人件費について

令和2年度末の施設従業員の状況は以下のとおりである。

単位：人

	正社員	嘱託社員	パート
期首	5	3	46
期末	5	3	43
期中平均	5	3	44.5

また、令和2年度の人件費の支給内訳及び平均人件費は下記のとおりである。

単位：千円

	給与	手当	パート賃金	合計	平均人件費
正社員	20,466	8,513	-	28,979	5,795
嘱託職員	13,109	2,774	-	15,883	5,294
パート	-	-	28,220	28,220	634
合計	33,575	11,287	28,220	73,082	

※：パートタイマーの時給は850円～1,200円

当該金額は、総勘定元帳の給与、手当、パート賃金を抜粋したものであるが、上記「(1)オ. 指定管理施設の収入・支出の状況」の人件費は、これ以外に法定福利費8,576千円及び消費税8,166千円が含まれているため、両者は不一致となっている。なお、このうち消費税は、指定管理料が不足しないように指定管理年次報告書の施設管理費総額(税込)を計算する際に、人件費にも消費税が発生するものと見做しているものである。富山市は、指定管理料(税込)が施設管理費総額(税込)と一致するように指定管理料を決定しているため、指定管理者は、人件費にも消費税が発生するものと見做して施設管理費総額(税込)を計算しないと、人件費見合いの消費税分だけ指定管理料(税抜)が不足してしまうためである。

令和2年度は、従業員2名が自主退職したことにより人件費が減少している。また、コロナ禍で4月16日～5月31日まで当施設を休業した結果、その期間のパート人件費も減少している。一方で、当該期間に対応する雇用調整助成金を收受し、指定管理年次報告書の外で営業外収益として計上している。

※5 業務委託費について

主な内訳は、基本協定書に明記されている施設の保守管理(冷暖房保守点検、温泉ポンプ設備保守点検、ごみ定期収集等)や各種イベントにかかる委託料である。

令和2年度は、コロナ禍によりそば打ち教室の開催回数等が減少した影響で業務委託料が減少している。

※6 燃料費、光熱水費及び下水道使用料について

令和2年度は、コロナ禍による休業及び時短営業があった影響で減少した。例えば、

電気使用量は、令和1年度が80万kw程度であったところ、令和2年度は60万kwに減少している。

なお、電気料については、令和1年7月に北陸電力から新電力に変更したことで年間1,000千円ほどの削減に成功している。

※7 租税公課について

（株）八尾サービスは、利用者から受け取った入湯税を預り金で処理しているため、類似の温泉施設である古洞の森と比べて租税公課が少なくなっている。

※8 賃借料について

主な内訳は、車1台、機械、リネンのリース料である。

令和2年度は、コロナ禍で施設利用者が減少した結果、リネンのリース料が減少している。

※9 販売促進費について

主な内訳は、女子会プラン（日曜平日の宿泊時に館内利用券500円をサービス）等の販促プランに係る費用である。例えば、令和1年度は、期間限定で一泊3食一万円プランを実施し好評を博した。

令和2年度は、コロナ禍で販促活動を控えた結果、発生額が減少している。

※10 消耗品費について

主な内訳は、食堂や浴室で使用するタオル、シャンプー、割りばし等の消費品購入費用である。

令和2年度はコロナ禍で施設利用者が減少した結果、発生額が減少している。

※11 修繕費について

令和2年度は、コロナ禍で業績が大幅に悪化したため、不要不急の修繕を延期した結果、発生額が減少した（例：毎年5月頃に実施していた温泉の壁の修繕等）

※12 広告宣伝費について

令和2年度は、コロナ禍で広告宣伝活動を控えたため発生額が減少している。

※13 減価償却費について

令和2年度は、送迎用のマイクロバスを購入したため償却費が増加している。

※14 支払手数料について

主な内訳は、宿泊予約サイトへの支払手数料、クレジットカードや電子マネー決済に伴う支払手数料等である。特に県外者を中心に電子マネー等の利用が増えており、支払手数料も増加傾向にある。

令和2年度は、コロナ禍で施設利用者が減少した結果、発生額が減少している。

※15 体験農園、元気村管理費について

体験農園の運営に係る人件費や草刈り業務等の委託料である。

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 施設のあり方や存在意義の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した当施設の概要や利用者数の状況等については、上記「(1) ア. 施設の概要」及び「(1) イ. 施設の利用料及び利用者数の状況」を参照のこと。

当施設は、平成11年に「都市と農村の交流を推進することにより、特産物の販路拡大及び就業所得機会の創出を図り、もって地域農業の振興と地域の活性化に寄与する」目的で建設されている。

一方で、富山市は限られた財源の中で公共施設を適切に維持管理するため、公共施設マネジメントの取り組みを進めており、当施設についても、経営改善に努め、改善が見込まれない場合は、廃止や民間事業者への譲渡を検討する方針となっている。

当施設は、顧客満足度向上や経費削減のため外部のコンサルタントに指導を受けているが、当該指導の効果もあって顧客満足度が高く、施設利用料等収入は安定的に推移していた。しかし、令和2年度はコロナ禍で施設利用者が大幅に減少し、施設利用料等収入が急減している。

<富山市の温泉施設（いずれも利用料金制の指定管理施設）の比較>

施設名称	施設利用者数 (人)		指定管理料 (千円)		利用料収入 (千円)		指定管理料を除く 収支差額(千円)	
	R1	R2	R1	R2	R1	R2	R1	R2
古洞の森	69,853	36,744	19,489	45,977	74,322	32,277	▲17,524	▲45,715
八尾ゆめの森	136,848	67,556	25,577	43,907	214,313	91,967	▲25,744	▲77,435
楽今日館	116,146	79,172	7,408	28,395	210,633	117,115	6,330	▲27,710

※：古洞の森と八尾ゆめの森の利用者数は、温泉施設以外の利用者数も含む

なお、八尾ゆめの森には複数の施設があるが、そのうち最も重要な施設は、温泉宿泊施設のゆうゆう館である。コロナ禍の影響のない令和1年度について、ゆうゆう館と富山市の類似施設（楽今日館）とを比較分析した結果は以下のとおりである。

単位：千円

	※	令和1年度		令和2年度	
		ゆうゆう館	楽今日館	ゆうゆう館	楽今日館
売上高	1, 2, 3	186,101	194,633	80,395	106,115
売上原価	4	32,943	49,179	12,451	24,376
(原価率)	4	(17.7%)	(25.2%)	(15.4%)	(22.9%)
販管費		177,684	140,346	134,923	121,719
うち人件費	5	94,009	76,439	81,656	70,320
うち修繕費		9,559	1,180	3,016	2,413
うち消耗品費		6,554	5,221	3,828	4,089
うち水道光熱費	6	20,546	17,163	13,162	13,479
うち燃料費	7	8,164	10,011	4,028	6,061
うち使用料	8	7,364	-	5,294	-
うち委託・保守契約料	9	12,717	16,342	10,187	14,499

うち支払手数料	10	7,357	2,118	5,301	2,044
うち広告宣伝費		3,488	3,037	2,164	2,062
うち賃借料・リース料		4,272	4,091	2,395	3,589
その他経費	1,2	3,654	4,744	3,892	3,163
営業利益	3	▲24,526	5,108	▲66,979	▲39,980

<補足コメント>

※1 楽今日館の売上高と販管費（その他経費）に含まれる入湯税の扱いについて

楽今日館の売上高と販管費（その他経費）には入湯税が両建て計上されているため、比較分析にあたり、楽今日館の売上高とその他経費から 16,000 千円（令和 1 年度）、11,000 千円（令和 2 年度）を概算で控除した。

※2 ゆうゆう館の販管費に含まれている販売促進費について

ゆうゆう館も楽今日館も割引イベント等の各種販促活動を行っているが、ゆうゆう館は関連費用を販売促進費（販管費）として処理している一方で、楽今日館は売上高から控除している。そのため、比較分析を行うにあたり、ゆうゆう館の販管費（その他経費）に含まれていた販売促進費（令和 1 年度 3,701 千円、令和 2 年度 1,377 千円）を売上高から控除する形に変更した。

※3 富山市からの指定管理料収入について

比較分析にあたり、ゆうゆう館と楽今日館の売上高及び営業利益から富山市の指定管理料を控除した。

※4 売上原価及び原価率について

売上原価の主な内訳は、食材原価、飲料原価及び販売品原価である。なお、ゆうゆう館と楽今日館では売上内訳の集計方法が異なるため、内訳ベースでの原価率の比較分析は割愛する。

上記のとおり、単純に「売上原価÷売上高」で試算すると、ゆうゆう館のほうが楽今日館よりも原価率が低い傾向にある。これは、ゆうゆう館のほうが楽今日館よりも部屋数が多く、売上高に占める宿泊売上の割合が高い傾向にあることや、楽今日館が地元の酒屋から飲料を仕入れており、相対的に割高になっていること等が原因と考えられる。

ゆうゆう館の「販売品売上、料理収入、飲料収入」を分母として原価率を試算した結果、下記のとおり飲食業として異常な水準ではなかった。

	R1	R2
売上（※）	98,415	35,221
売上原価	32,943	12,451
原価率	33.4%	35.3%

※：販売品売上、料理収入、飲料収入の合計

※5 人件費の範囲について

比較分析にあたり、人件費として給与、手当、賞与、臨時職員給与、雑給、法定福利費、退職金共済掛金を集計した。また、楽今日館の旅費交通費は全額職員の通勤費であるため、楽今日館のみ人件費に集計した。

なお、ゆうゆう館のほうが楽今日館よりも人件費が多い傾向にある。これは、主に以下の理由によるものと考えられる。

- 楽今日館は客室清掃を外部委託しているが、ゆうゆう館は職員が実施している
- (株)八尾サービス(ゆうゆう館の指定管理者)は、令和1年度に4,780千円、令和2年度に4,725千円の自社人件費をゆうゆう館に配賦しているが、(株)ほそいり(楽今日館の指定管理者)は、自社人件費を楽今日館に配賦していない
- ゆうゆう館の人件費には、付属施設である体験農園や子ども元気村の管理人件費も含まれている(配賦が困難であるため)
- 給与体系の違いにより、(株)八尾サービスのほうが(株)ほそいりよりも平均給与が高い(令和2年度の正規職員の平均給与は、(株)八尾サービスが5,541千円/年、(株)ほそいりが4,518千円/年となっている。また、非正規職員(月給者)の平均給与は、(株)八尾サービスが180千円~265千円/月、(株)ほそいりが151千円~214千円/月となっている)

※6 水道光熱費について

ゆうゆう館は、令和1年7月に北陸電力から新電力に変更したことで電気料を年間1,000千円ほど削減している。

※7 燃料費について

ゆうゆう館は、楽今日館よりも源泉の温度が高いため、燃料費が少なくなっている。

※8 使用料について

ゆうゆう館の使用料には富山市への下水道使用料が含まれている。令和1年度の下水道使用料は6,513千円、令和2年度の下水道使用料は4,394千円である。

なお、楽今日館は自前の浄化槽で下水を処理しているため、下水道使用料は発生していない。

※9 委託・保守契約料について

ゆうゆう館の主な内訳は、設備機器の保守、定期清掃委託、ごみ収集委託、自動ドア保守、フロントシステム保守である。

なお、ゆうゆう館のほうが楽今日館よりも委託・保守契約料が少ない傾向にある。これは、楽今日館は客室清掃を外部委託しているが、ゆうゆう館は職員が実施していることが一因と考えられる。

※10 支払手数料について

主な内訳は、宿泊予約サイトへの支払手数料、クレジットカードや電子マネー決済に伴う支払手数料等である。

ゆうゆう館のほうが楽今日館よりも部屋数が多いため、宿泊予約サイトへの支払手数料が多くなる傾向にある。

上記比較分析の結果、ゆうゆう館は楽今日館と比べて営業利益が25,000千円~30,000千円程度少ない傾向にあった。会計方針や表示方法が異なるため単純比較は難しいが、両施設の営業利益に差が生じている要因は以下のとおりと考えられる。

単位：千円

内容	令和1年度	令和2年度
楽今日館の営業利益 (A)	▲24,526	▲39,980
ゆうゆう館の営業利益 (B)	5,108	▲66,979
営業利益の差額	▲29,634	▲26,999
<指定管理者が管理困難な差額要因>		
ゆうゆう館の下水道使用料(楽今日館は下水道使用料無し)	6,513	4,394
ゆうゆう館の本社人件費(楽今日館は本社人件費の配賦無し)	4,780	4,725
ゆうゆう館と楽今日館の修繕費差額(修繕は管理困難と見做す)	8,379	603
管理困難な差額要因を除いた営業利益の差額	▲9,962	▲17,277
<上記差額の内訳>		
売上高が楽今日館より少ない(減益効果)	▲8,532	▲25,720
売上原価が楽今日館より少ない(増益効果)	+16,236	+11,925
人件費(本社費除く)が楽今日館より多い(減益効果)	▲12,790	▲6,611
委託・保守料が楽今日館より少ない(増益効果)	3,625	4,312
水道光熱費、燃料費の楽今日館との差額(減益又は増益効果)	▲2,387	1,450
支払手数料が楽今日館より多い(減益効果)	▲5,239	▲3,257
その他(減益又は増益効果)	▲875	624

このように、管理可能な要因を比較した場合、ゆうゆう館は楽今日館と比べて売上高が少なく、人件費と支払手数料(特に宿泊予約サイト手数料)が多い傾向にある。

なお、(株)ほそいりが楽今日館に本社人件費を配賦していない理由は、別に本社人件費をカバーできるだけの収益源(富山市の行政財産である林林での物品販売収益)を有しているためである。外郭団体に指定管理料以外の収益源を与えることは、外郭団体の経営を安定させ富山市の財政負担の軽減に繋がる重要な施策であるが、これについては、「第7章 外郭団体の検討」で記載する。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、施設のあり方や存在意義について、以下の発見事項が識別された。

② 発見事項

97【意見 No29】	施設の今後のあり方と改善の方向性
本庁対応	該当なし
<p>当施設は、コロナで利用者が急減し、施設の業績が悪化している。なお、富山市公共施設マネジメントアクションプラン等では、経営改善に努め、改善が見込まれない場合は廃止や民間事業者への譲渡を検討する方針となっている。</p> <p>当施設は、旧八尾市街地に近く、おわら風の盆が開催される時には県外客等の宿泊拠点となっている。また、当施設は、依然として市民が多く利用しているほか、地域住民がパート等で雇用されており、地域経済への波及効果が大きい。</p> <p>そのため、当施設については、まずは現在の枠組みのもと施設の採算性を改善し、富山市の負担を最小化しながら自立できる道を模索することが望まれる。なお、富山市の類似施設である楽今日館と比較した場合、当施設の中核であるゆうゆう館は、売上高、人件費、支払手数料</p>	

に課題が見受けられる。そのため、例えば以下のような点を整理し、公共の利益と採算性の両立を図っていくことが望まれる。

● ゆうゆう館の売上高増加施策の検討

売上高は、「利用料×利用者数」で計算される。そのため、売上高を増やすためには、まずは利用料と利用者数のどちらを増やすのか明確化する必要がある。また、具体的な施策につなげるため、利用者数は顧客の属性（老若男女、居住地など）を細分化して整理する必要がある。

このうち、利用料については、八尾ゆめの森交流施設条例で、「おわら風の盆の時期（8月20日～9月3日）の宿泊料金（6,600円～7,700円）を通常料金の2倍に設定できる」と規定している。しかし、おわら風の盆は全国的な大型イベントであるため、例えば、同時期の近隣の宿泊施設の相場を調査しながら当該加算料金の水準が妥当かどうかを検討することが考えられる。

また、利用者数については、立地の問題やコロナ禍の影響もあり大変難しいところではあるが、まずは当施設のありたい姿（存在意義）を明確にしたうえで、顧客に訴求できる差別化要因を作るための地道な努力が望まれる。一般論だが、例えば「公共の宿で顧客満足度No1を目指す」、「様々な設備を有する当施設の強みを生かして、当施設でしか体験できない経験を提供する」、「八尾の特産品等を使って当施設でしか食べられない食事を提供する」等、地元の観光資源を生かしながら、顧客が積極的に当施設を選択する理由を作り出すことが大切である。

その他、ゆうゆう館は支払手数料に含まれる宿泊予約サイト手数料が高い可能性があるため、施設の稼働率も踏まえながら、必要に応じて対象室数を見直すことも考えられる。

● ゆうゆう館の人件費の削減可否の検討

ゆうゆう館は、類似の温泉宿泊施設である楽今日館と比べて人件費が高い傾向がある。そのため、その原因を調査し改善の可否を検討することが望まれる。

なお、職員も顧客や株主と同様に当施設の重要なステークホルダー（利害関係者）であり、安易な人員削減や人件費単価の引き下げは望ましくない。一方で、オペレーション、人員構成、給与体系等に明らかに改善の余地があるのであれば、施設存続のために見直しを行うことが望まれる。その他、人員削減や人件費単価の引き下げ以外で、以下のような人件費管理施策が考えられる。

- ・ ㈱八尾サービスに指定管理料以外の収益源を与え、本社人件費を当該収益で賄ってもらう
- ・ 指定管理の対象を決める際に、ゆうゆう館とそれ以外の体験農園や子ども元気村等を区分し、ゆうゆう館の人件費を厳密に計算する（現在は、ゆうゆう館の職員が体験農園や子ども元気村の管理を実施しており、ゆうゆう館の人件費が過大になっている。ゆうゆう館の採算性を評価するのであれば、公益性が強く採算が取りにくい体験農園や子ども元気村は、ゆうゆう館と切り離して管理、評価することが望まれる）

● 特別会計の設定による中長期的視点での経営

ゆうゆう館のようなBtoCの施設稼働型ビジネスは、集客のためには定期的な大規模リニューアルが不可欠である。また、温泉施設はポンプ等の定期的な大規模修繕が不可欠である。そのため、長期的な視点で利用料を設定し、投資の回収計算を行えるようにするため、特別会計を設置し企業会計に基づく財務諸表を作成することが考えられる。

その他、上記論点以外で、指定管理基本協定書では、当施設を使ったそば打ち体験教室などの地域振興イベントを行うことが求められている。当該イベントは公共性が高いため基本的に採算度外視となっており、ゆうゆう館を含めた当施設の採算性が悪化する一因になっている可能性がある。地域振興イベントを一律否定するものではないが、施設の存廃を議論する際には、その点も含めて改善できる余地が無いかどうか検討することが望まれる。

最後に、当施設の採算性を評価し存廃の議論を行う際には、当施設が富山市に対して支払っている下水道料金や入湯税等の存在も考慮することが望まれる。

イ. 富山市の歳入・歳出の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した富山市の歳入・歳出の推移や内容等については、上記「(1)ウ. 富山市の歳入・歳出の状況」を参照のこと。

当施設は利用料金制の指定管理施設であり、富山市の歳入は少額の電柱占用料と目的外使用料のみである。なお、当施設は、指定管理者がマッサージチェアを設置し利用料金を収受しているが、富山市はマッサージチェアの設置に係る目的外使用料を徴収していない。

富山市の歳出は、大部分が指定管理料である。指定管理料は「(2)ウ. 指定管理者の選定過程及び指定管理料の計算方法の検討結果」で検討する。

その他、令和2年度は、資金繰りを安定させるため当施設の指定管理者である(株)八尾サービスに対して、貸し付けを実行している。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、富山市の歳入・歳出について、以下の発見事項が識別された。

② 発見事項

98【意見 No35】	マッサージチェアに係る目的外使用料の徴収
本庁対応	該当なし
<p>指定管理者は、当施設内にマッサージチェアを設置して利用料金を収受しているが、所管課は当該マッサージチェア設置について目的外使用料を徴収していない。</p> <p>当該マッサージチェア設置は、令和3年8月2日に管財課が通知した「行政財産目的外使用料及び普通財産貸付料の減免基準」に照らすと自主事業として目的外使用料の徴収対象になる可能性があり、実際に、富山市の他の指定管理施設では、令和3年度以降目的外使用料を徴収している例が見受けられる。</p> <p>そのため、所管課は、管財課と協議のうえマッサージチェアに係る目的外使用料を徴収すべきかどうか検討することが望まれる。</p>	
99【意見 No36】	金銭消費貸借契約書のひな形の作成
本庁対応	当該論点は、契約書のひな形作成等を担当している本庁部署（契約課）

	において留意が必要である。そのため、「第2章 第2部 3. (2)コ. 金銭消費貸借契約書のひな形の作成」で再掲する。
<p>富山市は、契約課で工事、物品購入、委託等に係る契約書のひな形を作成し全庁的に共有しているが、貸し付けに係る金銭消費貸借契約書のひな形は作成・共有されていない。そのため、令和2年度に所管課が実行した貸し付けに係る金銭消費貸借契約書を査閲したが、暴力団排除条項など一般的な契約条項が含まれていなかった。</p> <p>貸付契約に係る事後のトラブルを防止するため、契約課において金銭消費貸借契約書のひな形を作成し、全庁的に共有することが望まれる。</p>	

ウ. 指定管理者の選定過程及び指定管理料の計算方法の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した指定管理者の概要や指定管理料の計算方法等については、上記「(1)エ. 指定管理者及び指定管理業務の概要」を参照のこと。

当施設は、旧八尾町が設立し、平成17年の市町村合併後に富山市の外郭団体となった(株)八尾サービスが、非公募で指定管理者に選定されている。非公募となっている理由は、「公の施設の指定管理者制度運用に関する指針」に定める「施設の廃止や運営・経営形態の変更等が予定又は検討されている施設」であるためである。当該方針は、富山市の公共施設マネジメントの取り組みとも整合している。

現指定管理者が選定された際の指定管理候補者選定委員会資料を査閲したが、選定にあたっては「公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」や「富山市公の施設の指定管理者制度運用に関する指針」に則った事務手続き及び判断が行われていた。

一方で、富山市は、外郭団体を指定管理者とする場合に指定管理基本協定書で指定管理料返金条項を設けてしているが、これは指定管理者の改善意欲を削ぐ可能性が認識された。

また、外郭団体を指定管理者とする場合に施設管理の人件費相当を指定管理料で支払うか補助金で支払うかについて、施設ごとのばらつきが認められた。

その他、令和2年度は、コロナ禍をうけて富山市の要請により4月16日～5月31日まで当施設を休業したため、基本協定書の一部変更協定書を締結し、休業期間に対応する減益見込額（前年同期比で休業期間に減少した売上高－減少した変動経費）だけ指定管理料を追加支出している。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、指定管理者の選定過程及び指定管理料の計算方法について、以下の発見事項が識別された。

② 発見事項

100【意見 No30】	指定管理料返金制度の見直し
本庁対応	当該論点は、指定管理制度の見直し等を推進している本庁部署（行政経営課など）において留意が必要である。そのため、「第2章 第2部 3. (2)キ. 指定管理料返金制度の見直し」で再掲する。
<p>富山市は、外郭団体を指定管理者とする場合は、基本協定書に指定管理料返還条項（指定管理料合計額が指定管理期間の施設管理費合計額から利用料収入合計額を控除した金額を上回る場合は、当該差額を返還する条項）を設定している。一方で、当該条項があると、指定管理</p>	

者は経営努力で利用料収入を増やしたり施設管理費を削減したりしても差額を返金しないといけなくなるため、改善のモチベーションが低下してしまう恐れがある。また、指定管理料が余りそうな場合は施設管理費を過大支出する誘因にもなりかねない。

当該条項は、指定管理制度が始まったときに外郭団体の無駄な支出を抑える目的で導入されたものであり、一定の成果があったものと思慮するが、一方で、上記のような副作用もあるため、条項の必要性や計算式（差額の1/2だけ返金する等）を再検討することが望まれる。

なお、指定管理料を削減するためには、所管課が利用料収入や施設管理費の内容を継続的にモニタリングし、指定管理者と協議しながら利用料収入を増加させたり施設管理費を必要十分な水準まで削減したりする必要がある。具体的には、所管課は、指定管理者と意見交換しながら年次報告書の計算チェックを行うとともに、金額的に多額で内容や必要性が曖昧になりやすい人件費、修繕費、委託費、消費税等の内容を精査することが望まれる。特に、人件費は、金額的に重要であるにも関わらず実態が見えにくい科目であるため、人員数、作業時間、時間単価、本社管理費や共通人件費の配賦方法等を精査することが望まれる。

また、所管課がこれらの検討を一定の水準で継続的に行えるようにするため、本庁主導で上記のような論点を整理した決算チェックリストを整備運用することが考えられる。所管課だけではマンパワーや知見が足りない場合は、外部専門家に調査を依頼することも考えられる。

101【意見 No31】	指定管理料と人件費補助金の運用方針の整理
--------------	----------------------

本庁対応	当該論点は、指定管理制度の見直し等を推進している本庁部署（行政経営課、財政課など）において留意が必要である。そのため、「第2章 第2部 3.(2)ク. 指定管理料と人件費補助金の運用方針の整理」で再掲する。
------	---

富山市は、当施設の施設管理費について人件費相当も含めて全額指定管理料で支払っている。一方で、富山市は、(株)八尾サービスが指定管理業務を担当する他の施設では、施設管理費に含まれる人件費相当を補助金で支出し、他の施設管理費を指定管理料として支払っている。

このように、現状では指定管理料と補助金の運用方法が統一されていないため、本庁所管課は、富山市の指定管理施設の実態や他自治体の運用状況を調査したうえで、指定管理料と補助金の運用方法を整理することが望まれる。

102【意見 No27】	休業に伴う指定管理料追加支払額の計算方法
--------------	----------------------

本庁対応	該当なし
------	------

富山市は、指定管理者に対して休業に伴う減益見込額を指定管理料として追加支払している。当該支払額は、「前年同期比で休業期間に減少した売上高」から、「前年同期比で休業期間に減少した変動経費」を控除して計算しているが、その際、控除すべき変動経費としてパート賃金、燃料費、水道光熱費、原材料費のみを対象としており、下水道使用料、販売促進費、支払手数料（カード決済手数料）等の変動性のある費用を含んでいない。

今後、もしも同様の支払が生じる場合は、減益見込額を補填するという制度趣旨に鑑み、控除する変動費用の範囲を慎重に検討することが望まれる。

エ. 指定管理業務の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した指定管理施設の収入・支出の推移や内容等については、上記「(1)オ. 指定管理施設の収入・支出の状況」を参照のこと。

令和2年度はコロナ禍で利用者が大幅減少しており、指定管理料を除く施設収支差額は大幅な赤字になっている。指定管理者は、経費削減を意識しながら施設を運営しているが、今後は最低賃金が引き上げられ人件費の増加が見込まれることから、もう一段利用料収入の増加や施設管理費削減の工夫が必要になると考える。これらの論点に関する発見事項は「(2)ア. 施設のあり方や存在意義の検討結果」に記載する。

また、指定管理者は、「820 企画（毎月8と2と0のつく日に回数券を購入した場合、1枚無料券進呈）」などの入浴イベントを実施しているが、利用料金の減免申請等は実施していない。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、指定管理業務について、以下の発見事項が識別された。

② 発見事項

103【指摘 No12】	施設利用料の割引に係る事務処理
本庁対応	該当なし
<p>指定管理者は、利用料金承認通知書で承認された利用料を適用する一方で、販促活動として「820 企画」などの入浴イベントを実施している。このような販促活動は、八尾ゆめの森交流施設条例第10条に定める利用料の減免に該当するため、原則的には、施設利用者は、同条例施行規則第6条に従って施設利用の都度指定管理者に利用料金減免申請書を提出する必要がある。しかし、指定管理者は、実務上困難であるとして当該対応を取っていない。</p> <p>これについては、八尾ゆめの森交流施設条例施行規則第6条2項は「ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない」と規定している。実際に、富山市の他の温泉施設では、当該条項を適用し、指定管理者が富山市に年1回報告を上げることで対応している例も見受けられる。</p> <p>所管課は、条例が定める減免手続を順守するため、指定管理者に対して同条但書による富山市への報告書を提出するよう指導する必要がある。</p>	

オ. 公有財産の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。

当施設を視察した結果、緊急性を要する修繕箇所や重要な遊休部分は識別されず、施設の利用状況について重大な問題は識別されなかった。

一方で、財産管理の事務手続面においては、以下の発見事項が識別された。

② 発見事項

104【指摘 No8】	富山市公有財産管理規則の見直し
本庁対応	当該論点は、富山市の公有財産管理を担当している本庁部署（管財課など）が対応すべき事項である。そのため、「第2章 第2部 3. (2)ウ. 公有財産管理規則の見直しと全庁周知」で再掲する。
<p>所管課に確認したところ、土地について公有財産台帳(様式第3号)を備え付けていなかった</p>	

た。

富山市は、公有財産管理規則第 53 条で「財務部長は、公有財産台帳(様式第 3 号)を調整し、常に公有財産の状況を明らかにしておかなければならない」と規定しており、所管課は公有財産台帳の副本を備え付けることが求められている。この点、管財課に確認したところ、「現在は公有財産を公会計管理台帳システムで一元管理しており、公有財産管理規則に規定されている様式での保管は求めている」との回答があった。

このように、公有財産台帳の運用実態と関連規程が乖離していることから、公有財産管理規則を実態に合わせて見直す必要がある。

カ. 備品管理の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第 4 章 第 1 部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。

監査手続を実施した結果、ほぼ全ての往査施設で備品管理に関する類似の不備が発見された。当該不備は、主として関連規程の認識不足や備品管理のためのマンパワー不足により生じているものと考えられ、富山市全体として関連規程や備品管理体制を抜本的に見直す必要があると感じた。この点、富山市全体の課題は「第 2 章 監査結果の要約」に記載することとし、以下では、現状の規程等に照らして識別された当施設固有の発見事項のみを記載することとする。

当施設で監査を実施した結果、具体的に以下の発見事項が識別された。

② 発見事項

105【指摘 No1】	備品台帳への単価記載漏れ
本庁対応	多くの往査施設で類似の不備が発見された。そのため、「第 2 章 第 2 部 3. (2)ア. 備品管理の実効性向上のための体制見直し」で別途本庁部署(管財課)が対応すべき備品管理に係る指摘事項を識別する。
	現物実査の結果、備品台帳の単価欄に金額の記載がないものが散見された。所管課に確認したところ、「市町村合併で備品台帳を引き継いだ際に単価の引継ぎ漏れがあった」との回答を得た。 所管課は、富山市物品管理規則第 3 条に基づき、取得価格が判明するものについては当該価格を、それ以外は評価価格を備品台帳に記載する必要がある。
106【指摘 No2】	備品台帳の数量と現物数量との不一致
本庁対応	多くの往査施設で類似の不備が発見された。そのため、「第 2 章 第 2 部 3. (2)ア. 備品管理の実効性向上のための体制見直し」で別途本庁部署(管財課)が対応すべき備品管理に係る指摘事項を識別する。
	現物実査の結果、台帳数量と現物数量とが一致していない備品が複数発見された。また、現物が存在するが台帳に計上されていない備品が複数発見された。所管課に確認したところ、「市町村合併時に旧町村の備品台帳を現物実査することなく引き継ぎ、それ以降は年度中の受払いのみを反映して備品台帳及び物品現在高調書を作成している」との回答を得た。 富山市は、物品管理規則第 27 条で「毎会計年度末における備品の現在高等について物品現在高調書を作成すること」と規定している。 受払いの反映のみでは備品の現在高を正確に把握できないため、所管課は、每期備品の現物

実査を実施し、備品台帳や物品現在高調書を実態と整合させる必要がある。	
107【指摘 No3】	標示票の貼付漏れ及び記載不備
本庁対応	多くの往査施設で類似の不備が発見された。そのため、「第2章 第2部 3.(2)ア. 備品管理の実効性向上のための体制見直し」で別途本庁部署(管財課)が対応すべき備品管理に係る指摘事項を識別する。
<p>現物実査の結果、標示票の貼付のない備品が散見された。また、標示票が貼付されている備品についても、改正前物品取扱要領に基づく類別番号・品目番号が記載されており、現行の類別番号・品目番号が記載されていないものが散見された。</p> <p>富山市は、物品管理規則第18条で「取得価格又は評価価格が5万円以上の備品には標示票をはらなければならない」と規定している。</p> <p>所管課は、物品管理規則に従って、現行の物品取扱要領に基づく類別番号・品目番号を記載した標示票を備品に貼付する必要がある。</p>	
108【指摘 No5】	備品要件を満たさない物品の備品台帳からの削除漏れ
本庁対応	多くの往査施設で類似の不備が発見された。そのため、「第2章 第2部 3.(2)ア. 備品管理の実効性向上のための体制見直し」で別途本庁部署(管財課)が対応すべき備品管理に係る指摘事項を識別する。
<p>現物実査の結果、取得価格や評価価格が明らかに少額であると考えられる物品が備品台帳に計上されていた。</p> <p>富山市は、物品管理規則第3条で「その性質及び計上を変えることなく2年以上にわたり使用できる物品で取得価格又は評価価格が2万円以上のもの並びに美術・工芸品及び標本」を備品として定義している。</p> <p>所管課は、現物実査を実施したうえで備品要件を満たさない物品を備品台帳から削除する必要がある。</p>	
109【意見 No18】	富山市の備品と指定管理者の備品の区分
本庁対応	多くの往査施設で類似の不備が発見された。そのため、「第2章 第2部 3.(2)ア. 備品管理の実効性向上のための体制見直し」で別途本庁部署(管財課)が対応すべき備品管理に係る指摘事項を識別する。
<p>現物実査の結果、当施設内に指定管理者が指定管理業務を行うために持ち込んだ備品が多数保管されており、それらと富山市の備品が混在して区分が曖昧になっていた。</p> <p>所管課は、富山市の備品を容易に実査できるようにするため、前述の標示票の貼付と合わせて、指定管理者に備品の整理整頓を指導することが望まれる。</p>	

キ. 現金管理の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

当施設は利用料金制の指定管理施設であり、富山市の現金の取り扱いが無く、「第4章 第1部 1.(2)」に記載の監査手続の実施は省略した。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

6. 白木峰山麓交流施設

(1) 概要

ア. 施設の概要

施設名称	白木峰山麓交流施設		
事務事業名	白木峰山麓交流施設管理費		
運営方式	指定管理施設（行政財産の公共用財産）		
所管部署	農業振興課		
所在地	富山市八尾町杉平 12 番地		
関連条例等	富山市白木峰山麓交流施設条例及び同条例施行規則		
条例に定める施設の設置目的	地域資源を活用することにより、都市と農村との交流の推進及び住民の健康増進を図る		
条例に定める施設の事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民の健康増進、交流促進の場の提供に関すること ● 都市と農村との交流の場の提供に関すること ● 地域資源の有効活用に関すること ● 上記に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業 		
施設の内容	浴室、ふれあい交流室		
土地の面積	15,751.00 m ²		
建物の建築年	平成 17 年		
建物の構造	木造		
建物の耐用年数	22 年（令和 2 年度末時点で残存耐用年数は 6 年）		
建物の延床面積	191.47 m ²		
建物の建設事業費	56,140 千円		
補助金情報	補助金名	交付年度	当初補助金額
	新山村振興等農林漁業特別対策事業	平成 17 年	44,000 千円
耐震基準	昭和 56 年 6 月施行の新耐震基準に適合		
避難所指定	避難所には指定されていない		
公共施設マネジメントの方針	八尾地区の宿泊・入浴施設のうち利用率の低い施設については、大規模改修が必要になった場合には、地元や民間への譲渡又は廃止を検討する ※「第 1 次富山市公共施設マネジメントアクションプラン（実行編）2018～2021」及びそれに基づく「地域別実行計画」より		
その他	当施設は、白木峰登山者や白木峰山麓ラインガルテン宿泊者が利用するほか、大長谷地区の住民（33 世帯 49 人）の公衆浴場としても機能している。		

イ. 施設の使用料及び利用者数の状況

単位：人

種別	条例に定める使用料上限	※	H28	H29	H30	R1	R2
大人	中学生以上 1 人 1 回 470 円	1.2	4,340	4,289	2,783	3,512	2,539

種別	条例に定める使用料上限	※	H28	H29	H30	R1	R2
小人	小学生 1人1回 320円	2	259	201	143	225	131
高齢者	※1	1.2	370	345	328	306	333
幼児	無料	2	13	22	2	37	80
回数券大人	12枚つづり 4,400円	2	2,644	2,554	2,571	2,668	2,095
	25枚つづり 8,650円						
	40枚つづり 12,570円						
回数券小人	12枚つづり 3,150円	2	14	5	23	21	2
合計			7,640	7,416	5,850	6,769	5,180

<補足コメント>

※1 入浴料について

入浴料は、条例に定める使用料と同じである。なお、当施設は、富山市の他の温泉施設と比べると使用料が安い。これは入湯税（150円）を徴収していないためである。富山市は、入湯税課税取扱要綱2条で「奢侈的性格（入湯に付随した飲食及び遊興等が想定されること）を有する鉱泉浴場における入湯行為」に対して入湯税を課している。当施設は、飲食及び遊興等を提供するスペースは無く、実際にそれらを提供指定しないため、入湯税が免除されている。

なお、高齢者は、富山市福祉保健部長寿福祉課が浴場利用に関する契約書に基づき発行する「入浴助成券」を提出すると1人1回130円で利用できる。通常の使用料との差額は、後日纏めて長寿福祉課から農業振興課に補填される。

その他、当施設は、岐阜県境の限界集落に位置しており販促活動を積極的に行う意義が乏しいことから、「ふろの日」等の入浴イベントは実施していない。

※2 利用状況について

当施設は、富山市の観光スポットである白木峰の山麓に位置するが、平成30年に台風で白木峰林道が崩壊し白木峰登山者が減少したため、利用者が減少している。なお、白木峰林道は令和3年10月に徒歩での通行が解禁となっている。

また、令和2年度は、上記要因に加えてコロナ禍で外出が控えられたため観光客の利用者が減少しているが、地元住民の利用はそれほど減少していない。

ウ. 富山市の歳入・歳出の状況

単位：千円

	※	H28	H29	H30	R1	R2
施設使用料	1	3,049	3,032	2,238	2,609	1,927
自販機設置料		-	-	-	-	-
電柱占用料		-	-	-	-	-
その他目的外使用料	2	1	1	1	1	1
目的外使用の実費負担		-	-	-	-	-
a. 歳入実績合計		3,050	3,033	2,239	2,610	1,928
委託料	3	8,400	8,400	8,400	8,946	8,556

	※	H28	H29	H30	R1	R2
工事請負費	4	-	-	540	-	-
庁用器具費	5	-	-	-	172	-
b. 歳出実績合計		8,400	8,400	8,940	9,118	8,556
c. 歳入歳出差額(a-b)		▲5,350	▲5,367	▲6,701	▲6,508	▲6,628

d. 予算額(歳入-歳出)		▲5,000	▲5,153	▲5,350	▲6,070	▲6,270
e. 予実差異(c-d)		▲350	▲214	▲1,351	▲438	▲358

<補足コメント>

※1 施設使用料について

当施設の入浴料である。当施設は、富山市の観光スポットである白木峰の山麓に位置するが、平成30年に台風で白木峰林道が崩壊し白木峰登山者が減少したため、利用者が減少している。また、令和2年度は、上記要因に加えてコロナ禍で外出が控えられたため、利用者が減少している。

なお、上記「イ. 施設の使用料及び利用者数の状況」※1に記載のとおり、当施設は入湯税を徴収していない。

※2 その他目的外使用料について

当施設は、受付カウンター横のスペースで指定管理者が地元の山菜等を販売しているが、富山市は行政財産使用料条例に基づく目的外使用料を徴収していなかった。しかし、富山市は令和3年度から当該自主事業に係る目的外使用料を徴収している。

※3 委託料について

主な内訳は、指定管理者に対する指定管理料である。指定管理料は、令和1年度以降、消費税増税分だけ増加している。

また、令和1年度は、「ポンプ汲み上げ流量計取替委託 499千円」を追加支出している。当該支出は、修繕に係る指定管理者とのリスク分担額（年間累計200千円）を超えるものであったため、富山市が負担している。

※4 工事請負費について

平成30年度の主な内訳は、温泉ポンプが故障したことによる予備ポンプへの交換費用である。

※5 庁用器具費について

令和1年度の主な内訳は、AEDの設置に係るものである。

エ. 指定管理者及び指定管理業務の概要

指定管理者	特定非営利活動法人 大長谷村づくり協議会 所在地： 富山市八尾町庵谷10番地 代表者： 理事長 森 恵美 事業概要： 自然散策、農業体験、イベント等の開催事業 交流施設等の管理運営事業 など 富山市との関係： 特記事項なし
-------	--

指定管理業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設運営に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 入浴受付、入浴年間券の発行 ➢ 使用料の徴収、条例に基づき市長の承認を得て使用料の設定、利用者への周知 ➢ 窓口対応、館内案内、各種問い合わせや苦情への対応 ➢ 施設利用促進のための宣伝活動 ● 施設保守点検業務 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 温泉水水質検査 ➢ 浄化槽の法定点検及び維持管理 ➢ 消防設備保守点検 ● 施設の屋根及び周辺の除雪業務 ● 館内清掃業務 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 館内、浴室、浴槽の毎日の清掃 ➢ 館内の月1回のワックスがけ ● 緑地管理業務 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 施設周辺の除草、施肥、剪定、病虫害防除 ● 駐車場管理業務 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 駐車場の清掃、安全対策 ● 源泉井戸管理業務 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 源泉ポンプの管理、記録用紙の点検 ➢ 源泉ポンプ保守点検業務を専門業者に委託 ● 施設修繕補修業務 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 室内電球等の日常管理で必要となる消耗品の交換 ➢ 1件当たり20万円以内の施設の維持補修 ➢ 災害時の応急措置等の緊急対応経費の執行 ➢ 富山市との協議により行う補修修繕 																		
指定期間	5年間（平成28年度～令和2年度）																		
指定管理料	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成28年に締結された基本協定書では、各年度の管理業務委託料は下記金額を限度とし、各年度の開始前に富山市と指定管理者が協議の上定める。 ● 消費税増税に伴って平成31年4月1日に「基本協定書の一部を変更する協定書」が締結され、令和1年度～令和2年度の指定管理料が増額されている。 <p style="text-align: right;">単位：千円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初</td> <td>8,400</td> <td>8,400</td> <td>8,400</td> <td>8,400</td> <td>8,400</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> <td>8,446</td> <td>8,556</td> </tr> </tbody> </table>		H28	H29	H30	R1	R2	当初	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400	変更後				8,446	8,556
	H28	H29	H30	R1	R2														
当初	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400														
変更後				8,446	8,556														
選定方法	非公募																		

施設使用料の帰属先	富山市（使用料制）				
施設、設備、備品等の維持修繕に係る費用の負担関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 経年劣化によるもの、又は相手方が特定できない第三者の行為によるもののうち、原状回復に要する経費の年度合計額が以下の金額以下の場合、指定管理者がこれを負担する。 ● これを超えることが見込まれるときは、富山市と事前協議する。 				
	単位：千円				
	H28	H29	H30	R1	R2
200	200	200	200	200	
協定書における途中解約時の違約金条項	無し ※令和3年度に締結された新たな基本協定書には、指定解除違約金条項が記載されている				
協定書における指定管理期間終了後の返金条項	無し				
自主事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山菜教室、キノコ教室等の開催 ・ 農援隊等の既存事業拡大によるリピーターの増加 				

オ. 指定管理施設の収入・支出の状況

単位：千円

	※	H28	H29	H30	R1	R2
指定管理料（富山市）	1	8,400	8,400	8,400	8,446	8,556
雑収入		40	40	40	0	42
a. 収入合計		8,440	8,440	8,440	8,446	8,598
人件費	2	3,214	3,114	3,266	3,426	3,725
消耗品費	3	691	608	766	738	617
光熱水費	4	1,714	1,810	1,883	1,939	1,816
印刷製本費		24	43	0	0	0
修繕費		125	53	322	107	15
燃料費	5	1,566	1,732	2,066	1,870	1,154
手数料		16	15	19	17	38
通信運搬費		80	90	65	55	47
委託料	6	555	686	575	679	592
使用料		62	100	29	0	0
その他		393	189	38	248	589
b. 支出合計		8,440	8,440	9,028	9,082	8,598
c. 収支差額 (a-b)		0	0	▲588	▲636	0
（富山市からの収入を除いた収支差額）		▲8,400	▲8,400	▲8,988	▲9,082	▲8,556

	※	H28	H29	H30	R1	R2
--	---	-----	-----	-----	----	----

d. 予算額(収入-支出)		0	0	0	0	0
e. 予実差異(c-d)		0	0	▲588	▲636	0

<補足コメント>

※1 指定管理料(富山市)について

内容は、上記「(1)ウ. 富山市の歳入・歳出の状況」の※3及び「(1)エ. 指定管理者及び指定管理業務の概要」を参照のこと。

※2 令和2年度の人件費について

指定管理者から聴取した令和2年度の人件費の内訳は以下のとおりである。

施設運営に係る日常業務(受付、入金業務等)	3,210千円(=3,777.5h×@850円)
館内維持管理業務(清掃、保守点検等)	167千円(=167h×@1,000円)
館外維持管理業務(除草、除雪等)	348千円(=232h×@1,500円)

また、令和2年度は、以下の理由により前年比で人件費が増加している。

- 除草、除雪作業の時間が前年比222時間増加した
- 除草・除雪作業の時給を250円増額した(1,250円→1,500円)

※3 消耗品費について

主な内訳は、殺虫剤、新聞、雑誌、次亜塩素酸、シャンプー、石鹼など、温泉施設の営業に必要な支出であり、定期的に発注されている(毎月3~6万円程度)

※4 水光熱費について

主な内訳は、「北陸電力に対する低圧電気料」である。

※5 燃料費について

令和2年度は、以下の理由により前年比で燃料費が減少している。

- 灯油の購入会社を変更したこと等により購入単価が平均93円→81円に下がった
- コロナ禍で4月16日~5月19日まで施設を休業したこと及び営業時間を1時間短縮したこと等により、灯油の年間購入量が20,1500→14,2570に減少した。

※6 委託料について

主な内訳は、基本協定書に記載されている「源泉ポンプ保守点検業務」や「温泉水水質検査業務」等である。

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 施設のあり方や存在意義の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した当施設の概要や利用者数の状況等については、上記「(1)ア. 施設の概要」及び「(1)イ. 施設の使用料及び利用者数の状況」を参照のこと。

当施設は、平成17年に「地域資源を活用することにより、都市と農村との交流の推進及び住民の健康増進を図る」目的で建設されている。

なお、富山市は限られた財源の中で公共施設を適切に維持管理するため、公共施設マネジメントの取り組みを進めているが、当施設については具体的な方針は決まっていない。

当施設は、白木峰登山者や白木峰山麓クラインガルテン宿泊者が利用するほか、限界集落である大長谷地区の住民（33世帯49人）が活発に利用しており、地域住民の交流の場として重要な機能を果たしている。なお、当施設は、富山市の観光スポットである白木峰の山麓に位置するが、平成30年に台風で白木峰林道が崩壊し白木峰登山者が減少したため、利用者が減少している。また、令和2年度は、上記要因に加えてコロナ禍で外出が控えられたため観光客の利用者が減少している。一方で、白木峰林道は令和3年10月に徒歩での通行が解禁となっており、今後、マイカーでの通行が解禁された場合、観光客が平成29年度以前の水準まで回復する可能性がある。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、施設のあり方や存在意義について、発見事項は識別されなかった。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

イ. 富山市の歳入・歳出の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した富山市の歳入・歳出の推移や内容等については、上記「(1)ウ. 富山市の歳入・歳出の状況」を参照のこと。

当施設は、歳入（入浴料）が減少傾向にあるが、これは、平成30年に白木峰林道が災害閉鎖され観光客が減少したことによるものであり、やむを得ないものと考えられる（白木峰林道は、復旧工事が進み令和3年10月に徒歩での通行が解禁されている）。また、当施設は入湯税を徴収していないが、これは入湯税課税取扱要綱2条に則った対応であり、問題は認められない。

富山市の歳出は、大部分が指定管理料である。指定管理料は、下記「(2)ウ. 指定管理者の選定過程及び指定管理料の計算方法の検討結果」で検討する。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、富山市の歳入・歳出について、発見事項は識別されなかった。

その他、当施設は、受付カウンター横のスペースで指定管理者が地元の山菜等を販売しているが、富山市は行政財産使用料条例に基づく目的外使用料を徴収していなかった。しかし、富山市は令和3年度から当該自主事業に係る目的外使用料を徴収しているため、指摘や意見とはしないものとする。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

ウ. 指定管理者の選定過程及び指定管理料の計算方法の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した指定管理者の概要や指定管理料の計算方法等については、上記「(1)エ. 指定管理者及び指定管理業務の概要」を参照のこと。

現指定管理者が選定された際の指定管理候補者選定委員会資料を査閲したが、選定にあたっては「公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」や「富山市公の施設の指定管理者

制度運用に関する指針」に則った事務手続き及び判断が行われていた。

なお、当施設は、非公募かつ指定管理期間を5年に設定している。これについては、当施設が存在する大長谷地区は、富山市内から車で2時間近くかかる岐阜県境の山奥にあり、地区住民は33世帯49人と限界集落になっているため、公募によったとしても活発な応募があるとは考えにくい。また、現指定管理者は、大長谷地区に移住した住民が地域住民と一緒に設立したNPO団体であり、地域活性化のために尽力していること、費用対効果の面で大きな問題が認められないこと等を勘案すると、長期間、安定的に指定管理業務を委託することは合理的と考えられる。

その他、指定管理料は、施設運営に必要な費用を支出していると考えられる。令和2年度は、富山市の他の温泉施設ではコロナ禍による減益見込額に対して指定管理用を追加支出しているが、当施設は地域住民の利用が多く、コロナ禍でも休業しなかったため指定管理料の追加支出は行われていない。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、指定管理者の選定過程及び指定管理料の計算方法について、発見事項は識別されなかった。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

エ. 指定管理業務の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した指定管理施設の収入・支出の推移や内容等については、上記「(1)オ. 指定管理施設の収入・支出の状況」を参照のこと。

指定管理者は、経費削減を意識しながら施設を運営しており、監査の結果、明らかに過大な支出は認められなかった。一方で、今後は最低賃金が引き上げられ人件費の増加が見込まれることから、もう一段経費を削減するための工夫が必要になると考える。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、指定管理者の選定過程及び指定管理料の計算方法について、発見事項は識別されなかった。

② 発見事項

110【意見 No37】	利用者の要望、苦情等の収集
本庁対応	該当なし
<p>当施設では、指定管理者は利用者アンケートを実施していなかった。</p> <p>利用者の要望、苦情等を施設運営に反映し施設の魅力を向上させるため、指定管理者は利用者アンケートを取ることが望まれる。なお、アンケート形式以外でも、例えば感想ノートを休憩スペースの目に留まる場所に常置し、利用者の忌憚なき意見を収集することが考えられる。</p>	
111【意見 No38】	施設管理費の削減
本庁対応	該当なし
<p>富山市は、複数の温泉施設を有するが、中には指定管理者が大幅に施設管理費を削減し施設の収支を大幅に改善した事例（富山市の外郭団体である憐ほそいりが運営する楽今日館）が存在する。</p> <p>そのため、所管課は、指定管理者に対して原則相見積もりを取るよう指導するとともに、他</p>	

の優良事例を収集し、当施設でも同様の施設管理費削減が可能かどうかを指定管理者と協議することが望まれる。具体的には、当施設では以下のような点で施設管理費を削減できる可能性がある。

- ボイラー24時間稼働の見直し
- 次亜塩素酸の機械への投入業務委託の見直し
- 浴場の消耗品の見直し（ボディソープ、シャンプー、コンディショナー）
- 新電力との相見積もり

オ. 公有財産の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。

当施設を視察した結果、緊急性を要する修繕箇所や重要な遊休部分は識別されず、施設の利用状況について重大な問題は識別されなかった。

一方で、財産管理の事務手続面においては、以下の発見事項が識別された。

② 発見事項

112【指摘 No8】	富山市公有財産管理規則の見直し
本庁対応	当該論点は、富山市の公有財産管理を担当している本庁部署（管財課など）が対応すべき事項である。そのため、「第2章 第2部 3. (2)ウ. 公有財産管理規則の見直しと全庁周知」で再掲する。
<p>所管課に確認したところ、土地について公有財産台帳(様式第3号)を備え付けていなかった。</p> <p>富山市は、公有財産管理規則第53条で「財務部長は、公有財産台帳(様式第3号)を調整し、常に公有財産の状況を明らかにしておかなければならない」と規定しており、所管課は公有財産台帳の副本を備え付けることが求められている。この点、管財課に確認したところ、「現在は公有財産を公会計管理台帳システムで一元管理しており、公有財産管理規則に規定されている様式での保管は求めている」との回答があった。</p> <p>このように、公有財産台帳の運用実態と関連規程が乖離していることから、公有財産管理規則を実態に合わせて見直す必要がある。</p>	

カ. 備品管理の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。

監査手続を実施した結果、ほぼ全ての往査施設で備品管理に関する類似の不備が発見された。当該不備は、主として関連規程の認識不足や備品管理のためのマンパワー不足により生じているものと考えられ、富山市全体として関連規程や備品管理体制を抜本的に見直す必要があると感じた。この点、富山市全体の課題は「第2章 監査結果の要約」に記載することとし、以下では、現状の規程等に照らして識別された当施設固有の発見事項のみを記載することとする。

当施設で監査を実施した結果、具体的に以下の発見事項が識別された。

② 発見事項

113【指摘 No1】	備品台帳への単価記載漏れ
-------------	--------------

本庁対応	多くの往査施設で類似の不備が発見された。そのため、「第2章 第2部 3.(2)ア. 備品管理の実効性向上のための体制見直し」で別途本庁部署(管財課)が対応すべき備品管理に係る指摘事項を識別する。
<p>現物実査の結果、備品台帳の単価欄に金額の記載がないものが散見された。所管課に確認したところ、「市町村合併で備品台帳を引き継いだ際に単価の引継ぎ漏れがあった」との回答を得た。</p> <p>所管課は、富山市物品管理規則第3条に基づき、取得価格が判明するものについては当該価格を、それ以外は評価価格を備品台帳に記載する必要がある。</p>	
114【指摘 No2】	備品台帳の数量と現物数量との不一致
本庁対応	多くの往査施設で類似の不備が発見された。そのため、「第2章 第2部 3.(2)ア. 備品管理の実効性向上のための体制見直し」で別途本庁部署(管財課)が対応すべき備品管理に係る指摘事項を識別する。
<p>現物実査の結果、台帳数量と現物数量とが一致していない備品が2件発見された。所管課に確認したところ、「市町村合併時に旧町村の備品台帳を現物実査することなく引き継ぎ、それ以降は年度中の受払いのみを反映して備品台帳及び物品現在高調書を作成している」との回答を得た。</p> <p>富山市は、物品管理規則第27条で「毎会計年度末における備品の現在高等について物品現在高調書を作成すること」と規定している。</p> <p>受払いの反映のみでは備品の現在高を正確に把握できないため、所管課は、每期備品の現物実査を実施し、備品台帳や物品現在高調書を実態と整合させる必要がある。</p>	
115【指摘 No3】	標示票の貼付漏れ及び記載不備
本庁対応	多くの往査施設で類似の不備が発見された。そのため、「第2章 第2部 3.(2)ア. 備品管理の実効性向上のための体制見直し」で別途本庁部署(管財課)が対応すべき備品管理に係る指摘事項を識別する。
<p>現物実査の結果、標示票の貼付のない備品が散見された。また、標示票が貼付されている備品についても、改正前物品取扱要領に基づく類別番号・品目番号が記載されており、現行の類別番号・品目番号が記載されていないものが散見された。</p> <p>富山市は、物品管理規則第18条で「取得価格又は評価価格が5万円以上の備品には標示票をはらなければならない」と規定している。</p> <p>所管課は、物品管理規則に従って、現行の物品取扱要領に基づく類別番号・品目番号を記載した標示票を備品に貼付する必要がある。</p>	
116【指摘 No4】	遊休備品の処分漏れ
本庁対応	多くの往査施設で類似の不備が発見された。そのため、「第2章 第2部 3.(2)ア. 備品管理の実効性向上のための体制見直し」で別途本庁部署(管財課)が対応すべき備品管理に係る指摘事項を識別する。
<p>現物実査の結果、ツール等、遊休状態で今後の利用見込みもない備品が確認された。</p> <p>富山市は、物品管理規則第22条で「物品管理者は、その管理に属する物品のうち使用することができないもの又は使用の必要がなくなったものについて、不用の決定をしなければならない</p>	

ない」と規定するとともに、物品管理規則第 23 条又は第 24 条で不用決定処理を実施した後の売却又は棄焼却処分を規定している。	
所管課は、当該備品を使用する可能性が無いのであれば、物品管理規則に従って当該備品を必要とする部署へ管理換えを行うか、もしくは不用決定処理を行ったうえで売却処分又は棄焼却処分を行う必要がある。	
117【指摘 No5】	備品要件を満たさない物品の備品台帳からの削除漏れ
本庁対応	多くの往査施設で類似の不備が発見された。そのため、「第 2 章 第 2 部 3. (2) ア. 備品管理の実効性向上のための体制見直し」で別途本庁部署(管財課)が対応すべき備品管理に係る指摘事項を識別する。
<p>現物実査の結果、取得価格や評価価格が明らかに少額であると考えられる物品が備品台帳に計上されていた。</p> <p>富山市は、物品管理規則第 3 条で「その性質及び計上を変えることなく 2 年以上にわたり使用できる物品で取得価格又は評価価格が 2 万円以上のもの並びに美術・工芸品及び標本」を備品として定義している。</p> <p>所管課は、現物実査を実施したうえで備品要件を満たさない物品を備品台帳から削除する必要がある。</p>	

キ. 現金管理の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第 4 章 第 1 部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。

なお、往査時に指定管理者が管理する富山市の現金(施設使用料)を実査したところ、以下の発見事項が識別された。

② 発見事項

118【指摘 No14】	現金残高の帳簿と現物の不一致
本庁対応	該当なし
<p>指定管理者が保管する富山市の現金(入浴料)について、監査人が 8 月 12 日 17:00 に現金実査を実施した結果、帳簿残高に比べて現金残高が 1,290 円多かった。差異の発生原因は不明であるが、レジや金庫を査閲したところ、富山市の現金と自主事業の現金とが明確に区別されていなかった。そのため、両者が混同されてしまった可能性がある。</p> <p>指定管理者に確認したところ、「富山市の現金の日次実査は実施しておらず、また、僻地に所在するため富山市の口座への振込みも月 1 回程度になっている」との回答を得た。</p> <p>現金事故を防止するため、所管課は指定管理者に対して「富山市の現金と自主事業の現金を物理的に区別すること」及び「富山市の現金を日々実査すること」を指導する必要がある。また、富山市の口座への振込頻度を見直す必要が無いかも協議することが望まれる。</p>	

7. 大山農山村交流センター

(1) 概要

ア. 施設の概要

施設名称	大山農山村交流センター		
事務事業名	大山農山村交流センター管理運営費		
運営方式	指定管理施設（行政財産の公共用財産）		
所管部署	農業振興課		
所在地	富山市原 282 番地		
関連条例等	富山市大山農山村交流センター条例及び同条例施行規則		
条例に定める施設の設置目的	豊かな自然資源と恵まれた地域資源を活用した交流及び体験の場等を提供することにより、農業の振興と地域の活性化を図る		
条例に定める施設の事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 惣菜の製造及び販売に関すること ● 工芸品の製造及び販売に関すること ● 農産畜産物及びその加工品の販売に関すること ● 農産物及び山菜の加工体験並びに各種イベントの企画管理に関すること ● 上記に掲げるもののほか、農山村交流センターの設置目的を達成するため、必要な事業 		
施設の内容	特産物販売所、体験交流室、加工体験室、休息室		
土地の面積	借地のため該当なし		
建物の建築年	平成 11 年		
建物の構造	鉄筋コンクリート		
建物の耐用年数	47 年（令和 2 年度末時点で残存耐用年数は 26 年）		
建物の延床面積	1,727.26 ㎡		
建物の建設事業費	320,234 千円		
補助金情報	補助金名	交付年度	当初補助金額
	山村振興等農林漁業特別対策事業	平成 11 年	172,500 千円
耐震基準	昭和 56 年 6 月施行の新耐震基準に適合		
避難所指定	避難所には指定されていない		
公共施設マネジメントの方針	特記事項なし ※「第 1 次富山市公共施設マネジメントアクションプラン（実行編）2018～2021」及びそれに基づく「地域別実行計画」より		
その他	当施設は、指定管理区域以外は富山市の直営となっているが、現在は指定管理者がその全域の使用許可を得たうえでレンタルスキーの保管等に利用している。		

イ. 施設の使用料及び利用者数の状況

単位：人

種別	条例に定める使用料上限	※	H28	H29	H30	R1	R2
4～11月利用者数 (スキー以外)	条例に使用料の定めなし	1	11,462	9,187	11,301	4,128	2,311

種別	条例に定める使用料上限	※	H28	H29	H30	R1	R2
12～3月利用者数 (スキー)	条例に使用料の定めなし	2	43,782	41,738	32,750	7,225	28,148
合計			55,244	50,925	44,051	11,353	30,459

<補足コメント>

※1 4月～11月のスキー以外の利用について

主に夏季にゲレンデを使って実施される各種イベントの参加者が施設を利用している。なお、平成30年度に立山山麓スキー場のゴンドラが廃止され、輸送能力の問題から令和1年度に人気イベント（トレイルラン）が終了したため、夏季の利用者数が大幅に減少している。

※2 12月～3月のスキー利用者について

令和1年度は、記録的な暖冬で12～1月に殆ど雪が積もらなかったため、利用者数が大幅に減少している。令和2年度は、大雪のため利用者数が回復したが、コロナ禍での外出自粛、ゴンドラ廃止による魅力低下、スキー人口の減少等の影響で利用者数の通減傾向が続いている。

ウ. 富山市の歳入・歳出の状況

単位：千円

	※	H28	H29	H30	R1	R2
施設使用料	1	-	-	-	-	-
自販機設置料	2	-	-	-	-	-
電柱占用料		-	-	-	-	-
その他目的外使用料	3	-	-	-	-	-
目的外使用の実費負担		-	-	-	-	-
a. 歳入実績合計		-	-	-	-	-
委託料	4	6,576	6,576	6,576	6,635	6,203
庁用器具費	5	-	-	-	1,547	-
補助金	6	64	63	63	63	63
b. 歳出実績合計		6,640	6,639	6,639	8,245	6,266
c. 歳入歳出差額(a-b)		▲6,640	▲6,639	▲6,639	▲8,245	▲6,266

d. 予算額(歳入-歳出)		▲6,641	▲6,640	▲6,640	▲8,698	▲6,931
e. 予実差異(c-d)		1	1	1	453	665

<補足コメント>

※1 施設使用料について

条例により当施設の使用料は全て無料となっている。なお、当施設は、指定管理者が運営している立山山麓スキー場のゲレンデに位置し、主な用途は冬場のスキーレンタルやリフト券販売となっている。

※2 自販機設置料について

富山市は、当施設の直営部分について指定管理者に5年間の使用許可を与え、目的外使用料を全額減免している。なお、指定管理者は当該区域に自販機を設置しているが、富山市は使用許可区域全域に対して使用料を全額減免していると見做し、自販機設置料を徴収していない。

※3 その他目的外使用料について

富山市は、当施設の直営部分について指定管理者に5年間の使用許可を与えている。指定管理者は、当該使用許可区域で施設の利用目的以外の事業を営んでいるが、富山市は、外郭団体であることをもって目的外使用料を全額減免している。

※4 委託料について

主な内訳は、指定管理者に対する指定管理料である。指定管理料は、消費税増税分だけ令和1年以降に増加している。

令和2年度は、コロナ禍が当施設の稼働に大きな影響を与えなかったため、休業補償は行っていない。

※5 庁用器具費について

令和1年度の主な内訳は、直営部分（食堂）に存在する富山市の物品（冷蔵庫、冷凍庫、食洗器）を取り換えたものである。

※6 補助金について

富山市は、指定管理基本協定書で規定している特定のイベントの運営費だけを補助金で支出していた。なお、令和3年度以降は、これらを指定管理料に含めて支出する予定である。

エ. 指定管理者及び指定管理業務の概要

指定管理者	<p>大山観光開発株式会社</p> <p>所在地： 富山市原 55 番地</p> <p>代表者： 代表取締役社長 北野 良昭</p> <p>事業概要： 索道による旅客及び物品の運送、スキー客等への物品販売、遊園地や公園等誘致施設の経営 など</p> <p>富山市との関係 外郭団体（商工労働部 観光政策課 所管）</p>
指定管理業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設の維持管理業務 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 日常清掃業務 ➢ 機械警備業務（ボイラ、電気設備） ➢ 消防設備保守点検業務 ● 大山農山村交流センターでの各種イベントの企画、管理運営 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 立山山麓山菜市 ➢ 立山山麓アドベンチャーマラソン大会 ➢ 立山山麓ふれあい家族夏祭り ➢ 立山山麓そば祭り ➢ 立山山麓スノーフェスタ など
指定管理期間	5 年間（平成 28 年度～令和 2 年度）

指定管理料	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成 28 年に締結された基本協定書では、各年度の管理業務委託料は下記金額を限度とし、各年度の開始前に富山市と指定管理者が協議の上定める。 ● 消費税増税に伴って平成 31 年 4 月 1 日に「基本協定書の一部を変更する協定書」が締結され、令和 1 年度～令和 2 年度の指定管理料が増額されている。 <p style="text-align: right;">単位：千円</p>																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初</td> <td>6,343</td> <td>6,343</td> <td>6,343</td> <td>6,343</td> <td>6,343</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>6,401</td> <td>6,460</td> </tr> </tbody> </table>		H28	H29	H30	R1	R2	当初	6,343	6,343	6,343	6,343	6,343	変更後				6,401	6,460
		H28	H29	H30	R1	R2													
当初	6,343	6,343	6,343	6,343	6,343														
変更後				6,401	6,460														
選定方法	公募（応募者数：1 社）																		
施設使用料の帰属先	富山市（使用料制）																		
施設、設備、備品等の維持修繕に係る費用の負担関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 経年劣化によるもの、又は相手方が特定できない第三者の行為によるもののうち、原状回復に要する経費の年度合計額が以下の金額以下の場合は、指定管理者がこれを負担する。 ● これを超えることが見込まれるときは、富山市と事前協議する。 <p style="text-align: right;">単位：千円</p>																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>95</td> <td>95</td> <td>95</td> <td>95</td> <td>95</td> </tr> </tbody> </table>	H28	H29	H30	R1	R2	95	95	95	95	95								
	H28	H29	H30	R1	R2														
95	95	95	95	95															
協定書における途中解約時の違約金条項	無し ※令和 3 年度に締結された新たな基本協定書には、指定解除違約金条項が記載されている																		
協定書における指定管理期間終了後の返金条項	有り（指定管理期間の各年度に要した管理運営経費の合計額が、指定管理期間の各年度分として支払った管理業務委託料の合計額を下回った場合は、指定管理者はその差額を富山市に返還する）																		
自主事業の内容	自主事業は無い																		

オ. 指定管理施設の収入・支出の状況

単位：千円

	※	H28	H29	H30	R1	R2
指定管理料（富山市）	1	6,343	6,343	6,343	6,401	6,460
a. 収入合計		6,343	6,343	6,343	6,401	6,460
管理人件費	2	667	668	668	612	646
賠償責任保険料	2	56	57	57	58	59
ガスポンプ保守料	2	38	38	39	40	41
電気設備保安料	2	28	28	29	30	31
消防設備保守料	2	18	18	18	19	20
修繕費	2	92	94	94	538	752
消耗品費	2	78	78	80	81	81

	※	H28	H29	H30	R1	R2
燃料費	2	351	356	292	296	298
光熱水費	2	284	285	360	364	368
イベント人件費	3	600	600	600	784	271
イベント食材費	3	130	154	207	96	114
イベント事業費	3	3,510	2,619	2,639	1,844	1,439
イベント広告宣伝費	3	1,234	866	1,087	1,630	711
イベント消耗品費	3	87	482	191	57	50
b. 支出合計		7,177	6,346	6,368	6,451	4,884
c. 収支差額 (a-b)	4	▲834	▲3	▲25	▲50	1,576
(富山市からの収入を除いた収支差額)		▲7,177	▲6,346	▲6,368	▲6,451	▲4,884

d. 予算額 (収入-支出)		0	0	0	0	0
e. 予実差異 (c-d)		▲834	▲3	▲25	▲50	1,576

<補足コメント>

※1 指定管理料(富山市)について

内容は、上記「(1)ウ. 富山市の歳入・歳出の状況」の※4及び「(1)エ. 指定管理者及び指定管理業務の概要」を参照のこと。

※2 人件費および管理費について

富山市は、当施設の直営部分について指定管理者に5年間の使用許可を与えており、指定管理者は、当施設の全域を使用している。なお、行政財産使用許可書第5条は「電気、上下水道、ガス、冷暖房等の施設その他市長が指定する付属施設を使用するときは、その使用料を測定し又は推計して実費相当額として市長が定める金額を負担しなければならない」と規定しているが、指定管理者は、設備保守料や修繕費など当施設で発生するほぼ全ての施設管理費を負担している。

※3 イベント費について

指定管理者が指定管理基本協定書に記載された各種イベントを実施した際の実費が集計されている。

※4 収支差額について

令和2年度は、コロナ禍の影響で複数のイベントが開催できなかったため多額の収入超過となった。その結果、指定管理期間(平成28年度～令和2年度)の施設管理費合計額が指定管理料合計額を下回ることになったため、指定管理者は基本協定書の定めに従い当該差額663千円を富山市に返還している。

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 施設のあり方や存在意義の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した当施設の概要や利用者数の状況等については、上記「(1) ア. 施設の概要」及び「(1) イ. 施設の使用料及び利用者数の状況」を参照のこと。

当施設は、平成11年に「豊かな自然資源と恵まれた地域資源を活用した交流及び体験の場等を提供することにより、農業の振興と地域の活性化を図る」目的で建設されている。

富山市は限られた財源の中で公共施設を適切に維持管理するため、公共施設マネジメントの取り組みを進めているが、当施設については明確な方針は出ていない。

当施設は、立山山麓スキー場のゲレンデに位置し、夏季は当施設やゲレンデを使って実施される各種イベントの拠点として、冬季は主にスキー場の受付・管理施設として利用されている。各種イベントの運営は指定管理者に委託されているが、平成30年度にスキー場のゴンドラが廃止され令和1年度に人気イベント（トレイルラン）が終了したため、イベント利用者が大幅に減少している。また、冬季についても、ゴンドラ廃止による魅力低下、スキー人口の減少等の影響でスキー利用者の遡減傾向が続いている。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、施設のあり方や存在意義について、以下の発見事項が識別された。

② 発見事項

119【意見 No39】	施設所管部署の再検討
本庁対応	該当なし
<p>当施設は、現在は農林水産部が所管しているが、最近では当初の設立目的と異なる用途（スキーなど）での使用が多くなっている。</p> <p>そのため、所管課においては、当施設の設立目的、存在意義、使用状況、所管換えや用途変更時の影響（補助金の返還要否を含む）等を十分に検討し、その結果を踏まえて関係各部と施設の今後の在り方を協議していくことが望まれる。</p>	

イ. 富山市の歳入・歳出の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した富山市の歳入・歳出の推移や内容等については、上記「(1) ウ. 富山市の歳入・歳出の状況」を参照のこと。

当施設の歳入はゼロである。富山市は、当施設の直営部分について指定管理者に5年間の使用許可を与えている。指定管理者は、当該使用許可区域で施設の利用目的以外の事業を営んでいるが、富山市は、外郭団体であることをもって目的外使用料を全額減免している。また、指定管理者が当該使用許可区域に設置した自販機についても、自販機設置料を徴収していない。

富山市の歳出は、大部分が指定管理料である。指定管理料は「(2) ウ. 指定管理者の選定過程及び指定管理料の計算方法の検討結果」で検討する。なお、富山市は、当施設の直営部分について指定管理者に5年間の使用許可を与えており、行政財産使用許可書第5条で「電気、上下水道、ガス、冷暖房等の施設その他市長が指定する付属施設を使用するときは、その使用料を測定し又は推計して実費相当額として市長が定める金額を負担しなければならない」と規定している。しかし、指定管理者は、設備保守料や修繕費など当施設で発生するほぼ全ての施設管理費を負担している。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、富山市の歳入・歳出について、以下の発見事項が識別された。

② 発見事項

120【指摘 No15】	自販機設置料及び目的外使用料の徴収
本庁対応	該当なし
<p>指定管理者は、富山市から使用を許可された区域で施設の利用目的以外の収益事業を営んでいるが、富山市は、外郭団体であることをもって目的外使用料を全額減免している。また、指定管理者が使用許可区域に設置した自販機についても、自販機設置料を徴収していない。</p> <p>令和3年8月2日に管財課が通知した「行政財産目的外使用料及び普通財産貸付料の減免基準」に照らすと、外郭団体のような公共的団体が自らの事務所等のために公共的施設を使用する場合は、減免率は50%になる。そのため、今後、使用許可区域に係る目的外使用料の減免額を見直す必要がある。</p> <p>また、富山市は、公の施設に自販機を設置する場合は、原則として自販機設置料及び電気代等の実費相当額を徴収する方針である。そのため、所管課は、指定管理者が使用許可区域に設置した自販機についても、自販機設置料及び電気代等の実費相当額を徴収すべきかどうか検討することが望まれる。</p>	
121【意見 No40】	直営部分の使用許可期間
本庁対応	該当なし
<p>富山市は、当施設の直営部分について指定管理者に5年間の使用許可を与えている。</p> <p>一方で、富山市は公有財産管理規則第33条で「行政財産の使用を許可する期間は、1年内とする。ただし、市長が特に必要と認める場合においては、別に定める期間とすることができる」と規定している。他施設では行政財産の使用許可期間は1年であることが多く、また、当施設が、公共用財産として市民が広く利用する前提であることを勘案すると、直営部分を指定管理者が長期間継続使用することには議論の余地がある。</p> <p>所管課は、上記「(2)ア. 施設のあり方や存在意義の検討」で記載したとおり当施設のあり方を整理したうえで、使用許可期間を見直すべきかどうか検討することが望まれる。</p>	
122【意見 No41】	直営部分の施設管理費の負担関係
本庁対応	該当なし
<p>富山市は、当施設の直営部分について指定管理者に5年間の使用許可を与えており、指定管理者は、設備保守料や修繕費など当施設で発生するほぼ全ての施設管理費を負担している。</p> <p>一方で、富山市は、行政財産使用許可書第5条で「電気、上下水道、ガス、冷暖房等の施設その他市長が指定する附属施設を使用するときは、その使用料を測定し又は推計して実費相当額として市長が定める金額を負担しなければならない」と規定しており、実費負担の範囲が実態と異なっている可能性がある。</p> <p>所管課は、上記目的外使用料の徴収可否と併せて施設管理費の負担関係を整理することが望まれる。</p>	

ウ. 指定管理者の選定過程及び指定管理料の計算方法の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した指定管理者の概要や指定管理料の計算方法等については、上記「(1)エ. 指定管理者及び指定管理業務の概要」を参照のこと。

当施設は、旧大山町が設立し平成17年の市町村合併後に富山市の外郭団体となった大山観光開発(株)が公募で指定管理者に選定されている。指定管理者の選定にあたっては公募を実施したが、当施設の立地や業務内容から大山観光開発(株)しか応募がなく、そのまま同社が選定されている。

現指定管理者が選定された際の指定管理候補者選定委員会資料を査閲したが、選定にあたっては「公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」や「富山市公の施設の指定管理者制度運用に関する指針」に則った事務手続き及び判断が行われていた。

一方で、富山市は、外郭団体を指定管理者とする場合に指定管理基本協定書で指定管理料返金条項を設けてしているが、これは指定管理者の改善意欲を削ぐ可能性が認識された。

また、外郭団体を指定管理者とする場合に施設管理の人件費相当を指定管理料で支払うか補助金で支払うかについて、施設ごとのばらつきが認められた。

その他、指定管理料は、指定管理選定時の事業計画における施設管理費予算をもとに決められるが、当施設の施設管理費予算は、明確な根拠なく過年度の施設管理費実績とほぼ同額になるよう作成されていた。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、指定管理者の選定過程及び指定管理料の計算方法について、以下の発見事項が識別された。

② 発見事項

123【指摘 No16】	指定管理料の再検討
本庁対応	該当なし
<p>下記「(2)エ. 指定管理業務の検討結果」の指摘のとおり、指定管理者は、当施設の指定管理区域に係る施設管理費を計算しておらず、過去と概ね同額になるように富山市に報告していた。また、指定管理料は、指定管理選定時の事業計画における施設管理費予算をもとに決められるが、当施設の施設管理費予算は、明確な根拠なく過年度の施設管理費実績とほぼ同額になるよう作成されていた。</p> <p>指定管理者がこのような運用を行っているため、当施設については、指定管理料が実際の施設管理費と見合っていない可能性がある。</p> <p>所管課は、下記「(2)エ. 指定管理業務の検討結果」の指摘に基づき計算された施設管理費をもとに、指定管理料を見直す必要がある。</p>	
124【意見 No30】	指定管理料返金制度の見直し
本庁対応	当該論点は、指定管理制度の見直し等を推進している本庁部署（行政経営課など）において留意が必要である。そのため、「第2章 第2部 3. (2)キ. 指定管理料返金制度の見直し」で再掲する。
<p>富山市は、外郭団体を指定管理者とする場合は、基本協定書に指定管理料返還条項（指定管理料合計額が指定管理期間の施設管理費合計額を上回る場合は、当該差額を返還する条項）を設定している。一方で、当該条項があると、指定管理者は経営努力で施設管理費を削減しても差額を返金しないといけなくなるため、経費削減のモチベーションが低下してしまう恐れがあ</p>	

る。また、指定管理料が余りそうな場合は施設管理費を過大支出する誘因にもなりかねない。

当該条項は、指定管理制度が始まったときに外郭団体の無駄な支出を抑える目的で導入されたものであり、一定の成果があったものと思慮するが、一方で、上記のような副作用もあるため、条項の必要性や計算式（差額の1/2だけ返金する等）を再検討することが望まれる。

なお、指定管理料を削減するためには、所管課が施設管理費の内容を継続的にモニタリングし、指定管理者と協議しながら施設管理費を必要十分な水準まで削減する必要がある。具体的には、所管課は、指定管理者と意見交換しながら年次報告書の計算チェックを行うとともに、金額的に多額で内容や必要性が曖昧になりやすい人件費、修繕費、委託費、消費税等の内容を精査することが望まれる。特に、人件費は、金額的に重要であるにも関わらず実態が見えにくい科目であるため、人員数、作業時間、時間単価、本社管理費や共通人件費の配賦方法等を精査することが望まれる。

また、所管課がこれらの検討を一定の水準で継続的に行えるようにするため、本庁主導で上記のような論点を整理した決算チェックリストを整備運用することが考えられる。所管課だけではマンパワーや知見が足りない場合は、外部専門家に調査を依頼することも考えられる。

125 【意見 No31】 指定管理料と人件費補助金の運用方針の整理

本庁対応 当該論点は、指定管理制度の見直し等を推進している本庁部署（行政経営課、財政課など）において留意が必要である。そのため、「第2章 第2部 3. (2)ク. 指定管理料と人件費補助金の運用方針の整理」で再掲する。

富山市は、当施設の施設管理費について人件費相当も含めて全額指定管理料で支払っている。一方で、富山市は、他の外郭団体が指定管理業務を担当する施設では、施設管理費に含まれる人件費相当は補助金で支出し、他の施設管理費を指定管理料として支払っているケースがある。

このように、現状では指定管理料と補助金の運用方法が統一されていないため、本庁の所管課は、富山市の指定管理施設の実態や他自治体の運用状況を調査したうえで、指定管理料と補助金の運用方法を整理することが望まれる。

エ. 指定管理業務の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した指定管理施設の収入・支出の推移や内容等については、上記「(1)オ. 指定管理施設の収入・支出の状況」を参照のこと。

当施設（指定管理区域）の収入は、富山市からの指定管理料である。

当施設（指定管理区域）の主な支出は、施設管理費とイベント運営費である。なお、当施設は、指定管理区域と指定管理者が目的外使用している直営部分が混在している。そのため、指定管理者は、施設全体の管理費を集計したうえで一定の基準で「指定管理区域に係る施設管理費」を按分計算する必要がある。しかし、指定管理者は、このような按分計算を行っておらず、指定管理区域に係る施設管理費を従来とほぼ同額として富山市に報告していた。

また、指定管理者は、指定管理区域内で指定管理業務と関係のないレンタルスキーの保管を行

っていた。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、指定管理業務について、以下の発見事項が識別された。

② 発見事項

126【指摘 No17】	指定管理区域に係る施設管理費の正確な計算
本庁対応	当該論点は、指定管理制度の見直し等を推進している本庁部署（行政経営課など）において留意が必要である。そのため、「第2章 第2部 3. (2)カ. 指定管理報告書の内容精査体制の整備」で再掲する。
<p>当施設は、指定管理区域と直営部分が混在している。そのため、指定管理者は、施設全体の管理費を集計したうえで、一定の基準で「指定管理区域に係る施設管理費」を按分計算する必要がある。</p> <p>しかし、指定管理者は、このような按分計算を行っておらず、指定管理区域に係る施設管理費を従来とほぼ同額として富山市に報告していた。</p> <p>指定管理区域に係る施設管理費は、富山市が適正な指定管理料の水準を決定するうえで重要な要素となる。そのため、所管課は、施設全体の管理費を正確かつ網羅的に集計し、それを合理的な基準で按分して指定管理区域に係る施設管理費を計算するよう、指定管理者に指導する必要がある。</p>	
127【指摘 No18】	指定管理区域の本来用途での使用
本庁対応	該当なし
<p>指定管理者は、夏季に、当施設の指定管理区域内（特産物販売所）で指定管理業務と関係ないレンタルスキーの保管を行っていた。当該業務は、基本協定書に定める指定管理業務の対象に含まれず、指定管理者の自主事業に該当すると考えられる。</p> <p>所管課は、指定管理者に対して基本協定書の順守を求めるとともに、現在の状態が続くようであれば目的外使用料の徴収可否を検討する必要がある。</p>	
128【意見 No37】	利用者の要望、苦情等の収集
本庁対応	該当なし
<p>指定管理者は、当施設の利用者に対してアンケートを実施していなかった。</p> <p>指定管理者は、公の施設の効用を最大限に発揮するため、施設の管理運営や各種イベントの実施結果等について実効性のあるアンケート調査を実施し、その結果を指定管理業務に生かすことが望まれる。</p>	

オ. 公有財産の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。

当施設の底地は借地になっている。

当施設を視察した結果、緊急性を要する修繕箇所や重要な遊休部分は識別されず、施設の利用状況について重大な問題は識別されなかった。

また、財産管理の事務手続面においては、公有財産管理規則に則って建物台帳が整備されており、問題は識別されなかった。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

カ. 備品管理の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。

監査手続を実施した結果、ほぼ全ての往査施設で備品管理に関する類似の不備が発見された。当該不備は、主として関連規程の認識不足や備品管理のためのマンパワー不足により生じているものと考えられ、富山市全体として関連規程や備品管理体制を抜本的に見直す必要があると感じた。この点、富山市全体の課題は「第2章 監査結果の要約」に記載することとし、以下では、現状の規程等に照らして識別された当施設固有の発見事項のみを記載することとする。

当施設で監査を実施した結果、具体的に以下の発見事項が識別された。

② 発見事項

129【指摘 No1】	備品台帳への単価記載漏れ
本庁対応	多くの往査施設で類似の不備が発見された。そのため、「第2章 第2部 3. (2)ア. 備品管理の実効性向上のための体制見直し」で別途本庁部署(管財課)が対応すべき備品管理に係る指摘事項を識別する。
<p>現物実査の結果、備品台帳の単価欄に金額の記載がないものが散見された。所管課に確認したところ、「市町村合併で備品台帳を引き継いだ際に単価の引継ぎ漏れがあった」との回答を得た。</p> <p>所管課は、富山市物品管理規則第3条に基づき、取得価格が判明するものについては当該価格を、それ以外は評価価格を備品台帳に記載する必要がある。</p>	
130【指摘 No2】	備品台帳の数量と現物数量との不一致
本庁対応	多くの往査施設で類似の不備が発見された。そのため、「第2章 第2部 3. (2)ア. 備品管理の実効性向上のための体制見直し」で別途本庁部署(管財課)が対応すべき備品管理に係る指摘事項を識別する。
<p>現物実査の結果、台帳数量と現物数量とが一致していない備品が複数発見された。また、現物が存在するが台帳に計上されていない備品が2件発見された。所管課に確認したところ、「市町村合併時に旧町村の備品台帳を現物実査することなく引き継ぎ、それ以降は年度中の受払いのみを反映して備品台帳及び物品現在高調書を作成している」との回答を得た。</p> <p>富山市は、物品管理規則第27条で「毎会計年度末における備品の現在高等について物品現在高調書を作成すること」と規定している。</p> <p>受払いの反映のみでは備品の現在高を正確に把握できないため、所管課は、每期備品の現物実査を実施し、備品台帳や物品現在高調書を実態と整合させる必要がある。</p>	
131【指摘 No3】	標示票の貼付漏れ及び記載不備
本庁対応	多くの往査施設で類似の不備が発見された。そのため、「第2章 第2部 3. (2)ア. 備品管理の実効性向上のための体制見直し」で別途本庁部署(管財課)が対応すべき備品管理に係る指摘事項を識別する。
<p>現物実査の結果、標示票の貼付のない備品が散見された。また、標示票が貼付されている備</p>	

<p>品についても、改正前物品取扱要領に基づく類別番号・品目番号が記載されており、現行の類別番号・品目番号が記載されていないものが散見された。</p> <p>富山市は、物品管理規則第 18 条で「取得価格又は評価価格が 5 万円以上の備品には標示票をはらなければならない」と規定している。</p> <p>所管課は、物品管理規則に従って、現行の物品取扱要領に基づく類別番号・品目番号を記載した標示票を備品に貼付する必要がある。</p>	
132【指摘 No4】	遊休備品の処分漏れ
本庁対応	多くの往査施設で類似の不備が発見された。そのため、「第 2 章 第 2 部 3. (2) ア. 備品管理の実効性向上のための体制見直し」で別途本庁部署(管財課)が対応すべき備品管理に係る指摘事項を識別する。
<p>現物実査の結果、配膳用器具等、遊休状態で今後の利用見込みもない備品が確認された。</p> <p>富山市は、物品管理規則第 22 条で「物品管理者は、その管理に属する物品のうち使用することができないもの又は使用の必要がなくなったものについて、不用の決定をしなければならない」と規定するとともに、物品管理規則第 23 条又は第 24 条で不用決定処理を実施した後の売却又は棄焼却手続を規定している。</p> <p>所管課は、当該備品を使用する可能性が無いのであれば、物品管理規則に従って当該備品を必要とする部署へ管理換えを行うか、もしくは不用決定処理を行ったうえで売却処分又は棄焼却処分を行う必要がある。</p>	
133【指摘 No5】	備品要件を満たさない物品の備品台帳からの削除漏れ
本庁対応	多くの往査施設で類似の不備が発見された。そのため、「第 2 章 第 2 部 3. (2) ア. 備品管理の実効性向上のための体制見直し」で別途本庁部署(管財課)が対応すべき備品管理に係る指摘事項を識別する。
<p>現物実査の結果、取得価格や評価価格が明らかに少額であると考えられる物品が備品台帳に計上されていた。</p> <p>富山市は、物品管理規則第 3 条で「その性質及び計上を変えることなく 2 年以上にわたり使用できる物品で取得価格又は評価価格が 2 万円以上のもの並びに美術・工芸品及び標本」を備品として定義している。</p> <p>所管課は、現物実査を実施したうえで備品要件を満たさない物品を備品台帳から削除する必要がある。</p>	

キ. 現金管理の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

当施設は、利用が少なくなっており往査時に富山市の現金の取り扱いが無く、「第 4 章 第 1 部 1. (2)」に記載の監査手続の実施は省略した。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

第3部：指定管理施設（非往査）の監査結果

1. とやまスローライフ市民農園

(1) 概要

ア. 施設及び指定管理者の概要

施設名称	とやまスローライフ市民農園
事務事業名	とやまスローライフ・フィールド推進事業
運営方式	指定管理施設（貸出用の農地は借地。併設の駐車場は行政財産の公共用財産）
所管部署	農政企画課
指定管理	指定管理者名： 特定非営利活動法人 里山倶楽部 富山市との関係： 特記事項なし
指定期間	5年間（令和1年度～令和5年度）
選定方法	非公募
指定管理料	利用料金制であり無し

イ. 施設の利用料及び利用者数の状況

単位：区画数

種別	条例に定める利用料上限	※	H28	H29	H30	R1	R2
利用区画	1区画 12,570円	1	205	204	202	204	215

<補足コメント>

※1 利用状況について

当施設は241区画あるが継続利用者が多く、80%以上の高い利用率を維持できている。

令和2年度はコロナ禍で屋外活動のニーズが高まり、利用者が増加している。

ウ. 富山市の歳入・歳出の状況

単位：千円

	※	H28	H29	H30	R1	R2
a. 歳入実績合計		0	0	0	0	0
b. 歳出実績合計	1	368	254	389	197	516
c. 歳入歳出差額(a-b)		▲368	▲254	▲389	▲197	▲516

<補足コメント>

※1 歳出について

令和2年度の主な内訳は、「市民農園農地借上料160千円」、「備品（AED）購入費359千円」などである。

エ. 指定管理施設の収入・支出の状況

単位：千円

	※	H28	H29	H30	R1	R2
指定管理料（富山市）		-	-	-	-	-
農園利用料等売上		2,642	2,719	2,753	2,763	3,006
a. 収入合計		2,642	2,719	2,753	2,763	3,006

	※	H28	H29	H30	R1	R2
人件費		1,869	1,805	1,816	1,767	2,194
経費		773	913	937	995	812
b. 支出合計		2,642	2,719	2,753	2,763	3,006
c. 収支差額(a-b)	1	-	-	-	-	-

<補足コメント>

※1 収支差額の推移について

当施設は、農園利用料等売上で施設管理費を賄っている。

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 施設のあり方や存在意義の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (3)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した当施設の概要や利用者数の状況等については、上記「(1) ア. 施設及び指定管理者の概要」及び「(1)イ. 施設の利用料及び利用者数の状況」を参照のこと。

当施設は、農村における地域資源を生かして整備した生活体験の場において、農村と都市との交流を促進するとともに、自然環境の中での体験を通じて、市民のゆとりと生きがいの創出に寄与することを目的に設立されている。

富山市内に存在し、農林水産部が所管する市民農園の令和3年10月1日時点での状況は以下のとおりである。当施設は、他の施設と比べて規模が大きいが、指定管理者がWEB等を使って積極的にPRを行っているほか、農機具の貸出しや栽培指導などの手厚いサポートを行っており、利用率が非常に高くなっている。

施設名称	区画面積	区画数	募集区画数	利用率	年間使用料
とやまスローライフ市民農園	50 m ²	241	19	92%	12,570 円
古洞の森自然活用村体験農園	50 m ²	45	11	75%	5,500 円
水橋東部集落農園	50 m ²	72	22	69%	5,500 円
八尾市民農園	75 m ²	30	6	80%	4,180 円～7,840 円
白木峰山麓クラインガルテン	280 m ²	6	1	83%	260,340 円～266,090 円

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、施設のあり方や存在意義について、発見事項は識別されなかった。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

イ. 富山市の歳入・歳出の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (3)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した富山市の歳入・歳出の推移や内容等については、上記「(1)ウ. 富山市の歳入・歳出の状況」を参照のこと。

当施設は、利用料金制の指定管理施設であるが、利用料等で施設管理費を賄っているため、富

山市の歳出は、修繕費や借上料など限定的なものとなっている。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、富山市の歳入・歳出について、発見事項は識別されなかった。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

ウ. 指定管理者の選定過程及び指定管理料の計算方法の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (3)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した指定管理者の概要や指定管理料の計算方法等については、上記「(1) ア. 施設及び指定管理者の概要」を参照のこと。

現指定管理者が選定された際の指定管理候補者選定委員会資料を査閲したが、選定にあたっては「公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」や「富山市公の施設の指定管理者制度運用に関する指針」に則った事務手続き及び判断が行われていた。

また、当施設は、利用料金制の指定管理施設であるが、利用料等で施設管理費を賄えているため指定管理料は発生していない。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、指定管理者の選定過程及び指定管理料の計算方法について、発見事項は識別されなかった。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

エ. 指定管理業務の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (3)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した指定管理施設の収入・支出の推移や内容等については、上記「(1) エ. 指定管理施設の収入・支出の状況」を参照のこと。

当施設の指定管理者は、WEB等を使って積極的にPRを行っているほか、農機具の貸出しや栽培指導などの手厚いサポートを行っており、施設の管理運営状況に重大な問題は認められなかった。また、これらの活動の結果、当施設は、高い利用率を維持しており、利用料で施設管理費が賄える状態になっている。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、指定管理業務について、発見事項は識別されなかった。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

2. 水橋フィッシャリーナ

(1) 概要

ア. 施設及び指定管理者の概要

施設名称	水橋フィッシャリーナ
------	------------

事務事業名	漁港管理費（当該事務事業費の一部に水橋フィッシャリーナに関する歳出が含まれている）
運営方式	指定管理施設（行政財産の公共用財産）
所管部署	農業水産課
指定管理	指定管理者名： 特定非営利活動法人 浦島倶楽部 富山市との関係： 特記事項なし
指定期間	5年間（平成28年度～令和2年度）
選定方法	公募
指定管理料	利用料金制であり無し

イ. 施設の利用料及び利用者数の状況

単位：契約数又は回数

種別	条例に定める利用料上限	※	H28	H29	H30	R1	R2
水面係留施設契約数	1艘/月 14,300円～ 18,700円		85	61	67	62	69
陸上係留施設契約数	1艘/月 12,100円～ 16,500円		57	60	59	55	68
上下架施設稼働数	1回 2,650円		173	93	105	160	130
	22枚回数券 55,000円		68	39	51	62	64
ビジター棧橋	1艘/日 2,750円	1	28	19	-	-	-
修理ヤード	1回 2,200円	1	10	1	-	-	30
小会議室	1時間 330円	1	-	-	-	-	-
中会議室	1時間 440円	1	-	-	-	-	-

<補足コメント>

※1 利用状況について

ビジター棧橋、修理ヤード、中会議室、小会議室の利用実績が少なくなっている。

ビジター棧橋は、他のマリーナから当施設に小型船舶で寄港する利用者が殆どいないため利用が少なくなっている。

修理ヤードは、当初は船舶保管契約者の利用を想定していたが、実際には修理が必要な時はボート会社が引き取りに来るため殆ど利用されていない。

小会議室、中会議室は、当初は船舶保管契約者の利用を想定していたが、会議のニーズが乏しいことや外部に存在が知られていないこと等から利用されていない。

ウ. 富山市の歳入・歳出の状況

単位：千円

	※	H28	H29	H30	R1	R2
a. 歳入実績合計		-	-	-	-	-
b. 歳出実績合計	1	1,199	33,532	7,763	990	3,014
c. 歳入歳出差額(a-b)		▲1,199	▲33,532	▲7,763	▲990	▲3,014

<補足コメント>

※1 歳出について

毎期発生する歳出の主な内訳は、施設の小規模な修繕費である。

なお、平成 29 年度と平成 30 年度は。平成 29 年 10 月の台風 21 号の影響で施設が大きく損傷したため、修繕費や指定管理者への修繕委託料が発生したものである。

エ. 指定管理施設の収入・支出の状況

単位：千円

	※	H28	H29	H30	R1	R2
指定管理料（富山市）		-	-	-	-	-
業務受託料（富山市）	1	-	12,086	-	-	-
船舶保管料等売上		26,168	22,953	23,035	20,789	22,558
a. 収入合計		26,168	35,038	23,035	20,789	22,558
人件費		16,168	16,719	17,908	14,279	15,236
経費	2	7,934	16,700	5,720	6,951	6,488
b. 支出合計		24,102	33,419	23,629	21,230	21,724
c. 収支差額(a-b)	3	2,066	1,619	▲594	▲441	833

<補足コメント>

※1 業務受託料（富山市）について

平成 29 年度の業務受託料（富山市）は、台風 21 号の影響で損傷した栈橋や船舶等の修繕に係るものである。

※2 経費について

平成 29 年度と平成 30 年度の経費には、台風 21 号で損傷した栈橋や船舶等の陸揚げするための外注作業費、クレーン借上料、消耗品費等が含まれている。

※3 収支差額の推移について

当施設は、大規模修繕等が発生しなければ、船舶保管料等売上で施設管理費を賄えている。

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 施設のあり方や存在意義の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第 4 章 第 1 部 1. (3)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した当施設の概要や利用者数の状況等については、上記「(1) ア. 施設及び指定管理者の概要」及び「(1) イ. 施設の利用料及び利用者数の状況」を参照のこと。

当施設は、漁港内に小型船舶の係留場所等を確保することにより漁港施設の適正な維持管理を図り、もって漁港地域の振興に寄与することを目的に設立されている。

当施設の主要な機能である水面係留施設契約数、陸上係留施設契約数、上下架施設稼働数は安定的に推移しており、施設全体の利用状況に問題は認められない。また、当施設の指定管理者は、当施設を利用して積極的に自主事業（稚魚放流、みなと祭り等）を行っており、地域住民の活発

な利用につながっている。一方で、当施設に付随する設備については、利用率が著しく低くなっているものが認められる。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、施設のあり方や存在意義について、以下の発見事項が識別された。

② 発見事項

134 【意見 No19】	施設の利用促進策の検討
本庁対応	該当なし
<p>当施設に付属するビジター棧橋、修理ヤード、中会議室、小会議室が殆ど利用されていない。所管課は、指定管理者と協議しながら、例えば以下のような利用促進策を検討、実行することが望まれる、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 修理ヤードと会議室 指定管理者に契約者、ボート会社、海上保安部等への利用を呼び掛けてもらう。また、会議室については、近隣の類似施設（地区センターの会議室）の利用状況と比較したうえで、空き情報を共有し、必要があれば利用料も見直す。 ● ビジター棧橋 2019年3月にマリンチック街道富山湾ルートに登録され、当施設の知名度が上がってきているため、より当施設を訪問したくなるよう食事スペース（出店や食堂等）を設置する。 	

イ. 富山市の歳入・歳出の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (3)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した富山市の歳入・歳出の推移や内容等については、上記「(1)ウ. 富山市の歳入・歳出の状況」を参照のこと。

当施設は、利用料金制の指定管理施設であるが、利用料等で施設管理費を賄っているため、富山市の歳出は、修繕費や借上料など限定的なものとなっている。なお、災害で施設が損傷した場合等には多額の修繕費が発生するが、それは指定管理者と締結した基本協定書のリスク分担に則ったものであり、やむを得ないものとする。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、富山市の歳入・歳出について、発見事項は識別されなかった。

その他、当施設は、指定管理者が多様な自主事業を行っているが、富山市は行政財産使用料条例に基づく目的外使用料を徴収していなかった。しかし、富山市は令和3年度に自主事業の全体像を把握し、令和4年度以降は、令和3年8月2日に管財課が通知した「行政財産目的外使用料及び普通財産貸付料の減免基準」に基づいて適切な目的外使用料を徴収するようにしているため、指摘や意見とはしないものとする。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

ウ. 指定管理の制度設計及び指定管理者の選定過程の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (3)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した指定管理者の概要

や指定管理料の計算方法等については、上記「(1) ア. 施設及び指定管理者の概要」を参照のこと。

現指定管理者が選定された際の指定管理候補者選定委員会資料を査閲したが、選定にあたっては「公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」や「富山市公の施設の指定管理者制度運用に関する指針」に則った事務手続き及び判断が行われていた。

また、当施設は、利用料金制の指定管理施設であるが、利用料等で施設管理費を賄えているため指定管理料は発生していない。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、指定管理者の選定過程及び指定管理料の計算方法について、発見事項は識別されなかった

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

エ. 指定管理者の施設運営結果の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (3)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した指定管理施設の収入・支出の推移や内容等については、上記「(1)エ. 指定管理施設の収入・支出の状況」を参照のこと。

当施設の指定管理者は、積極的に自主事業を行う等により施設の利用向上に努めており、施設の管理運営に重大な問題は認められなかった。また、当施設は、主要な機能において高い利用率を維持しており、利用料で施設管理費が賄える状態になっている。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、指定管理業務について、発見事項は識別されなかった。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

3. 水橋東部集落農園

(1) 概要

ア. 施設及び指定管理者の概要

施設名称	水橋東部集落農園
事務事業名	富山市の歳入・歳出は無く事務事業化されていない
運営方式	指定管理施設（行政財産の公共用財産）
所管部署	農村整備課
指定管理	指定管理者名： 水橋東部地区集落環境施設管理組合 富山市との関係： 特記事項なし
指定期間	5年間（平成28年度～令和2年度）
選定方法	非公募
指定管理料	利用料金制であり無し

イ. 施設の利用料及び利用者数の状況

単位：区画数

種別	条例に定める利用料上限	※	H28	H29	H30	R1	R2
利用区画	1区画 5,500円	1	59	55	53	50	50

<補足コメント>

※1 利用状況について

当施設は72区画あるが継続利用者が多く、70%程度の利用率を維持できている。

ウ. 富山市の歳入・歳出の状況

単位：千円

	※	H28	H29	H30	R1	R2
a. 歳入実績合計	1	-	-	-	-	-
b. 歳出実績合計	1	-	-	-	-	-
c. 歳入歳出差額(a-b)		-	-	-	-	-

<補足コメント>

※1 歳入・歳出について

過去5年間、当施設に関する富山市の歳入・歳出は無い。

エ. 指定管理施設の収入・支出の状況

単位：千円

	※	H28	H29	H30	R1	R2
指定管理料（富山市）		-	-	-	-	-
農園利用料等売上		318	293	283	268	275
a. 収入合計		318	293	283	268	275
人件費		200	200	200	200	200
経費	1	130	136	123	141	80
b. 支出合計		330	336	323	341	280
c. 収支差額(a-b)	2	▲12	▲43	▲40	▲73	▲5

<補足コメント>

※1 経費について

令和2年度は、コロナ禍で会議等が控えられた結果、農園に付随する建物の利用が減少したため、水道料が前期比▲42千円、会議費が前期比▲20千円減少している。

※2 収支差額の推移について

当施設は、農園利用料収入で支出を賄っておらず、継続的に少額の支出超過になっている。一方で、当施設では、令和2年度末で過去の繰越金が327千円残っており、現時点で資金繰りに大きな問題はない。

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 施設のあり方や存在意義の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (3)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した当施設の概要や利

利用者数の状況等については、上記「(1) ア. 施設及び指定管理者の概要」及び「(1) イ. 施設の利用料及び利用者数の状況」を参照のこと。

当施設は、農業者以外の者が野菜や花等を栽培し、自然にふれあい、収穫の喜びを味わうことのできる農園を整備し、ゆとりある市民生活の実現を推進する目的で設立されている。

富山市内に存在し、農林水産部が所管する市民農園の令和3年10月1日時点での状況は以下のとおりである。当施設は、主に水橋地区の住民を中心に利用されており、他の施設と比べると利用率がやや低くなっているが、施設の存在意義が問われるような状況にはなっていない。

施設名称	区画面積	区画数	募集区画数	利用率	年間使用料
とやまスローライフ市民農園	50 m ²	241	19	92%	12,570 円
古洞の森自然活用村体験農園	50 m ²	45	11	75%	5,500 円
水橋東部集落農園	50 m ²	72	22	69%	5,500 円
八尾市民農園	75 m ²	30	6	80%	4,180 円～7,840 円
白木峰山麓ラインガルテン	280 m ²	6	1	83%	260,340 円～266,090 円

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、施設のあり方や存在意義について、発見事項は識別されなかった。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

イ. 富山市の歳入・歳出の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (3)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した富山市の歳入・歳出の推移や内容等については、上記「(1) ウ. 富山市の歳入・歳出の状況」を参照のこと。

当施設は、利用料金制の指定管理施設であるが、利用料で施設管理費を賄っているため、富山市の歳入・歳出は発生していない。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、富山市の歳入・歳出について、発見事項は識別されなかった。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

ウ. 指定管理者の選定過程及び指定管理料の計算方法の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (3)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した指定管理者の概要や指定管理料の計算方法等については、上記「(1) ア. 施設及び指定管理者の概要」を参照のこと。

現指定管理者が選定された際の指定管理候補者選定委員会資料を査閲したが、選定にあたっては「公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」や「富山市公の施設の指定管理者制度運用に関する指針」に則った事務手続き及び判断が行われていた。

当施設は、地域に密着した施設であり、地元住民や利用者で組織する団体が管理した方が効率的であること、また都市と農村の交流という施設の設置目的を達成しやすいことから指定管理制

度を導入することになった。

当施設は、計画段階から現指定管理者と協議を行い整備した施設であり、富山市が県有地を占有して整備しているため、地元組織が当施設の占有を引継ぐことは困難である。また、当施設は、利用料金制の指定管理施設であるが、利用料で施設管理費を賄っているため指定管理料は発生していない。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、指定管理者の選定過程及び指定管理料の計算方法について、発見事項は識別されなかった。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

エ. 指定管理業務の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (3)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した指定管理施設の収入・支出の推移や内容等については、上記「(1)エ. 指定管理施設の収入・支出の状況」を参照のこと。

検討の結果、施設の管理運営に重大な問題は認められなかった。また、当施設は利用料で施設管理費を賄っており、収支の内容についても重大な問題は認められなかった。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、指定管理業務について、発見事項は識別されなかった。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

4. 水橋東部農村地域交流センター

(1) 概要

ア. 施設及び指定管理者の概要

施設名称	水橋東部農村地域交流センター
事務事業名	富山市の歳入・歳出は無く事務事業化されていない
運営方式	指定管理施設（行政財産の公共用財産）
所管部署	農村整備課
指定管理	指定管理者名： 水橋堅田町内会 富山市との関係： 特記事項なし
指定期間	5年間（平成28年度～令和2年度）
選定方法	非公募
指定管理料	無し

イ. 施設の使用料及び利用者数の状況

単位：人

種別	条例に定める使用料上限	※	H28	H29	H30	R1	R2
利用者数	条例に使用料の定めなし	1	280	280	245	163	-

<補足コメント>

※1 利用状況について

令和1年度は、期首から施設の美化運動を中止したため利用者が減少している。

令和2年度は、コロナ禍で集会が控えられた結果、利用者がゼロとなっている。

ウ. 富山市の歳入・歳出の状況

単位：千円

	※	H28	H29	H30	R1	R2
a. 歳入実績合計	1	-	-	-	-	-
b. 歳出実績合計	1	-	-	-	-	-
c. 歳入歳出差額(a-b)		-	-	-	-	-

<補足コメント>

※1 歳入・歳出について

過去5年間、当施設に関する富山市の歳入・歳出は無い。

エ. 指定管理施設の収入・支出の状況

単位：千円

	※	H28	H29	H30	R1	R2
指定管理料（富山市）		-	-	-	-	-
町内会費収入		65	62	62	64	60
a. 収入合計		65	62	62	64	60
人件費		-	-	-	-	-
経費		65	62	62	64	60
b. 支出合計		65	62	62	64	60
c. 収支差額(a-b)	1	-	-	-	-	-

<補足コメント>

※1 収支差額について

当施設は、町内会費収入で施設管理費を賄っている。

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 施設のあり方や存在意義の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (3)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した当施設の概要や利用者数の状況等については、上記「(1)ア. 施設及び指定管理者の概要」及び「(1)イ. 施設の使用料及び利用者数の状況」を参照のこと。

当施設は、地域農業の構造改善、農業生産の中核的担い手の育成及び農村環境の整備を図る目的で設立されている。

当施設は、主に地域の集会場として機能しており、令和2年度はコロナ禍で利用実績が無くなっているが、現地視察の結果、施設は綺麗に維持管理されていた。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、施設のあり方や存在意義について、発見事項

は識別されなかった。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

イ. 富山市の歳入・歳出の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (3)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した富山市の歳入・歳出の推移や内容等については、上記「(1)ウ. 富山市の歳入・歳出の状況」を参照のこと。

当施設は、指定管理施設であるが、町内会費収入で施設管理費を賄っているため、富山市の歳入・歳出は発生していない。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、富山市の歳入・歳出について、発見事項は識別されなかった。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

ウ. 指定管理者の選定過程及び指定管理料の計算方法の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (3)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した指定管理者の概要や指定管理料の計算方法等については、上記「(1)ア. 施設及び指定管理者の概要」を参照のこと。

現指定管理者が選定された際の指定管理候補者選定委員会資料を査閲したが、選定にあたっては「公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」や「富山市公の施設の指定管理者制度運用に関する指針」に則った事務手続き及び判断が行われていた。

当施設は、地域に密着した施設であり、地元住民や利用者で組織する団体が管理した方が効率的であること、また都市と農村の交流という施設の設置目的を達成しやすいことから指定管理制度を導入することになった。当施設は、指定管理施設であるが、町内会費収入で施設管理費を賄っているため指定管理料は発生していない。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、指定管理者の選定過程及び指定管理料の計算方法について、発見事項は識別されなかった。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

エ. 指定管理業務の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (3)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した指定管理施設の収入・支出の推移や内容等については、上記「(1)エ. 指定管理施設の収入・支出の状況」を参照のこと。

検討の結果、施設の管理運営に重大な問題は認められなかった。また、当施設は町内会費収入で施設管理費を賄っており、収支の内容についても重大な問題は認められなかった。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、指定管理業務について、発見事項は識別されなかった。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

5. 21世紀の森杉ヶ平キャンプ場

(1) 概要

ア. 施設及び指定管理者の概要

施設名称	21世紀の森杉ヶ平キャンプ場				
事務事業名	林業関連施設管理・運営費（杉ヶ平キャンプ場）				
運営方式	指定管理施設（行政財産の公共用財産）				
所管部署	農地林務課				
指定管理	指定管理者名： 特定非営利活動法人大長谷村づくり協議会 富山市との関係： 特記事項なし				
指定期間	5年間（平成28年度～令和2年度）				
選定方法	非公募				
指定管理料	単位：千円				
	H28	H29	H30	R1	R2
	2,400	2,400	2,400	2,401	2,444

イ. 施設の使用料及び利用者数の状況

単位：人

種別	条例に定める使用料上限	※	H28	H29	H30	R1	R2
コテージ (4人用)	1棟1日 8,800円	1	1,627	1,142	1,046	860	1,105
コテージ (6人用)	1棟1日 13,200円	1					
バンガロー	1棟1日 3,150円	1					
キャンプ場	1張1泊 880円	1					

<補足コメント>

※1 利用状況について

平成29年度に白木峰の山頂に続く林道（白木峰林道）が台風で崩壊し通行止めになったため、それ以降、白木峰林道の入口にある当施設も利用者が減少している。なお、白木峰林道は補修に時間がかかり長期間通行止めになっていたが、令和3年10月に徒歩での通行が可能になった。

ウ. 富山市の歳入・歳出の状況

単位：千円

	※	H28	H29	H30	R1	R2
a. 歳入実績合計	1	1,085	987	816	846	882
b. 歳出実績合計	1	2,400	3,194	3,679	2,802	2,444

	※	H28	H29	H30	R1	R2
c. 歳入歳出差額(a-b)		▲1,315	▲2,207	▲2,863	▲1,956	▲1,562

<補足コメント>

※1 歳入について

主な内訳は、キャンプ場の使用料である。平成29年度に白木峰の山頂に続く林道（白木峰林道）が台風で崩壊し通行止めになったため、それ以降、白木峰林道の入口にある当施設も利用者が減少しており、歳入が少なくなっている。

※2 歳出について

主な内訳は、指定管理料と施設の修繕費である。

平成29年度及び平成30年度は、指定管理料以外で四阿やコテージの修繕費が発生している。

エ. 指定管理施設の収入・支出の状況

	※	H28	H29	H30	R1	R2
指定管理料（富山市）		2,400	2,400	2,400	2,401	2,444
その他売上		40	40	40	40	-
a. 収入合計		2,440	2,440	2,440	2,441	2,444
人件費		1,102	851	1,060	1,080	1,211
経費		1,338	1,589	1,857	1,361	1,533
b. 支出合計	1	2,440	2,440	2,917	2,441	2,744
c. 収支差額(a-b)		-	-	▲477	-	▲300

<補足コメント>

※1 支出の推移について

主な内訳は、施設管理人員の人件費と消耗品等の経費であり、概ね2,000千円～3,000千円で安定推移している。

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 施設のあり方や存在意義の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (3)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した当施設の概要や利用者数の状況等については、上記「(1) ア. 施設及び指定管理者の概要」及び「(1) イ. 施設の使用料及び利用者数の状況」を参照のこと。

当施設は、森林の有する豊かな自然を確保するとともに、市民の休養や余暇活動等の森林の総合的な利用の促進を図る目的で設立されている。

当施設は、富山市街から遠く離れた岐阜県境に立地しており、主に白木峰登山者が利用している。平成29年度に白木峰の山頂に続く林道（白木峰林道）が台風で崩壊し通行止めになったため、それ以降、当施設の利用者が減少している。一方で、令和3年度に白木峰林道が部分開通したことから、来年度は利用者の回復が見込まれること、他の施設と比べると維持管理にかかるコストが相対的に少額であること等を勘案すると、施設の存在意義が問われるような状況にはなっ

ていないと考える

富山市内に存在し、農林水産部が所管するキャンプ場の利用状況等は以下のとおりである。

施設名称	設備名	使用料	施設利用者数(人)	
			R1	R2
猿倉山森林公園	キャンプ場	100 円	554	454
	バーベキュー場	100 円	265	223
割山森林公園	キャンプ場	2,530 円	1,335	1,094
	バーベキュー場	3,090 円	6,130	2,910
古洞の森自然活用村	バーベキュー場	2,200 円	10,340	2,507
八尾ゆめの森交流施設	バーベキュー場	1,050 円	774	158
牛岳オートキャンプ場	オートキャンプ場	4,720 円	3,174	2,682
21 世紀の森 杉ヶ平キャンプ場	キャンプ場	880 円	860	1,105

※：牛岳オートキャンプ場の利用者数は、バンガローとキャンプ場の合計である

※：杉ヶ平キャンプ場の利用者数は、コテージ、バンガロー、キャンプ場の合計である

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、施設のあり方や存在意義について、発見事項は識別されなかった。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

イ. 富山市の歳入・歳出の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (3)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した富山市の歳入・歳出の推移や内容等については、上記「(1)ウ. 富山市の歳入・歳出の状況」を参照のこと。

平成29年度に白木峰の山頂に続く林道(白木峰林道)が台風で崩壊し通行止めになったため、それ以降、白木峰林道の入口にある当施設の利用者が減少しており、使用料収入も減少している。

当施設の歳出の大部分は指定管理料であるが、当施設は小規模なキャンプ場であり大規模な設備等を有していないため、歳出は比較的少なくなっている。指定管理者への指定管理料は、「(2)ウ. 指定管理者の選定過程及び指定管理料の計算方法の検討結果」で検討する。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、富山市の歳入・歳出について、発見事項は識別されなかった。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

ウ. 指定管理者の選定過程及び指定管理料の計算方法の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (3)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した指定管理者の概要や指定管理料の計算方法等については、上記「(1)ア. 施設及び指定管理者の概要」を参照のこと。

現指定管理者が選定された際の指定管理候補者選定委員会資料を査閲したが、選定にあたっては「公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」や「富山市公の施設の指定管理者

制度運用に関する指針」に則った事務手続き及び判断が行われていた。

また、当施設は、小規模なキャンプ場であり大規模な設備等を有していないため、指定管理料は比較的少なくなっている。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、指定管理者の選定過程及び指定管理料の計算方法について、発見事項は識別されなかった。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

エ. 指定管理業務の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (3)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した指定管理施設の収入・支出の推移や内容等については、上記「(1)エ. 指定管理施設の収入・支出の状況」を参照のこと。

検討の結果、施設の管理運営に重大な問題は認められなかった。また、当施設は小規模なキャンプ場であり大規模な設備等を有していないため、収支の内容についても重大な問題は認められなかった。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、指定管理業務について、発見事項は識別されなかった。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

6. 婦中ふるさと創生館

(1) 概要

ア. 施設及び指定管理者の概要

施設名称	婦中ふるさと創生館				
事務事業名	自然環境保全対策事業（当該事務事業費の一部に婦中ふるさと創生館に関する歳出が含まれている）				
運営方式	指定管理施設（行政財産の公共用財産）				
所管部署	農地林務課				
指定管理	指定管理者名：（一財）富山市婦中公園緑地管理公社 富山市との関係： 外郭団体（土木事務所管理課 所管）				
指定期間	5年間（平成28年度～令和2年度）				
選定方法	公募				
指定管理料	単位：千円				
	H28	H29	H30	R1	R2
	950	950	950	958	968

イ. 施設の使用料及び利用者数の状況

単位：人

種別	条例に定める使用料上限	※	H28	H29	H30	R1	R2
利用者数	条例に使用料の定めなし	1			7,472	6,391	5,952
1日当り利用者数		1			25	21	20

<補足コメント>

※1 利用状況について

平成30年に施設入口にカウンタを設置して利用者数の集計を開始したため、それ以前の利用者数は不明である。なお、当施設には通常は管理者が常駐しておらず、利用者が入口を通った時にカウンタが反応して利用者数をカウントしている。そのため、子供が何回も入口を出入りすると、その分利用者が多くカウントされることになる。

1日の平均利用人数は20人程度であるが、土日祝日、3月下旬から4月上旬の時期は1日の利用者が100人を超える日もある（令和2年度の1日の最大利用者数は689人）。一方で、平日の利用者数は1桁の日が多い。

令和2年度は、コロナ禍による影響により閉館時期が長かったため、利用者数が減少している。

ウ. 富山市の歳入・歳出予算の状況

単位：千円

	※	H28	H29	H30	R1	R2
a. 歳入実績合計	1	-	-	-	-	-
b. 歳出実績合計	2	1,050	1,050	1,050	1,221	1,250
c. 歳入歳出差額(a-b)		▲1,050	▲1,050	▲1,050	▲1,221	▲1,250

<補足コメント>

※1 歳入について

当施設は条例で使用料を無料としており、歳入は無い。

※1 歳出について

令和2年度の内訳は、「婦中ふるさと創生館指定管理料968千円」と「婦中ふるさと創生館運営補助金283千円」である。

エ. 指定管理施設の収入・支出の状況

単位：千円

	※	H28	H29	H30	R1	R2
指定管理料（富山市）		950	950	950	958	968
補助金（富山市）		100	100	100	284	283
その他売上		-	-	-	-	-
a. 収入合計	1	1,050	1,050	1,050	1,242	1,251
人件費		100	100	100	284	283
経費		950	950	950	958	968
b. 支出合計		1,050	1,050	1,050	1,242	1,251
c. 収支差額(a-b)		-	-	-	-	-

<補足コメント>

※1 収支の推移について

収入のうち、補助金は人件費に係るものである。

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 施設のあり方や存在意義の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (3)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した当施設の概要や利用者数の状況等については、上記「(1) ア. 施設及び指定管理者の概要」及び「(1)イ. 施設の使用料及び利用者数の状況」を参照のこと。

当施設は、富山市婦中ふるさと自然公園において、その利用の増進を図るとともに、市民の休養に資する目的で設立されている。

当施設は、婦中ふるさと自然公園内に位置し、展望台や休憩スペースを有する小規模な施設である。主に、公園利用者が休憩等の目的で利用しており、利用者数は減少傾向にあるものの、相応の水準となっている。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、施設のあり方や存在意義について、発見事項は識別されなかった。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

イ. 富山市の歳入・歳出の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (3)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した富山市の歳入・歳出の推移や内容等については、上記「(1)ウ. 富山市の歳入・歳出の状況」を参照のこと。

当施設は、条例で使用料を無料としており、歳入は無い。

また、歳出の大部分は指定管理料及び指定管理者に対する人件費相当の補助金である。指定管理者への指定管理料や補助金は、「(2)ウ. 指定管理者の選定過程及び指定管理料の計算方法の検討結果」で検討する。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、富山市の歳入・歳出について、発見事項は識別されなかった。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

ウ. 指定管理者の選定過程及び指定管理料の計算方法の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (3)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した指定管理者の概要や指定管理料の計算方法等については、上記「(1) ア. 施設及び指定管理者の概要」を参照のこと。

現指定管理者が選定された際の指定管理候補者選定委員会資料を査閲したが、選定にあたっては「公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」や「富山市公の施設の指定管理者制度運用に関する指針」に則った事務手続き及び判断が行われていた。

一方で、当施設は非常に小規模な展望・休憩スペースであり、また、指定管理業務の内容は、施設の解錠、施錠、清掃点検等であるため、あえて指定管理制度の対象とする必要があるかどうか疑問が残った。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、指定管理者の選定過程及び指定管理料の計算方法について、以下の発見事項が識別された。

② 発見事項

135 【意見 No42】	指定管理施設とすべきかどうかの再検討
本庁対応	該当なし
<p>当施設は、ふるさと自然公園内の小規模な展望台兼休憩スペースである。当施設は使用料が無料であり、指定管理者も利用受付業務を行っていないため、指定管理施設である必要性に疑問が残る。</p> <p>当施設については、直営に切り替えて清掃や警備等を部分委託した場合を比較したうえで、費用対効果の面から指定管理施設とすべきかどうかを再検討することが望まれる。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【ふるさと創生館の外観 1】</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【ふるさと創生館の外観 2】</p>  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【ふるさと創生館の内部 1】</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【ふるさと創生館の内部 2】</p>  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【ふるさと創生館からの景色 1】</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【ふるさと創生館からの景色 2】</p>  </div> </div>	

エ. 指定管理業務の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (3)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した指定管理施設の収入・支出の推移や内容等については、上記「(1)エ. 指定管理施設の収入・支出の状況」を参照のこと。

検討の結果、施設の管理運営に重大な問題は認められなかった。また、当施設は展望台や休憩スペースを有する小規模な施設であり、多額の支出も発生していなかった。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、指定管理業務について、発見事項は識別されなかった。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

7. ほたるの里農村公園

(1) 概要

ア. 施設及び指定管理者の概要

施設名称	ほたるの里農村公園				
事務事業名	ほたるの里農村公園管理費				
運営方式	指定管理施設（行政財産の公共用財産）				
所管部署	農業振興課				
指定管理	指定管理者名： 仁歩地区自治振興会 富山市との関係： 特記事項なし				
指定期間	3年間（平成31年度～令和3年度）				
選定方法	非公募				
指定管理料	単位：千円				
	H28	H29	H30	R1	R2
	3,400	3,400	3,400	3,315	3,361

イ. 施設の使用料及び利用者数の状況

単位：人

種別	条例に定める使用料上限	※	H28	H29	H30	R1	R2
ほたるの館 (一般)	条例に使用料の定めなし	1	363	460	576	395	307
ほたるの館 (多目的ホール)	条例に使用料の定めなし	1	60	86	-	57	-
農村公園	条例に使用料の定めなし		5,535	5,085	5,422	5,512	2,333
レストラン	条例に使用料の定めなし		1,430	1,420	1,597	1,606	1,186
合計			7,388	7,051	7,595	7,570	3,826

<補足コメント>

※1 利用状況について

当施設は、ほたるの館と多目的ホールの利用者数が非常に少なくなっている。当初は、近隣の小学校やこども会等の団体での利用を想定していたが、地域住民の減少等によりそのような利用がされなくなっており、今後も利用者増加は見込みにくくなっている。

また、農村公園の利用者数は、管理者が目視でカウントしている。

ウ. 富山市の歳入・歳出の状況

単位：千円

	※	H28	H29	H30	R1	R2
a. 歳入実績合計	1	3	3	3	3	3
b. 歳出実績合計	2	3,400	3,400	3,400	3,315	3,361
c. 歳入歳出差額(a-b)		▲3,397	▲3,397	▲3,397	▲3,312	▲3,358

<補足コメント>

※1 歳入について

当施設は、条例で使用料を無料としており、歳入の内容は、NTT西日本㈱が設置している電話柱と北陸電力送配電㈱が設置している電柱に関する目的外使用料のみである。

なお、当施設には自販機が設置されているが、富山市は自販機設置料を全額減免している。また、当施設には厨房が設置されており、指定管理者が利用者の利便性向上のため有償で食事（手打ちそば等）を提供しているが、厨房の使用料（目的外使用料）も全額減免している。

※2 歳出について

指定管理料である。

エ. 指定管理施設の収入・支出の状況

単位；千円

	※	H28	H29	H30	R1	R2
指定管理料（富山市）		3,400	3,400	3,400	3,315	3,361
その他収入	1	536	510	489	477	454
a. 収入合計		3,936	3,910	3,889	3,792	3,815
人件費	2	1,059	2,028	1,771	1,849	1,636
経費		2,057	1,875	2,356	1,922	2,021
b. 支出合計		3,116	3,903	4,127	3,771	3,657
c. 収支差額(a-b)		819	7	▲238	20	158

<補足コメント>

※1 その他収入について

指定管理者は、当施設に自販機を設置し、自販機メーカーから自販機設置料を収受している。また、当施設の厨房を使用して食事（手打ちそば等）を販売している。

※2 人件費について

指定管理者は、令和2年度の当施設の人件費として「管理当番賃金 842 千円（＝850 円×991 時間）」、「公園作業賃金 594 千円（＝950 円×626 時間）」、「その他賃金 79 千円（屋根雪下ろし賃金 17 名分）」、「その他賃金 120 千円（3 月期末手当 7 名分）」を計上してい

る。

なお、条例で定める当施設の開館期間は、6月1日～9月30日（水曜日除く）の午後5時～9時までであるが、現状では、閉館期間中も管理者が1名常駐しており、その分の人件費が発生している。

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 施設のあり方や存在意義の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (3)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した当施設の概要や利用者数の状況等については、上記「(1) ア. 施設及び指定管理者の概要」及び「(1) イ. 施設の使用料及び利用者数の状況」を参照のこと。

当施設は、ホテルをはじめとする昆虫やその他の動植物の生態系観察を通して、自然環境保全の重要性や人と自然とのかかわりを学習するとともに、都市と農村の交流を推進し、地域農業の振興と地域の活性化を図ることを目的に設立されている。

当施設は、近隣住民の減少等により主要な施設であるほたるの館や多目的ホールの利用が少なくなっている。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、施設のあり方や存在意義について、以下の発見事項が識別された。

② 発見事項

136【意見 No43】	施設の存在意義と利用促進策の再検討
本庁対応	該当なし
当施設は、主要な施設であるほたるの館や多目的ホールの利用が非常に少なくなっている。これは近隣の人口減少等に起因する構造的な問題であり、指定管理者は利用促進策を具体化できていない。 そのため、所管課は、指定管理者と協議し施設の利用促進策を検討することが望まれる。そのうえで、利用者の増加目途が立たない場合は、施設の必要性や存続可否を再検討することが望まれる。	

イ. 富山市の歳入・歳出の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (3)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した富山市の歳入・歳出の推移や内容等については、上記「(1) ウ. 富山市の歳入・歳出の状況」を参照のこと。

当施設は、条例で使用料を無料としており、歳入は電柱等の目的外使用料のみである。なお、当施設には自販機が設置されているが、富山市は自販機設置料を全額減免している。また、当施設には厨房が設置されており、指定管理者が利用者の利便性向上のため食事（手打ちそば等）を販売しているが、厨房の使用料（目的外使用料）も全額減免している。

当施設の歳出の大部分は指定管理料である。指定管理者への指定管理料は、「(2) ウ. 指定管理者の選定過程及び指定管理料の計算方法の検討結果」で検討する。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、富山市の歳入・歳出について、以下の発見事

項が識別された。

② 発見事項

137【指摘 No15】	自販機設置料及び目的外使用料の徴収
本庁対応	該当なし
<p>当施設には自販機が設置されているが、自販機設置料が全額減免されている。</p> <p>富山市は、指定管理者が指定管理施設に自販機を設置する場合は、原則として自販機設置料を徴収する方針であるため、当施設の自販機についても自販機設置料を徴収すべきかどうか検討する必要がある。</p> <p>また、当施設は、指定管理者が利用者の利便性向上のため、厨房を使用して食事を販売しているが、富山市は厨房の使用料（目的外使用料）を全額減免している。</p> <p>令和3年8月2日に管財課が通知した「行政財産目的外使用料及び普通財産貸付料の減免基準」に照らすと、自治振興会のような公共的団体が行政財産を自らのために使用する場合は、減免率は上限50%になる。そのため、今後、厨房使用に伴う目的外使用料の減免率が正しいか検証する必要がある。</p> <p>その他、当施設では指定管理者が自主事業として「館内ショップでのほたる関連商品の販売」や「アイスクリームの販売」を行っているが、これについても施設の設置目的等に照らして目的外使用料を徴収すべきかどうか検討する必要がある。</p>	

ウ. 指定管理者の選定過程及び指定管理料の計算方法の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (3)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した指定管理者の概要や指定管理料の計算方法等については、上記「(1) ア. 施設及び指定管理者の概要」を参照のこと。

現指定管理者が選定された際の指定管理候補者選定委員会資料を査閲したが、選定にあたっては「公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」や「富山市公の施設の指定管理者制度運用に関する指針」に則った事務手続き及び判断が行われていた。

なお、条例で定める当施設の開館期間は6月1日～9月30日（水曜日除く）の午後5時～9時までであるが、現状では、閉館期間中も管理者が1名常駐しており、その分の人件費が指定管理料に含まれていた。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、指定管理者の選定過程及び指定管理料の計算方法について、以下の発見事項が識別された。

② 発見事項

138【意見 No44】	閉館期間中の管理業務の再検討
本庁対応	該当なし
<p>当施設は、開館期間が短い施設であるが、閉館期間中も管理者が1名常駐し、その人件費が指定管理料に反映されている。</p> <p>指定管理基本協定書では、指定管理者の通年業務として「施設の清掃、点検、補修修繕、緑地維持管理業務」が求められているが、閉館期間中の業務の内容や頻度は明記されておらず、管理業務が過剰になっている可能性がある。</p>	

所管課は、指定管理者と協議して閉館期間中の管理業務の内容や頻度を明確にするとともに、必要に応じて指定管理料を再算定することが望まれる。

エ. 指定管理業務の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (3)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した指定管理施設の収入・支出の推移や内容等については、上記「(1)エ. 指定管理施設の収入・支出の状況」を参照のこと。

当施設は、条例で定める開館期間以外でも管理者が1名常駐しており、管理業務が過大となっている可能性があるが、それについては上記「(2)ウ. 指定管理者の選定過程及び指定管理料の計算方法の検討結果」で問題提起しているため、本項では記載を省略する。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、指定管理業務について、発見事項は識別されなかった。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

8. 白木峰山麓クラインガルテン

(1) 概要

ア. 施設及び指定管理者の概要

施設名称	白木峰山麓クラインガルテン				
事務事業名	白木峰山麓クラインガルテン管理費				
運営方式	指定管理施設（行政財産の公共用財産）				
所管部署	農業振興課				
指定管理	指定管理者名： 特定非営利活動法人大長谷村づくり協議会 富山市との関係： 特記事項なし				
指定期間	5年間（平成28年度～令和2年度）				
選定方法	非公募				
指定管理料	単位：千円				
	H28	H29	H30	R1	R2
	990	990	990	996	1,008

イ. 施設の使用料及び利用者数の状況

単位：区画

種別	条例に定める使用料上限	※	H28	H29	H30	R1	R2
コテージ1	1区画/年 266,090円	1	6	5	6	6	4
コテージ2	1区画/年 261,900円	1					
コテージ3	1区画/年 260,340円	1					

<補足コメント>

※1 利用状況について

当施設は6区画あるが継続利用者が多く、80%以上の高い利用率を維持できている。

なお、令和2年度は一時的に空き区画が生じたが、令和3年10月時点では5区画が貸し出されており、利用状況に問題はない。

ウ. 富山市の歳入・歳出の状況

単位：千円

	※	H28	H29	H30	R1	R2
a. 歳入実績合計	1	1,416	1,288	1,459	1,545	980
b. 歳出実績合計	2	990	990	990	1,595	1,408
c. 歳入歳出差額(a-b)		426	298	469	▲50	▲428

<補足コメント>

※1 歳入について

施設使用料である。

※2 歳出について

主な内訳は、指定管理料と施設の修繕費である。

エ. 指定管理施設の収入・支出の状況

単位：千円

	※	H28	H29	H30	R1	R2
指定管理料（富山市）		990	990	990	996	1,008
その他売上		-	-	-	-	-
a. 収入合計		990	990	990	996	1,008
人件費		531	505	537	523	430
経費		458	484	453	472	765
b. 支出合計		990	990	990	996	1,195
c. 収支差額(a-b)	1	-	-	-	-	▲187

<補足コメント>

※1 収支の推移について

過去から継続して指定管理料で施設運営費を賄っている。

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 施設のあり方や存在意義の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (3)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した当施設の概要や利用者数の状況等については、上記「(1) ア. 施設及び指定管理者の概要」及び「(1) イ. 施設の使用料及び利用者数の状況」を参照のこと。

当施設は、農業者以外の者が野菜や花等を栽培し、自然にふれあい、収穫の喜びを味わうことのできる農園を整備し、ゆとりある市民生活の実現を推進することを目的に設立されている。

富山市内に存在し、農林水産部が所管する市民農園の令和3年10月1日時点での状況は以下のとおりである。当施設は、年間使用料が非常に高いにも関わらず利用希望者が多く、空き区画

が生じた場合でもすぐに埋まってしまう。令和2年度は一時的に空き区画が生じたが、令和3年10月時点では5区画が貸し出されており、利用状況に問題はない。

施設名称	区画面積	区画数	募集区画数	利用率	年間使用料
とやまスローライフ市民農園	50 m ²	241	19	92%	12,570 円
古洞の森自然活用村体験農園	50 m ²	45	11	75%	5,500 円
水橋東部集落農園	50 m ²	72	22	69%	5,500 円
八尾市民農園	75 m ²	30	6	80%	4,180 円～7,840 円
白木峰山麓ラインガルテン	280 m ²	6	1	83%	260,340 円～266,090 円

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、施設のあり方や存在意義について、発見事項は識別されなかった。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

イ. 富山市の歳入・歳出の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (3)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した富山市の歳入・歳出の推移や内容等については、上記「(1)ウ. 富山市の歳入・歳出の状況」を参照のこと。

当施設は、年間使用料が非常に高いにも関わらず利用希望者が多く、空き区画が生じた場合でもすぐに埋まってしまうため、概ね使用料収入で歳出を賄っている。また、指定管理者への指定管理料は、「(2)ウ. 指定管理者の選定過程及び指定管理料の計算方法の検討結果」で検討する。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、富山市の歳入・歳出について、発見事項は識別されなかった。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

ウ. 指定管理者の選定過程及び指定管理料の計算方法の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (3)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した指定管理者の概要や指定管理料の計算方法等については、上記「(1)ア. 施設及び指定管理者の概要」を参照のこと。

現指定管理者が選定された際の指定管理候補者選定委員会資料を査閲したが、選定にあたっては「公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」や「富山市公の施設の指定管理者制度運用に関する指針」に則った事務手続き及び判断が行われていた。

また、当施設は、小規模な施設であり、指定管理料は比較的少なくなっている。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、指定管理者の選定過程及び指定管理料の計算方法について、発見事項は識別されなかった。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

エ. 指定管理業務の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第4章 第1部 1. (3)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した指定管理施設の収入・支出の推移や内容等については、上記「(1)エ. 指定管理施設の収入・支出の状況」を参照のこと。

検討の結果、施設の管理運営に重大な問題は認められなかった。また、当施設は小規模な施設であり、収支の内容についても重大な問題は認められなかった。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、指定管理業務について、発見事項は識別されなかった。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

第 5 章：施設管理以外の事務事業の検討

第1部：施設管理以外の事務事業の監査方針

1. 施設管理以外の事務事業の監査方針

(1) サンプルの抽出方針及び抽出結果

監査人は、農林水産部から令和2年度の事務事業概要書を入手し、予算化されている全事務事業の概要を所管課に確認した。その結果を踏まえて、以下の目線でサンプルを抽出し、事務事業の監査手続を実施した。具体的には、令和2年度に実施された富山市の単独事業をサンプル母集団として、その中で金額的重要性が高く、かつ、総合計画の対象となっている事務事業を中心にサンプルを抽出した。その際、他章で検討済みである直営施設や指定管理施設の管理費及び特別会計繰出金は、サンプル母集団から除外した。

ア. サンプルの抽出目線

① 富山市の単独事業

富山市の単独事業であり、国・県・その他外部の第三者による事業内容のチェックが無いものは、法規性や3E（経済性・効率性・有効性）の観点から問題が生じやすいため、サンプル母集団とする。

一方で、以下のような事務事業は、国・県・その他外部の第三者による評価やチェックが行われており、法規性や3Eの観点から問題が生じる可能性は相対的に低いと考えられるため、サンプル母集団から除外する。

- 国・県の委託事業であり、国・県が事業内容の検討や評価を実施するもの
- 国・県の補助を受けて実施する事業であり、国・県が事前・事後に事業内容のチェックを実施するもの

② 金額的重要性

サンプル母集団のうち、令和2年度の歳出予算から歳入予算（使用料収入や国・県の補助金収入等）を除いた純歳出予算額が相当に多額（概ね5,000千円以上）である事務事業は、3E（経済性・効率性・有効性）に問題がある場合、富山市の財政に与える影響が大きくなるため、優先的にサンプルを抽出する。

なお、予算額が5,000千円未満であっても、所管課に事務事業の概要を確認する中で3Eの観点から懸念を感じたものについては、他の抽出目線も勘案して適宜サンプル抽出する。

③ 富山市の総合計画事業

富山市は、平成29年度～令和3年度を対象として「第2次富山市総合計画前期基本計画」を策定し、それを踏まえて各年度単位で実施計画を作成している。当該実施計画に記載されている総合計画事業は、富山市がまちづくりのため計画的・積極的に推進すべき事業と位置づけているものであり、サンプルを抽出する際に考慮する。

④ 他章で検討済みの事務事業

他章で検討済みである直営施設や指定管理施設の管理費及び特別会計繰出金は、サンプル母集団から除外する。

イ. 事務事業サンプルの抽出結果

① 農政企画課

単位：千円

事務事業名	R2 予算 純歳出	サンプル抽出目線				抽出 サン プル	サンプル抽出の判断理由
		単独 事業	金額的 重要性	総合 計画	他章 検討		
農業総務一般 管理費	130,252	○	○	×	未		事業と関連しない事務全般に関する経常人件費・経費であるため、サンプル対象外とする
地場もん屋運 営管理事業	12,937	○	○	○	未	事業 1	単独事業かつ総合計画事業であり、金額的重要性も高いため、サンプル対象とする
とやまスロー ライフ・フィ ールド推進事 業	558	○	×	×	済		指定管理施設の管理費であり第4章で別途検討するため、サンプル対象外とする
大区画貸付農 地管理事業	6,214	○	○	×	未	事業 2	単独事業であり金額的重要性も高いため、サンプル対象とする
農業振興対策 事業費	3,322	×	×	×	未		単独事業でないため、サンプル対象外とする
農業団体経営 安定対策事業	8,587	○	○	×	未	事業 3	過去の包括外部監査で指摘があるため、フォローのみ実施する
スマート農業 導入実証モデ ル事業	-	×	×	○	未		単独事業でないため、サンプル対象外とする
富山で農林業 事業	3,376	○	×	×	未		単独事業だが金額的重要性が低いため、サンプル対象外とする
6次産業化等 支援事業	665	○	×	○	未	事業 4	単独事業かつ総合計画事業だが予算が少なく、有効性に懸念があったため、サンプル対象とする
担い手経営強 化金融対策事 業	611	○	×	×	未		単独事業だが金額的重要性が低いため、サンプル対象外とする
若い農業者育 成活動促進事 業	1,449	×	×	×	未		単独事業でないため、サンプル対象外とする
農業振興地域 整備促進事業	198	○	×	×	未		単独事業だが金額的重要性が低いため、サンプル対象外とする

事務事業名	R2 予算 純歳出	サンプル抽出目線				抽出 サン プル	サンプル抽出の判断理由
		単独 事業	金額的 重要性	総合 計画	他章 検討		
支援協議会活動事業	1,300	×	×	×	未		単独事業でないため、サンプル対象外とする
農業法人育成事業	300	×	×	○	未		単独事業でないため、サンプル対象外とする
「目指せ担い手」農地集積促進事業	6,250	○	○	○	未	事業 5	単独事業かつ総合計画事業であり、金額的重要性も高いため、サンプル対象とする
企業等農業参入対策事業	644	○	×	○	未	事業 6	単独事業かつ総合計画事業だが予算が少なく、有効性に懸念があったため、サンプル対象とする
農地利用集積事業	-	×	×	○	未		単独事業でないため、サンプル対象外とする
耕作放棄地解消対策事業	189	×	×	×	未		単独事業でないため、サンプル対象外とする
農林水産物プロモーション推進事業費	11,706	○	○	×	未		令和2年度はコロナ禍で全イベントが中止となり歳出実績がなかったため、サンプル対象外とする
公設地方卸売市場事業特別会計繰出金	161,690	○	○	×	済		特別会計繰出金であり第8章で別途検討するため、サンプル対象外とする

② 農業水産課

単位：千円

事務事業名	R2 予算 純歳出	サンプル抽出目線				抽出 サン プル	サンプル抽出の判断理由
		単独 事業	金額的 重要性	総合 計画	他章 検討		
農業総務一般管理費	81,692	○	○	×	未		事業と関連しない事務全般に関する経常人件費・経費であるため、サンプル対象外とする
学校給食ふるさと食材活用拡大事業	950	○	×	×	未		単独事業だが金額的重要性が低いため、サンプル対象外とする
環境に優しい農業推進事業	5,235	×	○	×	未		単独事業でないため、サンプル対象外とする
とやま型農業	3,105	×	×	○	未		単独事業でないため、サンプル対

事務事業名	R2 予算 純歳出	サンプル抽出目線				抽出 サン プル	サンプル抽出の判断理由
		単独 事業	金額的 重要性	総合 計画	他章 検討		
経営支援事業							象外とする
営農組織等生産体制強化事業	822	○	×	○	未		単独事業だが金額的重要性が低いため、サンプル対象外とする
古洞の森自然活用村管理運営費	42,371	○	○	×	済		指定管理施設の管理費であり第4章で別途検討するため、サンプル対象外とする
米消費推進対策事業	340	×	×	×	未		単独事業でないため、サンプル対象外とする
野菜振興対策事業	8,734	×	○	×	未		単独事業でないため、サンプル対象外とする
果樹振興対策事業	1,283	×	×	×	未		単独事業でないため、サンプル対象外とする
花き振興対策事業	7,351	×	○	×	未		単独事業でないため、サンプル対象外とする
地域農産物生産支援事業	41,150	○	○	×	未	事業 7	単独事業かつ総合計画事業であり、金額的重要性も高いため、サンプル対象とする
とやま型水田フル活用促進県単独助成事業	-	×	×	×	未		単独事業でないため、サンプル対象外とする
経営所得安定対策推進指導事業	-	×	×	×	未		単独事業でないため、サンプル対象外とする
経営体育成支援事業	-	×	×	×	未		単独事業でないため、サンプル対象外とする
畜産振興対策事業	3,410	×	×	×	未		単独事業でないため、サンプル対象外とする
薬用植物振興対策事業	3,530	○	×	○	未	事業 8	単独事業かつ総合計画事業だが予算が少なく、有効性に懸念があったため、サンプル対象とする
中山間地域特産物定着化モデル事業	200	○	×	×	未		単独事業だが金額的重要性が低いため、サンプル対象外とする

事務事業名	R2 予算 純歳出	サンプル抽出目線				抽出 サン プル	サンプル抽出の判断理由
		単独 事業	金額的 重要性	総合 計画	他章 検討		
エゴマ安定栽培実証調査・生産普及拡大事業	3,000	○	×	×	未	事業 9	単独事業であり、かつサンプルNo2「大区画貸付農地管理事業」と関連する事業であるため、サンプル対象とする
水産事務費	4,897	○	×	×	未		事業と関連しない事務全般に関する経常人件費・経費であるため、サンプル対象外とする
とやまのお魚PR推進事業	-	×	×	○	未		単独事業でないため、サンプル対象外とする
沿岸漁業振興対策事業	239	○	×	×	未	事業 10	過去の包括外部監査で指摘があるため、フォローのみ実施する
内水面漁業振興対策事業	2,067	○	×	×	未		単独事業だが金額的重要性が低いため、サンプル対象外とする
漁港管理費	2,543	○	×	×	未	事業 11	単独事業であり事業内容に比して予算が少なく、有効性に懸念があったため、サンプル対象とする
海岸保全施設整備事業	64,300	×	○	○	未		単独事業でないため、サンプル対象外とする
水産物供給基盤整備事業	-	×	×	×	未		単独事業でないため、サンプル対象外とする
水産多面的機能発揮対策事業	-	×	×	×	未		単独事業でないため、サンプル対象外とする

③ 森林政策課

単位：千円

事務事業名	R2 予算 純歳出	サンプル抽出目線				抽出 サン プル	サンプル抽出の判断理由
		単独 事業	金額的 重要性	総合 計画	他章 検討		
林業事務費	65,536	○	○	×	未		事業と関連しない事務全般に関する経常人件費・経費であるため、サンプル対象外とする
林業振興対策事業	6,294	×	○	×	未		単独事業でないため、サンプル対象外とする
森林整備地域活動支援交付	910	×	×	×	未		単独事業でないため、サンプル対象外とする

事務事業名	R2 予算 純歳出	サンプル抽出目線				抽出 サン プル	サンプル抽出の判断理由
		単独 事業	金額的 重要性	総合 計画	他章 検討		
金事業							
林業構造改善 事業	2,913	×	×	×	未		単独事業でないため、サンプル対 象外とする
とやま森の四 季彩フォト大 賞開催事業	290	○	×	○	未		単独事業だが金額的重要性が低 いため、サンプル対象外とする
地域材活用促 進事業	2,400	○	×	○	未	事業 12	単独事業かつ総合計画事業だが 予算が少なく、有効性に懸念があ ったため、サンプル対象とする
代替エネルギ ー用材等活用 促進事業	1,400	○	×	○	未	事業 13	単独事業かつ総合計画事業だが 予算が少なく、有効性に懸念があ ったため、サンプル対象とする
海岸保安林整 備事業	557	○	×	×	未		単独事業だが金額的重要性が低 いため、サンプル対象外とする
県単独森林整 備事業	1,986	×	×	×	未		単独事業でないため、サンプル対 象外とする
森林環境保全 整備事業	2,000	×	×	○	未		単独事業でないため、サンプル対 象外とする
森林病虫害対 策事業	775	×	×	×	未		単独事業でないため、サンプル対 象外とする
森林整備セン ター造林事業	-	×	×	×	未		単独事業でないため、サンプル対 象外とする
分収造林事業	-	×	×	×	未		単独事業でないため、サンプル対 象外とする
市有林維持管 理	60	○	×	×	未		単独事業だが金額的重要性が低 いため、サンプル対象外とする
地域森林管理 整備事業	23	×	×	×	未		単独事業でないため、サンプル対 象外とする
森のちから再 生事業	4,000	○	×	○	未	事業 14	単独事業かつ総合計画事業だが 予算が少なく、有効性に懸念があ ったため、サンプル対象とする
市民参加の森 づくり促進事 業	644	○	×	×	未		単独事業だが金額的重要性が低 いため、サンプル対象外とする
水と緑の森づ み	-	×	×	○	未		単独事業でないため、サンプル対

事務事業名	R2 予算 純歳出	サンプル抽出目線				抽出 サン プル	サンプル抽出の判断理由
		単独 事業	金額的 重要性	総合 計画	他章 検討		
くり事業							象外とする
県営林道事業	18,561	×	○	×	未		単独事業でないため、サンプル対象外とする
緑資源幹線林道事業	3,826	×	×	×	未		単独事業でないため、サンプル対象外とする
自然環境保全対策事業	160	○	×	○	未	事業 15	農地林務課と一体で実施している事業。単独事業かつ総合計画事業であり、一体予算は9,852千円と金額的重要性も高いため、サンプル対象とする
鳥獣対策事業	12,862	○	○	○	未	事業 16	農地林務課と一体で実施している事業。単独事業かつ総合計画事業であり、金額的重要性も高いため、サンプル対象とする
森林経営管理事業	1,011	○	×	×	未		単独事業だが金額的重要性が低いため、サンプル対象外とする

④ 農村整備課

単位：千円

事務事業名	R2 予算 純歳出	サンプル抽出目線				抽出 サン プル	サンプル抽出の判断理由
		単独 事業	金額的 重要性	総合 計画	他章 検討		
農地事務費	81,598	○	○	×	未		事業と関連しない事務全般に関する経常人件費・経費であるため、サンプル対象外とする
農道維持管理費	6,317	○	○	×	未		経常的に行われる農道の維持管理業務であり、非経常的な事業である下記「市道管理農道区画線補修事業費」と事業内容は類似しているため、サンプル対象外とする。
市道管理農道区画線補修事業費	15,000	○	○	×	未	事業 17	農地林務課と一体で実施している事業。単独事業であり、金額的重要性も高いため、サンプル対象とする
環境対策事業	13,250	○	○	×	未	事業	単独事業であり、金額的重要性

事務事業名	R2 予算 純歳出	サンプル抽出目線				抽出 サン プル	サンプル抽出の判断理由
		単独 事業	金額的 重要性	総合 計画	他章 検討		
						18	も高いため、サンプル対象とする
多面的機能支 払交付金事業	125,176	×	○	×	未		単独事業でないため、サンプル 対象外とする
老朽農業施設 リフレッシュ 事業	4,100	×	×	×	未		単独事業でないため、サンプル 対象外とする
農村地域防災 減災事業	-	×	×	×	未		単独事業でないため、サンプル 対象外とする
農村公園管理 費	8	○	×	×	済		直営施設の管理費であり第 3 章 で別途検討するため、サンプル 対象外とする
小規模土地改 良事業	14,100	×	○	×	未		単独事業でないため、サンプル 対象外とする
農業用施設浸 水被害対策事 業	1,760	×	×	×	未		単独事業でないため、サンプル 対象外とする
小水力発電普 及促進事業	90,800	×	○	○	未		単独事業でないため、サンプル 対象外とする
土地改良事業 補助金（県営 土地改良事 業）	414,153	×	○	×	未		単独事業でないため、サンプル 対象外とする
土地改良事業 補助金（その 他県施行分）	4,741	×	×	×	未		単独事業でないため、サンプル 対象外とする
土地改良事業 補助金	95,205	×	○	×	未		単独事業でないため、サンプル 対象外とする
国土地籍調査 費	1,197	×	×	×	未		単独事業でないため、サンプル 対象外とする
農業集落排水 事業特別会計 繰出金	1,047,312	○	○	×	未		特別会計繰出金であり第 8 章で 別途検討するため、サンプル対 象外とする
農地農業用施 設災害復旧事	1,000	×	×	×	未		単独事業でないため、サンプル 対象外とする

事務事業名	R2 予算 純歳出	サンプル抽出目線				抽出 サン プル	サンプル抽出の判断理由
		単独 事業	金額的 重要性	総合 計画	他章 検討		
業							

⑤ 農地林務課

単位：千円

事務事業名	R2 予算 純歳出	サンプル抽出目線				抽出 サン プル	サンプル抽出の判断理由
		単独 事業	金額的 重要性	総合 計画	他章 検討		
農業総務一般 管理費	130,914	○	○	×	未		事業と関連しない事務全般に関する経常人件費・経費であるため、サンプル対象外とする
林業振興対策 事業	100	×	×	×	未		単独事業でないため、サンプル対象外とする
市有林維持管 理	111	○	×	×	未		単独事業だが金額的重要性が低いため、サンプル対象外とする
水と緑の森づ くり事業	-	×	×	○	未		単独事業でないため、サンプル対象外とする
県営林道事業	-	×	×	×	未		単独事業でないため、サンプル対象外とする
県単自治山事 業	5,700	×	○	×	未		単独事業でないため、サンプル対象外とする
自然環境保全 対策事業	9,692	○	○	○	未	事業 15	森林政策課と一体で実施している事業。単独事業かつ総合計画事業であり、金額的重要性も高いため、サンプル対象とする
鳥獣対策事業	4,199	○	×	○	未	事業 16	森林政策課と一体で実施している事業。単独事業かつ総合計画事業であり、一体予算は17,061千円と金額的重要性も高いため、サンプル対象とする
農道維持管理 費	3,932	○	×	×	未		経常的に行われる農道の維持管理業務であり、非経常的な事業である下記「市道管理農道区画線補修事業費」と事業内容は類似しているため、サンプル対象外とする。
市道管理農道	9,000	○	○	×	未	事業	農村整備課と一体で実施してい

事務事業名	R2 予算 純歳出	サンプル抽出目線				抽出 サン プル	サンプル抽出の判断理由
		単独 事業	金額的 重要性	総合 計画	他章 検討		
区画線補修事業費						17	る事業。単独事業であり、金額的重要性も高いため、サンプル対象とする
多面的機能支払交付金事業	674	×	×	×	未		単独事業でないため、サンプル対象外とする
老朽農業施設リフレッシュ事業	3,300	×	×	×	未		単独事業でないため、サンプル対象外とする
農村公園管理費	341	○	×	×	済		直営施設の管理費であり第3章で別途検討するため、サンプル対象外とする
小規模土地改良事業	40,655	×	○	×	未		単独事業でないため、サンプル対象外とする
土地改良事業補助金	39,731	×	○	×	未		単独事業でないため、サンプル対象外とする
国土地籍調査費	5,202	×	○	×	未		単独事業でないため、サンプル対象外とする
農地農業用施設災害復旧事業	14,000	×	○	×	未		単独事業でないため、サンプル対象外とする
農地災害復旧事業	3,000	×	×	×	未		単独事業でないため、サンプル対象外とする
採土跡地維持管理費	138	○	×	×	済		直営施設の管理費であり第3章で別途検討するため、サンプル対象外とする
大山農村環境改善センター管理費	2,975	○	×	×	済		直営施設の管理費であり第3章で別途検討するため、サンプル対象外とする
八尾農村環境改善センター管理費	1,238	○	×	×	済		直営施設の管理費であり第3章で別途検討するため、サンプル対象外とする
農業水路施設管理費	1,781	○	×	×	未		単独事業だが金額的重要性が低いため、サンプル対象外とする
猿倉山森林公園管理運営費	11,903	○	○	×	済		指定管理施設の管理費であり第4章で別途検討するため、サン

事務事業名	R2 予算 純歳出	サンプル抽出目線				抽出 サン プル	サンプル抽出の判断理由
		単独 事業	金額的 重要性	総合 計画	他章 検討		
							ル対象外とする
林業関連施設 管理運営費 (杉ヶ平キャン プ場)	1,483	○	×	×	済		指定管理施設の管理費であり第 4章で別途検討するため、サンプ ル対象外とする
林業総合セン ター管理運営 費	33	○	×	×	済		直営施設の管理費であり第3章 で別途検討するため、サンプル対 象外とする
割山森林公園 天湖森施設管 理費	60,271	○	○	×	済		指定管理施設の管理費であり第 4章で別途検討するため、サンプ ル対象外とする
林産物展示販 売施設管理費	6,600	○	○	×	済		直営施設の管理費であり第3章 で別途検討するため、サンプル対 象外とする
ふれあい森林 公園管理費	1,714	○	×	×	済		直営施設の管理費であり第3章 で別途検討するため、サンプル対 象外とする
県単独林道事 業	12,570	×	○	×	未		単独事業でないため、サンプル対 象外とする
林道等維持管 理事業	27,392	○	○	×	未	事業 19	単独事業であり、金額的重要性も 高いため、サンプル対象とする
林道施設災害 復旧事業	26,500	×	×	×	未		単独事業でないため、サンプル対 象外とする

⑥ 農業振興課

単位：千円

事務事業名	R2 予算 純歳出	サンプル抽出目線				抽出 サン プル	サンプル抽出の判断理由
		単独 事業	金額的 重要性	総合 計画	他章 検討		
農業総務一般 管理費	97,378	○	○	×	未		事業と関連しない事務全般に関 する経常人件費・経費であるた め、サンプル対象外とする
農業振興対策 事業費	33	×	×	×	未		単独事業でないため、サンプル対 象外とする
環境に優しい 農業推進事業	-	×	×	×	未		単独事業でないため、サンプル対 象外とする

事務事業名	R2 予算 純歳出	サンプル抽出目線				抽出 サン プル	サンプル抽出の判断理由
		単独 事業	金額的 重要性	総合 計画	他章 検討		
野菜振興対策 事業	90	×	×	×	未		単独事業でないため、サンプル対 象外とする
経営所得安定 対策推進指導 事業	-	×	×	×	未		単独事業でないため、サンプル対 象外とする
特産物開発育 成対策事業	403	○	×	×	未		単独事業だが金額的重要性が低 いため、サンプル対象外とする
都市農山漁村 交流促進対策 事業	100	○	×	×	未		単独事業だが金額的重要性が低 いため、サンプル対象外とする
地域資源活用 促進施設管理 費	43,616	○	○	×	済		直営施設の管理費であり第 3 章 で別途検討するため、サンプル対 象外とする
山田自然休養 村管理費	1,337	○	×	×	済		直営施設の管理費であり第 3 章 で別途検討するため、サンプル対 象外とする
牛岳オートキ ャンプ場管理 費	1,977	○	×	×	済		指定管理施設の管理費であり第 4 章で別途検討するため、サン プル対象外とする
山田交流促進 センター管理 費	4,441	○	×	×	済		直営施設の管理費であり第 3 章 で別途検討するため、サンプル対 象外とする
カントリーエ レベーター運 営費	-	○	×	×	済		直営施設の管理費であり第 3 章 で別途検討するため、サンプル対 象外とする
とやま棚田保 全事業	2,700	○	×	○	未	事業 20	単独事業かつ総合計画事業であ り、金額的重要性は低い各課の 事業を最低 1 つ検討するため、サ ンプル対象とする
元気な中山間 地域づくり支 援事業	51,940	×	○	×	未		単独事業でないため、サンプル対 象外とする
八尾市民農園 管理費	29	○	×	×	済		直営施設の管理費であり第 3 章 で別途検討するため、サンプル対 象外とする

事務事業名	R2 予算 純歳出	サンプル抽出目線				抽出 サン プル	サンプル抽出の判断理由
		単独 事業	金額的 重要性	総合 計画	他章 検討		
大長谷交流センター管理費	3,877	○	×	×	済		直営施設の管理費であり第3章で別途検討するため、サンプル対象外とする
黒瀬谷交流センター管理費	3,966	○	×	×	済		直営施設の管理費であり第3章で別途検討するため、サンプル対象外とする
山村振興広場管理費（パイン・サン）	7,125	○	○	×	済		指定管理施設の管理費であり第4章で別途検討するため、サンプル対象外とする
八尾ゆめの森管理費	34,279	○	○	×	済		指定管理施設の管理費であり第4章で別途検討するため、サンプル対象外とする
白木峰山麓交流施設管理費	6,270	○	○	×	済		指定管理施設の管理費であり第4章で別途検討するため、サンプル対象外とする
ほたるの里農村公園管理費	3,362	○	×	×	済		指定管理施設の管理費であり第4章で別途検討するため、サンプル対象外とする
山田農林産物加工直販施設管理費	924	○	×	×	済		直営施設の管理費であり第3章で別途検討するため、サンプル対象外とする
山村振興施設管理費（大山農山村交流センター）	6,931	○	○	×	済		指定管理施設の管理費であり第4章で別途検討するため、サンプル対象外とする
白木峰山麓クラインガルデン管理費	-	○	×	×	済		指定管理施設の管理費であり第4章で別途検討するため、サンプル対象外とする

⑦ 営農サポートセンター

単位：千円

事務事業名	R2 予算 純歳出	サンプル抽出目線				抽出 サン プル	サンプル抽出の判断理由
		単独 事業	金額的 重要性	総合 計画	他章 検討		
営農サポートセンター管理	90,356	○	○	×	済		直営施設の管理費であり第3章で別途検討するため、サンプル

事務事業名	R2 予算 純歳出	サンプル抽出目線				抽出 サン プル	サンプル抽出の判断理由
		単独 事業	金額的 重要性	総合 計画	他章 検討		
運営費							対象外とする
住吉小太郎農 園管理費	100	○	×	×	済		直営施設の管理費であり第3章 で別途検討するため、サンプル 対象外とする
楽農学園事業 費	15,288	○	○	○	済		直営施設の管理費であり第3章 で別途検討するため、サンプル 対象外とする

(2) 事務事業の監査手続

事務事業は、施設管理費と違って個別性が強いいため、監査手続は事務事業毎に決定し記載する。

第2部：施設管理以外の事務事業の監査結果

1. 地場もん屋運営事業費

(1) 概要

ア. 事業の概要

所管部署	農政企画課
事業の目的	地産池消を通じて地域農業を活性化するため、中心市街地で富山市の特色ある地場農林水産物の販売促進等を行う地場もん屋の運営を支援する
事業の概要	地場農林水産物の直売所の運営に係る経費の一部について補助を行う 補助対象 株式会社富山市民プラザ 補助金額 地場もん屋の運営に係る経費のうち、広報・宣伝費用及び地場農林水産物の集荷に係る経費について補助する。令和1年度、令和2年度については、ポストレジの導入経費についても補助対象としている。

イ. 過去5年間の決算の状況

単位：千円

年度	当初予算	決算	
	金額	件数	金額
平成28年度	21,000	1件	21,000
平成29年度	14,500	1件	14,500
平成30年度	14,500	1件	14,500
令和1年度	15,300	1件	15,147
令和2年度	15,804	1件	15,609

※：件数は、補助金の交付実績件数である。

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 実施した監査手続

- ① 事業の有効性を検討するため、事業の概要、目的、必要性、成果等を担当課に確認するとともに関連資料を閲覧した。
- ② 事業の経済性、効率性、合规性を検討するため、事業の収入、支出、事務処理等の状況を担当課に確認するとともに関連資料を閲覧した。

閲覧資料： 貸借借契約書、市有財産借受申請書、地場もん屋運営事業実績報告、令和2年度地産池消推進事業補助金実績報告書等

イ. 監査手続の実施結果

① 事業の有効性について

当事業は、地産池消を通じて地域農業を活性化するため、中心市街地で富山市の特色ある地場農林水産物の販売促進等を行う地場もん屋の運営を支援するものである。

地場もん屋は、富山市総曲輪3丁目3番16所在の総曲輪ファッションビルの1階部分（専有

面積 515.27 m²) において運営されている店舗である。地産地消の推進を目的とし、市内 7 か所の集荷拠点を設け、集荷拠点到出品された野菜等を回収して、地場もん屋に運搬し、一般市民に地場産の野菜等の販売を行っている。上記ビルは市有財産であり、地場もん屋を運営する(株)富山市民プラザ(富山市の外郭団体)に賃貸している。上記場所は人通りも多い場所であり、また、地域拠点を設けて地場産の野菜等を集荷し、販売することは、地産地消を通じて地域農業を活性化することに繋がると考えられる。

当事業は、第 2 次富山市総合計画(平成 29 年度～令和 3 年度)の実施計画に含まれており、富山市が目指す都市像(人・まち・自然が調和する活力都市とやま)を実現するために重要な事業と位置付けられている。なお、地場もん屋は、1 日あたり平均約 700 人が来店し平均約 700 千円の売上げを記録しており、令和 2 年度は過去最高の売上となっている。過去 5 年間の推移をみても、来店者数や売上額は増加傾向にあり、地産地消の推進という目的は果たされていると評価できる。そのため、事業の有効性に重大な問題は無いと考える。

単位：千円

年度	来店者数	売上額
平成 28 年度	269,767 人	231,189
平成 29 年度	252,314 人	219,628
平成 30 年度	247,144 人	213,123
令和 1 年度	250,572 人	225,882
令和 2 年度	258,287 人	253,774

② 事業の経済性、効率性、合规性について

令和 2 年度の富山市の補助金額は 15,609 千円(決算額)であるが、この内訳は以下のとおりである。

単位：千円

科目	金額	備考
人件費	11,500	集荷職員 6 名×60% (※1)。1 人あたり月額 159 千円。
賃借料	400	集荷車両 3 台の月極駐車料金。1 台あたり月額 11 千円。
車両リース料	1,300	集荷車両 3 台のリース料金。1 台あたり月額 36 千円。
備品リース料	1,109	POS レジの入れ替えに伴うリース料金。
燃料費	300	集荷車両 3 台のガソリン代。1 台あたり月額 8 千円。
広告費	1,000	
合計	15,609	

※1: 集荷作業を行う職員について、全業務時間に占める集荷作業時間の割合を見積もっている。

なお、令和 2 年度の地場もん屋の収入の状況は以下のとおりである。

単位：千円

科目	金額	補足情報(科目の内容、監査手続の実施結果等)
売上手数料	39,884	富山市に居住する農家や農林水産物の加工業者等が会員登録を行えば、地場もん屋に出品することができる。出品価額は出品者自らが設定することができ、販売された商品代金の一部

科目	金額	補足情報（科目の内容、監査手続の実施結果等）
		が(株)富山市民プラザの売上手数料となる。売上手数料は販売価額の25%であるが、出品者が直接地場もん屋に持ち込んだ場合は5%引き（20%）となる。 また、富山市域外の生産者については、3%上乗せとなる（28%。直接持ち込みの場合は23%）。
商品売上	6,531	地場もん屋が自ら仕入れ、販売した商品の売上高である。
会費収入	540	個人は年2,000円、法人・団体は年6,000円である。
補助金収入	15,803	主な内訳は、富山市の補助金15,609千円、経済産業省の補助金195千円である。
その他	2,426	
収入合計	65,184	

また、令和2年度の地場もん屋の支出の状況は以下のとおりである。

単位：千円

科目	金額	補足情報（科目の内容、監査手続の実施結果等）
商品仕入	6,120	地場もん屋が自ら仕入れている商品の仕入高（売上原価）である。
人件費	23,822	正社員2名、契約社員7名、パート3名の合計12名が地場もん屋で勤務している。令和2年度の人件費は、正社員及び契約社員分が20,580千円（1人あたり平均2,286千円）、パート分の3,242千円（1人あたり平均1,080千円）である。
支払賃料	2,893	富山市に支払っている賃料である。地場もん屋が入居しているビルは市有財産であり、富山市が地場もん屋を運営する(株)富山市民プラザ（富山市の外郭団体）に対し、同ビルの一部を賃貸している。同社は、富山市に対して年額2,893千円の賃料を支払っている。 上記賃料は、富山市行政財産使用料条例に従って土地・建物の固定資産税評価額に鑑みて算出された金額であり、同条例に基づき、適切に計算されていることを確認した。 ただし、上記賃料の算定にあたっては、設備の価値は全く考慮されていない。賃料設定の経緯について担当課に確認したところ、「地場もん屋事業は平成18年度に開始したが、平成23年4月より(株)まちづくりとやま（平成31年4月1日に(株)富山市民プラザに吸収合併されて消滅）の直営となり、富山市は運営費補助金を拠出するようになった。その際、賃料を①行政財産使用料条例で積算した金額（設備費は含まない）又は②地場もん屋の売上高の3%のいずれか大きい金額とし、平成28年度まで売上高の3%が採用されていた。設備使用料については、

科目	金額	補足情報（科目の内容、監査手続の実施結果等）
		<p>売上高の3%に含まれると理解されていた。その後、平成29年度に賃料収入と補助金を見直した結果、賃料を①行政財産使用料条例で積算した金額（設備費は含まない）と定め、賃料を減らす代わりに補助金額も大きく減額した（平成28年度は21,000千円だった補助金が、平成29年度は14,500千円に減額）」との回答を得た。</p> <p>設備使用料を徴取していない理由は上記の経緯によるものと考えられるが、平成29年度から補助金額が減額されていることや、地場もん屋がオープンしてから相当期間が経過しており、設備が一定程度老朽化していることも考慮すれば、設備使用料を徴取していないことも不当とまではいえないと考える。</p>
その他の主な支出	21,851	その他の主な支出（概ね1,000千円以上のもの）は、消耗品費4,057千円、水道光熱費3,715千円、委託料3,429千円、リース料3,229千円、支払手数料2,865千円、租税公課1,939千円、イベント事業費1,531千円、修繕費1,086千円である。
その他	7,070	
支出合計	61,756	

このように、補助金の計算方法や地場もん屋の収支状況を検討した結果、当事業の補助金額は不当とはいえず、事業の経済性に重大な問題はないと考える。なお、地場もん屋はコロナ禍による内食需要の高まりを受けて業績が好調であるため、今後、事業単独で相応の利益を計上できるようになったときは、改めて補助金の水準を整理することが考えられる。

その他、上記検討の結果、明らかに非効率な運用や法令、規則違反等は識別されなかった。そのため、事業の効率性、合规性に重大な問題は無いと考える。

2. 大区画貸付農地管理事業

(1) 概要

ア. 事業の概要

所管部署	農政企画課
事業の目的	耕作放棄地の解消と有効活用を目的として整備した大区画貸付農地の管理運営を行う
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 農業用機械の点検・修繕 富山市が所有している農業用機械の貸付を行っているため、同機械の安全性を担保するための点検・修繕を行う ➤ 除草作業委託業務 富山市が所有している農地のため、農道等の共有部分の雑草管理を行う

	▶ 農地貸付の手続・貸付料請求 土地の貸付料の請求を行う
--	---------------------------------

イ. 過去5年間の決算の状況

単位：千円

年度	当初予算	決算	
	金額	件数	金額
平成28年度	3,503	-	3,200
平成29年度	1,479	-	1,303
平成30年度	3,266	-	3,011
令和1年度	4,595	-	3,736
令和2年度	8,886	-	10,341

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 実施した監査手続

- ① 事業の有効性を検討するため、事業の概要、目的、必要性、成果等を担当課に確認するとともに関連資料を閲覧した。
- ② 事業の経済性、効率性、合規性を検討するため、事業の収入、支出、事務処理等の状況を担当課に確認するとともに関連資料を閲覧した。

閲覧資料： 支出負担行為決定兼支出命令書、業務完了報告書、業務委託契約書、業務委託変更契約書、業務委託完成届、請求書、市有財産有償貸付契約書等

イ. 監査手続の実施結果

① 事業の有効性について

当事業は、耕作放棄地の解消と有効活用を目的として、整備した大区画貸付農地の管理運営を行うものである。

当事業の対象土地は、もともと工業団地とする予定であったが、工業団地の造成に至らなかったため、農業用地として整備し事業者へ貸し出している。当事業の対象土地は24.4haであり、令和2年度末で約21.4haが貸し付けられている。対象土地では、概ね半分程度の面積でエゴマが栽培されており、その他はニラやかぼちゃ等が栽培されている。エゴマは富山における特産品の候補として栽培されているが、まだ栽培上の課題も多い。

エゴマの栽培面積の推移は以下のとおりである。栽培面積が増減しているのは、客土整備工事を行ったことや、農地の地力回復のため他の作物を栽培したことによるものである。

年度	エゴマ栽培面積
平成27年度	約1ha
平成28年度	約2.5ha
平成29年度	約5ha
平成30年度	約16ha
令和1年度	約4ha
令和2年度	約10.2ha

当事業は、第2次富山市総合計画（平成29年度～令和3年度）の実施計画には含まれていないが、一方で、富山市はエゴマを特産品とするべく効果的な生産手法の研究、スマート農業による生産拡大、各種PR等に力を入れており、「薬用植物振興対策事業」（下記8.で別途検討）が実施計画に含まれている。また、エゴマ栽培の現状と課題を整理し今後の普及拡大を図るため、令和2年度に「エゴマ安定栽培実証調査・生産普及拡大事業」（下記9.で別途検討）が事務事業化されている。なお、令和2年度末における富山市全域でのエゴマ栽培面積は20ha程度であるが、そのうち半分程度を当事業の対象土地が占めていることを勘案すると、当事業は富山市にとって重要な事業であり、概ね目的どおりの運用がなされていると評価できる。そのため、事業の有効性に重大な問題は無いと考える。

② 事業の経済性、効率性、合规性について

令和2年度における当事業の収入の状況は以下のとおりである。

単位：千円

科目	金額	補足情報（科目の内容、監査手続の実施結果等）
土地貸付料	2,218	市有財産有償貸付契約書を閲覧したが、不適切と認められる契約条項は見受けられなかった。
機械貸付料	350	市有財産有償貸付契約書を閲覧したが、不適切と認められる契約条項は見受けられなかった。
合計	2,568	

また、令和2年度における当事業の支出の状況は以下のとおりである。

単位：千円

科目	金額	補足情報（科目の内容、監査手続の実施結果等）
修繕料	477	内容及び支出の適切性を確認するため、関係書類（納品書、請求書等）を閲覧したが、不適切と認められるものは見受けられなかった。修理業務はいずれも随意契約によって発注されているが、機器の内容を熟知している各修理対象機器のメーカーに発注しているものであり、入札が行われていない点について特段問題はないと思料する。
点検料	1,160	
除草委託料	724	内容及び支出の適切性を確認するため、関係書類（納品書、請求書等）を閲覧したが、不適切と認められるものは見受けられなかった。除草作業は、公益社団法人富山市シルバー人材センター（富山市の外郭団体）と随意契約を締結している。当該随意契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく政策目的随意契約であることから、特段の問題は認められない。
負担金	979	負担金の内訳は、塩自治会に対する農地用水管理費102千円と、新保用水土地改良区に対する農地転用決済金876千円である。令和1年度までは、新保用水土地改良区の定款により、富山市が、塩地区に「田」を所有することから、負担金を支払ってきた。令和1年

		に換地に伴う地目変更（田⇒畑）を行ったことから、年度ごとに負担金を支払う必要はなくなったが、土地改良法第 42 条第 2 項に基づき、土地の所有者である市が権利義務の決済を行う必要が生じたため、令和 2 年度において転用決済金が拠出されている。
客土整備業務委託料	7,000	下記※1 参照
合計	10,341	

※1： 令和 2 年度は、非経常的な取引として客土整理業務 7,000 千円を行っている。客土の搬入対象は貸出済みの区画であるが、もともと土の量が少なく客土を搬入する方が妥当であると考えられていたところ、(仮称)水橋会館の工事によって出る土を有効活用するという観点から、当該区画への搬入を委託することとなったものである。当該業務は、(株)廣瀬組との随意契約となっている。

(株)廣瀬組との随意契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき締結されている。(株)廣瀬組は、富山市水橋辻ヶ堂鋤柄新 1275-30 における(仮称)水橋会館の敷地造成工事を請け負っている。そのため、客土整地業務において入札を実施すると、(株)廣瀬組が(仮称)水橋会館の敷地造成の過程において掘削した土を、客土整地業務を落札した別業者が石や砂利を撤去して搬入しなければならなくなり、作業として非常に煩雑になる。これら一連の業務を(株)廣瀬組がまとめて実施することが業務の円滑化及び効率化に資するため、客土整地業務は、その目的が競争入札に適しないものと認められ、随意契約とすることについて問題はないと考える。

客土整地業務は、当初、約 1,400 m³の客土を搬入する内容で業務委託契約が締結されているが、その後、客土の量を約 1,000 m³に変更する契約が締結されている。これは(仮称)水橋会館の工事によって出る土から、当事業対象土地への搬入に適している土の量が当初の想定よりも少なかったためである。なお、契約変更により搬入される土の量が約 3 割減少したにもかかわらず、業務委託料は 7,000 千円のままで変更されていない。当初契約と変更契約の金額の積算を比較したところ、当初契約では、(仮称)水橋会館の工事によって排出される土を運搬するだけの予定であったが、変更後の契約ではそれに加えて土の購入費用が計上されていた。これは、(仮称)水橋会館の工事によって排出される土だけでは約 1,000 m³にも足りなかったため、(株)廣瀬組が別途追加で土を購入しているものである。つまり、変更契約によって(仮称)水橋会館からの土の運搬手数料は下がったが、土の購入費用が発生したため、結果的に業務委託料は 7,000 千円のままになっているということである。

このように、搬入される土の量が約 3 割減少し、かつ土の調達方法が変わっているにもかかわらず、業務委託料が全く変更されていないのは不自然に感じる。この点、担当課に土の購入単価の検証有無を確認したところ、「特段の検討はしていない」との回答があった。(仮称)水橋会館の工事業者と同じ業者に発注したという経緯の特殊性を考慮するとしても、過去の取引事例や近隣の取引相場の調査等により、客土の購入単価の妥当性は検討可能であると思われる。特に、入札が行われていないのであれば金額の

妥当性は慎重に検討すべきであり、事業の経済性について以下の発見事項が識別された。

意見 1	契約変更時の変更内容の精査について
<p>客土整地業務で、当初契約が変更され契約内容が大きく変化しているにも関わらず、変更後の業務内容や契約金額の精査が行われていなかった。</p> <p>契約内容を変更する場合には、変更後の業務内容に基づいて積算をやり直し、その結果を踏まえて契約金額の見直し要否を検討するとともに、一連の判断過程を文書で保存することが望まれる。具体的には、本件においては、土の購入単価の妥当性が不明であるため、過去の取引事例や近隣の取引相場等を調査し、委託業者が提示した購入単価の妥当性を検討することが望まれる。</p>	

なお、非経常的な支出である客土整備業務を除くと経常的な収支は概ね均衡しており、事業全体の経済性に重大な問題は無いと考える。

その他、上記検討の結果、明らかに非効率な運用や法令、規則違反等は識別されなかった。そのため、事業の効率性、合规性に重大な問題は無いと考える。

3. 農業団体経営安定対策事業

(1) 概要

ア. 事業の概要

所管部署	農政企画課
事業の目的	一般社団法人富山県農協会館に対し、農業振興を実施する団体として補助金を交付し支援する
事業の概要	<p>一般社団法人富山県農協会館が、農業に関する公益的な活動を担う法人等に対して保有する施設の貸与事業を実施していることから、その施設の固定資産税相当額を補助する</p> <p>補助対象 一般社団法人 富山県農協会館</p> <p>補助金額 固定資産税相当額を補助</p>

イ. 過去5年間の決算の状況

単位：千円

年度	当初予算	決算	
	金額	件数	金額
平成28年度	10,463	1	10,463
平成29年度	10,780	1	10,780
平成30年度	10,686	1	10,686
令和1年度	10,686	1	10,686
令和2年度	8,587	1	8,587

※：件数は、補助金の交付実績件数である。

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 実施した監査手続

- ① 過去の包括外部監査における発見事項の改善状況を検討するため、担当課に措置回答の内容を確認し、必要に応じて関連資料を閲覧する。

イ. 監査手続の実施結果

- ① 過去の包括外部監査での発見事項の改善状況について

当事業は、平成 30 年度包括外部監査（テーマ：負担金、補助金及び交付金に係る財務事務の執行並びに事業の管理について）で検討対象とされ、かつ、意見が付されている。そのため、当該意見に対する措置回答の状況を確認し、適切に改善が行われているかどうかを検討した。

所管課の措置回答状況及びそれに対する監査手続実施結果は以下のとおりである。

項目	内容
【意見】 農業団体経営安定対策事業補助金の有効性について	
過去の包括外部監査での発見事項（要約）	<p>当事業は、一般社団法人富山県農協会館に対して補助金を交付し、富山県農協会館の固定資産税を実質的に減免するものである。なお、同団体が行っている富山県農協会館の貸付事業は公益性が高い事業と判断することはできない。また、富山県農協会館の賃借料は賃借人毎に差異が設けられておらず、補助金の効果が公益性のある法人（賃借人）に及んでいるのか不明である。</p> <p>そのため、補助金の効果が公益性のある法人（賃借人）に及んでいるかどうか、また、公益性があっても支援の必要性があるかどうか検討することが望まれる。</p>
富山市の措置回答（要約）	<p>富山市では、一般社団法人富山県農協会館の事業等に公益性があると判断し補助金を交付していたが、補助金の効果を検討し、支援の必要性を検討した結果、補助金を令和 2 年度から段階的に削減し、5 年後に廃止することとした。</p>
措置回答に関する監査人の検討結果	<p>担当課に確認した結果、「措置回答のとおり、当事業は段階的に縮小し、5 年後には廃止することとした。5 年後としたのは、激変緩和のためである」との回答を得た。</p> <p>富山市の対応に重大な問題は認められない。また、令和 1 年度と比較して、令和 2 年度の補助金額が 80%の水準、令和 3 年度の補助金予算が 60%の水準（6,487 千円）になっていることから、当該意見については改善済みと判断する。</p>

4. 6次産業化等支援事業

(1) 概要

ア. 事業の概要

所管部署	農政企画課
------	-------

事業の目的	農林漁業者主導による農林漁業の6次産業化を進め、農林漁業者自身による新ビジネス創出と経営体質強化を支援する
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 6次産業化ステップアップ補助金 農業者等が6次産業化を進める初期段階の取組を支援する 補助対象 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 簡易な加工機器の導入等 ➤ 試作経費等(材料費・包装資材費・デザイン費) ➤ 先進視察の経費、講師謝礼等 ➤ マーケティング調査、テスト販売に係る経費等 補助金額 事業経費が60万円以下の場合はその1/2を補助し、60万円以上の場合30万円を補助する ➤ 6次産業化セミナー開催事業 6次産業化について周知することを目的に、農業者・加工業者等を対象としたセミナーを開催する

イ. 過去5年間の決算の状況

単位：千円

年度	当初予算	決算	
	金額	件数	金額
平成28年度	400	1件	378
平成29年度	365	1件	357
平成30年度	365	1件	338
令和1年度	365	1件	233
令和2年度	665	2件	364

※：件数は、補助金の交付実績件数である。

※：支出の大半は補助金であり、その余はセミナー講師の謝礼金やお茶代等である。

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 実施した監査手続

- ① 事業の有効性を検討するため、事業の概要、目的、必要性、成果等を担当課に確認するとともに関連資料を閲覧した。
- ② 事業の経済性、効率性、合规性を検討するため、事業の収入、支出、事務処理等の状況を担当課に確認するとともに関連資料を閲覧した。

閲覧資料： 補助金交付申請書、実績報告書、支出負担行為決定書、6次産業化セミナー次第、セミナー資料等

イ. 監査手続の実施結果

① 事業の有効性について

当事業は、6次産業化のための経費の一部を補助するとともに、6次産業化について周知することを目的に、農業者・加工業者等を対象としたセミナーを開催する事業である。

補助金の対象となった事業は、ジェラードマシンの導入(平成28年度)、梨カレーの試作・試

食（平成 29 年度）、真空パック機の導入（令和 1 年度）等である。また、農業者・加工業者等を対象に、6 次産業化についてのセミナーを開催し、講師に謝礼金を支払っている。令和 2 年度においては、同年度において補助金を交付したアイエッチファーム(株)の営業企画部長がセミナーの講師を担っている。

当事業は、第 2 次富山市総合計画（平成 29 年度～令和 3 年度）の実施計画に含まれており、富山市が目指す都市像（人・まち・自然が調和する活力都市とやま）を実現するために重要な事業と位置付けられている。なお、上記のとおり過去 5 年間の補助金交付実績は年 1～2 件程度であり、多いとは言えない件数である。しかし、令和 2 年度のセミナー参加者は 38 名（講師を除く）であり、セミナー参加人数を見ると、6 次産業化への関心は低いとはいえない。6 次産業化は、農家が栽培だけでなく加工・販売行うものであり、相当の人員・スキル・ノウハウ・設備投資が必要となるため農家にとってのハードルは高い。しかし、上記セミナー資料によれば、6 次産業化によって規格外のネギを加工品として販売できるようになったなどのメリットもあり、一定程度の売上も確保できていることから、6 次産業化を推進することは、農林漁業者の所得向上に資し、もって農業振興に資すると考えられる。

また、セミナー参加者のアンケート結果（参加者 38 名中 29 名が回答）によれば、回答者はいずれも、6 次産業化に既に取り組んでいるか、今後取り組む意欲を示している。6 次産業化の課題として、最も多く挙げられているのが加工機器や施設の整備に要する費用である（回答者 29 名中 16 名が指摘）。その他、海外販売拡大のための勉強会・情報交換会の実施や、SNS 講座の実施を要望する声がある。

上記のとおり、セミナー参加者が 6 次産業化への意欲を示している一方で、課題として加工機器や施設の整備に要する費用の負担を挙げており、6 次産業化のハードルを下げるためにも設備投資に関する補助金を支出することは有効と考えられる。また、セミナーも、6 次産業化を希望する農業者への情報発信や農業者同士の連携強化の手段として有用であるとする。現状では当補助金の利用実績は多いとはいえないが、継続して当事業に取り組む価値はあると考えられ、当事業の有効性に重大な問題は無いと考える。ただし、当事業の有効性をより一層高めるため、以下の発見事項が識別された。

139【意見 No45】	セミナーの題材や開講形式
本庁対応	該当なし
<p>セミナー参加者のアンケート結果を見ると、販路拡大のための勉強会や SNS 講座の開催等の要望が多く寄せられている。</p> <p>補助金の情報を周知し利用実績を高める意味でも、可能な範囲でこれらの要望に積極的に応えていくことが望まれる。</p>	

② 事業の経済性、効率性、合规性について

令和 2 年度の補助金交付実績は 2 件（合計 349 千円）であった。富山市農漁業振興対策事補助金交付要綱に基づき、30 万円を限度として事業に要する経費の 1/2 の補助金が交付されている。

関連資料を閲覧したところ、補助金は適切に計算され、交付されていると認められた。また、その他支出（謝礼金やお茶代等）についても、富山市の内規に基づき支払が行われていた。そのため、事業の経済性に重大な問題は無いと考える。

その他、上記検討の結果、明らかに非効率な運用や法令、規則違反等は識別されなかった。そのため、事業の効率性、合規性に重大な問題は無いと考える。

5. 「目指せ担い手」農地集積促進事業

(1) 概要

ア. 事業の概要

所管部署	農政企画課						
事業の目的	農地中間管理機構を利用し、意欲的に経営規模の拡大を目指す農家や、新規就農する認定新規就農者への農用地の利用集積の一層の促進を図り、富山市農業の生産性の向上と効率的な農業経営体の育成に努めることを目的とする						
事業の概要	<p>農地中間管理機構を通じて農地を借りた農業経営体に対し補助金を交付する</p> <p>補助対象 次の要件を全て満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 農地中間管理機構を通じて農地の利用権の設定を受けた農業経営体であること ➤ 利用権の設定を受ける者が利用権の設定をする者（貸し手）の世帯員でないこと。また、法人ではその構成員（その世帯員を含む）でないこと ➤ 富山市内に住所を有する者であること ➤ 利用権の設定の始期が当該年度の前年度の1月から当該年度の12月であること <p>補助金額 上記の交付対象者が農地中間管理機構を通じて存続期間5年以上の利用権が設定された農地を集積する場合、以下の金額を補助する（ただし、以前に利用権が設定された農地は対象としない）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>設定期間</th> <th>交付単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5年以上10年未満</td> <td>5,000円/10a</td> </tr> <tr> <td>10年以上</td> <td>10,000円/10a</td> </tr> </tbody> </table>	設定期間	交付単価	5年以上10年未満	5,000円/10a	10年以上	10,000円/10a
設定期間	交付単価						
5年以上10年未満	5,000円/10a						
10年以上	10,000円/10a						

イ. 過去5年間の決算の状況

単位：千円

年度	当初予算	決算	
	金額	件数	金額
平成28年度	10,000	67件	9,393
平成29年度	10,000	29件	5,519
平成30年度	10,000	21件	4,407

年度	当初予算	決 算	
	金額	件数	金額
令和1年度	9,000	28件	6,541
令和2年度	6,250	25件	5,494

※：件数は、補助金の交付実績件数である。

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 実施した監査手続

- ① 事業の有効性を検討するため、事業の概要、目的、必要性、成果等を担当課に確認するとともに関連資料を閲覧した。
- ② 事業の経済性、効率性、合規性を検討するため、事業の収入、支出、事務処理等の状況を担当課に確認するとともに関連資料を閲覧した。

閲覧資料： 補助金交付申請書、補助金額確定通知書、事業実績書、支出負担行為決定書等

イ. 監査手続の実施結果

① 事業の概要について

当事業は、農地中間管理機構を通じて農地を借りた農業経営体に対し、補助金を交付することによって、農用地の利用集積の一層の促進を図ることを目的としている。

農地中間管理機構は、農地中間管理事業を担う機関である。農地中間管理事業とは、「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき、農用地の利用の効率化及び高度化を促進することを目的とし、農地中間管理機構が地権者から農用地の賃借権等を取得し、希望者に農用地を貸し付ける等の事業を指す。これにより、地権者は農地中間管理機構から賃料を受け取ることができる等のメリットがあり、事業者に直接貸し出すよりも安心である。富山県においては、農地中間管理機構として、公益社団法人富山県農林水産公社が指定されている。なお、土地の賃料は、当該地域における整備状況が同程度の農地の賃料を基本とするが、具体的金額は協議によって決せられるため、一律の基準はない。

当事業は、第2次富山市総合計画（平成29年度～令和3年度）の実施計画に含まれており、富山市が目指す都市像（人・まち・自然が調和する活力都市とやま）を実現するために重要な事業と位置付けられている。なお、農地中間管理事業によって集積された農用地は富山県全体で65%（令和2年3月末現在。農林水産省発表）である。国は、令和5年度までに当該比率を80%に引き上げる目標を設定しているが、過去5年間の当事業の補助金交付推移を見ると、交付実績が減少傾向にあり集積のペースが鈍化している。この要因として、貸主側の要因（農地の貸出しに抵抗がある地権者がいる）と借主側の要因（集約に取り組んできた事業者の規模拡大努力が限界に達しつつある）が想定される。この点、当事業は借主への補助金であるが、富山市は、別途貸主向けの補助金事業（農地利用集積事業の地域集積協力金。国・県の補助事業であり当監査では検討対象外）を行っており、令和2年度は、地域集積協力金が17,291千円（令和1年度の約1.7倍）、当事業が5,494千円（令和1年度より減少）となっていることから、集積のペースが鈍化しているのは借主側の要因がより大きいものと考えられる。

かかる意味においても、国や富山県と足並みをそろえて、借主への補助金交付を通じて集積の

後押しをすることは一定の意義を有すると考えられる。そのため、当事業の有効性に重大な問題は無いと考える。

② 富山市の支出の適切性について

令和2年度の補助金交付実績（25件、5,494千円）について、補助金交付申請書、補助金額確定通知書、事業実績書、支出負担行為決定書等を閲覧した。その結果、富山市の支出は補助金の計算式どおりに行われていた。

③ 事業の経済性、効率性、合规性について

令和2年度の補助金交付実績は25件（合計5,494千円）であった。補助金の交付対象者が農地中間管理機構を通じて存続期間5年以上の利用権が設定された農地を集積する場合、利用権設定期間が5年以上10年未満の場合は5,000円/10a、10年以上の場合は10,000円/10aが交付されている。関連資料を閲覧したところ、補助金は適切に計算され、交付されていると認められた。そのため、事業の経済性に重大な問題は無いと考える。

その他、上記検討の結果、明らかに非効率な運用や法令、規則違反等は識別されなかった。そのため、事業の効率性、合规性に重大な問題は無いと考える。

6. 企業等農業参入対策事業

(1) 概要

ア. 事業の概要

所管部署	農政企画課
事業の目的	農業者の高齢化や後継者不足が進行するなか、農業の多様な担い手を確保するため、企業や社会福祉法人、NPO法人等の農業参入を支援する
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 相談窓口の設置 農政企画課にて窓口相談、関係機関連絡調整、意向調査等を実施 ▶ 参入企業等支援 企業等の農業参入における初期段階の機械設備導入費用を補助 補助対象 新規参入して3年以内の農業参入企業等 補助金額 初期段階の農業機械設備導入に対し、1件当たり500,000円を上限として購入金額の1/3を補助する ▶ 社会福祉法人等の農業参入セミナー開催 農業参入座学研修会 1回/年、市内事例視察研修会 1回/年を開催した際にセミナー講師謝礼等を支給する

イ. 過去5年間の決算の状況

単位：千円

年度	当初予算	決算	
	金額	件数	金額
平成28年度	530	-	27
平成29年度	530	1件	585

年度	当初予算	決 算	
	金額	件数	金額
平成 30 年度	587	-	47
令和 1 年度	548	1 件	511
令和 2 年度	644	-	142

※：件数は、補助金の交付実績件数である。

※：支出の大半は補助金であり、その余はセミナー講師の謝礼金やお茶代等である。

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 実施した監査手続

- ① 事業の有効性を検討するため、事業の概要、目的、必要性、成果等を担当課に確認するとともに関連資料を閲覧した。
- ② 事業の経済性、効率性、合規性を検討するため、事業の収入、支出、事務処理等の状況を担当課に確認するとともに関連資料を閲覧した。

閲覧資料： 補助金交付申請書、補助金確定通知書、企業等農業参入対策事業実績報告書、支出負担行為決定書、農業経営状況報告書、現地調査復命書等

イ. 監査手続の実施結果

① 事業の有効性について

当事業は、富山市農漁業振興対策事業補助金交付要綱に基づき、農業経営を開始して3年以内の株式会社、社会福祉法人等に対して、農業経営に必要な農業機械又は農業用施設の導入事業に関する事業費の3分の1以内の金額（上限500千円）を補助するものである。それ以外でも、相談窓口の設置や農業参入セミナーを実施している。

当事業は、第2次富山市総合計画（平成29年度～令和3年度）の実施計画に含まれており、富山市が目指す都市像（人・まち・自然が調和する活力都市とやま）を実現するために重要な事業と位置付けられている。なお、令和2年度の予算の多くを占めるのは、新規参入企業に対する補助金である。しかし、過去5年間で当事業において補助金が支出された実績は、平成29年度の500千円と、令和1年度の467千円の各1件のみである。平成29年度においては、ハウストマト栽培用炭酸ガス発生装置2基の導入に対して上限額である500千円が補助金として交付され、令和1年度においてはトラクター及びビニールハウスの導入事業費の3分の1相当額である467千円が補助金として交付されている。しかし、平成29年度に当補助金を受領した事業者は、2年目に農業から撤退している。また、令和1年度に当補助金を受領した事業者も、下記「(2)イ. ②事業の経済性、効率性、合規性について」に記載したとおり、活動実態が不透明になっている。

その他、当事業の一環としてセミナーが開催されており、直近のセミナー開催日は令和3年1月28日である。同セミナーの参加者総数は26名で、農業者が14名、社会福祉法人が6名である。社会福祉法人も一定程度関心があることがうかがわれるが、現在まで社会福祉法人における当事業補助金の活用実績はない。

当事業が開始されたのは平成21年度であるが、事業開始後10年以上が経過してもなお利用実績は非常に少なくなっており、平成29年度に補助金を利用した企業も事業2年目に農業から撤

退している。これらの事実に鑑みるに、そもそも農業への新規参入のハードルが相当程度高いなかで、当事業が金額や補助条件等の面から新規参入へのインセンティブになっていない可能性がある。そのため、当事業の有効性について、以下の発見事項を識別した。

140【意見 No46】	事業内容の見直し
本庁対応	該当なし
<p>当事業は、事業開始後 10 年以上経過しても利用実績が少なく、その有効性に疑義が生じている。</p> <p>所管課は、セミナー参加者との意見交換等を通じて、当事業が利用されない理由を把握し、その結果を踏まえて、事業内容を見直しや存廃の判断を行うことが望まれる。</p>	

② 事業の経済性、効率性、合规性について

令和 2 年度における予算・実績の明細は以下のとおりである。

単位：千円

事業	科目	予算	実績
相談窓口の設置	消耗品費	10	10
	燃料費	5	4
	郵便料	10	16 (※1)
	委託料	100	99
参入企業支援	補助金	500	0
セミナー開催	報償費	10	10
	食糧費	3	3
	郵便料	6	(※1)
合計		644	142

※1：「相談窓口の設置」欄の郵便料の実績は、セミナー開催のための郵便料を含む。

繰り返しになるが、令和 2 年度の予算の多くを占めるのは、新規参入企業に対する補助金である。しかし、過去 5 年間で当事業において補助金が支出された実績は、平成 29 年度の 500 千円と、令和 1 年度の 467 千円の各 1 件のみである。平成 29 年度においては、ハウストマト栽培用炭酸ガス発生装置 2 基の導入に対して上限額である 500 千円が補助金として交付され、令和 1 年度においてはトラクター及びビニールハウスの導入事業費の 3 分の 1 相当額である 467 千円が補助金として交付されている。

富山市企業等農業参入対策事業実施要領第 6 条では、事業実施年度の翌年度から 3 年間、農業経営状況報告書を提出することと定められている。そのため、平成 29 年度の補助金利用企業から提出されている農業経営状況報告書（平成 30 年度の報告書）を閲覧したが、資料上は整合性等に特段の問題は認められなかった。ただし、当事業者は 2 年目に農業から撤退しているため、令和 1 年度及び令和 2 年度の報告書は存しない。なお、後述の同要綱第 7 条に定める現地調査は、平成 31 年 4 月に付加された条項であることから、平成 29 年度の実施事業者には適用されず、現地調査は実施されていない。

また、令和 1 年度の補助金対象事業は、トラクター及びビニールハウスの導入事業費である。申請書を閲覧したところ、申請者の栽培作物は、米、ネギ、じゃがいもの 3 種であるが、事業計

画における3年目の目標も米、ネギ、じゃがいもの3種となっており、3年目の目標における栽培面積及び生産見込量が増加しているのは米のみである。ビニールハウスの見積書には、「野菜ハウス」との記載も見受けられることから、野菜のハウス栽培を行う前提のものと理解されるところ、事業計画における「3年目の目標」の対象野菜が「ネギ」「じゃがいも」と同じ種類のみで、目標生産量も増加していないのは不自然である。また、富山市補助金等交付規則第12条に基づく補助金実績報告書において、写真撮影されているビニールハウスは部品の状態（組み立てていないもの）であり、直ちに転売することも可能であることから、ビニールハウスの構成部品の納入を受けただけで「補助事業が完了した」（富山市補助金等交付規則第12条）と認定することは早計であると考えられる。

その他、上記のとおり、同要領第6条では、事業実施年度の翌年度から3年間、農業経営状況報告書を提出することと定められているが、令和2年度中に同報告書は提出されておらず、所管課から提出の督促も行われていなかった。また、同要綱第7条では、所管課は翌年度から3年間、年1回の現地調査を行う旨定められているが、多忙等の理由によって令和2年度中に現地調査が実施されていなかった。

以上のとおり、令和1年度の補助金対象事業は、事業計画書の内容も不自然である上、実績報告書も不完全である。また、補助金交付後も要領において定められている農業経営状況報告書が提出されておらず、現地調査も実施されていない。

監査人が上記不備を指摘した後、当該事業者より令和3年8月10日付け農業経営状況報告書が提出され、担当課による現地調査も実施されたことから、その報告書を閲覧した。同農業経営状況報告書によれば、事業者は水稻、じゃがいも、大根を栽培している。令和3年8月10日に実施された担当課による現地調査時には、ビニールハウスでの野菜の栽培は行われておらず、トラクター等の物置として使用されていた模様である。事業者からのヒアリングの結果、ビニールハウスは春や秋にパクチー、シュンギク等の野菜栽培に使用されているとのことであるが、真偽は不明である。

このように、事業計画書の記載内容も不自然であることから、補助金交付後の対応はより慎重に行われるべきところ、現地調査等が適切な時期に実施されておらず、現段階に至ってもビニールハウスにおいて野菜が栽培されている状況が確認できていないのは問題である。そのため、事業の合規性について、以下の発見事項を識別する。

141【指摘 No19】	事業計画の内容精査及び補助金交付後のモニタリング
本庁対応	該当なし
<p>令和1年度補助金交付案件について、事業計画書の記載内容に不合理な点がある補助金を交付しており、かつ、補助金交付後も実績報告書の入手や現地調査を実施していなかった。</p> <p>所管課は、富山市企業等農業参入対策事業実施要領に従って、事業計画書の内容に不合理な点が無いか慎重に検討する必要がある。また、補助金交付後は、補助金が適切に使用されているかどうか検討するため、適切な時期に実績報告書を入手し、その内容を検討するとともに、現地調査を実施する必要がある。</p>	

なお、上記検討の結果、明らかに非効率な運用は識別されなかった。しかし、当事業は、上記のとおり有効性に疑義が生じているため、経済性、効率性の大前提として有効性（事業の必要性

や期待される効果)を再検討することが望まれる。

7. 地域農産物生産支援事業

(1) 概要

ア. 事業の概要

所管部署	農業水産課
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 富山市の農業者団体等が必要に応じた米の生産を確実に実行するため、転作としての大麦や大豆・そばの生産の集積を推進する ➤ 園芸特産物等の集団化と共同販売体制の強化を図る ➤ 米での転作の備蓄米等の生産拡大を図る
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 生産組合活動支援事業補助金 米の生産目標を周知・提示する生産組合に対し、活動経費や団地化・土地利用集積への取組に対して支援を行う 補助対象 米の生産目標を周知・提示する生産組合 補助金額 4,000円＋構成員数×400円＋団地化・土地利用集積取組件数×1,000円 ➤ 担い手拡大事業補助金 生産調整方針作成者に対し、大麦・大豆・そばの団地化や土地利用集積の取組に対して支援を行う 補助対象 生産調整方針作成者 補助金額 団地(2ha以上)・集積(3ha以上)の取組面積×2,000円以内/10a ➤ 特産品生産推進事業補助金 出荷組織に対し、出荷組織を通じて出荷される特産品への取組に対して支援を行う 補助対象 出荷組織 補助金額 地域によって指定する作物の作付面積×5,000円以内/10a ➤ 新規需要米等水田フル活用支援事業補助金 生産調整方針作成者に対し、新規需要米や備蓄米等の生産拡大への支援を行う 補助対象 生産調整方針作成者 補助金額 備蓄米・輸出用米の作付面積×2,000円以内/10a

イ. 過去5年間の決算の状況

単位：千円

年度	当初予算	決算	
	金額	件数	金額
平成 28 年度	43,800	18 件	43,799
平成 29 年度	41,430	15 件	40,463
平成 30 年度	41,250	15 件	40,743
令和 1 年度	41,150	15 件	40,203
令和 2 年度	41,150	15 件	40,732

※：件数は、補助金の交付実績件数である。

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 実施した監査手続

- ① 生産組合活動支援事業補助金について、過去の包括外部監査における発見事項の改善状況を検討するため、担当課に措置回答の内容を確認し、必要に応じて関連資料を閲覧した。
- ② 担い手拡大事業補助金の有効性、経済性、効率性、合規性を検討するため、担当課に確認するとともに関連資料を閲覧した。
- ③ 特産品生産推進事業補助金の有効性、経済性、効率性、合規性を検討するため、担当課に確認するとともに関連資料を閲覧した。
- ④ 新規需要米等水田フル活用支援事業補助金の有効性、経済性、効率性、合規性を検討するため、担当課に確認するとともに関連資料を閲覧した。
- ⑤ 一連の補助金の不正受給を防止するための体制について担当課に確認を行った。

閲覧資料： 水稻生産実施計画書、補助金交付申請書、補助金実績報告書、補助金額確定通知書、支出負担行為決定書等

イ. 監査手続の実施結果

- ① 過去の包括外部監査での発見事項の改善状況について

生産組合活動支援事業は、生産組合が計画的な転作を進め、農地の効率的な利用を図る際の事務負担に対して補助金を交付するものである。補助金額は、地域農産物生産支援事業実施要領（生産組合活動支援事業）第2条第2項に基づき、「4,000円＋構成員数×400円＋団地化・土地利用集積取組件数×1,000円」という計算式で算出される。

令和2年度においては、以下のとおり補助金が交付されている。

単位：千円

補助対象団体	補助金額
あおば農業協同組合	2,953
なのはな農業協同組合	2,109
富山市農業協同組合	1,138
山田村農業協同組合	186
合計	6,387

当補助金は、平成30年度包括外部監査（テーマ：負担金、補助金及び交付金に係る財務事務の

執行並びに事業の管理について)で検討対象とされ、かつ、意見が付されている。そのため、当該意見に対する措置回答の状況を確認し、適切に改善が行われているかどうかを検討した。

項目	内容													
【意見】生産組合転作事業補助金の有効性について														
過去の包括外部監査での発見事項(要約)	<p>当補助金は、「事業実施主体である生産組合の米の生産配分等に係る経費について、市、農業協同組合、生産組合が各々1/3ずつ負担するもの」という考え方に基づいて交付されているが、農業協同組合は生産組合に1/3の負担分を支払っていない。また、各農業協同組合は補助金の申請主体となっているが、生産組合が当事業に要した費用を個別に把握していない。そのため、実際の負担関係を示す実績報告書を入手する必要がある。</p> <p>なお、補助金額を生産組合数で割ると1生産組合当たり9,000円程度となり、補助の実効性、必要性にも疑義がある。</p>													
富山市の措置回答(要約)	<p>平成31年4月に実施要領を改訂し、事業実施主体を農業協同組合とした。また、「生産組合のコメの生産数量の配分等に係る経費について、富山市、農業協同組合、生産組合が各々1/3ずつ負担する」という規程をなくし、補助金の助成額を算定式により計算する方法に改めた。</p> <p>なお、コメの生産目標の周知や担い手への農地集積の調整などに対し、生産組合が果たす役割が大きいことから、補助金は必要と考えており、要領改正により事業名称と内容を変更した。</p>													
措置回答に関する監査人の検討結果	<p>当事業は、生産組合が計画的な転作を進め、農地の効率的な利用を図る際の事務負担に対して補助金を交付するものである。</p> <p>我が国全体の米の需要見通しは農林水産省が発表しているが、農林水産省の発表を踏まえ、各都道府県の農業再生協議会が生産目標を設定する。富山県においては、富山県農業再生協議会において決定された生産目標が地域農業再生協議会(富山市農業再生協議会等)に通知され、地域農業再生協議会は農協等を通じて生産目標を提示し、生産組合において各農家への連絡・調整協議等を行う。この一連の手続において、生産組合に事務的な負担が生じることを考慮して補助金を拠出しているものである。適正な米の生産量を維持するためには、生産組合の役割は必要と考えられ、また、後述の現地調査の立ち会い等の負担も考慮すれば、一定程度の補助金を拠出することは合理性があると考えられる。</p> <p>一方で、補助金の計算方法については、実施要領を確認したところ以下のとおり改正されていた。</p> <table border="1" data-bbox="576 1823 1436 2022"> <thead> <tr> <th></th> <th>旧実施要領</th> <th>新実施要領</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業名</td> <td>生産組合転作事業</td> <td>生産組合活動支援事業</td> </tr> <tr> <td>事業実施主体</td> <td>生産組合</td> <td>農業協同組合</td> </tr> <tr> <td>補助金の金額</td> <td>活動に係る経費につい</td> <td>(削除)</td> </tr> </tbody> </table>			旧実施要領	新実施要領	事業名	生産組合転作事業	生産組合活動支援事業	事業実施主体	生産組合	農業協同組合	補助金の金額	活動に係る経費につい	(削除)
	旧実施要領	新実施要領												
事業名	生産組合転作事業	生産組合活動支援事業												
事業実施主体	生産組合	農業協同組合												
補助金の金額	活動に係る経費につい	(削除)												

項目	内容	
	の趣旨	て、市、農業協同組合、生産組合が各々3分の1ずつ負担する。
	算定式	$(12,000 \text{ 円} + \text{構成員数} \times 1,200 \text{ 円} + \text{団地化・土地利用集積取組件数} \times 3,000 \text{ 円}) \times 1/3$ $4,000 \text{ 円} + \text{構成員数} \times 400 \text{ 円} + \text{団地化・土地利用集積取組件数} \times 1,000 \text{ 円}$
<p>このように、名称は変わったが実質的な内容は従前と変わっていない。算定式も「市、農業協同組合、生産組合が各々3分の1ずつ負担する」という前提が無くなっただけで、富山市が拠出する補助金の金額としては全く同じである。事業実施主体が生産組合から農業協同組合に変更されているが、従前の補助金も農業協同組合に支払われてきたことから、支払先も変更されていない。なお、担当課に補助金算定式の意味や各単価の根拠を確認したところ、明確な回答は得られなかった。</p> <p>過去の意見の本質は、「目的に照らして富山市が負担すべき範囲を明確にし、必要な先に必要十分な補助金のみを交付すべき」という点にあることを考えると、補助金算定式の意図が分からない現状は、状況が改善しているとは言い難い。</p> <p>以上のとおり、生産組合の事務負担を考慮し、一定の補助金を拠出することについては合理性が認められるものの、金額の妥当性については依然として疑義が残る。そのため、以下の発見事項を識別する。</p>		
142【意見 No47】	実際の事務負担を反映した補助金算定式の策定	
本庁対応	該当なし	
<p>当事業は、生産組合が計画的な転作を進め、農地の効率的な利用を図る際の事務負担に対して補助金を交付するものであるが、補助金の算定式の意味や単価の根拠が曖昧になっており、実際の事務負担と乖離している可能性がある。</p> <p>担当課は、生産組合担当者との意見交換等を通じて生産組合における事務負担の実態を把握し、その結果を踏まえて当補助金の算定式見直しの可否を検討することが望ましい。</p>		

② 担い手拡大事業補助金の有効性、経済性、効率性、合規性について

担い手拡大事業とは、担い手農家の育成及び経営拡大を図るため、小規模農家から担い手農家への転作等の作業受託を進めること等により、担い手農家と小規模農家の分業化を進め、経営面積の拡大による担い手農家の育成ならびに持続的な農業経営の推進を図ることを目的とする事業である。また、土地利用型作物の大麦、大豆、そばを推進し、水田のフル活用を図ることも目的としている。

担い手とは、「効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目指して経営改善に取り組む農業経営者」をいう（平成27年3月31日閣議決定「食料・農業・農村基本計画」）。補助金額は、地域農産物生産支援事業実施要領（担い手拡大事業）第2条第2項に基づき、「大麦・大豆・そばの団地

(2ha 以上)・集積 (3ha 以上) の取組面積×2,000 円以内/10a」という計算式で算出される。

令和 2 年度においては、以下のとおり補助金が交付されている。

単位：千円

補助対象団体	補助金額
あおば農業協同組合	7,003
なのはな農業協同組合	7,954
富山市農業協同組合	3,104
山田村農業協同組合	468
合計	18,529

当事業も主食用米の生産調整のための転作推進（水田の有効活用）事業の一環であるが、米以外の作物はまとまった区画で栽培する方が効率的であることから、団地・集積の取組面積に応じて補助金を交付しているものである。

富山市における過去 5 年間の大麦・大豆の各出荷量、そばの作付け面積の推移は以下のとおりである。

年度	大麦	大豆	そば
平成 28 年度	985.3t	1,173.1t	131.2ha
平成 29 年度	964.9t	1,089.7t	136.8ha
平成 30 年度	673.6t	844.7t	113.4ha
令和 1 年度	1,189.1t	894.9t	116.5ha
令和 2 年度	983.6t	725.9t	147.6ha

大豆の生産量が減少している要因は、需要が減少しているためではなく、収穫量が天候により大きく左右されることに加え（平成 30 年度の台風・日照不足等、令和 1 年度の湿害・日照不足等、令和 2 年度の高温・高日射等により収穫高が減少）、収穫量の不安定さが農家のモチベーションダウンに繋がっていることが考えられる。

補助対象の大麦、大豆、そばのいずれも事業全体として成長しているとは認めがたいが、そもそも当事業は、国の農政施策である「主食用米の生産調整のための転作推進（水田の有効活用）」の一環であることや、いずれの作物も一定程度の需要があり生産量も確保されていることに鑑みれば、補助金の有効性や経済性に問題があるとまでは言えないと考える。

その他、上記検討の結果、明らかに非効率な運用や法令、規則違反等は識別されなかった。そのため、事業の効率性、合规性に重大な問題は無いと考える。

③ 特産品生産推進事業補助金の有効性、経済性、効率性、合规性について

特産品生産推進事業とは、特産品を出荷する出荷組織等に対して支援を行うことにより、組織の体制強化を図るとともに、品質の向上ならびに生産量の拡大を図ることを目的とする事業である。

補助金対象となる特産品は、地域農産物生産支援事業実施要領（特産品生産推進事業）第 2 条第 2 項において地域ごとに定められている。例えば、富山地域においてはトマト、キュウリ等、大沢野地域においてはいちじく、らっきょう等と定められており、富山市内全域においては白ねぎ、にんじん等が特産品と定められている。補助金額は同要領第 2 条第 2 項により、生産面積 10a

あたり 5,000 円以内と定められている。

令和 2 年度においては、以下のとおり補助金が交付されている。

単位：千円

補助対象団体	補助金額
あおば農業協同組合	2,105
なのはな農業協同組合	1,989
富山市農業協同組合	761
山田村農業協同組合	274
合計	5,129

特産品は、富山市農業再生協議会が選定した農産物であり、富山市において伝統的に生産されてきた作物や地域農協が特産品として生産を推進することを希望した農産物が選定されている。当事業の対象品目であり、かつ、「1 億円産地づくり支援事業」（富山県の単独事業。平成 22 年度に開始）で富山市内の農協の戦略品目として指定されている農産物として、ばれいしょ、きゃべつ、にんじんがあるが、これらの富山市における過去 5 年間の出荷量推移は以下のとおりである。

単位：t

農産物	H28	H29	H30	R1	R2
ばれいしょ	123	95	61	100	77
きゃべつ	117	171	192	183	116
にんじん	121	163	171	178	256

農産物の生産・出荷量は天候によって左右されるところが大きいため、単に上記出荷量の推移によって盛衰を判断することはできないが、にんじんの出荷量が平成 28 年度に比べて約 2 倍に増加していることから、特産品推進の効果も一定程度表れているとみることもできる。そもそも当事業は、国の農政施策である「主食用米の生産調整のための転作推進（水田の有効活用）」の一環であることや、地域特産品の育成という農業振興の効果が期待できることに鑑みれば、補助金の有効性や経済性に問題があるとまでは言えないと考える。

その他、上記検討の結果、明らかに非効率な運用や法令、規則違反等は識別されなかった。そのため、事業の効率性、合規性に重大な問題は無いと考える。

④ 新規需要米等水田フル活用支援事業補助金の有効性、経済性、効率性、合規性について

新規需要米等水田フル活用支援事業は、水田に特化した地域特性を活かし、需要に応じた米生産及び水田フル活用を図るため、非主食用の新規需要米や備蓄米を生産する農業者に補助金を交付し、不作付地拡大の抑制ならびに農業者の経営安定を図ることを目的とする事業である。

地域農産物生産支援事業実施要領（新規需要米等水田フル活用支援事業）第 2 条第 2 項により、補助対象作物は備蓄米・輸出用米、補助金額は 10a あたり 2,000 円と定められている。なお、米粉用米、飼料用米、WCS 用稲については、別途国の補助金がある（10a あたり 80 千円。米粉用米、飼料用米は収穫量によって補助金の増減あり）

非主食用の新規需要米とは、米粉用米、飼料用米、WCS 用稲、新市場開拓用米（輸出用米）を指す。米粉用米は米粉として使用するための米、飼料用米は家畜用の米、WCS 用稲は、イネホールクロップサイレージ（稲発酵粗飼料。稲の子実が完熟する前に、稲穂と茎葉部を丸ごと刈り取っ

てロール状に成型した粗飼料のこと)、輸出用米は海外に輸出するための米のことである。非主食用の新規需要米は、品種等において主食用の米と差異はないため、横流れ（加工用米として生産した米を主食用米として販売すること等）等を防止するため、北陸農政局富山県拠点への新規需要米取組計画書、誓約書等の提出が義務づけられている。当事業は、備蓄米・輸出用米に対して補助金を交付するものである。

令和2年度においては、以下のとおり補助金が交付されている。

単位：千円

補助対象団体	補助金額
あおば農業協同組合	4,108
なのはな農業協同組合	4,077
富山市農業協同組合	2,500
合計	10,686

令和2年度は、コロナ禍で主食用米の需要が大幅に減少し米価が暴落する恐れがあったため、農水省が主導して過去最大規模の作付転換が進められた。具体的には、畜産用の飼料米が大幅に不足していたため、主食用米から飼料米への転換を促進するべく、国や地方自治体が各種補助金を増強して作付転換を支援した。富山県においても、当初は2021年産米の生産目標を32,700ha（前年目標比▲900ha）と設定していたが、これを200ha上積みするとともに、産地交付金を活用した転作補助金の増額（15,000円/10a）を行っている。当事業は、このような社会情勢や国・県の農政施策と整合的であり、補助金の有効性や経済性に問題は無いと考える。

その他、上記検討の結果、明らかに非効率な運用や法令、規則違反等は識別されなかった。そのため、事業の効率性、合规性に重大な問題は無いと考える。

⑤ 一連の補助金の不正受給を防止するための体制について

一連の補助金は、いずれも米の生産量を適正な量に抑えることを目的として、主食用米の生産から転作等を行った生産者に対して補助を行うものである。各生産者は、水稻生産実施計画書に当該年度の生産予定作物を記載して提出するが、富山県や富山市は、不正受給を防止するため実際に計画どおりの作物が生産されているかどうかを全件現地調査している。具体的には、生産者が、対象農地で転作がなされている場所に転作の確認表示票を立て、各生産組合長立ち合いのもと、富山市農業再生協議会（富山市も同協議会の構成員）、富山県担当課、富山市担当課が順次確認を行っている。現地調査は、例年5月20日頃から6月上旬にかけて実施されている。

全件調査によって、水稻生産実施計画書との整合性が確認されており、不正防止のための合理的な体制は構築されていると認められる。よって、特段の問題は検出されなかった。

8. 薬用植物振興対策事業

(1) 概要

ア. 事業の概要

所管部署	農業水産課
事業の目的	薬用植物や健康作物を富山市の特産物とするため、生産拡大を図る

事業の概要	➤ 薬用植物生産推進事業補助金 農業者、農業者で組織する団体、農業協同組合が販売目的で栽培する薬用植物等の栽培面積に対して補助金を交付するもの		
	補助対象 対象団体：農業者、農業者で組織する団体、JA 対象作物：販売目的で栽培される薬用、健康作物		
	補助金額 栽培面積×以下の単価を乗じた額		
		単年収穫不可	単年収穫可能
	新規分	30,000 円/10a	10,000 円/10a
	拡大分	30,000 円/10a	10,000 円/10a
	継続分	10,000 円/10a	10,000 円/10a

イ. 過去 5 年間の決算の状況

単位：千円

年度	当初予算	決算		
	金額	件数	面積	金額
平成 28 年度	1,930	18 件	972.9a	1,655
平成 29 年度	3,706	28 件	2,304.0a	3,413
平成 30 年度	4,388	30 件	3,372.2a	3,420
令和 1 年度	3,980	19 件	2,606.8a	2,613
令和 2 年度	3,470	16 件	2,321.6a	2,357

※：件数は、補助金の交付実績件数である。

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 実施した監査手続

- ① 事業の有効性を検討するため、事業の概要、目的、必要性、成果等を担当課に確認するとともに関連資料を閲覧した。
- ② 事業の経済性、効率性、合规性を検討するため、事業の収入、支出、事務処理等の状況を担当課に確認するとともに関連資料を閲覧した。

閲覧資料： 補助金交付申請書、補助金実績報告書、補助金額確定通知書等

イ. 監査手続の実施結果

① 事業の有効性について

当事業は、農業者、農業者で組織する団体、農業協同組合が販売目的で栽培する薬用植物等の栽培面積に対して補助金を交付するものである。

当事業は、第 2 次富山市総合計画（平成 29 年度～令和 3 年度）の実施計画に含まれており、富山市が目指す都市像（人・まち・自然が調和する活力都市とやま）を実現するために重要な事業と位置付けられている。なお、当事業の主な対象はエゴマであるが、富山市はエゴマを特産品とすべく効果的な生産手法の研究、スマート農業による生産拡大、各種 PR 等に入力している。

令和 1 年度から令和 2 年度における薬用植物の栽培面積の推移は以下のとおりである。

単位：a

	R1 栽培面積	減少	増加	R2 栽培面積
エゴマ	2,290.9	257.5	60.4	2,093.8
黒ゴマ	81.9	41.6	-	40.3
シクヤク	173.7	65.5	-	108.2
トウキ	6.3	0.4	17.7	23.6
カハットエース	54	-	1.7	55.7
合計	2,606.8	365.0	79.8	2,321.6

エゴマの出荷量の推移や今後の課題等については、「9. エゴマ安定栽培実証調査・生産普及拡大事業」に記載のとおりである。また、令和2年度にシクヤクや黒ゴマの栽培面積が大きく減少しているが、これは、病気の流行等により出荷が困難となった対象農地を栽培面積から除外したためである。薬用植物は、薬効成分の十分性等の面で通常の食用植物よりも生産が難しく、試行錯誤が続いている。

エゴマの安定的な生産、産業の成長のためには課題も存するが、富山市は平成30年度に生産面積日本一となり（富山市調べ）、富山市の特産物として広く周知される作物となる可能性がうかがえる。また、他の薬用植物についても、薬都富山市において漢方薬等の原料になるこれらの植物の栽培振興を行うことは市の施策として合理的であると考え。栽培の難しさから試行錯誤が続いているが、短期的な成果のみで当事業の是非を論じることは妥当ではないと考えられ、事業の有効性に重大な問題は無いと考える。

② 事業の経済性、効率性、合規性について

令和2年度の補助金交付実績は16件（合計2,357千円）であった。補助金額は、薬用植物の栽培面積や対象作物の特性等に応じて決定される。関連資料を閲覧したところ、補助金は適切に計算され、交付されていると認められた。そのため、事業の経済性に重大な問題は無いと考える。

その他、上記検討の結果、明らかに非効率な運用や法令、規則違反等は識別されなかった。そのため、事業の効率性、合規性に重大な問題は無いと考える。

9. エゴマ安定栽培実証調査・生産普及拡大事業

(1) 概要

ア. 事業の概要

所管部署	農業水産課
事業の目的	富山市におけるエゴマ栽培の普及拡大を図るため、学識経験者や県、JA、生産者を構成メンバーとした「エゴマ栽培研究会」を開催しエゴマの栽培実証調査等を行って富山市に適した栽培技術の確立と普及を図る
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ▶ エゴマ栽培研究会設置開催及びエゴマ生産普及拡大委託指名競争入札で専門家に対して以下の業務を委託する。 <ul style="list-style-type: none"> ・エゴマ栽培研究会開催(研究会の設置及び開催及び資料作成等)

	<ul style="list-style-type: none"> ・エゴマ生産普及拡大(生産者を対象に栽培技術講習会を開催) ・事業報告書、議事録等の作成(栽培実証調査の報告書作成) <p>➤ エゴマ安定栽培実証調査</p> <p>エゴマ栽培研究会で決定された調査項目に従い、調査圃場(営農サポートセンター圃場)において栽培調査を実施するために必要な消耗品費、備品購入費、エゴマ油の成分調査や土壌分析手数料、生産者圃場の巡回指導の開催案内用の通信運搬費を予算化する</p>
--	--

イ. 過去5年間の決算の状況

単位：千円

年度	決算		
	当初予算 金額	件数	金額
平成28年度	—	—	—
平成29年度	—	—	—
平成30年度	—	—	—
令和1年度	—	—	—
令和2年度	3,000	1件	2,489

※：件数は、委託料の支給実績件数である。

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 実施した監査手続

- ① 事業の有効性を検討するため、事業の概要、目的、必要性、成果等を担当課に確認するとともに関連資料を閲覧した。
- ② 事業の経済性、効率性、合規性を検討するため、事業の収入、支出、事務処理等の状況を担当課に確認するとともに関連資料を閲覧した。

閲覧資料： 入札経過調書、業務委託契約書、業務委託変更契約書、業務委託完了報告書、エゴマ栽培研究会設置開催及び生産普及拡大業務報告書、支出命令書等

イ. 監査手続の実施結果

① 事業の有効性について

当事業は、富山市におけるエゴマ栽培の普及拡大を図るため、学識経験者や県、JA、生産者を構成メンバーとしたエゴマ栽培研究会を開催し、エゴマの栽培実証調査等を行って富山市に適した栽培技術の確立と普及を図るものである。

富山市のエゴマ栽培は、平成23年度に新産業の創出や地域活性化など持続可能な経済社会構造の実現を目指す「環境未来都市」の選定を受けたことが契機となっている。栽培開始当初の平成25年度では約3haであったが、平成30年度では約10倍の30haに拡大し、富山市調べでは生産面積日本一となり、富山市の特産物となる作物に成長してきている。しかし、エゴマが富山市の特産物として広く認知され、生産を拡大していくためには、単位面積あたりの収穫量を向上させ、生産者の所得を確保することが必要である。特に、富山市は、上記「2. 大区画貸付農地管理事業」の対象土地など平地で大規模にエゴマを栽培しようとしているが、エゴマは本来中山間地

で栽培されることが多く、鳥害、風害などで収穫量が伸びなくなっている。そこで、令和2年度において、エゴマの生態解明や栽培の課題解消、生産者への情報提供等によって、エゴマの生産拡大と普及に努めることを目的として、当事業が実施された。

富山市のエゴマの栽培面積、出荷量、単位あたり収穫量の推移は以下のとおりである。

年度	富山市合計		
	栽培面積	出荷量	単収
平成29年度	1,906.4a	3,289.7kg	17.3kg/10a
平成30年度	3,006.4a	4,440.3kg	14.8kg/10a
令和1年度	2,290.9a	3,040.7kg	13.3kg/10a

当事業は、大きくエゴマ栽培研究会の開催と生産普及拡大活動に分けられる

エゴマ栽培研究会は、大学院教授やJAの幹部等10名によって構成されており、新潟大学大学院児島清秀教授が会長に就任している。令和2年7月2日に第1回エゴマ栽培研究会が開催された。収穫率についての課題や直播栽培の発芽率等について議論され、播種期、品種、植栽密度等がエゴマの生育と収量にどのような影響を及ぼすのか等の調査を行うことが決議されている。令和3年2月17日に第2回エゴマ栽培研究会が開催された。上記調査結果に基づき、播種期、品種、植栽密度等について、研究会から意見・助言が述べられている。

また、生産普及拡大に向けた活動としては、以下の各講習会が開催されている。

開催日	講師	テーマ
令和2年7月2日	(株)帯広市農業振興公社 山下勝氏	帯広市におけるエゴマ栽培概要
令和2年9月25日	富山農林振興センター農業 普及課園芸振興班技師 五十嵐 美南氏	・令和2年度のエゴマ生育状況と収穫 適期 ・エゴマ栽培実証圃場の確認

このように、当事業は富山市の重要な施策であるエゴマ栽培について、顕在化した課題を解決するために重要な役割を果たしていると評価できる。そのため、事業の有効性に重大な問題は無いと考える。

② 事業の経済性、効率性、合规性について

令和2年度における決算額の内訳は以下のとおりである。

単位：千円

科目	金額
委託料	2,017
消耗品費	158
通信運搬費	12
備品購入費	122
手数料	180
合計	2,489

当事業の支出の大半は委託料であるが、当該委託料は、エゴマ栽培研究会設置開催及び生産普及拡大業務の委託料である。また、手数料は、種子成分分析手数料・土壌分析手数料である。エ

ゴマ栽培研究会設置開催及び生産普及拡大業務については、6社による指名競争入札が行われ、予定価格2,499千円(税込)のところ2,310千円(税込)で落札されている(落札率約92.4%)。業務委託契約締結後、新型コロナの影響による視察研修の中止等、業務内容の一部に変更があったため、委託料が2,017千円に変更され、業務委託変更契約が締結されている。入札関連資料及び業務委託変更契約等を閲覧したが、特段の問題は検出されなかった。

また、受託事業者からは令和3年3月にエゴマ栽培研究会設置開催及び生産普及拡大業務報告書が提出されている。同報告書を閲覧したが、研究目的、調査内容、調査結果の生産者への還元等において委託料の内容に特段の問題は検出されなかった。そのため、事業の経済性に重大な問題は無いと考える。

その他、上記検討の結果、明らかに非効率な運用や法令、規則違反等は識別されなかった。そのため、事業の効率性、合规性に重大な問題は無いと考える。

10. 沿岸漁業振興対策事業

(1) 概要

ア. 事業の概要

所管部署	農業水産課
事業の目的	漁業生産者の経営安定化、労働環境の改善及び資源管理型漁業を推進し、魅力ある漁業の充実を図る
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 沿岸漁業構造改善事業補助金 漁船漁具等を近代化し、作業の省力化や経営の安定化を図るまたは、共同利用施設において施設及び機械の整備等を行う場合に補助金を交付する 補助対象 漁協 補助金額 揚網機、巻揚機及び魚群探知機等の作業省力化機器の整備事業費の1/3以内(限度額は3,000千円。なお、漁船新造時は10t以上の漁船は5,000千円以内、10t未満の漁船は3,000千円以内) ➤ 漁業活性化対策事業補助金 漁業の活性化を図るために補助金を交付する 補助対象 漁協、団体 補助金額 予算の範囲内で補助 ➤ 魚食普及事業補助金 富山湾産の魚食を推進するために補助金を交付する 補助対象 漁業関係団体 補助金額 予算の範囲内で補助 ➤ 漁業災害防止対策事業補助金 不慮の事故等により漁船が損害を受けた場合や漁獲が減少した場

	<p>合等において漁業経営の安定に資するため補助金を交付する</p> <p>補助対象 漁業者</p> <p>補助金額 漁船保険事業並びに漁獲共済事業において自己負担金の20%以内(新型コロナウイルス感染症対策で行う場合は3分の2以内)を補助</p> <p>➤ 水産金融対策利子補給金</p> <p>漁業経営の近代化等を図るため補助金を交付する</p> <p>補助対象 信用漁業協同組合連合会</p> <p>補助金額 資金を借入れた者の当該借入金に係る支払利子に対し、借入者の負担する金利が0.5%を超える部分を対象とし、年1.25%以内で補助</p> <p>➤ 栽培漁業振興対策事業補助金</p> <p>漁協や漁業振興協議会が行う水産物の増養殖に対して、漁業の生産を推進するため補助金を交付する</p> <p>補助対象 漁協、漁業振興協議会</p> <p>補助金額 事業費の1/2以内で補助</p> <p>➤ 漁村づくり推進事業補助金</p> <p>漁港・フィッシャリーナを活用した地域ぐるみの取組みや都市漁村交流を促進するために補助金を交付する</p> <p>補助対象 地域住民等</p> <p>補助金額 事業費の1/2以内で補助</p>
--	--

イ. 過去5年間の決算の状況

単位：千円

年度	当初予算	決算	
	金額	件数	金額
平成28年度	13,396	18件	13,153
平成29年度	14,501	16件	14,329
平成30年度	13,591	12件	13,126
令和1年度	13,598	15件	12,786
令和2年度	13,211	18件	36,836

※：件数は、補助金の交付実績件数である。

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 実施した監査手続

- ① 沿岸漁業構造改善事業補助金について、過去の包括外部監査における発見事項の改善状況を検討するため、担当課に措置回答の内容を確認し、必要に応じて関連資料を閲覧した。
- ② 事業の有効性を検討するため、事業の概要、目的、必要性、成果等を担当課に確認するとともに関連資料を閲覧した。

- ③ 事業の経済性、効率性、合规性を検討するため、事業の収入、支出、事務処理等の状況を担当課に確認するとともに関連資料を閲覧した。

閲覧資料： 補助金交付申請書、事業計画書、見積書、事業実績書、補助金交付決定通知書、支出命令書等

イ. 監査手続の実施結果

- ① 過去の包括外部監査での発見事項の改善状況について

当事業に含まれる沿岸漁業構造改善事業補助金は、平成 30 年度包括外部監査（テーマ：負担金、補助金及び交付金に係る財務事務の執行並びに事業の管理について）で検討対象とされ、かつ、意見が付されている。そのため、当該意見に対する措置回答の状況を確認し、適切に改善が行われているかどうかを検討した。

項目	内容
【意見】 沿岸漁業構造改善事業補助金の有効性について	
過去の包括外部監査での発見事項（要約）	<p>事業計画書及び事業実績書の「目的及び効果」が1行程度のシンプルな記述になっており、また、前期と同じ記載になっているため、事業内容や補助の必要性が不明である。事業計画書及び事業実績書の「目的及び効果」にはより具体的な内容を記載する必要がある。</p> <p>また、富山市農漁業振興対策事業補助金交付要綱では沿岸漁業振興事業を「漁業近代化施設の整備等沿岸漁業の構造改善の促進を図るため、漁業協同組合が行う事業」と定義しているが、平成 30 年度の補助対象事業のうち「とやま市漁協水橋支所取水口配管工事」が当該定義に該当するかどうか不明であった。必要に応じて要綱の定義を見直すことが望まれる。</p>
富山市の措置回答（要約）	<p>事業計画書及び事業実績書の「目的及び効果」には、より具体的な記述を求め、事業内容やその効果が分かりやすくなるように指導していく。</p> <p>また、要綱の沿岸漁業振興事業の定義を「漁船漁具等を近代化し、作業の省力化や経営の安定化を図る事業をいう。または、共同利用施設において施設及び機械の整備等を行う事業をいう」という形に変更する。</p>
措置回答に関する監査人の検討結果	<p>要綱の沿岸漁業振興事業の定義については、実態に合わせて要綱を見直しており、重大な問題は無いと判断する。</p> <p>一方で、事業計画書や事業実績書を閲覧した結果、補助対象事業の目的や効果が記載されているが、記載内容からは補助金の必要性や効果が判然としなかった。例えば、魚群探知機の購入費用の一部を補助しているものについては、事業計画書には、「漁業の効率化を図るため」と記載されており、事業実績書には、魚群探知機によって、「標準の地図では表現されない海底起伏や漁礁などが可視化されるため、漁業活動のポイントが絞り込み、作業の効率化を図ることができた」と記載されているが、魚群探知機によって漁業活動のポイントを絞り込み、作業の効率化を図ることができるのは、いわば当然である。補助金交付前はどのような作</p>

	業状態であったのが、当該補助金によってどのように効率化されたのか、当該補助金がなければ導入できなかったのか等が分からないため、補助金の有効性が判然としない。他の補助金についても上記と同程度の記載に留まっている。そのため、以下の発見事項を識別した。										
143【意見 No48】	事業計画書及び事業実績書の「目的及び効果」の記載										
本庁対応	該当なし										
<p>当事業の補助金に関しては、全般的に事業計画書や事業実績書の「目的及び効果」の記載が不十分であり、依然として補助金の必要性や有効性が評価しにくくなっている。</p> <p>所管課は、事業計画書や実施報告書の様式を整理するとともに、補助金の必要性・有効性が明瞭に記載されるよう、補助金申請者に指導していくことが望まれる。例えば、魚群探知機であれば、以下のように記載することが考えられる。</p>											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>論点</th> <th>記載例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漁業者が抱える課題</td> <td>船舶「◎◎」を操業する漁業者◎◎は、◎◎漁を行っているが、人手不足のため、目標の漁獲量「◎◎t」に達するまで操業すると、現在の従業員に1か月あたり◎時間の法定時間外労働をさせたり、漁業者自らが1日◎時間に及ぶ労働を行わなければならない状況にあるため、労働環境の改善が喫緊の課題である。</td> </tr> <tr> <td>課題解決のための営漁指導の内容</td> <td>そこで、当組合が当該漁業者に営漁指導を行ったところ、魚群探知機を導入していないことが判明し、当組合は、作業の効率化のためには魚群探知機の導入が必須であると考えて、その旨の指導を行った。</td> </tr> <tr> <td>補助金の必要性</td> <td>しかしながら、当該漁業者はコロナ禍による売上の低迷（前年比◎割減）や人件費の高騰によって資金繰りに余裕がなく、魚群探知機の購入費用を全額負担することは経済的に困難である旨訴えている。</td> </tr> <tr> <td>補助金の有効性</td> <td>そこで、富山市の補助金を得て、魚群探知機を導入したところ、1日◎時間の労働で導入前と同じ漁獲量を確保することができるようになり、漁業者及び従業員の労働環境が大幅に改善され、また、操業時間が短縮できた結果、燃料費も月平均約◎円削減された。</td> </tr> </tbody> </table>	論点	記載例	漁業者が抱える課題	船舶「◎◎」を操業する漁業者◎◎は、◎◎漁を行っているが、人手不足のため、目標の漁獲量「◎◎t」に達するまで操業すると、現在の従業員に1か月あたり◎時間の法定時間外労働をさせたり、漁業者自らが1日◎時間に及ぶ労働を行わなければならない状況にあるため、労働環境の改善が喫緊の課題である。	課題解決のための営漁指導の内容	そこで、当組合が当該漁業者に営漁指導を行ったところ、魚群探知機を導入していないことが判明し、当組合は、作業の効率化のためには魚群探知機の導入が必須であると考えて、その旨の指導を行った。	補助金の必要性	しかしながら、当該漁業者はコロナ禍による売上の低迷（前年比◎割減）や人件費の高騰によって資金繰りに余裕がなく、魚群探知機の購入費用を全額負担することは経済的に困難である旨訴えている。	補助金の有効性	そこで、富山市の補助金を得て、魚群探知機を導入したところ、1日◎時間の労働で導入前と同じ漁獲量を確保することができるようになり、漁業者及び従業員の労働環境が大幅に改善され、また、操業時間が短縮できた結果、燃料費も月平均約◎円削減された。
論点	記載例										
漁業者が抱える課題	船舶「◎◎」を操業する漁業者◎◎は、◎◎漁を行っているが、人手不足のため、目標の漁獲量「◎◎t」に達するまで操業すると、現在の従業員に1か月あたり◎時間の法定時間外労働をさせたり、漁業者自らが1日◎時間に及ぶ労働を行わなければならない状況にあるため、労働環境の改善が喫緊の課題である。										
課題解決のための営漁指導の内容	そこで、当組合が当該漁業者に営漁指導を行ったところ、魚群探知機を導入していないことが判明し、当組合は、作業の効率化のためには魚群探知機の導入が必須であると考えて、その旨の指導を行った。										
補助金の必要性	しかしながら、当該漁業者はコロナ禍による売上の低迷（前年比◎割減）や人件費の高騰によって資金繰りに余裕がなく、魚群探知機の購入費用を全額負担することは経済的に困難である旨訴えている。										
補助金の有効性	そこで、富山市の補助金を得て、魚群探知機を導入したところ、1日◎時間の労働で導入前と同じ漁獲量を確保することができるようになり、漁業者及び従業員の労働環境が大幅に改善され、また、操業時間が短縮できた結果、燃料費も月平均約◎円削減された。										

② 事業の有効性について

当事業は、漁業生産者の経営安定化、労働環境の改善及び資源管理型漁業を推進し、魅力ある漁業の充実を図ることを目的としている。

当事業は複数の補助金から構成されているが、その補助対象や補助金額は「(1)ア. 事業の概要」のとおりである。なお、令和2年度の予算13,211千円に対し、決算額が大きく上回っているのは、コロナ禍によって打撃を受けた漁業者に対する支援のため、漁業者が負担する販売手数料の補助（漁業活性化対策事業補助金16,820千円）や漁船保険の保険料の補助（同補助金9,006千円）を行ったことによるものである。

当事業に含まれる各補助金の令和2年度の交付金額（決算額）は以下のとおりである。

単位：千円

補助金名	補助金交付件数	金額
沿岸漁業構造改善事業補助金	7件	3,523
栽培漁業振興対策事業補助金	2件	630
魚普及事業補助金	1件	186
漁業活性化対策事業補助金	5件	26,099
漁村づくり推進事業補助金	1件	1,210
水産金融対策利子補助金	1件	297
漁業災害防止対策事業補助金	1件	4,889
合計	18件	36,835

海産物及び水産物は、富山市民の食生活を支える重要かつ基本的な食材の1つであるとともに、ホタルイカや白エビ等知名度のある海産物は観光資源としても重要である。漁業者の待遇改善を行って漁業振興を後押しすることは、富山市民の食生活を支え、観光産業の振興にもつながることから、当事業は一定の意義があると考えられる。

一方で、漁業振興という抽象的必要性は理解できるものの、各補助金と当該必要性との関連性が不明瞭であるように感じられた。農業では、需要を大きく上回る米が生産されれば価格が暴落し、農業が成り立たなくなることから、転作を促すために補助金制度が設けられているというように、補助金の目的や関連性（因果関係）がある程度明瞭になっているが、漁業については漁業振興という抽象的な目的があるのみで、具体的に補助金がなければどのような事態が生じるのか（どのような事態が生じると想定しているのか）が明瞭になっていないと感じた。

そのため、事業の有効性を評価できるように、補助金交付の前提となる事業計画書や事業実績書では、補助金の必要性や効果をより具体的に記載することが望まれる。なお、当該発見事項については、上記「(2)イ. ①過去の包括外部監査での発見事項の改善状況について」に記載する。

③ 事業の経済性、効率性、合规性について

令和2年度の補助金交付実績（18件、36,835千円）について、関連資料を閲覧したところ、補助金は適切に計算され、交付されていると認められた。そのため、事業の経済性に重大な問題は無いと考える。

なお、当事業の補助金のうち、最も件数が多い沿岸漁業構造改善事業補助金について補足すると、これは各船舶に設置する魚群探知機の購入費用等の一部を補助するものである。関係書類を閲覧したところ、補助金の申請者は、各船舶の所有者（漁業者）ではなく、漁協となっている。つまり、漁業者の所有する船に設置する機器の補助金を漁協が申請し、補助金を受け取っているということである（その後、漁協は受領した補助金を漁業者に交付しているはずである）。これは、富山市沿岸漁業振興事業実施要領において、事業実施主体が「漁業協同組合」と定められていることによる。同実施要領において、漁業者ではなく、漁協が申請者になっている理由は、漁協が漁業者に営漁指導を行い、当該機器の導入を促し、これによって導入される機器の購入費用について補助金の申請がなされる仕組みとなっているためである。

農業の場合は、農協に加入していない農業者も存するが、漁業の場合は、漁業権の問題もあり、漁協に加入せずに事業を行うことは事実上困難であることから、漁協を事業者としていても漁業者間の公平を害するとはいえない。漁協に交付された補助金が、同組合から漁業者に全額交付さ

れているか否かの確認は行われていないが、適切に営漁指導がなされ、また、補助金が漁業者に交付されるという前提であれば、当該補助金申請の仕組みは不当とはいえない。

その他、上記検討の結果、明らかに非効率な運用や法令、規則違反等は識別されなかった。そのため、事業の効率性、合規性に重大な問題は無いと考える。

11. 漁港管理費

(1) 概要

ア. 事業の概要

所管部署	農業水産課
事業の目的	漁港事務に伴う事務費及び市管理漁港施設を維持管理する
事業の概要	漁港管理のために必要な経費（光熱水費、修繕料、委託料、工事請負費、職員報酬等）を拠出し、もって適切に漁港管理を行う

イ. 過去5年間の決算の状況

単位：千円

年度	当初予算		決 算	
	金額	件数	金額	
平成28年度	16,448	—	15,729	
平成29年度	17,050	—	57,834	
平成30年度	14,509	—	25,064	
令和1年度	12,676	—	22,188	
令和2年度	14,347	—	15,627	

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 実施した監査手続

- ① 事業の有効性を検討するため、事業の概要、目的、必要性、成果等を担当課に確認するとともに関連資料を閲覧した。
- ② 事業の経済性、効率性、合規性を検討するため、事業の収入、支出、事務処理等の状況を担当課に確認するとともに関連資料を閲覧した。

閲覧資料： 見積書、入札経過調書、建設工事請負契約書、工事打合せ簿、工事写真帳、工事完成届、請求書、支出命令書、物品修繕契約書、納品確認報告書、業務委託契約書、業務完了届、業務写真帳、使用料等減免申請書、使用料等減免決定通知書等

イ. 監査手続の実施結果

① 事業の有効性について

当事業は、漁港漁場整備法及び富山市漁港管理条例に基づき、富山市内に存在する水橋漁港と四方漁港の維持管理を行うものである。水橋漁港の所在地は富山市水橋辻ヶ堂、四方漁港の所在地は富山市四方港町である。当事業では、管理事業の計画作成、国・県等との打ち合わせ、国・県等からの照会に対する回答、必要な工事の設計・発注、工事現場の立ち合い、漁港の見回り等

の業務を行っている。

漁港の管理は、水産業の維持発展のために必要不可欠な行為であり、事業の意義は十分に認められる。そのため、事業の有効性に重大な問題は無いと考える。

② 事業の経済性、効率性、合规性について

令和2年度の支出の主な内訳は以下のとおりである。当事業費で計上されている職員報酬は、会計年度任用職員2名のものであり、時給制で給与が計算されている（他にも本業務に従事する本庁職員はいるが、当事業の職員報酬としては計上されていない）。

単位：千円

科目	金額	補足情報（科目の内容、監査手続の実施結果等）
光熱水費	2,272	
修繕料	3,780	<p>最も多額な支出は、水橋フィッシャリーナ上架施設修繕費である。水橋フィッシャリーナ上架施設の油圧ホースの取替やステアリングシリンダー整備等を行われている。6社による指名競争入札が実施され、予定価格2,990千円（税込）のところ、2,882千円（税込）で落札されている（落札率約96.4%）。納品確認報告書等を閲覧したが、特段の問題は検出されなかった。</p> <p>その他の修繕工事としては、道路舗装工事（軽易なもの）や照明灯の修繕等が実施されている。関連資料を閲覧したが、特段の問題は検出されなかった。</p>
委託料	2,663	<p>業務委託の対象は、ゴミの処分、消雪設備点検、ハザードマップ貼替、草刈り、使用料収納、漁港環境整備（漁港のゴミ収集）の各業務である。</p> <p>業務委託契約書、業務委託完成届等を閲覧したが、特段の問題は検出されなかった。</p>
工事請負費	3,850	<p>四方漁港施設用地機能維持工事であり、除草工、浚渫処理工、海岸土工が実施されている。8社による指名競争入札が実施され、予定価格3,996千円（税込）に対し、3,850千円（税込）で落札されている（落札率約96.3%）。建設工事請負契約書を閲覧したが、不適切と認められる条項は見当たらなかった。</p> <p>また、工事写真帳等を閲覧したが、工事内容、工事状況等について特段問題は検出されなかった。</p>
負担金	925	
職員報酬	1,379	
その他	758	
合計	15,627	

なお、漁港施設については以下のとおり施設使用料の減免申請等がなされ、許可されている。減免に関する関係書類を閲覧したが、特段の問題は検出されなかった。

単位：千円

申請者	利用施設	減免理由	減免額
(株)篠川組	漁港 80 m ²	公共工事の施工	4
小林建設(株)	漁港 440 m ²	公共工事の施工	6
富山県警察本部	漁港 42,200 m ²	機動隊訓練	0
水橋消防署	漁港 22474.4 m ²	海難救助訓練	0
小林建設(株)	漁港 32 m ²	公共工事の施工	5
(株)靖潜マリン	漁港 32 m ²	公共工事の施工	0

また、漁港施設について以下の使用許可が行われている。関係書類を閲覧したが、特段の問題は検出されなかった。

申請者	使用施設	使用理由
北日本新聞社	漁港敷地 3000 m ²	富山市主催イベント

その他、以下の財産について占有許可及び使用料の減免申請がなされている。これらは、建物等を設置するために敷地の占有の許可を求めるものであり、いずれも平成 30 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までを対象としている。

申請者	占有の目的	占有面積等	占有目的理由
とよま市漁業協同組合	倉庫	120 m ²	漁具保管等
	倉庫	111 m ²	漁具保管等
	倉庫	92 m ²	漁具保管等
	漁民センター	460 m ²	漁港厚生施設用地
	給油施設	36 m ²	給油
	上架施設	39 m ²	野積場
	焼却施設	35 m ²	環境整備施設
	荷捌き所	1,776 m ²	荷捌き所
	電柱	2 本	荷捌き所用地
	給油施設	20 m ²	給油
	倉庫	58 m ²	漁具保管等
	倉庫	40 m ²	漁具保管等
	倉庫	230 m ²	漁具保管等
	神明社	172 m ²	環境整備施設
	倉庫	263.34 m ²	漁具保管等
	倉庫	70.56 m ²	漁具保管等
	倉庫	238 m ²	漁具保管等
	網染施設	197.22 m ²	漁具保管等
	倉庫	245 m ²	漁具保管等
	倉庫	541 m ²	漁具保管等
倉庫	390 m ²	漁具保管等	

申請者	占有の目的	占有面積等	占有目的理由
	漁民センター	111 m ²	漁具保管等
	倉庫	83 m ²	漁具保管等
	倉庫	218 m ²	漁具保管等
	給油施設	135 m ²	給油
	電柱	1 本	漁具保管等
	漁具倉庫	25 m ²	漁港関連施設
	海水取水パイプ	1.18 m ²	岸壁
	看板	0.55 m ²	環境整備施設
	上架施設	11 m ²	環境整備施設
	荷捌き所	608 m ²	荷捌き所
海上保安部	航路標識	灯塔 6.64 m ²	航路標識
	航路標識	灯塔 16 m ² アース 2箇所	航路標識
富山県	漁場測量標	1 基	漁場測量標（四方漁港）
	漁場測量標	1 基	漁場測量標（水橋漁港）
	車止め	1.35 m ²	車止め
富山市上下水事業管理者	公共下水道布設	263.81 m ²	公共下水道布設

とやま市漁業協同組合に占有許可されている土地の総面積は 6,326.85 m²（及び電柱 3 本の敷地）であり、漁港施設の使用料は 1 m²あたり年間 60 円であるため、とやま市漁業協同組合が本来納付すべき使用料は約 380 千円である。しかし、とやま市漁業協同組合が実際に納付している使用料は、上記のうち倉庫 4 つ分（329 m²）で合計約 20 千円であり、約 360 千円の使用料が免除されている。所管課は、同漁協が富山市の食を支える富山市唯一の漁業団体であること、防災計画において、有事の際に物資の輸送等の協力を行う団体であること等を勘案し、公益性のある団体であるとして使用料を減免している（なお、同漁協が使用料を負担している 4 つの倉庫は、1 事業者が使用しており「共同利用施設」に該当しないことから、使用料を支払っている）。

これについては、令和 3 年 8 月 2 日に管財課が通知した「行政財産目的外使用料及び普通財産貸付料の減免基準」に照らして減免判断の是非を再検討することが望まれる。そのため、事業の経済性について以下の発見事項が識別された。

144 【意見 No49】	漁港施設の使用料減免の再検討
本庁対応	該当なし
<p>富山市は、とやま市漁業協同組合に対して富山市管理漁港施設の大部分の使用料を全額減免している。</p> <p>これについては、令和 3 年 8 月 2 日に管財課が通知した「行政財産目的外使用料及び普通財産貸付料の減免基準」に照らすと、漁協のような公共的団体が行政財産を自らのために使用する場合は、減免率は上限 50%になる。一方で、同通達では「市の事務や事業と密接な関係があ</p>	

り、重要度が特に高い団体が使用するとき（市からの出資比率が 50%以上である団体や、市の委託事業等を遂行する団体）は、上限を超えて減免することを可とする」と規定している。

そのため、所管課は、管財課と協議しながら富山市管理漁港施設の減免方針を整理することが望まれる。

その他、上記検討の結果、明らかに非効率な運用や法令、規則違反等は識別されなかった。そのため、事業の効率性、合规性に重大な問題は無いと考える。

1 2. 地域材活用促進事業

(1) 概要

ア. 事業の概要

所管部署	森林政策課
事業の目的	富山市内産木材（以下、「市内産材」という）の出口対策として住宅建築における地域材の活用を図り、もって林業の振興を図る
事業の概要	<p>住宅の新築やリフォームに際し、内装や外装の目に見える箇所に市内産材を使用した面積に応じて補助金を交付する</p> <p>補助対象 次に掲げる要件を全て満たす住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 市内で自ら居住するために新築、増築、改築（リフォーム・リノベーション等含む）される木造住宅で、使用される木材のうち 20%以上が市内産材であること ➤ 上記住宅で、床、内・外壁、天井など目に見える箇所に、20 m²以上市内産材が使用されていること <p>補助金額 厚さ 30mm 以上の板材 使用面積 1 m²あたり 3,000 円</p> <p>厚さ 30mm 未満の板材 使用面積 1 m²あたり 2,000 円</p> <p>※上限額は 1 棟あたり 200,000 円</p>

イ. 過去 5 年間の決算の状況

単位：千円

年度	当初予算	決算	
	金額	件数	金額
平成 28 年度	2,400	10 件	1,697
平成 29 年度	2,400	11 件	2,075
平成 30 年度	2,400	14 件	2,363
令和 1 年度	2,400	9 件	1,486
令和 2 年度	2,400	5 件	965

※：件数は、補助金の交付実績件数である。

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 実施した監査手続

- ① 事業の有効性を検討するため、事業の概要、目的、必要性、成果等を担当課に確認するとともに関連資料を閲覧した。
- ② 事業の経済性、効率性、合规性を検討するため、事業の収入、支出、事務処理等の状況を担当課に確認するとともに関連資料を閲覧した。

閲覧資料： 補助金交付申請書、事業計画認定通知書、事業実績書、木材使用料実績計算書、富山市産材証明書、調査復命書及び現地調査実施結果、支出負担行為決定書等

イ. 監査手続の実施結果

① 事業の有効性について

当事業は、富山市内産木材の利用促進を図るため、住宅建築費の一部を補助する事業である。補助金申請者は、住宅が完成又は補助金に関する箇所が施工完了する1ヶ月前までに事業計画認定申請書を提出し、認定を得る。その後、住宅完成日から3ヶ月以内に、事業実績書等を提出し、補助金の交付を受ける。なお、富山県は、類似事業として県産材活用促進事業（とやまの木で家づくり事業）を行っており、当事業と富山県の事業は併用可能となっている。

当事業は、第2次富山市総合計画（平成29年度～令和3年度）の実施計画に含まれており、富山市が目指す都市像（人・まち・自然が調和する活力都市とやま）を実現するために重要な事業と位置付けられている。一方で、当事業は、過去5年間の補助金交付実績が年5～15件程度であり、多いとは言えない件数である。なお、平成30年度は14件、令和1年度は9件、令和2年度は5件と交付実績が減少傾向にあったが、これは令和1年度の消費税増税前の駆け込み需要と増税後の反動によるものである。令和3年度は、ウッドショックによる外国産材高騰の影響で、11月末時点で予算額2,000千円に対し、申請10件、補助予定額1,972千円と利用度が高まっている。

また、富山県は、類似事業として県産材活用促進事業（とやまの木で家づくり事業）を行っており、補助金申請件数は令和2年度51件、令和3年度（11月末時点）38件となっている。富山県の補助金申請件数のほうが多い理由は、富山県は目に見えない構造材も補助対象としている一方で、富山市は目に見える箇所で市内産材の使用が必要であり、見た目を気にして富山県の補助金のみを使用するケースがあるためと考えられる。

その他、平成30年度に金沢市の包括外部監査で「農林水産事業に関する事務の執行について」がテーマとなった際、類似事業が監査対象になっている。包括外部監査報告書に記載されている金沢市の類似事業の概要と平成29年度までの5年間の予算・決算状況は以下のとおりである。

事業名	木の家づくり奨励事業費
事業の目的	金沢産すぎ柱を使用した木造個人住宅を建築した市民に対し奨励金を交付し、金沢産材使用による地産地消を進める。また、金沢産材の見える化を進めるため、内外装材も対象とする
事業の概要	金沢産材を利用した木造個人住宅の建築に対して支援を行うもの 補助対象 次に掲げる要件を全て満たす住宅

事業名	木の家づくり奨励事業費
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 金沢市内で自ら居住するため新築、増築又は改装された木造個人住宅 ➤ 金沢産の杉柱（幅及び厚さがそれぞれ 10.5cm 以上で長さが 3m 以上のもの。集成材を含む）を 50 本以上使用していること
補助金額	柱 1 本あたり 2,800 円
	※：上限額は 1 棟あたり 250,000 円
	<上乗せ補助>
	金沢産の木材を加工した床板、壁 延床面積 1 m ²
	板、天井板、外壁板を目に見える 当たり 1,000
	箇所 に 10 m ² 以上使用する場合 円を上乗せ
	※：上限額は 50,000 円

単位：千円

年度	当初予算	決 算	
	金額	件数 (うち上乗せ部分)	金額 (うち上乗せ部分)
平成 25 年度	30,000	215 件 (-件)	35,554 (-)
平成 26 年度	30,000	144 件 (-件)	30,107 (-)
平成 27 年度	30,000	164 件 (2 件)	36,080 (100)
平成 28 年度	30,000	171 件 (-件)	38,020 (-)
平成 29 年度	30,000	160 件 (1 件)	35,590 (10)

上記のとおり、金沢市の類似事業は当事業と比べて活発に利用されている。なお、主に利用されているのは杉柱を 50 本以上使用した場合の奨励金であり、上乗せ部分（床板、壁板、天井板、外壁板を目に見える箇所 に 10 m²以上使用する場合）は殆ど利用されていない。富山市は、平成 20 年頃に当事業を開始した際は柱も補助対象としていたが、数年後に富山県が同じ内容の補助制度を開始したため、重複が生じないように柱を補助対象から除外した経緯がある。

昨今はウッドショックで輸入材の価格が不安定になっており、国産材の価値が見直されてきている。また、富山市においても、市内産材の有効活用の観点から当事業は重要であると考えられる。そのため、事業の有効性について、以下の発見事項が識別された。

145 【意見 No50】	制度の利用促進策の検討
本庁対応	該当なし
<p>当事業は、隣県の類似事業と比較しても利用実績が少なくなっている。</p> <p>昨今はウッドショックで輸入材の価格が不安定になっており、国産材の価値が見直されてきている。また、富山市においても、市内産材の有効活用の観点から当事業は重要であると考えられる。</p> <p>そのため、所管課においては、富山県、住宅メーカー、森林組合等の関係者と意見交換しながら当事業の利用実績が少ない理由を分析し、その結果を踏まえて、事業の見直しや利用増加</p>	

のための施策を立案、実行することが望まれる。

なお、監査人が推察する「市内産材の利用が多くない理由」は以下のとおりである。改善の際の参考情報として記載する。

- 課題1：製造販売ルートが弱い（県の支援体制や森林組合の関与が弱い）可能性がある
石川県では、以前から森林組合が子会社を作り、県産材・市内産材の加工・販売を担っているため、住宅メーカーは、その会社に相談すれば廉価な県産材・市内産材を容易に調達できると聞いている。
一方で、富山県ではそのようなルートが無く、県産材を扱っている製材所も県内に3社程度しかいないため、住宅メーカーが県産材、市内産材を安定的かつ廉価に調達できなくなっている可能性がある。
- 課題2：品質面で他県の無垢材より優先度が落ちている可能性がある
材木は大きく集成材と無垢材に分けられ、このうち、集成材であれば品質面はそれほど問題にならないが、無垢材は品質が悪いと利用が難しくなってしまう。特に、富山県民は柱に無垢材を好む傾向があり、品質に定評がある四国産材や九州産材が優先されている可能性がある。なお、石川県民は集成材に対してそれほど抵抗が無く、県産材を集成材に加工して柱として利用するケースが多いと聞いている。
- 課題3：補助金の絶対額が少ない可能性がある
石川県産材・金沢市内産材は、補助金を加味すれば輸入材と競争可能な価格水準になるが、富山県産材・富山市内産材は、補助金を受けてもなお価格競争力で輸入材に負けている可能性がある。

② 事業の経済性、効率性、合规性について

令和2年度の補助金交付実績は5件（合計965千円）であった。関連資料を閲覧したところ、補助金は適切に計算され、交付されていると認められた。なお、補助金の水準感については、上記「(2)イ. ①事業の有効性について」で他団体比較等を実施し、事業の有効性の観点から発見事項を記載している。

その他、上記検討の結果、明らかに非効率な運用や法令、規則違反等は識別されなかった。そのため、事業の効率性、合规性に重大な問題は無いと考える。

1.3. 代替エネルギー用材等活用促進事業

(1) 概要

ア. 事業の概要

所管部署	森林政策課
事業の目的	曲材や多節材などの山に切り捨て放置されている間伐材を、木質ペレットとして有効活用することにより、間伐材の活用を促進し、脱炭素社会の実現に貢献する
事業の概要	従来であれば山に切り捨て放置されていた、木製品として使用できない状態の間伐材を搬出し、木質ペレット製造工場へ運搬する経費の一

	部について補助金を交付する 補助対象 ▶ 富山市内の森林で発生した間伐材であること ▶ 搬出先が木質ペレット製造工場であること 補助金額 補助単価：1,000 円/m ³
--	---

イ. 過去 5 年間の決算の状況

単位：千円

年度	当初予算	決 算	
	金額	件数	金額
平成 28 年度	1,400	2 件	1,400
平成 29 年度	1,400	2 件	1,400
平成 30 年度	1,400	2 件	1,400
令和 1 年度	1,400	2 件	1,400
令和 2 年度	1,400	2 件	1,400

※：件数は、補助金の交付実績件数である。

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 実施した監査手続

- ① 事業の有効性を検討するため、事業の概要、目的、必要性、成果等を担当課に確認するとともに関連資料を閲覧した。
- ② 事業の経済性、効率性、合規性を検討するため、事業の収入、支出、事務処理等の状況を担当課に確認するとともに関連資料を閲覧した。

閲覧資料： 補助金交付申請書、事業計画書、収支予算書、事業実績書、収支決算書、木材加工場受入明細書、支出負担行為決定書等

イ. 監査手続の実施結果

① 事業の有効性について

当事業は、間伐材を木質ペレット工場に搬送する運送費の一部を補助するものであり、山に切り捨て放置されている間伐材を木質ペレットとして有効活用することにより、脱炭素社会の実現に貢献することを目的としている。補助金申請者は、事業計画書と収支予算書を提出し、認定を得る。その後、事業完了後に事業実績書、収支決算書、木材加工場受入明細書等を提出し、補助金の交付を受ける。

木質ペレットは、端材等を顆粒状に破砕し、それを小粒の棒状に圧縮成型した固形燃料である。木質ペレットは燃焼によって CO₂ を発生するが、化石燃料の燃焼とは異なり炭素循環の枠内でその総量を増加させるものではないため、統計上は排出しないものとして取り扱うことができる(カーボンニュートラル)。また、不要物を原料とするため、近年の原油価格高騰に対抗するコスト削減の観点から注目を浴びている。

当事業は、第 2 次富山市総合計画（平成 29 年度～令和 3 年度）の実施計画に含まれており、富山市が目指す都市像（人・まち・自然が調和する活力都市とやま）を実現するために重要な事業と位置付けられている。当事業を行うことで、本来であれば山に放置されていた間伐材を有効活

用し、かつSDGsに貢献できることになるため、事業自体の意義は十分に認められる。そのため、事業の有効性に重大な問題はないと考える。

② 事業の経済性、効率性、合規性について

令和2年度の補助金交付実績は2件(合計1,400千円)であった。関連資料を閲覧したところ、補助金は適切に計算され、交付されていると認められた。

なお、木質ペレットは杉の間伐材を利用して作られるが、人工林(杉)の間伐は森林組合が実施しているため、過去5年間の補助金交付対象も富山市内の2森林組合(立山山麓森林組合、婦負森林組合)となっている。また、補助金額は1組合当たり700千円であり、これは「1年間の運送量700 m^3 ×補助単価1,000円」として計算されている。補助単価は、当事業が開始された11年前に「大型トラック運送費と小型トラック運送費の差額の1/3」として計算された。間伐材の運搬は、小型トラックで断続的に行われるため、ガソリン代や事務負担が増えることによる負担増を補助する趣旨である。

立山山麓森林組合は、収支決算書によると事業費1,478千円に対して700千円の補助金を受け取っている。また、木材加工場受入明細書によると令和2年4月～11月の47日間で合計528.39t(1t=0.75 m^3 換算で704.52 m^3)の杉の間伐材を木質ペレット工場に搬入している。運搬費は900円/ m^3 、選別・積込費は1,200円/ m^3 で計算し、事業費を1,478千円と計算している。

婦負森林組合は、収支決算書によると事業費1,330千円に対して700千円の補助金を受け取っている。また、木材加工場受入明細書によると令和2年4月～11月の間で合計532.63t(1t=0.75 m^3 換算の場合、710.17 m^3)の杉の間伐材を木質ペレット工場に搬入している。なお、運搬費や選別・積込費の単価記載はなかったが、事業費が同額程度であるため、立山山麓森林組合と大差ないものと考えられる。その他、木材加工場受入明細書では、木質ペレット工場への販売単価が4,600円/tとなっており、当該単価をもとに計算した婦負森林組合の売上高は2,450千円となる。

両組合とも、年間搬入量は当事業で予定している年間700 m^3 と近似しており、異常は認められない。

また、補助金の水準感については、婦負森林組合が令和2年度に木質ペレット売上高2,450千円、事業費1,330千円を計上しており、補助金収入700千円が無くても利益を計上できているように見える。しかし、当該事業費は、木質ペレット工場までの運送費のみであり、これ以外に作業時間や拘束時間に係る諸々の人件費が発生する。そのため、森林組合にとっては、事務負担や採算面から積極的に進めたい案件ではなく、現在の水準の補助金を交付することで事業が継続されるのであれば、水準感として異常なものではないと考える。

そのため、事業の経済性に重大な問題は無いと考える。

その他、上記検討の結果、明らかに非効率な運用や法令、規則違反等は識別されなかった。そのため、事業の効率性、合規性に重大な問題は無いと考える。

1.4. 森のちから再生事業

(1) 概要

ア. 事業の概要

所管部署	森林政策課
事業の目的	多様な形態の里山再生活動の促進や、活動のリーダーとなる人材の育成を図り、市民の森づくりへの参加意欲を高めることを目的とする
事業の概要	富山市内の森づくり活動のリーダー的存在として活動している NPO 法人きんたろう倶楽部に委託し、その活動を通じて、市民の森づくりへの参加意欲の向上や人材の育成等を図る <委託業務の内容> ▶ 人材の育成（里山整備活動等の指導者となる人材を育成する。） ▶ 里山の利活用（森づくり活動を通じた環境教育等。） ▶ 地域との交流（学校・地域住民との交流、他団体の指導等。）

イ. 過去5年間の決算の状況

単位：千円

年度	当初予算	決算	
	金額	件数	金額
平成28年度	4,000	1件	4,000
平成29年度	4,000	1件	4,000
平成30年度	4,000	1件	4,000
令和1年度	4,000	1件	4,000
令和2年度	4,000	1件	4,000

※：件数は、委託実績件数である。

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 実施した監査手続

- ① 事業の有効性を検討するため、事業の概要、目的、必要性、成果等を担当課に確認するとともに関連資料を閲覧した。
- ② 事業の経済性、効率性、合規性を検討するため、事業の収入、支出、事務処理等の状況を担当課に確認するとともに関連資料を閲覧した。

閲覧資料： 令和2年度里山再生事業推進業務委託特命指名何書、特命理由書、契約方法決定書、見積書、入札経過調書、業務委託契約書、業務工程計画書、業務工程実績書、令和2年度里山推進業務実績報告書、業務完了報告書、業務完了検査復命書、支出負担行為決定書、等

イ. 監査手続の実施結果

① 事業の概要について

当事業は、富山市内の森づくり活動のリーダー的存在として活動している NPO 法人きんたろう倶楽部に委託し、その活動を通じて、市民の森づくりへの参加意欲の向上や人材の育成等を図るものである。

当事業の最も重要な目的は、里山林の管理を通じた鳥獣被害の防止や景観の維持である。一般的に人工林（杉）は森林組合が管理するが、天然林は管理者がおらず、荒廃してしまうことが多

い。そのため、富山市内の天然林のうち人家に近い里山林を整備することは、富山市の施策として非常に重要である。そのため、事業自体の意義は十分認められる。そのため、事業の有効性に重大な問題はないと考える。

そのため、事業の有効性に特段の問題はないと考える。

② 富山市の支出の適正性について

令和2年度の委託実績は1件（合計4,000千円）であった。

これらの委託実績について関連資料を閲覧したところ、委託料は適切に計算され、支給されていると認められる。

なお、当事業はNPO法人きんたろう倶楽部が特命随意契約で受託している。

NPO法人きんたろう倶楽部は、平成18年に富山県内でクマが異常出没したことをきっかけに設立された富山市のNPO法人である。荒廃した里山を再生し、森と街をつなぎ、持続的な循環の流れを構築するとともに、未来を担う子供たちへ誇りをもって託せる森林都市富山の創造に寄与することを目的に活動している。具体的には、森づくり、地域との交流、人材の育成をテーマに活動しており、呉羽丘陵で階段や歩道をつくり、訪れる人が癒される森づくりを進めるとともに、市内7地域で地域の団体、企業、個人などと定期的に森づくり活動を行っている。

当団体は、このような積極的な公益活動が評価され、設立以来様々な表彰を受けている。

年次	表彰内容
平成18年	北日本新聞沈黙の森賞（北日本新聞社）
平成23年	水と緑の森づくり表彰（富山県）
平成27年	中日ボランティア賞（北陸中日新聞社）
令和1年	ボランティア功労表彰（富山市）
令和2年	手づくり郷土賞（国土交通省）
令和3年	国民の森林づくり推進功労者感謝状（林野庁）

きんたろう倶楽部は、全国的に見ても里山整備の草分け的な存在であり、富山県内でも多数の企業や小規模団体の支援をしている。そのため、当事業に対応できるだけの体制やノウハウを持っている代替困難な存在であり、特命随意契約で業務を委託することに一定の合理性があると考ええる。

また、当事業の委託料4,000千円は、個々の費用を積み上げて計算したものではないため、その水準感が問題となる。これについては、業務工程実績表や業務実績報告書を閲覧した結果、当団体は年間を通じて非常に活発に活動しており、4,000千円という委託料の水準感は決して異常なものとは言えないと考える。当初は8,000千円であった委託料が削減されてきていることも勘案すると、費用対効果の面で委託料の水準に問題は無いと考える。

年月	活動内容（実施日）
令和2年5月	きんたろうの森整備（6）、わくわくの森下草刈り（17） 道路障害竹林整備（27）
令和2年6月	ファミリーパーク園内幼竹除伐（2、5、6）、きんたろうの森整備（3） 文珠寺道路障害竹林整備（10）、呉羽丘陵月いちウォーク（13） ハーブ坂整備（15）、さとやまの木道デッキ磨き・補修（17）

年月	活動内容（実施日）
	わくわくの森下草刈り（21）、茶屋町竹林整備（23、24）
令和2年7月	きんたろうの森整備（1）、東福沢道路障害竹林整備（8） 呉羽丘陵月いちウォーク（11）ハーブ坂整備（13） 風とせせらぎの森防風林整備（15）、さとやまの木道デッキ磨き・補修（17） わくわくの森下草刈り（19）、文珠寺道路障害竹林整備（22） くれはNAVI養成講座（25、26）
令和2年8月	ハーブ坂整備（3）、呉羽丘陵月いちウォーク（8） 富山国際大学里山林整備（22）
令和2年9月	きんたろうの森整備（2）、ハーブ坂整備（4） 五福小学校5年生の丘陵散策（7）、東福沢道路障害竹林整備（9） 呉羽丘陵月いちウォーク（12）、さとやまの木道デッキ磨き・補修（14） 五福小学校5年生の丘陵散策（18）、わくわくの森下草刈り（20） 割山森林公園天湖森の整備（23）、金屋幻の滝周辺整備（28） 山田KoRoりんの森整備（30）
令和2年10月	八尾西山公園整備（3）、きんたろうの森整備（7） 呉羽丘陵月いちウォーク（10）、ハーブ坂整備（12） さとやまの木道大修繕（13、14、15）、わくわくの森整備（18） 五福小学校5年生 金屋幻の滝竹林整備と生態観察（19） 文珠寺道路障害竹林整備（28）
令和2年11月	呉羽丘陵竹林整備ボランティア（1）、森のコンサート（3） きんたろうの森整備（4）、呉羽丘陵月いちウォーク（14） わくわくの森整備（18）、さとやまの木道デッキ磨き・補修（18） クリスマスリースづくり（23）、黒部真竹林整備（24） 文珠寺道路障害竹林整備（25）、小羽の森整備（28）
令和2年12月	ハーブ坂整備雪囲い（7）、文珠寺道路障害竹林整備（9） 呉羽丘陵月いちウォーク（12）、さとやまの木道補修（16） くれはNAVI養成講座（19）
令和3年1月	森づくり安全講習会（20）
令和3年2月	くれはNAVI養成講座（6）、呉羽丘陵月いちウォーク（13） かんじきハイクと冬の自然観察（21）
令和3年3月	さとやまの木道デッキ補修（3、8、10）、呉羽丘陵月いちウォーク（13） くれはNAVI養成講座（20）

そのため、事業の経済性に重大な問題は無いと考える。

その他、上記検討の結果、明らかに非効率な運用や法令、規則違反等は識別されなかった。そのため、事業の効率性、法規性に重大な問題は無いと考える。

15. 自然環境保全対策事業費

(1) 概要

ア. 事業の概要

所管部署	森林政策課、農地林務課	
事業の目的	優れた自然環境地域を活用し、市民の心と体の健康の増進を図る	
事業の概要	➤ 負担金の支出	
	支出先	事業内容
	富山県自然保護協会	負担金 140 千円の支出
	国立公園関係都市協議会	負担金 15 千円の支出
	➤ 優れた自然環境地域の保護・管理・整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中部山岳国立公園や県立自然公園内の登山道等の維持・整備 ・ 婦中地域のふるさと自然公園の維持・整備 ・ 自然環境保全地域の巡視等 	

イ. 過去5年間の決算の状況

① 負担金

単位：千円

年度	当初予算	決 算	
	金額	件数	金額
平成 28 年度	160	2 件	160
平成 29 年度	160	2 件	160
平成 30 年度	160	2 件	160
令和 1 年度	160	2 件	160
令和 2 年度	160	1 件	140

※：件数は、負担金の支出実績件数である。

② 自然環境地域の保護・管理・整備

単位：千円

年度	当初予算	決 算	
	金額	件数	金額
平成 28 年度	20,680	90 件	19,190
平成 29 年度	19,080	90 件	16,343
平成 30 年度	16,889	85 件	16,169
令和 1 年度	14,453	88 件	12,206
令和 2 年度	14,923	83 件	14,642

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 実施した監査手続

- ① 事業の有効性を検討するため、事業の概要、目的、必要性、成果等を担当課に確認するとともに関連資料を閲覧した。

- ② 事業の経済性、効率性、合規性を検討するため、事業の収入、支出、事務処理等の状況を担当課に確認するとともに関連資料を閲覧した。

閲覧資料： 特定非営利活動法人富山県自然保護協会定款、同協会通常総会資料、国立公園関係都市協議会規約、同協議会定期総会資料、婦中ふるさと自然公園保全審議会議事録、富山市婦中ふるさと創生館管理運営業務に関する基本協定書、業務履行報告書、業務委託契約書、軽易工事完成届、業務委託完了届、工事写真帳、請求書、支出命令書等

イ. 監査手続の実施結果

- ① 事業の有効性について

当事業は、優れた自然環境地域を活用し、市民の心と体の健康の増進を図るという目的のもと、県内の自然保護団体に対して負担金を支出するほか、中部山岳国立公園や県立自然公園内の登山道等の維持整備、婦中ふるさと自然公園の維持整備、自然環境保全地域の巡視等を行うものである。このうち、金額的に最も多額なのは、白木峰の登山道及び山頂遊歩道等の整備に関する費用である。

白木峰は、岐阜県境の大長谷地区に存在する標高 1,596m の名山であり、山頂はニッコウキスゲなどの高山植物が多く自生している。毎年 7 月 10 日前後にニッコウキスゲ大群落が一斉に花を咲かせるため、花盛りの 6 月～7 月は多くの登山客で賑わう。富山市は、主に白木峰の 8 合目より上に存在する登山道の整備、山頂避難小屋や 8 合目駐車場内のバイオトイレの維持管理、山頂の遊歩道（木道）の整備等を行っている。

白木峰は、富山市の有名な観光スポットであるが、平成 30 年に台風で林道が崩壊したため現在はふもとから片道 3 時間半程かけて登山する必要がある。一方で、令和 3 年 10 月に林道が復旧し徒歩での通行が可能となったため、今後、マイカーでの通行が解禁された場合、観光客が大きく増加する可能性がある。監査人も令和 3 年 10 月にふもとから登山してきたが、時期外れであるにも関わらず山頂は登山客でにぎわっていた。登山客の安全の観点から、当事業は重要である。また、白木峰のふもとの大長谷地区は過疎化が進んでおり、登山客増加を通じた中山間地振興の観点からも当事業の意義は認められる。

なお、当事業では、上記以外で富山県自然保護協会及び国立公園関係都市協議会に対して負担金を支出している。これらの団体の詳細は下記「(2)イ. ②事業の経済性、効率性、合理性」に記載のとおりであるが、いずれも自然環境の維持保全活動を行っており、かつ、全国又は富山県内の多くの市町村が加入している公的な団体であるため、負担金を支出する意義は認められる。

加えて、当事業では、婦中ふるさと自然公園の維持管理費を支出している。婦中ふるさと自然公園は、旧婦中町に存在し市民に広く利用されている自然公園である。現地視察の結果、当公園は非常にきれいに管理されており、家族連れや学生でにぎわっていた。そのため、当該公園の維持管理についても、公共的な意義が認められる。なお、婦中ふるさと自然公園内に存在する婦中ふるさと創生館については、別途「第 4 章. 指定管理施設の検討」で検討を実施しているため、発見事項等はそちらに記載する。

このように、当事業には複数の業務が含まれているが、いずれもその有効性に疑義があるものは見当たらなかった。そのため、事業の有効性に重大な問題は無いと考える。

【8合目より上の登山道】



【白木峰山頂の遊歩道 1（木道）】



【白木峰山頂の遊歩道 2（木道）】



【白木峰山頂避難小屋】



【婦中ふるさと自然公園の芝生広場 1】



【婦中ふるさと自然公園の芝生広場 2】



② 事業の経済性、効率性、法規性について

● 白木峰の登山道及び山頂遊歩道等の整備に関する支出

白木峰登山道（8合目より上）は、経年劣化による損傷が激しいため、登山者の歩行用の敷板型木道や丸太階段等の設置、登山道近隣の草刈り等が行われている。白木峰登山道及び市有施設管理道路整備工事は、10社による指名競争入札により、予定価格4,156千円（税込）に対して4,070千円（税込）で落札され（落札率97.9%。指名業者10社のうち7社が辞退）、一部工事内容変更により3,967千円（税込）で実施されている。工事写真帳を閲覧したところ、敷板型木道の破損箇所が適切に補修されており、特段の問題は検出されなかった。

また、白木峰山頂避難小屋及び8合目駐車場内バイオトイレ管理委託業務として933千円が支出されているほか、白木峰山頂遊歩道の草刈り作業として1日あたり8,500円が支出されている。作業日誌、支給調書を閲覧したが、特段の問題は検出されなかった。そのため、事業の経済性に重大な問題は無いと考える。

その他、上記検討の結果、明らかに非効率な運用や法令、規則違反等は識別されなかった。

そのため、事業の効率性、合規性に重大な問題は無いと考える。

- 負担金に関する支出

当事業では、富山県自然保護協会に 140 千円、国立公園関係都市協議会に 15 千円の負担金を支出している。

富山県自然保護協会は、一般県民に対する自然教室の開催や環境調査等に関する事業を行い、自然と環境の保護に寄与することを目的とする団体であり、富山県内のほぼ全ての市町村が賛助会員として加盟している。団体会員は 8 名、個人会員数は 340 名である。賛助会員の会費は 20 千円以上と定められているが、富山市に合併した 7 市町村が加盟していた経緯から、140 千円の会費を負担金として拠出している。同協会の活動内容は、漂着ゴミの回収や外来植物調査、立山登山自然観察会・登山教室等である。賛助会員への加盟及び会費の拠出は不当とはいえないと考える。

また、国立公園関係都市協議会は、全国市長会の中で設置されている組織であり、自然公園の保護・保全・適正利用の推進等を目的とし、全国 90 の市が加盟している。全国の国立公園所在地の自治体が加盟しており、富山県では、中部山岳国立公園の所在地である富山市、黒部市が加盟している。活動内容としては、国立公園の整備促進に関する要望（高山植物の保護や登山道の改善等）を取りまとめて国に提出する等の活動を行っている。同協議会の負担金は 20 千円と定められていたが、令和 2 年度から 5 年間は 15 千円に変更された。また、同協議会の支出の多くは定期総会開催のための会議費や旅費等であるところ、令和 2 年度は新型コロナの影響で定期総会が書面で開催されたこと等の理由により、支出が激減したため、負担金は徴収されなかった。

これらの団体への加盟及び負担金の拠出は不当とはいえず、事業の経済性に重大な問題は無いと考える。

その他、上記検討の結果、明らかに非効率な運用や法令、規則違反等は識別されなかった。そのため、事業の効率性、合規性に重大な問題は無いと考える。

- 婦中ふるさと自然公園に関連する支出

婦中ふるさと自然公園は富山市婦中町羽根所在の公園であり、敷地内に菖蒲園、芝生広場、婦中ふるさと創生館が存する。

菖蒲園等の維持管理業務は、新町自治会に対し業務委託をしている。業務委託料の総額は年間 1,432 千円であり、草刈り、除草、殺虫剤散布、株分け、葉切り、清掃等の業務を委託している。業務委託契約書添付の管理仕様書に記載の業務内容に照らし、業務委託料は適切妥当な金額であると考えられる。

芝生広場（11,040 m²）の維持管理業務は、呉羽観光倶に対し草刈り、除草剤の散布等の業務を委託している。業務委託料の総額は年間 2,093 千円である。同社は隣接するゴルフ場の芝生管理を行っており、効率的かつ円滑に同業務を実施できると考えられることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、同社と随意契約を締結している。業務委託料の金額については、同社から提出された見積書の金額と、施工単価表等に基づく積算金額と比較して妥当性を判断している。特段の問題は認められなかった。

婦中ふるさと自然公園内に立地する婦中ふるさと創生館は、立山連峰を一望できる展望施

設である。館内にはトイレやベンチ等があるのみで、その他には特段の設備はない。婦中ふるさと創生館は、富山市の外郭団体である（一財）富山市婦中公園緑地管理公社が指定管理業務を行っており、令和2年度の指定管理料は950千円（税込）となっている。婦中ふるさと創生館については、別途「第4章. 指定管理施設の検討」で検討を実施しているため、発見事項等はそちらに記載する。

これらの検討の結果、事業の経済性に重大な問題は無いと考える。

その他、上記検討の結果、明らかに非効率な運用や法令、規則違反等は識別されなかった。そのため、事業の効率性、合规性に重大な問題は無いと考える。

16. 鳥獣対策事業

(1) 概要

ア. 事業の概要

所管部署	森林政策課、農地林務課	
事業の目的	有害鳥獣による農作物被害や人身被害を防止する	
事業の概要	▶ 鳥獣駆除事業 以下の各有害鳥獣対策事業を実施して有害鳥獣を捕獲するとともに、有害鳥獣捕獲体制の強化を図る	
	事業項目	内容
	報酬の支払い	鳥獣被害対策実施隊の活動に対する報酬
	旅費の支払い	鳥獣被害対策実施隊の移動に伴う費用弁償
	委託料の支払い	富山市猟友会に対して被害状況調査業務、捕獲檻等管理業務、実施隊活動事務業務を委託
	負担金の支払い	富山市有害鳥獣対策協議会の会費支払い
	▶ 有害鳥獣捕獲隊員育成事業 有害鳥獣捕獲隊員を育成するため補助金を交付する 補助対象 新規狩猟免許取得者 補助金額 銃や罠の免許の新規取得者：取得費用の1/2 農作物被害軽減を目的に罠免許を新規取得した農業者：取得費用の10/10	
▶ 熊対策活動支援事業 地域ぐるみで取り組む熊対策活動に対して補助金を交付する 補助対象 自治振興会等 補助金額 <ul style="list-style-type: none"> ・警戒パトロール活動：500円/日 ・熊出没地域で10a以上の草刈活動：4,000円/10a ・柿の実摘み取り活動：1,000円/本 ・柿の木伐採活動：1,500円/本 		

	<ul style="list-style-type: none"> ・熊対策のための機械購入経費：上限 80,000 円 ・その他熊対策活動のため必要な経費（保険料等） <li style="padding-left: 20px;">※ 1 地域住民団体への補助金上限額 80,000 円 <p>補助対象 猟友会</p> <p>補助金額 熊捕獲者への捕獲頭数に応じた支援：50,000 円/頭</p> <p>➤ 鳥獣被害防止総合対策事業補助金</p> <p>補助対象 富山市有害鳥獣対策協議会</p> <p>補助金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ・ニホンジカの捕獲報償金：6,000 円/頭 ・鳥獣被害対策実施隊保険料：傷害保険加入料 ・イノシシ電気柵設置：電気柵購入費の 1/2 補助 ・サル追払い支援：エアガン等のサル追払い活動に対する費用の 1/2 補助（上限 10 万円/1 団体）
--	---

イ. 過去 5 年間の決算の状況

① 森林政策課の予算・決算額

単位：千円

年度	当初予算	決 算	
	金額	件数	金額
平成 28 年度	8,164	52 件	8,937
平成 29 年度	18,362	71 件	12,021
平成 30 年度	18,207	65 件	12,289
令和 1 年度	17,807	44 件	15,067
令和 2 年度	13,162	64 件	11,821

② 農地林務課の予算・決算額

単位：千円

年度	当初予算	決 算	
	金額	件数	金額
平成 28 年度	1,935	17 件	1,933
平成 29 年度	1,926	16 件	1,919
平成 30 年度	2,081	24 件	2,081
令和 1 年度	2,081	17 件	2,035
令和 2 年度	4,199	40 件	4,144

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 実施した監査手続

- ① 事業の有効性を検討するため、事業の概要、目的、必要性、成果等を担当課に確認するとともに関連資料を閲覧した。
- ② 事業の経済性、効率性、合规性を検討するため、事業の収入、支出、事務処理等の状況を担当課に確認するとともに関連資料を閲覧した。

閲覧資料： 富山市鳥獣被害対策実施隊報酬等支払明細、実施隊活動報告書、業務委託契約書、業務委託完了届、実績報告書、支出命令書、補助金額確定通知書等

イ. 監査手続の実施結果

① 事業の有効性について

当事業は、有害鳥獣による農作物被害や人身被害を防止するため、鳥獣駆除業務等に係る業務を委託したり補助金を交付したりするものである。

過去5年間の農作物の被害実績は以下のとおりである。

単位：千円

種類	H28	H29	H30	R1	R2
イノシシ	12,950	18,670	8,070	12,950	3,130
サル	650	310	0	0	80
カラス	49,640	16,100	7,910	10,280	12,010
その他	5,870	1,880	870	1,140	4,310
合計	69,110	36,960	16,850	24,370	19,530

なお、上記金額は、富山県農業共済組合に問い合わせたり（農作物の被害があれば共済金を請求されるため、同組合において被害金額を把握している）、富山市独自で調査したりすることによって把握した金額である。平成28年度のカラス被害が突出しているが、梨の被害が多くを占める場所、それまでの対策として実施していた音での追い払いにカラスが慣れてしまったこと等が要因と考えられる。平成29年度以降はカラス対策として、梨畑の上に細いワイヤーを設置した効果（同ワイヤーは人間には見えるがカラスには見えにくいいため、梨畑に接近したカラスがワイヤーに衝突し、驚いて近づかなくなる対策）等により、被害額が減少していると思われる。令和2年度にイノシシの被害が大幅に減少しているのは、豚熱によりイノシシが大量に死んだためである。

富山市において、実際に農作物被害が多く発生していることから、当事業の必要性は認められる。そのため、事業の有効性に重大な問題は無いと考える。

② 事業の経済性、効率性、合规性について

令和2年度における森林政策課及び農地林務課の予算・決算額の内訳は以下のとおりである。

単位：千円

科目	森林政策課		農地林務課	
	予算	決算	予算	決算
報酬	3,825	3,984	-	-
旅費	1,111	1,355	-	-
消耗品費	100	100	300	417
燃料費	-	-	248	108
通信運搬費	4	4	51	51
委託料	950	950	3,500	3,500
備品購入費	-	-	100	68
負担金	20	20	-	-

科目	森林政策課		農地林務課	
	予算	決算	予算	決算
補助金	7,152	5,408	-	-
合計	13,162	11,821	4,199	4,144

● 報酬及び旅費

報酬は鳥獣被害対策実施隊に対する報酬であり、旅費は鳥獣被害対策実施隊の活動のための旅費（費用弁償）である。

鳥獣被害対策実施隊は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（鳥獣被害防止特措法）に基づき、鳥獣の捕獲、防護柵の設置その他の被害防止計画に基づき任命した富山市鳥獣被害対策隊員である。鳥獣対策活動の内容は、クマ、イノシシ等の出没時のパトロールや有害鳥獣捕獲活動等である。具体的には、捕獲活動、捕獲パトロール、捕獲檻の設置・撤去、出没情報に伴う現場確認、捕獲檻の見回り、捕獲個体の殺処分等がある。

報酬は1回あたり3,000円、旅費は走行距離に応じ1kmあたり37円が支給されている（ただし会議等については別途規定に基づき支給）。鳥獣被害対策実施隊は、富山市の特別職の非常勤職員（富山市鳥獣被害対策実施隊設置要綱第3条第3項）であり、同第6条及び同第7条に基づき、報酬及び実費が支給されている。

令和2年度の各地域における出勤回数等は以下のとおりである。

単位：千円

支部名	報酬		費用弁償	
	回数	金額	距離	金額
富山	49回	147	753km	33
大沢野	305回	915	6,838km	253
大山	311回	933	12,384km	461
八尾	343回	1,029	7,718km	289
婦中	191回	573	5,717km	214
山田	129回	387	2,732km	102
合計	1,328回	3,984	36,142km	1,355

実施隊活動報告書を閲覧したが、特段の問題は認められなかった。

● 地元猟友会に対する委託料

農地林務課が支出している委託料は、地元猟友会に対する被害状況調査業務、捕獲檻等管理業務、実施隊活動事務業務の委託に伴うものである。

各地元猟友会に対する委託料は以下のとおりである。

単位：千円

名称	委託料
富山市猟友会	950
大沢野猟友会	1,100
婦中町猟友会	500

名称	委託料
八尾町猟友会	800
大山猟友会	1,100

富山市猟友会に対する委託料は、豚熱対策による業務の増加を理由とし、令和1年度比で255千円増加し、950千円となっている。なお、後述のとおり、豚熱の影響によってイノシシの捕獲数自体は減少しているが、豚熱の蔓延防止対策として、処理の際に防護服の着用等が必要となっており、手間が増えている。豚熱はいまだ収束しておらず、令和3年度においてもイノシシの捕獲数は少数にとどまる可能性もあるが、上記の手間が増えていることを考慮し、令和3年度においても委託料950千円で業務委託契約を締結している。

令和2年度において富山市猟友会によって捕獲された有害鳥獣は以下のとおりである。

種類	捕獲数
カラス	160羽
カルガモ	55羽
ムクドリ	62羽
イノシシ	1頭
クマ	3頭

イノシシは、豚熱の影響で前年比の捕獲数が大幅に減少している。カラスは、富山市猟友会における上記捕獲の他、城址公園における捕獲数等も合わせると富山市全体では2,500羽程度捕獲している。

富山市猟友会の業務実績報告書を閲覧したところ、クマ3頭を処理した旨の記載もあったが、富山市猟友会に対してはクマ対策事業活動支援補助金で150千円（クマ1頭あたり50千円）の補助金も拠出されており、業務委託料950千円と補助金150千円の二重取りのようにも見える。この点、担当課に確認したところ、上記補助金はクマの捕獲のための補助金であり、業務委託契約における委託業務はクマの処理業務であることから、二重取りにはなっていないとのことであった。なお、令和2年度における委託業務の実施要領の記載が不明確であったことから、令和3年度より、処理業務であることが明文化されている。

その他の猟友会の令和2年度の活動状況は以下のとおりである。

	種類	大沢野猟友会	婦中町猟友会	八尾町猟友会	大山猟友会
捕獲頭数	サル	11匹	-	2匹	33匹
	イノシシ	80頭	74頭	127頭	106頭
	クマ	5頭	2頭	12頭	2頭
	ニホンジカ	1頭	12頭	1頭	2頭
捕獲以外活動（回）		81回	16回	146回	57回
業務委託料（千円）		1,100千円	500千円	800千円	1,100千円

● 補助金

補助金の多くを占めているのは、富山市有害鳥獣対策協議会への補助金（当初予算4,897千円、増額後の予算5,497千円、実績4,020千円）であることから、同協議会への補助金の妥当性を検討した。

同協議会への補助金は、「イノシシ及びニホンジカの捕獲に対し1頭あたり6,000円の補助金を交付するもの」と「電気柵（イノシシの侵入防止用）やエアガン（ニホンザルの追い払い用）の購入費用の一部を補助するもの」の2つである。

上記各補助金は、富山市鳥獣被害防止総合対策事業補助金交付要綱に基づき、適正に算定されていることを確認した。また、同協議会の実績報告書を閲覧したところ、豚熱の影響等によってイノシシの捕獲頭数が少なかったこと等により、実績額が予算を大きく下回っている。特段不当と認められる点は見あたらなかった。

● 総括

上記のとおり、猟友会ごとに業務委託料が異なっているが、各猟友会から提出された報告書を比較検討した結果、業務内容と業務委託料が連動していなかった。例えば、八尾町猟友会は活動回数、捕獲頭数ともに大山猟友会を上回っているが、業務委託料は大山猟友会よりも300千円安くなっている。

各猟友会への業務委託料は、市町村合併前の旧町村での取り扱いが継続されており、現時点の活動実態と整合していない可能性がある。そのため、事業の経済性、効率性について以下の発見事項を識別した。

146【意見 No51】	各猟友会に対する委託料の公平性確保
本庁対応	該当なし
<p>各猟友会への業務委託料は、市町村合併前の旧町村での取り扱いが継続されており、現時点の活動実態と整合していない可能性がある。</p> <p>業務委託料は、委託先の活動内容や活動量に応じて決定されるべきであるため、各猟友会の活動実態を整理したうえで、客観的、合理的な基準に基づき委託料を算定することが望まれる。</p>	

その他、上記検討の結果、明らかな法令、規則違反等は識別されなかった。そのため、事業の合规性に重大な問題は無いと考える。

17. 市管理農道区画線補修事業費

(1) 概要

ア. 事業の概要

所管部署	農村整備課、農地林務課
事業の目的	消えている区画線を引き直すことで交通事故低減等の機能を回復させ、インフラの適正な維持管理を図ることに加え、自動車の自動走行（車線維持）システムの車載センサーの検出性向上にも寄与するもの
事業の概要	<p>富山市が管理する農道のうち、区画線が消えていた12路線の区画線を引き直した</p> <p>➤ 農村整備課所管分</p> <p>対象路線は8路線であり、詳細は以下のとおり</p> <p style="text-align: center;">区画線工 実線：17,813.3m</p> <p style="text-align: center;">破線：2,398.0m</p>

	ゼブラ：280.6m 文 字：96.4m ▶ 農地林務課所管分 対象路線は4路線であり、詳細は以下のとおり 区画線工 実 線：9,485.0m 破 線：1,917.5m ゼブラ：6.4m 記 号：64.8m
--	--

イ. 過去5年間の決算の状況

① 農村整備課の予算・決算額

単位：千円

年度	当初予算	決 算	
	金額	件数	金額
平成28年度	-	-	-
平成29年度	-	-	-
平成30年度	-	-	-
令和1年度	-	-	-
令和2年度	15,000	—	14,707

② 農地林務課の予算・決算額

単位：千円

年度	当初予算	決 算	
	金額	件数	金額
平成28年度	-	-	-
平成29年度	-	-	-
平成30年度	-	-	-
令和1年度	-	-	-
令和2年度	9,000	—	8,745

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 実施した監査手続

- ① 事業の有効性を検討するため、事業の概要、目的、必要性、成果等を担当課に確認するとともに関連資料を閲覧した。
- ② 事業の経済性、効率性、合规性を検討するため、事業の収入、支出、事務処理等の状況を担当課に確認するとともに関連資料を閲覧した。

閲覧資料： 指名業者選定書、工事等契約方法決定書、工事等契約決定通知書、入札経過調書、建設工事請負契約書、契約約款、工事打合せ簿、工事完成届、工事写真帳、支出命令書等

イ. 監査手続の実施結果

① 事業の有効性について

当事業は、市管理農道について、数年に一度区画線を引き直すことで交通事故低減等の機能を回復させ、インフラの適正な維持管理を図ることに加え、自動車の自動走行（車線維持）システムの車載センサーの検出性向上にも寄与するものである。

当事業は、業務効率や予定価格引下げのため、数年に一度、集中的に実施される。令和2年度の工事実施内容は以下のとおりである。

単位：千円

工事内訳	対象路線	工事代金	明細
工事 A	4 路線	7,205	実線：9,576.8m、破線：537.5m、ゼブラ：110.1m
工事 B	4 路線	7,502	実線：8,236.5m、破線：1,860.5m、ゼブラ：170.5m 文字：96.4m
工事 C	4 路線	8,745	実線：9,485.0m、破線：1,917.5m、ゼブラ：6.4m 記号：64.8m

区画線の補修工事は、交通安全のために必要不可欠な行為であり、事業の意義は十分に認められる。そのため、事業の有効性に重大な問題は無いと考える。

② 事業の経済性、効率性、合规性について

いずれも区画線が消えていたり、消えかかっていたりする箇所の区画線を引き直す等の業務であり、工事写真帳等を閲覧したが、特段の問題は認められなかった。

また、当事業は指名競争入札で行われている。そのため、入札手続が適切に行われているかを確認するため、関係書類を閲覧した。

- 工事 A は、7 社による指名競争入札が行われ、予定価格の約 98.0%で落札されている
- 工事 B は、7 社による指名競争入札が行われ、予定価格の約 98.3%で落札されている。
- 工事 C は、7 社による指名競争入札が行われ、予定価格の約 97.3%で落札されている。

3 件とも予定価格に近い金額で落札されているが、一般論として予定価格に近い落札が継続している場合は談合が疑われる。この点、富山市入札監視委員会の議事録を閲覧したところ、富山市においては一般競争入札、指名競争入札ともに予定価格に近い落札率（99.84%等）となっているものが珍しくない。富山市においては予定価格をあらかじめ公表しているため、入札参加者が予定価格に近い金額で入札することは容易であることから、参加者同士の競争が激しくない場合は予定価格に近い価格で落札されることになる。当事業の工事以外にも予定価格に近い落札が散見される理由について、富山市入札監視委員会の議事録では、業者数が全体的に少ないこと等を要因にあげている。富山市は、当事業の上記 2 工事を含め、入札結果（予定価格、各業者の入札金額や落札金額等）を富山市ホームページで公開しており、一定の透明性は確保されている。

当事業の上記 3 工事は予定価格に近い金額で落札されているが、談合等不正な手続によって落札されていると認めるべき証拠は見当たらなかった。そのため、事業の経済性に重大な問題は無いと考える。

その他、上記検討の結果、明らかに非効率な運用や法令、規則違反等は識別されなかった。契約約款も改正民法（令和 2 年 4 月 1 日施行）に対応しており、特段不適切と考えられる条項は見

当たらなかった。そのため、事業の効率性、合規性に重大な問題は無いと考える。

18. 環境対策事業

(1) 概要

ア. 事業の概要

所管部署	農村整備課
事業の目的	公共性が高い用排水路の整備工事を行い、生活環境の向上を図る
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 用排水路整備業務 老朽化等により通年通水が困難な用排水路の整備を行い、通年通水を実施する ➤ 塵芥分別業務 水稲営農期に農業用水として取水した際に除塵機によって収集される塵芥を分別廃棄する ➤ 田尻池維持管理業務 田尻池の維持管理費用の一部について補助金を交付する

イ. 過去5年間の決算の状況

単位：千円

年度	当初予算	決算	
	金額	件数	金額
平成28年度	16,191	-	15,724
平成29年度	16,211	-	15,535
平成30年度	16,213	-	14,908
令和1年度	16,238	-	14,934
令和2年度	13,250	-	12,770

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 実施した監査手続

- ① 事業の有効性を検討するため、事業の概要、目的、必要性、成果等を担当課に確認するとともに関連資料を閲覧した。
- ② 事業の経済性、効率性、合規性を検討するため、事業の収入、支出、事務処理等の状況を担当課に確認するとともに関連資料を閲覧した。

閲覧資料： 工事請負契約書、除塵機塵芥分別業務委託仕様書、土地賃貸借契約書、業務委託契約書、委託業務完了報告書、実績報告書、請求書、支出命令書、富山県観光協会「観光とやまねっとブログ」等

イ. 監査手続の実施結果

- ① 事業の有効性について

当事業は、大きく3つの業務に区分される。

用排水路整備業務は、老朽化等により通年通水が困難な用排水路の整備を行い、通年通水を実施することで、農業用という観点のみならず、水質浄化や流雪等の公共性の高い多面的機能を発揮させるものである。地元から要望のあった用排水路のうち、必要性・緊急性が高いと考えられる箇所を整備工事を行っている。

用排水路整備業務の対象となる農業用排水路は市街地エリアに存在し、土地改良区が縮小化しているため老朽設備を維持修繕できなくなっている。そのため、富山市が農業用排水路を整備することで住宅地や下流域の湛水防除、水質浄化等の効果があり、高い公共性が認められる。

塵芥分別業務は、水稻宮農期に農業用水として取水した際に除塵機によって収集される塵芥を、草等と缶・ビン及びビニール類に分別する作業を委託しているものである。

塵芥分別委託業務の対象となる農業用水も市街地にあり、取水した水は広田用水を經由して街中を流れる火防水路の水としても活用されている。そのため、高い公共性が認められ、昭和 53 年 6 月 26 日付けで富山市と広田用水土地改良区間で締結された管理協定に基づき、維持管理費用の一部を富山市が負担している。

田尻池維持管理業務は、富山県有数のハクチョウの飛来地である田尻池の維持管理費用の一部を負担しているものである。田尻池は富山県内有数のハクチョウの飛来地として知られており、毎年 10 月下旬から多くのハクチョウが飛来し、富山県の鳥獣保護区に指定されている。富山市は、観光客の訪問に備えた駐車場用地の借り上げ（借上料）、観光客用に富山県が設置した仮説トイレの清掃業務委託（委託料）、地元町内会による草刈り、排泥、除草剤散布業務の補助（補助金）を行っている。

田尻池管理業務については、富山県内有数のハクチョウの飛来地である田尻池を、観光的側面から富山県と一体になって維持管理しているものであり、公共的な意義が認められる。

そのため、事業の有効性について重大な問題は無いと考える。

② 事業の経済性、効率性、合规性について

令和 2 年度における決算額の内訳は以下のとおりである。

単位：千円

科目	金額	補足情報（科目の内容、監査手続の実施結果等）									
工事請負費	11,822	用排水路整備業務に関する工事費用である。 令和 2 年度における実施実績は以下のとおりである。									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事業者</th> <th>場所</th> <th>工事代金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>松井土石興業(有)</td> <td>向新庄地区水路改良工事</td> <td>6,063</td> </tr> <tr> <td>(株)古井組</td> <td>上富居地区水路改良工事</td> <td>5,758</td> </tr> </tbody> </table>	工事業者	場所	工事代金	松井土石興業(有)	向新庄地区水路改良工事	6,063	(株)古井組	上富居地区水路改良工事	5,758
		工事業者	場所	工事代金							
松井土石興業(有)	向新庄地区水路改良工事	6,063									
(株)古井組	上富居地区水路改良工事	5,758									
<p>地元から整備の要望書が提出されている路線は約 20 箇所あるが、予算の関係上、毎年度 2 路線ずつ整備しており、単年度の予算では整備が終わらない路線は翌年度に引き続き実施している。工事着工前の状況、工事完成後の状況を各写真で確認したが、いずれも特段の問題は認められなかった。</p> <p>また、入札手続が適切に行われているかを確認するため、関係書類を閲覧した。向新庄地区水路改良工事は、8 社による指</p>											

科目	金額	補足情報（科目の内容、監査手続の実施結果等）
		<p>名競争入札が行われ、予定価格の約 99.1%で落札されている。上富居地区水路改良工事は、8 社による指名競争入札が行われ、予定価格の約 98.4%で落札されている。これらの落札価格も予定価格に近い金額である。予定価格・落札価格に関する考察については、上記市管理農道区画線補修事業費で述べたのと同様であるため、ここでは省略する。</p> <p>特段の問題は検出されなかった。</p>
委託料	642	<p>支出の大部分は、塵芥分別委託業務の委託料 527 千円である。農業用水として取水した際に除塵機によって収集される塵芥を、草等と缶・ビン及びビニール類に分別する必要があるため、この作業を委託している。</p> <p>業務委託契約書、委託業務完了報告書等を閲覧したが、特段の問題は認められなかった。</p> <p>なお、業務委託契約書を閲覧したところ、委託期間が「4 月 27 日～9 月 23 日」となっており、その余の期間においては上記分別作業が行われていない。これは、本委託業務は、取水の主目的が農業用水であり、上記の期間以外は非営農期のため取水しておらず、取水していないことから分別作業が発生しないためである。特段の問題は認められなかった。</p>
借上料	156	<p>田尻池の駐車場借上料である。</p> <p>駐車場用地借上料については、観光客による迷惑駐車防止の観点から必要性は認められ、また、用地の広さは 2,676 m²（約 810 坪）であるが、賃料は年間 156 千円（1 坪あたり約 193 円）であるので、不当に高額とはいえない。</p>
補助金	150	<p>田尻池の維持管理に関する人件費補助金である。</p> <p>実績報告書を閲覧したところ、田尻池の維持管理事業（草刈り、排泥、除草剤散布等）が行われており、事業内容について特段の問題は認められなかった。田尻池はもともと農業用のため池であるが、富山県の鳥獣保護区に指定され、観光地としての整備・維持管理の必要性も認められることから、一定の補助金を拠出することは不合理とはいえないと考える。</p>
合計	12,770	

このように、支出状況を検討した結果、特段の問題は発見されなかった。そのため、事業の経済性に重大な問題はないと考える。

その他、上記検討の結果、明らかに非効率な運用や法令、規則違反等は識別されなかった。契約約款も改正民法（令和 2 年 4 月 1 日施行）に対応しており、特段不適切と考えられる条項は見当たらなかった。そのため、事業の効率性、合規性に重大な問題は無いと考える。

19. 林道等維持管理事業費

(1) 概要

ア. 事業の概要

所管部署	農地林務課
事業の目的	林産物の運搬と林業経営の振興を図るもの
事業の概要	富山市が管理する林道について、修繕、草刈り、除雪、崩土除去等の維持管理等を行う

イ. 過去5年間の決算の状況

単位：千円

年度	当初予算	決算	
	金額	件数	金額
平成28年度	21,482	99件	21,428
平成29年度	22,322	89件	21,310
平成30年度	21,816	100件	21,043
令和1年度	33,961	119件	33,049
令和2年度	28,309	101件	27,956

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 実施した監査手続

- ① 事業の有効性を検討するため、事業の概要、目的、必要性、成果等を担当課に確認するとともに関連資料を閲覧した。
- ② 事業の経済性、効率性、合规性を検討するため、事業の収入、支出、事務処理等の状況を担当課に確認するとともに関連資料を閲覧した。

閲覧資料： 業務委託契約書、業務委託完了届、業務委託写真帳、軽易工事完成届、支出命令書、大規模林道高山・大山線開設事業にかかる費用分担に関する覚書、「林道牛岳線牛岳トンネル管理運営費の負担について」と題する書面等

イ. 監査手続の実施結果

① 事業の有効性について

当事業は、富山市が管理する林道につき、修繕、草刈り、除雪、崩土除去等の維持管理等を行うものである。

富山市林道条例において、92の林道の名称及び区間が定められているが、この中には、「富山市が造った林道」と「富山県が造って富山市に移管された林道」等がある。

林道は木材生産機能と国土の保全、水源かん養等の公益的機能を発揮させるための森林施業にとって不可欠な基盤であり、森林整備の担い手の多くが居住している山村地域の生活や産業活動のための交通手段としても重要な役割を果たしている。林道の管理は、林業の維持発展のために必要不可欠な行為であり、事業の意義は十分に認められる。そのため、事業の有効性に重大な問

題は無いと考える。

② 事業の経済性、効率性、合规性について

当事業では、受益者分担金収入と管理運営費負担金収入を控除した残額が一般財源から支出されている。

受益者分担金収入とは、昭和 56 年 6 月 16 日付け大規模林道高山・大山線開設事業にかかる費用分担に関する覚書に基づき、北陸電力株式会社から毎年一定額の分担金を受領しているものである。大山町（平成 17 年に富山市に合併）と同社が合意し、大山町に課せられる受益者賦課金の 2 分の 1 を同社が負担する旨合意している。同合意に基づき、富山市は同社から毎年分担金の支払いを受けており、令和 10 年度まで受領する見込みである。なお、上記覚書に基づき、富山市が令和 10 年度までに同社から受け取る分担金の総額は 58,772 千円であり、令和 2 年度までに 55,793 千円を受領済みである（令和 2 年度の分担金額は 835 千円）。

「管理運営費負担金収入」は、砺波市との維持管理協定に基づき、林道牛岳線牛岳トンネルの管理費用（令和 2 年度 211 千円）の半額を砺波市から受領しているものである。

当事業に関連する収入につき、特段の問題は検出されなかった。

また、当事業の過去 5 年間の支出内訳は以下のとおりである。

単位：千円

科目	H28	H29	H30	R1	R2
旅費	-	-	11	-	-
消耗品費	142	57	57	55	55
光熱水費	278	252	272	217	330
修繕料	6,588	5,559	2,339	2,589	2,409
通信運搬費	53	29	57	127	124
手数料	-	1	-	1	-
保険料	-	72	73	95	69
委託料	14,334	15,307	18,202	23,024	24,937
工事請負費	-	-	-	6,858	-
原材料費	33	33	32	33	32
公課費	-	-	-	50	-
合計	21,428	21,310	21,043	33,049	27,956

委託料が平成 30 年度以前と比べて、令和 1 年度、令和 2 年度ともに高額になっており、令和 3 年度も令和 2 年度と同程度の予算が組まれている。この要因としては、平成 30 年度以前の林道の草刈単価が市道の単価に比べ安く差も大きいため入札不調が相次いだことから、令和 1 年度予算から林道の草刈の単価を引き上げたためである。

支出の大半を占めるのは修繕費及び委託料であることから、令和 2 年度の修繕費及び委託料に関する関係書類を閲覧した。委託業務としては、ガードパイプ設置、土のう設置、崩土除去、落石等除去、トンネル保守点検、草刈り等が実施されている。修繕業務としては、道路の舗装修繕、ガードレール修繕等が実施されている。業務委託契約書及び業務委託完了届等を閲覧したが、不当と認められる業務は見当たらなかった。

入札が行われている委託業務について、入札関連資料（入札書、入札経過調書等）を閲覧したが、特段の問題は検出されなかった。なお、落札率は高いが（97.0%等）、富山市内の入札工事における落札率が全般的に高い点については既に述べたので、ここでは繰り返さない。

これらの検討の結果、事業の経済性に重大な問題は無いと考える。

その他、上記検討の結果、明らかに非効率な運用や法令、規則違反等は識別されなかった。そのため、事業の効率性、合規性に重大な問題は無いと考える。

20. とやま棚田保全事業

(1) 概要

ア. 事業の概要

所管部署	農業振興課
事業の目的	中山間地域における農地の保全と、それに伴う農業農村の多面的機能の確保を図る
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 都市部の市民等と連携した棚田保全 補助対象 中山間地域等直接支払制度に取り組む集落協定組織 補助金額 100 千円/集落 ➤ 地理的条件が悪い場合の棚田保全（夏期湛水） 補助対象 中山間地域等直接支払制度に取り組む集落協定組織 補助金額 10 千円/10a

イ. 過去5年間の決算の状況

単位：千円

年度	当初予算	決算	
	金額	件数、面積	金額
平成28年度	2,900	20 件、358.15a	2,359
平成29年度	2,900	19 件、373.20a	2,274
平成30年度	2,700	20 件、450.70a	2,451
令和1年度	2,700	21 件、392.40a	2,493
令和2年度	2,700	19 件、334.10a	2,235

※：件数は、補助金の交付実績件数である。

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 実施した監査手続

- ① 事業の有効性を検討するため、事業の概要、目的、必要性、成果等を担当課に確認するとともに関連資料を閲覧した。
- ② 事業の経済性、効率性、合規性を検討するため、事業の収入、支出、事務処理等の状況を担当課に確認するとともに関連資料を閲覧した。

閲覧資料： 補助金交付申請書、実績報告書、補助金額確定通知書、支出負担行為決定書等

イ. 監査手続の実施結果

① 事業の有効性について

当事業は、中山間地域等直接支払制度に取り組む集落協定組織に対し、とやま棚田保全事業交付金交付要領に従って同集落が実施する棚田保全活動に対して補助金を交付するものである。

中山間地域等直接支払制度とは、農林水産省が管轄する事業であり、中山間地域などの農業生産条件が不利な地域において、5年以上農業を続けることを約束した集落に対して交付金を交付する制度である。当事業では、集落協定を締結した集落を対象に、同集落における棚田保全活動に係る事業費を補助している。補助対象集落は21集落あり、「都市部の市民等と連携した棚田保全」（補助金：100千円/集落）の補助金の交付を受けている集落は19集落、「地理的条件が悪い場合の棚田保全」（補助金：10千円/10a）の補助金の交付を受けている集落は8集落である（両方の交付を受けている集落は6集落）。

当事業は、第2次富山市総合計画（平成29年度～令和3年度）の実施計画に含まれており、富山市が目指す都市像（人・まち・自然が調和する活力都市とやま）を実現するために重要な事業と位置付けられている。なお、棚田の保全は、中山間地集落の機能維持、災害や獣害の防止、景観美化等の観点からも有効と考えられ、当事業の意義は十分認められる。そのため、事業の有効性について重大な問題は無いと考える。

② 事業の経済性、効率性、合規性について

実績報告書を閲覧したところ、補助金は、草刈り機や草刈り機用チップソー、肥料、パイプ、電気柵等の購入費用や草刈り作業の委託料の支払い等に充てられている。棚田保全のための活動内容としては、田植え、草刈り、稲刈り、はさ掛けや農業体験イベントの開催等が行われている。

業務委託契約書及び業務委託完了届等を閲覧したが、不当と認められる業務は見当たらなかった。そのため、事業の経済性に重大な問題は無いと考える。

その他、上記検討の結果、明らかに非効率な運用や法令、規則違反等は識別されなかった。そのため、事業の効率性、合規性に重大な問題は無いと考える。

第6章：その他の行政財産・普通財産の 検討

第1部：その他の行政財産・普通財産の監査方針

1. その他の行政財産・普通財産の監査方針

(1) 往査サンプルの抽出方針及び抽出結果

令和2年度の富山市財産表によると、農林水産部は、事務事業として予算化されていない以下の行政財産・普通財産を保有している。

これらの行政財産・普通財産については、その全てについて下記(2)の監査手続を実施する。

所管課	財産表番号	財産名称	財産種類	所在地	地積(m ²)	建物延面積(m ²)
農村整備課	32	市道上千俵牧田線残地	行政財産	上千俵町201番2	17.57	-
	69	神通川左岸排水第3土地改良区農業用施設	行政財産	金屋165番	13,150.23	-
	70	熊野北部企業団地(用排水路)	行政財産	小中269番7	411.00	-
	72	八尾町採土跡地(無償分)	行政財産	八尾町下笹原66番1	234,670.44	-
	74	八尾町採土跡地(有償分)	行政財産	八尾町下笹原字南山454番	30,480.09	-
農地林務課	95	土地改良事業記念碑	行政財産	大山上野7番	115.00	-
	101	県立自然公園	行政財産	八尾町杉平字南平16番9	88,238.33	548.23
	108	中山間地総合整備事業用地	行政財産	婦中町羽根字下平5784番	19,551.07	-
	119	古里中区配水場跡地	行政財産	婦中町新町字堂の上1604番	429.00	-
	121	安田排水機場	行政財産	金屋字川端18番1	1,087.96 借地1,229.74	1,229.74
	122	砂子田道路	行政財産	婦中町砂子田264番1	345.00	-
	123	砂子田道路	行政財産	婦中町砂子田268番3	327.00	-
	125	フォレストアメニティ展望台	行政財産	山田今山田4番21	18.00	16.01
	129	猿倉山森林公園先行取得	普通財産	船倉字谷内割581	2,329.00	-
	130	立山山麓林業センター敷地	普通財産	馬瀬口85番	5,190.00	-

所管課	財産表番号	財産名称	財産種類	所在地	地積(m ²)	建物延面積(m ²)
	131	三田地区工業用地	普通財産	八尾町三田字 梅尾3番3	92,671.00	-
農業 振興 課	142	山田りんご体験農園 管理施設	行政 財産	山田牧3番	16,254.00	247.52
	147	大庄東部集落センタ 一敷地	行政 財産	小原屋128番2	329.87	-
	153	瀬戸集落センター	普通 財産	日尾214番1	借地495.91	125.87
	155	いちじく圃場	普通 財産	下夕林102番	1,876.00	-

(2) 監査手続

以下の監査手続を実施する。

ア. 財産の有効利用の検討

- ① 財産が有効利用されていることを検討するため、現地を視察するとともに、担当課に過去の取得の経緯、現在の利用状況、維持管理事務とコスト、今後の利用方針を確認し、必要に応じて関連資料を査閲する。

第2部：その他の行政財産・普通財産の監査結果

1. 市道上千俵牧田線残地

(1) 財産の概要

財産名称	市道上千俵牧田線残地
財産表 No	32
所管部	農村整備課
所在地	上千俵町 201 番 2
種類及び面積	土地: 17.57 m ²
財産区分	行政財産

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 財産の有効利用の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第6章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した当財産の概要は、上記「(1) 財産の概要」を参照のこと。また、現地視察、担当課への確認、資料の閲覧等により監査人が理解した財産の状況等は以下のとおりである。

過去の取得の経緯	<p>当財産は、当初、地元要望に基づき農林水産省の補助金を活用して全幅員を農道として用地買収、整備した。なお、農道整備時に、一般的には道路部分のみを取得すべきところ、当エリアだけは1筆丸ごと取得したため、当財産部分だけ道路が膨らんでいる。取得は数十年前に行われており、当時どのような協議があったかは不明である。</p> <p>その後、市道認定基準に合致する部分を市道として建設部へ移管したが、その際、建設部は当財産部分を市道認定せず、残地として農村整備課で所管している。</p>
現在の利用状況	<p>道路に沿うような帯状の形状をしており、かつ狭小であるため、残地という名称であるが、市道と一体不可分になっている。現在は、建設部により市道と同じ基準で舗装や維持管理されており、道路の幅員を補う路側帯として一般の交通にも利用されている。</p>
現地の写真、地図等	<p>【当財産(路側帯部)を北から撮影】</p>  <p>【当財産(路側帯部)を南から撮影】</p> 
維持管理事務とコスト	<p>所管課は、当財産の維持管理に係る事務を行っておらず、関連する歳出も無い。建設部では、道路の修繕等が必要になった際に支出が生じるものと思われる。</p>
今後の利用	<p>残地という名称ではあるが市道と実質一体となっており、一般の交通に利用さ</p>

方針	れている。そのため、当財産を別個に利活用したり売却したりすることは困難であり、現状維持でも何ら支障が出るものではないため、現状のまま当財産を維持する方針である。
----	--

② 発見事項

147【指摘 No20】	財産の所管換え
本庁対応	農林水産部以外の部署においても事業に供用されない行政財産・普通財産が多数存在する可能性があり、当該論点は、公有財産管理を担当している本庁部署（管財課など）において留意が必要である。そのため、「第2章 第2部 3. (2) サ. 財産の所管換えや有効利用」で再掲する。
当財産は、農林水産部の行政財産であるが農林水産部の事業には供用されていない。当財産は、実質的に市道の一部であり、その維持修繕や管理は建設部によって行われている。そのため、当財産に関しては、合理的な理由が無い限り、富山市公有財産管理規則第26条に則って農林水産部から建設部へ所管換えを行う必要がある。	

2. 神通川左岸排水第3土地改良区農業用施設

(1) 財産の概要

財産名称	神通川左岸排水第3土地改良区農業用施設
財産表 No	69
所管部	農村整備課
所在地	金屋 165 番
種類及び面積	土地: 13, 150. 23 m ²
財産区分	行政財産

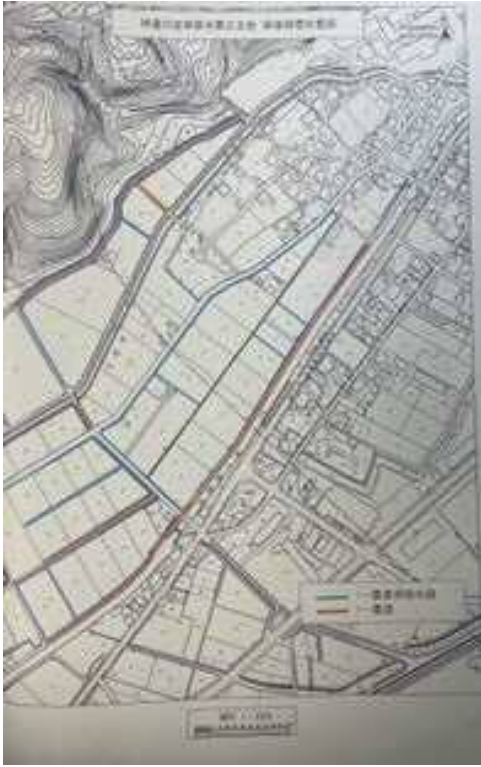

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 財産の有効利用の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第6章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した当財産の概要は、上記「(1) 財産の概要」を参照のこと。また、現地視察、担当課への確認、資料の閲覧等により監査人が理解した財産の状況等は以下のとおりである。

過去の取得の経緯	<p>当財産は、当初、農道及び農業用排水路として、神通川左岸排水第三土地改良区が整備した土地である。当該土地改良区が平成13年に解散した際に、当該土地改良区と地元の農地会との間で資産譲渡に関する協議があったが、合意には至らなかった。そのため、富山市への寄付の申し出があり、富山市としても下流域の住宅地の湛水防除に必要と判断したためこれを受け入れたものである。</p> <p>なお、当該土地改良区と地元の農地会は、富山市に当財産を寄付する際にその旨の覚書を締結している。また、地元の農地会は、富山市に対して当財産の浚渫、草刈り等の維持管理を行う旨の確約書を提出している。</p>
----------	--

現在の利用状況	当財産は、現在も農道及び農業用排水路として財産本来の用途で供用されている。なお、地元の農地会は、富山市に提出した確約書に当財産の維持管理を行っている。
現地の写真、地図等	<p>【当財産の該当部分の地図】</p>  <p>【当財産の一部（農道）】</p> 
維持管理事務とコスト	富山市は、当財産の維持管理に係る事務を行っておらず、関連する歳出も無い。
今後の利用方針	現状の所有・管理区分でも富山市に負担は生じていない。また、当該農業用排水路は下流域に存在する住宅地の湛水防除にも役立っており、農業用排水路を継続的に運営していくためにも、現状のまま富山市が底地を所有し、地元の農業団体が維持管理を行う枠組みを継続する方針である。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

3. 熊野北部企業団地用排水路

(1) 財産の概要

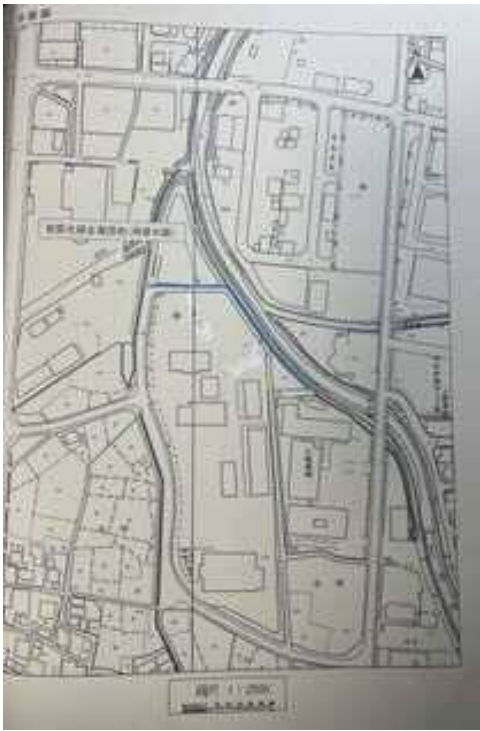
財産名称	熊野北部企業団地用排水路
財産表 No	70
所管部	農村整備課
所在地	小中 269 番 7
種類及び面積	土地: 411.00 m ²
財産区分	行政財産

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 財産の有効利用の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第6章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した当財産の概要は、上記「(1) 財産の概要」を参照のこと。また、現地視察、担当課への確認、資料の閲覧等により監査人が理解した財産の状況等は以下のとおりである。

過去の取得の経緯	<p>当財産は、平成23年度に富山市が熊野北部企業団地を整備した際に取得した用排水路である。当該エリアに存在した土地のうち民間に引き継がれなかったものが富山市各課に分配されたが、当財産は、当初農業用排水路として存在しており、工業団地整備後も下流域の農地（受益地）にとって必要な財産であったことから、農村整備課にて所管することになった。</p>
現在の利用状況	<p>当財産は、下流域の農地のための農業用排水路として財産本来の用途で使用されている。</p>
現地の写真、地図等	<p>【当財産の該当部分の地図】</p>  <p>【当財産(排水路)を上部から撮影】</p> 
維持管理事務とコスト	<p>富山市は、当財産の維持管理に係る事務を行っておらず、関連する歳出も無い。</p>
今後の利用方針	<p>現状では富山市に財産管理の負担は生じていない。なお、当財産は下流域の農地にとって必要な財産であるが、対象エリアは広く受益者団体を特定し移管や維持管理の交渉を行うことは困難である。また、下流域は市街化調整区域になっており、将来的に宅地が変わった場合は、当財産は管理者不在となってしまう可能性がある。そのため、現状のまま農村整備課が行政財産として所有する方針である。</p>

	る。
--	----

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

4. 八尾町採土跡地(無償分)

(1) 財産の概要

財産名称	八尾町採土跡地(無償分)
財産表 No	72
所管部	農村整備課
所在地	八尾町下笹原 66 番 1
種類及び面積	土地:234,670.44 m ²
財産区分	行政財産


(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 財産の有効利用の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第6章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した当財産の概要は、上記「(1) 財産の概要」を参照のこと。また、現地視察、担当課への確認、資料の閲覧等により監査人が理解した財産の状況等は以下のとおりである。

過去の取得の経緯	当財産は、平成5年度に旧婦中町と旧大沢野町の要請を受けて富山県が「カドミウム汚染農地復元事業第3期事業」を実施する際に、その復元田の表土の採取場所として、旧八尾町地内において買収した土地である。事業開始時に、富山県と旧八尾町との間で事業完了後に当財産を八尾町に返還する旨の取り決めをしており、それに基づき事業完了後に旧八尾町が取得した。取得にあたっては、森林法の森林区域に該当するため、開発や目的外への転用ができず、土地改良財産として無償で取得した。その後、平成17年の市町村合併を経て富山市の財産となっている。	
現在の利用状況	将来、土地改良事業等で表土が必要になった場合に採取する目的で所有しており、財産本来の用途で使用されている。	
現地の写真、地図等	【当財産の該当部分の地図】	【当財産の一部（道路右部分）】

	
維持管理事務とコスト	<p>富山市は、毎年、当財産を通過する道路の路肩部分の草刈り業務及び泥上げ業務を卯花地区自治振興会に特命随意契約で委託している。委託料は税込 899 千円である。</p> <p>特命随意契約としている理由は、該当地区の地元団体であり、本業務を履行するために必要な地形・地理を熟知しているため、適正かつ円滑な作業を確保でき、また苦情等の発生を解除できる唯一の団体であるためである(特命理由書より)。</p> <p>追加で以下の資料を査閲した結果、業者の選定過程や委託業務の内容等に重大な問題は認められなかった。</p> <p>閲覧資料： 執行伺書兼契約方法決定書(特命理由書含む)、契約締結所兼支出負担行為決定書(業務委託契約書含む)、作業日報及び業務委託完了書、支出命令書</p>
今後の利用方針	現在、富山市水橋地区などで国営・県営の大規模圃場整備場事業が進んでおり、当該事業で使用する土砂の採取に利用する予定である。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

5. 八尾町採土跡地(有償分)

(1) 財産の概要

財産名称	八尾町採土跡地(有償分)
財産表 No	74
所管部	農村整備課
所在地	八尾町下笹原字南山 454 番
種類及び面積	土地: 30, 480. 09 m ²



財産区分	行政財産
------	------

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 財産の有効利用の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第6章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した当財産の概要は、上記「(1) 財産の概要」を参照のこと。また、現地視察、担当課への確認、資料の閲覧等により監査人が理解した財産の状況等は以下のとおりである。

過去の取得の経緯	<p>当財産は、上記「4. 八尾町採土跡地(無償分)」と実質一体の財産であり、同様の理由で取得された。なお、取得にあたって土地の有効利用のため大規模太陽光発電所(メガソーラー)を設置する方針を決めていたため、メガソーラーの借地代相当を富山県に支払って旧八尾町が取得した。その後、平成17年の市町村合併を経て富山市の財産となっている。</p> <p>なお、本件を事業化するにあたって、地域総合整備資金貸付(ふるさと融資)100,000千円を活用している。</p> <p><地域総合整備資金貸付の対象先の選定過程></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平成25年度に「市有地における太陽光発電事業」の八尾町上笹原地内における公募において、事業者を選定 ● 平成26年5月に地域総合整備資金借入申込をニックスニューエネルギー(株)より受け、(財)地域総合整備財団へ貸付について調査・検討を依頼 ● 平成26年7月に(財)地域総合整備財団より、地域総合整備資金貸し付け対象事業として適当と認める通知を受け、同年9月に貸付決定を通知 ● 当該貸付決定通知に基づき、平成26年12月1日に富山市とニックスニューエネルギー(株)との間で金銭消費貸付契約書を締結
現在の利用状況	<p>大規模太陽光発電所(メガソーラー)の受託者としてニックスニューエネルギー(株)に令和16年9月30日まで行政財産の使用許可を与えている。</p>
現地の写真、地図等	<p>【当財産の該当部分の地図】</p>  <p>【当財産の一部(入口部分)】</p> 

維持管理事務とコスト	富山市は、当財産の維持管理に係る事務を行っておらず、関連する歳出も無い。
今後の利用方針	現在、大規模太陽光発電所（メガソーラー）の受託者としてニックスニューエネルギー㈱に使用許可を与えていることから、行政財産使用許可書どおり令和16年9月30日まで現状のまま維持する方針である。それ以降は、F I Tの契約条件次第だが、契約が更新される可能性もある。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

6. 土地改良事業記念碑

(1) 財産の概要

財産名称	土地改良事業記念碑
財産表 No	95
所管部	農地林務課
所在地	大山上野7番
種類及び面積	土地: 115.00 m ²
財産区分	行政財産

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 財産の有効利用の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第6章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した当財産の概要は、上記「(1) 財産の概要」を参照のこと。また、現地視察、担当課への確認、資料の閲覧等により監査人が理解した財産の状況等は以下のとおりである。

過去の取得の経緯	当財産は、昭和59年に上野地区の圃場整備事業が完工したことを記念して建設され、旧大山町が取得し合併によって富山市に引き継がれたものである。旧大山町が当財産を取得した経緯は不明である。	
現在の利用状況	当財産は記念碑であり、農林水産部の行政目的には使用されていない。	
現地の写真、地図等	<p>【当財産左側より撮影】</p> 	<p>【当財産の周辺】</p> 

維持管理事務とコスト	富山市は、当財産の維持管理に係る事務を行っておらず、関連する歳出も無い。なお、当財産は草刈り等の手入れがなされており、地元の誰かが整備しているものと思われる。
今後の利用方針	当財産は記念碑であり、農林水産部の事業に供用することはできない。今後の利活用の方針は未定である。

② 発見事項

148【指摘 No21】	財産の用途廃止及び譲渡等の方針整理
本庁対応	農林水産部以外の部署においても事業に供用されない行政財産・普通財産が多数存在する可能性があり、当該論点は、公有財産管理を担当している本庁部署（管財課など）において留意が必要である。そのため、「第2章 第2部 3. (2)サ. 財産の所管換えや有効利用」で再掲する。
<p>当財産は、農地林務課の行政財産となっているが、過去の取得経緯が不明であり、現在及び将来において農林水産部の行政目的に使用される見込みはない。また、当財産は農地林務課において特段維持管理はされておらず、地元の土地改良区や住民が手入れをしている可能性がある。</p> <p>そのため、当財産については富山市公有財産管理規則第27条に則って用途廃止（普通財産化）するとともに、現在の実質的な管理者を特定したうえで譲渡等の協議を行う必要がある。</p>	

7. 県立自然公園

(1) 財産の概要

財産名称	県立自然公園
財産表 No	101
所管部	農地林務課
所在地	八尾町杉平字南平 16 番 9
種類及び面積	土地:88,238.33 m ² 、建物:548.23 m ²
財産区分	行政財産

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 財産の有効利用の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第6章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した当財産の概要は、上記「(1) 財産の概要」を参照のこと。また、現地視察、担当課への確認、資料の閲覧等により監査人が理解した財産の状況等は以下のとおりである。

過去の取得の経緯	当財産は、過去に富山県が国の補助金を使って整備した富山県 21 世紀の森の一部を譲り受けたものである。具体的には、白木峰の登山基地として昭和 52 年に杉ヶ平キャンプ場が開設され、その後、森林学習展示館（県営）や遊歩道が順次建設されていき、富山県 21 世紀の森として整備された。富山市は、富山県 21
----------	---

	世紀の森の一部（指定管理施設である杉ヶ平キャンプ場管理棟）を譲り受けているが、森林学習展示館等は富山県が所有している。当財産はかなり以前に富山県から移管されており、移管に至る経緯は不明である。
現在の利用状況	当財産は、富山県 21 世紀の森と実質一体の自然公園として利用されている。当財産は、林業振興関連の財産としての性格が強く、財産本来の用途で使用されている。
現地の写真、地図等	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【当財産の一部（白木峰林道入口）】</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【当財産の一部】</p>  </div> </div>
維持管理事務とコスト	公園の整備等は富山県が実施している可能性があるが、詳細は不明である。
今後の利用方針	現状の所有・管理区分でも富山市に負担は生じていない。また、当財産の現在の利用方法は農林水産部の行政目的に即しており、現状の利用方法を継続する予定である。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

8. 中山間地総合整備事業用地

(1) 財産の概要

財産名称	中山間地総合整備事業用地
財産表 No	108
所管部	農地林務課
所在地	婦中町羽根字下平 5784 番
種類及び面積	土地: 19,551.07 m ²
財産区分	行政財産

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 財産の有効利用の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第 6 章 第 1 部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した当財産の概要は、上記「(1) 財産の概要」を参照のこと。また、現地視察、担当課への確認、資料の閲覧等により監査人が理解した財産の状況等は以下のとおりである。

過去の取得の経緯	当財産は、旧婦中町が中山間地総合整備事業として婦中ふるさと自然公園内の遊歩道整備を行うために取得したものである。なお、婦中ふるさと自然公園は、歴史的な文化施設や池などが存在する恵まれた環境を生かしそれらを保護していくため、昭和 61 年に旧婦中町が各願寺周辺を自然公園として指定し、各種の施設の整備を進めてきたものであり、農地林務課が所管している。
現在の利用状況	当財産は、敷地内に遊歩道が整備され市民が広く散策に用いており、婦中ふるさと自然公園と実質一体で利用されている。
現地の写真、地図等	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【当財産の一部（右斜面部分）】</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【当財産の一部】</p>  </div> </div>
維持管理事務とコスト	遊歩道部分は、婦中ふるさと自然公園の一部として富山市が維持管理を行っている。
今後の利用方針	当財産は、婦中ふるさと自然公園と実質一体であるため、現状の利用方法を継続する予定である。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

9. 古里中区配水場跡地

(1) 財産の概要


財産名称	古里中区配水場跡地
財産表 No	119
所管部	農地林務課
所在地	婦中町新町字堂の上 1604 番
種類及び面積	土地: 429.00 m ²
財産区分	行政財産

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 財産の有効利用の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第 6 章 第 1 部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した当財産の概要は、上記「(1) 財産の概要」を参照のこと。また、現地視察、担当課への確認、資料の閲覧等により監査人が理解した財産の状況等は以下のとおりである。

過去の取得の経緯	当財産は、婦中ふるさと自然公園（詳細は上記 8. を参照）の一部である。婦中ふるさと自然公園の成立前から配水場施設として存在していたが、近隣に浄水場が整備され配水場施設が解体されたため、跡地を婦中ふるさと自然公園の一部として再整備したものである。
現在の利用状況	当財産は、婦中ふるさと自然公園と実質一体で整備され、市民に利用されており、財産本来の用途で使用されている。
現地の写真、地図等	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【当財産を上部より撮影】</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【当財産を入口より撮影】</p>  </div> </div>
維持管理事務とコスト	婦中ふるさと自然公園の一部として富山市が維持管理を行っている。
今後の利用方針	当財産は、婦中ふるさと自然公園と実質一体であるため、現状の利用方法を継続する予定である。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

10. 安田排水機場

(1) 財産の概要

財産名称	安田排水機場
財産表 No	121
所管部	農地林務課
所在地	金屋字川端 18 番 1
種類及び面積	土地: 1,087.96 m ² 、建物: 1,229.74 m ² 、借地: 1,229.74 m ²
財産区分	行政財産

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 財産の有効利用の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第 6 章 第 1 部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した当財産の概要は、上記「(1) 財産の概要」を参照のこと。また、現地視察、担当課への確認、資料の閲覧等により監査人が理解した財産の状況等は以下のとおりである。

過去の取得	当財産は、富山県が周辺地（主に農地）の湛水防除を目的として建設したもの
-------	-------------------------------------

の経緯	である。富山県が主体となって建設工事を実施し、建設時の事業概要書に基づいて完成後に旧婦中町に所有、管理が移管されている。その後、平成17年の市町村合併を経て富山市の財産となっている。移管に至った判断は不明だが、施設の規模や公共性の高さに鑑みたものと思われる。										
現在の利用状況	当財産は、建設時の目的のとおり周辺地（主に農地）の湛水防除の機能を果たしており、財産本来の用途で使用されている。										
現地の写真、地図等	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【当財産の外観】</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【当財産の建物入口】</p>  </div> </div>										
維持管理事務とコスト	<p>当財産を管理するための歳出は、農業水路管理費の一部として事務事業化されている。過去の歳出実績は以下のとおりであり、主な内容は施設修繕費である。</p> <p style="text-align: right;">単位：千円</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>159</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>598</td> </tr> </tbody> </table>	H28	H29	H30	R1	R2	-	159	-	-	598
H28	H29	H30	R1	R2							
-	159	-	-	598							
今後の利用方針	当財産は、将来的に関係する土地改良区へ譲渡することも考えられるが、施設規模が大きいため土地改良区では継続的に維持管理できない可能性がある。また、宅地を含む周辺エリア一体の治水機能を兼ねていることも勘案すると、富山市が所有、管理し続けることが合理的と考えている。										

② 発見事項

149【指摘 No22】	財産表の記載不備
本庁対応	該当なし
<p>当財産は、財産表では借地 1,229.74 m²が存在することになっているが、担当課への確認の結果、借地が存在しないことが判明した。当財産は、富山県から富山市（旧婦中町）に移管される過程で一時的に借地が存在したが、借地が無くなった後も財産表の更新が漏れていたものである。</p> <p>財産表の正確性を確保するため、当該記載不備を修正する必要がある。</p>	

1 1. 砂子田道路

(1) 財産の概要

財産名称	砂子田道路
財産表 No	122、123
所管部	農地林務課

所在地	婦中町砂子田 264 番 1、婦中町砂子田 268 番 3
種類及び面積	土地:345.00 m ² 、土地:327.00 m ²
財産区分	行政財産

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 財産の有効利用の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第6章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した当財産の概要は、上記「(1) 財産の概要」を参照のこと。また、現地視察、担当課への確認、資料の閲覧等により監査人が理解した財産の状況等は以下のとおりである。

過去の取得の経緯	当財産は、旧婦中町時代に農地関連の事業で取得された土地の一部と考えられるが、取得の時期が古いため詳細な経緯等は不明である。	
現在の利用状況	当財産は、住宅地内の道路の一部となっており、住民にとっては必要なものであるが、農地林務課の行政目的には使用されていない。 砂子田道路 268 番 3 が接している道路は市道である。一方、砂子田道路 264 番 1 が接している道路は市道や市管理農道ではなく、民地、国有地などとなっている。	
現地の写真、地図等	<p>【砂子田道路 268 番 3 正面より】</p>  <p>【砂子田道路 268 番 3 奥より】</p> 	<p>【砂子田道路 264 番 1 正面より】</p>  <p>【砂子田道路 264 番 1 奥より】</p> 
維持管理事務とコスト	富山市は、当財産の維持管理に係る事務を行っておらず、関連する歳出も無い。なお、過去に当財産の舗装等を誰が行ったかは不明であるが、現状は農地林務課が所管していることから、修繕が必要になった場合は農地林務課が負担することになる。	
今後の利用	当財産は、住民の交通に利用されている。そのため、当財産を別個に利活用し	

方針	たり売却したりすることは困難であり、現状維持でも何ら支障が出るものではないため、今後も現状のままとする予定である。
----	---

② 発見事項

150【指摘 No20】	財産の所管換え
本庁対応	農林水産部以外の部署においても事業に供用されない行政財産・普通財産が多数存在する可能性があり、当該論点は、公有財産管理を担当している本庁部署（管財課など）において留意が必要である。そのため、「第2章 第2部 3.(2)サ. 財産の所管換えや有効利用」で再掲する。
当財産は、農林水産部の行政財産であるが農林水産部の事業には供用されていない。当財産は市道に接しているものと接していないものがあるが、いずれも富山市の道路を全般的に維持管理している建設部が所管することが考えられる。そのため、財産の現状等を整理したうえで、富山市公有財産管理規則第26条に則って農林水産部から建設部へ所管換えを行う必要がある。	

12. フォレストアメニティ展望台

(1) 財産の概要

財産名称	フォレストアメニティ展望台
財産表 No	125
所管部	農地林務課
所在地	山田今山田 4 番 21
種類及び面積	土地: 18.00 m ² 、建物: 16.01 m ²
財産区分	行政財産

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 財産の有効利用の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第6章 第1部 1.(2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した当財産の概要は、上記「(1) 財産の概要」を参照のこと。また、現地視察、担当課への確認、資料の閲覧等により監査人が理解した財産の状況等は以下のとおりである。

過去の取得の経緯	当財産は、アクセス林道奥山線を開設する際に活用した国の地域森林総合整備事業費において修景施設が補助対象であったことから、見晴らしの良い場所に展望台を設置したものである。
現在の利用状況	辺鄙な場所にあり、看板等もないため訪れる人は殆どいない。木造の展望台は破損しており立入禁止のロープが張られている。
現地の写真、地図等	【当財産入り口（左の側道）】 【当財産】

		
維持管理事務とコスト	富山市は、当財産の維持管理に係る事務を行っておらず、関連する歳出も無い。	
今後の利用方針	利用実績が殆ど無いため、破損した展望台の修繕は困難と考えられる。今後の利用方針は未定である。	

② 発見事項

151【指摘 No21】	財産の用途廃止及び所管換え
本庁対応	農林水産部以外の部署においても事業に供用されない行政財産・普通財産が多数存在する可能性があり、当該論点は、公有財産管理を担当している本庁部署（管財課など）において留意が必要である。そのため、「第2章 第2部 3. (2)サ. 財産の所管換えや有効利用」で再掲する。
<p>当財産は、山奥の林道からさらに分け入った場所にあり、案内板等もないため一般人が辿り着くことは不可能である。また、現地視察の結果、展望台は破損して立入禁止になっており、農林水産部の行政目的を失っていると考えられる。</p> <p>そのため、当財産については、用途廃止時の影響（補助金の返還要否等）を検討したうえで、多額の補助金返還等が生じない場合は富山市公有財産管理規則第27条に則って用途廃止（普通財産化）する必要がある。また、用途廃止後は、富山市公有財産管理規則第26条に則って農林水産部から財務部管財課へ所管換えを検討する必要がある。</p>	

1.3. 猿倉山森林公園先行取得

(1) 財産の概要

財産名称	猿倉山森林公園先行取得
財産表 No	129
所管部	農地林務課
所在地	船倉字谷内割 581
種類及び面積	土地: 2,329.00 m ²
財産区分	普通財産

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 財産の有効利用の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第6章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した当財産の概要は、上記「(1) 財産の概要」を参照のこと。また、現地視察、担当課への確認、資料の閲覧等により監査人が理解した財産の状況等は以下のとおりである。

過去の取得の経緯	当財産は、猿倉山森林公園（農地林務課が所管する行政財産であり指定管理施設）の管理棟裏手にあり、猿倉山森林公園と実質一体で利用されている。なお、当財産は、猿倉山森林公園と同様に旧大沢野町が取得し普通財産に区分していたものを引き継いでいるが、取得の経緯や普通財産に区分した理由は不明である。
現在の利用状況	当財産は、猿倉山森林公園（行政財産）の他の空き地と同様に、猿倉山森林公園でのイベント開催時等の臨時駐車場として利用している。
現地の写真、地図等	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【当財産を入口から撮影】</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【当財産を上部から撮影】</p>  </div> </div>
維持管理事務とコスト	猿倉山森林公園の指定管理業務の一環で当財産も管理されている
今後の利用方針	今後も、現在と同様にイベント開催時の臨時駐車場として利用する方針である。

② 発見事項

152【意見 No52】	財産の用途見直し
本庁対応	該当なし
<p>当財産は、行政財産である猿倉山森林公園の他の空き地と同じ用途で利用されているが、行政財産ではなく普通財産として区分されている。これについては、猿倉山森林公園全体について、維持管理費用を踏まえた利活用方針の整理が必要と考えられるため、当該整理を行う過程で当財産の用途を検討することが望まれる（猿倉山森林公園の検討は「第4章 指定管理施設の検討」で実施しているため、そちらも参照のこと）。</p>	

1.4. 立山山麓林業センター敷地

(1) 財産の概要

財産名称	立山山麓林業センター敷地
財産表 No	130
所管部	農地林務課
所在地	馬瀬口 85 番
種類及び面積	土地:5,190.00 m ²

財産区分	普通財産
------	------

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 財産の有効利用の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第6章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した当財産の概要は、上記「(1) 財産の概要」を参照のこと。また、現地視察、担当課への確認、資料の閲覧等により監査人が理解した財産の状況等は以下のとおりである。

過去の取得の経緯	当財産は、旧大山町が林業振興の一環で立山山麓森林組合に無償貸付する目的で取得したものと考えられる。なお、取得の時期が古いため詳細な経緯等は不明である。
現在の利用状況	当財産は、旧大山町が立山山麓森林組合との間で令和12年までの無償貸付契約を締結している。当財産上には、立山山麓森林組合の事務所、林業総合センター及び車庫兼倉庫が建てられており、それ以外の部分は駐車場として利用されている。
現地の写真、地図等	<p>【当財産入口より撮影】</p> 
維持管理事務とコスト	富山市は、当財産の維持管理に係る事務を行っておらず、関連する歳出も無い。
今後の利用方針	立山山麓森林組合に対する無償貸付期間中は現状のまま利用する。無償貸付期間が終了した後の用途は未定である。

② 発見事項

153【意見 No53】	無償貸付の再検討
本庁対応	該当なし
<p>当財産は、合併前の旧大山町が立山山麓森林組合に無償で貸し付けている。なお、立山山麓森林組合は、令和2年度末の財務諸表によると、総資産370,552千円に対して純資産243,262千円、預金129,132千円を有しており、また、315,400千円の事業収益に対して1,338千円の当期剰余金を計上している。</p> <p>森林組合は一般的に公共的性格が強い団体であるが、財政面に相応の余裕があること、自らの事業目的で当財産を利用していること等を勘案すると、富山市の財産を無償で貸付けることについては議論の余地があるものとする。今後、無償貸付期間が終了する際には、貸付料を慎重に検討することが望まれる。</p>	

15. 三田地区工業用地

(1) 財産の概要

財産名称	三田地区工業用地
財産表 No	131
所管部	農地林務課
所在地	八尾町三田字梅尾3番3
種類及び面積	土地:92,671.00 m ²
財産区分	普通財産

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 財産の有効利用の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第6章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した当財産の概要は、上記「(1) 財産の概要」を参照のこと。また、現地視察、担当課への確認、資料の閲覧等により監査人が理解した財産の状況等は以下のとおりである。

過去の取得の経緯	当財産は、平成9年度に旧八尾町土地公社が工業用地として取得し、平成17年に市町村合併の一環で富山市土地開発公社が引継いだのち、平成23年度に富山市が買取っている。
現在の利用状況	<p>当財産については、富山市管財課が主体となって平成30年に富山土石協業組合と土砂売却に関する契約を締結している。なお、当財産から土砂を採取するためには、森林法5条に基づき富山県の林地開発許可が必要となるが、当該許可を取得するのに時間がかかっており、売却は未実施となっている。</p> <p>土砂売却に係る市有財産売買契約書を査閲した結果、532,000 m³の山土砂を総額8,618千円で売却する内容になっていた。契約上の土砂売却総量は、旧八尾町が過去に企業誘致した際に、造成によって発生する土砂を見積った結果を使用している。また、土砂売却代金は、過去に入札で決まったものである。実際の土砂売却可能量は、富山県の林地開発許可が下りた後で確定するため、確定後の土砂売却総量に売却単価を乗じて計算した売却代金を一括回収することになる。</p> <p>契約内容に特段問題は認められなかった。</p>
現地の写真、地図等	【当財産入り口付近】

	
維持管理事務とコスト	富山市は、当財産の維持管理に係る事務を行っておらず、関連する歳出も無い。
今後の利用方針	現在、富山土石協業組合が富山県に林地開発許可申請を行っており、令和4年4月目途で土砂の採取が可能になる見込みである。採取された土砂は、市有財産売買契約書に則って、その都度富山市から富山土石協業組合に売却されることになる。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

16. 山田りんご体験農園管理施設

(1) 財産の概要

財産名称	山田りんご体験農園管理施設
財産表 No	142
所管部	農業振興課
所在地	山田牧3番
種類及び面積	土地: 16,254.00 m ² 、建物: 247.52 m ²
財産区分	行政財産


(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 財産の有効利用の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第6章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した当財産の概要は、上記「(1) 財産の概要」を参照のこと。また、現地視察、担当課への確認、資料の閲覧等により監査人が理解した財産の状況等は以下のとおりである。

過去の取得の経緯	当財産は、旧山田村が山田りんごの特産化や山村と都市部の交流を図ることなどを目的に設立し、市町村合併の過程で富山市が引き継いだものである。
現在の利用状況	当財産は、富山市と JA 山田村との間で「山田村りんご体験農園施設管理委託契約」が締結されており、財産の維持管理事務や収入、支出は全て JA 山田村に帰属している。 当財産は、第一次公共施設マネジメントアクションプラン実行計画において、

	「廃止」または「譲渡」の方針に位置付けられており、今後の運用方針が継続的に協議されてきた。なお、当財産を利用したりんごの栽培管理は「地域おこし協力隊」として県外から移住してきた住民が担っていたが、当該住民が任期終了後もりんご栽培を継続したいとの強い意思を持っていたため、当地域に定住し当財産の設置目的に沿った活用を継続する NPO 法人を設立してもらうことを条件に、当財産を当該 NPO 法人へ無償譲渡する予定になっている。
現地の写真、地図等	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【りんご園 1】</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【りんご園 2】</p>  </div> </div>
維持管理事務とコスト	富山市と JA 山田村との間で締結されている「山田村りんご体験農園施設管理委託契約」により、財産の維持管理事務や収入、支出の全てが JA 山田村に帰属させられているため、富山市の維持管理事務やコストは発生していない。
今後の利用方針	令和 3 年 12 月議会で無償譲渡の承認を得たのち、NPO 法人に譲渡する予定である。

② 監査実施結果

特記すべき事項は発見されなかった。

17. 大庄東部集落センター敷地

(1) 財産の概要

財産名称	大庄東部集落センター敷地
財産表 No	147
所管部	農業振興課
所在地	小屋原 128 番 2
種類及び面積	土地: 329.87 m ²
財産区分	行政財産

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 財産の有効利用の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第 6 章 第 1 部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した当財産の概要は、上記「(1) 財産の概要」を参照のこと。また、現地視察、担当課への確認、資料の閲覧等により監査人が理解した財産の状況等は以下のとおりである。

過去の取得の経緯	当財産は、旧大山町が取得し、市町村合併の過程で富山市が引き継いだものである。なお、取得の時期が古いため詳細な経緯等は不明である。
現在の利用状況	当財産は、敷地上に自治公民館（小原屋公民館）が建っており、農林水産部の行政目的とは異なる用途で利用されている。
現地の写真、地図等	<p>【当財産とその上に建つ公民館 1】 【当財産とその上に建つ公民館 2】</p> 
維持管理事務とコスト	富山市は、当財産の維持管理に係る事務を行っておらず、関連する歳出も無い。
今後の利用方針	現時点では、明確な方針は無い。

② 発見事項

154【指摘 No21】	財産の用途廃止及び所管換え
本庁対応	農林水産部以外の部署においても事業に供用されない行政財産・普通財産が多数存在する可能性があり、当該論点は、公有財産管理を担当している本庁部署（管財課など）において留意が必要である。そのため、「第2章 第2部 3. (2) サ. 財産の所管換えや有効利用」で再掲する。
<p>当財産は、農林水産部の行政財産となっているが、過去の取得経緯が不明であり、現在及び将来において農林水産部の行政目的に使用される見込みはない。</p> <p>そのため、当財産については富山市公有財産管理規則第27条に則って用途廃止（普通財産化）し、富山市公有財産管理規則第26条に則って農林水産部から財務部管財課へ所管換えを検討する必要がある。</p>	

18. 瀬戸集落センター

(1) 財産の概要

財産名称	瀬戸集落センター
財産表 No	153
所管部	農業振興課
所在地	日尾 214 番 1
種類及び面積	借地: 495.91 m ² 、建物: 125.87 m ²
財産区分	普通財産

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 財産の有効利用の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第6章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した当財産の概要は、上記「(1) 財産の概要」を参照のこと。また、現地視察、担当課への確認、資料の閲覧等により監査人が理解した財産の状況等は以下のとおりである。

過去の取得の経緯	当財産は、地元の農林業活動や他地域住民を対象にした農業交流体験会など、農林業の振興と生活改善等を目的に設置した施設である。しかし、過疎化や少子高齢化の進展により、地元から農事施設としての利用ではなく地域の福祉や防災拠点としての活用を望む声が強まっていた。そのため、幅広く地元の活動を行う拠点として活用してもらおうべく、用途廃止のうえ、地元の自治組織に無償貸付している。
現在の利用状況	当財産は、地元の自治公民館（日尾公民館）として利用されている。
現地の写真、地図等	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【当財産の外観 1】</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【当財産の外観 2】</p>  </div> </div>
維持管理事務とコスト	富山市は、当財産の維持管理に係る事務を行っておらず、関連する歳出も無い。
今後の利用方針	当財産の無償貸付契約は自動更新条項付きであり、今後も自治公民館として継続的に利用してもらおう予定である。

② 発見事項

155 【指摘 No20】	財産の所管換え
本庁対応	農林水産部以外の部署においても事業に供用されない行政財産・普通財産が多数存在する可能性があり、当該論点は、公有財産管理を担当している本庁部署（管財課など）において留意が必要である。そのため、「第2章 第2部 3. (2) サ. 財産の所管換えや有効利用」で再掲する。
<p>当財産は、農林水産部の財産となっているが、現在及び将来において農林水産部の行政目的に使用される見込みはない。</p> <p>そのため、当財産については富山市公有財産管理規則第26条に則って農林水産部から財務部管財課へ所管換えを検討する必要がある。</p>	

19. いちじく圃場

(1) 財産の概要

財産名称	いちじく圃場
財産表 No	155
所管部	農業振興課
所在地	下夕林 102 番
種類及び面積	土地: 1,876.00 m ²
財産区分	普通財産

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 財産の有効利用の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第6章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した当財産の概要は、上記「(1) 財産の概要」を参照のこと。また、現地視察、担当課への確認、資料の閲覧等により監査人が理解した財産の状況等は以下のとおりである。

過去の取得の経緯	当財産は、旧大沢野町が取得し、市町村合併の過程で富山市が引き継いだものである。なお、取得の時期が古いため詳細な経緯等は不明である。
現在の利用状況	当財産は、空き地であり農林水産部の行政目的を失っていることから、平成29年に用途廃止（普通財産化）している。 なお、当財産は、接道が無い無道路地であり、また侵入路部分の土地が相続放棄されているため新たな借地契約も難しく、現状では未利用状態となっている。
現地の写真、地図等	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【当財産入り口付近】</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【当財産の外観(無道路地)】</p>  </div> </div>
維持管理事務とコスト	現在は、民間に年2回の草刈り業務委託を行い圃場の維持管理をしている。草刈り業務委託料は54千円/年である。
今後の利用方針	当財産については、無道路地であり利用が難しいため具体的な方策には至っていない。

② 発見事項

156【指摘 No20】	財産の所管換え
本庁対応	農林水産部以外の部署においても事業に供用されない行政財産・普通財産が多数存在する可能性があり、当該論点は、公有財産管理を担当している本庁部署（管財課など）において留意が必要である。そのため、「第

2章 第2部 3.(2)サ. 財産の所管換えや有効利用」で再掲する。

当財産は、農林水産部の財産となっているが、現在及び将来において農林水産部の行政目的に使用される見込みはない。

そのため、当財産については富山市公有財産管理規則第26条に則って農林水産部から財務部管財課へ所管換えを検討する必要がある。

第7章：外郭団体の検討

第1部：外郭団体の監査方針

1. 指定管理施設の監査方針

(1) 往査サンプルの抽出方針及び抽出結果

外郭団体とは、地方自治法の規定に基づき富山市が経営状況等に一定程度関与することができる団体（富山市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの25%以上を出資又は出捐している団体）である。

農林水産部は、外郭団体として㈱八尾サービスと㈱ほそいりを所管している。

なお、外郭団体は平成28年度に包括外部監査のテーマとなっているが、これらの外郭団体は、往査対象先（直接的な検討対象）になっていない。そのため、今回はこれらの外郭団体に往査し、組織を健全かつ継続的に運営していくうえで特に重要な論点に絞って下記(2)の監査手続を実施する。

(2) 往査時の監査手続

往査時は、以下の監査手続を実施する。

ア. 外郭団体の財政状態の検討

- ① 外郭団体の財政状態を検討するため、過去2年間の貸借対照表の資産・負債推移を把握し、必要に応じて各科目の内容や増減理由等を確認する。
- ② 資産科目の実在性や評価の妥当性を検討するため、各資産科目の内訳明細を査閲するとともに、必要に応じて関連資料を査閲する。
- ③ 負債科目の網羅性を検討するため、各負債科目の内訳明細を査閲するとともに偶発債務その他重要な負債の計上漏れの可能性を確認し、必要に応じて関連資料を査閲する。
- ④ 特に重要な勘定科目である現金、預金及び借入金について、その実在性と網羅性を検討するため、現金実査表や金融機関の残高証明書等と突合する。

イ. 外郭団体の経営成績の検討

- ① 外郭団体の経営成績を検討するため、過去5年間の損益計算書の収益・費用推移を把握し、必要に応じて各科目の内容や増減理由等を確認する。
- ② 収益科目の実在性や期間配分の適切性を検討するため、収益科目の内訳明細を査閲するとともに会計方針を確認し、必要に応じて関連資料を査閲する。
- ③ 費用科目の網羅性や期間配分の適切性を検討するため、費用科目の内訳明細を査閲するとともに会計方針を確認し、必要に応じて関連資料を査閲する。

ウ. 外郭団体の存在意義と存続可能性の検討

- ① 外郭団体の存在意義を検討するため、設立目的、事業内容、富山市の施策との関連性、民間での代替可能性、現状の経営課題等を確認する。
- ② 株主、取締役、監査役によるガバナンスが有効に機能していることを検討するため、株主総会議事録及び取締役会議事録を査閲する。
- ③ 人員面から外郭団体の存続可能性を検討するため、従業員の採用状況、平均年齢、人材育成の状況等を確認する。
- ④ 財政面及び損益面から外郭団体の存続可能性を検討するため、上記ア.及びイ.の検討結果を踏まえて、現状の課題と改善の方向性を確認する。

第2部：外郭団体の監査結果

1. 株式会社八尾サービス

(1) 概要

ア. 外郭団体の概要

団体名	株式会社八尾サービス			
設立年月日	平成1年12月12日			
所管部	農業振興課			
所在地	富山市八尾町保内一丁目30番地の10			
代表者	代表取締役社長 今本 雅祥			
設立目的等	不動産の賃貸借及び管理、土地・構築物の管理請負、除雪請負、造園及び緑化事業の請負・設計・施工並びに管理、各種催時の企画・製作・運営、飲食店の経営並びに飲食料品及び日用品・文具類の販売、旅行業、公園緑地及び庭園の維持管理、旅館・公衆浴場の経営等			
決算期	3月決算			
資本金	76,550千円			
株主構成	株主名	株数	出資金額	出資比率
	富山市	1,467株	76,550千円	100%
主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 富山市の以下の施設の指定管理事業 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 八尾ゆめの森交流施設（温泉宿泊施設等） ▶ 八尾パインパーク・八尾サンパーク（運動広場） ▶ 八尾地域の都市公園、神通川水辺プラザ自然ふれあい学習館、久婦須川ダム周辺広場（運動広場・野外活動施設） ▶ 八尾B&G海洋センタープール及び八尾ゆめの森テニスコート（令和2年度まで） 			
役員の情報	役職	氏名	備考	役員報酬
	代表取締役社長	今本雅祥	富山市副市長	※
	代表取締役専務	下井康宏	富山市OB	有り
	取締役	山口忠司	富山市農林水産部長	※
	取締役	岡地 聡	富山市市民生活部長	※
	取締役	舟田安浩	富山市建設部長	※
	取締役	井山泰樹	富山市八尾山田商工会長	※
	取締役	杉山峰夫	越中八尾観光協会会長	※
	監査役	高野 聡	富山市会計管理者	※
	監査役	浅尾和幸	(株)北陸銀行八尾支店長	※
<p>※：定額の役員報酬はなく、取締役会出席時に交通費実額と定額手当を支給するのみとなっている</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各年度末の役員数の推移 				

		単位：人					
		H28	H29	H30	R1	R2	
		常勤役員	1	1	1	1	1
		うち市派遣	-	-	-	-	-
		うち市OB	1	1	1	1	1
		非常勤役員	8	8	8	8	8
		うち市派遣	-	-	-	-	-
		うち市OB	-	-	-	-	-

職員の状況		単位：人					
		H28	H29	H30	R1	R2	
● 各年度末の職員数の推移		正規職員	14	13	12	10	9
		うち市OB	-	-	-	-	-
		非正規職員	102	98	102	88	80
		うち月給者	4	5	5	8	9
		うち月給者以外	98	93	97	80	71

● 正規職員の平均給与		単位：千円					
		H28	H29	H30	R1	R2	
		平均給与	5,743	5,861	5,813	5,159	5,541

● 正規職員の平均年齢		単位：歳					
		H28	H29	H30	R1	R2	
		平均年齢	49	50	50	51	52

● 令和2年度末の非正規職員の平均給与		平均給与	
非正規職員（月給）		180千円～265.7千円/月	
非正規職員（日給）		7.75千円/日	
非正規職員（時間給）		0.85千円～1.2千円/時間	

イ. 外郭団体の財政状態

単位：千円							
勘定科目	※	R1末	R2末	勘定科目	※	R1末	R2末
現金及び預金	1	93,188	123,223	買掛金	7	18,868	15,264
売掛金	2	3,024	3,969	短期借入金	8	-	55,000
未収入金	3	7,468	7,877	未払費用	9	9,010	10,974
商品及び原材料	4	1,759	738	その他負債	10	22,695	8,344
その他流動資産	5	585	2,444				

勘定科目	※	R1 末	R2 末	勘定科目	※	R1 末	R2 末
流動資産 計		106,025	138,253	負債合計	11	50,575	89,584
建物及び付属設備	6	39,560	38,590	資本金		76,550	76,550
車輛運搬具	6	599	7,586	利益剰余金		19,901	18,817
その他固定資産	6	841	521				
固定資産 計		41,001	46,697	純資産合計		96,451	95,367
資産合計		147,026	184,951	負債純資産合計		147,026	184,951

<補足コメント>

※1 現金及び預金について

令和2年度末時点の現金残高は3,070千円であり、主に八尾ゆめの森ゆうゆう館と本社で保管されている。往査日（令和3年8月31日）時点の本社の現金残高を実査し、帳簿と一致していることを確認した。

また、令和3年3月31日時点の預金残高は120,152千円であり、ゆうちょ銀行、北陸銀行、富山第一銀行で口座を保有している。令和2年度末の預金残高について、会社が取得していた残高証明書や通帳と照合し一致を確認した。

※2 売掛金について

令和2年度末時点の主な内訳は、「クレジットカードや電子決済の翌月決済分1,089千円」や「富山県GoToキャンペーン事務局向け688千円」等である。㈱八尾サービスに滞留債権の有無を確認した結果、「重要な滞留債権は認識していない」との回答を得た。その他、勘定科目内訳明細を査閲したが、重大な問題は発見されなかった。

※3 未収入金について

令和2年度末時点の主な内訳は、「富山市向け6,637千円」等である。㈱八尾サービスに滞留債権の有無を確認した結果、「重要な滞留債権は認識していない」との回答を得た。その他、勘定科目内訳明細を査閲したが、重大な問題は発見されなかった。

※4 商品及び原材料について

令和2年度末時点の主な内訳は、八尾ゆめの森ゆうゆう館で使用される食材材料や販売される商品である。㈱八尾サービスに不良資産の有無を確認した結果、「不良在庫を発見した場合は都度廃棄している。重要な滞留在庫は認識していない」との回答を得た。その他、在庫内訳明細を査閲したが、重大な問題は発見されなかった。

※5 その他流動資産について

令和2年度末時点の主な内訳は、「未収還付法人税等1,381千円」等である。令和2年度は、コロナ下で業績が悪化し課税所得が減少したため、法人税等未収還付法人税等となっている。勘定科目内訳明細を査閲したが、重大な問題は発見されなかった。

※6 固定資産について

令和2年度末時点の主な内訳は、「本社建物38,590千円」、「令和2年度に購入した八尾ゆめの森ゆうゆう館の送迎用マイクロバス7,288千円」等である。所有する不動産は本社建物のみであり、重要な遊休資産は発見されなかった。その他、固定資産台帳及び勘定科目内訳明細を査閲したが、償却不足などの重大な問題は発見されなかった。

※7 買掛金について

令和2年度末時点の主な内訳は、「㈱ホクタテへの消防設備保守点検費用3,829千円」や各指定管理施設の保守管理業務委託費等である。勘定科目内訳明細を査閲したが、重大な問題は発見されなかった。

※8 借入金について

令和2年度は、コロナ禍による利用客急減を受けて資金繰り不安を解消するため、富山市から以下の内容で借入を実行している。なお、当該借入金は令和3年3月31日に行った返済し、同額を北陸銀行から借り入れたうえで、令和3年4月1日に北陸銀行の借入を返済するとともに、富山市から期間1年で再借入を実行している。

貸付金額：55,000千円 貸付期間：令和3年1月28日～3月31日

金利：0.1% 担保保証：無し

※9 未払費用について

令和2年度末時点の主な内訳は、「3月分の従業員給与6,440千円」、「3月分の未払上下水道料2,529千円」、「3月分給与に係る未払社会保険料1,046千円」等である。勘定科目内訳明細を査閲したが、重大な問題は発見されなかった。

※10 その他負債について

令和2年度末時点の主な内訳は、「回数券未使用入湯税5,249千円」、「富山市向けの3月分入湯税未払金1,048千円」、「3月分の個人負担預り社会保険料824千円」等である。

なお、令和1年度末時点では「未払法人税等2,876千円」、「未払消費税等3,562千円」が発生していたが、令和2年度はコロナ禍で業績が悪化し課税所得が減少したため、「未収還付法人税1,381千円」、「未収還付消費税等871千円」等となっており、前期比でその他負債の残高が減少している。勘定科目内訳明細を査閲したが、重大な問題は発見されなかった。

※11 負債の網羅性について

㈱八尾サービスは、賞与引当金、退職給付引当金、役員退職慰労引当金を計上していない。

この点、退職金規程を査閲したが、退職金制度は中小企業退職金共済制度のみであり、役員退職慰労金制度は無かったため、退職給付引当金、役員退職慰労引当金の計上は不要と考える。

また、賞与制度は給与規程第31条及び第32条で規定されており、第32条では「賞与は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職した社員に対して、それぞれの日の属する月の社長が定める日に支給する」とされている。一方で、給与規程第31条では「ただし、会社の業績の著しい低下その他やむを得ない事由により、支給を延期し、又は支給しないことがある」と規定しており、また、実際に賞与の支給有無や支給月数が決定するのは支給直前の役員会であることを勘案すると、期末時点で賞与引当金の計上は不要と考えられる。

その他、㈱八尾サービスへの確認や勘定科目内訳明細の査閲を実施したが、負債の網羅性に関する重大な問題は発見されなかった。

ウ. 外郭団体の経営成績

単位：千円

勘定科目	※	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
利用料収入	1	25,449	24,792	24,598	19,661	15,014
指定管理料収入（富山市）	2	60,656	64,368	49,977	58,412	75,570
補助金収入（富山市）	3	86,787	87,547	88,095	88,487	89,007
賃貸料収入		135	194	306	206	162
販売品売上高	4	6,640	6,238	6,462	5,497	3,009
自販機手数料		1,622	1,420	1,351	1,303	1,169
受取手数料		6,112	5,738	5,921	5,738	2,559
宿泊収入	5	48,426	46,673	56,024	51,897	24,123
料理収入	5	77,841	75,141	81,224	82,312	30,861
飲料収入	5	12,247	12,298	12,345	11,997	3,258
入浴料収入	5	30,208	29,631	29,988	29,906	19,452
体験教室等収入	6	21,179	21,586	20,883	19,355	15,946
その他売上高		7,249	6,406	6,260	5,985	5,706
売上値引（▲）		▲343	▲89	-	-	-
売上高		384,213	381,949	383,439	380,761	285,840
期首在庫棚卸高	7	2,146	2,381	2,699	1,359	1,759
販売品仕入高	7	5,578	5,634	4,228	4,655	1,534
料理仕入高	7	25,195	25,152	26,761	26,747	10,553
飲料仕入高	7	3,425	3,484	3,538	3,351	891
期末在庫棚卸高（▲）	7	▲2,381	▲2,699	▲1,359	▲1,759	▲738
売上原価		33,963	33,952	35,869	34,354	14,000
売上総利益		350,249	347,996	347,569	346,407	271,840
役員報酬		3,866	3,885	4,588	3,890	3,757
給与	8	65,479	63,322	61,627	61,835	57,235
職員手当等	8	30,957	30,812	27,409	25,729	18,164
臨時職員賃金	9	75,179	73,475	78,080	74,511	70,240
法定福利費		20,692	20,545	20,475	20,199	17,065
福利厚生費		740	727	841	830	622
消耗品費	10	11,141	10,773	12,837	10,367	7,857
地代家賃		192	189	189	189	188
賃借料		4,455	4,866	6,609	6,419	4,923
保険料		962	1,029	1,029	1,106	983
修繕費	10	23,910	22,267	17,517	21,509	12,032
使用料		17,694	17,472	17,058	15,305	12,281

勘定科目	※	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
租税公課	11	755	2,747	759	835	822
減価償却費	12	1,993	2,015	1,726	1,691	3,028
販売促進費	13	3,116	2,721	3,253	3,701	1,377
旅費交通費		340	325	475	434	25
通信費		1,192	1,162	1,127	1,236	1,175
水道光熱費	14	32,210	34,032	36,720	33,814	24,726
支払手数料	15	6,557	7,134	8,987	8,521	6,868
広告宣伝費	13	2,872	3,252	3,285	3,597	2,231
接待交際費		168	5	5	6	-
燃料費	16	11,589	14,524	15,941	12,850	9,770
印刷製本費		784	941	467	672	237
委託料	17	25,655	25,024	24,863	26,157	23,227
負担金補助及び交付金		550	509	542	561	511
備品		3,235	3,731	1,432	1,909	2,533
会議費		19	8	10	26	11
原材料費		232	431	448	532	483
雑費		-	-	-	-	2,404
販売費及び一般管理費		346,547	347,935	348,312	338,446	284,790
営業利益		3,702	60	▲743	7,960	▲12,950
営業外収益	18	2,288	2,409	3,499	2,303	12,136
営業外費用		232	122	101	181	316
経常利益		5,757	2,346	2,654	10,082	▲1,130
特別利益		-	-	-	-	463
特別損失		0	0	0	-	184
税引前当期純利益		5,757	2,346	2,654	10,082	▲851
法人税、住民税及び事業税		1,546	232	712	2,876	232
当期純利益		4,211	2,114	1,941	7,206	▲1,084

指定管理料・補助金を除く純利益	▲143,232	▲149,801	▲136,131	▲139,693	▲165,661
-----------------	----------	----------	----------	----------	----------

<補足コメント>

※1 使用料収入について

令和2年度の主な内訳は、富山市の指定管理施設（利用料金制）である「八尾 B&G 海洋センターの使用料 8,285 千円」、「八尾 B&G 海洋センタープールでの自主事業に係る使用料 4,793 千円」、「八尾ゆめの森テニスコート使用料 1,354 千円」等である。

令和2年度は、コロナ禍で施設の利用実績が低迷したため、使用料収入が減少している。

※2 指定管理料収入（富山市）について

令和2年度の主な内訳は、以下の指定管理施設の指定管理料（前年度繰越金を含む）である。

単位：千円

指定管理施設名称	指定管理料
八尾ゆめの森ゆうゆう館（休業補償分含む）	34,969
八尾B&G海洋センター	11,761
都市公園	11,394
自然ふれあい学習館	2,318
八尾ゆめの森テニスコート	1,830
八尾パインパーク	4,354
八尾サンパーク	1,780
久婦須川ダム周辺広場	2,214
中山間地活性化施設	1,913
八尾ゆめの森体験農園・こども元気村	3,032

令和2年度は、コロナ禍のため4月15日～5月31日まで八尾ゆめの森ゆうゆう館を休業している。これは富山市の要請に基づくものであったため、休業期間に対応する減益見込額、具体的には、「前年同期比で休業期間に減少した売上高」から、「前年同期比で休業期間に減少した経費」を控除した金額（18,250千円）を、指定管理料として追加収受している。

※3 補助金収入（富山市）について

主な内訳は、施設管理に係る人件費を指定管理料ではなく補助金で受け取っているものである。なお、最も人件費が多い八尾ゆめの森ゆうゆう館は、人件費相当を補助金ではなく指定管理料として受け取っている。

単位：千円

指定管理施設名称	補助金額	人件費（※）
八尾ゆめの森ゆうゆう館	-	81,660
八尾B&G海洋センター	53,046	47,875
都市公園	18,439	14,412
自然ふれあい学習館	12,477	10,625
八尾ゆめの森テニスコート	3,078	2,278
八尾パインパーク	362	670
八尾サンパーク	425	733
久婦須川ダム周辺広場	190	-
中山間地活性化施設	-	-
八尾ゆめの森体験農園・こども元気村	-	-

※：施設別PLの給料+職員手当等+報償費+臨時職員賃金+法定福利費

これとは別に本社部門の人件費が存在するが、上表では各施設に配賦していない。

その他、上記以外で八尾ゆめの森ゆうゆう館では、顧客満足度向上のため外部のコンサルタントに接客指導を受けているが、コンサルタント料（990千円）に相当する金額について富山市から補助金交付を受けている。当該指導の効果もあり、当施設は公共の宿としては顧客満足度が高くなっている。

※4 販売品売上について

令和2年度の主な内訳は、「八尾 B&G 海洋センタープール自主事業 1,738千円」、「八尾ゆめの森ゆうゆう館 1,102千円」等である。

※5 宿泊収入、料理収入、飲料収入について

いずれも八尾ゆめの森ゆうゆう館の売上である。

八尾ゆめの森ゆうゆう館は、顧客満足度向上や経費削減のため外部のコンサルタントに指導を受けているが、当該指導の効果もあって顧客満足度が高くなっており、施設使用料収入も安定的に推移していた。しかし、令和2年度はコロナ禍で施設の利用が大幅に減少し、売上が急減している。

※6 体験教室等収入について

令和2年度の主な内訳は、「八尾 B&G 海洋センタープールでの自主事業に係る講座受講料 15,175千円」である。なお、令和3年度から八尾 B&G 海洋センターの指定管理者が民間業者に変更になったため、今後は八尾 B&G 海洋センター関連の収入は発生しなくなる。

※7 売上原価について

主な内訳は、八尾ゆめの森ゆうゆう館の料理原価である。令和2年度は、コロナ禍で八尾ゆめの森ゆうゆう館の売上高が減少したことにより大きく減少している。

なお、原価率は毎期 33%以下で推移していたが、令和2年度はコロナ禍による売上減少の影響で原価率が若干上昇している。

	H28	H29	H30	R1	R2
原価率（※）	31.5%	32.8%	32.6%	31.8%	34.2%

※売上原価÷（料理収入＋飲料収入）

※8 給与、職員手当等について

主な内訳は、正規職員の給与と賞与等である。（株）八尾サービスは、富山市の外郭団体として正規職員を採用する際には富山市の承認を得る必要があるが、長期間採用許可が下りなかったため、正規職員数の減少に伴って給与及び賞与が減少している。また、令和2年度はコロナ禍をうけて賞与を減額しているため、職員手当等が大きく減少している。

正規職員数や平均給与等については、上記「ア．外郭団体の概要」の「職員の状況」を参照のこと。正規職員数は、退職により減少傾向にある。

※9 臨時職員賃金について

非正規職員の給与である。非正規職員数や平均給与等については、上記「ア．外郭団体の概要」の「職員の状況」を参照のこと。業績等を鑑みて非正規職員数（月給者以外）は減少傾向にあるが、非正規職員（月給者）は、正規職員の減少分を補うため増加傾向

にある。

※10 消耗品費、修繕費について

令和2年度は、コロナ禍で業績が悪化したため不要不急の消耗品購入や施設修繕を控えた結果、発生額が減少している。

※11 租税公課について

㈱八尾サービスは、利用者から受け取った入湯税を預り金で処理しているため、類似の温泉宿泊施設を管理運営している㈱ほそいりと比べて租税公課が少なくなっている。

※12 減価償却費について

令和2年度は、八尾ゆめの森ゆうゆう館で送迎用マイクロバスを購入したため、減価償却費が増加している。

※13 販売促進費、広告宣伝費について

主な内訳は、八尾ゆめの森ゆうゆう館での販促キャンペーン費や広告宣伝費である。令和2年度は、コロナ禍の影響で販促活動を縮小したため、発生額が減少している。

※14 水道光熱費について

令和2年度は、コロナ禍をうけて富山市の要請により4月15日～5月31日まで八尾ゆめの森ゆうゆう館等の施設を臨時休業したため、電気料等が減少している。なお、㈱八尾サービスは、八尾ゆめの森ゆうゆう館で高圧電力を使用しているが、平成30年度に北陸電力から電気料値上げの通知があったため、新電力と相見積もりを取ったうえで令和1年度から新電力に変更している。これにより年間1,000千円以上の電気料を削減できている。

※15 支払手数料について

主な内訳は、クレジットカードや電子マネー決済に伴うカード会社等への支払手数料である。電子マネー等の利用が増えており、支払手数料も増加傾向にある。

令和2年度は、コロナ禍の影響で施設利用が減少したため、支払手数料の発生額も減少している。

※16 燃料費について

令和2年度は、コロナ禍をうけて富山市の要請により4月15日～5月31日まで施設を臨時休業したため、主に八尾ゆめの森ゆうゆう館の燃料費が減少している。

※17 委託料について

主な内訳は、八尾ゆめの森ゆうゆう館の指定管理基本協定書に明示されている「施設や機械等の維持管理業務委託費」である。

※18 営業外収益について

令和2年度は、コロナ禍に伴う雇用調整助成金や持続化給付金等が計上されている。

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 外郭団体の財政状態の検討

① 監査手続実施結果の総括

「第7章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した㈱八尾サービスの

財政状態については、上記「(1)イ. 外郭団体の財政状態」を参照のこと。

㈱八尾サービスは、富山市からの指定管理料や補助金で継続して当期純利益を計上しており、令和2年度末で自己資本95,367千円、自己資本比率51%、現預金123,223千円を有するなど、財政状態は健全である。なお、令和2年度はコロナ禍の影響で八尾ゆめの森ゆうゆう館の売上が激減したため、万が一の場合に備えて富山市から55,000千円の借入を実施し、手元資金を厚くしている。

関連資料の査閲や証憑突合等を実施した結果、多額の不良資産や簿外負債は識別されなかった。そのため、財政状態について、発見事項は識別されなかった。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

イ. 外郭団体の経営成績の検討

① 監査手続実施結果の総括

「第7章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した㈱八尾サービスの経営成績については、上記「(1)ウ. 外郭団体の経営成績」を参照のこと。

㈱八尾サービスは、富山市から八尾ゆめの森ゆうゆう館、八尾 B&G 海洋センター、八尾地域の都市公園等の指定管理業務を請け負っている。㈱八尾サービスは、富山市からの指定管理料及び補助金を加味すると継続的に当期純利益を計上できているが、これらを除いた場合は、施設単位でも団体単位でも多額の当期純損失が続いている。

㈱八尾サービスの過去2年間の部門別損益は以下のとおりである。令和2年度はコロナ禍で八尾ゆめの森ゆうゆう館の売上が半減した結果、会社全体でも当期純損失となっている。

<令和1年度の部門別損益>

単位：千円

	ゆめの森	公園管理	B&G 管理	B&G 自主	パインサン
売上高	190,183	-	9,117	23,514	-
指定管理料（富山市）	29,441	13,378	6,896	-	5,918
補助金収入（富山市）	990	18,600	52,626	-	787
売上高合計	220,614	31,978	68,639	23,514	6,705
売上原価	32,943	-	-	1,089	-
売上総利益	187,670	31,978	68,639	22,424	6,705
販管費	188,108	27,981	63,830	15,480	6,347
営業利益	▲437	3,997	4,809	6,944	357
経常利益	10	4,104	5,220	7,653	357
当期純利益	10	4,104	5,220	7,653	357
指定管理料・補助金を除く純利益	▲30,421	▲27,874	▲54,302	7,653	▲6,348

	学習館	テニス	その他	全社合計
売上高	868	2,126	8,053	233,862
指定管理料（富山市）	2,217	558	-	58,412
補助金収入（富山市）	12,406	3,078	-	88,487

	学習館	テニス	その他	全社合計
売上高合計	15,491	5,763	8,053	380,761
売上原価	-	-	321	34,354
売上総利益	15,491	5,763	7,731	346,407
販管費	13,843	5,012	17,841	338,446
営業利益	1,648	750	▲10,109	7,960
経常利益	2,036	802	▲10,103	10,082
当期純利益	2,036	802	▲12,979	7,206
指定管理料・補助金を除く純利益	▲12,587	▲2,834	▲12,979	▲139,693

<令和2年度の部門別損益>

単位：千円

	ゆめの森	公園管理	B&G 管理	B&G 自主	パインサン
売上高	81,898	-	8,285	21,706	-
指定管理料（富山市）	39,914	13,608	11,761	-	6,134
補助金収入（富山市）	990	18,629	53,046	-	787
売上高合計	122,802	32,238	73,092	21,706	6,921
売上原価	12,451	-	-	1,418	-
売上総利益	110,352	32,238	73,092	20,288	6,921
販管費	142,483	28,062	68,533	12,447	6,562
営業利益	▲32,130	4,175	4,558	7,841	359
経常利益	▲30,787	4,359	4,569	8,155	359
当期純利益	▲30,333	4,359	4,578	8,164	359
指定管理料・補助金を除く純利益	▲71,237	▲27,879	▲60,229	8,164	▲6,562

	学習館	テニス	その他	全社合計
売上高	688	1,354	7,332	121,263
指定管理料（富山市）	2,318	1,830	-	75,570
補助金収入（富山市）	12,477	3,078	-	89,007
売上高合計	15,483	6,262	7,332	285,840
売上原価	-	-	131	14,000
売上総利益	15,483	6,262	7,201	271,840
販管費	13,985	5,073	7,641	284,790
営業利益	1,497	1,189	▲442	▲12,950
経常利益	1,845	1,237	9,132	▲1,130
当期純利益	1,845	1,237	8,706	▲1,084
指定管理料・補助金を除く純利益	▲12,950	▲3,671	8,706	▲165,661

※ゆうゆう館：八尾ゆめの森ゆうゆう館＋中山間地活性化施設＋体験農園＋こども元気村

※公園管理：都市公園管理＋久婦須川ダム周辺広場

※B&G 管理：八尾 B&G 海洋センター

※B&G 自主：八尾 B&G 海洋センタープールで営んでいる自主事業（水泳教室等）

※パインサン：八尾パインパーク＋八尾サンパーク

※学習館：自然ふれあい学習館（自主事業含む）

※テニス：八尾ゆめの森テニスコート

※その他：本社費等

その他、関連資料の査閲等を実施した結果、(株)八尾サービスの収益・費用の会計方針や会計処理結果に著しく重大な問題は発見されなかった。

そのため、経営成績について、発見事項は識別されなかった。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

ウ. 外郭団体の存在意義と存続可能性の検討

① 監査手続実施結果の総括

「第7章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した(株)八尾サービスの概要については、上記「(1)ア. 外郭団体の概要」を参照のこと。

(株)八尾サービスは、旧八尾町が平成1年に公共施設の維持及び公園管理を主業務とする目的で設立した。設立当初は、資本金額50,000千円（100株）で、(株)地域サービスが60株、旧八尾町が34株、個人株主が6株保有していた。その後、平成17年の市町村合併で富山市が(株)八尾サービスの株主としての地位を引き継ぎ、平成26年に(株)地域サービスが解散して富山市の100%出資団体となっている。

富山市は、平成30年に「外郭団体の見直しに関する指針」を策定し、「団体経営の自主自立化」、「役割分担の見直しと変革」、「市の財政負担の20%削減」を改革の柱として外郭団体の見直しを実施している。具体的には、「事業の公益性（市の事業として継続する意義があるか）」、「事業の採算性（費用対効果）」、「事業の市場性（代替可能性）」の3つの視点から外郭団体の在り方を見直すこととしている。

事業の公益性の観点では、八尾地域の都市公園等の指定管理業務は公益性が認められるが、八尾ゆめの森ゆうゆう館は、民間の温泉宿泊施設に類似した経営実態となっており、開業当初に比して公益性は低下していると考えられる。なお、富山市は、公共施設マネジメントの取り組みの中で「八尾地区の宿泊・入浴施設は、採算性を見つつ民間への事業移管も検討し、存続困難な場合は廃止も検討する」としており、富山市の施策との整合性の面でも公益性は低下していると考えられる。

事業の採算性の観点では、(株)八尾サービスは、八尾ゆめの森ゆうゆう館や八尾 B&G 海洋センター等で利用料金制の指定管理業務を請け負っている。しかし、いずれの施設も使用料で施設管理費を賄える状態には至っておらず、富山市からの指定管理料及び補助金を除くと施設単位で多額の当期純損失を計上している。特に、八尾ゆめの森ゆうゆう館は、民間の温泉宿泊施設と類似する施設であり、原則黒字化が求められることを勘案すると、事業の採算性は低いと言わざるを得ない。また、(株)八尾サービス全体の採算性を見た場合、同社は八尾 B&G 海洋センターの自主事業（水泳教室等）で利益を計上し本社費等に充てていたが、令和3年度から当該施設の指定管

理者が民間業者に変更になったため、今後は自主事業で利益を上げることができなくなった。加えて、令和2年度はコロナ禍で八尾ゆめの森ゆうゆう館の売上が激減しており、事業継続に必要な利益獲得能力が弱まっている可能性がある。

事業の市場性の観点では、八尾ゆめの森ゆうゆう館は民間の温泉宿泊施設と類似する施設であり、民間でも管理運営を代替することは可能と考えられる。また、八尾地区の都市公園等は公益性が高く、採算性を重視する民間企業が管理運営を代替することは困難であるが、富山市の他の外郭団体であれば代替は可能と考えられる。

その他、㈱八尾サービスは、富山市から正規職員の採用が長期間認められておらず、事業を継続・拡大していくための人的余裕が乏しくなっている可能性がある。外郭団体が正規職員を採用する場合は、毎年7月に富山市に要望書を提出し、富山市から承認されれば翌年度に採用試験を行いその翌年4月に採用となる。採用可否の判断にあたっては、富山市による当該外郭団体の位置づけ（存在意義、将来性、期待役割等の評価結果）が影響を与えるため、退職者の補充であっても容易に認められない現実がある。また、優秀な臨時職員がいても嘱託職員（月給者）への内部昇格が認められず、なかなか良い人材を雇用できなくなっている。

これらの点を勘案すると、㈱八尾サービスの存在意義や存続可能性について、以下の発見事項が識別された。

② 発見事項

157【意見 No54】	外郭団体の存在意義の明確化と富山市の支援強化
本庁対応	当該論点は、外郭団体の見直し等を推進している本庁部署（行政経営課など）において留意が必要である。そのため、「第2章 第2部 3. (2) シ. 外郭団体の位置付けの明確化と適切な支援」で再掲する。
<p>富山市は、平成30年に「外郭団体の見直しに関する指針」を策定し、外郭団体のモニタリングを実施しているが、旧町村部の外郭団体については、依然としてその位置づけ（存在意義、将来性、期待役割等の評価結果）が定まっていない。その結果、各団体で正規職員の採用が長期間認められておらず、事業を継続・拡大していくための人的余裕が乏しくなっている。また、㈱八尾サービスについては、コロナ禍による売上減少に加え、八尾B&G海洋センターの指定管理業務が無くなったことで自主事業収益を失っており、富山市のより一層の支援が無ければ事業の継続が困難になる可能性がある。</p> <p>外郭団体は、公益性の高い業務を相応の費用で円滑に担うことができるため、富山市や民間企業が代替できない貴重な存在であり、健全な外郭団体を育成することは、地域の雇用確保や富山市の財政負担軽減の観点からも非常に重要となる。そのため、外部環境の変化や経営改善の実績等を踏まえて各団体の位置づけを明確にし、存在意義を認める団体については、中長期目線で経営を安定させるために人員面・事業面で十分な支援を行うことが望まれる。具体的には、以下のような支援策が考えられる。</p> <p>人員面： 組織運営を安定化させるための中長期目線での採用許可 優秀な人材を確保するための魅力ある人事・評価・報酬制度の構築支援</p> <p>事業面： 団体が安定的に利益を生み出せる業務や財産の割当て（例：自主事業で相応の利益が獲得できる施設の指定管理業務の割当、立地が良く物販等で相応の利益を獲</p>	

得できる施設の使用許可や貸し付け等)

2. 株式会社ほそいり

(1) 概要

ア. 外郭団体の概要

団体名	株式会社ほそいり			
設立年月日	平成8年1月17日			
所管部	農地林務課			
所在地	富山市楡原1176			
代表者	代表取締役社長 谷井 政人			
設立目的等	温泉利用施設・宿泊施設・リゾート施設・スポーツ施設・公営施設の運営管理、飲食店の経営、観光用土産物の開発販売、農産物の加工販売等			
決算期	3月決算			
資本金	65,000千円			
株主構成	株主名	株数	出資金額	出資比率
	富山市	950株	47,500千円	73.1%
	個人(327人)	350株	17,500千円	26.9%
	合計	1,300株	65,000千円	100.0%
主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 富山市の以下の施設の指定管理事業 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 楽今日館(温泉宿泊施設) ➢ 割山森林公園天湖森(リゾート・スポーツ施設。以下、天湖森) ● 富山市の以下の行政財産を使用した観光土産等の販売事業 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 飛越ふれあい物産センター林林(道の駅。以下、林林) 			
役員の状況	● 令和3年10月時点の役員の状況			
	役職	氏名	備考	役員報酬
	代表取締役	谷井政人	富山市OB(元農林事務所長)	有り
	取締役	野尻昭一	富山市OB(旧細入村村長)	※
	取締役	高田敏成	富山市OB(元細入中核型地区センター長)	※
	取締役	山下陽子	旧細入村の住民	※
	取締役	梅田一好	現富山市農林事務所長	※
	監査役	水越秀文	旧細入村の住民	※
	監査役	若井英忠	顧問税理士	※
<p>※定額の役員報酬はなく、取締役会出席時に交通費実額と定額手当を支給するのみとなっている</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各年度末の役員数の推移 				

		単位：人					
		H28	H29	H30	R1	R2	
		常勤役員	1	1	1	1	2
		うち市派遣	-	-	-	-	-
		うち市 OB	1	1	1	1	2
		非常勤役員	6	7	7	6	6
		うち市派遣	1	1	1	1	1
		うち市 OB	2	3	3	2	2

職員の状況		単位：人					
		H28	H29	H30	R1	R2	
● 各年度末の職員数の推移		正規職員	9	8	8	7	7
		うち市 OB	-	-	-	-	-
		非正規職員	46	46	54	55	55
		うち月給者	3	6	6	6	6
		うち月給者以外	43	40	48	49	49
● 正規職員の平均給与		単位：千円					
		H28	H29	H30	R1	R2	
		平均給与	4,603	4,530	4,685	4,343	4,518
● 正規職員の平均年齢		単位：歳					
		H28	H29	H30	R1	R2	
		平均年齢	45	46	45	46	49
● 令和2年度末の非正規職員の平均給与		平均給与					
		非正規職員（月給）	151千円～214千円/月				
		非正規職員（日給）	5千円～20千円/日				
		非正規職員（時間給）	0.5千円～1.2千円/時間				

イ. 外郭団体の財政状態

勘定科目		※	R1 末	R2 末	勘定科目	※	R1 末	R2 末
現金及び預金	1	157,074	152,230	買掛金	6	5,772	5,879	
売掛金	2	2,710	4,790	未払金	7	7,073	7,229	
商品	3	3,755	2,472	未払費用	8	6,065	5,939	
その他流動資産	4	815	3,661	その他負債	9	9,528	1,719	
流動資産 計		164,354	163,152	負債合計	10	28,438	20,766	

勘定科目	※	R1 末	R2 末	勘定科目	※	R1 末	R2 末
建物及び付属設備	5	7,768	7,104	資本金		65,000	65,000
土地	5	3,802	3,802	利益剰余金		86,411	90,439
その他固定資産		2,925	2,147				
固定資産 計		14,495	13,053	純資産合計		150,411	155,439
資産合計		178,850	176,205	負債純資産合計		178,850	176,205

<補足コメント>

※1 現金及び預金について

令和2年度末時点の現金残高は4,191千円であり、楽今日館、天湖森、林林、本社でそれぞれ保管されている。往査日（令和3年9月29日）時点の本社及び天湖森の現金残高を実査し、帳簿と一致していることを確認した。

また、令和2年3月31日時点の預金残高は148,038千円であり、ゆうちょ銀行、北陸銀行、富山第一銀行で口座を保有している。令和2年度末の預金残高について、会社が取得していた残高証明書と照合し一致を確認した。

※2 売掛金について

令和2年度末時点の主な内訳は、「クレジットカードや電子決済の翌月決済分1,868千円」や「富山県GoToキャンペーン事務局向け1,176千円」等である。(株)ほそいりに滞留債権の有無を確認した結果、「滞留債権は存在しない」との回答を得た。その他、勘定科目内訳明細を査閲したが、重大な問題は発見されなかった。

※3 商品について

令和2年度末時点の主な内訳は、楽今日館で使用される食材材料や林林で販売される商品である。(株)ほそいりに不良資産の有無を確認した結果、「楽今日館では毎月、林林では半年に一度棚卸を実施しており、その過程で不良在庫を発見した場合は都度廃棄している」との回答を得た。その他、在庫内訳明細を査閲したが、重大な問題は発見されなかった。

※4 その他流動資産について

令和2年度末時点の主な内訳は、「未収還付法人税等2,605千円」等である。令和2年度は、コロナ下で業績が悪化し課税所得が減少したため、未払法人税等ではなく未収還付法人税等となっている。勘定科目内訳明細を査閲したが、重大な問題は発見されなかった。

※5 固定資産について

令和2年度末時点の主な内訳は、「本社建物3,830千円」、「本社土地3,802千円」等である。所有する不動産は本社建物と本社土地のみであり、重要な遊休資産は発見されなかった。その他、固定資産台帳及び勘定科目内訳明細を査閲したが、償却不足などの重大な問題は発見されなかった。

※6 買掛金について

令和2年度末時点の主な内容は、楽今日館や天湖森での飲食材料及び商品の仕入代金である。勘定科目内訳明細を査閲したが、重大な問題は発見されなかった。

※7 未払金について

令和2年度末時点の主な内訳は、「富山市向けの3月分入湯税1,245千円」、「3月分の従業員給与5,983千円」である。勘定科目内訳明細を査閲したが、重大な問題は発見されなかった。

※8 未払費用について

令和2年度末時点の主な内訳は、楽今日館、林林、天湖森での経費支払いに係る未払残高である。勘定科目内訳明細を査閲したが、重大な問題は発見されなかった。

※9 その他負債について

令和2年度末時点の主な内訳は、「3月分の預り住民税528千円」、「未払消費税等542千円」等である。なお、令和1年度末時点では「未払法人税等4,406千円」、「未払消費税等4,492千円」が発生していたが、令和2年度はコロナ禍で業績が悪化し課税所得が減少したため、「未収還付法人税2,605千円」、「未払消費税等542千円」となっており、前期比でその他負債残高が減少している。勘定科目内訳明細を査閲したが、重大な問題は発見されなかった。

※10 負債の網羅性について

(株)ほそいりは、賞与引当金、退職給付引当金、役員退職慰労引当金を計上していない。

この点、就業規則を査閲したが、退職金制度は中小企業退職金共済制度のみであり、役員退職慰労金制度は無かったため、退職給付引当金、役員退職慰労引当金の計上は不要と考える。

また、賞与制度は就業規則第17条で規定されており、同条第3項では「賞与の計算期間は、夏季賞与にあつては前年の10月1日より3月31日までの期間、年末賞与にあつては4月1日より9月30日までの期間とする」とされている。一方で、就業規則第17条第1項では「会社の業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合は、支給時期を延期し、または支給しないことがある」と規定しており、また、実際に賞与の支給有無や支給月数が決定するのは支給直前の役員会であることを勘案すると、期末時点で賞与引当金の計上は不要と考えられる。

その他、(株)ほそいりへの確認や勘定科目内訳明細の査閲を実施したが、負債の網羅性に関する重大な問題は発見されなかった。

ウ. 外郭団体の経営成績

単位：千円

勘定科目	※	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
売上（楽今日館）	1	213,932	213,653	214,302	210,633	117,115
売上（天湖森）	1	28,820	29,890	31,359	34,239	30,454
売上（林林）	1	106,164	99,660	107,805	111,754	63,528
指定管理料収入（富山市）	2	25,000	25,000	10,000	7,408	34,096
売上高		373,916	368,205	363,468	364,035	245,194
期首商品棚卸高		6,035	5,079	5,040	3,946	3,755
当期仕入高		131,723	123,071	123,908	124,962	65,004

勘定科目	※	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
期末商品棚卸高 (▲)		▲5,079	▲5,040	▲3,946	▲3,755	▲2,472
売上原価	3	132,679	123,111	125,001	125,153	66,287
売上総利益		241,237	245,093	238,466	238,882	178,907
役員報酬	4	3,468	4,781	3,921	3,897	8,498
給与手当	5	33,197	32,449	30,385	28,000	27,645
賞与	5	12,111	10,029	9,315	8,823	6,420
雑給	6	51,566	54,069	55,130	58,247	53,509
法定福利費		12,634	12,819	12,422	10,984	11,261
退職金共済掛金		2,110	2,157	2,090	1,935	1,920
減価償却費		2,634	3,013	2,426	2,199	1,442
リース料	7	6,075	7,078	4,921	4,509	4,032
修繕費	7	5,702	6,671	1,702	1,635	2,597
消耗品費	7	11,443	10,853	6,603	7,195	5,506
水道光熱費	8	22,999	23,319	24,907	23,082	18,564
旅費交通費		3,713	3,757	3,875	3,794	3,662
支払手数料	9	1,506	1,835	2,017	2,273	2,431
租税公課	10	13,875	16,423	17,098	16,310	11,281
広告宣伝費		4,226	5,578	3,474	3,481	2,305
通信費		1,740	2,121	2,152	1,937	1,792
燃料費	11	7,061	9,807	10,191	10,011	6,061
保守契約料		2,100	2,130	2,209	2,296	2,385
施設作業外注費	12	15,483	18,081	19,527	18,108	15,870
その他		5,666	6,061	4,711	5,919	4,273
販売費及び一般管理費		219,315	233,040	219,087	214,644	191,463
営業利益		21,922	12,053	19,379	24,237	▲12,556
営業外収益	13	1,407	1,210	1,108	1,118	18,728
営業外費用		3	1	2	2	1
経常利益		23,325	13,262	20,485	25,354	6,170
特別利益		1	-	12	280	-
特別損失		299	501	0	280	-
税引前当期純利益		23,027	12,761	20,497	25,354	6,170
法人税、住民税及び事業税		6,790	2,873	6,786	7,799	1,142
当期純利益		16,237	9,887	13,710	17,555	5,028
指定管理料除く純利益		▲8,763	▲15,113	3,710	10,147	▲29,068

<補足コメント>

※1 楽今日館、天湖森、林林の売上高について

楽今日館は横ばい、天湖森と林林は漸増傾向であったが、令和2年度はコロナ禍で施設の臨時休業（4月15日～5月31日）があったほか、それ以降も不要不急の外出が控えられた結果、楽今日館と林林の売上が大きく減少している。一方、天湖森は、コロナ禍でキャンプ等の需要が高まったことから、臨時休業（4月15日～5月31日）があったにもかかわらず、売上の減少幅は小さくなっている。

※2 指定管理料収入（富山市）について

各施設の売上高が順調に推移したほか、地道な経費削減活動が奏功し指定管理料を上回る利益を計上できていたため、指定管理料は漸減傾向にあった。一方で、令和2年度は、コロナ禍のため4月15日～5月31日まで楽今日館と天湖森を休業している。これは富山市の要請に基づくものであったため、休業期間に対応する減益見込額、具体的には、「前年同期比で休業期間に減少した売上高」から、「前年同期比で休業期間に減少した経費」を控除した金額を、指定管理料として追加収受している。

※3 売上原価について

主な内訳は、楽今日館の食材原価や林林で販売する商品の売上原価である。令和2年度は、コロナ禍で楽今日館や林林の売上高が減少したことにより大きく減少している。

なお、原価率は毎期35%前後で推移していたが、令和2年度は売上減少を見越して食材や商品の仕入れを極力控えた結果、結果的に原価率が改善している。

	H28	H29	H30	R1	R2
原価率（※）	38.0%	35.8%	35.3%	35.0%	31.4%

※売上原価÷指定管理料以外の売上高

※4 役員報酬について

令和2年度は、富山市職員の再任用に関する条例に基づき富山市の職員が(株)ほそいりに再任用されたため、その人件費相当が増加している。当該職員は、天湖森以外の本社業務（書類の作成、チェック、富山市や地元団体との各種調整等）にも広く関与している。

なお、下記※13のとおり、当該職員の人件費は富山市からの補助金で全額補填されている。

※5 給与手当及び賞与について

正規職員の給与及び賞与である。(株)ほそいりは、富山市の外郭団体として正規職員を採用する際には富山市の承認を得る必要があるが、長期間採用許可が下りなかったため、正規職員数の減少に伴って給与及び賞与が減少している。

正規職員数や平均給与等については、上記「ア. 外郭団体の概要」の「職員の状況」を参照のこと。

※6 雑給について

非正規職員の給与である。非正規職員数や平均給与等については、上記「ア. 外郭団体の概要」の「職員の状況」を参照のこと。

※7 リース料、修繕費、消耗品費について

いる。

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 外郭団体の財政状態の検討

① 監査手続実施結果の総括

「第7章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した(株)ほそいりの財政状態については、上記「(1)イ. 外郭団体の財政状態」を参照のこと。

(株)ほそいりは、継続して相応の当期純利益を計上しており、令和2年度末時点で自己資本155,439千円、自己資本比率88%、現預金152,230千円を有するなど、財政状態は非常に健全である。

関連資料の査閲や証憑突合等を実施した結果、多額の不良資産や簿外負債は識別されなかった。そのため、財政状態について、発見事項は識別されなかった。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

イ. 外郭団体の経営成績の検討

① 監査手続実施結果の総括

「第7章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した(株)ほそいりの経営成績については、上記「(1)ウ. 外郭団体の経営成績」を参照のこと。

(株)ほそいりは、富山市から楽今日館（温泉宿泊施設）と天湖森（キャンプ場）の指定管理業務を利用料金制で請け負っているほか、富山市の行政財産である林林（道の駅）の使用許可を得て物販事業を営んでいる。(株)ほそいりは、富山市からの指定管理料を加味すると、每期安定的に当期純利益を計上できているが、一方で、平成29年度までは富山市からの指定管理料を除くと当期純損失となっていた。これは、主に楽今日館で施設管理費が高止まりしており、富山市から多額の指定管理料を受領していたためである。なお、(株)ほそいりは、富山市が平成30年3月に「富山市外郭団体の見直しに関する指針」を作成したことを受けて、特に楽今日館で徹底した経費削減を断行し、平成30年度と令和1年度には指定管理料が無くとも団体の当期純利益が黒字を維持できるまで経営改善が進んだ。令和2年度は、コロナ禍で楽今日館や林林の売上高が半減した結果、指定管理料を除くと当期純損失となっているが、指定管理料を加味すると当期純利益を維持している。

(株)ほそいりの過去5年間の部門別損益は以下のとおりである。

<平成28年度の部門別損益>

単位：千円

	楽今日館	天湖森	林林	本社費	全社合計
売上高	213,568	28,820	106,164	362	348,916
指定管理料（富山市）	25,000	-	-	-	25,000
売上高合計	238,568	28,820	106,164	362	373,916
売上原価	62,423	3,720	66,535	-	132,679
売上総利益	176,145	25,100	39,629	362	241,237
販管費	161,259	23,136	21,962	12,955	219,315

	楽今日館	天湖森	林林	本社費	全社合計
営業利益	14,885	1,963	17,666	▲12,593	21,922
経常利益	15,126	1,964	17,703	▲11,468	23,325
当期純利益	14,836	1,956	17,703	▲18,258	16,237
指定管理料除く純利益	▲10,164	1,956	17,703	▲18,258	▲8,763

<平成 29 年度の部門別損益>

単位：千円

	楽今日館	天湖森	林林	本社費	全社合計
売上高	213,653	29,890	98,615	1,046	343,205
指定管理料（富山市）	25,000	-	-	-	25,000
売上高合計	238,653	29,890	98,615	1,046	368,205
売上原価	56,632	3,408	63,069	-	123,111
売上総利益	182,020	26,481	35,545	1,046	245,093
販管費	171,224	24,365	21,374	16,076	233,040
営業利益	10,795	2,116	14,171	▲15,029	12,053
経常利益	10,837	2,125	14,213	▲13,913	13,262
当期純利益	10,837	2,125	13,712	▲16,787	9,887
指定管理料除く純利益	▲14,163	2,125	13,713	▲16,787	▲15,113

<平成 30 年度の部門別損益>

単位：千円

	楽今日館	天湖森	林林	本社費	全社合計
売上高	214,302	31,359	107,805	-	353,467
指定管理料（富山市）	10,000	-	-	-	10,000
売上高合計	224,303	31,359	107,805	-	363,468
売上原価	50,917	3,583	70,500	-	125,001
売上総利益	173,385	27,775	37,305	-	238,466
販管費	162,465	23,728	19,920	12,972	219,087
営業利益	10,920	4,046	17,384	▲12,972	19,379
経常利益	11,997	4,056	17,398	▲12,967	20,485
当期純利益	11,997	4,056	17,398	▲19,741	13,710
指定管理料除く純利益	1,997	4,056	17,399	▲19,741	3,710

<令和 1 年度の部門別損益>

単位：千円

	楽今日館	天湖森	林林	本社費	全社合計
売上高	210,633	34,239	111,754	-	356,626
指定管理料（富山市）	7,408	-	-	-	7,408
売上高合計	218,041	34,239	111,754	-	364,035
売上原価	49,054	3,973	72,125	-	125,153
売上総利益	168,987	30,265	39,628	-	238,882
販管費	156,346	24,143	20,813	13,340	214,644

	楽今日館	天湖森	林林	本社費	全社合計
営業利益	12,641	6,122	18,815	▲13,340	24,237
経常利益	13,738	6,132	18,823	▲13,340	25,354
当期純利益	13,738	6,132	18,823	▲21,139	17,555
指定管理料除く純利益	6,330	6,132	18,823	▲21,139	10,147

<令和2年度の部門別損益>

単位：千円

	楽今日館	天湖森	林林	本社費	全社合計
売上高	117,115	30,454	63,528	-	211,098
指定管理料（富山市）	28,395	5,700	-	-	34,096
売上高合計	145,511	36,154	63,528	-	245,194
売上原価	24,376	2,568	39,341	-	66,287
売上総利益	121,134	33,586	24,187	-	178,907
販管費	132,719	23,471	17,191	18,081	191,463
営業利益	▲11,585	10,114	6,995	▲18,081	▲12,556
経常利益	685	10,922	7,106	▲12,544	6,170
当期純利益	685	10,922	7,106	▲13,687	5,028
指定管理料除く純利益	▲27,710	5,222	7,106	▲13,687	▲29,068

その他、関連資料の査閲等を実施した結果、(株)ほそいりの収益・費用の会計方針や会計処理結果に著しく重大な問題は発見されなかった。

そのため、経営成績について、発見事項は識別されなかった。

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

ウ. 外郭団体の存在意義と存続可能性の検討

① 監査手続き実施結果の総括

「第7章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続きを実施した。監査人が理解した(株)ほそいりの概要については、上記「(1)ア. 外郭団体の概要」を参照のこと。

(株)ほそいりは、平成17年の市町村合併で細入村が無くなることを踏まえ、先人たちが築き上げた村の歴史を未来につなぐ目的で、旧細入村に存在する「楽今日館」、「割山森林公園天湖森」、「林林」を住民主体で運営するべく設立された。そのため、(株)ほそいりには、旧細入村の住民327人が27%出資しているほか、旧細入村の住民が役職員として経営に深く関与している。

富山市は、平成30年に「外郭団体の見直しに関する指針」を策定し、「団体経営の自主自立化」、「役割分担の見直しと変革」、「市の財政負担の20%削減」を改革の柱として外郭団体の見直しを実施している。具体的には、「事業の公益性（市の事業として継続する意義があるか）」、「事業の採算性（費用対効果）」、「事業の市場性（代替可能性）」の3つの視点から外郭団体の在り方を見直すこととしている。

事業の公益性の観点では、楽今日館や天湖森は民間の温泉宿泊施設やオートキャンプ場に類似した経営実態となっており、開業当初に比して公益性は低下していると考えられる。一方で、富山市は、公共施設マネジメントの取り組みの中で、旧細入村の観光施設については「積極的なPR、

更なるサービスの充実、民間ノウハウの活用等を通じて利用者増を図っていく」としている。特に、天湖森は、令和3年度以降に大規模な再整備が予定されており、富山市の施策との整合性の面では公益性を否定することはできないと考える。

事業の採算性の観点では、(株)ほそいりは、楽今日館や天湖森で利用料金制の指定管理業務を請け負っている。これらの施設では、コロナ禍の影響がない令和1年度において指定管理料が無くても当期純利益を計上できており、事業の採算性に問題はないと考える。また、(株)ほそいり全体の採算性を見た場合、同社は林林での物販事業で利益を計上して本社費等に充てており、富山市の財政負担が無くても相応の当期純利益を計上できている。なお、令和2年度は、コロナ禍で楽今日館や林林の売上高が半減した結果、指定管理料を除いた当期純利益が大幅な赤字となっているが、これは外部環境上やむを得ないものであり、(株)ほそいりのビジネスモデルや利益獲得能力が毀損したのではないと考えられる。そのため、団体としての採算性にも問題は無いと考える。

事業の市場性の観点では、楽今日館や天湖森は民間の温泉宿泊施設やオートキャンプ場と類似する施設であり、民間でも管理運営を代替することは可能と考えられる。一方で、(株)ほそいりは、地域住民の強い公益意識によって設立され、施設の採算性や満足度向上を意識した管理運営を行っているため、設立目的に沿った経営が行われていると評価できる。そのため、楽今日館、天湖森、林林を(株)ほそいりが管理運営することは、一定の合理性があると考えられる。

その他、(株)ほそいりは、富山市から正規職員の採用が長期間認められておらず、事業を継続・拡大していくための人的余裕が乏しくなっている可能性がある。外郭団体が正規職員を採用する場合は、毎年7月に富山市に要望書を提出し、富山市から承認されれば翌年度に採用試験を行いその翌年4月に採用となる。採用可否の判断にあたっては、富山市による当該外郭団体の位置づけ（存在意義、将来性、期待役割等の評価結果）が影響を与えるため、退職者の補充であっても容易に認められない現実がある。また、優秀な臨時職員がいても嘱託職員（月給者）への内部昇格が認められず、なかなか良い人材を雇用できなくなっている。また、(株)ほそいりでは顧問税理士が監査役を兼務している。

これらの点を勘案すると、(株)ほそいりの存在意義や存続可能性について、以下の発見事項が識別された。

② 発見事項

158【意見 No54】	外郭団体の存在意義の明確化と富山市の支援強化
本庁対応	当該論点は、外郭団体の見直し等を推進している本庁部署（行政経営課など）において留意が必要である。そのため、「第2章 第2部 3. (2)シ. 外郭団体の位置付けの明確化と適切な支援」で再掲する。
<p>富山市は、平成30年に「外郭団体の見直しに関する指針」を策定し、外郭団体のモニタリングを実施しているが、旧町村部の外郭団体については、依然としてその位置づけ（存在意義、将来性、期待役割等の評価結果）が定まっていない。その結果、各団体で正規職員の採用が長期間認められておらず、事業を継続・拡大していくための人的余裕が乏しくなっている。</p> <p>外郭団体は、公益性の高い業務を相応の費用で円滑に担うことができるため、富山市や民間企業が代替できない貴重な存在であり、健全な外郭団体を育成することは、地域の雇用確保や富山市の財政負担軽減の観点からも非常に重要となる。そのため、外部環境の変化や経営改善</p>	

の実績等を踏まえて各団体の位置づけを明確にし、存在意義を認める団体については、中長期目線で経営を安定させるために人員面・事業面で十分な支援を行うことが望まれる。具体的には、以下のような支援策が考えられる。

人員面： 組織運営を安定化させるための中長期目線での採用許可

優秀な人材を確保するための魅力ある人事・評価・報酬制度の構築支援

事業面： 団体が安定的に利益を生み出せる業務や財産の割当て（例：自主事業で相応の利益が獲得できる施設の指定管理業務の割当、立地が良く物販等で相応の利益を獲得できる施設の使用許可や貸し付け等）

159【意見 No55】	顧問税理士が監査役を兼務することの是非
--------------	---------------------

本庁対応	該当なし
------	------

(株)ほそいりでは、顧問税理士が監査役を兼務している。

監査役は、(株)ほそいりの決算を監査する立場にあるが、顧問税理士は会社から報酬を受け取って税務相談や税務書類の作成等を行う立場にあるため、両者を兼務した場合、自己監査のリスクが生じる。

監査役は、会社の決算業務に関与しない者から選任することが望まれる。

第 8 章：特別会計の検討

第1部：特別会計の監査方針

1. 特別会計の監査方針

(1) 特別会計の監査方針

農林水産部は、特別会計として農業集落排水事業と公設地方卸売市場事業を所管している。

ア. 農業集落排水事業の監査方針

農業集落排水事業は、平成17年度の包括外部監査で監査対象となっている。また、農業集落排水事業は、平成31年1月25日付総務大臣通知に従って、令和6年4月1日の法適用を予定している。そのため、現在、全国的に農業集落排水事業の経営戦略の見直しが行われているが（計画期間：平成28年度～令和7年度）、富山市では経営戦略の見直しを行わず法適用後に法適用版経営戦略を策定することで代替する予定となっている。

このような状況に鑑み、農業集落排水事業については、監査範囲を限定して監査を実施することとする。具体的には、現行経営戦略の計画と実績の乖離理由を把握し、法適用版経営戦略を策定するうえでの課題を提言するとともに、平成17年度の包括外部監査の措置回答状況をフォローする。

イ. 公設地方卸売市場事業の監査方針

公設地方卸売市場事業は、令和1年度の包括外部監査で監査対象となっている。また、公設地方卸売市場事業は、施設の老朽化や取扱高の減少等を踏まえてPPPによる市場再整備事業が進行中である。

このような状況に鑑み、公設地方卸売市場事業については、監査範囲を限定して監査を実施することとする。具体的には、市場再整備事業の経緯や市場関係者との協議状況を把握し、大規模再開発案件を遂行するうえでの課題を提言するとともに、令和1年の包括外部監査の措置回答状況をフォローする。

(2) 特別会計の監査手続

ア. 現行経営戦略の計画と実績の検討（農業集落排水事業）

① 現行経営戦略の課題を検討するため、計画と実績を比較し、差異理由を担当課に確認するとともに、必要に応じて関連資料を閲覧する。

イ. 市場再整備事業の進捗状況の検討（公設地方卸売市場事業）

① 大規模再開発案件を遂行する上での課題を検討するため、担当課に市場再整備事業の経緯や市場関係者との協議状況を確認し、必要に応じて関連資料を閲覧する。

ウ. 過去の包括外部監査における発見事項のフォロー（農業集落排水事業、公設地方卸売市場事業）

① 過去の包括外部監査における発見事項の改善状況を検討するため、担当課に措置回答の内容を確認し、必要に応じて関連資料を閲覧する。

第2部：特別会計の監査結果

1. 農業集落排水事業

(1) 概要

ア. 特別会計の概要

特別会計名	農業集落排水事業								
事業の概要	農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設の整備により、農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図る								
所管部署	農村整備課								
関連条例等	富山市農業集落汚水処理施設条例及び同条例施行規則 富山市農業集落排水事業分担金徴収条例及び同条例施行規則								
事務の内容	整備完了地区の維持管理及び使用料の賦課徴収事務								
農業集落汚水処理施設の内容		地区名		地区名	地区名				
	1	打出	2	呉羽野田	3	島田			
	4	下条	5	楠木	6	利波			
	7	水橋堅田	8	水橋鏡田	9	池多北			
	10	古沢	11	上条南部	12	針原西部			
	13	上条北部	14	新保東	15	金山新			
	16	池多南部	17	針原東部	18	太田			
	19	三郷	20	新保西	21	熊野月岡南部			
	22	水橋小池五郎丸	23	船峯	24	下夕北部			
	25	日尾	26	岡田	27	牧			
	28	大山町農村総合整備モデル事業	29	大山町農村下水道	30	深谷			
	31	野積中部	32	檜尾	33	岩屋			
	34	道畑	35	宮腰	36	室牧			
	37	西川倉	38	卯花東部	39	杉原東部			
	40	野積北部	41	仁歩	42	布谷			
	43	井栗谷	44	成子	45	道島			
46	音川	47	西部	48	清水				
49	東部	50	柳川	51	鍋谷				
52	谷	53	笹津・岩稻	54	庵谷				
条例に定める使用料 (一般汚水)	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本使用料 月額 660 円 ● 従量使用料 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>排除汚水量</td> <td>1 m³当たり単価</td> </tr> <tr> <td>10 m³まで</td> <td>66 円/m³</td> </tr> </table> 					排除汚水量	1 m ³ 当たり単価	10 m ³ まで	66 円/m ³
排除汚水量	1 m ³ 当たり単価								
10 m ³ まで	66 円/m ³								

	10 m ³ ～20 m ³	176 円/m ³																																																					
	20 m ³ ～30 m ³	187 円/m ³																																																					
	30 m ³ ～50 m ³	242 円/m ³																																																					
	50 m ³ ～100 m ³	330 円/m ³																																																					
	100 m ³ ～500 m ³	352 円/m ³																																																					
	500 m ³ ～1,000 m ³	374 円/m ³																																																					
	1,000 m ³ ～	379.5 円/m ³																																																					
条例に定める受益者 分担金	富山市は、農業集落排水事業に要する費用の一部に充てるため、これにより設置される施設を利用するもの（以下、「受益者」という）から以下の分担金を徴収する																																																						
	処理区域	分担金																																																					
	合併前の旧富山市の区域	各年度の各集落排水事業に要する経費の10/100に相当する額を受益者の総数で除した額とし、その総額は500千円を超えないものとする																																																					
	合併前の旧大沢野町の区域	船嶽地区は289千円、下夕北部地区は229千円とする																																																					
	合併前の旧大山町の区域	<ul style="list-style-type: none"> ● 大庄地区及び福沢地区 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>敷地面積</th> <th>分担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般家庭</td> <td>3,500 m²未満</td> <td>100千円</td> </tr> <tr> <td>3,500 m²以上</td> <td>110千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事業所</td> <td>5,000 m²未満</td> <td>130千円</td> </tr> <tr> <td>5,000 m²以上</td> <td>150千円</td> </tr> </tbody> </table> ● 日尾地区 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>敷地面積</th> <th>分担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般家庭</td> <td>3,500 m²未満</td> <td>135千円</td> </tr> <tr> <td>3,500 m²以上</td> <td>148千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事業所</td> <td>5,000 m²未満</td> <td>175千円</td> </tr> <tr> <td>5,000 m²以上</td> <td>202千円</td> </tr> </tbody> </table> ● 岡田地区 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>敷地面積</th> <th>分担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般家庭</td> <td>3,500 m²未満</td> <td>150千円</td> </tr> <tr> <td>3,500 m²以上</td> <td>165千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事業所</td> <td>5,000 m²未満</td> <td>195千円</td> </tr> <tr> <td>5,000 m²以上</td> <td>225千円</td> </tr> </tbody> </table> ● 牧地区 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>敷地面積</th> <th>分担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般家庭</td> <td>3,500 m²未満</td> <td>150千円</td> </tr> <tr> <td>一般家庭</td> <td>3,500 m²以上</td> <td>165千円</td> </tr> <tr> <td>事業所</td> <td>5,000 m²未満</td> <td>195千円</td> </tr> <tr> <td>事業所</td> <td>5,000 m²以上</td> <td>225千円</td> </tr> </tbody> </table> 	区分	敷地面積	分担金	一般家庭	3,500 m ² 未満	100千円	3,500 m ² 以上	110千円	事業所	5,000 m ² 未満	130千円	5,000 m ² 以上	150千円	区分	敷地面積	分担金	一般家庭	3,500 m ² 未満	135千円	3,500 m ² 以上	148千円	事業所	5,000 m ² 未満	175千円	5,000 m ² 以上	202千円	区分	敷地面積	分担金	一般家庭	3,500 m ² 未満	150千円	3,500 m ² 以上	165千円	事業所	5,000 m ² 未満	195千円	5,000 m ² 以上	225千円	区分	敷地面積	分担金	一般家庭	3,500 m ² 未満	150千円	一般家庭	3,500 m ² 以上	165千円	事業所	5,000 m ² 未満	195千円	事業所	5,000 m ² 以上
区分	敷地面積	分担金																																																					
一般家庭	3,500 m ² 未満	100千円																																																					
	3,500 m ² 以上	110千円																																																					
事業所	5,000 m ² 未満	130千円																																																					
	5,000 m ² 以上	150千円																																																					
区分	敷地面積	分担金																																																					
一般家庭	3,500 m ² 未満	135千円																																																					
	3,500 m ² 以上	148千円																																																					
事業所	5,000 m ² 未満	175千円																																																					
	5,000 m ² 以上	202千円																																																					
区分	敷地面積	分担金																																																					
一般家庭	3,500 m ² 未満	150千円																																																					
	3,500 m ² 以上	165千円																																																					
事業所	5,000 m ² 未満	195千円																																																					
	5,000 m ² 以上	225千円																																																					
区分	敷地面積	分担金																																																					
一般家庭	3,500 m ² 未満	150千円																																																					
一般家庭	3,500 m ² 以上	165千円																																																					
事業所	5,000 m ² 未満	195千円																																																					
事業所	5,000 m ² 以上	225千円																																																					

		一般家庭	3,500 m ² 未満	190 千円
			3,500 m ² 以上	209 千円
		事業所	5,000 m ² 未満	247 千円
			5,000 m ² 以上	285 千円
	合併前の旧八尾町の区域	各集落排水事業の受益者分担金対象額の 1/2 (補助事業は 1/10) の額を受益者の総数で除した額とし、その総額は 700 千円を超えないものとする		
合併前の旧婦中町の区域	一般家庭は 350 千円、一般家庭以外は 3,000 m ² 未満の場合は 450 千円、3,000 m ² 以上の場合は 500 千円			
合併前の旧山田村の区域	一般家庭は 250 千円 (事業施行後に新たに施設の使用を開始する者は 300 千円)、事業所は 300 千円、医療施設等は 500 千円、宿泊施設は宿泊者が 50 人未満の場合は 300 千円、100 人未満の場合は 500 千円、100 人以上の場合は 800 千円			
合併前の旧細入村の区域	100 mm で 250 千円 (事業施行後に新たに施設の使用を開始する者は 300 千円)、200 mm で 500 千円			
経営戦略の取組の概要	平成 28 年度に策定された富山市農業集落排水事業経営戦略 (以下、「経営戦略」という) では、効率化・経営健全化のため以下の取組を規定している			
	項目	内容		
	投資の目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後は既存施設の維持管理・更新により持続可能な経営安定を図る ● 計画期間内に公共下水道との統合を図り、処理場を停止するための新たな建設費を投資する ● 人口減少による使用料収入の減少が予想されるが、水洗化率の向上を図ることで安定した使用料収入を確保する 		
	処理場の再編	<ul style="list-style-type: none"> ● 維持管理費削減の観点から、公共下水道処理区に近接している地区については、順次公共下水道への統合を図る 		
	投資の平準化	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共下水道へと接続する過程で発生する新設管整備費の発生時期を分散することで投資の平準化を図る 		
組織及び人材	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設が富山市全域に点在しており、地域別のノウハウや専門的知識を有することから、効率的かつ効果的な 			

		維持管理のため2地域に分けて業務委託を行う ● そのため、正規職員数は最小限の3名とし、効率的かつ適正な人員配置に努める
	資金管理	● 使用料収入の減収による資金不足が生じることが無いよう一般会計繰入金等の確実な調達に努める ● 使用料収入については、未収入金対策に努めるほか、水洗化率の向上を図ることで持続的な安定を図る
	経費削減	● 施設老朽化により維持管理費が増加傾向にあるため、公共下水道との統合を進め総合的な管理運営に努める ● 施設の長寿命化を図り、計画的な修繕や設備更新を通じて維持管理費の削減を図る
	情報公開	● 事業の概要や結果を富山市HPで公開し、経営の透明性確保を図る ● 市民が理解・評価しやすい情報の提供に努める
	その他	● 富山市の下水道事業は、公共下水道（上下水道局）、農業集落排水（農林水産部）、コミュニティプラント（環境部）に分かれているため、各運営主体間及び下水道事業に係る民間企業との連携を強化し、より効率的な運営に取り組む

イ. 現行経営戦略の計画と実績

① 収益的収支

単位：百万円

区分	※	平成30年度			令和1年度			令和2年度		
		計画	実績	差異	計画	実績	差異	計画	実績	差異
収益的収入		1,251	1,270	18	1,265	1,269	4	1,219	1,331	111
(1)営業収益		330	329	▲1	330	314	▲15	330	337	7
料金収入	1	330	320	▲9	330	312	▲17	330	319	▲10
受託工事収益		-	8	8	-	2	2	-	17	17
その他		0	0	▲0	0	0	▲0	0	0	▲0
(2)営業外収益		921	940	19	935	954	19	889	994	104
他会計繰入金	2	915	940	25	928	954	25	882	887	4
その他	3,4	6	0	▲5	6	0	▲6	6	106	99
収益的支出		591	620	28	574	588	14	552	635	82
(1)営業費用		359	387	28	359	373	14	354	455	100
職員給与費		19	19	0	19	20	1	19	21	1
その他	4	339	367	27	339	353	13	335	434	98
(2)営業外費用		232	232	▲0	215	214	▲0	197	179	▲18

区分	※	平成 30 年度			令和 1 年度			令和 2 年度		
		計画	実績	差異	計画	実績	差異	計画	実績	差異
支払利息		192	194	1	175	175	▲0	157	156	▲0
その他	5	40	38	▲1	40	39	▲0	40	22	▲17
収支差引		659	650	▲9	691	680	▲10	667	696	28

<補足コメント>

※1 料金収入の計画と実績の乖離理由について

経営戦略では、料金収入は「処理区域内人口×水洗化率×1人当たり年間有収水量×使用料単価」で見積もられている。このうち、処理区域内人口は、第2次富山市総合計画（平成29年～令和8年）における富山市の年度別人口推移予想に処理区域内人口比率（4.64%）を乗じて計算されているが、富山市の人口減少率よりも処理区域内の人口減少率のほうが高かったため、料金収入が下振れしている。

※2 他会計繰入金の内容について

収益的収支と資本的収支の合計（収支尻）が合うように繰入額が決定される。

※3 営業外収益(その他)の内容及び計画と実績の乖離理由について

主な内容は、新規柵設置箇所の分担金や貸付償還金、消費税還付金、国庫補助金等である。

平成30年度と令和1年度は、平成28年度の予算を計画値としたが、実際の新規柵設置希望箇所が見込みより少なかったため、実績が計画を下回っている。

令和2年度は、平成26年度～平成30年度分の消費税計算に誤りがあったことによる還付金36,261千円（内容は※5参照）及び機能診断・最適整備構想業務に係る国庫補助金70,000千円（業務内容は※4を参照）があったため、実績が計画を上回っている。

※4 営業費用(その他)の内容及び計画と実績の乖離理由について

令和2年度は、当初見込んでいなかった機能診断・最適整備構想業務70,033千円があったため、実績が計画を上回っている。当該業務は、国の指導のもとで建設後20年以上経過している処理施設の劣化状況調査（機能診断）と整備方針の検討（最適整備構想）を行うものであり、全額国庫補助金が充当される。

※5 営業外費用(その他)の計画と実績の乖離理由について

主な内容は消費税である。令和2年度は、過去の消費税計算の誤り（※）が発見され、正しい方法で計算した結果、消費税額が大きく減少している。

※特別会計は、租税、補助金、寄付金等の対価性のない特定収入を恒常的な財源としているため、特定収入により賄われる課税仕入等に係る消費税額を仕入控除税額から除外する必要がある（以下、「調整計算」という）。なお、平成26年に消費税が5→8%に変更されたが、平成25年以前に発行した地方債（課税仕入に使用）を平成26年度以降の一般会計繰入金収入で償還する際の当該収入に係る調整計算は、本来は税率5%で計算するべきところ、誤って8%で計算していた。そのため、仕入控除税額から控除される調整額が過大になり、平成26年度～平成30年度に消費税を過大に支払っていたものである。

当該計算誤りは、担当課が、令和1年度の消費税増税（8%→10%）を踏まえた消費税計

算を行っている過程で発見し修正申告した。計算誤りをしていた期間は全て修正申告が可能な期間内であったため、富山市に実損は生じていない。

② 資本的収支

単位：百万円

区分	※	平成 30 年度			令和 1 年度			令和 2 年度		
		計画	実績	差異	計画	実績	差異	計画	実績	差異
資本的収入		88	85	▲3	171	124	▲46	91	151	60
(1) 地方債	1	9	10	0	85	47	▲37	10	73	63
(2) 他会計補助金		75	75	▲0	82	76	▲5	77	77	0
(3) 工事負担金	2	3	0	▲3	3	0	▲3	3	0	▲3
資本的支出		748	738	▲10	862	805	▲57	759	847	88
(1) 建設改良費	1	10	-	▲10	90	32	▲57	11	92	81
(2) 地方債償還金		738	738	▲0	772	772	-	748	755	7
収支差引		▲659	▲652	6	▲691	▲680	10	▲667	▲696	▲28

収益的収支と資本的収支の差額		-	▲2	▲2	-	0	0	-	▲0	▲0
----------------	--	---	----	----	---	---	---	---	----	----

<補足コメント>

※1 地方債及び建設改良費の計画と実績の乖離理由について

建設改良費は、下水管や処理施設の維持更新等に係る工事費である。建設改良費の大部分は地方債が充当される（充当率の制限があるため、建設改良費と地方債の金額は完全には一致しない）。

平成 30 年度は、下水管工事の基本設計と実施設計を全て管理費（収益的支出）で処理したため、実績が計画を下回っている。本来は、基本設計は管理費（収益的支出）で、実施設計は建設改良費（資本的支出）で処理されるが、この時は年度内に基本設計と実施設計を完了させる予定であり、実施設計も含めて管理費（収益的支出）で予算取りしていたため、全て管理費（収益的支出）として処理している。特別会計で収支の過不足等を判断する際には、どちらの区分で処理しても影響がないため、実質的な問題はない。

令和 1 年度は、接続工事を次年度に繰越したため実績が少なくなっており、令和 2 年度は前年度の繰越があるため、実績が大きくなっている。

※2 工事負担金の内容について

富山県が道路の拡幅工事や圍場整備を行う際に下水管の位置変更が必要になることがあり、その際の工事費が富山県から交付されるものである。富山県の工事計画に左右されるため予想は困難であるが、工事費の全額を工事負担金として受領することになるため、特別会計の収支差引に影響は与えない。

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 現行経営戦略の計画と実績の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第8章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した農業集落排水事業の概要や現行経営戦略の計画と実績については、上記「(1) ア. 特別会計の概要」及び「(1) イ. 現行経営戦略の計画と実績」を参照のこと。

監査の結果、特に料金収入が計画を大きく下回っていることが確認できた。料金収入が計画を下回った理由は、主に処理区域内人口の見積りが実態と乖離したためである。過去3年間の富山市の人口や処理区域内人口等の推移は以下のとおりであり、富山市の人口は計画を上回っているにも関わらず、処理区域内人口は計画を下回っている。処理区域内人口は、第2次富山市総合計画（平成29年～令和8年）における富山市の年度別人口推移予想に処理区域内人口比率（4.64%）を乗じて計算されているが、処理区域は中山間地にあるため、富山市全体の人口よりも処理区域内の人口のほうが減少幅が大きかったものと考えられる。

	平成30年度			令和1年度			令和2年度		
	計画	実績	差異	計画	実績	差異	計画	実績	差異
富山市の人口	410,078 人	415,904 人	5,826 人	408,302 人	414,659 人	6,357 人	406,102 人	412,901 人	6,799 人
処理区域内人口	19,028 人	18,343 人	▲685 人	18,945 人	18,044 人	▲901 人	18,843 人	17,672 人	▲1,171 人
水洗化率	89.1 %	89.2 %	0.1 %	89.5 %	89.4 %	▲0.1 %	90.0 %	89.7 %	▲0.3 %
水洗化人口	16,959 人	16,365 人	▲594 人	16,964 人	16,140 人	▲824 人	16,949 人	15,860 人	▲1,089 人

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、現行経営戦略について、以下の発見事項が識別された。

② 発見事項

160【意見 No56】	経営戦略の見積り精緻化とモニタリング体制の構築
本庁対応	該当なし
<p>上記のとおり、現行経営戦略策定時に想定した以上に処理区域内人口が減ったことが、料金収入、営業外収益その他（新規汚水柵設置関係）、営業外費用その他（消費税）の計画差異要因となっている。</p> <p>そのため、令和6年4月1日の法適用後に策定される法適用版経営戦略においては、処理区域内人口の減少を正確に見積ることにより、各項目の見積りの精緻化を図ることが望まれる。具体的には、富山市の人口推移に定率の処理区域内人口比率を乗じる方法ではなく、過去の処理区域内人口推移に基づき人口推計を行うことが考えられる。</p> <p>その他、法適用版経営戦略を運用する際には、毎年度の実績を計画と比較し、両者が大幅に乖離した場合に経営戦略を見直す体制を構築することが望まれる。</p>	
161【意見 No57】	消費税計算の正確性の担保
本庁対応	該当なし
富山市は、自治体であるため一般企業と異なる税務論点があり、また、膨大かつ多様な取引	

を行っているため、消費税計算が非常に複雑になっている。一方で、富山市の職員は税務の専門家ではなく、また、定期的に人事異動が行われるため知見が蓄積しにくく、多額の税金計算誤りが生じやすい環境にあると考えられる。実際に、農業集落排水事業では多額の消費税の計算誤りが発見されており、富山市に重大の損失をもたらすリスクが高まっていると考えられる（今回は、たまたま5年以内の計算誤りであり全額還付請求できたため実損は無かった）。

そのため、特に消費税の計算の正確性を向上させるべく、顧問税理士を選定する、定期的に消費税の検討を外部委託する等の施策を講じることが望まれる。

イ. 過去の包括外部監査における発見事項のフォロー

① 監査手続実施結果の総括

「第8章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。

平成17年度包括外部監査（テーマ：特別会計における財務事務の執行について）において、農林水産部では「農業集落排水事業」が監査対象とされている。当該包括外部監査における発見事項（指摘事項1、意見4）、発見事項に対する所管課の措置回答状況及びそれに対する監査手続実施結果は以下のとおりである。

項目	内容
【指摘】 公有財産台帳の整備について	
過去の包括外部監査での発見事項（要約）	富山市公有財産管理規則に準拠した「公有財産台帳の調整」及び「公有財産異動報告書による報告」を実施する必要がある。
富山市の措置回答（要約）	富山市公有財産管理規則にある公有財産台帳及び公有財産異動報告書については、富山市全体として平成25年度より公会計管理台帳システムに移行して運用しており、農業集落排水施設についても同システムで整備済みである。なお、現在、法適化へ向け資産台帳を整理しているところであり、令和6年4月1日までに公会計管理台帳システムの内容も精査する予定である。
措置回答に関する監査人の検討結果	担当課に確認した結果、「措置回答のとおり、農業集落排水施設については公会計管理台帳システムで台帳管理を行っている」との回答を得た。 このように、農業集落排水事業についても、公会計管理台帳システムによる公有財産管理が行われていることから、当該意見については改善済みと判断する。
【意見】 分担金及び使用料の過年度分滞納債権の管理について	
過去の包括外部監査での発見事項（要約）	平成16年度末で、農業集落排水事業分担金7,517千円、農業集落排水使用料688千円の滞納繰越が発生しているが、未納者リストは年度途中でシステムから出力されており、年度末時点での未納者リストが無い。未納者リストの集計・出力時点を年度末に変更すべきである。 また、滞納債権に係る督促及び延滞料徴収等の管理規程が無く、担当者の判断で督促が行われている。地方自治法の関連規程や富山市会計規則に準拠した滞納債権管理規程を作成し、規程に従って滞納債権の管理を行う

項目	内容																		
	べきである。																		
富山市の措置回答（要約）	<p>農業集落排水使用料については、平成 20 年から富山市上下水道局に徴収・督促・滞納整理業務を委任している。債権管理に関しては平成 22 年に制定された「富山市債権の適正な管理に関する事務取扱規則」に基づき、業務を行っている。</p> <p>農業集落排水事業分担金については、平成 26 年に整備が完了しており、現在、滞納は無い。今後は、新規接続時に徴収が発生するが、分担金を徴収した後で接続することになるため滞納は発生しない。</p>																		
措置回答に関する監査人の検討結果	<p>担当課に確認した結果、「措置回答のとおり、農業集落排水使用料の徴収・督促・滞納整理業務は富山市上下水道局に委託している。未納リスト等のデータはシステム上で管理しており、時点や対象等を設定していつでも抽出・閲覧することが可能となっている。毎年 5 月時点の使用料の滞納額と不能欠損額の推移は以下のとおりである」との回答を得た。</p> <p style="text-align: right;">単位：千円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>滞納額</td> <td>2,834</td> <td>3,204</td> <td>2,760</td> <td>2,160</td> <td>2,991</td> </tr> <tr> <td>不能欠損額</td> <td>8</td> <td>224</td> <td>75</td> <td>332</td> <td>32</td> </tr> </tbody> </table> <p>未納者リストを随時集計・出力できるようになっていること、滞納債権管理のために「富山市債権の適正な管理に関する事務取扱規則」が制定され、それに基づいて富山市上下水道局が体系的に滞納債権の管理、督促等を行っていることを勘案し、当該意見については改善済みと判断する。</p>		H28	H29	H30	R1	R2	滞納額	2,834	3,204	2,760	2,160	2,991	不能欠損額	8	224	75	332	32
	H28	H29	H30	R1	R2														
滞納額	2,834	3,204	2,760	2,160	2,991														
不能欠損額	8	224	75	332	32														
【意見】 工事入札について																			
過去の包括外部監査での発見事項（要約）	<p>農業集落排水の管路施工工事は、入札前に予定価格を公表し指名競争入札で行われている。なお、平成 16 年に三郷地区の管路施設工事が 14 件行われたが、14 件の平均落札率（＝落札額÷予定価格）は 96.7%と高い比率となっている。そのため、一般競争入札への移行を検討すべきである。</p> <p>また、一般競争入札への移行が困難な場合は、予定価格の見直しについて検討すべきである。富山市の予定価格は、一律に設計額の 99%に設定されている。農業集落排水事業の工事の落札率が、富山市の他部署の工事入札における設計額に対する落札額の割合と同等の水準になるように、予定価格を低く設定することの可否について検討すべきである。</p>																		
富山市の措置回答（要約）	<p>現在は、「富山市請負工事等条件付き一般競争入札の入札参加者の資格条件設定及び指名競争入札の指名業者選定要領」に基づき、20,000 千円以上の工事は、一般競争入札としている。</p>																		
措置回答に関する監査人の検討結果	<p>担当課に確認した結果、「措置回答のとおり状況である。補足すると、工事を発注する際は、基本的に富山県の工事積算システムを用いて設計書を作成しており、その予定価格も公表されている。契約事務は財務部契約</p>																		

項目	内容																																							
	<p>課で実施しており、平成 21 年 10 月に「予定価格＝設計金額」となるように見直しを行った。令和 2 年度の主な工事の落札率は以下のとおりであり、平均すると 95.5%と富山市全体の落札率と大きな差はなくなる」との回答を得た。</p> <p style="text-align: right;">単位：千円</p> <table border="1" data-bbox="560 481 1436 1160"> <thead> <tr> <th></th> <th>設計額</th> <th>予定価格</th> <th>落札額</th> <th>落札率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水橋石政地区舗装補修工事</td> <td>1,284</td> <td>1,284</td> <td>1,250</td> <td>97.4%</td> </tr> <tr> <td>山田地域農業集落汚水処理施設 遠方監視装置設置工事</td> <td>4,820</td> <td>4,820</td> <td>4,434</td> <td>92.0%</td> </tr> <tr> <td>八尾地域農業集落汚水処理施設 遠方監視装置設置工事</td> <td>6,360</td> <td>6,360</td> <td>5,851</td> <td>92.0%</td> </tr> <tr> <td>水橋上桜木地区舗装補修工事</td> <td>596</td> <td>596</td> <td>580</td> <td>97.3%</td> </tr> <tr> <td>打出地区農業集落汚水処理施設廃止工事</td> <td>5,114</td> <td>5,114</td> <td>5,060</td> <td>98.9%</td> </tr> <tr> <td>打出地区舗装補修工事</td> <td>1,832</td> <td>1,832</td> <td>1,750</td> <td>95.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>このように、一定金額以上の工事は一般競争入札が導入されていること、契約課主体で予定価格の見直しが行われていること等、改善の取組は認められる。なお、落札率は引き続き高くなっているが、上記落札率は富山市の他の工事の落札率と同水準であり、突出して高いわけではない。「第 5 章 17. 市管理農道区画線補修事業費」にも記載したとおり、富山市においては、事業者が少ないことや設計金額（予定価格）が工事費用の実態と整合的であることから落札率が高くなる傾向にある。富山市は、入札結果（予定価格、各業者の入札金額や落札金額等）を富山市ホームページで公開しており、一定の透明性は確保されている。そのため、当該意見については改善済みと判断する。</p>						設計額	予定価格	落札額	落札率	水橋石政地区舗装補修工事	1,284	1,284	1,250	97.4%	山田地域農業集落汚水処理施設 遠方監視装置設置工事	4,820	4,820	4,434	92.0%	八尾地域農業集落汚水処理施設 遠方監視装置設置工事	6,360	6,360	5,851	92.0%	水橋上桜木地区舗装補修工事	596	596	580	97.3%	打出地区農業集落汚水処理施設廃止工事	5,114	5,114	5,060	98.9%	打出地区舗装補修工事	1,832	1,832	1,750	95.5%
	設計額	予定価格	落札額	落札率																																				
水橋石政地区舗装補修工事	1,284	1,284	1,250	97.4%																																				
山田地域農業集落汚水処理施設 遠方監視装置設置工事	4,820	4,820	4,434	92.0%																																				
八尾地域農業集落汚水処理施設 遠方監視装置設置工事	6,360	6,360	5,851	92.0%																																				
水橋上桜木地区舗装補修工事	596	596	580	97.3%																																				
打出地区農業集落汚水処理施設廃止工事	5,114	5,114	5,060	98.9%																																				
打出地区舗装補修工事	1,832	1,832	1,750	95.5%																																				
【意見】 農業集落排水事業の事業性の評価について																																								
過去の包括外部監査での発見事項（要約）	<p>収支改善のため、使用料収入を増加させる視点での使用料体系の見直しが求められる。その際、受益者負担の原則及び公共下水道利用者との負担の公平性の観点から、公共下水道料金体系との一定のバランスが求められる。管理費については、委託費を中心に削減の努力が求められる。</p> <p>また、新規整備予定地区がある場合は、整備の必要性や費用対効果の評価を十分に行うことが求められる。</p>																																							
富山市の措置回	平成 20 年度に使用料の改定を実施し、公共下水道使用料と同料金とし																																							

項目	内容
答（要約）	<p>た。また、農業集落排水施設の整備は平成 26 年度で完了しており、新規地区の整備は行わないこととしている。公共下水道利用者との公平性を踏まえ、また、維持管理費の軽減・抑制を見据え、老朽化が顕著で公共下水道へ接続した方が効率的な地区については、施設の統廃合を推進している。</p> <p>整備が完了し、公債費が年々減少しているが、一般会計からの繰入金が入収入の大半を占めている状態に変わりはない。現在は、事業の財務内容を明確にし、中長期的な経営見通しを把握するためにも、令和 6 年 4 月 1 日からの地方公営企業法の適用に向け、準備を進めているところである。</p>
措置回答に関する監査人の検討結果	<p>担当課に確認した結果、「措置回答のとおりである。補足すると、平成 22 年度に作成した全県域下水道化新世紀構想では、公共下水道処理区に近接している農集汚水処理施設のうち供用開始から 15 年以上経過している地区について接続の可否を検討した。対象地区 22 箇所のうち、整備期間が令和 12 年までの予定である 14 地区について比較検討を行った結果、公共下水道へ接続することにより維持管理費が年間 23,554 千円削減できると試算されている。また、処理場の更新費等を考慮すると、更なるコスト縮減が期待できると考えている」との回答を得た。</p> <p>このように、農業集落排水事業については、公共下水道への接続を通じて維持管理費や処理場の更新費用を削減する予定であり、具体的な削減効果も試算できている。今後は、令和 6 年 4 月 1 日の法適用に向けて、財務内容や事業計画の精緻化を行っていく予定であり、これらの点を勘案すると、当該意見については改善済みと判断する。</p>

② 発見事項

特記すべき事項は発見されなかった。

2. 公設地方卸売市場事業

(1) 概要

ア. 特別会計の概要

特別会計名	公設地方卸売市場事業
施設名称	富山市公設地方卸売市場
施設所在地	富山市掛尾町 500 番地
関連条例等	富山市公設地方卸売市場条例及び同条例施行規則
施設開設許可年月	平成 23 年 3 月（中央卸売市場としては昭和 48 年 3 月認可）
業務開始年月	平成 23 年 4 月（中央卸売市場としては、青果部は昭和 48 年 5 月、水産物部は昭和 56 年 6 月、花き部は昭和 62 年 7 月）
施設開設者	富山市

施設規模	敷地 123,138 m ² 、建物延床面積 38,554 m ²					
取扱品目	青果部	野菜、果実及びこれらの加工品並びに規則で定めるその他の食料品				
	水産物部	生鮮水産物及びその加工品並びに規則で定めるその他の食料品				
	花き部	花き				
取扱高	部門	区分	H30	R1	R2	
	青果部	数量(t)	45,392	45,383	43,323	
		金額(千円)	12,340,037	11,647,959	12,022,700	
		平均金額(円/kg)	272	257	278	
	水産物部	数量(t)	11,489	10,634	10,387	
		金額(千円)	11,333,192	10,422,510	9,227,512	
		平均金額(円/kg)	986	980	888	
	花き部	数量(千本鉢)	14,511	14,196	12,276	
		金額(千円)	1,115,091	1,082,178	949,181	
		平均金額(円/kg)	77	76	77	
	条例で定める使用料	種別	単位			金額(※)
		卸売業者市場使用料	卸売金額(せり売、入札又は相対取引に係る価格に限る)の3.3/1,000及び卸売場面積1m ² 1月につき			甲 99円
乙 66円						
丙 143円						
仲卸業者市場使用料		買い入れた物品の販売金額(消費税等を除く)の3.3/1,000及び仲卸売場面積1m ² 1月につき			甲 825円	
					乙 1,320円	
関連事業者市場使用料		1m ² 1月につき			甲 1,430円	
					乙 990円	
関係事業者事務所使用料	1m ² 1月につき			丙 1,595円		
				甲 627円		
倉庫使用料	1m ² 1月につき			乙 792円		
				丙 836円		
花き部倉庫・加工所使用料	1m ² 1月につき			丁 880円		
				甲 594円		
福利厚生施設使用料	1m ² 1月につき			乙 880円		
				1,430円		
				550円		

	冷蔵庫使用料	1月につき	甲 1,760,000 円 乙 2,640,000 円
	青果部保冷库使用料	1月につき	605,000 円
	空地使用料	1 m ² 1月につき	55 円
	井戸水使用料	量水器 1 個 1月につき	495 円
		使用水量 1 m ³ につき	11 円
場内通信回線使用料	1月につき	甲 44,000 円 乙 33,000 円 丙 1,100 円	
※「甲」、「乙」、「丙」及び「丁」の区分は、施設(場内通信回線にあつては事業者)ごとに市長が指定する			

イ. 市場再整備事業の経緯

当施設の主体建物(青果水産の卸、仲卸売場等)は、昭和 47 年度に建築されており、老朽化に加え耐震性も満たさないことから、大規模修繕が必要な状態にあった。そのため、富山市は、平成 28 年度に「富山市公設地方卸売市場主体建物に関する検討調査業務」を実施し、その結果を踏まえて平成 29 年度に再整備構想を策定した。再整備構想では、当市場の将来ビジョンを「市民に安全・安心な「食」を安定的に供給するコンパクトな流通拠点」と定めるとともに、当市場が社会情勢等の変化に対応し引き続き流通拠点としての役割を果たすため、市場施設をコンパクト化し、それによって生じた余剰地を再整備の原資として有効活用することとした。

富山市は、平成 30 年度に再整備基本計画を策定し、市場施設の概要や発注方法等の決定に必要な諸条件の整理を行った。また、令和 1 年度に市場再整備アドバイザー業務委託を通じて PFI 手法等による市場再整備の事業手法等を検討し、令和 2 年 6 月の政策調整会議で PPP 手法(建物賃貸借契約手法)による市場再整備が決定した。

その後、令和 2 年 10 月に事業者公募を開始し、令和 3 年 3 月に「新とやまいちば創生プロジェクトチーム」を優先交渉権者として決定し、同年 4 月に事業代表企業である大和ハウス工業(株)富山支店と基本協定を締結し、再整備を進めている。

令和 3 年度における主な経過は、以下のとおりである。

時 期	主な経過
4 月 1 日	市長記者発表
4 月 2 日	令和 3 年度第 1 回市場再整備検討会議
4 月 30 日	基本協定締結(4~7 月にかけて事業者側から市場内事業者へ個別説明)
5 月 31 日	令和 3 年度第 2 回市場再整備検討会議(第 1 回再整備事業連絡会への移行)
6 月 1~3 日	再整備連絡会、青果・花き・水産物各部会 (参加者コメント) ・事前のイメージ図の施設配置と提案の配置図の相違 ・駐車場台数が不足することへの懸念 ・施設使用料が不明確

時 期	主な経過
6月10～16日	再整備連絡会、青果・関連事業者・花き各部会 (参加者コメント) ・駐車場台数が不足することへの懸念
7月29日	青果棟基本設計(案)の説明
8月10日	第2回市場再整備連絡会
8月19・20日	再整備連絡会、青果・関連事業者・花き各部会 (参加者コメント) ・駐車場料金は高すぎて了承できない ・施設使用料も含めた全体的な負担増について明確にしていきたい
11月1日	関連事業者の反発(事前のイメージ図の施設配置と提案の配置図の相違)により、10日の工事着工が29日に遅れる旨発表
11月29日	市長との協議を経て、関連事業者が仮移転に合意。工事が着工された。

(2) 監査手続の実施結果と発見事項

ア. 市場再整備事業の進捗状況の検討結果

① 監査手続実施結果の総括

「第8章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。監査人が理解した公設地方卸売市場事業の概要や市場再整備事業の概要については、上記「(1) ア. 特別会計の概要」及び「(1) イ. 市場再整備事業の経緯」を参照のこと。

監査の結果、市場内事業者や関連事業者の一部には市の説明に対して不満がある様子が見て取れた。市場内事業者からは、主に「施設使用料の水準が不明」、「企業グループの設定する駐車料金が低い」との意見があった。また、関連事業者からは、主に「以前示された配置図と令和3年度に示された配置が違う」との意見があった。

担当課の説明によれば、「施設使用料の水準」については市場全体として令和2年度と同水準とする旨、「駐車料金」については駐車場を無料化する旨を説明して一旦は市場内関係者の納得を得た状況にある。また、「配置の認識相違」については、今後も丁寧に関連事業者に説明していく方針である。

このような前提を踏まえて監査を実施した結果、市場再整備事業の進捗状況について、以下の発見事項が識別された。

② 発見事項

162【意見 No58】	大規模再開発案件における十分な体制整備
本庁対応	当該論点は、PPP 手法等による大規模再開発案件の推進を担当している本庁部署(行政経営課など)において留意が必要である。そのため、「第2章 第2部 3. (2) ス. 大規模再開発案件における十分な体制整備」で再掲する。
市場再整備事業については、複数の所属(農政企画課、行政経営課)が関与し、主に市場職員が業務を行っているが、市場側の人員にも限りがあることから、利害関係者への丁寧な説明	

を含め十分な対応が難しいとも考えられる。当事業においても、市場に代わって代表企業が利害関係者への説明を担っていたが、これらの説明は富山市側で実施すべきであったと考えられる。

今後、複数の所属が関係する大規模な再開案件を実施する場合は、専門的に業務を行う準備室を立ち上げるなど十分な体制を整備したうえで、利害関係者に対して丁寧な説明を行うことが望まれる。

イ. 過年度の包括外部監査における発見事項のフォロー

① 監査手続実施結果の総括

「第8章 第1部 1. (2)」に記載の監査手続を実施した。

令和1年度包括外部監査（テーマ：特別会計における財務事務の執行及び経営に係る事業管理について）において、農林水産部では「公設地方卸売市場事業特別会計」が監査対象とされている。当該包括外部監査での発見事項（指摘事項0. 意見7）、所管課の措置回答状況及びそれに対する監査手続実施結果は以下のとおりである。

項目	内容
【意見】 適正な市場使用料の設定について	
過去の包括外部監査での発見事項（要約）	市場における施設使用料及び売上高使用料が当初設定した金額から見直されておらず、古いものは市場開設時の昭和48年から変更されていない。施設使用料及び売上高使用料について適正額を設定する必要がある。
富山市の措置回答（要約）	現在、本市場は市場再整備による施設の建替えを予定していることから、新施設の使用料を算定する際には、建設費や運営経費等を十分検討し、適正な使用料を設定する予定である。
措置回答に関する監査人の検討結果	<p>担当課に確認した結果、「措置回答のとおり、市場再整備事業の一環で、受益者負担の観点から使用料の見直しを行う方針である。現時点では具体的な計算式や金額は決まっていないが、令和4年12月に新青果棟と関連店舗・事務所等が完成予定のため、令和4年9月議会で使用料（関連条例）の議決を得るべく検討を進めていく」との回答を得た。</p> <p>なお、令和3年6月5日開催の富山市政策調整会議の資料には、「再整備後の市場使用料については、事業者による整備内容の詳細を確認したうえで、関係業者の負担能力や余剰地の地代収入などを勘案し、市場の運営費への影響を踏まえ、適正な使用料水準となるよう検討する」と明記されていた。</p> <p>このように、市場再整備事業の一環で使用料を見直す方針は明確になっているが、現時点では使用料の見直しは行われていないため、改善未了事項として下記②で「意見1」とする。</p>
【意見】 使用料算定根拠資料の保管について	
過去の包括外部監査での発見事項	本市場では、昭和48年の開場時に施設使用料及び売上高使用料を市条例により定めているが、どのようにその金額を定めたかの経緯や根拠

項目	内容
(要約)	になる資料は確認できなかった。今後新たに使用料を設定する場合にも、使用料の算定根拠をしっかりと作成・保管していくことが必要である。
富山市の措置回答 (要約)	施設使用料及び売上高使用料は、市場運営における重要な収入源であることから、算定根拠資料の作成及び保管については、適切に行うべきであると認識している。今後、市場再整備による施設の建替えに伴い、新施設の使用料が設定されることから、決定までの経緯も含め、使用料の算定根拠資料の作成を確実にいき、適切に保管する予定である。
措置回答に関する 監査人の検討結果	担当課に確認した結果、「措置回答のとおり、市場再整備事業の一環で見直される使用料の算定根拠は、決定までの経緯も含めて適切に保管する予定である」との回答を得た。 このように、市場再整備事業の一環で見直される使用料の算定根拠を保管する方針は明確になっているが、現時点では保管は行われていないため、改善未了事項として下記②で「意見1」とする。
【意見】再設備構想に関する考察について	
過去の包括外部監 査での発見事項 (要約)	再整備事業の一環で施設使用料及び売上高使用料を見直す際には、再整備の建築にかかる費用や、新たな市場の管理にかかる費用、余剰地有効活用による収入など総合的に勘案し、専門家のアドバイスを受けるなどした上で、適正な使用料等を十分に議論、検討して決定する必要がある。また、従来のように、一度決定した使用料について全く見直しを行わないのではなく、定期的に金額の妥当性について、長期的な収支の観点も含めて検討していくことが重要になる。
富山市の措置回答 (要約)	施設使用料及び売上高使用料については、今回の再整備の際に見直す予定である。再整備後の使用料については、市場施設の建設費や、新たな市場の維持管理費、余剰地収入などを総合的に勘案し、十分に議論・検討を行い設定することとする。また、一度決定した使用料についても、金額の妥当性について疑義が生じる場合には、見直しを含めた検討を行う予定である。
措置回答に関する 監査人の検討結果	担当課に確認した結果、「措置回答のとおり、市場再整備事業の一環で、受益者負担の観点から各種コストを踏まえた適正な使用料の設定を行う方針である。また、一度決定した使用料についても、金額の妥当性について疑義が生じる場合には、見直しを行えるように体制整備を進める予定である」との回答を得た。 このように、市場再整備事業の一環で使用料を見直す方針は明確になっているが、現時点では使用料の見直しは行われていないため、改善未了事項として下記②で「意見1」とする。
【意見】市場使用料の減免申請適用基準について	
過去の包括外部監	減免申請について、その減免の可否判断及び減免率についての基準が

項目	内容
査での発見事項 (要約)	なく、公平性・客観性が保たれていない。どういった場合に減免が認められるか、またその減免率はどのように決定するのか、最長の減免期間を定めるかどうかなどを具体的にまとめ、ガイドラインを作成し、その運用は慎重かつ厳格に行うべきである。
富山市の措置回答 (要約)	<p>減免対象先については、仮に倒産した場合市民の食生活等に多大な影響を及ぼすことが懸念される先を、減免の可否及び減免率等については、過去の営業実績や今後の業績予想を総合的に勘案して、公正かつ慎重に決定している。</p> <p>なお、客観性の観点から、減免の運用について必要な事項を定めたガイドラインの作成は必要だと考えるが、単に財務状況が黒字化したというような画一的な基準では十分な対応ができない可能性もあることから、ガイドラインを作成する場合は、多様な財務状況に対応できるように減免条件等を整理し、他市場の状況等も参考にしながら進めていく必要があると考えている。</p>
措置回答に関する 監査人の検討結果	<p>担当課に確認した結果、「市場再整備事業の一環で使用料が見直しされることから、新使用料が設定された際に改めて減免要否の判断や必要な減免金額の算定等を行う予定であり、当該検討結果をもとに減免方針を整理することを考えている」との回答を得た。</p> <p>このように、市場再整備事業の一環で減免方針を整理する予定となっているが、現時点では減免方針の整理は行われていないため、改善未了事項として下記②で「意見2」とする。</p>
【意見】 売上高使用料からの減免について	
過去の包括外部監 査での発見事項 (要約)	<p>卸売業者に対する使用料の減免は、全て売上高使用料から行われている。売上高使用料と施設使用料のどちらから減免を行うかについて特段の定めはないが、売上高使用料から減免した場合、売上高が多い時には減免額が大きくなり、少ない時はその逆になるため、過大又は過少な減免になってしまう可能性がある。</p> <p>減免の運用は慎重かつ厳格に行うべきであることは先に触れたとおりであるが、各業者の財務状況に応じて、売上高使用料ではなく、施設使用料に対して個別に減免率を設定することで減免を行うべきである。</p> <p>その際の減免率の設定についても、ガイドライン等でどういった場合にどれだけ減免するのかを明確に定め、真に必要な減免額を算出するようすべきである。</p>
富山市の措置回答 (要約)	卸売業者の使用料は、他の市場内事業者と異なり「売上高使用料」と「施設使用料（面積割）」の二本立ての料金体系となっているため、卸売業者の施設使用料の㎡当たり単価は、他の市場内事業者よりも低く設定されている。そのため、施設使用料の減免では十分な救済措置ができてい

項目	内容
	<p>い可能性があり、売上高使用料から必要な額を減免することとしている。</p> <p>なお、減免にあたり、適用期間を1年とし、経営状況によっては年度途中でも減免率の見直しができることとしており、過大又は過少な減免にならないよう対応できることから、現時点では、施設使用料からの減免については考えていない。</p>
措置回答に関する監査人の検討結果	<p>担当課に確認した結果、「措置回答では、施設使用料からの減免は考えていない、としていたが、今後市場再整備事業の一環で使用料の体系が大きく変わる可能性があることから、減免についても新しい使用料の体系を踏まえてより適切な方法を模索していきたいと考えている」との回答を得た。</p> <p>このように、市場再整備事業の一環で減免方針を整理する予定となっているが、現時点では減免方針の整理は行われていないため、改善未了事項として下記②で「意見2」とする。</p>
【意見】 減免申請時の添付資料について	
過去の包括外部監査での発見事項(要約)	<p>減免申請時には、申請書のほかに決算書、要約された過去5年分の営業実績や業績予想が添付されているが、それだけでは不十分である。それらだけではその業者の実態は把握することはできず、最低でも勘定科目内訳書、法人税等の税務申告書類（税務署收受印のあるもの）の内容精査が必要である。</p> <p>減免に関するガイドラインを作成した場合、より厳密に判断できるよう、業者の財務状況を確認するために必要な書類は、可能な限り提出を求めべきである。</p>
富山市の措置回答(要約)	<p>使用料の減免を決定するにあたり、申請書類等の確認については厳格に行うことは当然であることから、ガイドライン作成の如何にかかわらず、今後、業者から減免申請があった場合には、決算書だけでなく勘定科目内訳書や法人税の税務申告書類など、業者の財務状況を正確に把握するために必要な書類も徴求していく予定である。</p>
措置回答に関する監査人の検討結果	<p>担当課に確認した結果、「措置回答のとおり、令和2年度以降は勘定科目内訳書や法人税の税務申告書類を徴求し、内容の確認や決算書との整合性チェックを実施している」との回答を得た。</p> <p>なお、往査時に、令和3年3月25日付起案書「市場使用料（売上高使用料・施設使用料）の減免について」及び添付書類を査閲した結果、減免対象先から網羅的に勘定科目内訳書や法人税申告書類（電子申請 ver）を入手していることが確認できた。</p> <p>そのため、当該意見については改善済みと判断する。</p>
【意見】 開設者の監督責任について	
過去の包括外部監	本市場が仲卸業者に対して行う改善措置指導において一部の業者につ

項目	内容
査での発見事項 (要約)	<p>いて提出させるべき書類が未提出の状態であった。</p> <p>具体的には、事業報告書に財務諸表を添付しておらず、そもそも財務状況が一定の基準に該当するかどうかを判断できない業者が1社、事業報告書が一定の基準に該当し改善報告書の提出を求めたものの未提出である業者が1社、それぞれ確認された。</p> <p>改善措置指導は、市場において重要な役割を担う業者の健全な経営を促進するための指導である。財務諸表や改善報告書がなければ、適正な指導を行うことはできないため、未提出である業者からは速やかに提出を求め、全ての業者から提出を受けるようすべきである。</p>
富山市の措置回答 (要約)	<p>本市場では、監督責任の一環として、実施方法や対象業者は年度によって異なるものの、卸売業者や仲卸業者などの市場内事業者に対して、財務改善指導や税理士等による財務検査を実施している。</p> <p>令和1年度については、仲卸業者から提出のあった事業報告書（平成30年度分）により、財務状況が国の基準に該当する仲卸業者に対して改善措置を講ずるよう指導し、改善報告書を提出させているが、未提出であった1社については、令和2年1月に仲卸業務を廃止したため、改善報告書の提出までは求めている。</p> <p>なお、貸借対照表や損益計算書などの財務諸表については、事業報告書に必ず添付するよう、これまで以上に仲卸業者に対して指導を行っており、実際に、令和2年度（令和元年度分）の事業報告書からは、全ての仲卸業者から財務諸表の提出を受けている。</p>
措置回答に関する 監査人の検討結果	<p>担当課に確認した結果、「措置回答のとおり、令和2年度以降は仲卸業者から漏れなく財務諸表を入手するとともに、改善指導先から改善報告書を入手できている」との回答を得た。</p> <p>なお、往査時に、令和2年9月25日付起案書「仲卸業者への令和元年度財務状況に係る改善措置の指導について」を査閲した結果、仲卸業者から網羅的に財務諸表及び改善報告書を入手できていることが確認できた。</p> <p>そのため、当該意見については改善済みと判断する。</p>

② 発見事項

163【意見 No59】	適正な市場使用料の設定
本庁対応	該当なし
<p>富山市は、市場再整備事業の一環で、受益者負担の観点から使用料の見直しを行う方針である。見直しにあたっては、事業者による整備内容の詳細を確認したうえで、関係業者の負担能力や余剰地の地代収入などを勘案し、市場の運営費への影響を踏まえ、適正な使用料水準となるよう検討することが望まれる。</p> <p>また、見直された使用料の算定根拠は、決定までの経緯も含めて適切に保存することが望ま</p>	

れる。	
164【意見 No60】	市場使用料の減免条件の整理
本庁対応	該当なし
<p>富山市は、市場再整備事業の一環で使用料を見直すこととしており、新使用料が設定された際に改めて減免要否の判断や必要な減免金額の算定等を行い、当該検討結果をもとに減免方針を整理する予定である。減免方針を整理する際には、他市場の状況等も参考にしながら、卸売業者等の多様な財務状況に対応できるよう減免条件を検討していくことが望まれる。</p>	